

平成23年 2月28日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成23年 2月28日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計予算
- 甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第 5 号議案 平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第 6 号議案 平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第 8 号議案 平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 9 号議案 平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第21号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成23年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）
- 甲第25号議案 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第26号議案 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第27号議案 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第28号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 甲第29号議案 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第30号議案 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第31号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
甲第32号議案	平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第2号）
甲第33号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
甲第34号議案	平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第35号議案	平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
甲第36号議案	平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）
乙第1号議案	沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県新しい公共支援事業基金条例
乙第10号議案	沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例
乙第12号議案	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
乙第14号議案	沖縄県ワクチン接種促進基金条例
乙第15号議案	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
乙第19号議案	沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第22号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第23号議案	沖縄県暴力団排除条例
乙第24号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案	土地の処分について
乙第26号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案	交通事故に関する和解等について
乙第28号議案	交通事故に関する和解等について
乙第29号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第30号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第31号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第32号議案	訴えの提起について
乙第33号議案	訴えの提起について
乙第34号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第35号議案	副知事の選任について
乙第36号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	47番	嘉陽宗儀君
21番	新垣清涼君	48番	大城一馬君
23番	新垣安弘君		

欠席議員（1名）

46番	新里米吉君
-----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室	饒平名知成君
副知事	上原良幸君	秘書広報統括監	
知事公室長	又吉進君	総務部監	新垣郁男君
総務部長	兼島規君	財政統括監	
企画部長	川上好久君	教育委員会	中野吉三郎君
文化環境部長	下地寛君	教委	
福祉保健部長	奥村啓子さん	教育長	金武正八郎君
農林水産部長	比嘉俊昭君	公安委員会委員	安里昌利君
観光商工部長	勝目和夫君	警察本部長	村田隆君
土木建築部長	仲田文昭君	労働委員会	平良宗秀君
企業局長	宮城嗣三君	事務局	
病院事業局長	伊江朝次君	人事委員会	岩井健一君
会計管理者	米蔵博美さん	事務局	
		代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	龍野博基君	次長	新城博君
------	-------	----	------

参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
副 参 事 兼 平 田 善 則 君
課 長 補 佐

主 査 佐久田 隆 君
主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第36号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、おはようございます。

社大・結の会、瑞慶覧功です。

質問に入る前に所見を述べさせていただきたいと思っています。

先日は、奥平議員が宮古上布のかりゆしの自慢をしておりましたが、きょうは私もこれさっき初めて袖を通したんですけれども、南城市にいる義理の姉が仕立ててくれました。どうでしょうか。（拍手） ありがとうございます。長袖が余りないもんですから、寒い日にはスーツをつけたりするんですけれども、仲井眞知事は一貫してかりゆしをお召しになって本当に心より敬意を表します。吉田さんにも敬意を表します。

議会事務局に1つ要望がありますけれども、2月といえば県内で一番寒い月ですが、本会議場は結構暖かくなります。先週もところどころでクーラーがついておりました。万年風邪ぎみの大城一馬会派代表は、寒い寒いを連発しておりました。私もやはりかりゆししていると結構冷たく感じましたので、やはり地球温暖化、CO₂削減が叫ばれる昨今ですので、少し我慢しようではありませんか。我慢できない方はかりゆしを着ていただきたいと思います。

前置きはこれぐらいにしまして、1月の下旬に玉城義和副議長を団長にグアム視察に行ってまいりました。

私のグアムに行く前の認識として電気、上下水道、道路整備等のインフラ整備が整えば、大多数の住民が沖縄の海兵隊とその家族の受け入れに賛成しているものだと思って条件闘争の範疇だろうと思っておりました。しかし、知事や議員の皆さん初め、推進派や反対派の団体それぞれの皆さんから話を聞いていくうちに、そんなに簡単な話ではないということがわかりました。人口が約17万人、面積は沖縄本島の約45%で、

3分の1は米軍所有地となっております。グアム統合軍事開発計画によりますと、沖縄の海兵隊移転だけではなく、空軍、海軍、陸軍それぞれ増員される計画になっており、家族を合わせると2万6000人がふえ、合計で約4万人になる予想であります。

私は、同じアメリカという思いもあったんですが、グアム住民はアメリカの国籍を有しているものの、直接大統領選挙にも参加できず、グアム選出の連邦下院議員は議決参加権がないことを知って驚きました。グアム議会のウォン・パット議長は、グアムは300年間植民地にされたままだとおっしゃっておりました。グアム人口のおよそ40%を占める先住民チャモロ系の住民を中心に、これからアメリカからの独立を求める運動が広がっていくのではないかと予感がしました。グアム議会から、海兵隊移転や普天間飛行場移転を記した日米合意についてグアムと沖縄の意見が反映されていないとして、沖縄県議会と一緒に日米政府に声明を出すことの提案もありました。また、玉城団長から、沖縄は知事を先頭に県議会全会一致で普天間基地の県外移設を求めているということもしっかりと報告されました。

それでは質問に入りたいと思います。

知事の政治姿勢について。

(1)、1月25日、首相官邸で開かれた米軍基地負担軽減部会合の内容と知事の見解を伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、米議会調査局は日米関係報告書の中で、「知事東京に融和的」と評されているようです。訪米される際には毅然たる態度で日米共同発表の見直しと普天間飛行場の県外移設を訴えていただきたいと思います。決意を伺います。

次に、通知なしの訓練区域外海域での爆撃訓練、外来機の大量飛来による騒音規制措置無視の訓練実態、SACO合意、知事や三連協の要請を無視して行われたパラシュート降下訓練、これはことしに入っの出来事です。そろそろ嘉手納基地の返還を求めるべきではないでしょうか、見解を伺います。

次に、昨年5月の世論調査で、現在の日米安保体制を維持するべきと答えた県民はわずか7%でした。その後、中国漁船衝突事件や北朝鮮による韓国への砲撃によりふえたかもしれませんが、それでも大多数の県民は日米安保に反対しています。知事、県民の立場に

立って日米安保に反対するべきではないでしょうか、見解を伺います。

2、基地問題について。

(1)、県は、日米両政府に嘉手納基地の使用実態を明らかにさせ、負担軽減を検証させる仕組みをつくらせるべきだと思いが見解を伺います。

(2)、グアムの基地建設や関連工事に参入している県内業者の状況について伺います。

3、医療問題について。

(1)、看護師の過労死問題について。

県内の100床以上の一般病院で働く看護師の4.6%が過労死危険レベルの月60時間を超える時間外勤務をしていることが県看護協会の2009年7月の労働実態調査で明らかになりました。特に20代の看護師に多いとのこと。

ア、過去5年間に過労死した看護職員、看護管理職は何名おられるか伺う。

イ、2009年7月に実施した調査の報告が2011年11月になったのはなぜか。

ウ、報告を受け、県はどのような対策をとるのか伺います。

4、生活保護について。

昨年11月現在、沖縄県は2万9366人、受給世帯は2万229世帯とのこと。過去3年間の推移と要因を伺います。

(2)、2009年度の不正受給額が266件で2億200万円に上っている。不正受給が発覚した場合、どのような措置がとられるか伺う。

5、産業振興について。

(1)、観光税導入について。

入域・宿泊・レンタカーの観光3税導入をことしの6月に条例案を提出するとのことであったが、なぜ12年度以降になったのか、経緯とそれぞれの課題の説明を求めます。

(2)、那覇空港貨物ターミナルの貨物取り扱いについて。

沖縄地区税関が2010年の那覇空港貨物ターミナルの貨物取引量を発表したところによると、総取扱量は14万8164トンで、全日本空輸の国際航空貨物拠点事業が始まる直近の3カ年の平均取扱量の約155倍に急増したとのことであります。

ア、2010年の積み込み量（輸出）7万1349トンの上位品別内訳と取りおろし量（輸入）7万6815トンの上位品別の内訳を伺います。

イは取り下げます。

ウ、輸出上位国別では、1位台湾34.3%、2位香港

27.9%、3位シンガポール15.6%、4位アメリカ15.6%、5位マレーシア2.4%となっている。国ごとの上位品別を伺う。

エは取り下げます。

オ、輸入上位国別では、1位ブラジル、2位アメリカ、3位台湾、4位中国、5位韓国となっている。国ごとの上位品別内訳を伺う。

カ、輸出品別のうち、県内生産物（農林水産物、加工品、機器類等）の占める割合と上位国別（ベストスリー）はどこか伺う。

6、離島振興について。

国境離島や外洋離島は、日本の広大な領海及び排他的経済水域の起点となっている。島嶼群への定住・自立支援のための基本法の制定と財源措置を求めるべきと思いが見解を伺う。

7、国際交流について。

昨年、県の事業棚卸しで「海外留学生受入事業」が「不要」とされ、それに伴い県人会子弟留学制度も廃止を含め事業の見直しを検討し、新たな視点からの今の時代に合ったやり方を検討しているところであると観光商工部長は昨年の9月議会で答弁をしました。知事もこのまま廃止にしておもうとは思っていない、新しく中身を充実させてしっかりとやっていきたいとおっしゃっておりました。

「海外移住者子弟の留学生受入事業」の2011年度の予定人数と概要を伺います。

昨年9月に在アルゼンチン沖縄県人連合会の役員3名の方が県議会会派にアルゼンチン県人連合会の高齢者施設、移民一世の宿建設支援の要請に見えておりました。県内では1500万円を目標に寄附の支援を呼びかけているとのことでした。

アルゼンチン県人連合会の高齢者施設計画の進捗状況を伺います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

瑞慶覧議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、米軍基地負担軽減部会の内容と知事の見解についてという御質問にお答えいたします。

去る1月25日に開催されました第2回米軍基地負担軽減部会では、政府側から、航空機訓練の移転拡充について日米間で合意した旨の報告がありました。また、本年7月をめどとするギンバル訓練場の返還、そして環境に関する合意及び施設の共同使用を議論する

作業部会の設置などについて説明がありました。

県としましては、負担軽減策として示された政府の取り組みにつきまして、今後、その効果を見きわめていく必要があると考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢に係る御質問の中で、訪米時の普天間飛行場の県外移設の訴えについてという点でございしますが、特にこの米議会の調査局のこの報告が報道されていまして、その報告書の中に私はこの原文は見えていないんですが、「知事 東京に融和的」という点を御心配されている御質問だと思しますので、答弁させていただきます。

議員御指摘の報告書について、報道があったことは無論承知いたしております。いずれにしても、県としましては普天間飛行場の県内移設は事実上不可能と考えており、あらゆる機会を通じて日米共同発表の見直し、そして普天間飛行場の県外移設を求めてまいりたいと考えております。

なお、私はこの「融和」という言葉の意味がまだよくわからないので、これはもう一回どんな英文なのかチェックしてみたいと思います。なお、まなじりを決して人と交渉するというタイプではありませんので、念のため申し添えておきます。

次に、知事の政治姿勢の中で、日米安保についての御質問にお答えいたします。

県としましては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることなく経済が発展してきていることや、平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおいて国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解をいたしております。しかしながら、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地が果たしている役割や必要性を初め安全保障について、国民全体で十分な議論がなされてきたとは言えないと認識をいたしております。

今後とも日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えております。

次に、離島振興に係る御質問の中で、国境離島への支援についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島地域が地理的そして自然的条件等の不利性を有し、若年者の流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されております。一方、国境離島を初めとして我が国の領海及び排他的経済水域の確保や貴重な海洋資源の利用等に重要な役割を果たしてお

ります。このため、県としましては、本島と同じようなユニバーサルサービスとして交通、生活コスト、そして生活環境基盤、教育医療等の分野において定住条件の整備、そして地域産業の振興など総合的な離島振興策に取り組むため、国に対し必要な制度的そして財政的な支援を求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、嘉手納基地の返還についてお答えいたします。

県は、これまで騒音を初めとした嘉手納基地周辺住民の負担軽減が図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し強く要請してきております。特に、政府に対しては、総理及び関係閣僚等が来県の際に再三要請を行っているところでございます。また、これまで2度にわたり知事が訪米し、米国政府等に対しても要請を行いました。昨年5月の日米共同発表においては、嘉手納におけるさらなる騒音軽減を検討していくとされております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、嘉手納基地を含む米軍基地の整理縮小を粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の、嘉手納の負担軽減の検証についてお答えいたします。

嘉手納飛行場においては、現在も米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機の飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。このため、県は、軍転協や渉外知事会と連携し、政府に対し、演習・訓練内容等の公表や、現在実施されている訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じるよう求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 基地問題についての御質問で、グアムの基地建設等に参入している県内業者の状況についてお答えいたします。

グアムの基地建設に伴う県内業者の参入状況については、詳しく把握しておりませんが、新聞報道によりますと、基地関連施設の設計・施工業務を県内の設計

業者が参加している共同企業体が受注したとのことであります。また、県内建設業の業界団体が中心となつて、工事受注に向け新会社を設立する予定であると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療問題についての御質問の中の、看護職員等の過労死についてお答えします。

沖縄労働局等関係機関に問い合わせたところ、県内においては、過去5年間に看護職員等が労働災害等により過労死と認定されたものはないとしております。

次に、看護職員の時間外勤務等の調査の報告についてお答えします。

沖縄県看護協会が実施した調査は、平成21年7月時点の状況について、同年9月から調査を開始し、平成22年3月に報告書として取りまとめております。平成22年度当初には、協会会報へ掲載するとともに、病院管理者への送付や各種講演会等を通じて職場環境改善が図られるよう周知したとのことであります。今回、改めて県民への周知を図る必要から、マスコミを通じて実態を発表したと聞いております。

次に、看護師の労働環境を踏まえた対策についてお答えします。

沖縄県看護協会の労働環境に関する調査によりますと、県内の交代制勤務の看護師においては、休暇等の代替要員の不足や新人看護師のふなれを主な要因として時間外勤務が発生しているとしております。

県としては、看護協会と連携し、ナースセンターにおける代替要員の紹介事業に加え、今年度からの新規事業として、各病院が行う新人看護師研修事業や潜在看護師の再就職支援事業に対して補助するなど、医療機関の看護師確保を支援しております。また、各保健所においては、毎年、人員の配置状況及び看護師等の健康管理体制を確認し、必要に応じて管理者に対し注意喚起を行っております。

次に、生活保護についての御質問の中の、生活保護の3年間の推移と要因についてお答えします。

沖縄県の生活保護は、平成9年度以降増加傾向で推移しており、特に、平成20年度以降は経済状況の悪化の影響を受け大幅な増加となっております。平成19年度と平成21年度を比較しますと、保護人員は2万3279人から2万6572人へ3293人増加し、保護世帯数につきましても1万5732世帯から1万8228世帯へと2496世帯の増加となっております。

保護の主な開始理由を見ますと、傷病によるもの、失業、高齢等による収入減、働いていた者との離別等となっており、所得状況の不安定さが増加の背景にあるものと考えられます。

次に、不正受給が発覚した場合の措置についてお答えします。

生活保護費について、収入申告の不履行等により過払いとなった場合は、生活保護法第78条の規定に基づき、支給した保護費の返還を命ずる措置を講じております。また、収入申告の不履行等が明らかとなった場合は、当該世帯の預貯金等の調査を行い、最低生活費と収入充当額との対比の結果、保護の必要がないと判断された場合は、保護の停廃止の措置を講じることとしております。さらに、特に悪質な収入隠しなどについては、告訴等の措置を講じることもあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 産業振興に関する質問のうち、観光税の導入についてお答えいたします。

本県の厳しい財政状況の中、多様化する行政需要に対応するためには新たな税の導入が必要であると考えており、現在、観光関連税を中心に複数の案を検討しているところであります。

新税の創設に当たっては、受益と負担の関係、課税の公平性、県経済に与える影響などを十分に検討するとともに、県民及び関係者の意見を踏まえた上で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 産業振興についての、那覇空港貨物ターミナルにおける積載量と取りおろし量の上位品目の内訳についての御質問にお答えします。

沖縄地区税関に問い合わせたところ、那覇空港貨物ターミナルビルでは、貨物取り扱い全体の約95%が積みかえ貨物が占めており、沖縄地区税関では通関していないことから、積載量と取りおろし量の品目別の内訳については把握していないとのことでした。

同じく産業振興の中で、那覇空港貨物ターミナル輸出上位国の品目内訳についての御質問にお答えします。

輸出上位1位の台湾の主な品目内訳は、半導体電子部品、再輸出品、バッグ類、鉄鋼となっております。2位の香港は、半導体電子部品、再輸出品、その他の

調整食料品、肉類及び同調製品となっております。3位のシンガポールは、再輸出品、マグロ、4位のアメリカは、再輸出品、木製品、5位のマレーシアについては、再輸出品となっております。

同じく産業振興について、那覇空港貨物ターミナルの輸入上位国の品目内訳についての御質問にお答えします。

輸入上位国1位のブラジルからの主な品目は輸送用機器——これは飛行機でございます——衣類及び同附属品、その他の雑製品となっております。2位のアメリカは、一般機械、電気機器、輸送用機器となっております。3位の台湾は、その他の雑製品としての記録媒体、再輸入品、半導体製造装置となっております。4位の中国は、衣類、時計、重電機器となっております、5位の韓国は、衣類、電気機器類となっております。

同じく産業振興について、輸出品の県内生産物の割合と輸出国についての御質問にお答えします。

沖縄地区税関に問い合わせたところ、輸出品における県内生産物の割合及び輸出上位国に関するデータについては把握していないとのことであります。なお、平成22年の全日空の航空貨物スペース確保事業では、香港を中心に、ゴーヤーや紅芋などの青果品や菓子、冷凍食品などの加工品など約9万3000キロの県産品を輸出しております。

県としては、香港や中国、シンガポールなどにおいて物産展や商談会を開催し、県産品の海外展開を支援していくとともに、全日空の国際貨物ハブ基地を活用し、生鮮食材や加工食品等の県産品の海外販路拡大を促進していく考えであります。

国際交流についての中の、「海外移住者子弟の留学生受入事業」の平成23年度予定人数と概要についての御質問にお答えします。

海外移住者子弟留学生の受け入れについては、事業棚卸しを受け、沖縄県行財政改革推進本部において、課題を解決して再構築することが決定されております。

今後の子弟留学生の受け入れについては、受け入れ大学や推薦を行っている海外県人会など関係機関と協議・検証を行い、再構築する必要があるため、まず平成23年度はこれまで同様に実施し、出身国別にブラジル2名、ペルー1名、アルゼンチン1名、ボリビア1名、アメリカ2名、カナダ1名、計8名の移住者子弟を留学生として受け入れる予定となっております。そして、世代交代が進む海外県系人社会において、沖縄文化の継承、ウチナーネットワークの形成に寄与する人材を育成するため、現在、受け入れとして日本語能

力試験3級以上を前提としている日本語資格などの受け入れ要件の緩和、留学期間、留学生受け入れ人数等も含め検討し、平成24年度以降、新たに充実した事業として実施していきたいと考えております。

同じく国際交流について、アルゼンチンの高齢者用宿泊福祉施設建設事業の進捗状況についての御質問にお答えします。

アルゼンチンの高齢者用宿泊福祉施設建設事業については、アルゼンチンにおける沖縄県系人高齢者が長期入居やデイケアに利用する福祉施設建設を目的としており、県では総事業費約9400万円のうち4000万円の補助金を交付決定し、現在2800万円を支出しております。進捗状況については、本年2月4日現在、91.6%の出来高で2月中に完成予定との報告を受けております。

今後、当該施設が完成し活用されることで、県と移住地県系人との関係強化及びウチナーネットワークの次世代への継承、深化・拡充が図られることを期待します。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 知事の政治姿勢に関連しまして、知事は、戦後日本が戦争に巻き込まれることなく経済発展や平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障条約のおかげと言っておりますが、それはヤマトの論理ではないでしょうか。私は、安保条約のせいで沖縄は基地を押しつけられ、これまで苦しめられ、経済発展も阻害されてきたと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） この見方については、確かに議員がおっしゃるように、人によっていろんな分析の仕方、見方があるうかと思いますが、私は先ほど答弁させていただいたとおりです。そして、確かに日本全体、沖縄も含めて、しかもアジア地域も含めて安保条約と日米同盟が果たした役割は非常に大きかったと思います。

ただ、沖縄については確かに約40年前に日本復帰し

て、その間の経済発展のおくれであるとか、そして過重な米軍基地負担が依然としてまだ残っているという点は、確かに現実の話としてあるというふうに理解はしております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 日米安保条約があるから約76%の在日米軍基地が沖縄に集中して、そして爆音被害や米兵による事件・事故も後を絶たないわけです。差別的な地位協定のもとでウチナンチュは人権もへったくれないと。沖縄の立場で考えれば、今日の日米同盟はやはり評価に値しないのではないかと思います。日米両政府でいろんな規制が合意されても守られたためしがありません。裏では密約でやりたい放題、知事の日米安保容認の姿勢がそのことを助長させているとは思いませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員のお考えというのは、それはそれなりのお考えだと私は思いますし、別にイエスだノーだと申し上げる気はありませんが、ただ安保条約の存在そのものが東西冷戦が続いたという時代の日本全体の、アジア・太平洋地域をむしる含む全体の安定と繁栄には確かに私は貢献したと今でも思っております。

それで今幾つかやりたい放題とか、いろんなことをおっしゃいましたが、これはやっぱりその人による価値、見方、分析の違いだと思いますし、私はその容認の姿勢がやりたい放題につながっているとはゆめ思っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 今度訪米されるときは、このままでは沖縄県民は普天間の県内移設だけではおさまらないよと。嘉手納基地を含むすべての米軍基地の撤去を求めますよというぐらいのことを言うべきではないでしょうか。これは要望ですね。

次に、産業振興について。

入域・宿泊・レンタカーの観光税を導入した場合、それぞれ幾らの税収になるか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 少し、新聞報道でその入域税、それからそういった税の名前が出ておりますけれども、実を申し上げますと私どもは今その税についてはいろいろと検討していますけれども、まだ絞り込みにもかかっておりませんし、もう一点はそれぞれの規模、それから効果等々についてもまだ試算する段階ではありませんので、今の御質問については現時点ではお答えできません。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 あれだけ大きく新聞報道もされているわけですから、やっぱりその取り組み方というかもっとちゃんと前向きに検討していただきたいと思います。

次に、那覇空港貨物ターミナルの取り扱いについてですけれども、オの輸入上位で1位がブラジルとなっているのは意外だったんですけれども、ランキング1位から5位のこの要因というのは何でしょうか。そしてまた過去3年の上位国ランキングですね。これは前もって聞いておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 平成22年の那覇空港貨物ターミナルビルにおけるブラジルからの輸入品総額の99%は飛行機となっていて、ブラジルには今世界第4位の飛行機会社「エンブラエル」という会社がありまして、最近70名乗りとか飛行機50名とか70名とか小型のジェット機、これを日本のJALとかが輸入して、その流れの中で沖縄を経由して日本に入るといって、輸入品ということでブラジルがその取扱量1位となっております。

それから那覇空港のターミナルの過去3年間の今輸入上位国ということでございますので、一応19年度から21年度までの那覇空港におけるターミナルの輸入上位国につきましては、平成19年度が1位から順に行きますと、アメリカ、カナダ、中国、台湾、スイスとなっております。平成20年は、アメリカ、ブラジル、カナダ、中国、スイス、平成21年は先ほどの影響がありましてブラジルが1位で、アメリカ、中国、カナダ、韓国となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 台湾はかつて農林水産業と観光産業中心の経済でしたけれども、今日ではIT産業関連や精密機器を中心に目覚ましい発展を遂げております。沖縄県は、熱帯果樹栽培を初め農林水産業で多くの技術を教わってきているというふうに聞いておりますけれども、近年では、沖縄の外国人観光客で断トツの1位、平成21年度は9万9000人約40%を占め、那覇空港貨物ターミナルの取扱量でも輸出で1位、輸入で3位とそれぞれ前年度の18.8倍と17.7倍の貿易額で42億6300万円。ちなみに2位のアメリカは約10億円少ない額となっております。新聞の記事で輸出・輸入とも伸び率が台湾だけが前年度比何倍というふうになっているわけですね。輸入の2位は香港で99.3%増で表示されていました。記者にちょっと表示が紛らわしいん

じゃないかということで確認したんですけれども、これはミスではなくて取り決めどおりの記載ということで、それぐらい台湾がふえているということになっているわけですね。

私が申し上げたいのは、台湾には足を向けて眠れないぐらい世話になっているなということです。沖縄から年間2万人余台湾に行っているようなんですけれども、今ちょうど花博覧会が開催されています。4月25日までという期間ですけれども、県民の皆さんもこの機会にぜひ台湾に行かれてはどうかと思います。残念ながら県議会の琉中親善友好使節団は1日おくれの26日からの日程となっておりますが、ぜひ多くの皆さんが参加して友好を温めてまいりましょう。

次に、アルゼンチンの高齢者施設、先ほども90何%の進捗というふうにおっしゃっていましたが、私はそれだけ資金難ということで心配していたんですけれども、安心もしますけれども、やはり2月には完成ということです。まだまだそういった募金のほうが芳しくないという話がありました。県人会の皆さんが要請に見えられたのが9月の中旬でしたけれども、9月定例議会中、そして県知事選との関係もあって何かと忙しい時期でしたので、私の会派でもまだ取り組んでおりません。先日、気になってこのアルゼンチン友好協会に電話をしたんですけれども、やっぱり目標の半分も達成できていないということでしたので、既に寄附をされた会派の方もいらっしゃるかと思いますが、まだの方はこれからでも遅くないそうですので、気にとめていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

1、保育行政について。

(1)、現在の待機児童数と現状、基金事業による保育所増設計画と実績、何年で待機児童は解消するのですか、保育所の増設を急ぐべきではありませんか。

(2)、認可外保育園に認可保育園並みに補助を増額することについて及び施設整備の実績はどうなっていますか。拡充をすることについて。

(3)、浦添市で保育料の値上げ通知が出され、父母たちから子供の扶養控除が廃止され、増税もされるときに子育てが厳しくなると反対の声が上がっています。県内で値上げする市町村はどこですか。国に補助をさせ、県も補助をして保育料値上げをやめさせるべきで

はないですか。

(4)、3歳児以上の主食費を父母負担にしている市町村はどこですか。2歳児までと同様に国庫負担金にして無料にすべきと考えますがいかがですか。

(5)、民主党政権が2013年実施をねらう「子ども・子育て新システム」は、市町村の保育を実施する公的責任をなくし、保育所探しは保護者の責任、入れなくても自己責任、保育所に選考されて直接契約、親の収入に関係なく利用した時間とサービスによって保育料が決まり、認定された保育時間を超えた分は自己負担、利用時間が長いほど負担増、障害の子や所得の低い人ほど入れなくなる、もうけ産業の参入になるなど、子供たちの健やかな成長を守れなくなる国・自治体の責任を放棄する制度です。県内保育団体が2600人集会を開き反対決議を上げ、全国で反対の声が広がっています。県は反対をすべきではありませんか。

2、子供の貧困対策について。

(1)、昨年度、子供の貧困の実態調査を検討することになったが、調査の結果はどうになりましたか。県は、どのようにして貧困対策を行うのですか。

(2)、就学援助の準要保護の申請人数は何人か、認定者は何人ですか、その割合。認定割合が最も低いのはどれだけですか。制度の内容及と支給対象がわかるような案内書がすべての生徒に配布されていますか。市町村によって認定基準に違いがあるが、所得制限を引き上げるなど必要とする子供に就学援助が行き渡るようにすべきです。国に全額国庫負担を求めるべきではありませんか。

3、児童相談所の拡充について。

(1)、子育て家庭の生活不安が広がっている中で、親のストレスなどによる児童虐待の防止のために児童相談所の果たす役割は大きくなっています。宮古分室の設置が必要ではないですか。県と市町村の支援事業の体制と取り組みはどうなっていますか。また、福岡の「子どもの村」を参考にした里親施設の設置や里親制度の強化策が必要と考えますがどうですか。

(2)、児童相談所には心と体に深い傷を負った子供のケアのため、社会福祉主事、児童福祉司、児童心理司などの専門職員を手厚く配置をすべきと考えますが、職員体制や配置などの基準見直しを行うことについて。現在、手当もなく行われている夜間待機業務に手当支給規定を明確にして、過酷な勤務に見合う手当を支給することについて伺います。

4、学童保育について。

(1)、那覇市の泊学童クラブで、新入所の申し込みで前日から順番待ちをしなければならない問題が父母の

負担となっています。1カ所2150万円の施設整備予算を生かして公設による学童分離が必要ではありませんか。政府の施設整備予算は幾らですか。沖縄県での実績はどうなっていますか。

(2)、本県の学童保育は、全国に比べて行政の支援がおくれています。県は、学童保育の振興策を次期沖縄振興計画に取り入れています。ひとり親や低所得家庭の保育料の減額免除、民設学童クラブへの家賃補助、指導員の賃金補助、幼稚園児の保育など県独自にでも実施をすべきではありませんか。

5、DV被害などによる女性の緊急避難施設、うるま婦人寮のような施設を那覇地域に建設することについて伺います。

6、生活保護行政について。

(1)、ホームレスなどの急迫保護の申請で、食べる物もない、寝るところもない、所持金もないのに即日保護をしない事例が多いが、生活保護制度の基本原則・原則を逸脱する、憲法25条に照らして重大な人権問題ではありませんか。

(2)、ワンストップで緊急保護を開始するための体制整備や緊急宿泊施設の整備はどうなっていますか。

(3)、4人の乳幼児を育てている生活に困窮した母親が、生活保護の申請で車の保有を理由に断られています。本県でひとり親が子育てするには、車は健康で文化的な生活の必要条件ではありませんか。母子世帯の車の保有を認めないのは差別・不公平であり認めるべきだと考えますがどうですか。

7、生活福祉貸付資金の10万円の緊急小口貸付が申請の相談をしても認められず、生活が逼迫したと苦情が寄せられています。制度の趣旨を逸脱しているのではないですか。

8、教育行政について。

(1)、教育長は、昨年9月議会の文教厚生委員会での私の質問に対して、全国平均より10.6%も多い本県の臨時教員を次年度から本採用していくと答弁されました。1500人をすぐに全国並みに本採用すれば画期的なことです。ぜひ実現すべきです。

(2)、臨時教員の本採用のためにも教員採用試験の年齢制限を撤廃し、一次試験免除条件の2回制限を撤廃すべきではありませんか。

(3)、次年度から新たに小中学校の全県児童を対象にした学力テストを実施しようとしています。どのようなテストですか。子供の学び合い成長することに逆行し、競争に拍車をかける全児童対象の一斉テストはやめるべきです。

(4)、浦添市立神森中学校で新学期から2クラスふえ

るのに教室が足りないことが問題になっています。県は、早急に対応すべきではありませんか。

9、浦添新軍港建設など基地問題について。

(1)、儀間浦添市長は、浦添新軍港建設の環境アセスを早く進めてほしいと政府に要請し、政府は、環境アセスを2011年度から実施しようとしています。知事は、浦添市長が新軍港建設を容認しているので浦添市民も容認しているという認識のようですが、この間、市長は軍港建設の是非を市長選挙で問わず、選挙の争点にしてこなかったのです。我が党の市民アンケートの結果は、軍港容認は5%で、圧倒的多数が新軍港建設に反対です。まさに市民の総意は新基地・軍港建設に反対であります。知事は、県民や浦添市民の新基地反対の総意の立場で新軍港建設反対を日米両政府に申し入れるべきではありませんか。政府に環境アセス撤回を申し入れることについてお尋ねします。

(2)、浦添市が6700万円で退役米軍人施設を建設するのは言語道断であり、屈辱的な対米従属の前例は絶対に容認すべきではありません。我が党は、一貫してキャンプ・キンザー米軍基地の早期全面返還を求めています。喫緊の課題として浦添市議会で全会一致の返還要求決議を採択し、政府要請をしています。知事も浦添市と一体となってキャンプ・キンザー返還を日米両政府に要求すべきではありませんか。

(3)、那覇港管理組合を主導する沖縄県が、トランシップ貨物がゼロの税金の無駄遣いの那覇国際ハブ港湾計画事業を中止、見直しをさせることについて伺います。

10、独立行政法人日本学生支援機構から、奨学金の回収のために生活保護者が裁判に訴えられ、相談が寄せられています。無慈悲で過酷なやり方ではないか、県内でほかにもいるのですか。県は、生活保護法に違反する無法な差し押さえ回収をやめさせるよう申し入れすべきではありませんか。病気や失業で滞納している返済困難な債務者に対しては、免除や徴収猶予をすべきと考えますがどうですか。県が窓口となって返済不能などの相談を行うべきではないですか。

以上、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘純恵議員の御質問に答弁させていただきます。

第1に、保育行政に係る御質問の中で、待機児童数と解消策及び基金事業による保育所整備計画についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成22年4月1日現在の待機児童数は1680人となっ

ております。

待機児童の解消につきましては、安心こども基金及び保育所入所待機児童対策特別事業基金を設置し、その解消に努めているところでございます。平成22年度には、2つの基金を活用し、29施設の保育所整備及び10施設の認可化で合わせて約1600人の定員増を図る予定であります。平成23年度も引き続き25施設の保育所整備及び10施設の認可化で合わせて約1400人の定員増を図る計画となっております。

沖縄県といたしましては、今後とも国及び市町村や関係団体と連携をし、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

同じく保育行政に係る御質問の中で、認可外保育施設への補助増額及び施設整備の実績についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への給食費支援につきましては、平成23年度当初予算案におきまして、新たにおかず及びおやつ代も対象とすることなどによりまして新すこやか保育事業を拡充し、前年度と比べ約5600万円の増といたしております。

認可化につきましては、待機児童対策特別事業基金によりまして、平成22年度は10施設の認可化に向け手続を進めているところでございます。また、新たな子育て支援制度の提案におきましては、待機児童対策特別事業基金を継続・拡充をし、新たに一定の質が確保された認可外保育施設への支援措置を国へ求めています。

沖縄県といたしましては、今後とも認可外保育施設入所児童の処遇向上に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 保育行政についての御質問の中の、保育料の値上げ予定についてお答えします。

県内で保育所のある34市町村へ照会したところ、保育料の改正を予定している市町村は4市町となっております。

保育所運営に要する経費につきましては、国の定める保育料徴収基準額を控除した額を基本として、国や県及び市町村が一定の割合で負担することとしております。

なお、保育料については、国の定めた保育料徴収基準額の範囲内において市町村における子育て支援策や

財政状況などを考慮し、市町村の主体的な判断により設定しているところであります。

次に、3歳児以上の主食費を徴収している市町村についてお答えします。

県内で保育所のある34市町村に照会したところ、20市町村において3歳児以上の主食費を保護者から徴収しているとの回答を得ております。3歳児以上の主食費については保育単価に盛り込まれていないことから、市町村の実情に応じて保護者から徴収されているところであります。

次に、「子ども・子育て新システム」に対する県の見解についてお答えします。

「子ども・子育て新システム」に対する保育団体の見解は、待機児童の解消は、大幅な財政投入と現行制度の拡充で進めることや直接契約を導入せず、公的責任を堅持することや保育の産業化につながる指定制度の導入反対などとなっております。

県としましては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に当たっては、保育の質が確保されることや新システムの制度運用に必要な財源が確保されることが重要であると考えております。本県にどのような影響を及ぼすのか、今後とも国の動向を注視し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策についての御質問の中の、子供の貧困の実態調査及び県の対策についてお答えします。

子供の貧困につきましては、就学援助認定者、生活保護世帯、ひとり親家庭の状況等、関連のある各種資料をもとに実態の把握に努めているところであります。また、教育庁等関係機関とも連携しながら現行の施策の課題等を洗い出し、実態に即した効果的な支援方法等を検討しているところであります。

なお、この対策とは別に、県では「新たな子育て支援制度」の提言において、保育サービスを提供する施設等への支援や放課後児童クラブを利用する低所得者世帯への保育料の助成を盛り込んでいるところであります。

次に、児童相談所の拡充についての御質問の中の、宮古分室の設置及び県と市町村の支援事業並びに里親施設の設置や里親制度の強化策についてお答えします。

宮古地域における児童相談体制については、八重山分室の状況も踏まえながら、今後そのあり方を検討してまいります。

子育て家庭に対する支援事業については、主に市町村で実施しており、生後4カ月までの乳児がいるすべ

ての家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、子育ての不安感を緩和することなどを目的とする「地域子育て支援拠点事業」等が実施されております。

里親については、平成21年度から、里親家庭等を一つの小規模な施設とみなして、子供を養育する制度であるファミリーホーム事業が開始されるなど制度の拡充等が図られているところであり、引き続き里親及びファミリーホームに対する支援の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員体制や配置基準の見直し及び夜間待機業務への手当支給についてお答えします。

児童相談所については、これまでも専門職を増員してきており、児童福祉司についても、児童福祉法施行令で定める配置標準を上回る配置を行うなど体制の強化を図ってきたところであります。今後も、スーパーバイザーの養成や職員研修の充実による専門性の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、夜間待機業務への手当につきましては、現在、電話対応や安全確認などの実働時間に応じて時間外勤務手当を支給しているところですが、待機中の精神的負担も大きいことから、改善の必要性を認識しているところであります。今後、他県の状況や本県における類似業務の状況等を踏まえた改善策について、関係部局と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、学童保育についての御質問の中の、放課後児童クラブの施設整備事業を活用した公的学童の設置についてお答えします。

放課後児童クラブの施設整備については、国の児童厚生施設等整備費補助事業等で実施しており、クラブ専用で整備する場合と児童館等に併設する場合が対象となっているところですが、厚生労働省の平成23年度の予算案では36億円が計上されております。

沖縄県内での平成15年度から22年度までの実績は、専用施設が2カ所、児童館等での併設が4カ所の計6カ所となっております。

県としましては、希望する児童すべてが入所できるようクラブの設置促進に努めるとともに、国の補助事業を活用した公的施設活用のクラブ設置を事業の実施主体である市町村に働きかけてまいります。

次に、新たな子育て支援制度等の県独自の実施についてお答えします。

沖縄の持つ歴史的、社会的な背景から形成されてきた独特な子育て環境を踏まえ、全国一律の政策では十分な効果が期待できないことから、沖縄だけに適用される新たな子育て支援制度への支援を国へ提案

しているところであります。

新たな制度の実施については県独自での実施が困難であることから、沖縄振興に関する国の役割ないし責務として対応することを求めているところであります。

次に、DV対策についての御質問の中の、DV被害女性等の保護施設の増設についてお答えします。

配偶者等からの暴力などにより緊急に保護が必要な女性については、女性相談所等で一時保護を行っており、長期の支援を要する場合は、婦人保護施設うるま婦人寮で対応しております。平成21年度の女性相談所の一時保護所の平均入所者数は、定員20名に対して3.6名で、入所率は18%となっております。また、うるま婦人寮の平均入所者数は、定員40名に対し7名で、入所率は17.5%となっております。両施設とも余裕があることから、保護施設の増設については現在のところ考えておりません。

なお、老朽化しているうるま婦人寮の母子棟の改築を予定しており、十分な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活保護行政についての御質問の中の、急迫保護の適用についてお答えします。

保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、生活保護法第25条に基づき、速やかに職権をもって保護を開始する必要があります。

急迫した状況とは、生存が危うい場合、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合で、保護の実施機関においては、このことを踏まえ総合的に判断し、職権による保護を行っており、適正に実施されているものと考えております。平成21年度における職権保護や住所不定者の保護件数は189件となっており、また、職権保護に至らない場合においても他法他施策を活用しつつ、必要に応じて適正に保護を実施しているものと考えております。

次に、ワンストップで緊急保護を開始するための体制整備や緊急宿泊施設についてお答えします。

要保護者が急迫した状況にある場合は、福祉事務所等が職権をもって保護を開始することとなっており、医療機関や保健所等と連携して緊急保護を実施しているところであります。また緊急宿泊施設については、現在那覇市、糸満市、石垣市において旅館等の簡易宿泊所を借り上げてホームレス等に提供する「ホームレス緊急一時宿泊事業」を実施しており、平成22年度においては、2月15日現在で合計38人が延べ1319日利用しております。

次に、母子世帯の車保有を認めることについてお答

えします。

生活保護世帯に自動車の保有を認める場合については、国の通達で具体的に示されております。保有が認められる場合とは、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者が通勤用として使う場合や障害（児）者が通院等のため自動車を必要とする場合で、単に日常生活の便利に用いられるのみでは、地域の普及率のいかんにかかわらず自動車の保有は認めておりません。保有の要否については、これらのことを踏まえ、実施機関が個別に状況を把握し、適正に判断しているものと考えております。

次に、生活福祉貸付資金についてお答えします。

緊急小口資金は、低所得世帯にあって、医療費または介護費の支払い等により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の資金を貸し付けるものであります。貸し付け窓口である市町村社会福祉協議会においては、制度目的を十分に踏まえ相談に当たっており、相談の段階で貸し付けの要件に明らかに該当しない場合は、その旨を利用者に説明しております。結果として申請には至らない場合や申請しても貸し付け決定がなされない場合がありますが、平成22年度の貸し付け件数は、1月末現在において419件で、前年度分を既に上回っている状況にあり利用者数は増加してきております。

県としましては、実施主体である沖縄県社会福祉協議会を通じて引き続き制度の適正な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは子供の貧困対策についての御質問で、就学援助の準要保護の実績及び制度の周知等についてお答えいたします。

就学援助事業は、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されております。就学援助の準要保護の申請者数については、市町村からの報告は受けていないため、県教育委員会としては把握しておりません。認定者数については、平成21年度は2万1616人、全児童生徒に占める準要保護認定者の割合（認定率）は14.55%となっております。最も低い認定率は0.92%となっております。就学援助制度の周知の状況については、各学校へ制度を書面で通知したり、広報誌等に制度を掲載するほか、入学・進級時に案内書等を配布するなど複数の方法で周知を行っているとし市町村から報告を受けております。

今後とも教育の機会均等の確保のため、市町村にお

いて必要な就学援助が行えるよう、十分な財源措置について引き続き全国都道府県教育長協議会等を通じ国へ要請してまいります。

次に、教育行政についての御質問で、臨時教員の本採用についてお答えいたします。

文部科学省が公表した「公立小・中学校の正規教員の割合」については、全国平均が93.7%に対し沖縄県では83.1%と、全国平均と10%以上の差があります。臨時的任用教員の割合が高い要因につきましては、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に習熟度別指導等で特例的に措置されている加配定数について、沖縄県では臨時的任用教員で対応しているためと考えております。加配定数については、文部科学省の裁量によって決定されており、また、年度ごとに変動するため臨時的任用教員で対応してきたところであります。今後は、正式任用教員で対応できるよう努めていきたいと考えております。

採用者数については、小学校が平成22年度は109名、平成23年度は250名の予定で141名の増、中学校が平成22年度は41名、平成23年度は108名の予定で67名の増となっております。今後については、児童生徒数の増減等に伴う教職員定数や退職者の数、定数改善計画などの国の動向、他県の状況等を踏まえながら、当分の間、平成23年度と同程度の採用数となるよう、臨時的任用教員の割合の改善に向けて年次的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、受験年齢制限の撤廃等についてお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。今後、大幅な教員の採用が見込まれることから、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組みます。

平成23年度実施の教員候補者選考試験においては、応募者数の大幅な増が見込まれることから、受験年齢制限を45歳まで引き上げ、受験年齢の撤廃につきましては、平成23年度の実施状況を踏まえ早目に判断していきたいと思っております。幅広い年齢の受験者を見込むことにより、量及び質の両面ですぐれた教員や多様な人材、他の職業等で豊富な経験と技量を持った優秀な社会人・職業人、これまで長期間臨任をしている指導力のある教員などの確保を目指していきたいと思っております。それとともに、長期間にわたり臨任をしている指導力のある教員を確保するために設けられた「教職経験による選考」と、中学校の技術と高校の水産に限定した「社会人を対象とした選考」についての一部試験

免除は、平成23年度から廃止いたします。

「教職経験による選考」による一部試験免除の廃止については、推薦、選考基準が明確に示されていないと受験者や学校現場から不満があること、大幅な採用の増加で小学校において申請者全員が合格するなど教員の質の確保に問題があること、小・中・高校等の校種によって一部免除合格者数の差が大きく、制度自体に不公平感が出ること、臨任経験者から免除よりも年齢撤廃の要望が多いことなどがあります。「社会人を対象とした選考」による一部試験免除の廃止については、中学校の技術と高校の水産に限定した選考であるため、すべての校種や教科に拡大することが求められています。また、民間企業での豊富な経験等を有する幅広い人材の確保を目指すためであります。

県教育委員会としましては、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組み、豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人を初め臨時的任用の受験者が選考試験を受験できる機会を拡大し、本県の教育を担う専門的知識や技能、実践的指導力のある優秀な教員の確保に努めてまいります。

次に、県学力到達度調査についてお答えいたします。

本県のすべての児童生徒に確かな学力などの「生きる力」をはぐくむことは県民の願いであり、本県の発展のためにも重要なことと考えております。

本調査は、本県児童生徒一人一人の基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の定着状況を把握するとともに、各学校における授業改善を推進するため20数年にわたり実施してまいりました。次年度は、これまで小学校第4学年において国語、算数で実施していました本調査を、学習の定着状況等をより詳細に把握し、児童一人一人に応じた指導を充実させるため、第3学年と第5学年で実施することとしております。また、中学校第2学年において、これまで国語、数学、英語の3教科で実施していました本調査を、実生活で生きて働く、科学的な見方や資料を解釈するなどの活用する力をはぐくむため、理科と社会を加えた5教科で実施することとしております。

県教育委員会としましては、本調査の結果を詳細に分析し、学習内容に係るつまづきなどを明らかにすることできめ細かな指導の充実を図り、今後とも児童生徒一人一人に確かな学力などの「生きる力」をはぐくんでまいりたいと思っております。

次に、神森中学校の教室不足についてお答えいたします。

神森中学校の普通教室は、現在24教室を保有しておりますが、1学級の増に対応するため、特別活動室1室を普通教室に一時転用しております。浦添市教育委員会に確認しましたところ、平成23年度はさらに1学級の増が見込まれ、やむなく第2コンピューター教室を一時転用して対応すると伺っております。

県教育委員会としましては、適切な学習環境を確保することは大切なことであると認識しており、設置者であります浦添市と連携を図り、一時転用解消のため平成24年度に整備が図られるよう関係機関と調整を行っていきたいと考えております。

次に、奨学金の返済相談についての御質問で、日本学生支援機構の奨学金返還についてお答えいたします。

独立行政法人日本学生支援機構は大学生や大学院生等を対象とした奨学金事業等を実施しており、国が所管する機関となっております。日本学生支援機構によりますと、延滞者に対する法的措置を実施した都道府県別の状況については公表していないとのことであり、また、返還についての相談窓口は、同機構の奨学金返還相談センターが一括して行っており、返還等の相談についても随時対応に努めていると聞いております。なお、日本学生支援機構の返還指導に係る法的措置等については、県教育委員会が言及する立場にないと考えております。

奨学金の返還については、卒業または退学後、災害または傷病その他生活困窮等により返還が困難になった場合、申請により返還が猶予・免除される仕組みがあるとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 浦添新軍港建設など基地問題についての御質問の中の、那覇港湾施設の建設反対についてお答えいたします。

儀間浦添市長は、平成13年2月の市長選挙において「那覇港・浦添埠頭の建設及び浦添市の振興整備を条件に、那覇港湾施設の移設の受入を推進する」ことを公約に掲げ当選し、平成13年11月に那覇港湾施設の受け入れ表明を行いました。

また、平成15年1月の第4回那覇港湾施設移設に関する協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市ともに了承し、現在、同協議会において、環境影響評価を含め移設に関連した諸措置等について、国・県、地元自治体等で協議・調整が進められているところであります。

県としましては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は基地負担の軽減につながるものと理解しており、今後とも、国、地元自治体等と連携して、那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

次に、キャンプ・キンザーの返還についてお答えいたします。

退役軍人用クラブハウスの建てかえにつきましては、日米合同委員会で合意され、浦添市と米軍との間で調整が進められていることから、浦添市の意向を尊重すべきであると考えております。

県としましては、御質問のキャンプ・キンザーを初め「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、パッケージ論にとらわれることなく実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めているところであります。去る2月7日から9日にかけて、軍転協としましても同様の要請を行いました。

県としましては、今後、地元市町村と連携をとりながら強力に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 浦添新軍港建設などの基地問題についての御質問で、那覇港の国際ハブ港湾計画事業についてお答えいたします。

那覇港は、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的優位性を生かして国際航路ネットワークを構築し、戦略的な中継コンテナ貨物を取り扱う物流拠点としての国際流通港湾を目指しております。これまでポートセールス等に取り組んできたものの、現時点ではトランシップ貨物の実績はありませんが、北米航路の大型コンテナ船等が就航しており、今後ともトランシップ貨物の獲得に向け、ポートセールスや施設整備等を推進していく考えであります。

なお、トランシップ貨物の計画目標の見直しについては、那覇港管理組合において現状を調査・分析し検討していくとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 福祉保健部長に再質問を行います。

先ほど子供の貧困のところで、学童の低所得者への助成について答弁がありましたけれども、もう一度確認したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 新たな支援制度の中で、放課後児童クラブを利用する低所得者世帯への保育料の助成も盛り込んでいるということで申し上げました。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次年度助成をしていくのかと思ったんですが、全く違う内容でがっかりしております。

次、浦添の軍港建設問題で先ほど知事公室長が、儀間市長が軍港受け入れを表明して選挙で最初に当選したと言いましたが、全く事実と反しているんですよ。選挙では、民間港をつくってそのバースの一部を軍にも使わせる、これが選挙の公約で、そして当選した後に軍港受け入れを表明したというのが事実です。もう一度確認してください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 私の理解では、先ほど答弁したとおりなんですけれども、議員が御指摘のようなことがありましたら、再度確認をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事に伺います。

浦添市は、6700万円の新たな施設の建設を市民に全く知らせていないんです。経過の説明を求めても全く秘密にしています。市民不在のまま米軍の施設を市民の税金でつくるなんてとんでもないと、市民や県民が撤回を求めています。地元がやることだと、傍観者で本当にいいんでしょうか。

前代未聞の退役軍人施設の建設について、浦添市は、沖縄県もやっているとまた言っています、同じようなことを。事実でしょうか。

県道港川道路建設は、牧港米軍補給基地を一部返還して行っています。返還交渉の内容を説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 事実関係については承知しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん この問題は、浦添市の6700万円の負担そのものが新聞に出た途端に、全県的に新たにどうして日米が交渉するのに市民や沖縄県民の負担で新たな施設をつくらなければいけないのかということが大問題になったんですよ。で、説明を求めている。

沖縄県は、同じように港川道路を同時期に返還交渉を求めましたよね。それを私は、関係の皆さんのところから資料を取り寄せて今説明を求めているんです

よ。承知しておりませんというのは、とんでもないです。米軍との交渉内容をぜひ明らかにしてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 御質問の件は、浦添西原線の港川道路ということで理解しておりますけれども、これにつきましては、一部が返還を必要としておりますので、平成20年12月に最終的に返還の通知を受けております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 県道をつくるので、キャンプ・キンザーの一部を返還してくれと要請をして、その要請と、そしてその交渉の中身を明らかにしてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 交渉の中身といいますとちょっと詳しく承知しておりませんが、うちのほうとしましては、道路建設のためにこの用地が必要だということで、それを返還してもらいたいという趣旨で返還を要求したというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、この問題はとても重大だと思っているんですよ。平成20年の12月に返還されるということを受けたと言いますが、県がどのような要請をして——タイトルでもいいです——そして米軍、防衛局からどのような回答が来て、最終的に返還となったという、そのいきさつを説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 先ほどお答えしましたとおり、うちのほうとしては、道路新設するために用地として今の基地の一部を返還する必要があったことで、我々としては返還を要望して申し入れたということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、今、県が基地のない沖縄を目指していくと、そして施設返還もこれからどんどん一部であれ、牧港補給基地は浦添市を挙げて全面返還を求めているわけですよ。だから、その中で今、一部返還をするときにどうして新たな施設をつくっていくのかというところが聞きたいわけですよ。だから、20年の12月22日にこの港川の地域ですよ、米軍基地。ピザハウスに出てくるところを県道にするから一部を返還をするというそのための申し入れをやったわけですよ。皆さん、これは20年のいつですか。要請したのは平成17年6月10日に返還の要請をされたんじゃないですか。そのいきさつを説明お願いします、交渉のいきさつを。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 交渉のいきさつといいますか、議員からありました17年に私どもは県の道路計画が上がりましたので、それについては都市計画決定もしております。これは、西海岸道路と国道58号現道のアクセス道路として必要な県道でございまして、先ほどから申し上げており、その用地について返還の必要があったんで、私どもとしては返還の要請を申請をしたということでございます。

その際に、道路の関係といいますか、郵便局の話がありましたけれども、そういったものについては道路拡張に支障になりますので、その辺の補償といいますか、そういったことを今交渉中ということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄県知事から平成20年10月8日付で沖縄防衛局長あてに、平成20年9月5日付で照会のあった見出しのことについては、米側の付した条件に異存はありませんという文書を出したのは事実ですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 20年の9月に防衛局長から県に一部返還の照会がありまして、後はまた10月8日に、一部返還の照会に対しての回答といたしまして異存はなしという回答をしているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 20年9月5日に防衛局長から知事あてに文書の照会が来たと、それに異存ありませんということで回答されたということですが、この防衛局長から来た照会の中身は17項目入っていますよね。この項目について大事な部分が郵便センターの移設や、そしてゲートも移設をするという中身、詳しく書いてありますよね。それについてぜひ答弁いただきたいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） ゲートとかそれからフェンスもそうなんですけれども、道路をつくることによってこれは支障になりますので、当然それについての移設をしてくれという要望といいますか、向こうの条件がありましたので、それについては私どもとしては異存なしというふうに答えたということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 平成20年9月5日付の防衛局長、沖縄県知事あての照会の1項だけ私問題点を指摘した

いと思うんですが、「合衆国政府に費用の負担をかけることなく、牧港補給地区において、別図で示される区域に郵便センターを移設するものとする。移設される郵便センターは、駐車場、全てのユーティリティー並びにゲート及び照明のある周回保安柵を含め、関連附帯工作物を備えた半恒久構造物とする。新しい施設が完成し次第、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、既存の郵便センターを撤去し、かつ、景観を整備する。」、これに対しても全く異存なしということで回答されたということですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 郵便局につきましては、現在あるものと同じ機能補償というのが私どもの基本的な考えでございますので、そういう意味で異存なしということで回答しております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、この「半恒久構造物」というのは、この牧港補給基地の中に老朽化した施設、浦添の退役米軍人施設もそうですよ。古くなって使われていないような施設を新たに作っていくということは、この牧港補給基地がいつまでも半永久的に残る。そしてそれと今、軍港建設が次年度から環境影響評価が始まるわけですよ。だから、これは改めてこの牧港補給基地と軍港が一つになって、この機能を強化された固定化されていく基地になるということを本当に危惧していないということにとっても問題点を感じます。

県民は、このようなものに対してどうして県民に明らかにしないのか、県は、そのまま秘密にしたまま工事をしようとしているのか、経費は幾らかかるのか。そしてこのような無慈悲な、屈辱的な、従属的な米軍の要求に対して日本政府が従っているというのはずっとありますよ。でも、沖縄県民として、県として、知事として、どうしてこういうのはまかりならぬと、だめだと言えないんですか。知事にお尋ねしたいです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 今回の補償につきましては、米軍だからということじゃなくて一般的な補償のやり方でございますので、我々の公共補償基準とかございます。それに照らし合わせて、我々としては適切に今後補償していきたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍基地の中の施設をつくる根拠は何ですか。そして、日米地位協定2条の2項、施設の提供と返還についてうたっています。4条2項、基地の返還についての規定です。これと照らしても、私は、沖縄県がつくる根拠はないと思っています。地位協定、皆さん照合したんですか。沖縄県がやろうとしていることは単なる補償ではないと、私は指摘をするんですけれども。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今回の事案につきましては、沖縄県が都市計画上必要な道路を整備すると、そのために基地の一部返還が必要だという形、あるいは共同使用が必要だという形になりまして、このような事案につきましては、地位協定第25条に言います合同委員会において合意されるということになっております。

○西銘 純恵さん 私が聞いたことに答弁してくださいよ。2条2項、4条2項。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 「日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。」。

以上です。

○西銘 純恵さん 4条2項。

○知事公室長（又吉 進君） 4条2項ですね。「日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。」。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 地位協定、本当に抜本改正を求めぐらいアメリカ言いなりの協定だと言いながら、その中の施設返還について米国に何も「補償をする義務も負わない。」と書いてあるんですよ。それを県はやろうとしているんですよ。県民の暮らしが今どんなに大変だと思いますか。幾らお金をかけるんですか、どれだけ施設をつくるんですか、お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今御質問の、幾らお金をかけるかという部分については、必ずしもお答えを用意してございませんけれども、地位協定におきます条件、管理権につきましては、すぐれてこれは日米での取り決めでございまして、その問題点につきましては、私ども県としましては、11項目の要請ということで常日ごろから上げているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 日米地位協定の4条2項にも返還のときには補償する義務はないと書いてあるんですよ。どうして沖縄県がお金を出すんですか。そして、皆さん具体的に返還のための施設建設を進めています。幾らかかるのかというのは明らかに金額は出ているはずなんです。それを答えようとしなないんですか、明らかにしてくださいよ。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員の御質問の趣旨がちょっとわかりにくいところもございすけれども、県の道路整備に関しましては、これは返還のための補償とはとらえておりません。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍施設の提供や返還については日米地位協定が根拠でしょう。補償する根拠はどこにあるんですか、言ってくださいよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 申し上げているとおり、これはまず私どもの道路をつくるために原因としてスタートしておりますので、通常のとおり道路事業に支障のある物件の補償につきましては、それに基づいて適正に補償するということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、今の答弁を聞いて本当に啞然としたんですね。この通常の道路をつくる、これは県民に補償するというのは当たり前ですよ。でも、今、沖縄県が道路が狭くて大変だから返還を求める。そして、もともとこの米軍基地というのは、県民が銃剣とブルドーザーで奪われた土地でしょう、返還を求めているんでしょう。基地はみんななくしていくというのが、今の知事の21世紀ビジョンじゃないですか。その中で、一つ一つ部分的に道路をつくるから部分返還を求めるから、そこにある施設をみんな補償しなさい、沖縄県はみんな補償するんですか、どれだけの経費がかかりますか、それを聞きたいですよ。将来にわたってどれだけの補償をやるつもりですか。大変な問題ですよ。すべて補償出すの。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 重ねて申し上げますけれども、ただいま土木建築部長が答弁しましたように、この案件につきましては通常の道路建設に基づく通常の補償という形でございます。

議員が御質問の返還の費用を県が負担する、あるいは将来にわたってどういう負担をするのかというそういう状況はまず生じないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 本当に詭弁と言いたいですね。過去に同じように3カ所の道路の関係で補償した事例があります。これすべて幾らで補償したのかをお尋ねします。今のは言えないと言いますけれども、過去にやった同じような米軍基地の一部を返還してできた数字、県民負担になったのをお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 今、手元に資料を持っておりませんので、幾らかかったかということについては、今のところお答えできません。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、米軍施設の返還を求める、当たり前に日米合同委員会で返還の交渉をさせるという中で、沖縄県がこの理不尽な米側の言い分を日本政府が受け入れてきたと。それに対して17の——さっきは郵便センターの件一つしか言いませんでしたけれども——これを含めて17項目も理不尽なことが書かれているわけですよ。それに対して皆さんはこうです、異存ありませんと、一月足らずの期間でやっているんですよ。本当に鈍感じゃないですか。

沖縄県民が、どのような思いをして暮らしをしているのか。そして、この米軍基地はどうして沖縄県民の税金で基地内の施設をつくらないといけないの。ここにもう本当に怒りを持っています。

先ほどの過去にあったケース、金額をぜひ説明をいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 後で整理しまして御報告したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍基地のためには思いやり予算というのも日米地位協定にないものが、既に1800億円も国民の税金で湯水のようにつぎ込まれてきている。このような中で、新たに市町村やそして沖縄県が基地の施設をつくるためにお金を出していく、これは県民は絶対納得できないですよ。沖縄県がこんな条件ではだめだと、無条件で部分返還を求めているものを認めよと一つも主張していないというところが本当に

大問題だと思っています。知事の見解を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 少し整理させていただきますけれども、返還手続きにつきましては、議員御指摘のとおり地位協定に基づき実施されるわけですが、その補償につきましては、これは国内法に基づいて行われるという整理をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 本当に沖縄県のこの対米従属、もう政府と一緒にですよ。変わらないこの姿勢に抗議をして、本当は県民の暮らしを守る、そして保育所も入れないとかそういう皆さんの声を受けとめて——県政というのはこのような米軍施設にお金を使うんじゃなくて——ちゃんと必要とするところに、子供たちの貧困そういうものに充てるべきだということを指摘をして終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○崎山 嗣幸君 議長、休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 お待たせいたしました。

社民・護憲ネット、照屋大河です。

一般質問の前に所見を述べてまいります。

きょうの質問のトップバッターの瑞慶覧功さんから、かりゆしウエアの話題に気温というか、温度の話がありました。振り返ってことしの冬は南国沖縄も非常に厳しい寒さを実感する冬ではありましたが、私は2つのそんな冬の中でも温かいというか、明るい話題について所見を述べたいと思います。まるできょうの島袋大議員のかりゆしウエアのように、明るい、温かい、彼は顔も心も温かいんですが、そういう話題を2つ述べたいと思います。

まず1点目に、タイガーマスク。漫画タイガーマスクの主人公伊達直人を名乗る人物から養護施設にランドセルが届けられた。その現象が全国に広がってもちろん沖縄にもそういう人がおりました、例がありまし

た。施設に通う子供たちはさまざまに事情があるはずですが、今回の件については社会から関心があるんだ、しっかり社会も支えてくれているんだというようなメッセージとなって子供たちに勇気を与えたんだらうというふうに思います。

もう1点は、時を同じくして心臓病を患う要美優ちゃん、その心臓移植のために高額な手術費用が要るということだったんですが、沖縄全県に呼びかけてわずかな期間でその手術費を達成してしまった。これは沖縄県人の気持ちが広がった、善意の輪が広がった結果だろうというふうには思います。

一方、そういった善意の輪に頼るのではなくて教育長の決意表明でありましたが、沖縄の子供たちさまざまに可能性があるんだというふうなことで発表がありました。そういう子供たちの可能性が発揮できる土台をしっかりとつくっていただきたい。そしてその土台をますます高く上げていただきたい。それは行政にもお願いしますし、私はまた政治家としてしっかりと政治の力が発揮できるように、子供たちの将来に発揮できるように頑張っていきたいということを申し上げて、一般質問に移ってまいります。

まず1点目、東村高江のヘリパッド建設工事について。

(1)、知事の見解、政治姿勢について。

ア、東村高江のヘリパッド建設工事をめぐっては、沖縄防衛局が現場で反対運動を続ける住民2人を相手に通行妨害禁止を求め訴訟を起こしている。係争中であるにもかかわらず、沖縄防衛局が強行に強権的に工事再開に踏み切ったことに対する知事の見解を伺う。

(2)、昨年12月22日早朝に設置された仮設フェンスについて。

ア、仮設フェンス設置場所は、米軍提供施設と民間地との境界線の内側か外側か、地番及び地目を明らかにした上で事実関係を示されたい。

イ、提供施設と民間地との境界線は、平成5年3月31日付の一部返還に基づき引かれたようであるが、事実か。

ウ、県道70号線（旧道部分）が米軍提供施設に含まれるのであれば、日米間あるいは当時の防衛施設庁・那覇防衛施設局と県の間でいかなる手続を経て提供施設として米側に提供されたのか経緯を明らかにされたい。

(3)は削除します。

大きい2番も削除をします。

3番目、米軍の区域外訓練に伴う経済的損失について。

(1)、今回の混乱に伴う県内漁業関係者のこうむった経済的損失について明らかにされたい。

大きい4番、戦後処理事業について。

(1)のAとイは削除します。

(2)番、遺骨収集事業や不発弾の運搬や安全管理など、より幅広い視点での戦後処理事業について、NPOなど民間団体を活用した制度創設を次期沖縄振興計画に提言する考えはあるか伺う。

5番、児童養護施設の運営の現状と課題、県の支援体制について伺います。

大きい6番、我が会派の代表質問との関連について。

仲宗根悟議員の代表質問関連について伺います。

嘉手納基地の運用に関する質問の関連で、ことし1月に最新鋭ステルス戦闘機ラプターが暫定配備されてから今日までの訓練の回数、離発着の回数等があれば伺いたい。夜間・早朝の訓練はないか伺います。この間の爆音の実態について伺います。

23日、嘉手納基地所属F15戦闘機の普天間飛行場へのダイバートについて説明を求めます。この件については渡嘉敷議員に答弁があったその後にはわかった事実等についてだけ答弁をしてください。

次に、駐機場の移設について、地元から早期実現の声があるが、状況について伺います。

続いて仲宗根議員の質問に関連して、障害者権利条例制定について伺います。

当事者団体からさきに提出された条例案に対する県の評価について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、東村高江のヘリパッド建設工事に係る御質問で、高江のヘリパッド建設工事についての御質問にお答えいたします。

昨年1月、沖縄防衛局が東村高江区のヘリパッド建設をめくり、通行妨害禁止を求める訴訟を提起したことは承知いたしております。県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントにつきましては差し控えさせていただきたいと思っております。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方

法であると認識いたしております。

県としましては、随時、現地に職員を派遣し状況の確認を行っておりますが、改めて去る2月14日、国においては、市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう申し入れを行ったところであります。

今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、戦後処理事業に係る御質問の中で、遺骨収集事業を次期振興計画に提言することについての御質問にお答えいたします。

遺骨収集事業につきましては、「新たな沖縄振興のための制度提言」において、「沖縄戦による遺骨収集の国による取組強化」を提案することとしております。

要望の具体的な内容といたしましては、国において遺骨収集に関する中期計画を策定をし、組織的・計画的に実施すること、そして推進に当たっては、遺骨収集に関する情報センター（仮称）を創設するとともに、民間、そしてボランティア団体等へ支援する仕組みを創設することでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 東村高江のヘリパッド建設工事についての御質問で、仮設フェンスの設置場所についてお答えいたします。

仮設フェンス設置場所について、道路台帳により確認しており、道路区域外に設置されているものと認識しております。なお、その一帯は林野庁の国有林となっており、当該区域の土地は登記されていないことから、地番及び地目の表示はありません。

同じく東村高江のヘリパッド建設工事についての御質問で、提供施設と民間地の境界線についてお答えいたします。

当該区域につきましては、平成2年6月19日の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続を進めることが確認された土地を平成5年3月31日に返還したものであり、それに伴い境界線が確定されたものと認識しております。

同じく東村高江のヘリパッド建設工事についての御質問で、旧道部分が提供施設とされた経緯についてお答えいたします。

旧道部分は、復帰後、既に提供施設となっていた北部訓練場について、昭和53年に共同使用の申請を行い

整備したものであります。その後、平成元年に現道を整備し、道路機能が旧道から現道に移ったことから、平成2年に旧道部分の土地を営林署に返地しております。平成5年の一部返還の際には現道部分が返還され、旧道部分は提供施設として残り現在に至っております。なお、県道70号線国頭東線を区域決定した際の図面と道路台帳図面にそごがあったため、ことし2月8日に変更手続を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 戦後処理事業についての御質問の中で、不発弾の運搬や安全管理を次期計画に提言することについてお答えいたします。

沖縄県における不発弾等処理については、現在、国・県・市町村及び諸団体等で構成する沖縄不発弾等対策協議会を中心に事業を推進しております。同協議会における事務分担につきましては、陸上において発見された不発弾等の処理についての通達に基づき、不発弾の運搬は自衛隊、安全管理は警察が対応しているところです。

不発弾につきましては爆発の危険性があること、その処理・運搬や管理に関しては高度で専門的な知識と経験を要すること、不発弾処理については国が責任を持って取り組むべきと考えること等から、不発弾の運搬や安全管理については、自衛隊や警察等の公的機関で対応することが適切であると考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連について、F22戦闘機の1月からこれまでの離発着回数と夜間・早朝の訓練についてお答えいたします。

去る1月7日、嘉手納基地及び沖縄防衛局から、F22A戦闘機15機が1月中旬からおよそ4カ月間、嘉手納飛行場に派遣されるとの連絡がありました。これを受け県は、米軍及び日米両政府に対し、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。

嘉手納飛行場における米軍機の離発着回数を含む演習・訓練の具体的な内容について、米軍は、運用上の理由により明らかにしていないことから、県は、軍転協や渉外知事会を通じ、演習・訓練の内容等を公表するよう求めているところであります。

同照会につきましては、2月25日に行っておりますが、現在のところ回答はございません。

次に、同じく嘉手納基地所属F15戦闘機の普天間飛行場へのダイバートにつきましてお答えいたします。

同ダイバートにつきましては、先般、渡嘉敷議員の

御質問にお答えしたとおり、その状況、事故に至った経緯等を現在照会しておりますが、現在のところ回答はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 米軍の区域外訓練に伴う経済的損失の中で、区域外訓練に伴う漁業者の経済的損失についてお答えいたします。

今回のような訓練直前の通知による提供水域外での訓練の実施は、漁船の安全を脅かし、漁業者に大きな不安を与えるものであります。区域外訓練による操業への影響について漁協等に確認したところ、訓練計画水域の外へ移動した漁船や出漁を見合わせたり、漁場を変更した漁船などがあったとのことですが、現在のところ、具体的な経済的損失をこうむったとの話は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 児童養護施設の運営の現状と課題、県の支援体制についてお答えいたします。

児童養護施設は、県内に8カ所設置されており、定員合計は422人となっております。施設には、家庭の事情や虐待等により保護者が養育することが困難な児童が生活しており、平成23年1月末現在の在籍児童数は389人、定員に対する在籍率は92.2%となっております。

児童養護施設の設置・運営については、国が定める児童福祉施設最低基準に基づいており、運営費については、措置費として国及び県が2分の1ずつ負担しております。措置費では、施設における人件費及び管理費、入所児童の生活及び学習等に必要な額が支払われているほか、心理療法担当職員などの専門職員の配置に必要な加算も行っております。しかしながら、現在の最低基準は、被虐待児童や障害を持つ児童の増加などの実情に必ずしもそぐわないものとなってきており、国においては、基準の見直しに着手しているところでもあります。

県においても九州各県児童福祉主管課長会議を通じて、児童養護施設における職員配置の改善等を国に求めているところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての、当事者団体から提出された障害者の権利条例案の評価についてお答えします。

ことし1月に障害当事者団体から知事に対して、障害者権利条例案と約3万人もの条例制定を求める署名が手交されております。当事者団体の条例案につきましては、障害の種別を超え各障害者団体等が意見交換会、フォーラム、街頭活動等を通じて策定されたものであり、多くの障害者の声を反映した条例案であると考えております。

県としましては、条例を制定する際には、県民生活に密接に関連することから、十分な県民議論等を踏まえて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 我が会派の代表質問との関連の中で、1月からの爆音の実態についてお答えいたします。

F22A 戦闘機の飛来が始まった1月12日から2月24日の間について、嘉手納飛行場周辺の県の測定局である12測定局の航空機騒音測定結果では、環境基準評価指標であるW値で、屋良局83（平成21年度平均78）、伊良皆局68（平成21年度平均65）、美原局79（平成21年度平均78）となっており、3測定局で前年度平均を上回っております。また、1日当たりの騒音発生回数では、北美局、伊良皆局、桑江局、知花局の4測定局で前年度平均回数を上回っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 1問答弁漏れがございましたので、改めて答弁をさせていただきます。

我が会派の代表質問との関連につきまして、海軍駐機場移設の状況についてお答えいたします。

嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転については、SACO合意における「騒音軽減イニシアティブ」において主要滑走路の反対側に移設されることとされております。昨年9月、沖縄防衛局から、海軍駐機場の移転について、現在実施設計段階にあり、埋蔵文化財の調査も行っているところであり、できるだけ早く実現したいとの説明がありました。

県としましては、同駐機場の移転により、嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減が早期に図られるよう求めてまいりたいと考えております。

どうも失礼をいたしました。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 福祉保健部長に伺います。

障害者権利条例の制定に向けてですが、今回団体が

ら提出された条例案については、多くの声を反映した条例案であって生活にも密接に関係するんで検討していくと、意見聴取しながら制定に向けて検討していくと。これまでの条例案制定に向けての答弁では、国の法律の改正とか条約の批准の動向、あるいは団体に対する意見交換をしながら進めていくということだったんですが、そういう答弁もありました。

この国の法律の改正とか、条約への批准がなければ県独自でこの条例案を制定することは技術的に難しいということなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今の答弁の中で、県民の議論をしていくと申し上げましたが、それはこの国の条例改正のことは別に進めるということではございません。それも踏まえて当事者団体、民間事業者との意見交換、そして国の法改正の内容とか差別禁止法との議論等も踏まえた上で取り組みを進めていくということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 技術的な問題としてその改正などを待たずに、国の動きを待たずに、県独自として条例案を制定することはできるのかということです。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） それは技術的には可能でございます。現に3県では条例制定がありますので、そういう意味で条例の制定については可能です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 先ほど部長の評価があったように、31の団体ですが、その多くの団体が時間をかけて積み上げてきた条例案です。知事も直接受け取ったと思うんですが、その中にも公約でもあるし進めていきたいと。先ほど県独自でも制定できるということがありましたが、その団体の皆さん、当事者の皆さんはたとえ条例ができたとしても地域の壁というか、差別の問題とか、心の壁を克服しなければ何にもならないということで、まずこの条例案を急ぎ制定してそういう壁を取り払っていくためにもスピード感を持ってやっていく、そういう決意をもう一度いただきたいなと思うんですが。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 障害者の声の確かにいろんな時間をかけて議論して、そういう思いがこもっているということは十分承知しております。

ただ申し上げましたように、やはり内容につきましては障害者の差別事例を把握したり、それから差別を

なくすための取り組みの方策等を検討して、そういう中で具体的な形でそういう事例も積み重ねながらどういう形で実効性のある条例をつくっていくかということについては、やはり県民また民間事業者も含めて多くの意見をやはり集約したいと考えておりまして、それには一定程度の時間は要するとは考えておりますが、そういう意味ではその制定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 先ほどの繰り返しになりますが、提出をした当事者の皆さんは、たとえ条例が制定されたとしてもその後の社会も大きな問題があるんだと、差別をなくしていくとか、心の壁というんですか、そういうものをなくしていくことが大変なんだということを言っていますので、さまざまな検討作業はあるかもしれませんが、ぜひ圧縮して圧縮して短くして、制定に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

それから児童養護施設の問題なんです、今部長からあったようにですね、知事、以前は孤児院と呼ばれていた児童養護施設なんです、今、虐待の問題とかがあって非常に中身が変わってきているということです。そして先ほど部長からもあったように、定員の90%を超える子供たちがいるんですね。そしてこれも部長からあったんですが、この子供たちは施設に在る間は措置費という形で対応されていると。そういう意味では学校に行ったり、食事をしたり、生活する分にはその施設に在る限りは少なくとも大丈夫だ。しかし、この施設に在る人たちの課題として、卒業後この施設から出ていった後に免許証の取得の問題、この措置費ということで貯蓄ができない仕組みになっているようなんですよ。将来に向けて免許証を取るためにお金をためるとか、進学するためにお金をためるとかということが措置費という問題でできないらしくて、そういう意味では知恵を出して、先ほどあったようにどんな環境にあっても将来に向けて若い人たちが可能性を発揮できる土台はしっかりとつくっていただきたいと思うんですよ。例えば運転免許証の取得の問題、進学などにおいては民間の皆さんがファンドを設立して施設を卒業した子を支援していこうという動きもあるようですが、わずか1人です。そういう意味では、先ほど政治の力、行政の力という話もしましたが、知恵を出して何とかこの子供たちが安心して活動できるようにやっていただきたいと思いますと思うんですが、知事の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 確かに児童養護施設の児童が施設を退所した後の生活とか支援については、やはり課題もございます。そういう意味では今の運転免許取得等についてももう少し大学進学、就業についての支援を措置費の中で認めてもらうような形でずっとこれまでも国のほうに要望しておりますので、今後もそういう意味では要望していきたいと思っております。

それからまた、各施設においては、そういう寄附とか県民の後援会等をつくってそういう資金に充てているということもございます。また、今般子ども手当についても施設の長に振り込んで、そしてそれを貯金もできるような仕組みもとられております。そういう意味では、子供の施設退所後の支援につきましても今後また改善の方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 次に、嘉手納基地の問題なんですが、米軍は28日、きょうから約5日間にわたる即応訓練の実施を発表しております。地元嘉手納町長や議会も強く反対を表明していますが、県としての対応、それからきょうからの通知なんです、きょう実際に行われているのかわかれば教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、きょう実施されているかどうかについてはまだ情報を得ておりません。

この対応ですけれども、嘉手納飛行場におきましては従前からこの飛行訓練に加えて爆発音を使ったGBS訓練等が再三行われておりまして、このような訓練は付近住民に不安を与えるものであるということでございますので、県としましては住民生活に著しい影響を与えないよう配慮すべきだということを申し入れております。

きょうの段階ではまだ申し入れておりませんが、直ちに申し入れようと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事、今議会で安保研究の立ち上げなどの答弁の中にも、基地の問題について事件・事故の件についても基地の運用の件についても今の嘉手納の状況のように、あるいは嘉手納のきょうの即応訓練、パラシュート訓練、あるいはダイバートの問題も含めてなかなかこれまで要請、抗議はしていても全くのれんに腕押しで進まないんだというような答弁がありました。県民も同じような実感だと思います。基地の運用は米軍のある意味、基地があればやりたい放題

の状況にある。先ほど安保の議論でも瑞慶覧さんのときにもありましたが、実際は沖縄の現状はそういうことだというふうに感じるんですが、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私が余りのれんに腕押しとか、馬耳東風と言うのはいかなものかとは思いますが、それでも最近では民主党政権は、我々の要求に対して幾つか返答はもらえるようには実はなってきています、去年の5月以降ですね。ですから、少し前へ進んでいるとは思いますが、やはり基地問題でももう少し認識・感覚の差があり過ぎるのか、長年かけても前へなかなか進んでいないというのも確かにありますから、もう少しこれが意味のあるやり方というのはもっとあるだろうと実はつくづく私も1期目に感じまして、そこをいろいろ知恵もかりながらきちっと効果が出るようなやり方をぜひ編み出していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 次に、高江の問題に移りたいと思うんですが、知事、この2月25日の新聞の社説なんです。高江についての社説が掲載されているんですが、これはお読みになりましたか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 読んでいません。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 これまで高江の新しい基地の建設、ヘリパッドの建設については、S A C Oの合意であると、過半が返ってくるんで残余の部分の建設である。現実的な対応だ。地元も条件の協議をやって進めているんだ。地元の意向も尊重しているんだということがありますが、この25日の社説では高江区の区長さんはこんなことを言っているんですよ。ヘリパッドの建設については「いまも嫌だ。負担軽減のしわ寄せはごめんだが、果てしない闘いはできない」ということを区長さんは言っているわけですね。この間の高江の反対派、あるいは防衛局との工事の様子などもつらつら書かれています、そういう意味でこれまでずっと高江の建設を進めるべきじゃないという質問に対して、地元の意向があるからという県の答弁は少しニュアンスが違ってくるんじゃないかなという気がしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県としましては、幾度となく職員を派遣したり、あるいは知事みずから赴いたりということで地元の意向というものの把握に努め

ているわけでございます。

現在のところ昨年の7月20日に区から村、村から防衛局に対してヘリパッド建設に伴う要請として基本的にヘリパッドに関しての懸念を示した上で、やはりしっかり村民の安全に配慮する等した上で、工事を進めるに当たっては配慮してほしいといった要請が出ておりまして、その条件について地元と防衛省の間で話し合いが続いているものと承知しております。そういう状況の中で、県としましては政府においては地元の意向をしっかり尊重していただきたいというふうに申し上げているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 高江の人口が130人から140人ぐらいですが、昨年そういう形で条件の協議に入ったかもしれませんが、高江はこれまで2度にわたり反対の決議をしてきているんですよ。最初の決議が1999年、そして条件付きの容認をしたのが2009年ですよ。知事、10年の歳月があるわけですね。そこを小さな部落、地域の人たちに、国あるいは官僚というのは政治は押しつけてきたわけですよ。10年闘ってきたんだが、高江の区長さんからもありました。いつまでも「果てしない闘いはできない」んだと。そういう思い、建設は今でも嫌だが、そういう状況があるわけですね。そういう状況をしっかりと受けとめていただきたいと思う。この報道にあるような高江が示す条件を「イノシシの食害から守る」とそういうものに県が耳を傾けて、寄り添って、嫌だったら一緒になって反対していくそういう態度であるべきじゃないのかな。先ほど基地があれば運用については米軍の勝手気ままだと。そういう意味では高江の人たちも心配しているわけですね。現在でも爆音に悩まされる、しかも住宅地に近いところに新しい基地の新しいヘリパッドの建設がある。そういうところをもう少し酌み取って、県は建設については改めて区とも話し合っ一緒に闘うぞというような形で向き合っていくべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地元との連携という意味では、先ほど申し上げた形で県としては地元との連絡は取り合っていると認識しております。

また、この高江のヘリパッドの建設につきましては、北部訓練場の過半が返還されると、沖縄の基地整

理縮小につながるものであるというのが県の対応でございまして、また、その跡地につきましては、東村からもその跡地の有効利用について大変期待が大きいというふうに聞いておりますので、基本的には推進すべきであると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 整理縮小につながると、S A C Oの合意で。しかし、新たな基地の建設をする。それでその基地の運用の現状は、先ほど言ったように沖縄県民からすれば米軍の好き勝手である。

そういう実情があるときに辺野古の話ではあるんですが、知事は日米共同発表を見直して、切り離して、返せる部分を返せ。しかし辺野古の移設はだめだと。この高江のS A C O合意も含めてこれまで戦後65年間大きな負担があった、それを全国に訴えていくんだ、応分の負担を訴えていくんだと知事は言っているわけですから、この高江のヘリパッド建設についても新しい6基のヘリパッドの必要の説明もない。それから残る10基の活用の状況の説明もないままに、大多数が返ってくるから新しいヘリパッドをつくる、それが縮小につながる。しかし、140名ぐらいの小さな区はさまたちに苦悶を抱えている。

そういう状況が今沖縄の状況であって、しっかりこの応分の負担を今全国に訴えていこうという知事ですから、そのS A C Oの合意も含めて、返せる部分はもう沖縄は随分負担してきたんだと、安保の問題も含めて基地の負担もやってきたんだ。これは新しい建設は認められない、大多数はやはり返していただく。そういう形で訴えていかないと、辺野古への知事の本気度も含めてそれは問われてくる問題じゃないかなというふうに感じているんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員のおっしゃることは、傾聴に無論に値するあれでお気持ちもよくわかるんですが、しかし一方でこの北部訓練場の広大な部分の返還というのもどうしてもこれは整理縮小という点で必要だと思います。それに伴ってやはりヘリパッドがある程度こっちからこう動くというのは、それはそれなりに受け入れながら整理縮小というのは進めるべきで、事案によっていろいろな形があるかと私は思うんですよ。

ただ議員のおっしゃることは、私、痛いようによく

わかりますが、高江についてはいろいろな受けとめ方が無論あるにしても、やはり大きな訓練場の返還に伴うものということでこれはこれで進めるべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 国土の0.6%ですか、沖縄が。その沖縄に75%の基地が集中してきた。何か大多数が北部訓練場が返ってくるから負担軽減につながるというような感じは受けますが、これはもう65年にわたって私たちが負ってきた負担なんですよ。それをどう考えていくのか、新しい基地の建設をです。6基の建設と。ここは新しい建設などは県民が認めないんで私も認めないんだというふうにしっかり言っていくべきもう時期に来ているんだろうというふうに私は感じています。

そこでちょっと高江の件で知事に伺いますが、この反対する住民の皆さんと防衛局・作業員の衝突が2月になって非常に新聞をにぎわせていますが、この新聞等での現場の状況の確認等はされていますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 報道がありました翌日には職員を派遣して、お話を聞きしております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 毎日そのような報道があるんですが、何度か行ったということでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 最初の衝突というんですか、そういうのがあった日に——ちょっと正確な日付は今は持っておりませんが——行きました。さらに、負傷者が出たという報道もございましたので、それについても確認をしております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事、私も一晩、例のホバリングの事件があったところと車をとめて寝袋を持ち込んでそこへ泊まって、住民の皆さんと防衛局との抗議、やりとりに参加させていただきました。我々は10人ぐらい、相手は防衛局が30人ぐらい。僕の場合は2月の初めごろだったんですが、防衛局が30人、作業員が30人、それで押し問答するわけですよ、そこで。建設するな、建設するな、建設させろと。しかし、この中身は当時2月の初めの段階では作業員の皆さんもこんな感じで、もみ合いながらこんな感じにいるんですよ。えー、兄さん——兄さんというのは私に対して——アッター、ヌガーラチェナランドーと。基地の建設をシミンナヨーと。作業員として雇われて働いて

いるから、住民と押し問答を起こすんですが、絶対基地はつくらせてはナランドー。アッター、ケリクワーサー、ケリクワーサーと、防衛局の人たちをケリクワーサーと、この作業員の人たちが言うわけですね。

そういう地域の人と沖縄側が対決させられる構図があるわけですから、それ以来続くその防衛局との攻防はそのときまではよかった。去年から続く作業員で反対側住民の皆さんとも顔見知りであったからそういう会話ができたかもしれませんが、その後、強行に50人も何十人も連れてきて今工事を進めようとしている。新聞にもあったように、「シナサリーンドー」と、若い作業員はそんな発言をして、公室長からもあったように、けが人も出しかねない状況にあるわけです。そういう意味では基地の不条理でしょう、安保と向き合って。

そういう意味では、知事はこういう状況に対して異常だと、少し慎んでくれと、防衛局にはそう言うべきじゃないのかなと思っているんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 報道のあった翌日に、県としまして沖縄防衛局に対して、この作業に当たっては安全に最大限に配慮すべきだという申し入れをしております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1点目、今後の沖縄振興に係る知事の所信について伺います。

(1)、新たな沖縄振興法の理念と政府の責務、国の役割等の規定について伺います。

(2)、財源に係る国との交渉、進捗状況を伺います。

(3)、21世紀ビジョン実現への課題を伺います。

2点目、基地問題に係る知事の所信について伺います。

(1)、県外移設実現への道筋について課題と見通しを伺います。

(2)、普天間基地の閉鎖、危険性の除去について課題と見通しを伺います。

(3)、米軍再編、日米合意によるパッケージを解消させる手だて、交渉方について伺います。

(4)、嘉手納基地周辺の「実効性ある航空機騒音対策」として日米両政府に何を求めるのか伺います。

(5)、名護市に対する国の姿勢について知事の見解を

伺います。

3点目、「沖縄こども待区」、「おきなわ型幼稚園特区」を新たな沖縄振興に盛り込むことについて要望いたします。

(1)、「子ども・子育て新システム」をどう見るか。

本県において懸念される影響を示されたい。

(2)、就学前教育の先進的モデルとして沖縄型の教育・保育制度を構築するよう求めます。関連して以下の実態を明らかにしてください。

ア、幼稚園就園率の全国比較、本県の特徴を示されたい。

イ、幼稚園、保育園における保育士（教諭）のうち臨時職員の割合と推移を示されたい。

ウ、預かり保育、特別支援担当の保育士のうち臨時職員の割合を示されたい。

エ、預かり保育の実施状況と待機児童数を示されたい。

オ、幼稚園下校後、学童保育に通う園児の割合を伺います。

(3)、給食の実施と無料化の実現について求めます。

(4)、専門家の配置（児童心理士あるいはケースワーカー等）について、特段の財政措置をとるよう求めます。

4点目、指定管理者制度の運用について。

平成22年12月28日付総務省自治行政局長から発出された各都道府県知事あて「指定管理者制度の運用について」の内容と県の対応を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、今後の沖縄振興に係る知事の所信という御質問の中で、新たな法律の理念と国の役割、財源について等々の御質問に答弁させていただきますが、この1の(1)と(2)、(3)が関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

新たな法律の理念につきましては、「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念であります「“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”」をもとに、法律の内容も踏まえて検討してまいります。そして国の役割といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」基本計画への支援、そして沖縄振興一括交付金の創設、そして種々の特殊事情から沖縄が今なお抱える県民所得の向上、そして雇用の確保、離島振興、戦後処理問題、基地跡地など重要課題への対応を求めてまいる考えであります。

そして財源措置につきましては、県の要望を踏まえ、平成23年度予算において「沖縄振興自主戦略交付金」が措置されましたが、引き続き沖縄県が求める形の「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を要望してまいりたいと考えております。「沖縄21世紀ビジョン」で描いた将来像の実現に向けた課題といたしましては、離島県ゆへの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、そして地理的優位性などを最大限発揮するための新たな仕組みの構築が挙げられます。このため、競争力の高い税制優遇によりまず経済特区、そして離島定住支援、交通・物流コストの抜本的軽減などを求めていくことといたしております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の県外移設についての御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談などあらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には世論を喚起するための広報活動などを積極的に推し進めてまいり考えてございます。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためあらゆる方策を検討し実行してまいりたいと思っております。

次に、同じく基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去の見直し等についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、そして分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを政府に求めてまいりました。また、去る1月に開催されました米軍基地負担軽減部会におきましては、政府に対し、危険性除去の具体的な取り組みについて、地元の要望を聞いてもらうべく強く求めたところでございます。

県としましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去につきまして具体的な方策の提案、そして実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題に係る知事の

所信についての御質問の中で、パッケージの解消についてお答えいたします。

県としましては、「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施される必要があると考えております。菅総理を初め関係閣僚が沖縄を訪れるたびに、このことについては知事から直接申し上げており、去る1月20日には文書にて北澤防衛大臣に要請を行いました。軍転協としても、2月7日から9日にかけて日米両政府に対し要請したところであり、今後とも地元市町村と連携をとりながら粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、実効性のある航空機騒音対策についてお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐることは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機が先月から約4カ月の予定で配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県は、これまであらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請してきており、去る2月7日から9日にかけて、軍転協を通じ航空機騒音規制措置の厳格な運用や、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について日米両政府に対し求めたところであります。また、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会においても、航空機騒音の軽減に向けた具体的な取り組みを求めているところであります。これに対し、政府から、嘉手納飛行場の航空機訓練移転の拡充が示されたところであり、県としましては、その効果を見きわめるとともに、今後ともあらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、名護市に対する国の姿勢についてお答えいたします。

今回、名護市に再編交付金を交付しないことが決定されたことについて、北澤防衛大臣は、米軍再編特別措置法の趣旨に基づいた判断であると説明しております。

県としましては、地域の振興は基地問題とリンクすべきではないと認識しております。政府においては、北部地域の振興について、地元の意向を踏まえ引き続き積極的に取り組んでいただきたいと考えております。また、今回の現況調査に係る異議申し立てについ

ては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としましてはその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えております。

県としましては、県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「沖縄子ども特区」、「おきなわ型幼稚園特区」を新たな沖縄振興に盛り込むことについての御質問の中の、「子ども・子育て新システム」が本県に与える影響についてお答えします。

国においては、すべての子供への良質な成育環境を保障することなどを目的とした「子ども・子育て新システム」の中で幼保一体化を検討しております。その課題としては、教育と保育を一体となっていく新たな人材の確保や幼稚園における施設整備などが考えられます。

県としましては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に当たっては、保育の質が確保されることが重要であると考えております。国においては、現行の保育所、幼稚園の一部を残す案を含めさまざまな角度から制度設計に向けて検討中であり、本県にどのような影響を及ぼすのか、今後とも国の動向を注視し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、保育園における保育士のうち、臨時職員の割合と推移についてお答えします。

県においては、認可保育所で雇用されている保育士の正規・非正規職員の割合に関しては平成19年及び平成21年に調査を行っております。平成19年4月時点の保育士の非正規職員の割合は53.6%で、平成21年4月時点では53.8%となっており、0.2ポイント増加しております。

次に、放課後児童クラブに通う幼稚園児の割合についてお答えします。

平成22年5月1日現在の放課後児童健全育成事業実施状況調査によりますと、県内の5歳児の幼稚園児数1万3126人のうち、放課後児童クラブに通っている園児は1176人であり、その割合は8.9%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは「沖縄子ども特区」、「おきなわ型幼稚園特区」を新たな沖縄振興に盛り込むことについての御質問で、幼稚園就園率と本県の特徴についてお答えいたします。

公立幼稚園は、入園を希望する満3歳から幼児を受け入れることが学校教育法に示されております。平成21年度の公立幼稚園の就園率は、3歳児が沖縄県7.3%で全国38.8%、4歳児が沖縄県17.3%で全国53.0%、5歳児が沖縄県80.8%で全国55.7%となっております。就園率については、3歳児・4歳児が全国平均を下回っておりますが、5歳児は全国一高い状況になっております。本県の公立幼稚園は、歴史的背景から義務教育に準ずるものと位置づけられ、就学前の1年間は幼稚園に入園するという認識が県民に受け継がれており、その期待も大きいものがあります。

特徴としましては、小学校に併設し校長が園長を兼任していることから幼小連携が充実していることや、5歳児の就園率が全国一高く、約80%が幼稚園教育を受け、幼児の健やかな成長や人材育成に大きな役割を果たしております。

次に、臨時職員の割合と推移についてお答えいたします。

沖縄県幼稚園教育の実態に関する調査によりますと、公立幼稚園における臨時的任用教員の推移については、平成19年度は教員714人中164人で23.0%、平成20年度は教員735人中173人で23.5%、平成21年度は教員712人中195人で27.4%、平成22年度は教員714人中206人で28.9%となっております。

次に、預かり保育の臨時職員の割合についてお答えいたします。

平成22年度の公立幼稚園における預かり保育の担当者は182人で、ほとんどが臨時職員と報告されております。

次に、預かり保育の実施状況等についてお答えいたします。

公立幼稚園における預かり保育を実施している園は、平成22年6月の調査によりますと、240園中149園で62.1%となっており、受け入れた園児数は4120人で、受け入れできなかった園児数は128人となっております。

次に、給食の実施と無料化についてお答えいたします。

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培い、基本的な生活習慣や望ましい食習慣を形成する上でも大切な時期であると認識しております。平成22年度、文部

科学省の学校給食実施状況等調査によると、給食を実施している本県の公立幼稚園は22.5%となっております。幼稚園における給食の実施と無料化については、実施主体である市町村がその実情やニーズに応じて判断し実施するものと考えております。

県教育委員会としましては、幼稚園における給食の実施等について、市町村教育委員会と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、専門家の配置等についてお答えいたします。

現在、公立幼稚園への専門家の配置はされてないとし市町村より報告を受けておりますが、必要に応じて市町村の保健師、教育相談員、民生児童員等と連携を図りながら、幼児の指導や子育てについて対応していると伺っております。幼稚園における児童心理士等の専門家の配置及び財政措置については、設置者である市町村と意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 指定管理者制度の運用に関する質問で、総務省通知の内容と県の対応についてお答えいたします。

総務省通知は、指定管理者との協定にリスク分担に関する事項をあらかじめ盛り込むことや、指定管理者の雇用・労働条件への適切な配慮など、制度導入後の留意すべき点8項目を列挙して改めて助言する内容となっております。通知を受け、県では、指定管理者に労働法令の遵守を喚起するとともに、「指定管理者制度に関する運用方針」に損害賠償責任保険の加入に関する事項を盛り込むなど、一層適切な運用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは知事に伺いますが、まず3点目の「沖縄子ども特区」、「幼稚園特区」、これは私が命名したので、その名称の問題ではなくて中身の提案についてぜひ見解をお願いします。

昭和47年の沖縄県の児童相談所の復帰時の業務概要と分析という書物によると、こういうふうなことが書いてあります。20年余、国土を分断され異民族の統治下にあった。その間に拡大を余儀なくされた制度格差は児童福祉の分野で著しく、積極的な健全育成の面でも沖縄の児童は少ない機会しか与えられなかったというのが当時（復帰時）の児童相談所の中の書簡としても出てきています。

知事は、この間の一般質問の他の議員の答弁に対し

て、今の沖縄の振興の状況というのは他県に比べて立ちおくれた部分を探すのが難しくなっているというような認識をお示しになられたと思います。ただ、この児童福祉の分野においては、例えば従来からずっと議会で言われている待機率の問題、全国の1.26%に対して沖縄は5.1。沖縄において認可に通える子供たちの数が認可外と逆転したのは平成13年です。いわゆる第3次振計の最終年度、復帰後30年たって初めて子供たちの通える認可の数がようやく認可外と並んだというのが平成13年です。今もってこの認可に通っている子供たちの割合は65.1%。全国はこれに対して92%の子供たちが認可園に通っているわけです、当たり前のようにですね。そして学童保育についても、公立が全国では83%、沖縄では7%、これだけの圧倒的な格差を持っているというこの状況について、これがどこに起因しているというふうに知事はお考えなのか。これは単なる沖縄県の行政の怠慢によって生じたことなのか、それともやはり特段の児童福祉の分野になお立ちおくれがあるということがほかに起因するものなのか、歴史的な影響があつてのことなのかというどのような認識を持ってこの児童福祉行政に携わっていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 保育所の整備につきましては、やはり復帰後、急速に整備されて、それまではやはりかなりの格差があったということで、復帰後、特別措置でかさ上げ措置もあって建設がかなり進んできておりますが、今だかつてやはり待機児童が多い。それと保育所が担えなかった部分を認可外保育施設が担ってきたという部分がありまして、それが急速に進んで認可外保育施設がふえてきたという実態がございます。

それから、幼稚園の5歳児保育の問題につきましては、これはやはり米軍施政下の影響、そういう歴史的な背景があったというふうに考えております。

それから、学童クラブの公設民営化につきましても、やはり公的なものよりも幼稚園児の5歳児の部分の放課後をどうするかというところから、やはり父母が主体となって学童クラブができてきた。そのために公的な施設ではなくて民間の施設でそれを担ってきたというそういう背景がございますので、そういう意味では米軍施政下にあった影響というのも大きいと思っております。ただ、保育所の整備に関しましては、復帰後かなり進んできて、そして一時期定員割れの時期がございまして、その間、保育所整備がちょっとおくれた部分もございまして、そういう意味ではすべて

が米軍施政下の部分ということだけではないのかなとは思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事は特にコメントはありませんか。

できれば、これは私の新たな提案でもありますし、部長の答弁は、例えば新システムについても懸念される影響をお伺いしても、3カ月前も1年前も一文字も答弁は変わらないので、特に実務的な事務的な答弁というよりは、むしろ新たな振興策に向かっての知事の見解をぜひお示しいただければというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御提言は当然といえば当然ではあるんですが、今度の新しい法律をつくるに当たっては特に復帰して40年になんなんとするんですが、沖縄の歴史的な違い、それから環境、自然環境の違い、社会的な違いといいますが、北海道から鹿児島県までは何とか応用できて、沖縄に合いにくい、合わなかったというのが確かにあるんですよね。これは認可外保育園もそうですし、放課後児童クラブのようなものとか、ですからそういうものを束ねて、今度はぜひ一気に解決できるようにまとめていきたいというのも今度の法律を出すに当たっての大きな理由の一つになると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、子供たちが置かれている現状で、沖縄の特徴を切り出してみてもこれは非常に顕著な特徴を持っていますよ。大人の環境が与える影響も、例えば失業率の高さ、所得の低さ、それから待機児童率の高さ、これはもうもちろんワーストです、学童保育の貧弱さ。例えば保育料が全国と比べて2倍以上と言われている。一番所得の低い県において一番高い保育料を払うということがどういうことをもたらすかというと、結局経済的に厳しい子は、午後の保育を必要としても学童保育に入れないということが実際にあるわけですよね。それから離婚率の高さも全国1位、DVの相談件数も全国比の2倍の1位なんですよ。少年犯罪においても教育長、これは先ほど県警のほうにも確認しましたが、やはり中学生の犯罪率、飲酒、こういったことの多さというのは、もう減るどころかやはり非常に深刻な状態を招いているわけですよ

ね。こういった表出される子供たちの問題や、あるいは私たちが常に取り上げてきた発達障害や気になる子と言われるこういった児童・子供たちへの適切な早期の支援とか、その発見とか、そういった体制の確立というのがどこで、どのようになされるのかということ、今回、私は幼稚園ということの沖縄の特徴、歴史的な優位性、こういったものに見出すわけですね。就園率がまず全国一というのは先ほどの答弁でも出てきました。それから圧倒的に公立であって、敷地はその学校の中にあるということへの環境の優位性というのは非常に大きいと思います。安定しているわけです。そして、小学校単位でより身近な子供たちを地域で把握できるというこの集約制ですね。公立であるがために、保育園のときにはいろんな民間も含めていろいろあっちこっちに行っている、家庭保育もある、こういった状況の子供たちが沖縄では何と全国一高い比率で80%を超える子供たちが1カ所に集約をされてくるということは、これは全国からしてあり得ないことなんですよね。沖縄でしかない。こういった意味でここに多くの子供たちが集約されるメリットというものを、やっぱり早期のときにどう生かすかということに置きかえるならば、非常にここに戦略性を私は見るわけです。

それであえてその「幼稚園特区」というのはどうだろうということでは提案なわけですが、その中で、例えば、今新システムによってなし崩し的に幼稚園と保育園を一緒にたにしようという議論がなされようとするときに、ここで沖縄に対するどんな影響が出ますかということは、福祉保健部からは全然その回答は誠実性を持って出てこないもので、教育長、どう思いますか。今、幼稚園・保育園を維持しようとするときに、先ほどの答弁で保育所の職員は半分以上が臨時、教育長は答弁、あわせてお答えいただきたいんですが、先ほど私に答えた数字は、臨時職員の数は事務も含めて入っている数字ですよ。学級担任のものを出してくださいということでわざわざ詰めてあるのに、数字をごまかしてほしくないんですが、その学級担任の比率の中における幼稚園の先生たちの状況、こういう働き方の現状がある中で、今ですら財政難の中で今の幼稚園が維持できるかどうかという瀬戸際にあると思いますが、これによってむしろ今、幼保一体によってますますこの幼稚園の維持というのは困難になりませんか。その影響についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今国のほうでそういう動

きがあることは承知しておりますけれども、やはり国のほうとしてもいろんな形で保育園、それから幼稚園団体等からそういう問題を指摘されている中で動いております。

県教育委員会としましては、やっぱりこども園が入ってきたときには、これは本県の目指すアクションプランに基づいて今県は進めていますので、そういう進めていることについて大きな影響が出てくるものと認識しております。

先ほどの学級本務教員数に対する臨時教員の学級担任についてですけれども、377名の本務に対して学級担任が206名で28.8%になっております。

以上です。

○仲村 未央さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事、ぜひこの提案を受けとめていただきたいんですが、例えば今、新システムで言われるときに直接契約になるんですね。そうすると、先ほどの学童と同じように、経済的に保育料を払えないということとの関係の中で、もしかしたら必要とする園児がそこに通えないという可能性を生み出すかもしれないわけです。これはもう実際学童で起こっていて、一番支援が必要な、言ってみればネグレクトという親が働き放しで午後も夜も子供たちしかいないというような家庭の子供が高い保育料を払えなくて、結局は言ってみればネグレクトの状態にあるということが、やっぱり追ってはいろんな非行やあるいはそういった典型的な例につながっているということはいろんな方が指摘しているわけですね。そういった影響というのは非常に沖縄県で大きくこれは予測されるというふうに私は思うんですが、これは福祉保健部のほうでは予測されないのか何なのか、絶対にこの見解は述べません。

それから、もう一つです。今、先ほど臨時の職員の状況を言いましたが、どのような働き方をしているかというと、日当で働いています。給料ではありません。臨時ですから、これはいわゆる日割りの計算なんです、掛ける何日。そうすると、土曜日・日曜日は計算されない。公休日も計算されない。例えば、6500円の日当で多くの幼稚園、保育園の手当があるとする、大体平均そんなものです。高いところで7000円。低いところで6000円。こういった状況の中で働

ている教師の月給というかその報酬、これが大体十二、三万なんですね。これが全部手取りにならないということはわかりますよね。それから引かれるわけですから、大体10万前後の月収で先生たちは生計を立てざるを得ないという中で常勤的に働いているわけです。それが保育園の現場では半数以上がそういう働き方、幼稚園では35%を超える学級担任がそういう状況にある。これはもちろん市町村の任用ですから、市町村によっては月収のところもありますが、多くがいわゆる日雇いみたいな形で掛ける何日の報酬の取り方をしているわけですね。こういった中で本当に大事な学齢の子供たち—5歳児・6歳児という中で教育環境にあるということが非常に今、財政問題と絡んで不安になっているわけです。

例えば、学校の一般的な小・中・高の先生のように国庫の裏づけが弱いわけですね。あれは義務的ないわゆる何分の一負担ということで厳密に来ますから、財政状況に応じて先生の給与が安くなるとかそういうことはあり得ないんですが、結局は市町村財政の影響を直接的に今、幼稚園や保育園の働く現場でも財政的な事情がしわ寄せをして、先ほどの比率を答弁いただいたように、その非正規の雇用のあり方の中でどちらもそれが上がってきているわけです。ですので、やはりこういった課題を一つ一つ沖縄振興の中で徹底的に要求していくということが非常に大事だと思いますが、ただ、今、現場の担当の職員が内閣府にどんどんヒアリングで行っていますよね。何で沖縄だけですかと言われた。冒頭に知事にも伺いました。これは沖縄県の行政の怠慢ですか、それとも歴史的にそういった背景があってこうなっているんですかということについて、行っているその担当の職員に対して、今、知事が行かせている職員は説明をし切れないんですよ。それでそのまま言われて帰ってきて、なかなか厳しいですねという話になっているわけですね。これについて知事、いかがですか。本当に沖縄の現状を改善するという沖縄振興にのせていこうというときに、このような今、現場の内閣府とのやりとりで、既にもうそれが非常に厳しいです。何で沖縄かということ聞かれたら、何も言えませんみたいなことを、職員が今、実際に言っているというこの状況について、新しい沖縄振興どうなるんだろうというふうに心配ですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、全体の法律、総括している立場でお答えいたしますけれども、昨年12月27日に政策協議会の中で、県は45の制度の要望をして

おります。それに関して現在1月、2月にかけて国のほうと事務調整をやっているわけでございますけれども、その中でいろんな議論は出てくるものと思います。ただ、今回、県が提示をした45の制度というのは、これまでのビジョン、そしてまた総点検の議論、課題を整理をする中で、沖縄県として今後の沖縄振興に必要なものとして提示をしているものでありまして、それはどういうふうなものから必要なのかというのは、まさにこの沖縄の持つ歴史的あるいはまた自然的・地理的諸事情の中で出てくる国の責務としてやっていただきたいというふうなものを例示しております。

今議論になっております保育所の話だとか、あるいはまた産業関係ではこの間、2年ほどエコポイントの問題がございました。リーマンショック以降、景気対策として1兆2000億円ぐらい投下されたわけですが、このことは、例えば全国の製造業、自動車とか電子パーツとかそういうところにすごく効果があったわけです。ところが、それは全く沖縄には効果がない。そういうふうなものの事象を一つ一つ取り上げながら説明しております。

今の子供の話も全国では今や少子・高齢化というふうな流れの中で、もちろん少子化説もありますけれども、高齢化対策も非常に重要な問題になっている。沖縄というのは全国14歳以下の割合が全国では13%、沖縄は18%という中で、どうしてもそういう意味での財源の対策とかそういうふうなのは厳しいと。そういうふうなところを国のほうに説明をしていくというふうな形になっております。そういう意味ではこれから後、さまざまな理論・理屈を整理をしながら、各部局とも国と調整をしていくことになるかというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 財源が厳しいということの中で、なぜ沖縄かということヒアリングの段階で明快に説明できないというのは決定的に交渉力のなさなんですね。これを今、各部署がそれぞれ行って、みんなそれぞれ個々に言われて帰ってきているというのを私たちは皆さんの職員からよく聞くわけです。うまくいきないう、なかなか厳しいですと。その調整の結果が集約されて、もし一括交付金の積み上げの額に影響するのであれば、今、知事が求める2000億なのか3000億なのか、そういったものを積み上げてきたときに、もう骨抜きにされて、10年前の沖縄振興のあのやりとりと、今、県が主体的にその制度や政策を求めているというやりとりと一体何が変わったのかなというのが

よくわかりません。

そういう意味で今回の幼稚園の中での試算で、例えば給食で言えば5億2000万、あるいはソーシャルワーカーなどを常駐させるということであれば、これは4億5000万、こういった額を私は試算をしてもらいましたが、具体的に数値も目標も持って強い交渉でいかなければ、到底今の沖縄振興というのは新しい沖縄振興という姿が見えてこないというふうに思うんですが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まことに恐縮ですが、国と毎年の予算のやりとりであれ、制度をつくる・つくらないであれ、10年に一遍のやりとりであれ、議員のおっしゃるやりとりは必ずあるわけです。これは日本復帰時代にもあったし、私が20年前副知事でいた、あれは3回目でしたか、ですからこれをしっかりやれと、きょうのお話はしっかり勉強しろという叱咤激励だろうというふうには受けとめますが、それを今、往復する議論、勝ったり負けたりしながら、これはやりとりしながら最後に収れんしていくものであって、初めから断トツに勝つというのはなかなかこれは沖縄では我々の歴史から見ると当然のように思えるんですが、ヤマトに行ったときになかなかそうはいかないというのもある意味で当然で、これは根気も必要ですし、よく勉強しながらやりとりに応じて我々是对応していくということです。ずっと何十年もやってきていますから、これはいろいろ御指導と御指摘はいただきますが、今これについて余りに悲観的な予想をされるのはいかがなものかと思えますよ。しっかりやりますけどね。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは普天間の県外移設の課題について、その課題と見通しを伺いますということだったんですが、まず県外移設を知事が事実上不可能ではないかということのみずからの所信の中で述べていらっしゃるんですが、この事実上不可能ではないかということなんですかけれども、もともと知事が知事選挙で「心をひとつ」にして県外移設を求めようと、国民に負担を分かち合えということ声を高におっしゃって、そのことによって負託を得たということを見れば、客観情勢としてその不可能ではないかという遠慮がちな言い方ではなくて、むしろ知事の今の当選自体が不可能にしたと。知事自身がまさに当選をしたことによって、それを不可能に至らせたということの積極的な見解をもうちょっと述べてもいいと思うんですよ。その点についていかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の言うとおりに表現が同じかどうかは別ですが、私も事実上これは不可能だということで選挙もやり、そしていろいろ各大臣、総理も含めいろいろ申し上げているつもりですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうですね、知事自身がその県外移設をむしろ強く、もっと名護市以上に補強をしたと。そして県内移設がもはや不可能だということは、むしろ知事自身の存在が担保しているというふうに県民は見ているわけです。それは知事がそれを知事選挙で公約にしたから、そして知事が知事である間、やはりそれはしっかりと事実上不可能ということを知事が証明をする一番の先頭に立っている存在だというふうに思うわけですね。

それで、知事は、うちの会派の崎山議員に対しても、また渡嘉敷議員に対しても、海兵隊の抑止力はあるというふうに認識を示されましたが、これは在沖海兵隊について述べたものですか。それとも米軍の全体のことを言っているのか。在沖海兵隊の抑止力はあるんだということをおっしゃったのか、もう一度確認をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、仲村議員の区分によってどう違うかの予測がつかないんですが、私は軍隊一般論として海兵隊も米軍の軍隊の一部を構成しているとすれば——していますから——当然のこととして抑止力は持っている、こういう意味でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん じゃ、在沖海兵隊については抑止力があるというふうにお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ですから、今、私が申し上げたことが私の理解ですから、在沖海兵隊も抑止力と称するものは持っているに違いないと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これは去る鳩山前総理の発言と全

く同じなんですね。陸・海・空軍のすべてが連関している中で、米軍自身が十分な機能を果たせないという意味で抑止力ということになると。これは鳩山総理と今の知事の見解は同じですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは私は拓殖大学の森本先生とか、あと何人かの先生の本からの実は理解なんです。抑止力が軍事的な抑止力であるとすれば、当然これは軍事力、つまり米軍で言えばこの4軍が最も直截の軍事力ですから、そのそれぞれが抑止力的な効果は当然のこととして持っているだろうと、こういうことで私もそうだろうと思いますよ。ですから、それは在沖だろうとどこだろうと海兵隊が米軍の4軍の一部を構成している以上、抑止力というのを持っているに違いないと私は思っているんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは鳩山前総理の発言を遺憾とする理由というのは何でしょうか。つまり、全く今同じ理由で鳩山前総理もそういう意味で抑止力があるというふうにおっしゃっているわけですね。今、知事の述べた見解と同質のことによって抑止力はあるといえ、あるということをおっしゃったわけですよ。これについて、知事は鳩山前総理の発言は遺憾だというふうに言うわけですが、特に今の部分の抑止力があるかないかについては、認識は一致しているというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の論理がどこへ展開していくかの予測がちょっとつきにくいから答弁しにくいんですが、ただし、その鳩山前総理と同じですかと聞かれても、私はあのインタビュー記事を克明に読んでいません。ですが、「方便」議論については遺憾だと私は申し上げましたよ。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 当時の政府自身ですら説明もできなかった抑止力、これについて知事が海兵隊は抑止力はあると明言される根拠は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あなたがおっしゃる政府というのはだれを、どういう組織を指して、どういう人物を指しておっしゃるのか。政府が規定できなかった

と抑止力という言葉は常識の言葉としてもあるんですよ。軍事的な専門的な概念としてもあるかもしれない。しかし、通常、抑止力というのは何も軍事だけで使われていることじゃありません。この言葉が持つ意味というのは非常に大きな概念もあるし、経済も入ってきたりいろんなものが入っているものであって、何もあるたった一つのために使われる限定的な数学のようなあれじゃありません。ですからいろんな形で私が抑止力の解釈なり理解を申し上げるということは、何も政府が言わなくたってやりますよ、無論。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 沖縄に基地を回帰させた最も最大の理由が抑止力の維持ということを政府は言っているわけです。だから辺野古に回帰したわけでしょう。その抑止力に対して、いわゆる知事が今、根拠も示し切れない、政府もそれが説明できない、だから知事は常々説明をしなさい、納得がいけないと求めてきたわけですよ。それについて、じゃ、なぜ同調できるのか。それを安易に同調することが一体知事の県外移設という公約を実現させるために何の貢献もしないわけですよ。むしろ日米合意の抑止力の維持にお墨つきを与えるような、知事みずから抑止力ありますということの根拠も言えないのに断言するということはおかしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん まず、抑止力を疑わないということ自体が、沖縄に本当にそこにある意味があるのかということを引き出せる可能性がある発言でも、知事はそれを疑問を持たずにそのまま同調しちゃっていることは、これはやはり結果として、その日米合意そのものをむしろ補強するという役割を知事のメッセージによって発しているに等しいというふうに思います。今の件についていかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも議員のおっしゃる論理が少しわかりにくいんですが、想像してお答えしますと、まず抑止力という言葉と抑止力、軍隊だとか、国と国との間の力関係で使われる言葉としては昔からあるわけですよ。ですから沖縄にいる米軍というのが4軍であれ1軍であれ抑止力的なものは持っているに違いないというのは当然じゃありませんか。ですから悪くとも県外にと言った民主党の選挙公約のときに当

然これは抑止力というのは予想してやったはずなのに、一たん県外にと言っていないがもとへまた今度戻ってきて、辺野古へ戻るときの言葉に抑止力という言葉を使うこと自身、おかしいんじゃないかと言っているんです。だって、それはだれでも予測してもとからあった言葉ですから。さらにこれが「方便」だということに問題があるんであって、抑止力がどうかという議論ではありませんよ、これは。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党の渡久地修です。

1、基地のない沖縄を目指すことについて質問します。

(1)、日本共産党は、「海兵隊は日本を守る軍隊でもなく、抑止力でもない侵略の軍隊である」、「アメリカ本国では存在自体が許されない危険な基地」、「米軍が沖縄・日本に駐留する理由は、思いやり予算など駐留経費の70%から80%を日本政府が出すなど、アメリカ本国に配備するより安上がりだからである」と毎議会のように指摘し続けてきました。皮肉にも、鳩山前首相の「抑止力は方便だった」、「米国は沖縄がパラダイス」などの発言によってその指摘が裏づけられたことになりました。知事の認識を問うものです。戦後65年の対米従属からもういいかげんに脱するべきだと思うが、知事の認識を問うものです。

(1)、知事は、海兵隊が沖縄に配備された理由をどう認識しているのでしょうか。

(2)、「海兵隊は冷戦の遺物、沖縄に必要ない」と米国の議員らも多くが指摘し、「本国に引き揚げるべきだ」としています。本来なら、沖縄の県知事こそそういうことを言い続けるべきだと思うが、知事は海兵隊の沖縄からの撤退を求めるべきではないでしょうか。

(3)、沖縄防衛局は東村高江での海兵隊のヘリパッドの建設を強行し、住民らにけが人も出ています。「県・県知事の理解を得ている」と言い張り、工事強行の最大の口実にしています。知事の責任が問われています。知事は直ちに工事中止を求めるべきではないでしょうか。

(4)、米軍機による爆音について那覇、首里、浦添、西原などでも減るどころか激しくなっています。2009

年6月議会で、測定器の設置と爆音110番の設置を求めてきましたがどう対処したのか。また、「県としては、住宅上空、学校上空は飛行禁止する」と米軍に通告すべきではないでしょうか。いつまで傍若無人を許すのですか。

(5)、基地問題解決へ日本国民、アメリカ国民、世界の人々に直接訴えることについて、県と県議会が一体となって、新聞広告、テレビコマーシャル、チラシの作成、インターネットの活用などを昨年の12月議会で提起しました。その気になればすぐにできるものもありますが、具体化して実施したものと、これからの計画について伺います。

2、次期振興計画について。

これまでの振興計画で、県民の暮らしがなかなか向上しない大きな原因に、米軍基地の存在を前提にしてきたこと、振興予算の本土への還流する仕組みがつくられてきたこと、高度成長型の重厚長大産業を目指した本土企業誘致頼みで、沖縄の農林水産業や地場産業、地元企業育成を後回しにしてきたことなどが挙げられると思いますが、知事の認識を伺います。

(2)、米軍基地が沖縄経済発展の阻害要因であることは県民一致した認識になっています。新しい振興計画では正面からこの阻害要因である米軍基地を取り除くことを大きな目標にすべきです。

(3)、第1次産業を初め地場産業、地元企業を育成し、沖縄への振興予算が沖縄域内で還流、蓄積する制度・仕組みを構築、工夫することにあゆる知恵を結集することが求められているのではないのでしょうか。

3、企業誘致の補助金のあり方を改めることについて。

現在の国・県・市の補助金のあり方では、非正規雇用はふえても正規雇用につながっていない実態をどう認識しているか。京都府のように補助金のあり方を新たな正規雇用者を雇うことに対して行うことに改めるべきであります。

4、公営団地の建設について。

低所得者の多いこの沖縄では公営住宅への入居希望者が多いにもかかわらず圧倒的に不足しています。公営住宅の新築・増設、「民間アパート、マンションの借り上げての公営住宅」としての活用、「民間住宅に入居する低所得者層への家賃補助」などを行うべきです。

5、特別支援学校の分離校の建設と通園バスの増車について。

大平特別支援学校の過大校解消のための分離校建設と、高等特別支援学校を那覇地域に増設することが必

要です。また、長時間通学を解消するための通園バスの増車が必要ではないでしょうか。

6、ウイルソン病患者の医療費の県の助成について、8万人近くの署名が集まり、県に助成を求める意見書も県議会で全会一致で採択されました。知事は助成に踏み出すべきです。

7、首里城地下の旧日本軍32軍司令部壕について。

悲惨な沖縄戦の実相を正しく後世に伝えるためにも戦争遺跡として文化財指定し、保存・公開すべきであると何度か取り上げてきました。文化財指定を急ぎ、説明板、案内板の設置、第5抗口の入り口などの部分公開はすぐにでもできることではないでしょうか、見解を伺います。

真嘉比川の浸水対策のため、松川の県道29号線にかかるボックスカルバートの拡幅、河川の改修は早期に行うべきです。

最後に、我が党の代表質問との関連について、中学校卒業までの入院費無料化について質問します。

2009年度から実施した那覇市の1年間の実績を見ると、県の助成以外の市独自の上乗せ分は、216件で840万円となっています。これをもとに全県で実施した場合を試算すると、県の半額負担分は2000万円以内ではないのでしょうか。新年度から早期に実施すべきです。知事の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地修議員の質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地のない沖縄を目指すという御質問の中で、東村高江ヘリパッドについての御質問にお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであります。

県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識いたしております。県としましては、随時、現地に職員を派遣し、状況の確認を行っており、改めて去る2月14日、国においては、市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう、申し入れを行ったところであります。政府に対し、無条件に理解を示したことは無論ありません。

今後とも、東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、土木行政に係る御質問の中で、真嘉比川の改

修についての御質問にお答えいたします。

真嘉比川の浸水被害の早期解消を図るため、県道29号線にかかるボックスカルバート及び河川護岸について、平成23年度に実施設計を予定しております。

改修工事につきましては、那覇市道取りつけに伴う県道29号線交差点改良工事とあわせて行うことから、那覇市と連携をし早期に工事着手できるよう取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地のない沖縄を目指すことについての御質問の中で、海兵隊の認識についてお答えいたします。

海兵隊を含む米軍は、日米安全保障条約に基づき駐留するものであり、県としては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく、経済が発展してきていることや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。しかしながら、今後も、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えております。

米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減及び米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、海兵隊の配備理由についてお答えいたします。

在沖海兵隊については、1950年代の本土における米軍基地の整理縮小の流れを受けて、沖縄への海兵隊の移駐が進み、それが今日の沖縄の海兵隊を形成したとされております。

次に、海兵隊の撤退についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担の軽減を求めてきております。とりわけ海兵隊については、構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えており、その要請をしておるところでございます。

次に、爆音110番の設置と、住宅や学校上空の飛行禁止を通告することについてお答えいたします。

御質問の爆音110番については、基地を提供している国の責任において、実態を把握できるような仕組みをつくるべきであると考えており、渉外知事会を通じ、米軍航空機の飛行に関する事前情報や騒音に関するデータを公表すること、航空機騒音に関する苦情処理制度の充実などを国に対し求めているところであります。県は、従前から、航空機騒音規制措置の厳格な運用などを求めているところであり、昨年9月、住宅地上空の飛行を回避するよう、米軍及び日米両政府に対し求めたところであります。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、基地問題を広く訴えることについてお答えいたします。

県においては、これまでホームページや毎年発行する統計資料集、5年ごとに発行している沖縄の米軍基地、広報課の電光掲示板の活用など、さまざまな情報発信を行ってまいりました。

沖縄の過重な米軍基地負担の軽減を図るためには、沖縄県の実情に関する情報発信をさらに充実強化する必要があると認識しております。

議員御提言の内容については、今後、総合的安全保障研究推進事業を進める中で、効果的な世論喚起を行う観点から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 基地のない沖縄を目指すことについての御質問の中で、那覇市等への騒音測定器の設置についてお答えいたします。

県では、昭和63年に嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺について「航空機騒音に係る環境基準の類型指定」を行い、関係市町と連携して、類型指定地域内の24測定局で航空機騒音の常時監視・測定を実施してきております。こうした中、外来機の移駐などにより、類型指定地域外からも航空機騒音に関する苦情が増加傾向にあることから、平成23年度にうるま市から那覇市にかけて広範囲に、米軍機による航空機騒音影響地域の実態調査を行うものであります。

常時監視測定器の設置については、23年度から実施する実態調査に基づき、那覇市など関係市町村との連携について協議していききたいと考えております。

次に、首里城地下の旧日本軍32軍司令部壕について

の御質問の中で、32軍壕の説明板等の設置及び第5抗口の部分公開についてお答えいたします。

現在、第32軍司令部壕を平和教育、学習の場として活用するため、第1抗口付近へ説明板の設置を検討しており、平成23年度予算として215万3000円を計上しております。第5抗口の部分公開については、抗口付近が急傾斜地に位置し、道路との高低差が大きいことなどの問題があることから、抗口の公開は厳しい状況にあると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 次期振興計画についての御質問の中で、振興計画と県民の暮らしの向上についてお答えいたします。

3次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄振興計画により、基本的な社会資本整備は着実に進み、本土との格差は縮小し、県民の暮らしは総体として向上してきております。また、これまで民間主導の自立型経済の構築に向けて、観光・リゾート産業など県経済を牽引する発展可能性の高い産業領域を戦略的に振興するだけでなく、県経済を支える農林水産業や製造業を初めとする地域産業の振興も積極的に行っているところです。

21世紀ビジョンの実現に向けた新たな計画においても地域産業の振興を大きな柱として位置づけてまいります。

次に、基地のない沖縄を目指すべきについての御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」については、県民の多くの声を酌み上げるとともに、県振興審議会での審議や県議会において活発な議論をいただき、基地に関する意見等を含め、多くの意見をビジョンに反映してきたところです。このため、ビジョンの実現に向けた新たな計画についても、県民の幅広い意見等を集約し、計画策定の中で議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、同じく次期振興計画に関連をして、振興予算が域内で流通、蓄積する制度・仕組みの構築についてお答えいたします。

沖縄振興予算として財政移転された資金を域内で流通、蓄積させるためには、公共工事を受注する建設業や原材料を供給する製造業などの地域産業を活性化し、雇用の創出や所得の増加等を通じた持続可能な好循環を構築することが重要だと考えております。このため新たな計画においては、地域産業の振興を大きな

柱として位置づけ、中小企業等への支援を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 企業誘致の補助金のあり方を改めることについての御質問の中の、雇用の実態と補助金のあり方についての御質問にお答えします。

沖縄県に進出した情報通信関連産業の202社に対して平成22年1月1日時点の状況についてアンケート調査した結果、各就業形態の比率は、正社員28.1%、契約社員36%、派遣・パート35.9%となっております。

情報通信関連産業は、ソフト開発やコールセンターなどさまざまな業務形態があり、技術や知識の蓄積が求められる業務において正社員の割合が高くなる傾向にあります。

正規雇用化を促進する補助事業としては、「新通信コスト低減化支援事業」を実施しておりますが、利用条件として20名以上の常用労働者の雇用とその中に正社員を含むことを義務づけております。また、昨今の厳しい雇用情勢を踏まえ、国においても、正規雇用への転換を推進するため、年長フリーターや30代後半の不安定就労者の正規雇用を促進する「若年者等正規雇用化特別奨励金」や企業の正規雇用転換制度等の導入を促進する「中小企業雇用安定化奨励金」の拡充などの取り組みを行っております。

県としては、これらの制度の活用を図り正規雇用の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 公営団地の建設についての御質問で、公営団地の新築や民間アパートの活用等についてお答えいたします。

公営住宅の整備は、これまで「住宅建設5カ年計画」、「住生活基本計画」及び「沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づき、公営住宅の新築、増設、建てかえや民間が運営する高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の家賃補助などを進めてきたところであり、しかしながら、本県は、公営住宅を必要とする低所得者世帯の全世帯に対する割合が全国の約2.2倍となっており、公営住宅に対する需要は高いものがあります。

今後は、平成23年度に見直しすることとしている「沖縄県住生活基本計画」においてこれまでの公営住

宅の整備や家賃補助に加え、新たに借り上げ公営住宅等を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは特別支援学校の分離校の建設と通園バスの増車についての御質問で、特別支援学校の分離校建設等についてお答えいたします。

大平特別支援学校の過密対策につきましては、校舎の増築や通学区域の見直し、高等学校への分教室設置などにより解消を図っているところであります。

高等特別支援学校的那覇地域への新設につきましては、今後の生徒数の推移やそれに基づいた必要性を検証し、平成24年度からの次期編成整備計画の策定において検討してまいりたいと考えております。また、大平特別支援学校のスクールバスにつきましては、次年度の児童生徒の数や障害の実態、スクールバス利用希望者等を見きわめた上で対応を検討してまいります。

なお、長時間通学については、他の特別支援学校でも同様な状況にあり、次期編成整備計画の策定において解消に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、首里城地下の旧日本軍32軍司令部壕についての御質問で、文化財指定についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦を指揮・監督した軍事的中枢施設であり、重要な戦争遺跡であることから、その保存を図り後世に継承することは重要なことであります。現在、落盤や酸素濃度などの危険な状況にあることから、安全面からの配慮により立ち入りが制限されており、詳細な調査による現状把握が困難な状況であります。

県立埋蔵文化財センターにおいては、平成22年度から5カ年計画で主要な戦争遺跡の確認調査を実施し、文化財指定に向けて取り組んでいるところであります。その一つとして第32軍司令部壕についても検討を重ねているところであります。

県教育委員会としましては、第32軍司令部壕の文化財指定に向けて、市町村教育委員会と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ウイルソン病患者への医療費助成についてお答えします。

ウイルソン病は、小児慢性特定疾患治療研究事業の

対象疾患となっており、20歳未満では医療費の助成が受けられます。県内では、現在2名の方が医療費の助成を受けております。

県としては、特定疾患以外の慢性疾患患者等の医療費の自己負担については、高額療養費制度の自己負担限度額の引き下げなど、医療保険制度の見直し等により負担軽減を図る仕組みづくりを国に要望してまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連について、乳幼児医療費助成事業における入院を中学校まで拡大することについてお答えします。

乳幼児医療費助成事業の対象年齢の拡大については、県財政や他の医療費助成制度とのバランス、市町村の意向等を踏まえ、対象年齢や給付方法、所得制限、一部負担金等の助成要件を総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 まずですね、知事、日本国民とアメリカ国民に直接訴えるという意見広告などの問題について検討するということでぜひやっていただきたいんですが、この時期ですけれども、菅首相が5月か6月に訪米して日米首脳会談をやるという報道がありますね。ですから、前みたいに鳩山首相が行ってきて日米合意発表してからそれでやるというのでは後手後手になるので、知事もこの議会で、アメリカに対する正確な情報が伝わっていないと、あるいは間違った情報が逆に伝わっていることもあると思うんですよね。報道では、仲井眞知事はいずれこの県内移設に賛成するだろうという報道もあったりするわけですから。そういう意味で、間違った情報が逆に伝えられているという面もあるので、私はこの訪米前にきちんと沖縄側の正確な実態と情報をやる意味で、本土の新聞とアメリカの新聞に県と県議会共同の意見広告を訪米前にきちんとやるということは大事だと思いますけれども、知事いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そこまでまだ具体的に考えておりませんが、御提案として受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひやっていただきたいと思います。

次に、公営団地について質問します。

公営住宅法というのがあります。「第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的

な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」というふうに書いています。

それで伺いますけれども、部長、沖縄で年収200万円以下の世帯数、割合、全国平均との比較、そして全国低所得者の多い3県についてお聞かせください。

そして沖縄の持ち家率というのは幾らでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。
○土木建築部長（仲田文昭君） 年収が200万円未満の世帯数でありますけれども、沖縄県が19万9600世帯になっております。それから200万円未満の世帯に対する割合でございますが、沖縄県が39.6%、全国は17.6%。それから全国で割合が高い県、上位3県でございますが、1位が沖縄県、それから2位が鹿児島県、3位が高知県。

それから全世帯に対する割合、持ち家率というんですか、それについては沖縄県は50.2%であります。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。
○渡久地 修君 いわゆる200万円以下の世帯が沖縄は全国の平均の2.2倍ということでありましてけれども、この200万円以下の世帯数に占める公営住宅の整備率、全国平均比、そして低所得者の多い九州3県の整備率は幾らか、そして一番高い県の整備率というのは幾らでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。
○土木建築部長（仲田文昭君） 年間収入200万円未満世帯に1世帯当たりの公営住宅の数を沖縄県0.15、それが全国が0.25になっています。それから全国との比較でいいますと、沖縄が1.7倍になるということでございます。

それから九州での200万円未満世帯の割合が高い県ですが、さっき言いました1位は沖縄県、2位は鹿児島、3位が宮崎県で、全国で整備率が高い県が愛知県でございます、0.4となっております。

○渡久地 修君 議長、ちょっと休憩。
○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、この県営住宅の申し込み数と倍率、そして最も高い団地の場合の倍率は幾らか。全国平均にまで整備率をやるとするとあと何戸不足している計算になりますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。
○土木建築部長（仲田文昭君） 県内の住宅の応募の倍率でございますが、平成20年度の11.4倍、それから21年度に14.4倍、22年度は16.3倍、それから最も倍率の高い県営団地は県営古波蔵第3団地——これは那覇市にありますけれども——これが134.5倍。それから200万円未満世帯の整備率を全国整備率にするために、あと約2万世帯、2万戸の戸数が必要となっております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。
○渡久地 修君 次に、この公営住宅には買い取り住宅、借り上げ住宅というのがあると思うんですけれども、県内でのこの買い取り、借り上げ住宅は幾らあるか、全国の状況と比較してどうなのか教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。
○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄県の買い取り、借り上げによる公営住宅はございません。

全国の買い取り、借り上げの公営住宅数でございますが、平成20年度ですが、買い取り公営住宅が4334戸、それから借り上げ公営住宅が2万2678戸となっております。

○渡久地 修君 休憩お願いします。
○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
○渡久地 修君 知事にお尋ねします。

今のやり取りをグラフにしてみました。（資料を掲示） 青いのが200万円未満の世帯率です。沖縄は39.6%で全国一高い低所得者の多いところになっています。2位が鹿児島ですね、33.6。次が高知。宮崎は4番目になっています。この低所得者層に対する整備率というのは沖縄14.7%、全国平均の58%なんですよ。58%の整備。これを見てください、鹿児島は2番目に低所得者は多いんだけど、整備率は頑張っているんですよ、宮崎も頑張っている。沖縄は58%ということで非常に低いというのがわかります。先ほど答弁があった2万戸というのがあります。そして公営住宅法の第3条に「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」ということを義務づけているんですよ。

そういう意味でこの振興計画でやっぱりこの分野は私は非常におくれた分野になっているんじゃないかな

と、これは事実だと思うんですね。ですから、次の10カ年間の振興計画にきちんと私は位置づけて整備することが求められていると思いますので、知事の決意をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の御指摘のとおり、確かに今おっしゃった状況ですから、これは今度また力を入れて計画をつくってやっていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 2万戸不足しているということがあって、私たち議員のところに公営住宅にぜひ入れてくださいという相談がとても多いんですよ。そういう意味ではぜひこの整備に力を入れてやっていただきたいと思います。

次に、振興計画についてお尋ねしますが、上原副知事、振興計画これまで3次、4次とかかわってきていますが、これまで約10兆円投入されてきました。しかし、失業率全国の2倍、所得は全国の7割というのが言われている中で、やはり私は特に本土に還流する仕組みというのをいかに食いとめて沖縄域内にそれがとどまって沖縄の企業を育成し、産業を育成していくのに使われるようにどうするかというのが今とても大事だと思うんですが、その辺、副知事の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） これまでに10兆円ということですが、主にハードを中心にやってきました。社会資本整備、生産基盤整備やってきましたけれども、問題はその整備された基盤を使ってどういうふうに経済活動を展開していくかということが問われてきていると思いますし、それからソフト面といいですか、維持管理がこれからどんどんどんどん出てきます。ですから、具体的な事例として出しますと、10億円かけて余り人の通らない道をつくるより、1億円をかけてその維持管理といいですか、例えば中央分離帯の花といいですか、草木を例えば春、夏、秋、冬それを植えかえるとか、そのことによって人件費が主な事業費になりますので、要するに沖縄に金を回すだけでなく、沖縄で金を回すという意味ではそういうこれからソフト面も含めてあと制度面、今まで整備された基盤を使ったいろんな活動のための、事業活動の

ための制度的なものをこれから充実させていく必要があるのではないかというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 企画部長、お尋ねしますが、元沖縄総務局事務局調整官の宮田裕さん——結構お名前、有名だと思うんですが——この人がこれまでの振興計画で、公共事業50%、県外企業が受注して予算が本土に還流するざる経済が構築されたというふうに書いて、「2007年度沖縄県財政の決算によれば、歳入総額に占める地方税収入の割合は19.9%で、全国都道府県平均の33.3%に比べて極端に低い。その原因は、沖縄への財政投資が県外に還流し、資金循環効果に乏しく民間経済を誘発していない仕組みになっているからである。」というふうに述べていますが、いろいろなところで50%が県外に還流しているということが書かれていますけれども、この50%還流したのが例えばこれが80%県内に落ちるのが50%だったのが80%にもし確保したらどうなっていたかというのをお願いしてありますけれども、試算、経済効果、雇用効果どうなったかお示してください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の議員のお話は、公共事業の支出額、一定の公共事業の支出額で経済波及効果はどれだけかというふうな試算の話だったと思うんですが、この県外発注との関係ではなかったと思います。今のそのお話の趣旨について考え方の整理をするというのであれば、まず公共事業において投下されたこの資金、これが県外に漏出する、要するに域内に還流しないというふうなことのこの考え方は2つその原因としては考えられるわけです。1つは、原材料を県外から調達することによる資金漏出が一つあると。あと、2つ目は、県外資本企業がその沖縄県内で得た利益を県外のこの本社等に還流するというふうなことも考えられます。

そういう意味では、今のこの80%というふうな数字はそのことが示せるかどうかちょっと心もとないんですが、事前に議員のほうからお話ししました。例えば関連支出事業の支出総額は1768億、今年度です、その公共事業でどれだけ効果があるかというふうなことを計算しますと、経済波及効果が約3560億になります。これがその80%の投下額であれば当然80%の効果が出るわけですが、県外・県内のこの還流というふうなものは、この数字はちょっとなかなかつかまえ切れない部分があるのかなというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 皆さん方からもらった資料を計算したあれですけども、例えば80%になると今言ったもので712億円の増、雇用で6000人増ということになるんですね。これは皆さんが出した資料です。（資料を掲示）これは1768億円をもとにしていますけれども、これまでの振興計画の平均の2450億円にすると、その差額は1300億円ぐらいになるんですね。そういう意味では私はこの数字が今問題じゃなくて、こういう仕組みをどうやってつくり上げていくかというのが問われていると思うんです。

それで副知事、次期振興計画では例えば公共事業についてはとにかく県内を優先するという仕組みを制度の中で明記させるということが1つですね。例えば現在の沖縄振興特別措置法の特例措置がありますね、106条道路、107条河川、108条港湾、要するに県や市町村がやるのを国がかわってやることができるというのがありますよね。逆に国がやる仕事を県が発注すると、発注を請け負うということがあってもいいじゃないですか。だからそういったことを含めて県内企業とにかく全部仕事をやってもらおうと、こういう仕組みづくりが僕は大事だと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 制度の中でそういうことができるかどうかというのは、今後検討しないといけなと思いますけれども、ただこれから沖縄総合事務局の問題、国のいろんな所管している業務を県といいですか、地方に移管するという流れもございますので、今のような仕組みがどういう形でとれるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 あと民間部門で県外にどれだけ還流しているかと、県内にどれだけ蓄積されているかという点では、先ほど情報産業の分野では70%から80%が非正規雇用ですよね。じゃ観光産業はどうなっているかですけども、部長、復帰から今日までの観光客とホテルの伸び、それから現在のホテルの県内資本、県外資本、外資の割合、そしてホテル関係の従業員の雇用形態と収入状況とほかの産業と比べてどうなのかというのをお示してください。

○観光商工部長（勝目和夫君） ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 昭和47年の復帰時と比較して、現在の観光客数、ホテルの軒数、客室数は何倍になったかという御質問だったと思います。

沖縄県の入域観光客数は、昭和47年の44万3692人から平成22年は585万5100人となっており、復帰時と比較して13.2倍となっております。

宿泊の軒数は、昭和47年の284軒から平成21年は1232軒となっており、復帰時と比較して4.3倍となっております。また、宿泊施設の客室数は、昭和47年の5745室から平成21年は3万6359室となっており、復帰時と比較して6.3倍となっております。

また、県内ホテルの外国資本、県外資本、県内資本の内訳でございますけれども、ホテルのすべての宿泊についてはちょっと調査・把握しておりませんが、立地済みのホテルで収容人員が500名以上の施設は県内に34施設ありまして、その内訳は調査しておりまして、その割合は34施設のうちの外資系ホテルが12施設で35%、県外資本ホテルが12施設で35%、県内資本ホテルが10施設で30%となっております。

それから、宿泊業、労働者の正規職員・非正規職員の雇用形態と収入状況はどうなっているかとか、また収入状況は他産業と比較してどうなっているかという御質問については、最新の平成22年11月の毎月勤労統計調査によると、宿泊業の労働者数は一般労働者数が約6700人、パートタイム労働者が4800人となっており、宿泊業労働全体に占めるパートタイム労働者の比率は41.9%となっております。収入状況については、宿泊業のみの資料は公表されておりませんが、飲食サービス業を含む宿泊業の現金給与総額は約21万3000円となっており、全産業の一般労働者の平均給与額と比較して約80.4%となっております。また、パートタイム労働者の給与は約6万6000円となっており、全産業のパートタイム労働者の平均給与額と比較して約78.4%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この給与総額の全産業に占める順位はどうなっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 一般労働者現金給与総額の産業別順位では、宿泊業、飲食サービス業は一

応13位になっております。

○渡久地 修君 パートは。

○観光商工部長（勝目和夫君） パートタイム労働者現金給与の順位、産業別順位では、一応建設業、運輸業、製造業とかありますけれども、その中の15位となっております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、お尋ねしますけれども、今の15産業中、一般労働者で13位、パートで15産業中15位なんですよ。それで先ほど答弁にあったように観光で力を入れてきましたね。これから力を入れていきますね。それで力を入れて、これは先ほどの答弁を資料に、これをグラフにしてみました。（資料を掲示）

外国資本と県外資本で70%占めているんですよ、70%。そしてその従業員の待遇というのはとても低いほうだということですよ。ですから、これは本当に県が政策的に観光に力を入れてきて県内に蓄積していないという一つの見方もできると思うんですよ。これをどうするかということなんですよ。この外国資本、県外資本を規制するかと言ったら、これは今のあれではできないと思うんですよ。じゃあどういうルールをつくるかということが私は大事だと思うんです。

ですから、最初の質問にあったように例えば進出してくる企業、補助金出すところには正規雇用を京都のように義務づけるようなものにできないとか、そしてこういったホテルとかいろんな民間企業とは、例えば県が協定を結んで可能な限り正規雇用で雇ってください、それから食材は沖縄の野菜を使ってください、県内食材使ってください、地場産品を使ってくださいという協定をつくることはできると思うんですよ。こういったルールづくりもこれから必要だと思うんですけれども、次の振興計画の中でこの辺もきちんとやるべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 振興計画の中のものかどうかちょっと研究させていただきたいんですが、確かにこの労働条件をもっとよくしていく。そして県外、外国資本は今これはもう規制はできないし、逆にある意味ではどんどん流入させたほうがいいという意見もないわけじゃありませんね。ですから、そういうあれはないんですが、ただ議員の言われたように、この沖縄の中でのルールですよ、なるべく正規にしたかどうかというようなことというのは、一つのいい御提案だと思いますから、ひとつぜひそれは受けとめさせてください。いずれにしても労働条件をどう改善してい

くかというのが、またこれからの雇用数に加えて大変重要なことになっておられます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 とにかく県が力を入れて、多額のお金を入れて、しかし沖縄には蓄積されないということになってはいけませんので、このルールづくりというのは県の努力次第でできると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

そして知事に、もう一度この振興計画についてお尋ねしますけれども、特別自由貿易地域は土地が2.1%しか売れていないということで、この総点検表でも重厚長大産業を目指したけれども厳しい状況にある。予算説明でも県の予算を圧迫する懸念というふうになっていますけれども、全国的に大企業誘致というのは地域の活性化にも限界にきていると、あちこちで撤退もしてきています。それでこれについて内閣府が2005年にレポートを出しているんですけれども、ここでは「補助金額が大きいかって言って、工場立地件数が多くなるという明確な関係は確認できない。」ということで、内閣府自身がレポートを発表しています。

それから財界系のシンクタンクの「みずほレポート」というのが、これは2010年10月13日発行ですけども、ここでは「製造業誘致による地域雇用創出モデルは見直しを迫られている。」というふうにこのみずほ総研のレポートで書いています。それからもう一つ有名な野村総研のレポートですね、ここでは「経済の低迷にあえぐ地域は、これまで多かれ少なかれ、地域経済の成長エンジンを企業の誘致に求めてきた。しかしながら、今やそのような企業誘致による成長モデルは、停滞する地域経済の現状を打開するための抜本的な解決策にはなりえない」ということを、これも去年のものです。そしてこう言ってますね、「つまり、地域は原点に回帰し、新たな産業育成や域内産業・企業の活性化につなげる施策や戦略が不可欠なのである。」と。いわゆる域内の地元の力をどうつけるかということなんです。だから沖縄で言えば第1次産業の問題とか、農業、漁業、そして地元の企業、伝統工芸にどうやって力をつけるか、ここに活路があるんですよということを財界系のシンクタンクも指摘しているんですけれども、知事いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 野村にしても、みずほにしても、これまでのバブルの最中にえらい苦戦をした人々ですから、いろんな傷を逆に負っていると思いますよ。私は、必ずしも彼らの意見が財界とか経済界を代表しているとはゆめ思いませんが、なぜなら彼らが

言う製造業というのはトヨタだとか、ああいう巨大なメーカーを頭に描いていますが、おっしゃるように逆にこの域内の製造業というのは、文字どおりみそ、しょうゆから始まって豆腐に至るまでこういうものが製造業ですし、沖縄の場合、食品工業を中心とする製造業、無論拓南さんとか、金秀アルミのようなああいう近代機械工業に近いようなものからいろいろあるわけです。ただ、これはどちらかと言えば巨大な製造業ではありません。ですから、製造業ギブアップというのには私は全く不賛成ですが、あわせて域内をもっともっと力を入れていこうというのは大賛成です。その可能性というのは、沖縄は成長戦略の芽になるようなものが幾つもあると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 多分次期振興計画では、やっぱり県外へ還流していったと指摘されているわけですね。これをいかに食いとめて、この波及効果をいかに沖縄経済に蓄積していった、そして最終的には県民の所得を上げていくかということです、その辺ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

最後に知事、基地問題についてお尋ねしたいと思います。

今回の議論をいろいろ聞いていまして、日米安保条約、あるいは海兵隊の抑止力について、知事と各議員、議論交わされていますけれども、これを聞いていてちょっと幾つか確認したいと思うんですけれども、日米安保条約は軍事同盟であるというふうに私は思うんですけれども、知事は日米安保条約は軍事同盟だという見解でいいんですよね。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） いわゆる日米安全保障条約といえますのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」という名称でございまして、その前文に、「両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、」という形でいろいろ書いてあるわけですが、両国間のいわゆる相互協力及び安全保障に関する協定であるというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、私難しいことは聞いていないですよ。今、問題になっているＴＰＰというのがあり

ますよね。ＴＰＰというのは、僕は経済連携協定だと思うんですよ。この日米安保条約というのは、純粋に軍事同盟じゃないですかということで純粋な疑問を感じたから聞いているんですよ。知事の答弁からその辺がはっきりしないから、お答えください、知事。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 軍事同盟というのは、さまざまな説がありまして、同盟関係というのは一概に言えないと思っております。例えば、戦前の日独伊三国同盟、こういった形の軍事同盟というものもあるわけですが、そういう意味ではいろいろな説はありますけれども、県は先ほど申し述べたような定義で理解をしております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ちょっとなかなかわからないんですけど、軍事同盟じゃないんですか、じゃあ。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 軍事同盟と見る方もいらっしゃると思いますが、さまざまな説があると思っておりますけれども、県は先ほど申し上げた協定であるというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 もう詭弁ですよ。とにかくこれは軍事同盟であることは明らか、だから沖縄にこんなに基地があるんですよ。だから日米地位協定あるんでしょう。その辺ははっきりしないでどうするんですか。

それで知事、議論をしていて、やっぱり僕は県議会で今のこういう状況で盛んに動いている中で、よく頭もリセットしてたまには見ることも必要だと思うんですけれども、これが改定されて50年になりますけれども、この当時は52カ国がこの軍事同盟に世界じゅう参加していました。今やこれが31カ国に減っています。アジアでは23の国がありますけれども、このアジアで軍事同盟に参加している国は何カ国あるか御存じでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 済みません。資料を持ち合わせておりません。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 あのですね、アジア23カ国中、軍事同盟に参加しているのは、今や日本と韓国だけなんです。前はＳＥＡＴＯという東南アジア条約機構、ア

メリカとありましたけれども、これは解散したんです。そして今は平和な共同体がアジアではこういった国々が加盟しているんですよ。ですから、紛争は話し合いで解決しましょうという平和共同体の大きな流れなんです。こういう流れのときに沖縄の基地問題、こういう視点から見ないといけないと思うんですけれども、知事、いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員が非常によく研究されておられるので答えにくいんですが、安全保障のあり方、特に防衛とか軍事が中心になっているものについては、我々のほうももう一度原点といいますか、今きちっとベースに戻って研究し直そうということにしているところです。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 皆さん、こんにちは。

民主党の上里直司でございます。

質問に入る前に一言だけ私の所感を述べてみたいと思っています。

今回の代表質問、一般質問を聞いていますと、やはり基地の問題とあわせて沖縄振興特別措置法にかわる新たな制度についての言及、質問が多くされております。

私も今回取り上げておりまして、その中で私がずっと考えて、また訴えてきているのは「沖縄21世紀ビジョン」は県が策定した。であるならば、その支援をしていく法律までもやはりつくるべきではないかと考えております。そう言ってきましたが、試案については提言するという今のスタンスでありましたので、私は趣向を変えて、この法律の名前はまず沖縄から提案をすべきじゃないかなというふうな思いを持っています。といいますのも、私は、沖縄振興特別措置法の「振興」も「特別」も「措置」という言葉も、もう一回どういう意味なのかと問い直さなければならないんじゃないかと考えております。とりわけ「振興」という文字について、また言葉の定義については改めて定義をし直して、これからの時代に本当にふさわしいのかどうかをやはり検討すべきではないでしょうか。

私も広辞苑で調べてみました。その意味は、「ふるいおこして物事を盛んにすること」と書いてあります。他の辞書も調べてみますと、「学術・産業などを盛んにすること」または「盛んになること」というふうな形で表現をされています。

しかし、先ほど知事が新たな法律に臨む姿勢として「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念に基づいてこれに

臨むんだということをおっしゃっていました。その基本理念は、「“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。」と書いてあります。この言葉と理念と「振興」という文字が、どうも私自身はぴったりと合わないと思っております。ですから、この次の時代を切り開く言葉、ここはやっぱり知事を初め我々も、どういう言葉が時代にふさわしいのかということを改めて検討すべきではないかと私は考えております。

それで質問に入りたいと思っています。

沖縄振興特別措置法にかわる新たな法制度について。

「沖縄振興自主戦略交付金（仮称）」への評価と今後について。

国の出先機関改革に対応した県の取り組みを加速させるべきであるが、知事の見解をお伺いいたします。

新たな法律の名称について、県から提案をすべきではないか。

続いて、中間報告に盛り込まれた項目の優先順位づけは必要ではないか。

大学院大学の開学に合わせ、海洋資源の保全及び研究とバイオベンチャー支援を促進する制度創設を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、産業振興について。

沖縄振興特別措置法における中小企業振興での優遇措置の国税分での実績についてお尋ねをいたします。

続いて、新規産業において、県が戦略的産業として位置づけようとしている分野についてお伺いをいたします。

2、住宅対策についてお尋ねをいたします。

昨年の3月から住宅エコポイント制度が始まりました。昨年の10月に閣議決定をされた補正予算、「新成長戦略」の中での景気対策、景気刺激策にもこの住宅エコポイント制度の拡充・延長というのが盛り込まれております。

それで、アからエまでの実績についてお尋ねをいたします。

ア、制度開始時から現在までの実績について。

イ、北海道や寒冷地域との実績の差について。

ウ、一戸建ての申請において、県内業者が手がけた物件があるのかどうか。

エ、今後、住宅リフォームについての実績が出せるのかどうかお尋ねをいたします。

続きまして、沖縄地域における環境共生住宅推進事業の展開と次年度における取り組みについてお尋ねをいたします。

続いて、古民家再生事業の今後についてもお尋ねをいたします。

続きまして、雇用対策とパーソナルサポートセンター事業についてお尋ねをいたします。

このパーソナルサポートセンター事業の実績——昨年の11月からですからそれほどの期間ではありませんが——どのような実績があったのか。また、次年度への展開についてお尋ねをいたします。

続いて、地域との連携をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

福祉政策について。

(1)、医療的ケアが必要な児童に対する県の対策について。

(2)番目、看護師の労働環境に対する対策について。

(3)番目、県内の公立病院及び民間病院における院内保育所の整備について。

最後に(4)、県内における民生委員の充足率とその支援策をお伺いいたします。

旧軍飛行場用地問題についてであります。

現在の振興計画の最終年度であります、事業実施をしていない地主会はあるのか。

年度途中でも、これらの事業実施のための働きかけが必要ではないでしょうか。

6番目、教育行政について。

コミュニティ・スクールについて。

県内での実施数及び他の都道府県との比較について。

続いて、その取り組みを展開すべきであると考えていますけれども、いかがでしょうか。

夜間中学校の支援については取り下げたいと思っています。

図書館行政についてであります。

昨年の11月1日に、図書館創立100周年事業が県立図書館にて行われました。県議会からも各議員が参加をいたしましたし、これまでこの100周年事業に尽力をされた図書館職員の皆さん、教育委員会の皆さんには本当にお疲れさまでありました。周年事業が実質的な実施の制約がある中で、大変いい事業でありました。山之口獏の展示会等々行われておりましたけれども、やはり次の100年に向かってこの県立図書館の果たす役割、やっぱり考え直さなければならぬだろうと思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、今回補正予算で多額の予算がついておりますが、この事業内容とその額についてお尋ねをいたします。

県立図書館100周年の成果と次の100年に向けたテ

マについてお尋ねをします。

県立図書館の館長を外部から登用するなど、県立図書館の館運営にふさわしい人材を登用すべきではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

7番目、沖縄らしい風景づくりや全島緑化の推進の具体策をお伺いいたします。

8番目、修学旅行生誘客に向けた取り組み状況をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、「沖縄振興自主戦略交付金」への評価と今後についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、昨年5月以降、高率補助制度にかわりますより自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に要望してまいりました。平成23年度政府予算案におきまして、約321億円の「沖縄振興自主戦略交付金」が創設されたところでございます。

同交付金の使途につきましては、今回統合の対象となりました5種類の補助金の範囲内で事業を選択することが可能となっております。このことは、これまでの補助金と比べまして一定の前進をしたものだと考えることができます。しかしながら、沖縄県といたしましては、一層の使途の自由度の拡大が必要と考えております。引き続きこの点を政府に要望しているところでございます。

今後、さらに平成24年度以降の新たな沖縄振興に係る施策の円滑な実施に必要な財源が確保され、さらに自由度を高めにした「沖縄振興一括交付金（仮称）」を実現すべく、引き続き政府に強く求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、国の出先機関改革に対応する県の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

国の出先機関改革につきましては、昨年末に閣議決定されました「アクション・プラン」に基づく推進委員会が去る2月17日に開催され、沖縄総合事務局の事務・権限の移譲に関する沖縄県の考えを述べたところでございます。

今後は、「アクション・プラン」に基づき出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本として、平成23年夏ごろまでに基本的枠組みや移譲対象機

関が決定され、平成24年通常国会への法案提出に向けて作業が進められていくこととされております。

沖縄県としましては、市町村や関係団体の意見も踏まえ、国の作業状況に的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、戦略的産業として位置づける新規産業についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、リーディング産業であります観光産業やIT産業に続きまして、オキナワ型産業の重点として位置づけられている亜熱帯の生物資源を活用しましたバイオ産業やエスティックやスパを初めとした産業や健康サービス産業などを振興してまいりたいと考えております。

今後は、新たに琉球舞踊やエイサーなど沖縄独自の文化的資源と申しますか、こういう資源を活用した文化産業とでも言うべき産業の創出が重要と考えられております。また、温暖な気候と優秀なアスリートを輩出するなど他地域に比べて優位性のあるスポーツ関連産業やその他エネルギー関連産業など、可能性の高い産業の創出につきましても戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄らしい風景づくりに係る御質問の中で、沖縄らしい風景づくりの推進についての御質問に答弁いたします。

沖縄らしい風景づくりにつきましては、県において景観基本方針や基本計画を定めるとともに、「風景づくり推進事業」によりまして市町村の風景に関する計画づくりを支援してきたところでございます。現在、新たな沖縄振興に向けて「沖縄らしい風景・まちづくり制度」の創設を要望しているところでございます。

今後は、同制度を活用してさまざまなハード・ソフトの景観向上施策を展開し、個性的で魅力的な風景・町並みの創造を推進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の名称についてお答えいたします。

新たな法律の名称については、今後の国との調整の結果を踏まえて、法律の理念や内容にふさわしい名称を県からも提案していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、中間報告の項

目の優先順位づけについてお答えいたします。

「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）概要」で示した新規・拡充及び継続を合わせた45の項目は、21世紀ビジョンで描いた将来像の実現に向けて離島県ゆへの不利性などを克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊富な若年労働力、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限発揮できる施策を展開するため、新たな仕組みの構築を目指すものであります。このことから、いずれも重要な項目であるとの認識に基づき、新たな法律に盛り込むことができるよう政府に対して強く求めていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、海洋資源の保全及び研究とバイオベンチャー支援に係る制度の創設についてお答えいたします。

沖縄県では、新たな沖縄振興のための制度として、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成に向けて「科学技術振興制度」の創設に取り組んでおります。本制度では、バイオベンチャー企業等の研究開発を促進するため、研究開発に資する施設及び機器等の整備や研究開発費、教育訓練費に係る税の減免措置などの特例について検討しております。

本制度の創設により、本県周辺海域における豊富で多種多様な海洋資源の利活用等の研究など、地域の資源を活用したさまざまな研究開発が促進されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての、沖縄振興特別措置法の中小企業振興における国税分の実績についての御質問にお答えします。

沖縄振興特別措置法では、中小企業の振興として2つの制度が掲げられております。1つ目は、沖縄の経済の振興に資すると認められる業種が、経営革新計画に従って導入する設備投資に対して全国版の経営革新制度よりさらに深掘りされた設備投資減税が適用されます。平成14年度から平成21年度までの税制活用実績は、特別償却が5件で約5600万円、税額控除が13件で約1億2200万円となっております。2つ目は、台風等気象条件により原料の供給事情等の影響を受け、生産額等が相当程度減少する見通しがある業種が、経営基盤強化計画に従って導入する設備投資に対して割増償却が可能となります。業種は、これまで建築用関係製造業、パン、めん類製造業等の10業種が該当しましたが、現在の沖振法においては砂糖製造業の1業種であ

り、平成14年度から平成21年度までの割増償却は9億6000万円となっております。

雇用対策とパーソナルサポート事業についての、事業の実績と次年度の展開についての御質問にお答えします。

パーソナルサポート事業は、さまざまな生活上の困難に直面している人に対し日常生活から就労までを一貫して支援する事業で、沖縄県では昨年11月から実施しております。

活動実績については、事業開始から1月末までに130件の相談があり、住宅相談、資金貸し付け、メンタルヘルス等の生活支援や求人情報の提供、履歴書作成指導等の就職支援を行っております。また、当該事業は、国のモデルプロジェクトとして平成23年度まで実施されることとなっております。国においては、このモデルプロジェクトを通し、制度化に向けて事業の効果や課題を検証していくこととしております。

同じくパーソナルサポート事業の地域との連携についての御質問にお答えします。

本事業の支援対象者は、住宅喪失や生活困窮、多重債務、メンタルヘルス等の問題を抱えており、それらの問題を解決するためには、ハローワークや市町村、社会福祉協議会、困窮者支援に取り組むNPOなど地域の関係機関との連携が重要と考えております。そのため、県は、関係機関との実務者会議を開催しており、また、パーソナル・サポート・センターにおいても個別に関係機関と連携し、効果的な支援方法について検討しているところであります。

なお、県は、国とともにセミナーなどを開催し、事例研究や周知にも取り組んでいるところであります。

次に、修学旅行生誘客に向けた取り組み状況についての御質問にお答えします。

沖縄県では、修学旅行の誘致を図るため、県外での修学旅行説明会や学校関係者を沖縄へ招聘する現地研修会等を開催しております。また、昨年度からは修学旅行専門嘱託員を東京に配置し、学校や旅行会社への訪問活動を行い、新規学校の開拓にも努めております。特に今年度は、旅行社の修学旅行担当者を沖縄に招聘し、本島、宮古、八重山の体験メニューなどを紹介しております。さらに、国内の学校に対してアンケート調査を行い、修学旅行の動向を調査・分析して、今後の修学旅行の誘致に生かしていきたいと考えております。また、修学旅行費用に占める航空運賃の割合が高いことから、航空会社3社及び国など関係機関に対し航空運賃引き下げの要請を行ったところであります。

海外からの教育旅行については、学校間交流が欠かせないことから、現在、教育庁と連携し学校間交流の仕組みづくりを進めており、これを活用し、今後の誘致につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 住宅対策についての御質問で、住宅エコポイントの実績についてお答えいたします。

住宅エコポイントの新築の制度開始は平成21年12月、リフォームは平成22年1月となっております。本県におけることし1月末現在までの申請戸数実績は、新築が325戸、リフォームが2戸となっております。

同じく住宅対策についての御質問で、北海道や寒冷地域との実績の差についてお答えいたします。

本年1月末現在の新築住宅のエコポイント申請戸数は、住宅1万戸当たり、本県の6戸に対しまして、北海道や寒冷地域は28戸となっております。また、リフォームの申請戸数は、住宅10万戸当たり、本県の0.4戸に対し、北海道や寒冷地域は704戸となっております。

同じく住宅対策についての御質問で、県内業者が手がけた物件についてお答えいたします。

住宅エコポイント制度を直接所管している国に問い合わせたところ、工事施工者に係る集計は行っていないとのことであります。

なお、県内のエコポイント住宅証明書の発行機関である財団法人沖縄県建設技術センターによれば、ことし1月末現在、新築エコポイント申請は33戸の受け付けがあり、施工はすべて県内業者であると聞いております。

同じく住宅対策についての御質問で、今後の住宅リフォームの実績についてお答えいたします。

現在、住宅エコポイントの対象となるリフォーム工事は、窓を二重サッシに取りかえたり、外壁、屋根、床などに断熱材を張るなど、主に冬場の暖房効果を高めるために高気密・高断熱の仕様となっております。一方、本県においてはほとんど暖房を行わず、むしろ夏場の対策として通風をよくし日差しを遮ることなどが一般的となっております。したがって、本県では対象となるリフォーム工事が少なく、実績は今後もふえる可能性は低いと考えております。そのため、県としては、本県の地域特性に配慮した花ブロックや遮熱塗料等のリフォーム工事も住宅エコポイントの対象となるよう国に求めていきたいと考えております。

同じく住宅対策についての御質問で、環境共生住宅推進事業の展開と取り組みについてお答えいたします。

本県は、亜熱帯気候に属し本土とは異なる高温多湿地域であることから、本事業により風土に根差した環境共生住宅の普及を推進するものであり、平成21・22年度に、沖縄の伝統的民家や県内建築士による設計手法に着目し、省エネ効果等について評価を行ってまいりました。次年度は、これまでの成果をもとに、県民に対し快適で環境と共生する住宅の普及啓発を図っていきたくて考えております。

同じく住宅対策についての御質問で、古民家再生事業の今後についてお答えいたします。

本事業は、沖縄の貴重な財産である古民家集落の風景を将来にわたって継承していくことを目的に、平成21年度には古民家の保全・再生・活用に関する情報を収集したリストや提言集を作成したところであります。今年度は、古民家保存の主体的な取り組みが地域に定着するよう支援をするため古民家活用モデル事業の公募を行い、活用に係る手法と課題について取りまとめしております。

今後は、古民家を活用したコミュニティー・ビジネスによる地域振興や観光資源としての景観形成に資するため、古民家の保全・再生・活用の普及啓発活動を行っていきたくて考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉政策についての御質問の中の、医療的ケアが必要な児童に対する県の対策についてお答えします。

介護職員等によるたんの吸引等のための制度については、現在、国において平成24年度の実施を目途に作業が進められているところであります。

県では、制度導入後の速やかな実施を図るため、介護職員等に対する研修に必要な機器等を本年度に購入することとしております。また、昨年10月、当事者団体等との意見交換を行いニーズの把握に努めるなど、重症心身障害児と家族の自立した日常生活等に向け取り組みを進めているところであります。

次に、看護師の労働環境に対する対策についてお答えします。

沖縄県看護協会の労働環境に関する調査によりますと、県内の交代制勤務の看護師においては、休暇等の代替要員の不足や新人看護師のふなれを主な要因として時間外勤務が発生しているとしております。

県としては、看護協会と連携し、ナースセンターにおける代替要員の紹介事業に加え、今年度からの新規事業として各病院が行う新人看護師研修事業や潜在看護師の再就職支援事業に対して補助するなど、医療機関の看護師確保を支援しております。また、各保健所においては、毎年人員の配置状況及び看護師等の健康管理体制を確認し、必要に応じて管理者に対し注意喚起を行っております。

次に、院内保育所の整備についてお答えします。

平成22年4月現在、県内の院内保育所は、独立行政法人国立病院機構が2カ所、国立大学法人が1カ所、地方独立行政法人が1カ所、民間が10カ所の計14医療機関に整備されております。現在、各医療機関から同施設整備の意向調査を実施しているところであり、今後、整備について国と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、民生委員・児童委員の充足率とその支援策についてお答えします。

本県における平成23年2月1日現在の民生児童委員数は、定数2322人に対して委嘱数が2055人で、充足率は88.5%となっております。

県においては、民生委員の定着と資質向上のための研修を実施するとともに、民生委員活動について広く県民の理解を得るための広報啓発を実施しているところであります。

今後も引き続き民生委員の活動を支援するとともに、市町村と連携して担い手の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 旧軍飛行場問題につきまして、事業実施をしていない地主会についてお答えいたします。

県では、県・市町村連絡調整会議において確認された取り組み方針及び解決指針を踏まえ、「特定地域特別振興事業」を実施しておりますが、9つある旧軍飛行場地主会のうち、現在、那覇市の旧那覇飛行場用地問題解決地主会、宮古島の旧海軍兵舎跡地地主会、嘉手納町の嘉手納旧飛行場権利獲得期成会、石垣市の旧日本陸軍白保飛行場旧地主会、同じく石垣市の旧日本海軍平得飛行場地主会の5つの地主会については事業実施に至っておりません。

次に、未実施地主会への働きかけについてお答えいたします。

平成22年8月に開催された県・市町村連絡調整会議

において、現行の沖縄振興計画終了後3年間、平成26年度までは特定地域特別振興事業を実施していくことを確認しております。

いまだ事業化に至っていない5つの地主会に対しては、取り組み方針及び解決指針に基づき、市町村と連携し、引き続き事業実施を働きかけているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、コミュニティ・スクールの状況についてお答えいたします。

平成22年4月現在、本県でコミュニティ・スクールとして指定を受けている学校はありません。全国では31都府県、629校が指定を受けております。校種別の内訳及び実施率は、幼稚園が36園で0.3%、小学校が428校で1.9%、中学校が157校で1.5%、高等学校が3校で0.1%、特別支援学校が5校で0.5%となっております。このうち、指定の多い教育委員会は、京都市162校、岡山市80校、出雲市49校となっております。

次に、コミュニティ・スクールへの取り組みについてお答えいたします。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことをねらいとしております。

県教育委員会としましては、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい教育、望ましい教育の実現に向けて取り組むことは重要であり、その制度の導入については、学校運営に係る選択肢の一つであると考えております。

実施に当たっては、国や他都道府県の動向を注視し、学校、保護者、地域の方々の制度への理解を深めるとともに、ニーズやコンセンサス等を踏まえ、学校や市町村教育委員会の要請に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県立図書館の補正予算の概要についてお答えいたします。

県立図書館に関する2月補正予算は、国の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した知の拠点整備更新事業、地域の情報拠点整備事業と「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用した沖縄県立図書館読書環境整備事業の3事業を予定しております。予算総額は4億297万5000円となっております。

知の拠点整備更新事業は、ＩＣタグを用いた蔵書管

理システムの導入、トイレ及びカーペット等の修繕、可動書棚の購入等で、予算額は3億円であります。

地域の情報拠点整備事業は、子育てやシニア向けの図書の購入等で、予算額は9960万5000円であります。

沖縄県立図書館読書環境整備事業は、敷地内の外灯や歩道タイル等の図書館施設の修繕で、予算額は337万円であります。

県教育委員会としましては、今後とも図書館が知の拠点としての役割を果たせるよう、施設や図書の充実に取り組んでまいります。

次に、県立図書館100周年の成果と次の100年に向けたテーマについてお答えいたします。

沖縄県立図書館は、琉球国最後の国王尚泰及び一般県民有志からの浄財をもとに、明治43年8月1日、4560冊の図書を有して開館いたしました。以来、県民の読書及び学習の場、郷土研究の中核として愛されてきました。しかし、沖縄戦において図書館は壊滅的な打撃を受けるなど幾多の苦難を経て、昨年100周年を迎えました。去る11月1日には、山之口獭文庫開設展を開催するなど多くの関係者に参加いただき、県立図書館創立100周年事業が盛大に行われました。現在、県立図書館の蔵書数は約60万冊までに拡大し、郷土研究の拠点として県内のみならず県外や国外の方にも御利用いただき、広く親しまれております。

今後も、100年間積み重ねられた歴史と伝統をもとに、資料の収集・整理・保存・提供に努め、市町村の支援と情報ネットワークを充実させ、県民がいつでも、どこでも必要な学習が可能となるような取り組みを行ってまいります。

県教育委員会としましては、次の100年に向けた県立図書館のあり方について県民の意見を広く取り入れ、調査研究してまいりたいと思います。

次に、県立図書館の館長の公募制についてお答えいたします。

県立図書館は、県民の生涯学習を支援する施設として、県民の知識要求に対応できるような確かな資料の収集・整理・保存に努め、その利用促進を図っております。また、県内の図書館活動の充実を図るため市町村の支援と情報ネットワークを構築し、県民がいつでも、どこでも必要な学習が可能となるよう取り組んでおります。県立図書館の館長を初め職員の人事につきましては、適材適所に配置するよう努めております。公立図書館の館長の公募制を実施している図書館は、全国約3000の公立図書館の中で、現在確認できるのが3館であります。

県教育委員会としましては、図書館の館長の公募に

つきましては、全国の動向を注視しながら多くの方から意見を聞き、引き続き研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 沖縄らしい風景づくりや全島緑化の推進についての中で、全島緑化の推進についてお答えいたします。

緑は豊かな自然環境を創造し、県民が潤いと安らぎのある生活を営む上で、また、観光資源としても重要であります。

全島緑化県民運動については、市町村、各種団体等で構成する沖縄県全島緑化県民運動推進会議を推進母体として「一島一森づくり」をスローガンに全島緑化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、沖縄県植樹祭、緑の育樹祭に加えて、市町村、企業、学校等が主体となった住民参加型の花と緑の植樹活動を県内の約230カ所で開催しているところでございます。また、年間を通じた開花リレーマップや花木類の栽培マニュアルを発行するとともに、地域の緑化に対する指導や助言を行う地域推進リーダーの配置など各種緑化施策を推進しているところでございます。特に、平成23年度からはグリーンコミュニティ支援事業による花と緑の名所づくり、桜の一斉開花技術の普及や品種の組み合わせによる桜の名所づくり、インターネットを活用した名木と花見情報の発信などの事業を展開し、365日花と緑と香りいっぱいの美ら島沖縄づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは再質問をさせていただきます。

一括交付金については、5種類の補助金に該当する部分を充てるということで、知事は、継続されている事業の全部ではなくて一部未計上という形でされたということは、私は大変いいかと評価をしております。それぐらい使い道については、県としてもしっかりと国に対してはこれじゃだめだということを言い続けていただきたいということを要望しておきたいと思っています。

国の出先機関改革については、新垣県議からも質問がありました。総務部長が庁内でその体制を整えているという話がありましたけれども、実際にはいつまでにその意見をまとめようとしているのか、そのことについてお答えをいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 今、国のほうでは閣議決定されて、まさしく動こうとしているわけですから、県庁内もどういう事業がこちらのほうで受け入れられるのか、それから相手方のほうもどういった事業をこちらのほうに持ってくるのか、いろんなことがあるかと思います。その向きを4月以降、企画部それから総務部を中心にプロジェクトをつくって、それから事業化もいろいろございますし、また、市町村の意見も聞かなきゃいけません。その点も含めて作業を急ピッチに進めていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 4月以降ということが今ありました。国が意見をまとめる期間というのもありますので、当然県案を出すというタイミングがあるかと思うんですね。本当は何月かというふうに聞きたかったんですけども、そこはもう置いておきます。ただ、先ほどからお聞きしていると、市町村へのヒアリングを行う、または関係団体等からも意見を聞くというやり方で進めるというのは、これは行政の普通のやり方だと思うんですけども、私は、まず県庁内のコンセンサス、同意というものが必要だと思うんですよ。そこを固めて、皆さんどうですかと、市町村に対して説明をしていくという姿勢にならないと、当然今まであったものをなくすわけですから、市町村にとってとても不安に感じると思うんですよ。それ以上に沖縄県ですらというか、2年前、3年前までは存続は必要だということを言っていたわけなんです。そこからすると、すぐどうですかと聞かれるとやっぱり不安を感じるので、まずは県庁内でのコンセンサスを固めていく、それがなくなった後にこういう体制が必要なんだと、とりわけ県と市町村との協議をしていくというような、そういうプロセスをぜひ踏んでいただきたいと思うんですけども、総務部長どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 実を申し上げますと、こういう話が来る中で、国のほうで閣議決定する前にも県庁内では各部局横断的にいろいろな意見を聞きながら、こういう事業については大丈夫ですよということを含めて、県庁内の意思は固めてあります。ただ、総合事務局の事業内容は多岐にわたりますので、知事がせんだって答弁しましたとおり、まず二重になって

いる部門、その部門をしっかりと二重ですよということを踏まえて、県のほうでしっかりそれについてやると。それから多岐にわたっていますので、沖縄振興に資する点等を含めて、中心にしながら、まず包括的に我々として受け取ろうという方針を持っていますので、その中で取捨選択も徐々にしていくという形になるかと思います。県庁内の意思はある程度固まっております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 頼もしいですね。意思が固まっているということですので、それに準じてその体制をぜひ検討していただきたいと思っています。

新たな法律の名称について検討していただけるということで、これも非常にありがたいなと思っています。

なぜこういう質問をしたかといいますと、沖縄振興という言葉は全県民というか、ほとんどの議員ももう恐らく普通に使っているんですね。例えば、これが日本振興というふうになった場合、これが本当に使える言葉なのかなという感じがするんです。

あわせて、沖縄振興の理念には戦後補償などもありますし、もっと言えば、39年前に制定されたとき以上に開かれた沖縄、または交流と共生というような新たな定義も生まれてきた中で、やっぱりこの「振興」という文字を問い直すことによって、やっぱりそこは新たな法律の名称をぜひつけていただきたいと思うんですね。こういう名称が可能なのかどうかは別としても、先ほど申し上げた昨年閣議決定された交付金の中で、「住民生活に光をそそぐ交付金」という名称が出てきたんですよ。こういう名称というのは、今までほとんど聞いたことがない。交付金というと本当にかた苦しい名前で、何に使うかわからない交付金名称なんですけれども、こういう文字が出てくることによって、これをどうやって使えばいいのかとやっぱり考えるわけなんです。その考えるということ、ぜひ県庁の職員や議会の皆さんとも一緒にやりたいし、本来ならば県民も巻き込んでこの振興のあり方、次の時代にどうするのかということをぜひやっていただきたい。これは知事、私の思いはお伝えしましたが、もう一度知事からの御答弁をいただきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに今議員のおっしゃるような気持ちで我々も取り組んでおりまして、1次、2次、3次、4次といいますか、これまで4回やってきたいわば「振興」のついた計画と大分フレーズも時

代も変わったというのは我々も思っておりますし、という展開内容を入れていくかということで、今まだ審議しているところですし、東京へ行くと政府は、先ほどの議員からの質問もありましたが、そんなにウエルカムというだけでもないというような状況があって難しいんですが、今おっしゃったような何か別の切り口というか、それで我々の次の世代というか、次の舞台への展開という面がうまく出せて、それがまた日本全体のためにも、少し大げさに言うとアジア・太平洋地域にとっても大変貢献するという部分がわかるような内容であれば非常にいいなと思いますが、ぜひひとつ議員のサジェスチョンをいただければと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは別の質問に移ります。

産業振興における中小企業振興での優遇措置の国税分、これがほとんど適用されてないということなんです。観光商工部長、なぜその実績が上がらなかったのか、それをどう評価をしているのか、そこをお答えいただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 実績がほとんど上がらなかった、一部高度化地域などはそれなりの実績が上がっているところがありますけれども、やっぱり全般的には思った以上の実績は上がらなかった、それはやはり対象となる条件、そういったものがちょっとハードルが高かったということが一言で言えば言えると思います。あとは内部努力などもありますけれども、一般的にはやはりちょっとハードルが高かったということだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 こういうハードルが高い優遇措置というのは、他の優遇措置にもあるんですよ。そういった意味では、本当に使えるような優遇措置にならなければ、補助金での振興に加えて、やっぱり加速しないと思いますから、ぜひ優遇措置のあり方を実態に合った形で制度化するようにぜひ求めていただきたいと思っています。

続いて、住宅エコポイントについて。

土木建築部長、僕はかなり前の議会、前の前の議会でも質問したんですよ。これは確かに我が党というか、我が政権がつくった制度なので私もってはいるんですよ、これはおかしいじゃないかと、余りにも不公平だと。そうすると、私が聞いたのは、住宅エコポイント——さっきもありましたけれども——沖縄でリフォームに対しては適用できるのかと聞いたら、これ

はもう難しいですと。特に住宅エコポイントの制度というのは期限がありますから、この期限に合わせて制度をいじったり、新たな制度を設けることはほぼ不可能じゃないかという話をしていたんですね。今、土木建築部長は、花ブロックをつけたりとかということで言っていますけれども、これは本当にその制度が可能なのかどうかも含めて、国からはどういう形で返事が来ているのか、こういう不公平感をどうやって補うかということについて御答弁いただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 特にリフォームについての対象とありますが、沖縄県については使いにくいということは認識として持っておりまして、それにつきましては、県のほうとしましては、国の出先機関であります総合事務局とも相談しております。それから直接近々また東京のほうにも行きまして、その担当とも意見交換をして、期限は12月ですけれども、一月でもいいですからなるべく早くそういったものが対応できるようなことを要望してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 この住宅エコポイント制度というのは、当然その景気刺激策としての側面と、日本国内における環境に配慮した、また省エネに配慮した住宅を促進するという意味があるんですよ。今、いずれにしてもどちらも沖縄には当てはまらない仕組みになっていますので、ここは次に私が質問を出しました沖縄における環境共生住宅、これをもっと加速をしていただきたい。沖縄にこない恩恵というか、住宅エコポイントにおいての刺激策はほとんど期待できないわけですから、こうした事業に充てるようにということでぜひ交渉していただきたいと思うんですね。そこは私も言っていますし、政府も当然聞かだろうとは思っているんです。ぜひやっていただきたいと思っています。

そこで提言なんですけれども、実は、この推進事業を進めていく上でモデルハウスをぜひつくっていただきたいなと思っているんですね。こうした沖縄の地域に適した省エネ型、環境に配慮したモデルハウスをぜひつくっていただきたいと思っています。

宮古島市は、環境省の予算でできたエコハウスというのが2軒建てられております。あわせて国交省からは、観光施設としての「かたあきの里」というところに、こうした蒸暑地域の住宅という形のコンセプトでかなりの額を出しているんですね。本島地域でもぜひそれを実現していただきたいと思っていますので、ぜ

ひよろしく願いいたします。

それで、パーソナルサポート事業について、観光商工部長、これは非常にいい事業だと私とらまえています。知事、知事がグッジョブ運動を展開されて、これもいい事業だと思うんですけども、実はそのグッジョブ運動を推進して効果のある層というのは、こたえられる層というんでしょうか、雇用のミスマッチであるとか、意欲と企業とのマッチング事業だとか、こういうものは今後も続けていくべきだろうと思っているんです。ただ、難しいのは若年者の失業率が依然として高どまりをしている。さらにそれより問題なのは中高年層の失業率、これをどう改善していくかというのは、これはただ雇用の分野だけでは恐らく不可能だろうと。これは生活支援、そして就労支援を合わせた形の事業として今展開しているのがこのパーソナル・サポート・センターでありパーソナルサポート事業なんです。

ただ、残念ながらこの事業は2年事業なんですけれども、今年度もう始まってまだ4カ月しかたっていないんですけどももう終えるわけなんですね。24年度になるとこの事業は終わってしまうと。したがって、この事業をうまくつなげていくためには、もちろん国の事業ですから国の動向を注視しないといけないんですけれども、せめて24年度以降の事業実施を一つ方向を出していただけると、この事業の推進というのはかなり進むんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今、11月19日から稼働して大体45日、現在の時点で、先ほど新規相談を130件と申し上げましたけれども、やはり延べ件数で言うと578件になっておりまして、結構その中でもう既に就職内定者、決定者がもう21名ぐらい出ております。非常に有効な事業と考えておりまして、ただ23年度までで一応モデル事業として終わる予定なんですけれども、引き続き国のほうも制度化に向けて検討することとしておりますので、我々としてもその制度化に向けて対応していきたいなと。それと、今相談している人たちのサポートも現にありますので、何らかの形で引き続き継続できるような形で取り組んでいきたいなと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 福祉保健部長にお尋ねいたします。

地域との連携を考える上で、地域の相談窓口である民生委員の活躍というのはもう必要不可欠だろうと思うんですが、その観点からこの事業とどのように連携

していこうとしているのか、お答えをいただきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 民生委員は、やはり地域の最も身近な相談相手ということで、生活相談全般に応じているということです。やはり引きこもりやニート等についても相談の対象になっておりまして、そういう方については専門的な支援が必要なが多いので、やっぱり専門機関につなぐということで専門機関の連携というのは非常に大事かと考えております。

そういう意味での今回のパーソナル事業につきましても、その辺の連携というのは今後非常に重要かと思っております。それで、地域の民生委員協議会に対して事業主体から事業説明も行われたというふうに聞いておりますので、今後その辺の連携の強化も必要かなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 両部長にお答えいただきましたが、ぜひ総合的に支援する窓口を県庁内にも設置していただいて、支援体制の構築に努めていただきますよう要望いたします。

続きまして、教育長にお尋ねをいたします。

医療的ケアが必要な児童に対する県の対策については福祉保健部長からお答えをいただきました。私もこのことについては前議会で尋ねましたけれども、教育現場での支援というのは、新たにどのような形で展開していこうとしているのかお答えをいただけますか。

○教育長（金武正八郎君） 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時4分休憩

午後6時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 医療的ケアの整備事業につきましては、医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持・増進を図るために特別支援学校に看護師を配置し、教育、医療、福祉の連携した体制づくりを行い、安心・安全な学習環境の整備を図ることを目的としております。

今後は、さらにこれを充実させるために看護師を3名増員して配置をし、子供たちの安心・安全な学習環境の整備に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ぜひ少しでも前進をさせていただき

たいということを要望いたします。

教育長に続けてコミュニティ・スクールについてお尋ねをいたします。

県内での実施というのはまだ0校だと、全国的には629校というお答えでした。実は、もう23年4月の新年度からはさらに200校ぐらいふえて800校ぐらいになるんですね。当然、その実施については慎重に努めなければならないということは言うまでもありません。ただ、これは国も推進している事業でありますし、国がその普及に努めるための予算も用意しているんですね。ぜひそういう意味では、とりわけ今答弁でも理解が必要だという答弁もされていまして、理解をしてもらおうような事業をぜひ取り組んでいただけないでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 本事業は、先ほども申し上げましたように、地域の住民、そして保護者が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する新しい学校運営のシステムでございます。その制度の導入にはやっぱり十分に準備時間をかけて、趣旨や実施方法について学校とか保護者、そして地域で理解を深める必要があると思います。

市町村教育委員会でも、新しい制度であるために当面は他府県における実施の成果を踏まえて慎重に対応していこうという動きがございます。

それから、県教育委員会としましては、今国のほうからコミュニティ・スクール推進事業というのがございます。その推進モデル地域として受けてほしいというものがありますので、そういう研究を市町村が受けていただくよう、学校に対して働きかけてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ですから、そのモデル地域にということでもありますから、どういうものなのかということ、県内では実施しているところはありませんから、文科省の職員に来てもらうとか、取り組みをしている学校のどなたかを連れてくるとか、そういう事業までも入っていますので、そういう意味では普及活動に努めるような事業展開をぜひお願いをしたいと思っています。

最後に一言だけ、今回の県立図書館の補正予算が出ていましたけれども、4億円という非常に莫大な予算がついて、私は本当に感謝をしているというか、本当にいい事業になるだろうと思っています。図書館の職員にお話をいたしますと、欲しい本がようやく買える

というお話をされていたんです。そういう意味では、まさに知の拠点として県立図書館が今後も県民のために、市民社会のために役立つように、また、教育庁だけではなくて、知事部局のほうからもぜひ御支援をお願いしたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後6時9分休憩

午後6時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき一般質問をします。

初めは、米軍基地問題についてです。

これまで機密扱いされてきた施政権返還をめぐる外交文書が公表されて、日米密約の実態が次々に明らかにされてきています。特に沖縄の米軍基地がアメリカからの圧力によってではなく、日本政府自身からの要求であったという記録が存在していたという報道は県民に大きな衝撃を与えました。改めて沖縄に米軍基地は必要なのかどうかについての根本的な議論を全県民的に行う必要があることを痛感しています。

そこで質問します。

(1)、在沖米軍の主力部隊である海兵隊について。

ア、海兵隊抑止力論の理論的根拠は何か。

イ、米国で海兵隊抑止力論を否定する声が大きくなっているが、どのようなものか。

ウ、海兵隊は沖縄県民の平和と安全を守ってきたか。

エ、海兵隊の全面撤退を求めるべきであります。決意を伺います。

(2)、パラシュート降下訓練について。

ア、伊江島の天候不良を理由にしているがどう思うか。4年ぶりに伊江島の天候が悪くなったということか。

イ、SACO合意で読谷から伊江島に訓練を移転することを表明しながら、例外的であれば嘉手納基地での訓練が可能ということが日米で合意されているが、知事の所見を伺います。

ウ、SACO合意の県民負担の軽減というのは、結局県民だましの方便でしかないと思うが、知事の見解を伺う。

(3)、高江のヘリパッド建設について。

現在進められている6カ所のヘリパッド建設で、高江集落は文字どおり取り囲まれてしまい、ヘリコプ

ターが海側からも山側からも高江集落全体を縦横無尽に飛び交うことになり、生命と安全が脅かされることになります。それだけに工事の強行は中止させなければなりません。

そこでお聞きします。

ア、防衛局職員は、工事の強行は知事も了承していると説明しているが事実か。

イ、計画どおりにヘリパッドが建設されたら、高江はヘリパッドに囲まれてしまうが、それでも県民の負担軽減になるのか。

ウ、直ちに工事の中止を申し入れるべきですが、決意を伺います。

2、東部海浜開発事業について。

(1)、事業計画に計上している予算額は幾らで、その内容は何か。

(2)、事業計画に経済的合理性があると判断した根拠は何か。

(3)、国は、沖縄市案をうのみにして承認している、どう思うか。県は独自に検証を行ったか。専門家の意見は聴取しているか。

(4)、判決では経済的合理性について相当程度に手がない検証を必要とすると指摘されているが、その要件を満たした内容になっていると判断した根拠は何か。

大きな3、沖縄市山里第一地区再開発計画について。

現在、県と市の取り組み状況、進捗状況はどうなっているのか説明を求めます。

4、泡瀬ゴルフ場跡地利用に係る広域調整について。

(1)、イオンモールの進出計画はどうなっているか。全体像を説明せよ。

(2)、沖縄市は壊滅的な影響を受けると危機感をあらわにしている。近隣市町村への影響はどうか。

(3)、まちづくり三法との整合性は図られているか。

(4)、広域調整を図るべきではないか。その取り組みは進んでいるか。

5、鳥インフルエンザ対策について。

(1)、鳥インフルエンザの全国的な感染の実態とその対策はどうなっていますか。

(2)、県は対策を十分にとっているか。

6、沖縄市倉敷環境に係る問題について。

(1)、倉敷環境に対する警告、改善命令の内容と実態はどうなっているか。

(2)、地域住民の反対する理由は何か。

(3)、管理型処分場の設置許可を出したのは、業者とのなれ合いがあるからではないか。

(4)、違法なごみ山問題はいつまでに解決するか。

最後に、教育問題について。

(1)、高校の中途退学者の実態はどうなっているか。
その原因とどのような対策をとってきたか明らかにして
もらいたい。

(2)、子供の学習権の保障という観点での指導は貫か
れているのか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答
弁させていただきます。

まず第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、S
A C O 合意に対する展開についてという御質問にお答
えいたします。

S A C O 合意につきましては、これまで安波訓練
場、そしてキャンプ桑江の北側部分、そして瀬名波通
信施設、読谷補助飛行場及び楚辺通信所が返還されて
おります。また、県道104号線越え実弾射撃訓練の本
土移転や騒音軽減イニシアチブの実施、そして地位協
定の運用の改善などが行われております。しかし、同
事案については、一部の地区におきまして返還がおく
れているなど課題が残されております。

県としましては、S A C O の合意事案を着実に実施
し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的
で実現可能な方法であると認識いたしており、政府に
対しその実行を強く求めているところでございます。

次に、鳥インフルエンザの御質問の中で、鳥インフ
ルエンザの感染の実態と県の対応についてという御趣
旨の御質問にお答えいたします。5の(1)と(2)は関連い
たしておりますので一括して答弁させていただきます。

高病原性鳥インフルエンザは、平成22年11月29日に
鳥根県で確認されて以降、全国的に感染が拡大し、こ
れまで7県で20例発生いたしております。発生地では、
迅速な殺処分、そして埋却及び消毒等が実施されて
おります。

沖縄県では、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対
策として、第1に、防鳥ネットの整備、第2に、鶏舎
などの消毒、第3に、異常家禽の早期通報などにつ
きまして新聞広告や地域での説明会などにより周知して
徹底を図っているところであります。また、すべての
養鶏農家に消石灰を無償配布し、緊急消毒を実施する
とともに、毎月20日を「消毒の日」と定め、家畜伝染
病の侵入防止等の強化を図っているところでございま
す。さらに、平成23年1月28日に沖縄県危機管理対策
本部会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザ侵入防

止対策に係る危機管理体制を強化しているところでご
ざいます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁
させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題について
の御質問の中で、海兵隊抑止力論についてお答えいた
します。

御質問の海兵隊抑止力論が何を意味しているか明ら
かではありませんが、政府は、防衛白書において「わ
が国に対する武力攻撃に際しては、相手国が自衛隊に
加えて米軍と直接対決する事態を覚悟する必要が生じ
ることとなり、在日米軍がわが国への侵略に対する抑
止力になる。」、また「米軍が機能する際には、日本
に駐留する米海軍、米空軍、米海兵隊などが一体と
なって十分な機能を発揮するものと考えられる。」と
しております。県としましては、抑止力についてはさ
まざまな意見があるものと承知しており、今後とも研
究をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、県としましては、抑止力の議
論にかかわらず在沖海兵隊の削減は重要であり、それ
に向けた具体的な議論が必要であると思います。

次に、米国での海兵隊否定の声についてお答えいた
します。

米国において、海兵隊の役割や必要性についてさま
ざまな議論があることは承知しておりますが、議員御
指摘の米国で海兵隊抑止力論を否定する声が大きくな
っているとの見解については、確認できておりませ
ん。

次に、海兵隊への認識についてお答えいたします。

海兵隊を含む米軍は、日米安全保障条約に基づき駐
留するものであり、県としましては戦後の日本が国際
紛争に巻き込まれることもなく、経済が発展してきて
いることや平和な国民生活を享受してこられたのは、
日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東
アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与してい
ることによるものと理解しております。しかしなが
ら、今後も日米安全保障体制が安定的に維持されるた
めには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのために
は沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて
重要であると考えております。

米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海
兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛
行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等
は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減及び米軍

基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、海兵隊の撤退についての御質問にお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担の軽減を求めてきております。とりわけ海兵隊については、構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えております。米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等を確実に進める必要があると考えております。

次に、米軍基地問題についての中、嘉手納飛行場でのパラシュート訓練についてお答えいたします。1(2)のア、1(2)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

県は、米軍から嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を行うとの通報を受け、翌日、直ちに米軍等に対し、同訓練の中止要請を行いました。要請の際、伊江島の天候不良を理由に、今回、嘉手納飛行場で訓練を実施するとのことでしたが、なぜそのような判断に至ったかについて説明はありませんでした。

県としましては、パラシュート降下訓練はSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、東村高江ヘリパッドについての御質問にお答えいたします。1(3)のア、1(3)のイ、1(3)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としましては、随時、現地に職員を派遣し、状況の確認を行っておりますが、改めて去る2月14日、国においては、市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう申し入れを行ったところであり、政府に対し、無条件に理解を示したことはありません。

今後とも、東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 東部海浜開発事業についての御質問で、事業計画に計上している予算額とその内容についてお答えいたします。

平成23年度一般会計歳出予算の泡瀬地区関連事業は、人工海浜の突堤等の工事費として港湾環境整備事業費が3億7500万円、設計等に係る費用として港湾計画基礎調査費が2000万円、新港地区の航路泊地しゅんせつ等に係る直轄事業の負担金として港湾改修費が1億4000万円の合計5億3500万円であります。また、特別会計歳出予算については、公債費として中城湾港泡瀬地区臨海部土地造成事業特別会計が9067万6000円となっております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、経済的合理性及び手がたい検証となっていると判断した根拠について、2(2)と2(4)は関連しておりますので一括してお答えいたします。

県としましては、控訴審判決を踏まえた経済的合理性の有無については、収支の見通しが統計データや調査報告書等、根拠を有する資料を基礎としたものとなっているかどうかなどで判断されるものと考えております。沖縄市が作成した土地利用計画見直し案は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに算出されております。算出方法は根拠をもって整理されており、妥当性を欠くものではないことから、控訴審判決を踏まえた経済的合理性を有するものと考えております。また、沖縄市は、需要予測に係る精度をさらに高めるため、企業等に対する需要確認調査等も行っており、さらに、同案は需要に対し約8割の施設規模となっていることから、県としましては、手がたい計画となっていると考えております。

同じく東部海浜開発事業についての御質問で、沖縄市案の検証と専門家の意見聴取についてお答えいたします。

沖縄市の土地利用計画見直し案の作成に当たっては、学識経験者等で構成される「東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会」において審議が行われており、専門家などの意見を踏まえて作成されたものであると考えております。

県としましては、同案における入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等、根拠を有する資料を基礎としたものであるかを確認しております。

また、国においても同案について慎重に検討がなされたものと考えております。

次に、沖縄市山里第一地区再開発事業について、県と市の取り組み状況についてお答えいたします。

当該地区の再開発事業については、平成10年度に地権者により市街地再開発準備組合が設立され、沖縄市と連携しながら、平成24年度の事業採択を目指し、事業計画の検討を行っているところであります。

県としましては、事業を認可する立場から、事業の内容、資金計画等について市と調整しているところであり、諸条件が整えば事業採択に向けて、国等の関係機関と協議を行っていききたいと考えております。

次に、泡瀬ゴルフ場跡地利用に係る広域調整についての御質問で、広域調整の取り組みについてお答えいたします。

都市計画決定に係る広域調整につきましては、都市計画法に基づき、平成19年11月に県で策定した「大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン」により行うこととしております。

このガイドラインでは、「1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地については、広域的観点から、交通渋滞による周辺環境への影響等を評価し、関係市町村と連携して広域調整を行う」こと、また、「既存の店舗等との競争を抑制するなど、需給調整や既得権擁護とならないものとすべきである」としております。

泡瀬ゴルフ場跡地につきましては、去る2月10日に県の関係機関及び近隣市町村で構成する連絡調整会議を開催したところであり、現在、同会議で関係機関から示された意見に対する方針を北中城村で検討しているところであります。

県としましては、今後とも関係市町村などと連携し、都市計画決定に係る広域調整を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 泡瀬ゴルフ場跡地利用に係る広域調整についての中で、イオンモール進出計画の全体像についての御質問にお答えいたします。

泡瀬ゴルフ場跡地に予定されているイオンモールについては、大規模小売店舗立地法に基づく届け出を要する段階ではないことから、その規模や内容等の詳細については把握しておりません。なお、現在、同地域が市街化調整区域であることから、出店に際しては、用途地域または地区計画の決定等に係る都市計画法に

基づく諸手続が必要となっております。現在、北中城村から、同法に基づきアワセゴルフ場跡地に係る都市計画（素案）が県土木建築部に提出され、広域調整の手続に着手しているところであります。

今後、都市計画法に基づく県との協議等が整った後、大規模小売店舗立地法に基づく県への届け出が行われ、その中で進出計画の詳細が明らかになるものと考えております。

同じく泡瀬ゴルフ場跡地利用に係る広域調整について、沖縄市近隣市町村への影響についての御質問にお答えします。

大型ショッピングセンター進出による近隣市町村への影響については、一般的に当該ショッピングセンターが買い物を引き寄せることにより、既存の小売業の売り上げが減少するなどマイナスの影響のほか、近隣市町村における雇用機会の増加や広域から集客される買い物の近隣施設への立ち寄りなどプラスの効果もあると考えられます。

同じくまちづくり三法との整合性についての御質問にお答えします。

泡瀬ゴルフ場跡地利用につきましては、現在、都市計画法に基づき北中城村から都市計画（素案）が提出され、広域調整の手続に着手しているところであり、当該都市計画法に基づく手続が整った後、大規模小売店舗立地法に基づく届け出となります。

県としましては、まちづくり三法の趣旨を踏まえ適切な法運用を行ってまいりますが、既存の競合する商店街との競争を抑制する需給調整はできないこととなっております。なお、沖縄市は昨年3月に中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受け、同計画により商業活性化事業を実施しているところであります。

まちづくり三法の中心市街地活性化基本計画では、同計画に基づく総合的な支援を行うこととなっております。県としては、沖縄市の同計画に基づく取り組みに対し、沖縄市と連携しながら支援していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 沖縄市倉敷環境に係る問題について、改善命令等の内容と現状についてお答えいたします。

県は、同事業者に対し、平成16年12月3日に警告書を発出し、安定型最終処分場に混入している安定型産業廃棄物以外の廃棄物を撤去することなどを指示して

おります。平成22年10月6日には、管理型最終処分場の貯留廃棄物を適正に処理し、産業廃棄物処理法に定める基準に適合させるよう改善命令を発出しております。同事業者の改善報告では、平成22年12月末現在、安定型部分約7万3000立方メートル、管理型部分約5700立方メートルが改善されたとしております。

同じく倉敷環境に係る問題について、地域住民の反対の理由についてお答えいたします。

沖縄市北部地域に新たな焼却施設が計画されていることに関連して、沖縄市長、池原・登川・知花自治会、倉敷ダム流域振興促進協議会から県に対し要請がございます。その要請内容は、新炉の建設に反対であること、産業廃棄物処理施設の沖縄市北部地域への過度の集中を避け、県内に分散・平準化すること、違法状態にある貯留産業廃棄物を是正するよう指導することでありました。

同じく倉敷環境に係る問題について、管理型処分場の設置許可についてお答えいたします。

同事業者の管理型最終処分場は、平成18年8月8日に変更許可申請があり、同申請について審査した結果、施設の設置に関する計画及び申請者の能力が技術上の基準に適合すること、また申請者が欠格要件に該当しないこと等の廃棄物処理法で規定する許可要件を満たしていたことから、平成18年12月26日に許可したものであります。

同じく沖縄市倉敷環境に係る問題について、ごみ山問題の解決についてお答えいたします。

同事業者が示している改善計画は、同事業者の処理施設を用いて実施する内容で作成されております。安定型部分については本年7月の終了をめぐり作業が進められているところであります。しかしながら、管理型部分の改善については長期の計画となっていることから、可能な限りその期間を短縮するよう指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育問題についての御質問で、中途退学者の実態と原因、対策についてお答えいたします。

本県の県立高等学校の中途退学率は、平成19年度2.1%、平成20年度2.0%、平成21年度2.0%で、全国平均とほぼ同率となっております。また、中途退学の主な理由としましては、進路変更、学校生活不適応等であり、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の向上、目的意識の高揚、中・高連携した進路指導等が課題と

なっております。そのため、各学校においては、生徒が学ぶことをあきらめず継続した学習や学校生活を保障し、安易な退学につながらないよう、校内中途退学対策委員会の設置や教育相談等の指導体制の強化を図り、創意工夫したわかる授業の実施や生徒就学支援センターとの連携を強化するなどの取り組みを行っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも魅力ある教育活動を展開し、学校生活への適応を図り、中途退学者の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供の学習権の保障についてお答えいたします。

学校において、生徒が安心して教育を受ける環境や学ぶ権利を保障することは、重要なことだと考えております。

各学校においては、生徒指導上の課題を抱える生徒に対し、規範意識や社会性、目的意識等を培うとともに、学習面において基礎・基本を補充指導するなど、子供たちの学ぶ意欲を高め、学習権の保障に努めております。また、悩みや葛藤を抱え、問題行動を繰り返す生徒に対しては、カウンセリング・マインドで接し、情緒の安定を図るなど、きめ細やかな指導や援助に努め、安易な退学につながらないよう粘り強く取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後とも高校に入学した生徒一人一人の学ぶ機会を保障し、高校を卒業させ、自分の人生に夢や希望を持ってたくましく生きることを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 最初に、教育長にお伺いしますけれども、私のほうに高校生からよく相談が参ります。その中で、特に最近来たもので心を痛めているものがありますけれども、これは何度も皆さん方のほうに指導を要請したけれども、結局は門前払いと、結果そうなっていますね。

それで、この子は校則を守らないのであなたは出校停止にするということなんですけれども、中身は何かというと、スカートの長さが2センチか3センチぐらい長い、注意しても直らないと。だから、おまえは聞くまでは出校停止だと、そういうことを平気でやっているんですね。その子に、あなたはしかし改善をすべきだと、改善しないのであれば私も教育庁にこういう意見を言うわけにいかんぞということを言いましたら、反省文を書いてきましたね。確かに言うことを聞かなかったのは私も悪いので、しかし自分は夢があ

る。将来の希望もある。だからぜひみんなと一緒に、閉じ込めるんじゃないで教室に出て行って勉強したいということを訴えてきた。ところが、学校現場の先生と話をしても、反省をなかなかこれはやる見通しがないので学校に出させないという話になったものですから、結局は泊定通制に転校するかと、何名か定通制に行っちゃったんですね。そういうことで、64名その学校で退学者が出ているというのは、先ほどの教育長の答弁ですばらしい学校教育現場というイメージがわいているんですけども、しかし実態は違う。そういう実態があることについては多少とも認識すべきじゃありませんか、教育長。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校現場ではスカートの長さとか、例えば茶髪とかいろんな面で生徒指導上の問題で大きな課題がございます。やはりそういう場面においても、学校としてはいつもどんな場面やどんな状態においても毅然とした態度と、そしてカウンセリング・マインドとそして愛情を持って生徒に接すること、そして信頼関係を築いて話し合いをすることをモットーに進めております。

今回の件につきましても、学校も一生懸命生徒に規範意識や社会性、そして目的意識を培うよう、いろんな形で取り組みをしまいいりました。また、本人に届かなかったところもあるかもしれませんが、本人の反省文の中にももう一度学校で学びたい、そして自分が今までそういうコミュニケーションが抜けていたとか、それから授業で頑張りたいとか、そういう意欲が出たということは、そういう意欲を学校は大事にしてその子供が学校を続けられるように支援していくことが大事だと思います。

そういう形で基本的にはすべてやっているつもりですけれども、いろんな面でお互いの行き違いとか、またなかなか届かないところがあったことは事実だと思っております。しかし、学校としてもそういう面については努力してまた頑張っていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私も当該学校の先生と話をしたんですけども、この子は説明しても聞かない。いわゆる指導お手上げ。それで私はその先生方に言いましたけれども、あなた方は説明をしたけれども説得していない。教員の一方的な言い分だけ言って、子供が本当にみずから学んで成長したいという心を納得させ切れない。教員の最大の仕事は説明じゃないんですよ、説得ですよ。子供が納得する力がないから、この子供

が悪いんじゃない。教員の教える力というのはどこにあるんですか。

そういう意味では改めて深刻な実態だと思いますので、私はあちこち高校を調べたら本当にすばらしい実践がかなりあります。一人の落後者を出さないと、学校全体で1年間で一人も落後者を出さない。長期欠席が出たらすぐ先生方が行って、すぐ学校に呼び戻す。これが普通の教育になっているんですよ。しかし、そうじゃない実態があるから、これについてはぜひ教育長、肝に銘じて子供たちが泣くようなことがないように、そういう教育行政をしてほしいと思います。

次に、海兵隊の抑止力論についてお聞きしますけれども、この抑止力というのはいろいろあるということですよ。私もいろいろな辞典を調べてみたら、普通は抑止戦略といいます、これは敵の攻撃に対する報復、反撃力を持つことによって戦争を抑止する戦略、核戦略が基本となると。核戦争が基本となって通常戦力も抑止に寄与するとされているということが国語辞典には載っていますけれども、疑問なのは、先ほどの公室長の答弁でも、沖縄海兵隊がいて軍隊があったから平和を守ってきたと言っていますけれども、これは抑止という場合に、敵がいて敵が攻撃するぞと、それに対する防御ですよ。その場合に沖縄を攻撃する敵というのはどこですか。どこから攻撃されるんですか、沖縄は。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時11分休憩

午後7時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） また防衛白書になりますけれども、「わが国に対する武力攻撃に際しては、相手国が自衛隊に加えて米軍と直接対決する事態を覚悟する必要があることとなり、在日米軍がわが国への侵略に対する抑止力」と言っているわけでございまして、ここでは明言されてないわけでございます。

○嘉陽 宗儀君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時12分休憩

午後7時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この計画等について明言はなかなか難しい面もあろうかと思いますが、政府の見解では沖縄に所在する第3海兵遠征軍の担当範囲

は、基本的に極東からインド洋全域に及ぶとされているということがございます。

○嘉陽 宗儀君 答弁になっていないよ。僕は、第3海兵遠征軍の考え方を聞いたんじゃないよ。知事として県政としてどこが沖縄に攻めてくると言っているんですかと聞いているんです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時14分休憩

午後7時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 長引かすのが目的じゃありませんので、前へ進みますけれども、やはり改めてこれは基本的な抑止力論というのは日本の政治にとっても大きな課題ですよ。その前に沖縄の琉球の歴史を考えてみて、本当に沖縄を攻めるところがあったかということを考えたらず、ないですよ。絶えずこの抑止力論というのは、仮想敵をつくって戦争をする側が敵をつくって脅威をあおって、軍備増強すると。こういう戦略です。

休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時15分休憩

午後7時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この抑止力論は、非常に重要な課題ですけれども、私は今知事にこの本「テロリストは誰？」という本のコピーを前に差し上げています。これは何枚かコピーも上げていますけれども、これは何かというと、これはアメリカの歴代のCIA長官とかいるんな方々がドキュメンタリーで映画をつくっています。その映画の中身をこの本にしたものですが、テロリストは誰だと。基本的にこの人たちは内部でドキュメンタリーで告発していますけれども、こういうことを書いています。「人命の損失や破壊の規模としては、史上3番目に血なまぐさい戦争と言える。CIAは地球上のあらゆる場所で活動しているが、合衆国の法律の枠を遥かに超えた権限まで保持してきた。必要なら“殺人を行う権限”も“麻薬を密輸する権限”も“他国民に対して何をしてもいい権限”も保持してきた。」。国際ルールを自分たちで違反してきたと。それでその「チャーチ上院議員によれば、CIAは調査以前の14年間に900の大規模な作戦と3000の小規模な作戦を遂行していた。ここから推計すると、CIAができてからの暗黒の40年間に、3000の大規模

作戦と1万の小規模作戦が遂行されたことになる。すべて違法なものだ。すべてが他国の社会や人々に破壊をもたらしたものであり、その多くが、想像を絶する血なまぐさい活動である。」。CIAが入り込んでいって、クーデターを起こして潜伏して、それで地域紛争をすべてこれまでの世界の各地域の地域紛争はCIAによるものである。第三世界に対するCIAと国家安全保障機関が軍と相互に絡み合いながら、さまざまな形で進めてきたのが戦争だと。基本的に脅威論をあおっているのはここですよ。だから、こういうものに惑わされて日本も再軍備をする。そして沖縄の海兵隊も一緒だという論に立つというのは、まさに私から言えば愚かな話にしかならない。もっとアメリカの告発、ドキュメンタリー、これもしっかり今知事に上げましたので見ていただいて、抑止力論の正体をぜひ見抜いて沖縄の基地問題解決のために御努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今お預かりしましたこれ拳々よくよく研究させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 次に、高江問題について質問しますけれども、負担軽減になるといいますけれども、高江のほうで軍事訓練を行うのは普天間から飛び立っていったCH53などであるけれども、この訓練をしている沖縄国際大学に墜落したCH53というのはいつ製造されていますか、製造年月日は。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 正確なデータというのは今持ち合わせておりませんけれども、CH53現在あるのがE型ですけれども、CH53Aは1950年代に開発が始まりまして1960年代から飛行していると承知しております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 そうすると、1950年代につくられてそれからずっと使ってきているという答弁ですが、私はエンジニアで特に金属材料を学生時分に勉強していたんですが、金属の疲労、何度も針金をやったら折れてしまう。沖縄大に墜落したのも金属の疲労だったと思います。だから、米軍にこのことを言ったら、自分たちは整備はちゃんとやっていますと、大丈夫ですと言うけれども、しかし皆さん、自動車でも企業側が10年間乗ったら廃車するようなこういう仕組みでつくられているんですよ。米軍のCH53のヘリも大体20年以上が耐用年数と言われているのに、はるかそれを超えて50年以上飛び続けている。だか

ら、いつ、どこで、何どき墜落するかわからない危険な飛行物体。これがどんだんどんだん高江の上空を飛び交って、それで安全だと言えるかと、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個々の飛行機の安全性につきましては、その飛行機のいわゆる製造されてからの履歴があるので開発当初からずっと飛んでいることにはならないと思いますけれども、米軍は個々の飛行機についてテクニカルオーダーというものを発行しておりまして、そこに整備あるいは今おっしゃった金属疲労といったものにつきましても一定の対処をしていると承知しております。

おっしゃるように大変危険な物体が飛んでいるということは一概に言えないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事、沖縄県民が私どもが調べてやっぱり欠陥機だと。あれは普天間基地に立ち入ったらCH53ボディーに穴があいていて、この穴があいているのは危ないんじゃないかと聞いたら、軍用のガムテープで穴をふさいでいるんですよ。これは落ちるんじゃないかと言ったら、自分たちも心配です。しかし、ペンタゴンは金がないから後継機が待てないんです。その間は危ないけれども危険けれども飛びますと言っているんですよ。こういう実態を踏まえてちゃんとヘリポートについても、高江でもし何かあったら知事の大きな責任になるんじゃないですか。勇気を持って県民の立場から、今の事態を告発してヘリポートをつくるなということでは一度頑張ってみたらどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員のおっしゃったような危険性の放置が行われているようなことがあってはならないわけですし、その個別・具体的な実態というのはそれはわからないわけですが、もちろんそういうことはないようにこれは米軍に対しては強く働きかけてまいります。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 最後に、高江の件では村議会が18年3月で北部訓練場ヘリコプター着陸帯の移設に反対する抗議決議をやっていきますけれども、これはまだ生きていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時23分休憩

午後7時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 決議は決議として生きていていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この議論はこれぐらいにしておいて、次に、東部海浜開発事業計画についてお聞きします。

まず、今回沖縄市が出した計画案は、極めて科学的なデータに基づいてつくられているので間違いありませんと、経済的合理性については保証済みですという答弁を繰り返してやっています。

ここに私資料を持ってきました。これは前にも使いましたけれども、（資料を掲示）この沖縄市の立ち寄り率について、東南植物楽園と胡屋に来ているのが15.3%、割っているのは伊計島、勝連城址、中城城址、東南植物楽園、これを分母にして割って計算している。こんなのは統計学上も成り立たないと私はずっとこれを言ってきたんですけれども、これは後で聞きます。ところで、このデータで入域観光客を計算されているんですけれども、この東南植物楽園が倒産しちゃったんですよ、もう半分なくなる、これね。そうすると、15.何%だったが、東南植物楽園がなくなってこれは半分以下になる。需要予測は半分以下にすべきだと思うんですけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 東南植物楽園について経営者がかかったということは承知しておりますけれども、倒産したということは把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時25分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは12月29日付の報道でも閉園ですよ、閉園。経営者がかかったんじゃない、経営者がいつかわるか見通しもわからない。ということは具体的な事実は今はない、閉鎖している。閉鎖したのであればこの基礎数字は当然半分にならなきゃならない。これは道理のあることじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 閉鎖について確認したいと思います。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時26分休憩

午後7時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄市が調査した時点ではまだ閉鎖していると聞いておりませんので、この事実について確認したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この科学的なデータに裏打ちされているという自信を持って言うのであれば、本当はこういうのはさっとやらんといかんですよ。あの統計学の数字も成り立たない。

私は、この件で内閣府の方と会って来て質問してまいりました。大体15項目ぐらいにわたって質問して、その中身は私が沖縄市から聞いたその回答、土建部長が答弁した議会での答弁、この中身を内閣府に質問として出したら、返ってきた答えは、部長の議会での答弁と全く同じ。要するに、沖縄開発庁あるいは内閣府は十分な検証をしたというのに、皆さん方の考えしか言わないのでこれは言うなと。一体どういうことになっているんですか、沖縄市も県も内閣府の沖縄振興局参事官、みんな同じ意見とはどういうことですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 私ども沖縄市の計画につきまして、地元のほうといたしますか沖縄総合事務局、それから県と3者で連絡会議をつくっておりますので、その都度いろいろと意見交換をしております。

意見が同じになったのはどういうことかについては、それはちょっと答えにくいところ、答えられないところがあると思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 改めて委員会でもやりますから、この辺でこれは打ち切りしますけれども、ただ政府の振興局参事官の中野則夫さんは私どもに対して、前原大臣は専門家の意見を聞いたというけれどもだれかと、具体的に言えと。私も会って来て私も専門家のつもりだからちょっと意見を聞きたいと言ったら、聞いていませんと。内閣府参事官はそういう専門家からの意見は聞いていないと私どもに答えていますが、それはどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 私、その場に立ち会っていないので、その辺について確認をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 立ち会っていないというのは一緒に

行ったわけじゃないから当たり前の話なんです。

それでこの沖縄振興局の参事官は、私どもが指摘してこんな計算の仕方があるかということで詰めましたら、確かに沖縄市の推計の仕方は統計学的なレベルじゃありませんねと。統計学的なレベルではありませんと言っていて、この計算のでたらめさを認めているんですよ。改めてこれについてもう一回、本当にどこに出しても恥ずかしくないようなものであればいいけれども、裁判でもより一層経済的合理性のあるものでなければならぬという判決が確定しているにもかかわらず、こんなずさんなものを出して通るわけじゃないと思いますが、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） この基本計画につきまして、見直し案につきましては答弁で繰り返したとおり、過去のデータ、それから事実調査等そういったものを踏まえて立てられておりますので、根拠を有するものだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 その科学的なデータをまた一つ聞きますけれども、皆さん方は850万と言っているけれども、平成22年の入域観光客は先ほどの答弁でも585万人です。ところが沖縄市の出した推計では、平成22年では585万人になると計算されています。その差が実に68万人、約70万人。この2年間で70万人の落差がある。これで県民を説得できるような基礎数字だと言えるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 将来の観光客の推計につきましては、過去のトレンドでやっております、御承知のとおり20年、21年につきましては、新型インフルエンザ、それからリーマンショック等の経済環境が悪くなったことによりまして、観光客が落ち込んでいるということは承知しております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長は、何が何でも経済的合理性がある計画で進めようという立場ですけれども、1000万人観光構想自身も今担当部局のほうでもやはりあと何年かで600万突破するのは厳しいみたいと言っているんですよ。それは推計ですから、今の時点で落ち込んでいるかもしれませんが、あとはそんなことありませんと言って、こんなことが通るんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 経済についてはまた持ち直しているという状況もありますので、また県においても観光客の誘致についていろんな施策といいま

すか、その取り組みをしているところでございますので、その目標に向けて頑張るということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 最後に、これは知事も聞いてくださいね。

この計画では、設備段階で119億円の赤字、運営段階で39億円の赤字、毎年1億8000万円、30年間赤字が続きますということになっているんです。これほど莫大な借金を抱える計画が本当に経済的合理性があるということが言えるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄市においては、この計画につきましては総合的に町の活性化、そういった全体的なものを考えて投資といいますか、そういう判断でその計画を考えているというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 先ほど私質問しましたけれども、沖縄市から北中城村、泡瀬ゴルフ場に巨大な商業施設イオンモールがやってくると。そうすると沖縄市の客は全部中城にとられて沖縄市は大変なことになると、来なくなると。ところが今230万で計画している。だから客観的な社会情勢を見てもこういうむちゃくちゃなやり方は許されない。

知事、最後に、やはり改めて知事自身も検証して、

これは経済的合理性がないものを県議会で予算をつけるわけですから、許されない。だからこれは知事自身もしっかり検証してほしいと思うんですがどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時34分休憩

午後7時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今議員がよく分析しておられるんで、あれなんですけど、ただ、今の私どもの部長からの答弁もありましたんで、あとは基本的には沖縄市が一生懸命そういう方向でやりたいというのがまず基本になっていますし、あとは国もそれから特に市も一生懸命やろうということですから、今の数字についていろんな変化が発生しているとしても、この案件については、私はやはり沖縄市の次の展開のためにはどうしても必要だと思っております。ですから、この計画を了として前へ進めるべきだと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明3月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 3 月 1 日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成 23 年 3 月 1 日（火曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成23年 3 月 1 日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計予算
- 甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第 5 号議案 平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第 6 号議案 平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第 8 号議案 平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 9 号議案 平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第21号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成23年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）
- 甲第25号議案 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第26号議案 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第27号議案 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第28号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 甲第29号議案 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第30号議案 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第31号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
甲第32号議案	平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第2号）
甲第33号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
甲第34号議案	平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第35号議案	平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
甲第36号議案	平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）
乙第1号議案	沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県新しい公共支援事業基金条例
乙第10号議案	沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例
乙第12号議案	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
乙第14号議案	沖縄県ワクチン接種促進基金条例
乙第15号議案	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
乙第19号議案	沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第22号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第23号議案	沖縄県暴力団排除条例
乙第24号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案	土地の処分について
乙第26号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案	交通事故に関する和解等について
乙第28号議案	交通事故に関する和解等について
乙第29号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第30号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第31号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第32号議案	訴えの提起について
乙第33号議案	訴えの提起について
乙第34号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第35号議案	副知事の選任について
乙第36号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	25番	新垣良俊君
副議長	玉城義和君	26番	仲田弘毅君
1番	上原章君	27番	照屋守之君
2番	島袋大君	28番	辻野ヒロ子さん
3番	中川京貴君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	新垣清涼君	47番	嘉陽宗儀君
23番	新垣安弘君	48番	大城一馬君
24番	前島明男君		

欠席議員（1名）

4番	桑江朝千夫君
----	--------

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室	饒平名知成君
副知事	上原良幸君	秘書広報統括監	
知事公室長	又吉進君	総務部監	新垣郁男君
総務部長	兼島規君	財政統括監	
企画部長	川上好久君	教育委員会	中野吉三郎君
文化環境部長	下地寛君	教委	
福祉保健部長	奥村啓子さん	教育長	金武正八郎君
農林水産部長	比嘉俊昭君	公安委員会委員	安里昌利君
観光商工部長	勝目和夫君	警察本部長	村田隆君
土木建築部長	仲田文昭君	労働委員会	平良宗秀君
企業局長	宮城嗣三君	事務局	
病院事業局長	伊江朝次君	人事委員会	岩井健一君
会計管理者	米蔵博美さん	事務局	
		代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	龍野博基君	次長	新城博君
------	-------	----	------

参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
副 参 事 兼 平 田 善 則 君
課 長 補 佐

主 査 佐久田 隆 君
主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、乙第32号議案及び甲第26号議案を撤回したい旨の申し出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第36号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん おはようございます。

本日3月1日は、公立高校の卒業式です。県内でも今、多くの卒業生が夢を抱き大人への階段を一步踏み出したところだと思います。おめでとうございます。若い力に大いに期待をいたしております。この若い皆さんが希望にあふれる社会を何としても築いていかねばと、一足早く民主党を卒業いたしました新政クラブ山内末子、改めて実感、決意をいたしております。

それでは一般質問を行います。

まず、追加質問を先にいたします。

本件については、質問通告後に報道された重大な問題であります。議事課に連絡済みでありますので、先例を踏まえ質問を行います。

海兵隊の法務部長は、米兵の事件・事故防止策強化のためとして、軍服での巡回指導を那覇市の繁華街にも拡大する。また、日米捜査機関での共同巡回も提案したという報道があります。県の見解と対応について伺います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、鳩山前総理の在沖海兵隊の「抑止力は方便」発言、日米合意の根拠が崩壊した今、知事が見直しに向けどれだけ本気に、強固に政府に求めていくのか、その姿勢を県民は注視しております。その決意と戦略をお聞かせください。

(2)、アメリカ議会での軍事費削減論、米軍の沖縄・アジア撤退論、海兵隊不要論等動きが活発になっていきます。また、アメリカの世論も半数が軍縮の流れにあります。沖縄から議会、アメリカ世論に訴える行動が

必要だと考えますが、知事の所見を伺います。

(3)、知事公室長が3月に訪米とのことですが、その目的、訪問先等具体的な内容を伺います。

(4)、東村高江区のヘリパッド建設工事再開について。

ア、係争中でもあり、裁判所から話し合いの必要性を提示されている中での工事再開は、まさに県民無視の国の弾圧である。基地負担軽減の観点からも住宅地域に基地が近づいてくることは、県の求めていることと相反しているのではないのでしょうか。辺野古も高江も一体ではないのか、見解を求めます。

イ、工事予定地周辺の貴重種の移植状況はどうなっておりますか、経過状況の詳しい説明を求めます。

(5)、沖縄自動車道再有料化について、国が無料化を拡大模索する中で沖縄県だけ有料化を希望したといたします。再有料化についての意見集約がなされないままの決定だと思いますが、その真意を問います。

アについては削除いたします。

イ、実験結果について。

(7)、社会実験期間中の平均利用量、事故件数を伺います。

(1)、期間中の経済効果、経済的損失、どういう分野から無料化への反対の声が大きかったのか伺います。

ウ、決定後の県民からの反応について伺います。

(6)、騒音被害実態調査について。

騒音の被害拡大が強く訴えられている中での実態調査の実施は負担軽減に向けて一步前進です。その地域が示されていますが、選定の根拠を示してください。

2、福祉・医療行政について。

(1)、沖縄の子供たちが直面している貧困から派生する児童虐待、少年非行等社会的養護を必要とする子供たち、その他諸問題を解決していくために、振興計画とは独立して「沖縄子ども振興計画（仮称）」を早期に策定する必要があると考えます。見解を伺います。

(2)、児童虐待、いじめなどにより心身に傷ついた児童生徒の対処策について。

ア、本県の「情緒障害児短期治療施設」や小児精神科医を中心とした治療施設の設置状況を伺います。

イ、状況に応じた治療プログラムや支援体制の確立などは実施しているのか伺います。

(3)、夜間保育施設（24時間保育）と夜間保育サポート制度の実態と計画を伺います。

(4)、ファミリー・サポート・センターの現状と課題について伺います。

(5)、母子生活支援施設の実態と今後の支援策について伺います。

(6)、ひとり親世帯の生活実態調査、子供の貧困の実態調査の取り組み状況とその支援策を伺います。

(7)、ITを活用したひとり親家庭等の在宅就労支援事業について。

ア、事業の実施状況はどうか。

イ、自立へとつながる就労事業となり得るのか、課題と対応策を伺います。

(8)、エイズ感染者の5年間の推移と対策を伺います。

(9)、若年齢出産の5年間の推移と対策を伺います。

3、安全対策について。

(1)、歓楽街の環境浄化と暴力団対策について。

観光立県を目指す本県、沖縄のイメージを損なわない歓楽街の環境整備は急務です。

そこで伺います。

ア、迷惑防止条例制定後の現状と課題を伺います。

イ、関連した人々の支援体制の構築について伺います。

4、産業振興について。

(1)、バイオ関連事業について、バイオマス構想等多くの事業がありますが、その現状と課題、今後の取り組みについてお聞かせください。

(2)、「島しょ地域循環資源活用促進事業」の主な内容を伺います。

(3)、特別自由貿易地域について、企業立地に向け税制優遇指定など提示されながら事業が遅々として進んでおりません。企業誘致の現状と課題、今後の見通しを伺います。

5、観光産業について。

(1)、日ハムの斎藤、ロッテの本県出身伊志嶺など大物ルーキーの活躍、また、巨人のキャンプでことしの球春をにぎわせています。鮮やかなプロ野球キャンプ応援巡回バスが運行されていますが、その運行成果と課題についてお聞かせください。

(2)、同じくキャンプを張っています韓国との交流、応援ツアー等の誘致状況、成果、課題を伺います。

(3)、医療ツーリズム促進事業の目的、内容を具体的に伺います。

(4)は取り下げます。

6、消防広域化について。

(1)、県消防広域化一元化に向け38市町村が参加。浦添市、うるま市、宮古島市の不参加が決定いたしてお

ります。一元化でないことで県全体の体制にどう影響するか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

山内議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、日米共同発表の見直しに向けた取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えており、平成23年度には世論を喚起するための広報活動などを積極的に推進してまいりたいと考えております。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためあらゆる方策を検討し実行してまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、アメリカへ訴える行動についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢の中の、知事公室長のアメリカ出張についてお答えいたします。

知事は、これまで2度の訪米を行い沖縄の基地問題の実情を訴えてまいりましたが、平成21年9月以降の県内の諸状況、米軍基地負担軽減部会の開催、軍転協の要請等を踏まえ、改めて先ほど知事が答弁しましたように米側に対して効果的に訴える方法について検討を進めることといたしました。このため、年度内の私の出張におきましては、それに向けた情報収集と意見交換を行ってまいりたいと考えております。訪問先等については、国務省、国防省等の政府機関及びシンクタンク等を考えておりますが、現在調整中であります。

次に、東村高江ヘリパッドについてお答えいたします。

昨年1月、沖縄防衛局が東村高江区のヘリパッド建設をめくり通行妨害禁止を求める訴訟を提起したことは承知しております。

県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントについては差し控えていただきたいと思います。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、普天間飛行場代替施設との関連は明らかではありません。

県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。しかしながら、普天間飛行場代替施設の県内移設は事実上不可能であり、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう求めているところであります。

次に、消防広域化についての御質問の中で、浦添市、うるま市、宮古島市の不参加の消防広域化への影響についてお答えいたします。

平成22年4月に全市町村が参加して発足した「沖縄県消防広域化等研究協議会」において、消防広域化の方向性について協議がなされてきました。平成23年度からは新たに推進協議会が設置され、消防広域化の具体的な協議に入る予定ですが、浦添市、うるま市、宮古島市は同協議会については参加しないことを表明しております。一部市町村が広域化に参加しなかった場合、消防職員とりわけ現場職員の適正配置、災害の多様化への対応等広域化の本来の目的に影響が出る可能性があります。

県としましては、引き続き平成25年度に予定されている広域化に全市町村が参加できるよう強力に取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての質問の中で、ヘリパッド工事予定地周辺の貴重種の移植状況についてお答えいたします。

工事予定地周辺の貴重植物の移植作業につきましては、事業者である沖縄防衛局において平成19年7月から行われており、H地区で4種41株、N-4地区で4種11株の移植が行われております。

経過状況につきましては、H地区においては平成20

年5月時点で枯死した移植株はないことを確認したとしております。また、N-4地区においては県議会米軍基地関係特別委員会が現地視察を行った平成21年11月時点で、移植した11株のうち7株が生存していることを確認したとしております。その後につきましては、事業者に対して情報提供を要請してはありますが、事業者においては住民等の反対から現地への立ち入りができず確認ができない状況にあると聞いております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、騒音調査地域選定の根拠についてお答えいたします。

平成23年度に行う「米軍基地航空機騒音実態調査」は、うるま市、西原町、那覇市など調査対象地域を拡大して航空機騒音の実態を把握することを目的としております。今回の調査地域選定につきましては、市町村等の関係機関への苦情発生状況の照会結果と、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の地理的な位置関係を勘案して予定地域を選定しております。

なお、実施に当たりましては、関係市町村の意向も踏まえ調査地点の選定作業を進めていく考えであります。

次に、産業振興についての質問の中で、「島しょ地域循環資源活用促進事業」の内容についてお答えいたします。

「島しょ地域循環資源活用促進事業」は、離島における資源循環コストの構造的な不利性を解消するため、海上輸送費の低減化及びリサイクル企業の集約化の実証事業を行うものであります。平成22年度は石垣島及び宮古島から発生する建設廃棄物のうち、島内でのリサイクルが困難な循環資源の輸送費低減化を行う社会実験に加え、リサイクル企業の共同化を図り、リサイクル製品の付加価値を最大化させる実証事業を実施します。平成23年度は、本年度の結果を踏まえて久米島や南北大東島などその他離島においても事業を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄自動車道無料化社会実験の状況と県民の反応について、イの(ア)、イの(イ)、それからウについては関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄自動車道における無料化社会実験の状況は、国の発表によれば、自動車道の交通量が約1.5倍にふえ、実験期間中の187日間のうち40%に当たる75日で

渋滞が発生しております。また、地域経済への影響としては、観光バスやレンタカーでは渋滞を考慮して北部地域から那覇への移動の際の設定時間を30分延長するため、周遊観光先を減らしているとのことでもあります。このような状況を踏まえて、国土交通省から厳しい渋滞が発生している沖縄自動車道の来年度における無料化実験の可否について、環境への影響、利便性の観点から意見を求められたものであります。

沖縄県としては、沖縄自動車道が県内唯一の高速交通施設であることや、県民から高速性・定時性を望む多くの意見があることを踏まえて、平日に実験前の5割以下の課金を行い交通量を抑制すること、また、地域経済の活性化の観点から休日を無料とする社会実験を行うことが望ましいと回答したものであります。

これを受けて、国においてはことしの6月以降、休日は無料、平日は実験前の料金から5割引きとする見直しを行うと発表しております。この発表を受け、県民からは、高速道路の高速性・定時性の確保を望む肯定的な意見や、経済的な負担が増加することによる否定的な意見などさまざまな意見があります。平成23年度の見直し後の社会実験に際しても、国において実験データの収集・分析を行うとともに、広く県民意見の把握に努めるとのことであり、沖縄県としては、その結果を踏まえて今後の対応を総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、まず、沖縄自動車道における社会実験期間中の交通事故発生状況についてお答えいたします。

社会実験期間中の平成22年6月28日から同年12月末までの約半年間に、沖縄自動車道で発生した交通人身事故は35件で、前年の同期間に比べ14件増加しております。また、物件事故は451件で、前年の同期間に比べ210件増加しております。

次に、安全対策に関する御質問の中で、迷惑防止条例制定後の現状と課題及び(1)イの歓楽街、暴力団等に関連した人々の支援体制について一括してお答えいたします。

まず、松山地域の現状と客引きの検挙状況等についてお答えいたします。

那覇市松山地域には平成22年末現在、風俗営業所、深夜酒類提供飲食店等が約480軒存在し、県下最大の歓楽街となっております。公衆に著しく迷惑をかける

暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例が施行された平成19年9月1日以降、平成23年2月28日までに客引き行為等いわゆるキャッチや営業者等202件、234名を検挙しております。その結果、最大時約200名いたキャッチが現在では30名から50名程度に減少しておりますが、一掃するまでには至っていない状況にあります。

県警察といたしましては、今後も取り締まりを強化するとともに、関係機関・団体や地域住民の皆様と連携しながら環境浄化を図っていきたいと考えております。

続きまして、宜野湾市新町と沖縄市吉原の環境浄化対策について御説明いたします。

宜野湾市真栄原在の通称新町地域では、これまで約100軒の違法風俗店等が存在していたため、平成21年6月から制服警察官の立ち入りや私服警察官による取り締まり等を強化し、以降、平成23年2月28日までに49件、25名、19店舗を売春防止法違反で検挙いたしました。また、自治体等の関係機関・団体、地域住民との共同パトロールを継続した結果、違法風俗店はほぼ一掃されております。

一方、沖縄市美里在の通称吉原地域では、平成22年6月から立ち入りや取り締まりを強化し、以降平成23年2月28日までに15件、6名、3店舗を売春防止法違反で検挙しております。また、新町地域と同様、官民一体となった取り組みにより、最大時約200軒あった違法風俗店は約30軒にまで減少しております。

県警察といたしましては、今後も吉原地域における取り締まりを継続するとともに、関係機関・団体との連携を一層強化し、跡地対策も含め総合的な歓楽街対策を推進していくこととしております。

次に、関連した人々、すなわち違法風俗店で稼働していた女性に対する支援体制についてお答えいたします。

県警察では、違法風俗店の取り締まりと並行しまして、摘発後、店は廃業したものの身寄りがなく同地域に残され社会復帰の支援が必要と認められる比較的年齢の高い女性に対し、宜野湾市の生活保護担当部署への仲介を行うなどの取り組みにより、生活保護の受給や住宅支援を行っております。

県警察といたしましては、今後、通称吉原地域におきましても市と連携しまして新町同様、女性に対する支援を行ってまいりたいと考えております。また、県内の歓楽街におきましては、暴力団がみかじめ料を要求するなどの事案も発生していることから、いわゆる暴力団対策法やあらゆる法令を適用して取り締まりを

徹底するとともに、地域住民や関係機関・団体等と連携を図りながら、暴力団排除活動を推進中であります。

次に、緊急質問として取り上げられました日米捜査機関での共同巡回、いわゆる共同パトロール等に関する報道についての県警察の見解と対応についてお答えいたします。

まず、御質問の新聞報道につきましては承知しておりますが、現時点まで米軍側からの具体的な申し入れはございません。

また、日米捜査機関の共同パトロール等に関する県警察の見解であります。第1に、本県における治安の確保は沖縄県警察の責務であること、また、何らかの犯罪を犯した米軍人を逮捕する場合には、県警察と憲兵隊との共同逮捕という扱いになり、地位協定に基づき当該米軍人の身柄は米軍に引き渡され、原則として起訴されるまで米軍側がその身柄を拘束することなどから、県警察としては容認していないところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉・医療行政についての御質問の中の、「沖縄子ども振興計画」の策定についてお答えします。

子供に係る総合的な計画として、県では、平成22年3月に「おきなわ子ども・子育て応援プラン」後期計画を策定しており、同プランにおける基本目標の一つに、「要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」を掲げ、各種施策に取り組んでいるところであります。この「要保護児童」に係る施策につきましては、「社会的養護体制の充実」として、里親、ファミリーホームの拡充、施設の小規模化による家庭的養護の推進、非行相談等に対する援助の充実などを盛り込んだところであります。

県としましては、同プランに位置づけた施策等を全庁的に推進することとしており、これらの取り組みを進めることで社会的養護を必要とする子供たちへの支援の拡充に努めてまいります。

次に、本県の情緒障害児短期治療施設等の設置状況についてお答えします。

虐待等により軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、その情緒障害を治療する「情緒障害児短期治療施設」は未設置となっております。発達障害など子供の心の治療を行っている医療機関につきましては、19カ所となっております。

次に、治療プログラムと支援体制の確立についてお答えします。

児童相談所では、虐待等により情緒障害を有する児童に対し児童心理司による心理診断、精神科医による医学診断等により援助方針を決め、カウンセリングや遊具などを使って心の中の不安や葛藤を表現させ、それを軽減していく遊戯療法、箱庭療法等により心理治療を行っております。また、児童養護施設に児童心理司が配置されており、情緒障害を有する入所児童に日常的に心理的ケアを行っているほか、必要に応じて児童相談所の嘱託医の診断を受けさせております。なお、入院加療が必要な児童については、児童相談所において医療機関へ一時保護委託を行うなど関係機関と連携した対応を行っているところであります。

次に、夜間保育施設等の実態と計画についてお答えします。

沖縄県が設置認可した夜間保育所は、那覇市、沖縄市、名護市に各1カ所、合わせて3カ所となっております。夜間保育所においては、通常保育の11時間に合わせて延長保育を行うことによって、午前2時までの夜間保育を実施しております。また、24時間夜間保育については8カ所の認可外保育施設において実施しております。

県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、市町村で把握したニーズ調査の結果を踏まえ、現在の夜間保育所3カ所を平成26年度までに5カ所とする目標を掲げております。

なお、夜間保育サポートについては、保育サービス全体の中で検討する必要があると考えております。

次に、県内の母子生活支援施設の現状と支援策についてお答えします。

県内に設置されている母子生活支援施設は、那覇市、浦添市、沖縄市に3施設があり、定員は53世帯となっております。平成21年度の3施設の平均入所世帯数は31世帯で、入所率は58.5%となっております。また、3施設において21年度中に新たに入所した世帯は17世帯で、入所の主な理由は、経済的理由によるもの、夫等の暴力によるもの及び住宅事情によるものなどとなっております。母子生活支援施設の運営費については、国や県及び市が一定の割合で負担することとしております。

なお、当該施設入所者のうちDV被害者については、今議会で設置条例を提案しております沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金を活用し、自立支援を拡充する予定であります。

次に、ひとり親世帯の生活実態調査、子供の貧困の

実態調査の取り組み状況と支援策についてお答えします。

県では、平成20年度に沖縄県ひとり親世帯等実態調査を実施しております。同調査によると、県内におけるひとり親世帯は3万1354世帯で、暮らしの状況について「苦しい」とするのが、母子世帯で84.1%、父子世帯で73.7%となっており、現在の不安や悩みについても「生活費」とするのが、母子世帯で74.3%、父子世帯で58.6%となっております。

子供の貧困につきましては、就学援助認定者、生活保護世帯等関連のある各種資料をもとに実態の把握に努めているところであり、教育庁等関係機関とも連携しながら、貧困の実態に即した効果的な支援方法等を検討しているところであります。

なお、この対策とは別に、県では「新たな子育て支援制度」の提言において、保育サービスを提供する施設等への支援や、放課後児童クラブを利用する低所得者世帯への保育料の助成を盛り込んでいるところであります。

次に、ひとり親家庭等在宅就業支援事業の実施状況についてお答えします。

本事業の実施主体となる委託先については、在宅就業に実績のある事業者を選定したところであり、受託事業者により平成22年12月に「沖縄県在宅就業支援センター」を浦添市に開設しております。受講希望申し込みが462名あり、適性検査等を経てひとり親80名、障害者27名、高齢者13名、計120名の受講者を決定しております。ことし1月5日から講座を開始し、各自にパソコン等も配布され、2月からeラーニングによる訓練を開始しております。

なお、受講者においては、集合訓練及び自宅での訓練に意欲的に取り組んでいる旨の報告を受けております。

次に、ひとり親家庭等在宅就業支援事業の課題と対応策についてお答えします。

当該事業の実施に当たっては、受注業務の開拓・管理を行うなど、在宅就業の支援体制を構築することが課題として挙げられます。委託事業者が在宅就業に実績のある事業者であることから、積み重ねたノウハウを生かして適切に対応できるものと考えております。

県としましても、この事業が円滑に運営されより大きな効果を得ることができるよう、委託事業者とともに取り組んでまいります。

次に、エイズ感染者の5年間の推移と対策についてお答えします。

本県における過去5年間の新規のHIV感染者数

は、平成18年10人、平成19年24人、平成20年17人、平成21年15人、平成22年11人となっており、エイズ患者数については、平成18年2人、平成19年8人、平成20年7人、平成21年7人、平成22年3人となっております。

沖縄県の保健所においては、無料・匿名のHIV検査を行い、HIV感染者を早期に発見し、早期の治療に結びつけております。また、「HIV検査普及週間」や「世界エイズデー」等においてパネル展示や講演会、啓発グッズの配布等を行い、エイズに対する正しい知識の普及に努めております。

次に、若年出産の5年間の推移と対策についてお答えします。

沖縄県の若年産出率は、平成17年は全出産の2.9%、平成18年3.0%、平成19年2.6%、平成20年2.4%、平成21年2.7%となっており、平成21年の全国平均1.4%に比べ高い状況にあります。若年産での望まない妊娠を避ける対策としては、「健やか親子おきなわ2010」の推進の中で、教育関係者と連携して小・中・高校における性教育等の取り組みを推進しているところであります。また、県は、望まない妊娠の予防、妊産婦の精神的ケア等を目的として、平成17年度に「若年妊産婦支援マニュアル」を作成しました。さらに、平成21年度と22年度に「妊娠期における保健指導マニュアル」として市町村版と医療機関版を作成しております。

今後とも、市町村や医療機関と連携し支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 福祉・医療行政についての中、ファミリーサポート制度の現状と課題についての御質問にお答えします。

沖縄県においては、「沖縄県ファミリー・サポート・センター設立支援事業補助金」によりファミリー・サポート・センターの設立準備に係る支援を行っており、現在、15市町に13カ所設置されております。設立後の運営に関しては、次世代育成支援対策交付金により、国が直接市町村に対し2分の1相当額を補助し、13カ所のセンターが交付を受けております。同センターでは、利用料金を1時間600円から700円に設定しておりますが、母子家庭などでは負担が大きく利用しづらいなどの課題があります。

県としましては、ファミリー・サポート・センターの運営に係る課題等について、関係機関と連携してその解決に向けて検討してまいりたいと考えておりま

す。

産業振興についての中、バイオ関連事業の現状と課題、今後の取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県では、亜熱帯生物資源を産業に生かしていくため、うるま市にある沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターを中心として、各種の研究開発支援をするなど健康バイオ産業の創出に取り組んでまいりました。

主な事業としては、モズクのコキサンチンなど機能性物質の基礎的な研究として「地域結集型共同研究事業」や民間企業の研究開発支援を中心とした「沖縄イノベーション創出事業」を行ってきました。これらの研究成果を円滑に事業化につなげていくことが主な課題となっていたことから、バイオベンチャー企業等に対する10億円の投資ファンドの立ち上げや産学官コーディネーターの人材育成を実施しております。

今後は、21世紀ビジョンにおける「知的クラスター」の形成の推進により、ライフサイエンス、医療・健康分野の最先端科学技術を応用した新たな産業創出を図る。」との、ビジョンの実現に向けて、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学などと連携した産学官による研究開発や事業化の促進を図ってまいります。

次に、観光産業についての御質問の中、キャンプ巡回バスの成果と課題についての御質問にお答えします。

県においては、今年度、プロ野球キャンプ観光を盛り上げるため、本島、宮古、八重山で計9台のキャンプ巡回バスを運行しております。その結果、2月17日現在で運行を始めた2月1日から累計で7927人、1日平均477人が利用しており、新たなファンの拡大や観光客の利便性向上に寄与しているものと考えております。また、全国メディアにおいても取り上げられ、キャンプ観光の盛り上げに大きなPR効果をもたらしたものと考えております。

県としては、巡回バスの運行終了後に利用実績やバス利用者のアンケート結果などを取りまとめ、事業効果の分析を行うとともに課題についても整理していきたいと考えております。

同じく観光産業についての中、韓国からの誘致状況や課題等についての御質問にお答えします。

県では、これまで韓国球団主催の応援ツアーが開催された場合、那覇空港での歓迎セレモニーを実施してきたところであります。今年度は新たにプロ野球キャンプの情報発信を強化するため、韓国語も含めた多言語のウェブサイトを立ち上げており、その中で韓国

チームの情報も掲載しております。また、キャンプ巡回バスのルートに韓国4チームのキャンプ地を組み込み、韓国からの観光客の利便性向上を図っております。

サッカーキャンプについては、韓国から初めて2つのチームが来県しており、施設の確保が今後の拡大に向けての課題となっております。

県としては、プロ野球やサッカーの韓国チームのキャンプをさらに盛り上げていくことにより、韓国におけるキャンプ地沖縄の認知度の向上や応援ツアーのさらなる拡大を図っていきたいと考えております。

同じく観光産業についての中、医療ツーリズム促進事業の目的、内容等についての御質問にお答えします。

沖縄県としては、医療ツーリズムについて、本県の地域特性を生かせる高付加価値で長期滞在型の新たな観光メニューと認識しております。そのため、沖縄における医療ツーリズムのあり方について調査検討を行い、その実現戦略を構築することを目的に医療ツーリズム促進事業を実施しております。

今年度においては、国内外の医療ツーリズムの動向や先進地の取り組み、県内医療環境等の調査・分析を行っております。その中で医療ツーリズムに関するセミナーを開催したほか、民間事業者による中国からの検診ツアーの実施についても支援しております。次年度においては、モニターツアーを拡充しながら、県外・海外でのプロモーションの推進や受け入れ体制の構築・高度化を図っていきたいと考えており、県内医療環境にも配慮しつつ新たな観光資源としての展開を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 質問する時間が少なくなってきました。再質問いたします。

まず、米軍との共同パトロールにつきましては、本部長のほうから今、法的な整備が必要だということ、県警では望ましくはないというような見解があります。この場所につきましては、国際通りが観光の中心、商業地の中心だということで、あるいは県民にそういう危険性を植えつける、観光客のイメージを悪化させるというようなそういう誤解を与えるのではないかと懸念がありますが、その件につきまして観光商工部長、経済的な打撃も含めてその件についての御見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 米軍による巡回指導

については、地域により事情が異なり、観光関係団体からは観光へのイメージダウンを懸念する声も上がっております。まず地域や関係機関・関係団体と我々としては意見交換を行いたいと考えております。

なお、米軍人に対する事件・事故については、沖縄観光全体に対するイメージ悪化にはつながることありますので、米軍人等の綱紀粛正、教育の徹底、事件・事故の防止等については、やはりそれはそれで必要な事項だと思っておりますけれども、繁華街での巡回については観光関係者と意見交換を図っていきいたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 米側から時にこういう報道を通して考えていることとかというのがよくありますけれども、知事、確かに今、部長のおっしゃっていましたが、事件・事故の再発については米側がしっかりと綱紀粛正、教育プログラムの徹底ということをまずこれを最優先にさせていただかなければ、それを基地外に出ていった中で県民との共同体制というのはやはりこれはちょっと順序が違うんじゃないかという観点から、もっとしっかりと教育プログラムの徹底ということを米軍のほうに強く申し入れるということが必要ではないのか。最善を尽くすべきだということの県側の姿勢をぜひこれは示すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 米軍人・軍属による事件・事故の発生は沖縄の基地問題の中でも早急に解決しなければならない大変な大きな問題でございます。これにつきましては、現在、外務省沖縄事務所が主催するワーキングチームに県、県警、米4軍、さらに地元の飲食業界といったものが参加しております。年に1回、2回ぐらいの頻度で調整をしております。その中であらゆる角度から事件・事故を防止するというような観点の提案、あるいは議論が行われております。

ただいま議論になっております巡回につきましては、これはそういう中でしっかり沖縄県の立場をお伝えしたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

それから県警本部長、環境浄化の件についてですけれども、今、本当に性風俗の問題ですとか環境浄化に向けて大分条例制定後成果が出ておりますが、私は女性の視点からそこで働いている皆さん方、本当に好きでそこで働いているのではなくて、ついの住みかとし

てそこで働かざるを得なかった皆さん方の支援体制がとても心配でしたけれども、今の答弁を聞きましてしっかりとその支援体制を構築しているということで少し安心をいたしております。しかしながら、そういった状況の皆さん方がまだまだいらっしゃいますので、その辺の連携をぜひ県側とも調整をしていただきながら、ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、高速道路の再有料化につきまして再質問いたします。

土木建築部長の答弁の中で、とても私たちが理解できないのは、今の決定ですね、意見の集約がどこで一体行われてきたのか、国側から求められたことに対していろいろなデータをもとに意見を集約しておりますけれども、やはりそこでは県内の自治体の皆さんですとか、あるいは経済界の皆さんですとか、そういうところの意見を集約しながら進めるべきではなかったかと思いますが、その件についていかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） このたび提案しました6月以降の件につきましては、社会実験をこれまでやっておりますけれども、これは御承知のとおり全線無料化です。その結果、渋滞問題という非常にマイナス面が出ております。じゃ、これを解消するにはどうしたらいいかということで、実験でございますのでケースを変えてやる必要があるだろうということで我々は半額ということを提案しているわけです。休日は従来どおり無料ですけれども。

ただ、その意見につきましては、総合事務局のほうで簡易的にウェブのほうで調査しまして、その中で出た意見を反映させております。それから、最終的な決定につきましては6月以降の実験を踏まえまして国のほうで分析をやるということになっておりますので、その際は、じゃ、永久的にどうしようかということについてはまた新たに、改めて県民の意見、それから経済界、関係する団体の意見を聞くことになるということで聞いておりますので、その辺を踏まえまして、また県の意見もまとめていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 今の答弁ですけれども、再有料化の社会実験、それによりますと、無料化の場合には混雑をしてきた。お金を取れば確実に混雑が減るのは当然なんです。それはこれまでの無料化の実験になる前の現実を見ればわかっていることですよね。ですから

そういうことをあえて今、拙速に有料化を進めながらその実験をするのではなくて、無料化のままで混雑の解消に向けてどのような手だてがあるのか、あるいは事故の防止についてどうすればいいのか、そういうことをもっと真剣にしっかりと無料化のままそういうことに取り組むということをやるべきではなかったかと、そういう意見が多々あります。その件についてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 無料化によるマイナス面、渋滞の件で大きいものがありますけれども、これについては原因としてはやっぱり交通量がふえたことが一番考えられます。そしてもう一つは、自動車道から一般道路へのアクセスのやり方、一般道路との区間が短い。例えば、沖縄南ですと高速からありますと一般道路までは非常に短い。その中でたまり場というんですかね、それが少なくなって本線まで影響しているということがあります。このアクセス道路については時間がかかります。これは抜本的なといいますか長期的に時間がかかりますので、まず交通量を抑制する方法として課金とか半額ということになりますけれども、そういうことをまずやってみる必要があるだろうということで、そういう意見もまた県民のほうから寄せられておりますので、それをこのたびの6月以降の社会実験の中で試してみようということにしたわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 本県は、他府県に比べますとやっぱり国による公共交通、その政策の恩恵を受けていない県なんです。ですからこそ、この無料化に向けてはしっかり他県よりもそれを継続させるということを経営前提に進めるべきだと思うんですよね。だからそういう観点から今言うアクセスの問題ですとかゲートの問題ですとか、そういうことを直接恩恵を受けてないだけにしっかりと国の積極的な整備を求めていくこと、これはもうこれまでと一緒にですけども、ずっとその辺を強く詰めていくべきだと思うんですよ。その辺のところちょっと後先が違っているんじゃないかというような意見が多々あります。多々じゃなくて、そういう意見のほうが多いんです。特に中北部からすると、無料化による経済効果というものが南部のほうと北部からの経済効果というものは本当にはかり知れないものがあるというのが現実なんですよ。だから、そういうことを考えますと、本当に今回の決定に向けてはとても納得がいけないというのが県民の大きな意見だと思いますが、これはもう決定でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 当然、経済面から言いますと無料化にすることはだれもが望ましいことでありまして、その結果、渋滞をどうするか出てきたので、どうするかということにつきましては、当然今、沖縄の自動車道は途中の暫定、那覇空港自動車道なんですけれども、ネットワークがまだ完全にできてないという影響もあるかと思います。それからもう一つは、さっき言いましたようにアクセス道路の整備ですね、それは当然我々としては無料化にするのであればそれを当然求めていくべきだし、今も意見としてはそれは出しています。

もう一つ、今現在、やっぱり沖縄のほうの唯一高速で時間が計算できる道路としても沖縄自動車道は非常にほかの県と違う役割を担っているわけですので、その点も考えて総合的に今回の実験に対するやり方について提案したわけでございまして、また先ほど言いましたけれども、実験はあくまでも実験ですので、最終的な高速道路を無料化にするかどうかについては、これはまた今後の実験の後の議論になると思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 繰り返しになりますが、この有料化にすることの社会実験が一体何を意味するのか、目的としているのかというのが本当にわからないまま決定していることに対しては、大変県民の大きな憤りもあるということも申し伝えておきます。知事はその件についてお考えを持っていますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員のおっしゃる御指摘もなるほどと思いますし、ただ、今、実験のまだ途中です。ですから幾つかいろんな御意見はあるかと思いますが、無料化の実験、そして今、部長が答えましたように、アクセス、その他で時間のかかる部分、改良・改善するにはかかる部分もありますから、最終的にはまた今、議員のお考えもきちんと取り入れられるだろうと思いますが、最終まとめに当たっては議員の御意見もぜひ入れられるかどうかも含めて最終調整に取り組んでみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 福祉保健部長に伺います。

情緒障害児短期治療施設ですけれども、この件につきましては厚労省では、都道府県に1つ以上の設置が通告されておりますけれども、その件について、設置をする計画も今ないのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 具体的な計画はございません。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん そういった子供たちに対しまして、先ほどいろんな対処方法をおっしゃっていましたが、私、児童養護施設の関係者からお話を伺ってまいりました。そうしますと、いろんなその施設の職員が多岐にわたって対応しないといけない。一日一日本当に対処療法的に対応しているということで、今、日夜奮闘している職員の実態があるんですね。ですから、そういった意味では専門性を持っている支援体制、そういう設置は、これは特に虐待の多い本県です。そういう子供たちが多い本県ですから、それは計画がないではなくて本気になって計画について取り組んでいただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 確かに児童虐待のケースもふえて、それに伴って養護施設等に入所している児童にもこういう情緒障害の子供たちがふえているということで、この職員についてもかなり苦労しているということは聞いております。そういう意味では短期施設の設置の必要性というのは認識しております。ただ、施設の設置に当たっては医師の確保とか、それから学校教育との調整とかそういう課題がありまして、これまで幾つか相談はございましたが、そういう意味でなかなか実現しなかった部分もございますが、今後、取り組みについて頑張っていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 続きまして、ひとり親世帯の件ですけれども、先ほどパーセントが示されております。福祉保健部長、そのひとり親世帯の未婚の家庭、また離婚の家庭、死別の家庭と理由がありますので、その理由ごとの平均所得をお聞かせください。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時 0分休憩

午前11時 1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ひとり親家庭の実態調査の中では母子世帯、父子世帯、寡婦世帯という形での収入の調査でございますので、その理由別の調査はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 実は、私は厚労省に去年確認をいたしました。その中で全国の平均ですけれども、未婚の世帯で177万円、離婚世帯で207万円、死別で276万円と、未婚と死別で全国の平均では100万円も差があるんです。それが沖縄県だと平均所得がもっと低いので、それからさらに低い現状があるということ。その中で今大変問題になっております未婚家庭の皆さんたちが実は寡婦控除が得られない。そういう中で保育料の問題ですとか住宅費の問題ですとか、そこにとっても苦慮している家庭がとて多いんです。そういう状況の中でこういうこともしっかり調査をしていながら、どういところで、どういう形で支援をしていけばいいのかということでもっと詰めた調査が必要だと思いますので、その件どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） これは5年に1回の調査でございますので、そういう意味では平成25年あたりに調査をやることになるかと思いますが、そういう意味で細かい調査については調査内容を検討していきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 私の知り合いで保育料を換算しますと、保育料だけで年間10万も未婚と離婚とで差があるんですね。そういう実態がまずあるということ。ですからそういうみなし控除ですとかそういうことを県の中でも市町村で、他市ではありますので、そういうことを調査しながらぜひ県としてもリーダーシップをとって、みなし控除が適用できるようなそういうことも考えていただきたいと思います。

それでは続きまして、高江の問題ですけれども、先ほど部長のほうから、今、希少種の調査をしてないということですが、現地の立ち入りが確認できていないということをおっしゃっていましたが、今もうそういう皆さんたちがいる中でも工事が再開されております。確認しないまま工事が再開されたということですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 最後に希少種の確認をしたのは平成21年の11月時点ということですので、その後は移植した場所に立ち入りができないということで、その後の状況は現時点ではわからないということなんですけれども。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 部長、これはとても大きな問題だと思います。今、工事が再開されているという場所、

しっかりとそこにそういう場所があるわけですから、工事が再開されようとしているときに、県としては基地の問題でどうこうではなくて、やはり今、この間の答弁の中でも部長はおっしゃっていました。世界遺産に登録させるためにしっかりと保存を頑張っていきたいと。一部では保存を頑張りながら、一部ではそういうところに目を背けているような状況は、それは文化環境部として本当に沖縄県がヤンバルの森を、自然を守ろうという、生物多様性をしっかりと守っていこうというそういう姿勢があるのかどうかということが疑われますが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 移植場所自体へのいわゆる移植した植物などに影響を与えるような工事という意味では実際にはされてないというふうに聞いております。ですからもちろん移植された場所を確認して、その移植した植物が生きているかどうかというのを確認できればいいんですけれども、そこまでいってないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ですから立ち入りもしっかりしながら工事をちょっと中断させてでも、県としてはそういうことをしっかりとやるべきだということを言っているんですよ。私、今、N-4のところへ行ってきました。そうすると本当に木が伐採されていまして、その近くにあったのがどうなっているのかということがとても心配なんです。そういう意味では県が主体的にそのところはどうなっているんだということを県は、それをストップさせてできるんだと思います。それはぜひやってください。

それから3月1日、きょうからは種の保全のために大きな工事はやらないというアセスがありますけれども、それも確実に事業者に対してしっかりとこれを明示をしていくようなそういう姿勢も持ってほしいと思いますけれども、よろしく願いいたします。どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 現在、移植した植物の状況確認を事業者である防衛局にお願いしているんですけれども、場合によってはお話のように我々もアセスに準じた形での知事意見という話もしておりますので、それに基づいて状況確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事、鳩山さんの発言について、この議会の中で抑止力のことにつきまして本当に皆さ

んないろんな意見があります。知事もいろんな考え方を持っていると思いますけれども、私はこの鳩山さんが言ったこの言葉をいい形で、そのままの額面どおりにとらえてしっかりと素直に、鳩山前総理が抑止力があるからといって辺野古に帰ってきた。ないということがわかったんだったら、じゃ、そのことをしっかりと県外に向けて展開していく糸口にするチャンスだと、そういうふうにとらえていいと思うんですよ。知事のほうがいいろいろあるとかないとかということは胸に置いておいて、しっかりとこれを県外に向けて、それからアメリカに対しても状況が変わってきたということ、県内も変わってきた、それからアメリカの状況も変わっているということ、そしてだからこそ政府も変わらなければならないということの議論を展開していくべきだと思っています。ちょうどまた援護射撃ということできょうの報道にもあります、「辺野古「強行は無謀」」だということで、米国の有力外交専門家がそういうことをおっしゃっていますので、そういう意味ではまさに鳩山さんを盾にしながら、そういう政治力を持っていたかに求めていくということが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） その抑止力がある、ないというのは、きのう仲村議員との間で大分やりとりをさせていただいたんですが、ただ、無論これは軍事専門家の分野に本来は属するものだろうと思いますし、こういうある、ない、それで鳩山前総理もあると言って戻ってきて、「方便」だったという話だと、ないというふうにも受けとめられますし、このあたりは議員おっしゃるように置いておいて、いずれにしても私は県内は事実上不可能だから、もう県外だという私の公約に沿っていろいろとその実現に取り組んでいきたいということを考えているだけですが、何もその中で抑止力がある、ないという議論を展開する必要はないだろうというのが議員のサジェスチョンだとすれば、そうかもしれないとも思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事が先ほど自分の姿勢を国内外に強く求めていくということで、広報活動もしっかり取り組んでいくということをおっしゃっていました。今一番広報活動で私いいのは、鳩山さんにじかにこの

件についてどうだったんだということできっかりと
会って、メディアを使いながら、あの当時、本当に鳩
山さんが普天間の問題を国内の皆さんに知らせなが
ら、しかし辺野古に帰っていった時点でもはやもう国
内でも辺野古についてはもう終わったという意識がと
ても強くなっています。そういう意味では今まさにあ
の件は「方便」だったら「方便」でいいんです。で
も、それでとにかく抑止力の観点からすべてにおいて
沖縄に海兵隊の存在論というのがもうないんだとい
うこと、沖縄の状況が変わったということ、世界の状
況が変わったというところを知事は鳩山さんに会っ
てしっかりとメディアを通じてその件を訴えていくこ
と、それも必要かと思えますけれども、どうでしょう
か。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも先生と少し立場と考
えが違うのが今よくわかりました。ですから、私は県
外にと、それは辺野古が事実上これは不可能だと僕は
申し上げている。だけれども、私は日米安保条約の必
要性はちゃんと必要だと言っていますから、主として
やっぱり北海道から鹿児島に至るこの大きな広い空間
で海兵隊をちゃんと受け入れるようにし、負担の公平
性を確保してもらいたいと私は申し上げているわけ
あって、海兵隊が今、日本には要る、要らない、沖縄
にも要る、要らないという議論を私はむやみにやって
いるわけではありませので、念のため。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もう世界じゅうが今、文明の岐路
に立たされているというこの時代、リビアやそれから
エジプトの問題もあります。沖縄の力というものはそ
れにかわるものが私はあると思っています。そういつ
た歴史のはざまにいる知事だからこそできることを
しっかり取り組んでいただきたいということを申し上げ
て終わります。答弁でもありますから、よろしくお
願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のお気持ちと思いは非
常によくわかりますが、どうも基本的な考えのところ
はもう一度いろいろ議論をしてすり合わせる必要があ
るなというのわかりました。それで確かに今、世界
がこういう状況にあることはよくわかりますし、これ
は私だけじゃなくて議員も含め我々今生きているこの
年代で何か選択を、きちっと後世の子供たち、孫たち
に間違いのない道筋が示せるようにやっていくべきだ
という意味では思いは同じです。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 おはようございます。

改革の会の平良昭一です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1 点目、知事の政治姿勢について。

(1)、次期沖縄振興計画について。

連日連夜、国の方策が目まぐるしく変わる政局の
中、将来の沖縄を創造するために重要なことが新しい
沖縄振興計画策定であります。

以下の点をお伺いいたします。

ア、沖縄振興法の原点「償いの心」に対する知事の見
解をお聞かせ願います。

イ、県民所得改善の戦略的プランはいかなるものか
伺います。

ウ、沖縄の優位性を生かした自立型経済の構築に向
けた戦略について伺う。

(2)、日米共同発表見直し及び普天間飛行場の県外移
設について。

アは取り下げますが、これまでの沖縄の基地の最大
の存続理由は、抑止力であったとされてきました。こ
れを覆す前総理の発言を踏まえ、今後の国・政府に対
する沖縄県の対応策は大きく変化していかなければな
らないと思います。

そこで、今後どのような方策で解決を求めていくつ
もりなのかお伺いいたします。

前回の訪米のときとは違い、県外移設ということ
を知事は明確に表明していることから、沖縄の考え方を
しっかりと示すための直接訪米交渉は必要と考えま
すが、訪米はいつごろあるのか伺います。

(3)、高速道路無料化社会実験について伺います。

県は、沖縄自動車道の有料化を国に要望したよう
であります。渋滞を理由に掲げておりますが、その原因
の検証をしっかり行ったか疑問が残ります。県がこの
ような結論に至った経緯を県民に説明したかという
十分ではないと言わざるを得ない。

そこで、ア、使用台数の状況はどうなっているの
か。

イ、一般道路沿線でのサービス事業者の経営状況は
どうなっているのか伺います。

ウ、6 月までの無料延長、その後有料への見直しを
県は要望ということだが、その根拠について伺いた
い。

(4)、軍用地売買についてですが、民有地が多く、投
資目的の現在のような民法上の規定のままで取引が
続けば、跡地利用の弊害になるのは必至であります。
特別法制定での対応が必要と考えるがいかがか、見解

を求めます。

2 点目、土木建築行政について。

(1)、地域維持型の契約方式の導入について。

昨年度から廃材の焼却などをめぐる問題、指導が相次ぎ、特に下請の型枠業者などの不満が相次いでおります。廃材の処分に対し下請業者に負担が大きいのしかかっている現状であり、その改善策が急務であると考えます。

ア、廃材焼却処理に環境税が導入できないか伺う。

次にイ、下請業者の県内最優先活用についてですが、我が会派の代表質問でもありましたように、県内企業優先、県産品優先使用に対する質問でもありました。特記仕様書に記載する方向で検討したい旨の答弁は評価ができますが、確実に実施できるのか再度伺いたいと思います。

(2)、総合評価システムの弊害について。

昨年暮れ、総合評価一般競争入札で、評価値の集計ミスにより落札者を誤って決定したとして、県が請負業者との契約を解除する事件がありました。県が移行しようとしている総合評価方式に対する信頼性を大きく揺るがすもので、落札された企業、落札できなかった企業、両方から県の対応に強い不信感を抱いていると聞く。その件についての詳細と対応策を求めます。

(3)、ボンド（契約履行保証）制について。

アは取り下げます。

イ、分離発注、一括発注は各米軍基地の司令官にゆだねられていると聞くが、そのことについて、他都道県米軍基地所在地区との提携などは行っているのかを伺う。

(4)、技能・技術の承継の確保対策について。

国交省建設産業戦略会議において、建設産業の再生と発展のための当面の基本方針が出されましたが、その中で建設生産を支える技能・技術の承継の確保に対する施策が必要と提言されました。技能労働者は、工事現場における建設生産の担い手であり、かなめであります。しかし、現在建設業に就職する若年層が減り、高齢化が進展しており、このままでは技術や技能が承継されず喪失が懸念されます。一度喪失した技術・技能はすぐには回復しないことから、早期対応育成が絶対的に必要であると思います。その件について県の対応策をお聞きしたい。

(5)、盲人用歩道設置状況について。

観光立県を訴える本県において十分な敷設ができていないと言われております。県道の敷設状況についてお聞かせ願いたい。また、県道以外の道路の対策はどのように行われているのか伺う。

3 点目、教育行政について。

(1)、道徳の必修化について。

千葉県教育委員会が設置した有識者会議は、2013年度をめどに県立高校で道徳教育を必修化することなどを盛り込んだ提言書を県教育委員会に提出しました。提言書は、高校 1 年で年間35時間を道徳教育に充てて 1 単位とする内容であります。近年、自分中心の考え方から来る許しがたい少年犯罪が多発し、特にいじめの問題は留意をすべき状況にあります。生徒が社会人として求められる道徳性を身につけることは大変重要だと思い、そこで県の道徳必修化導入の考え方をお聞きしたい。

(2)、廃校、休校になった公立校の活用について。

会計検査院は、廃校や休校となった全国の公立小中学校のうち、216校の施設が有効活用されていないと指摘。文部科学省に対し、地域の実情に応じた老人福祉施設や保育施設などに活用するよう改善を求めています。本県での状況はどうなっているか、以下の点を伺います。

ア、学校として使われなくなってから 3 年以上たった校数は。

イ、有効活用されていない校数は。

ウ、耐震基準を満たしている学校数は。

エ、有効活用されている事例を挙げてほしい。

(3)、最近県立高校の教員住宅の空きが目立つようになってきているとのこと。もともと僻地教員の利便のためにつくられたものだが、少子化に伴う生徒の減少により教職員の数も減ったこと、交通の利便性の改善も一因であると思います。

そこで、教員宿舎の入居状況を聞かせてほしい。また、継続的な空き住宅をそのまま放置すべきものではない観点から、有効利用させる方策等の声が地域から上がっておりますが、その対策について県の考え方を伺いたい。

(4)、高校授業料無料化、全額支給後の成果をお聞きます。生徒がそのことを知らず、ありがたみが見えない。生徒向けの無料化の打開策を考えるべきであると思いますがいかがか。

(5)は取り下げます。

4 点目、医療行政について。

(1)、北部病院産婦人科について。

平成17年 4 月に医師不足を理由に休止。その後、一時は 4 人体制で救急診療が再開されたが、平成21年 9 月以降、救急診療の原則休止や新規患者の診察制限をしております。県は、完全再開に向けてあらゆる方で全力を挙げていると言っておりますが、進展が全く

見えない。医療格差に対しどのような思いなのか、お聞かせをお願いします。

(2)、ドクターヘリMESHについて。

本島北部、周辺離島には13万人が暮らし、年間300万人の観光客が訪れるが、遠郷エリアにおける医療過疎の問題は極めて深刻です。その中で、救える命を救いたいとの思いで運営されているドクターヘリMESH。北部の離島、農村地域など医療体制の弱いところでの地域住民にとってMESHの必要性は大きい。しかしながら、今月3月末日に運航会社との契約が切れることにより、存続が危ぶまれております。県の対応を伺います。

(3)、インフルエンザ対策について。

1月にインフルエンザ流行警報を発令。学級閉鎖もあり、猛威を振るった。毎年のように猛威を振るうインフルエンザ対策について県の対応を伺いたい。

5点目、地上デジタル放送について伺います。

7月の地上デジタル放送の移行に関し、難視聴地域が当初の総数より昨年9月の総務省調査によるとかなり多くなっております。

(1)、県内でどの程度の難視世帯があるのか伺う。

(2)は取り下げます。

デジタル難視聴を解消するために、共同受信設備整備事業等に対応していると聞くと、維持管理費住民負担など国策が原因であるものに対し、住民や自治体が高額な費用を負担するということは不合理であると考えざるを得ません。特に、台風の襲来が多い沖縄では、共同受信設備の被災が頻繁に起こり得ることは容易に想定され、将来にわたって住民や自治体の負担となり続けることは明らかであります。

そこで、維持管理費も当然国の責任でもって行うべきと判断しますが、難視地区対策計画の詳細について伺います。

6点目、生活衛生同業組合連合会と県のかかわりについて伺います。

新聞報道によりますと、同連合会が「土地売買重ね負債」との見出しで、いかにも不正が行われた印象を与えるが、この件に関し適切な説明を求めます。

7点目、財団法人沖縄県水源基金について。

(1)、当財団法人の意義について伺います。

8、我が会派の代表質問との関連について。

観光行政についての中で、北部国際観光リゾート港整備についての関連ですが、地元から早期整備の要請が上がっているが、今後県の役割はいかなるものか伺いたい。

教育行政についてで、30人学級の達成状況と今後の

見通しですが、これは知事公約でもあります。任期中に行うか伺います。そして、30人学級に対して何人の教員が必要で、その財源はどうなっているか伺います。

それと給食費の問題です。未納の状況ですが、給食費を払えない世帯がふえている。各市町村の未納状況はどうなっているか。未納額はどうか。また、提供する給食は地産地消を行っているのか伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良昭一議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、沖縄振興特別措置法の趣旨についての御質問に答弁させていただきます。

現在の沖縄振興特別措置法の趣旨は、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ」諸般の措置を講ずるとされております。

戦後27年間の米軍占領や、依然として続く過重な基地負担、そして広大な海域に散在する亜熱帯の島嶼地域であることなど、沖縄の歴史的、地理的、そして自然的、社会的な特殊事情は、全国の他地域とは異なる地域特性として残っております。一方、本土復帰時の格差は正につきましては、社会資本整備はおおむね実現しつつあります。産業振興、そして雇用や教育、福祉などの分野につきましては、高率補助にかわる新たな手法での取り組みが必要となってきております。このため、競争力の高い税制優遇による経済特区、そして離島定住支援、交通・物流コストの抜本的な軽減などを求めていくことといたしております。

次に、同じく政治姿勢の中で、優位性を生かした自立型経済の構築についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、全国が人口減少に向かう中で、人口の増加、そして成長著しい東アジアの中心に位置するという地理的特性、そして東西約1000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域、美しい自然や個性豊かな独特の文化など、経済発展を実現する上での優位性を多く持っております。特に、この地理的特性などこれらを生かしてアジアと日本のかけ橋となる国際的拠点的形成し、増大するアジアの需要を取り込むことができれば、沖縄県経済は飛躍的に発展する可能性を秘めております。また、自然・文化・芸能・スポーツなど人々を引きつける魅力を最大限に発揮する

取り組みを強化すれば経済成長力をさらに高めることができるものと考えております。さらに、広大な海域を有する沖縄県にとって、周辺海域に賦存する海洋資源の開発・利用を促進することは、沖縄県経済の発展に大きな役割を果たす可能性があるものと期待しております。

今後とも本県が持つこれらの優位性を生かしながら、産業の振興、経済の活性化に取り組み、自立型経済の構築を実現してまいりたいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動などを積極的に展開してまいります。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる方策を検討し実施してまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設に関する訪米交渉の予定についての御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の県内移設は事実上不可能と考え、あらゆる機会を通じて日米共同発表の見直し、そして普天間飛行場の県外移設を求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県民所得改善の戦略的プランについてお答えいたします。

県民所得の増加を図るため、まず、リーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業の振興に加え、成長のエンジンとして、沖縄の比較優位を生かした第3、第4のリーディング産業を育てていきます。

具体的には、国際物流ハブを核とし、アジアのダイナミズムも取り入れた臨空・臨港型産業、それから大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成、文

化・芸能・スポーツ等を活用した新産業の振興などを推進します。また、国内外を大きく視野に入れ、魅力ある投資環境づくりの強化により、県内投資を呼び込む施策を展開し、移出産業の創出を図ります。あわせて、農林水産業、製造業、小売業を初め、県民生活を支える中小企業を奮い立たせる施策などを展開することにより域内のあらゆる産業を振興します。こうして成長のエンジンである複数の移出産業と成長の翼である域内産業を活性化させ、民間主導の持続可能な自立型経済を構築し、県民所得の増加を図っていききたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、軍用地売買に対する対応についてお答えいたします。

基地返還後の跡地利用においては、地権者の理解と協力が不可欠であります。県では、今後の大規模返還跡地における公共用地の確保という観点から、跡地利用に関する新たな法律において、国による用地の先行取得制度を求めているところであります。その制度活用により、軍用地売買による地権者数の増加を防止するとともに、跡地利用の促進が図られると考えております。

次に、地上デジタル放送についての御質問の中で、新たな難視地区の県内の世帯数についてお答えいたします。

本年1月に総務省が公表した「地上デジタル放送難視地区対策計画」によると、県内の新たな難視地区は、55地区約1900世帯とされております。

同じく地上デジタル放送に関連をして、難視地区対策計画についてお答えいたします。

総務省は、デジタル放送難視の解消に向けて、受信状況、世帯数、対策方法、対策時期などを示す「地上デジタル放送難視地区対策計画」を策定し公表しています。県内の難視地区55地区約1900世帯のうち、中継局整備、共聴施設整備など対策方法が決まっているのは44地区約1700世帯とされており、残りの11地区についても住民の意向等を踏まえて対策が検討されているところです。

次に、財団法人沖縄県水源基金についての御質問の中で、水源基金の意義についてお答えいたします。

財団法人沖縄県水源基金は、県内における多目的ダム建設を促進し、これに伴う水源地域への影響を緩和するために、水源地域の振興対策を講じる市町村へ助成することによって、水資源の安定的確保と水源地域の振興を図ることを目的とし昭和54年に設立されました。これまで合計8つの国直轄ダムや県管理ダムの建設に伴い、沖縄県、県企業局及び23受水市町村の負担

金をもとに、水源地域に対して総額約95億円を助成してまいりました。これにより本県の水事情は大きく改善し、水資源の安定的な確保に寄与しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄自動車道無料化社会実験の状況、見直しの根拠についての御質問にお答えいたします。(3)のア、イ、ウは関連いたしておりますので一括してお答えいたします。

沖縄自動車道における無料化社会実験の状況は、国の発表によれば、自動車道の交通量が約1.5倍にふえ、実験期間中の187日間のうち40%に当たる75日で渋滞が発生しております。また、地域経済への影響としては、観光バスやレンタカーでは渋滞を考慮して北部地域から那覇への移動の際の設定時間を30分延長するため、周遊観光先を減らしているとのことであります。

このような状況を踏まえて、国土交通省から厳しい渋滞が発生している沖縄自動車道の来年度における無料化実験の可否について、環境への影響、利便性の観点から意見を求められたものであります。

沖縄県としては、沖縄自動車道が県内唯一の高速交通施設であることや、県民から高速性・定時性を望む多くの意見があることを踏まえて、平日に実験前の5割以下の課金を行い、交通量を抑制すること、また、地域経済の活性化の観点から休日を無料とする社会実験を行うことが望ましいと回答したものであります。これを受けて、国においては、ことしの6月以降、休日を無料、平日を実験前の料金から5割引とする見直しを行うと発表しております。

平成23年度の見直し後の社会実験に際しても、国において実験データの収集・分析を行うとともに、広く県民意見の把握に努めるとのことであり、沖縄県としては、その結果を踏まえて今後の対応を総合的に検討してまいります。

次に、土木建築行政についての御質問で、下請業者の県内優先活用についてお答えいたします。

土木建築部においては、工事発注の際に元請業者に対し、工事施工に当たっての留意事項を配布しております。その中で下請業者の選定に当たっては、県内企業を活用するよう要請しております。特記仕様書への記載については、他県の状況調査や県内の関係機関・団体の意見を参考にしながら、記載する方向で検討しているところであります。

同じく、土木建築行政についての御質問で、総合評価システムについてお答えいたします。

平成22年11月に具志川浄化センターの下水道工事において、総合評価の評価点の記入間違いにより落札者を誤って決定し契約を締結したことが判明しました。本契約については錯誤の契約であることから、その後の対応については国の前例や契約約款等の検討を行い、その結果、契約者に対しては契約解除を申し入れ12月16日に契約を解除しました。今後、このような事態が発生しないよう、より一層のチェック体制の強化、徹底を図り再発防止と信頼回復に努めてまいります。なお、解除した工事については、入札手続をやり直して落札者を決定したところであります。

同じく土木建築行政についての御質問で、他都道県米軍基地所在地区との連携についてお答えいたします。

今回、新たな沖縄振興に向けて、国に創設を求めている保証事業会社等によるボンド保証制度は、沖縄県内に所在する基地で発注される工事に対する県内業者の受注支援を想定しております。そのため、他の米軍基地所在自治体との連携については、本県の要望に対する国の対応状況を見ながら検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、技能・技術の継承の確保対策についてお答えいたします。

沖縄県の基幹産業である建設産業は、建設投資の減少により厳しい経営環境にあり、若年層の雇用が減少し、建設生産を支える技能・技術の承継が厳しくなっていることは認識しております。そのため、沖縄県においては、建設業界の経営状況を改善するため、建築業審議会において「県の現状に適した最低制限価格」について審議し、昨年6月に答申を得て、最低制限価格の範囲を予定価格の70%から90%とするともに、算定式の見直しを行いました。その結果、ほとんどの工事において落札率が90%を超えており、建設企業の経営改善に一定の効果があり、雇用の確保及び技能・技術の承継にもつながるものと考えております。

同じく土木建築行政について、盲人用歩道などの設置状況についてお答えいたします。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、昭和60年度に国から設置指針が示され、視覚障害者の歩道利用状況を確認し、市街地を中心に設置しております。現在、市街地における街路整備においては、基本的にすべての歩道に設置することとしております。一方、郊外で実施する道路整備においては、必要に応じて設置しております。

今後とも、「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づき視覚障害者を含めたすべての人が安心して生活できる道路整備を目指し、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 土木建築行政についての御質問の中で、廃材焼却処理に対する環境税の導入についてお答えいたします。

県では、排出事業者に対し産業廃棄物の排出を抑制するため、平成18年度から産業廃棄物税を導入し、最終処分量1トン当たり1000円を課税しております。

廃材の焼却処理を排出事業者が廃棄物処理業者に委託した場合は、焼却処理後の最終処分量に応じて既に産業廃棄物税が課されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、道徳の必修化についてお答えいたします。

児童生徒一人一人が豊かな心をはぐくみ、みずからの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神などをはぐくむことが重要であります。このため、小中学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性を培う道徳教育を道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導を行っております。また、高等学校においては、全教師が協力して道徳教育を展開するために全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としてのあり方、生き方を主体的に探究し豊かな自己形成ができるよう適切な指導を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、廃校、休校になった公立校の活用等について、3の(2)のアから3の(2)のエまで関連しますので一括してお答えいたします。

平成22年5月現在、廃校、休校から3年以上経過した学校数は、廃校が小学校1校、中学校11校となっており、休校が小学校1校、中学校2校であります。廃校12校のうち、校舎等が有効活用されていない学校数

は、中学校が2校となっています。なお、県立学校は、廃校、休校で3年以上経過した学校はありません。また、これら廃校、休校になった学校の総面積中、約6割は昭和56年度以前の旧耐震基準で建築されたものであることから、その約4割が耐震基準を満たしております。

有効活用されている事例としましては、国頭村立旧楚洲小中学校において、体験学習施設「楚洲あさひの丘」、旧今帰仁中学校の「今帰仁酒造所」などがあります。

次に、教員住宅の有効利用等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校教職員の福利厚生の実及び人事の円滑な交流に資する目的で教職員住宅を整備し、平成23年2月現在345戸を所有しております。全戸数の80%に当たる276戸に教職員が入居しており、空き室は69戸となっております。

課題としましては、教職員住宅の85%が建築後25年以上を経過し老朽化しております。また、北部地区については民間賃貸住宅の増加や、交通網の整備等の理由で現在59戸が空き室となっております。

教職員住宅の効率的な活用を図るため、北部地区教職員住宅の統廃合を推進するとともに、適切な維持補修を行ってまいりたいと考えております。

次に、高校授業料無償化の成果等についてお答えいたします。

県立高等学校の授業料が無償化されたことによって家庭の教育費負担が軽減されるとともに、経済的理由によって就学困難な生徒にとっては、就学の機会の拡充が図られたものと考えております。なお、生徒・保護者への周知は、リーフレットの配布やポスターの校内掲示等により実施したところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、給食費の未納率についてお答えいたします。

平成21年度の沖縄県学校給食費徴収状況調査によると、県内公立小中学校における未納率は4.2%となっております。今回の調査は個別の市町村の公表を前提としていないことから、差し控えさせていただきたいと思います。

なお、県平均の2倍を超えている市町村は5市町村となっております。

次に、30人学級についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生で加配定数を活用し、30人学級を実施しております。

文部科学省においては、平成23年度から小学校1年

生において35人学級を制度化することとしております。また、小学校の2年生から6年生及び中学校については、学級編制の標準を順次に改定することについて検討を行うこととしております。現在、本県の小学校1・2年生で加配定数を活用し、30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。

今後の小学校、中学校の少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

次に、30人学級に伴う教員数と財源についてお答えいたします。

30人学級の実施に伴い必要とされる教員数と財源につきましては、仮に平成22年5月1日現在の児童生徒数で、公立小中学校に30人学級を実施した場合、946人の教員の増が見込まれ、これを現在の平均給与で試算いたしますと、年間約61億4900万円程度の財源が必要となる見込みであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、北部病院産婦人科についてお答えいたします。

北部病院産婦人科は、医師不足のため、ハイリスク妊婦の中部地区への搬送など診療制限を行っているところであります。現在の医師1名では、診療体制と勤務負担の面から大変厳しい状況にあると認識しております。そのため、病院事業局としては、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による医師招聘など、あらゆる手段を講じて医師確保に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、救急ヘリMESHについてお答えします。

県におきましては、ドクターヘリ導入促進事業として浦添総合病院が行うドクターヘリ事業に補助しております。ドクターヘリ2機目の導入につきましては、1機目の運航実績等を評価した上で、効率性等を十分に踏まえて検討していく必要があります。現在、ドクターヘリの実績の分析と同時に、MESHの救急ヘリの分析を行っているところであり、今後、関係者の意

見も聞きながら、2機目の導入について検討していきたいと考えております。

次に、インフルエンザ対策についてお答えします。

今シーズンは、昨年10月中旬にインフルエンザの流行の兆しが見え始め、ことし1月7日に流行注意報、同19日に流行警報を発令しております。県内58定点医療機関からの報告患者数は、1月17日の週で最も多く、その後減少してきております。

今シーズンのインフルエンザ対策としては、予防啓発のためのチラシ32万部を作成し、教育機関や公的機関、交通機関、主要スーパー等に配布いたしました。さらに、マスコミや県ホームページを通じて、流行状況の周知とワクチン接種等の呼びかけについて広報しております。なお、流行拡大に備えて、昨年に引き続き、タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っており、また救急告示病院に対して人工呼吸器や個人防護具セットの整備費用を補助しております。

次に、生活衛生同業組合連合会と県とのかかわりについてお答えします。

社団法人沖縄県生活衛生同業組合連合会は、社交飲食業、理容業、美容業などの8つの同業組合で構成する法人であります。

同連合会は、公衆衛生の確保や同業組合の育成指導などの公益事業を行うことを目的として、昭和53年公益法人として知事の許可を受けております。許可を受けた公益法人は、主務官庁である県の監督に属することになっており、県は公益法人の業務及び財産の状況について検査をすることができることとなっております。検査の結果、改善事項等があれば改善方針等の報告を求めるなど指導監督を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 我が会派の代表質問との関連の中の、本部港リゾート構想における県の役割についての御質問にお答えします。

沖縄県では、クルーズ船社の招聘や商談会などの場において、北部地域ならではの特色ある観光資源をPRし、本部港へのクルーズ船の誘致活動を展開しています。また、昨年12月に発足した地元関係者で構成する「本部港クルーズ促進連絡協議会」が行う寄港セレモニーの一部費用を助成するなど、受け入れ体制の充実に向けた取り組みをあわせて実施しております。

沖縄県の役割としましては、「本部港観光振興協議会」が取りまとめた提言書に基づき、地元自治体と協力してクルーズ船の積極的な誘致を行うとともに、北

部地域のさらなる魅力づくりや情報発信並びに受け入れ体制の拡充に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、平良昭一君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き平良昭一君の再質問を行います。

平良昭一君。

○平良 昭一君 まず知事の政治姿勢について伺いますが、軍用地売買についてでありますけれども、先ほどの答弁で先行取得制度を確保したいということでもありますけれども、これは返還が決まった場所だけの問題ですよ、そうすると。それとは別にやっぱり土地の売買をめぐる問題に関しては大きな問題であると思います。その辺、一つ提言でございますけれども、土地の売買を規制するような条例の制定というのは可能じゃないですか。例えば農地法の許可と同じようなシステムです。その辺、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 軍用地の売買についてでございますけれども、これにつきまして現行、規制をするというふうなことはできないような形になっています。契約自由の原則によって、個々の土地所有者の判断にゆだねるというようなことでございまして、規制することは現状においては困難であると考えております。

ただ、今軍用地の跡利用に関連をしまして、新しい法律の中で国による用地の先行取得の制度を求めているというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 このままだと幾ら民法上だと言ってももう虫食い状態で、国内であればいいですよ、国外の方が購入するんですよ、もう。入っているんですよ、それが。農業委員会のシステムと同じようなものを例えば地主会とか県とか市町村、取引委員会をつくってそれで買い取り人を指定するんですよ。そういうシステムの中であれば地主会の意向も反映できるし、当然県のこれからのシステムを十分反映させることができると思うんですよ。その辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今議員の言われる話も一つの考え方というふうなことでございますけれども、

現在県が国のほうに要望している軍用地の先行取得の中身につきましては、例えばこの公共用地、先行取得がもし実施をすることができれば、例えば租税特別措置法による譲渡所得の特別控除が適用できるとか、そういうふうなインセンティブを働かせることによって、民間同士の売買の抑制というふうなものを図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは十分考えていったほうがいいですよ、今後。我が県の中での条例制定で、農地法と同じような形の中でのことができるということを研究したほうがいいと思いますよ。これはこれからの基地の返還についても大きなプラスアルファになると思いますよ。その辺、知事いかがでしょうか。こういうシステムをつくること。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃることは傾聴に値するお考えだと思いますので、前向きに研究してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 次に、我が会派の代表質問との関連ですけれども、給食費の未納の状況について。県民所得の低さ、経済的な厳しさの象徴であります、この公立で4.2%が支払いができないという状況ですよ。これはいろいろ考えていますけれども、今後新たな振興法の中で支給するというような効果をどう思いますか、もしできるような状況だったら。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 学校給食につきまして、学校給食法の規定等がございまして、現行制度については、給食費の無料支給は難しい状況でございますけれども、御提案の給食の無料化につきましては、振興計画に盛り込むことにつきましても関係部局等と調整を図りながら、その可能性も含めて検討をしてみたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 続いて30人学級ですけれども、これは知事の公約でもあります。その中で教育長の答弁の中で、学級編制とかいろいろ全国の実施状況を見て行いたいというのは、これは大変おかしな答弁ですよ。知事の選挙公約ですよ。それに向けて全国の例を挙げてやるというのは、本当にこれは公約ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 少人数学級につきましては、ことし国のほうで小学校1年を対象に実施を次年度からする予定でございます。そしてまた28年度まで

に今後5年のうちでまた中学校3年まで35人学級に向けて取り組むという方向性が出されております。それにもかんがみながら、県教育委員会としましては、これまで1・2年に実施してきました30人学級のように、国に加配の要望、財政的な措置などを要望していつて中学までの少人数学級の実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはれっきとした知事公約なんですよね。知事、3年も4年も後の結果を見てからそれを進めようということですか。知事の選挙公約ですよ、任期中に行う自信がございますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論これは今の教育長の答弁もそうですが、教育委員会とよく調整しながら、おっしゃるようにこれは私の公約ですから、公約の実現に向けて頑張っていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはもう財源もしっかりしたものがないといけないんですよ。その辺は知事公約としてイの一番にやらなければいけないものだと思いますので、ぜひ努力をしてもらいたいと思います。

それと続きまして生活衛生同業組合連合会の問題ですけれども、国・県等の公的助成がなされる団体と、なされていない団体があると思いますが、県の所管する公益法人、すべて県は検査を行っておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 公益法人の検査と指導のあり方の問題でございますけれども、知事の所管に属する公益法人の設置する管理監督の規則というのがございます。それを受けまして、検査の手順であるとか、立入検査の期間であるとか、そういったことを言っております、原則3年に1回はそれぞれの公益法人については検査するように指導しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 私が言ったこの生活衛生同業組合連合会というのは、公的な助成がなされている団体ですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） その団体につきましては、公的には助成はなされていないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 新聞報道に「土地売買重ね負債」との見出しがあって、その後にまた県の検査内容が新聞

に載っているんですよ。改善策の事態の推移を見守ることなく検査結果をマスコミに発表するというのはいかなものかなと私は思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今回の連合会の監査につきましては、監査結果の公表を1月20日に理事会の場で行ったところです。公表の後、新聞記者のほうから取材がありましたので、理事会で説明した公表内容の範囲で開示できる情報を提供したところであります。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この法人は2年前にも検査を受けているわけですよ。そのときには異論がなかったということで報告を受けているんですよ。それで、なぜ改善命令が何もせずいきなりマスコミに公表するかというのを疑問に思っているんですよ。その辺、情報を共有しているのは、県と県の部署とこの法人だけですよ。その辺に対してあり方がおかしいと思う。改善命令がなくして公表したというのは、大変いかなものかなと思いますけれども、どうですか。皆さんは指導する立場もあるでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 平成20年度にもその立入検査を実施しておりまして、その際にも公益事業が実施されていないこと等の改善を求めています。それに対してやはり従来22年度に実施した時点で、何ら改善がなかったという実態がございます。その間、随時連合会に対してはやはり口頭で指導は行っている状況であります。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 2年前には問題がなかったというような検査結果が出ているんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 20年度に実施した分につきましても、公益事業が実施されていないことや事務局長及び職員の配置がないことを指摘し、改善を求めています。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この辺は県の情報の管理のあり方についてちょっと疑義がありますけれども、この辺はしかるべき委員会等でもしっかり議論をしてもらいたいというふうに思っています。

続きまして、北部病院の産婦人科についてですけれども、これはもう3年も4年も前から同じような状態がずっと続いています。安心して出産ができる状況で

すか、局長、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 今、北部地区においては開業医の先生がお二人、そして北部病院に医師が1人という状況でございまして、正常分娩に関してはほとんど開業医の先生方が対応していると思います。異常分娩の中でもいわゆるハイリスクの妊婦さんを中部病院に運んでいるという状況でございまして、その点に関しては、北部地区の皆さんには非常に御心配をおかけしているなというふうには感じております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 あのですね、これは子供ができたからという問題ではなくなるんですよ、もう。子供が作りたくてもつくりえない状況になっているんですよ。その辺ですね、要するに未婚者が多くなる原因でもあるし、人口流出の原因でもあるんですよ。その辺がこれだけ長期にわたって改善されていない。もうこれは局長だけの力ではできないんですよ。みずから全国歩いてセールスしてくる可能性がもう知事にしか残っていないですよ、これ。いかがですか。3年間同じ状況ですよ。医者を確保してくるための努力をみずからやらないといけませんよ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のお話として承っておきましょう。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もう3年間ずっと同じですよ。本当に北部地区の皆様方の若い方々の苦勞をわかってほしい。産みたくても産めない、作りたくてもつくりえない。これこそが新婚夫婦の一番悲しい世界ですよ。この辺の努力をこれから見せてもらわないといけませんからね。

続いてドクターヘリMESHの件ですが、国頭の山村の広域消防は、緊急のときには80%がMESHを利用しています。それはなぜかといいますと、初期治療の重要性が必要だからなんです。そういう観点から、まず最初の答弁の中では実験結果を見てからということでありまして、もう実際80%利用しているという実績があるんですよ。その辺、これから助成していく考え方はないかどうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 先ほども答弁いたしました、そのMESHの救急ヘリの——ドクターヘリもあわせてですけれども——その飛行状況とかその中身、内容についても分析を行っておりまして、外部の専門家も含めて今後その辺も検証しながら2機目

の導入については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは実績等も私はあると思っています。せめて半官半民で動かしてもらいたいということも思います。特に、高校生あたりが危機感を持って募金活動に立っているような状況はよく知っていると思いますよ。その辺をサポートしてあげられるようなシステムは当然これからも行うべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 民間の県民の方々の善意で運航されているということは十分承知しております。繰り返しになりますが、MESHが運休していた時期がございまして、その間はこのドクターヘリで対応しておりまして、特に支障もなかったというそういう実績もございまして、そういうものも含めまして運航状況を検証しながら今後対応を検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この運航状況の調査というのはいつごろまでですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今、データ分析を部内のほうでやっているところで、それを終わり次第外部の専門家を含めて検証していきたいと思っておりますので、なるべく早い時期に実施したいというふうに思っております。

○平良 昭一君 時期的なものを聞いているんだけれど。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 特に今月までとかそういうことはございませんが、できれば今年度いっぱいにはやりたいとは思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 インフルエンザ対策についてですけれども、これも毎年猛威を振っているというような実績があるわけですよ。そこで世界的にも活躍してきたインフルエンザの研究の第一人者の根路銘国昭先生が名護市において今度施設を立ち上げたいということで、名護市も支援する意向を示しております。世界的な研究施設でありますので、名護市だけではちょっと物足りないところがあるかという話もあります。その辺、県も積極的に参加をするべきだというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今のお話はちょっ

と承知しておりませんが、ただ新たな振興計画の中でそういう国の研究機関のサテライトも含めた形でそういう感染症に対応できるような機関の設置も検討しておりますので、それらを検討の中で議論していければと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは名護市が積極的に部署も1つプラスしてかわかってこうとしています。当然、県の支援も必要になってくる状況がこれから出てきますから、この連携はぜひひとつもらいたい。その辺、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今その計画について概要も承知しておりませんので、それを調査研究して今後どうすべきかも含めて研究したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはぜひ話が来たときに一緒になってやってもらええる要望をしておきたいと思えます。

それと水源基金ですけれども、これは何か話に聞きますと25年の3月31日まででこの基金は打ち切るといふ話がありますけれども、それは事実でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 昨年9月に水源基金の理事会を開催したわけでございますけれども、その中で財団法人沖縄県水源基金の平成24年度末に同基金が解散するための諸手続が決定をされております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 その理由は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） その理由は、水源基金ではこのダム本体工事に関する覚書等に基づいて実施をしている県事業が平成24年度ではもう終了するというふうなことでございます。それからまた、県内における新たな多目的ダムの建設の予定がないこともございまして、平成24年度末をもって解散することを現在理事会の決定のもとでその手続を進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはこのダム完了後の永続的な地域に対する支援ということでつくっているものですよね。先ほどのものではそういう趣旨でありましたけれども、全国的にはそういう助成の制度はないですよ、完了後には。しかし、沖縄県は基金を造成して完成後の地域振興が可能な仕組みをつくったんですよ。これ

大変すばらしいことですよ、評価してもいいと思います。しかし、完成後に取水される地域というのは同じ状況なんですよ。上げる側、つくる側、それは変わりがいいんですよ。そういうことが永久的に続いていながらこの基金はもうはい、必要ありませんと、本当に言えるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この水源基金については、御承知のとおり、沖縄振興計画が始まった72年以降、まさにこの水源基金開発というのは本県の大きな政策課題で、そういう意味ではさまざまな国の支援もありながら、その国直轄ダム事業、それからまた西系列の取水堰、そういうふうなものの開発もしながら今日まで来ております。その中で、その水資源開発を進めていく中で、さまざまな地元との話し合いの中で覚書を締結し、それを支援する目的として水源基金というふうなものがつくられて事業実施をしてきたところでございます。

今日、先ほど申し上げましたように24年以降、新たな多目的ダムを建設をする予定がないような状況に立ち入る中で、今般その水源基金については、これはまさに受水団体、それから県含めて全会一致でそういうふうな取り組みをしてきたところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 当然、この基金の理事会あたりでの協議もされたと思いますけれども、全くこの基金がなくなることにに関してこの取水している地域の方々の代表からは全く異存がなかったということですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この水源基金のメンバーには、県とそれから企業局、それからまた受水団体が入っております。ただこの受水団体の中に23の受水市町村があるわけでございますけれども、23の受水市町村とそれから南部水道企業団、この中には水源地域も入っております。そういうふうな中で、まずはこの24年末に解散をすることについては全会一致で一応確認をされました。しかしながら、これについて今後その水源市町村のほうからは財団にかわる新たな水源市町村への助成支出についても検討してほしいというふうな要望もあることも事実でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この要望に対しては、おこたえできるような状況ですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現状においては、そういうふうな要望も一応ございましたので、平成22年11月

に中南部受水市町村担当課長会議というふうなもの、それからまた23年の1月には北部水源地市町村等担当課長会議というふうなものを開催をしながら、その財団解散後におけるその対応について意見交換をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 その辺は、取水地域の実情も十分承ったほうがいいと思います。

それと最後に、教員住宅の件ですが、空き住宅の地域の実情に合わせた有効利用は可能かと聞いたんですけれども、例えばこれは市町村に移譲するということは可能ですか、空いているところ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 教職員の住宅につきましては、教職員の福利厚生の実現を図り、学校教育を促進するために設置されたものでありますので、空き室となった住宅について、今後教職員の入居が見込めない場合には市町村から具体的な有効活用についての計画申し入れがあれば検討してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 可能だというふうに私は受けとめまされども、これ県立高校の場合ですけれども、市町村の場合はどうなりますか。こういうシステムがありますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 市町村の場合には、設置者が市町村でございますので、市町村にそういう働きかけをなされれば何らかの対応をしてもらえんと思えますし、私たちのほうからもまたそういうお話があれば、何か支援できることがあればまた支援してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 改革の会、玉城満でございます。

もう3月でございますけれども、3月8日は何の日が皆さん御存じですか、3月8日。三板の日。三板というウチナーの楽器があるじゃないですか、3枚板の。

この前、ある集まりで三板協会のほうから指導者が派遣されて、みんなに三板を配って、ここでたたき方の講習会みたいなことをしながらいろんな文化の話を

してくれた女性がいたんです。この女性はどういう活動をしているかといいますと、沖縄じゅうを明るくする女性の会の会長だと本人が言っているんですよ。本当に僕は明るくなったんですよ、この三板をたたきながらいろいろやっていくうちに、あれっと思って。

実は今の形になった三板の歴史というのはそんなに長くないんです。60年、もう戦前戦後、その時期に今の三板の確立がされてきたんですが、何が言いたいのかといいますと、この人がおもしろいことをおっしゃっておりまして、「玉城さん、今学校では小さい子がカスタネットを使っていますよね。何で三板を使わせないの。」まさにそうだなと思ひまして、何でカスタネットを使うのかなと思って、小さいころからやっぱり三板で教育していくということは大事だなと。僕は昔から思っていました、音楽室の写真に何でベートーベンの顔とか、モーツァルトとか、あんなのが飾られているのかなと。ウチナーだったら、こっちに玉城朝薫の写真が張られたり、野村安趙さんの写真が張られている。ウチナーの文化をもう少し大事にしようというそういう演出が、今学校教育の中にも必要になってきたのかなと思いましたね。これは質問じゃないから、教育長はちょっと聞いていただいて、考えていただくということで。

この女性がおもしろいことをおっしゃっておりまして。皆さん、「安里屋ユンタ」という歌を御存じですね、「マタ ハーリヌ チンダラ カヌシャマヨ」と。僕は、余り意味がわからなかったんですよ、フェーシだというふうに思っていたんです。この女性は、ある先輩からこう聞いたというんです。これはサンスクリット語だと、「マタ ハーリヌ チンダラ カヌシャマ」というのは。このサンスクリット語というのは、インドネシア方面の要するに教典とか仏典に書かれている言葉ですよ。意味は何かというと、すべての人に太陽が当たるようにと。これはもういい意味だなと思いました。これから僕はこの「安里屋ユンタ」の歌を聞くときに、思い入れが全然違ってきたなという感じがしております。

だから何が言いたいのかといいますと、やはり今の日本の政治もウチナーの政治も、「マタ ハーリヌ チンダラ カヌシャマヨ」であってほしいと、そう言いたいだけの話でございますけれども。

通告に従って質問いたします。また前ユンタクが長いものだから足りなくなる可能性があるのです、急ぎ質問させていただきます。

まず最初に、1、知事の政治姿勢について。

(1)、文化行政について。

ア、文化観光スポーツ部創設に伴い、新たな文化行政への意気込みと具体的な政策を伺う。

イ、ユネスコ認定を受けた組踊への今後の対応について伺う。

ウ、県立郷土劇場の進捗について伺う。

(2)、基地問題について。

ア、去る2月16日の報道で、ゲーツ国防長官の「普天間代替施設の問題が解決しなければ米軍は沖縄を離れず、土地も沖縄に返還することもない」、さらに5月の2プラス2で、辺野古移設決定を強要する発言をしたとの報道があったが、知事の対応を伺う。

(3)、対アジア政策について。

ア、北京事務所の開設はどうなっているのか伺う。

イ、沖縄―北京の空路定期便の就航はどうなっているのかを伺う。

ウ、尖閣諸島問題が対アジア政策の足かせになっているのかを伺う。

続いて、2、観光工商関係について。

(1)、コンテンツファンドの進捗状況について伺う。

(2)、文化観光スポーツ部の創設に伴うフィルムオフィスの位置づけを伺う。

(3)、県土における開発地域の商工的広域調整が必要と考えるが、県の考えを伺う。

(4)、県製造業育成のためにも物流コストと電気料金、工業用水料金等の低減が必要と考えるが、県の対応を伺う。

(5)、起業増と雇用増のためにもマイクロファンドが注目されているが、県の認識を伺う。

(6)、昨年、沖縄県ライブハウス協会が結成されたが、県の対応を伺う。

続きまして、3、スポーツ振興関係について。

(1)、日本アームレスリング連盟沖縄支部に対する県の対応について伺う。

4、行政改革について。

(1)、総務部行政改革推進課で実施している「県民視点による事業棚卸し」とあるが、知事は、真にリーダーシップを発揮し、本質的な問題を抽出し、枝葉の細かい事業の見直しではなく大胆な見直しはできないかを伺う。

(2)、具体的に行革にかかる経費の積算と定量的な効果を示して、その費用対効果はどうなっているのかを伺う。

5、環境政策関係について。

(1)、サンゴは沖縄の宝であることは言うまでもないが、昨今の調査で、サンゴのCO₂の吸収固定化は森林のそれよりまさるといふある研究機関の報告がある

が、県の見解を伺う。

(2)、サンゴの研究、植えつけ等関連事業について県の対応を伺う。

6、土木建築関係について。

(1)、建築基準法第12条の改正が平成20年4月1日に施行され、3年の猶予期間が今年度末で終わり、建物の外壁診断の義務化が本格スタートするが、県の対応と認識を伺う。

(2)、オフセット、いわゆる自然再生事業が国際的にも本格化する中で県の対応を伺う。

7、我が会派の代表質問との関連について。

赤嶺県議の代表質問に関連いたしまして、ポンドについて質問をしたいと思います。

このポンドの基金を国に提案し、基金をつくって県は対応するということであるが、どういう内容で、どういうやり方で今後進めようとしているのか、進捗を伺う。

続きまして、無認可保育に兄弟、例えば3名とか、もう極端な話4名預けないといけないということになると、かなり今認可保育園よりは不利な状況であると。そして、この差額を3人目からどうにか助成する方法はないか、県にそういう考えはないか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、文化行政への意気込み、県立郷土劇場の進捗等に係る御質問に答弁させていただきます。なお、1の(1)のアとウが関連いたしておりますので一括して答弁いたします。

琉球舞踊や伝統空手、そして組踊や首里城を初めとする世界遺産などの沖縄文化は世界的に高く評価され、沖縄の大きな魅力となっております。

県といたしましては、このように沖縄文化が内外の注目を集めている現在、沖縄文化の伝統を守り、そして後世に確実に継承させる取り組みを進めるとともに、沖縄文化の発信拠点等を整備するなど、文化振興のための施策を強化していきたいと考えております。

具体的には、伝統芸能の県外・海外公演の開催、文化交流拠点の整備に向けた取り組み、そして文化資源を活用した産業創出の支援など新たな事業に取り組んでまいりたいと考えております。また、伝統芸能拠点整備の取り組みといたしまして、平成23年度において関係団体、専門家等の意見を聞きながら伝統芸能の拠

点となる施設整備に向けた調査検討を行い、基本的なコンセプト、そして運営計画等を含め基本構想の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ユネスコ認定の組踊への対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄の宝であります組踊がユネスコの無形文化遺産となりましたことは、すべての沖縄県民にとってこの上ない喜びであり、また歴史的快挙とも言えると思います。このたびのユネスコの無形文化遺産登録を祝して去る2月9日に、伝統芸能関係者や一般参加者によります祝賀会が盛大に開催され、文化庁長官から保存会にユネスコ無形文化遺産登録認定書の授与が行われました。

沖縄県といたしましては、今後、組踊の可能性と普遍性を考える記念シンポジウムを実施し、また、古典の「執心鐘入」、新作の「さかさま執心鐘入」、さらには地方組踊の「伊江島の忠臣蔵」を上演するとともに、全国への普及公演などを通して組踊のすばらしさを国内はもとより世界へ発信してまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、ゲーツ国防長官の発言に係る御質問にお答えいたします。

ゲーツ国防長官の発言につきましては新聞報道等により承知いたしております。枝野官房長官は、2月17日の記者会見におきまして、米国の希望は念頭に置かないといけませんが、しかし沖縄の皆さんに理解をいただくためには、期限を区切ってお願いをするということは考えていない旨の発言をしております。

いずれにいたしましても、県としましては、県内移設は事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう求めてまいりたいと考えております。

次に、観光商工関係の御質問の中で、コンテンツファンドの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、多彩で豊かな沖縄文化の産業化を目的に、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業を実施いたしております。同事業においては、県内の映画やゲームなどのコンテンツ制作プロジェクトに対して投資を行う5億円のファンドが2月10日に設立されたところであります。このファンドは、民間の資金と支援ノウハウを活用し、企画から流通までの一貫した支援を行うことにいたしております。

今般のコンテンツファンド組成を契機として、沖縄文化を活用したコンテンツ産業がますます活性化し、

新たな成長産業になるものと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての中の、北京事務所の設置についての御質問にお答えします。

中国の著しい経済発展の中、観光客誘致や県産品の販路拡大を目指す上で北京は非常に重要な地域であるとの認識のもと、昨年11月、現地に委託駐在員を配置しております。

北京における海外事務所としての機能強化については、北京—那覇間の定期航空便就航の動向や今後の業務量の推移などを踏まえ対応してまいりたいと考えております。

知事の政治姿勢の中で、対アジア政策についての御質問にお答えします。

尖閣諸島について。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国の領土であり、同諸島の領有権問題は存在しないというのが政府の基本見解であります。沖縄県としても、尖閣諸島に関して領土問題は存在していないと考えております。昨年9月の尖閣諸島周辺における中国漁船の衝突事件以後、中国からのチャーター便のキャンセルがあったほか、一部のセミナーや会議などに延期がありましたが、最近の動きは平常に戻っております。

沖縄県としては、中国を含めアジア地域との平和的な友好関係の構築は重要であると考えております。

次に、観光商工関係についての、文化観光スポーツ部の創設に伴うフィルムオフィスの位置づけについての御質問にお答えします。

県では、文化観光スポーツ部の設置に伴い、文化の産業化や映像産業の振興に積極的に取り組んでいきたいと考えております。沖縄フィルムオフィスについては、フィルムツーリズムなど観光振興のみならず、映像コンテンツ産業振興の機能も有することから、新しい部の設置に伴い文化や映像産業の振興にかかわる観点から、より効果的な位置づけにしたいと考えております。

同じく観光商工関係について、県土における開発地域の商工的広域調整についての御質問にお答えします。

大規模小売店舗立地法及び都市計画運用指針において、既存の競合する店舗との競争を抑制する需給調整

はできない旨規定されております。このことから、現行法の法体系のもとで店舗面積の調整など商工的な広域調整を行うことは困難であると考えております。

同じく観光商工関係についての、製造業育成に向けた物流コスト、電気料金及び工業用水等の低減についての御質問にお答えします。

県においては、物流支援として特別自由貿易地域の立地企業に対し、1社当たり年間200万円を上限としてコンテナ個数に応じた物流コストの助成を行っているとともに、カボタージュ規制の一部緩和など物流コストの軽減に取り組んでいるところであります。

また、本県の電気料金については、進出企業から他県の料金に比べて高いといった指摘がありますが、電気事業者に対する石油石炭税の免除や沖縄振興開発金融公庫からの融資などを通して料金の低廉化に努めております。

工業用水料金については、需要の低迷等により料金の低減は厳しい状況であります。需要開拓及び経営の効率化等を進め、料金低減を働きかけていきたいと考えております。

県としましては、引き続き総合的なコスト低減に向けた取り組みを推進するとともに、公租公課の免除や物流コスト低減のための支援措置を盛り込んだ「国際物流経済特区」を国に対して新たに要望しているところであります。

同じく観光商工関係について、マイクロファンドに対する県の認識についての御質問にお答えします。

マイクロファンドについては、カンボジアの例によると、地域に根差した貯蓄銀行や貧困層の人々に貢献する多様な種類の金融機関があると聞いております。定義については明確ではありませんが、一般に零細企業や経済的困窮者に対する少額融資、いわゆるマイクロクレジットなどの金融サービスを目的としたファンドであると理解しております。

国内におけるマイクロファンドの活用例については、現在のところ把握しておりません。諸外国においては、マイクロファンドの方向性が当初の目的から変わりつつあり、さまざまな問題点が浮き彫りになってきたと指摘されていることから、県としては、慎重に見きわめていく必要があると考えています。

なお、沖縄県では、中小零細企業向けの融資制度として小規模企業対策資金や小口零細企業資金を創設しており、中小零細企業者の資金調達の円滑化に努めているところであります。

同じく観光商工関係について、沖縄県ライブハウス協会についての御質問にお答えします。

沖縄県ライブハウス協会につきましては、沖縄音楽の発展、地位の向上及び経営の安定を図ることを目的に平成22年12月に協会設立を行い、今後は事業協同組合化を目指すと考えております。

小規模事業者の組織化は、経営の近代化・合理化及び対外交渉力の強化に効果的な手段であることから、沖縄県としても組合の設立に向けて支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄—北京の定期便就航についてお答えいたします。

北京—沖縄路線については、昨年8月及びことし1月に海南航空に対してトップセールスを行い、4月ごろの定期就航に向けて準備中である旨の表明を受けたところであります。

県としましては、当該路線の着実な就航に向けて、今後とも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それではスポーツ振興関係についての御質問で、日本アームレスリング連盟沖縄支部への対応についてお答えいたします。

アームレスリングは、古くからインディアンの勝負を決するときや、日本でも平安時代から行われるなど各国で親しまれていたスポーツであります。

日本アームレスリング連盟は、日本の伝統的な腕相撲に国際競技規則を参考にしたルールを設定することにより1977年に発足し、北海道から沖縄まで全国35の支部連盟を有した組織であります。

競技については、体重別で開催され、右手・左手のおのおので競技が行われます。最近、沖縄県の選手が世界大会や全日本大会において活躍していることが新聞報道などで伝えられており、今年度の全日本大会では、男子100キログラム超級で仲松選手が右手で優勝、左手で準優勝し、世界選手権に出場しています。

現在、日本アームレスリング連盟沖縄県支部の活動状況等について把握していないことから、今後、当連盟について調査を行い、どのような対応が可能か、県内の競技団体を統括する沖縄県体育協会も含め関係者と情報交換をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 行政改革に関する質問のうち、事業棚卸しによる事業の大胆な見直しについてお答えいたします。

「県民視点による事業棚卸し」は、個別の事業について、外部の委員と職員が公開の場で事業の必要性や実施主体などについて議論・検証を行うものであります。平成22年度は、人件費など棚卸しになじまない事業を除き、長期間実施している事業や予算が一定規模以上の事業を選定し実施いたしました。棚卸し委員等からは選定方法について見直しの指摘もありました。このため、平成23年度はより効果的に事業棚卸しができるよう、棚卸し委員の意見等も踏まえながら、現在対象事業の選定を行っているところであります。

次に、行政改革に係る費用対効果についてお答えいたします。

平成22年度の「県民視点による事業棚卸し」に要した経費は、委員の謝金や旅費など約288万円となっております。

一方、棚卸し実施後の県の最終的な検討結果に基づく平成23年度当初予算への反映状況につきましては約2億2538万円の減となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境政策関係についての御質問の中で、サンゴのCO₂の吸収固定化に関する見解についてお答えいたします。

サンゴ礁は、豊かな自然環境の基盤であり、生物多様性の保全、観光・漁業資源として重要な価値を有しております。サンゴの二酸化炭素の吸収・放出に関しては、そのプロセスが複雑であり、サンゴ礁学会や研究者においても統一的な見解が出されていない状況にあります。

このようなことから、県としては、今後とも科学的知見の集積や情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、同じく環境政策関係について、サンゴの研究、植え付け等関連事業に係る対応についてお答えいたします。

県においては、サンゴ礁の保全を図るため、平成21年度から平成23年度にかけて全県的なサンゴ礁調査を実施しており、平成21年度は沖縄本島周辺で、平成22年度は八重山海域、慶良間海域、久米島海域で実施し、平成23年度は宮古海域などにおいて調査を実施す

る予定であります。また、今年度から慶良間海域及び恩納海域において、面的な広がりのあるサンゴ礁の再生実証事業やサンゴ移植によるサンゴ礁保全再生の効果を検証するための生態学的・遺伝学的な調査研究を実施しております。平成23年度からは有識者で構成する検討委員会を設置し、サンゴ種苗の生産やサンゴ移植を行うとともに、幼生加入状況把握調査やサンゴ遺伝子解析調査研究等を実施することとしております。

県としましては、生物多様性の保全、観光・漁業資源として重要なサンゴ礁生態系の保全・再生に積極的に取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築関係の御質問で、建物の外壁診断の義務化についてお答えいたします。

建築物の定期報告については、平成20年4月1日に建築基準法施行規則及び関係告示が改正され、調査項目や調査方法等が明確に定められました。これにより、新築後10年を超える建築物の外壁タイル等を調査する場合は、テストハンマーによる全面打診や赤外線画像による調査を行うこととなり、規則改正後3年の猶予期間が経過する平成23年度から施行されることとなります。建築物の維持保全につきましては、建築基準法上所有者や管理者の義務となっており、外壁診断に要する費用の助成等は厳しいものがあると考えております。

県としましては、今後ともホームページや建築物防災週間等を通じて定期報告制度の普及啓発に努めてまいります。

同じく土木建築関係についての御質問で、自然再生事業についてお答えいたします。

土木建築部の自然再生事業としては、現在、国頭村奥川において、リュウキュウアユが生息できる環境の再生に向け取り組んでいるところであり、平成19年度に自然再生協議会が設立され、平成20年度に奥川自然再生実施計画を策定し整備を進めております。

今後とも沖縄独特の自然や風景の再生のため、自然再生事業の計画的な導入を図りたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、ボンド保証制度創設を国に断られた場合の県の対応と今の制度でのボンド対応についてお答えいたします

現在、新たな沖縄振興に向けてボンド保証制度の創

設を国に要望しているところであり、断られた場合の対応について、現時点では特に考えておりません。

県としましては、要望の実現に向け、引き続き積極的に取り組んでいくこととしております。

また、米軍発注工事については、従来から民間工事ととらえられてきたことから、ボンド保証等の要件については、民間保険会社の保険の仕組みで対応してきたところです。そのため、公的機関による支援制度は特に設けられておりません。

例示のありました基金創設については、保証の裏づけとして多額の資金調達が必要となることや審査体制、事故発生時における基金取り崩し後の補てん等の解決すべき多くの課題があるものと考えられます。そのため、現状では県単独で基金設置を行うことは困難と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、認可外保育施設に入所する多子世帯への支援についてお答えします。

認可外保育施設への支援につきましては、新すこやか保育事業及び待機児童対策特別事業基金を活用し支援しているところであり、多子世帯への支援等さらなる拡充策については、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

なお、多子世帯の場合、認可保育所への入所に当たって優先的に選考することや届け出により保育料の多子軽減を受けることができることとなっております。

県としましては、多子世帯への配慮について、今後とも引き続き市町村に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 知事にちょっとお伺いしたいんですが、知事の政治姿勢について、ゲーツ国防長官の発言について、僕は知事の対応というふうに話したんですが、枝野さんがどういう対応をしてもいいから、知事はこういう発言に対して今後どういうふうなアクションを起こしていくんですかという質問なんです。極端な話、いろんなところでこういう発言がされているときに、国に確認をとるとか、米国の今後の状況を見守りたいとかそういうことじゃなくて、今どんどん沖縄県にとって不利な情報が流れてくる中で、こういう発言は絶対許せないという態度をやっぱりばしっと一発かましてほしいんですよ、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の言われることはよくわかりますが、アメリカのVIPといいますか、その人々の発言が流れてくるたびに一々私たちが反応するというのもそれは一つの方法かもしれませんが、私どもでは今軍転協の意見というのを一応まとめて、アメリカ大使館を通じたり、横田の基地へ行ったり、県内の基地の四軍調整官であるとかということところへ改善・改良、そして正してもらいたいのは正してくれというようなことはしております。

それで、今の玉城議員の、流れてきた向こう側の考えに対して直ちに私どもが外交ルートを通じないでばんと言うことは、それはそれなりに私は全く意味がないとは思いませんけれども、しかし、これはやっぱり一定のある種のルートのルールがある程度はあると思うんですね。ですから、枝野さんというのは沖縄担当大臣だし官房長官をやっておられますから、少なくとも沖縄の意見をちゃんと取りまとめていく、そして内閣のかなめの人がどういう考えを持っているかというのが我々にとって、まず第一にどういう反応をするかということが私にとっては一番関心事ではあります。ですから、私は、マスコミの人にはゲーツ発言はとんでもない話だと。幾ら日米の担当の偉い方がお決めのなっても、県内でできないものはできませんよという旨は申し上げているんですけれどもね。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは今までいろんな議員の方が質問しているからあれかと思えますけれども、これはもう大体想像できますからいいとして、ただやっぱり県民は、ばしっと一発メーゴーサーを食わしてくれると少しはスッキリするかなという感じがしております。あんまり周りの人たちの状況を見てやるということじゃなくて、今後どこかでやっぱり一発ぶちかましてほしいなと思っております。

それと文化行政について、文化観光スポーツ部が今度新しくできるじゃないですか。やっぱり目玉がないといけないと思うんですね。目玉として、やっぱり一番わかりやすいのは、例えば文化芸術基本振興条例（仮称）、そういうものを創設とともに条例をつくると。それで例えばルールとしては、総予算の1%は文化予算にも投入するとか、県立芸大以外の予算ですよ。これは大体想像では70億円ぐらいになるんですけ

れども。そのぐらいのことをやると、この文化観光スポーツ部が全国的にも注目を浴びるんじゃないかなと僕は思っているんですが、いかがなものでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御提案は非常にいい御提案だと思います。ただ、条例という形、そして一定の予算を何とか確保するというような御提案は、どこまでできるかはちょっと研究させていただきたいんですが、何かやっぱり極めて意味のあることをしっかりとやっていきたいと思うんですが、ただこの文化という非常に巨大な概念と、観光産業を中心とする産業イメージのものと、スポーツという部分をよく議会で御検討いただいてまとめていただいたことは感謝いたしますし、あとはこの産業面の文化といいますか、特に芸能を含む文化系とスポーツの産業の側面を観光に結びつけて、しっかり観光を興してその余力を、そこでもうけたお金を、極端に言いますと文化面そしてスポーツ面でもしっかりとこれは還元してもらうというねらいも持っておりますので、相互に支援しながら深め拡大していこうということを考えておりますから、議員のこの御提案はぜひ預らせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 先ほど知事の答弁にもあったんですが、組踊の日本ツアー、世界ツアー、これはぜひやるべきだと思います。例えば、ニューヨークとかヨーロッパで、組踊というのはやはりすごく神秘的に観劇されているわけですね。結構スローなんです。今までの舞台の展開、世界的な流れというのはすごくスピード感があるやつなんです。ところが、そういうスピード感になれた人たちがああいうちょっとスローな舞踏というか舞踊を見ると、やはり西洋人はすごく神秘的なものを感じるみたいで、だから、なぜ世界スローな踊りとして世界に打って出ないんだと。宮本亜門という有名な演出家がいるんですが、彼なんかがやっぱりそういうふうにおっしゃってありました。これはぜひ県が予算を組んで、そして国際交流基金であるとか、文化庁のいろんなもろもろの予算を利用して世界ツアーをぜひやってもらいたい。そうすることによって県立郷土劇場がすごく生きてくると思うんですよ。例えば、ベルリンフィルハーモニーが世界じゅうを旅しているんですが、地元に行くとベルリンの本場

が見られるという感じ、それはなぜそういうことになるかといえ、やっぱり世界じゅうをツアーしているからですね。

だから、せっかくユネスコの認定を受けたわけだから、そういう企画を文化観光スポーツ部ですぐ企画して動かさないといけないと僕は思っています。ぜひお願いします。

さて次、観光商工関係についてなんですが、コンテンツファンドのこれまでの——ことし2月の末に立ち上がったかと思うんですが——準備室におけるプロデューサーの採用の経緯、そしてそのプロデューサーの人件費、それを教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） ファンドは、先ほど知事から答弁があったように、2月10日に組成されておりまして、プロデューサーについては、——プロデューサーというかハンズオンマネージャーというふうに我々は呼んでおります——やはり映像系とかエンターテインメント系、ゲーム系に強い人たちを県内外から募集しまして、13名の応募がありました。この選考結果を経て今現在2名が採用されておりまして、年収といいますが、プロデューサーの謝金につきましては100万円弱でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 13人を募集して、多分最初は3人でスタートしたかと思うんですが、3人の中に沖縄の人は入っていましたか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 最終選考に残ったのは4名でございます。その中に1人県内出身がおりましたけれども、不採用になりました。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 先ほど知事は答えたんですよ。沖縄文化のコンテンツを県内外に発信するためのコンテンツファンドですよ。県内は、今、県産品映画といって県内にもたくさんプロデューサーがいて、そういうすごく専門的なところまでいっている人材がいるんですよ。この辺も海兵隊じゃないけれども抑止力が全然ないんじゃないかなと僕は思うんです。県内の人材がいるんだから、それをなぜ採用しなかったのか、僕はこれが不思議でならないんですね。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 県内出身者の採用について聞き取りしたところ、コンテンツファンド、これは今回初めて組成されますので、そういうファンドのスキームの実務経験がないということとか、やはり

県内でまだまだコンテンツ制作を行う事業者が少ないから、制作や流通に関する実務経験があいにく他のマネジャーに比べて弱かったというような理由などが挙がってきております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは一切違うと思いますね。「ナビィの恋」だって、日本じゅうで100万人の人が見ているんですよ。そういう流通の中でのネットワークというのはしっかりあるんですよ。そういう人材をコンテンツファンド——ファンドだからということで、このファンドにたけた人たちをここに採用するというふうな考え方はいかがなものかと思います。そして、たしか2月の末に決定したはずですが、そこの代表はどちらの方ですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） コンテンツファンドをすべてまとめるGPと呼んでいますけれども、無限責任組合員に応募が8団体ありまして、全国公募の結果、応募者はすべて県外から来ました。その中で審査して最終的に選ばれたところは、京都に本社があるテクノロジーシードインキュベーションという会社でございます。この会社は、他府県でもそういうコンテンツファンドを運用しているという実績——大阪とか東京——などもあり、選ばれたということになっております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これを何で地元の企業がたくさんある中で、新しい事業だからこそ地元でどうにか構築していこうというふうな考え方にならないのか僕は不思議でならないんですね。そういう流れでもう全部じゃないですか。コンテンツファンドのどこに沖縄の血が流れているんですか。全然僕はそういう感じがしませんよ。今後、文化観光スポーツ部ができてきたら、このコンテンツファンドというのは目玉の一つであるので、これは僕らは本当にずっと見ていますからね。よろしく願いいたします。

それと、ライブハウス協会が結成されたんです。そのライブハウス協会が結成されたいきさつというのは何かといいますと、沖縄県に470ぐらい生演奏ができる店があると。これは、実際ライブハウスと言われているところは東京で600軒だそうですよ。沖縄だけで、民謡クラブもすべて入れて生演奏しているところが470。これはやっぱり沖縄の今までいろんなミュージシャン、アーティストを育てる根底にあるところが僕はライブハウスだと思っているんです。ところがここで問題なのが、ライブハウスといったら維持ができな

くなるんです。なぜかという、JASRACが注目されるんです。日本音楽著作権協会が、ライブハウスとついただけで、例えば彼らは1カ月間のこっちのライブを見て請求するんじゃないんですよ。1日で一番入っている事例をとって、それをあいた日数にかけて著作権料を取る。そうすると、この著作権料でつぶれた、もう閉店せざるを得なくなったところがたくさんあるんです。これはどういうことかということ、このライブハウス協会が一つになって何かをやろうとしたところの一つにはこれがあるんです。要するに、JASRACとの間に立って、そういう沖縄のミュージシャンを本当に育てた場所なんです、これは。そういう人たちにもう少し仕事を与える工夫、そしてJASRACの仲介をして、実は今ホテル協会が70%の軽減だそうですよ、JASRAC。70%ですよ、彼らは100%払っているんです。何でそういうところに差が生じているのか、これも不思議でならない。

今後県は、例えば彼らの問題でも、アジア音楽祭で、あるプロパーというかプロデューサーには仕事を委託するけれども、彼らに仕事は委託しない。参加してくださいと言って、参加したミュージシャンから参加費として5000円ずつ取ると。こんなばかな話があるかということが彼らの言い分なんですね。ということは、僕はということが言いたい。苦しい業界であるからこそ、いろんなアジア音楽祭とかそういうもろもろのいろんなイベントがあるときに、そういうライブハウス協会とかを使って、公的ホールばかりを使うんじゃないくて、そういうライブハウスを主体にした音楽祭にするとときに彼らに委託して事業をやってもらう、それだけで彼らの痛みは少しは和らいでくるんですよ。今後、このライブハウス協会に対してはしっかりとやっていただきたいと僕は思うんですが、部長、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 先ほど答弁しましたとおり、やはりこういう協会が集まってお互いを助け合うという意味で組合化を促進するということには、我々としても協力していきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 続いて、広域調整についてなんですよ、商工的広域調整ができないかどうか。僕はもう何回もこれをお願いしているんですが、こういう既得に関することに対しては県は間に立てないという話をするんですが、基地の跡地利用で今、例えば泡瀬ゴルフ場跡に大規模な施設ができて、明らかに中心市街地が

圧迫を受けるかもしれないという中で、僕は、ゾーニングというのが本当に今県が、もうこれから基地の跡地利用をどんどんやっていく中でできているかどうか。どの地域は何にしよう、どの地域は何にしようというふうなことができているかどうか、これが疑問なんです。

なぜかという、中部広域都市計画マスタープラン、那覇広域都市計画マスタープラン、僕はびっくりしたんですけれども、北中城村というのは那覇広域都市計画マスタープランの中にあるんですね。その中にこういう文言がうたわれているんですよ。「跡地利用に際しては、中南部都市圏における位置づけや周辺市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、総合的かつ計画的に推進」と、そういうふうに明言しているんです。これは都市計画の交通事情とか、上位計画の適用が適用じゃないかということだけで、今は広域調整をなさっていますよね。今後そういうふうな「総合的かつ計画的に推進」という、本当にこれを実質的にやっているかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） この広域調整につきましては最近の課題でありまして、大型集客施設——1万平方床面積でございますが——以上については広域調整しなさいということでありまして、都市計画の観点からは、都市計画施設とそれから環境問題、特にわかりやすく言いますと交通渋滞とかそういう大規模施設が進出することによって周辺にどういう影響を与えるかということの観点から調整を行うものでございまして、私どもはこれについてもガイドラインをつくってやっておりますので、今後ともそういった視点で、大規模集客施設についてはそういうふうに対応してまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これですね、都市計画で交通の問題だけを中心に考えているということになりますと、今度、瑞慶覧が返還される、キンザーがやる、じゃ、交通さえ整理がつけばそこに何をつくってもいいんですかということなんです。だから、これは都市計画の部分じゃなくて、そのソフトだと思うんですね。そういうゾーニングをしっかりとやる気があるのかどうかなんです。今、土木建築部長のほうでは話ができないと思うんですが、これはやっぱり商工的広域調整、企画部になるのかな、どこになるのか、僕ちょっとこれだけはぜひ聞きたいなと思っているのでお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 大規模小売店舗立地法及び都市計画の運用指針において、既存の競合する店舗との競争を抑制する需給調整はできない旨規定されております。このことから、現行の法体系のもとで店舗面積の調整など商工的な広域調整を行うことは、我々としては困難だというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 じゃ、何をつくってもいいわけですね。何をつくっても、町がどうなろうと、県は構わないということなんですね。現行の法律どおりにやれば、何しても構わないということを今言っているわけですね。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員の御質問の北中城における大規模跡地の整備の問題について、周辺市町村との競合の問題があるというふうなお話ですけれども、この話は、実は都市計画の話、具体的な法律の話、それからまた今の観光商工部が所管をしている分野とかいろいろ絡むわけですけれども、中南部都市圏の跡地利用の広域利用というふうな観点から、今県のほうでまさに検討しているところでございますけれども、基本的な考え方としては、日米再編協議で返還合意をされて出てきた中南部の嘉手納より南の1000から1500ヘクタールに及ぶ大空間というのは、これは中南部都市圏、またひいては本県全体の発展に極めて重要だというふうな観点から、県としては、この跡地利用に当たっては、その各跡地の市町村の主体的な利用計画も尊重しながらも、そしてまた県全体の振興発展に向けて各地域の利用計画を総合的にマネジメントし、また効率的に整備をしていくというふうな基本的な考え方を持って、現在、本年度それから来年度の2カ年で、その跡利用の広域構想の策定調査を進めているところでございます。この中で今のような話も、恐らくこれからまた個々の市町村の計画とそういうふうな似たようなさまざまな問題が出てくると思いますので、そこは整理をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 今、沖縄市は、中心市街地活性化基本計画、沖縄県で第1号ですよ。その中心市街地とすぐ隣にできるこの跡地利用の施設、これがうまく共存できるようなところに落としどころをやはり持ってい

くという、これは今後の手本になるような、そういう計画をぜひ積極的に参画していただきたいと、僕は県に言っているわけでございます。ひとつこれはよろしくお願いいたします。

それと行政改革の問題で、僕は単純に思ったんですが、文化観光スポーツ部になると、文化環境部は、環境部ということになるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 文化環境部は、環境生活部になります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 もう時間がありませんので、最後です。

福祉保健部長、僕も子供が6人いて昔大変だったんですよ、小さい子を保育園に入れて。3人入れないといけないと。そんなときにやはりいろいろ今から調整するという話があるかもしれませんが、地域ではしっかり市町村独自財源で、やっぱり無認可の、3人目からちょっと助成しようという動きももう出てきているんですね。県も積極的にこれはやっていただきたいと最後をお願いして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 認可外への支援につきましては、現在単独で新すこやか保育事業ということで給食費等の助成をしておりますが、新たな子育て支援制度の中で一定の質を確保した認可外へも何らかの支援ができないかということで調整しておりますので、その中で具体的な仕組みが考えられれば、それも含めて検討していければと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

きょうは3月1日、きょうの夜中というんですか、2011年度の予算案が衆議院のほうで可決されたと。関連法案は本来は一緒に上げる部分であるんですが、なかなか道筋がまだ遠い、関連法案はこれからだということで片肺でやってはいるんですけども、我々県民生活にかかわることでもありますので、しっかりと政権交代をして民主党というのは頑張っているわけですから、今回の質問でも鳩山さんの「方便」問題いろいろと出てはいるんですけども、やはり民主党が政権交代したときにこの沖縄の基地問題で辺野古はやらないんだと。その辺野古をやらない部分の中で沖縄のその海兵隊の基地を大変申しわけないけれど

も、本土移設を含めてしっかりと我々は取り組んでいきますということをもっと明言すべきだったんじゃないかなと。先月の衆議院の公聴会のほうでもいろいろと県の部分でも携わった岡本行夫さんも、もう断念をして沖縄県民にしっかりと本土移設を含めてそういったものを示すべきだということを言っているわけですので、そのことも民主党さんはしっかりと真摯に受けとめて頑張っていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

山内末子さんも私、民主党を抜けたと言うんですけれども、衆議院の比例の16名の皆さんも抜けて、その上自分たちでつくった予算に対して欠席をするというのは、私はそういう意味で国民から支持をいただいた民主党さんからするとどうなのかなというところもありますので、我々はしっかりと経団連の会長に税金泥棒と言われないように、我々県民のためにことし最後の年であります振興計画、新たなまた10年をつくる21世紀ビジョンがありますので、我々沖縄県議会としてもしっかりとした沖縄の10年をつくるために、また一緒になってオール沖縄で頑張っていこうということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に移らせていただきます。

まず知事の政治姿勢について。

(1)、最終年度となる沖縄振興予算と一括交付金の評価、沖縄政策協議会での新たな振興計画の進捗状況と対応について伺いいたします。

(2)、総合事務局の役割と今後の移譲容認に対する対応と課題をお伺いいたします。

(3)、事業棚卸しの費用対効果と県議会の果たす役割をお伺いいたします。

(4)、「国際観光都市おきなわ」の形成への取り組みと課題をお伺いいたします。

(5)、新成長戦略「沖縄ウェルネス産業」の具体的取り組みと課題をお伺いいたします。

(6)、平成10年に建設した中国との友好シンボル「福建・沖縄友好会館」の運営状況と展望をお伺いいたします。

(7)、県民の翼とはもう言わないようでございますが、「JTAの支援とJAL持ち株の県内企業譲渡について」伺いをいたします。

(8)、鉄軌道等の導入可能性検討基礎調査等の県との連携と取り組みをお伺いいたします。

(9)、国境領土問題とユニバーサルサービスとしての離島振興は重要と考えるが、認識をお伺いいたします。

(10)、環境や資源問題からも沖縄版グリーンニューディールの推進は重要と考えますが、取り組みと状況をお伺いいたします。

(11)、農連市場地域の市街地再開発事業の進捗状況をお伺いいたします。

(12)、「万国津梁」人材育成事業の具体的取り組みについてお伺いをいたします。

(13)、旧軍飛行場用地問題の解決促進についてお伺いいたします。

2、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の県外移設、多発する事件・事故に対しての日米地位協定見直しについて取り組みと課題をお伺いいたします。

(2)、強制収用された軍用地の固定資産税、相続税の軽減及び国の買い上げについて見解をお伺いいたします。

(3)、米軍基地の物品購入や建設工事の状況と県内企業発注への取り組みをお伺いいたします。

(4)、ボンド支援制度創設の取り組み状況をお伺いいたします。

3、雇用対策について。

(1)、非正規雇用の正規化の対策と課題をお伺いいたします。

(2)、国の雇用対策事業と雇用労働行政の各市町村との連携強化についてお伺いいたします。

(3)、雇用労働行政の充実と国が行っている事務の県との連携強化についてお伺いいたします。

4、産業振興について。

(1)、本県経済・産業の発展につなげていく海洋資源の発掘、活用の方策と産業創出の可能性について伺います。

(2)、農林水産業の6次産業化への取り組み、耕作放棄地の対策とTPPに関する県内農業への影響についてお伺いします。

最後、公益法人の検査と指導のあり方についてお伺いをいたします。

我が会派の代表質問との関連は取り下げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當問盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、総合事務局の役割と移譲内容への対応と課題という御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄総合事務局が復帰後40年近くにわたり、沖縄の振興に係る国の責務を果たしてきた役割は高く評価さ

れるものであります。特に、生活基盤の整備は相当程度進み、県民の利便性の改善が図られてまいりました。

国の出先機関改革につきましては、昨年末に閣議決定されたアクション・プランに基づく推進委員会が去る2月17日に開催されました。沖縄総合事務局の事務・権限の移譲に関する沖縄県の考えを述べたところでございます。今後は、アクション・プランに基づき、出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本にして、平成23年夏ごろまでに基本的枠組みや移譲対象機関が決定され、平成24年通常国会への法案提出に向けて作業が進められていく予定となっております。

沖縄県といたしましては、市町村や関係団体の意見も踏まえながら、国の作業状況に的確に対応して、県への移譲業務やこれに伴う財源、そして人員等に係る課題について検討してまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、「国際観光都市おきなわ」への取り組み、課題についての御質問にお答えいたします。

私は、付加価値の高い観光産業等の育成などにより、世界じゅうから観光客が集まる「国際観光都市おきなわ」の形成を実現してまいりたいと考えております。このため、那覇空港第2滑走路の沖合展開や国際線空港ターミナルビルの整備、そして宮古・石垣空港の国際化などを促進してまいる考えでございます。また、大規模なMICE施設や空手道会館、そしてサッカー場など観光インフラの整備に取り組んでまいります。そのほか、自然や歴史、そして伝統文化など沖縄独自の魅力を世界じゅうに発信してまいる予定でございます。これらの施策の推進に向けては、インフラ整備のための財源や立地場所の確保、そして付加価値の高い観光プログラムの開発や国際化に対応した観光人材の育成・確保などが課題と考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、農連市場地区の進捗状況に係る御質問にお答えいたします。

この事業は、「那覇市農連市場地区防災街区整備事業準備組合」を事業主体として、平成22年度に補助採択され、平成27年度完成を目途に進められている事業でございます。現在、同組合におきまして、事業計画認可と組合設立認可申請に向け、権利者の個別意向のヒアリング、そして建物等の現況調査、道路の詳細設計及び関係機関との調整に取り組んでいるところでございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについての御質問にお答

えいたします。

私は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動などを積極的に展開してまいります。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の現状を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる方策を検討し、実行してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、平成23年度の沖縄振興予算についてお答えいたします。

平成23年度の内閣府沖縄関係予算案は、国の厳しい財政状況の中、前年度比で0.1%増、2301億円が確保されたところであります。沖縄県の自立型経済の構築に向けて、「万国津梁」人材育成事業や沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業など効果的な諸施策が盛り込まれたほか、内閣府沖縄関係予算の約8割を占める公共事業関係費等についても、本県の基盤整備の推進を図るための配慮がなされたものと考えております。

次に、事業棚卸しの費用対効果と県議会の果たす役割についてお答えいたします。

「県民視点による事業棚卸し」については、県執行部みずからが公開の場において、外部の視点も入れながら、事業の必要性や実施主体のあり方等を検証するものであります。平成22年度の「県民視点による事業棚卸し」に要した経費は、委員の謝金や旅費など約288万円となっております。一方、棚卸し実施後の県の最終的な検討結果に基づく平成23年度当初予算への反映状況につきましては、約2億2538万円の減となっております。

議会は、予算審議や決算の認定など議決機関としての役割があり、執行部の事業実施をチェックする機能を有していると理解しております。

次に、公益法人の検査と指導のあり方についての質問にお答えいたします。

県は、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」に基づき、公益法人の業務及び財産の状況について検査をすることができることとなって

おります。

具体的には、検査員の指名、検査の通知、留意事項、結果の通知等、検査手順を定めた「公益法人検査要領」に基づき立入検査を行っているところであります。検査の結果、改善事項等があれば改善方針等の報告を求めるとともに、関係法令等に基づき指導監督を行うこととなります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、一括交付金の評価についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年5月以降、「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に要望してきたところ、平成23年度政府予算案において約321億円の「沖縄振興自主戦略交付金」が創設されております。同交付金の使途は、5種類の補助金の範囲内で事業を選択することが可能となっております。このことは、これまでの補助金と比べ一定の前進をしたものと考えております。しかしながら、沖縄県としては一層の使途の自由度の拡大が必要と考えており、引き続きこの点を政府に要望しているところであります。今後、さらに、平成24年度以降の新たな沖縄振興に係る施策の円滑な実施に必要な財源が確保され、さらに自由度を高めた「沖縄振興一括交付金（仮称）」を実現すべく、引き続き政府に求めてまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、沖縄政策協議会における新たな振興法の進捗状況と対応についてお答えします。

沖縄県では、昨年9月10日に沖縄政策協議会において、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定を含む沖縄振興の必要性について要請をし、さらに12月27日には、同振興部会において、「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」を提出し、これに対し、官房長官よりその場で関係閣僚へ検討の指示が出されたところであります。このことを受け、現在、関係府省実務者連絡会議、沖縄政策協議会幹事会など事務レベルで要望内容の検討作業が進められているところであります。

今後は、県民の皆様を初め、県議会、市町村、関係団体等から寄せられた御意見の趣旨を沖縄県の案に可能な限り反映させるとともに、沖縄政策協議会等の場も活用して本年夏ごろを目途に新たな法律の骨格を固めるよう関係府省との調整を進めてまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、ＪＴＡ支援とＪＡＬ持ち株の譲渡についてお答えいたします。

ＪＴＡは、創立以来、島嶼県である沖縄において、公共交通機関としての社会的な役割を担い、沖縄県の発展に貢献してまいりました。県は、ＪＴＡに対し約９億７０００万円の出資を行うなど、同社の経営の健全性の確保に寄与しているほか、離島路線に対する運航費補助を行い、その確保に努めております。また、ＪＡＬは保有するＪＴＡ株の一部売却を検討しており、その売却先として県内民間企業を想定しているとのこと。県としましては、今後の動向を注視し、県民の利益を確保する観点から適切に対応していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、鉄軌道等の導入についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入につきましては、沖縄県総合交通体系基本計画を策定する中で、その位置づけなどについて検討を進めているところであります。国は、今年度、需要予測モデルを構築し、平成23年度に交通システムの比較検討を行うこととしております。その進捗状況を確認しつつ、連携を図っていききたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、離島振興についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、地理的・自然的条件等の不利性を有し、依然として本島地域等との格差が存在し、若年者の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下が懸念される一方、我が国の領海及び排他的経済水域の確保や貴重な海洋資源の利用等に重要な役割を果たしております。

このような離島地域の現状を踏まえ、本島と同じようなユニバーサルサービスとして、交通・生活コスト・生活環境基盤・教育・医療等の分野における定住条件整備や、地域産業の振興等、総合的な振興策について、現在、国に対して新たな制度の構築を要望しているところです。

次に、基地問題に関連をして、軍用地の固定資産税、相続税の軽減についてお答えします。

固定資産税は、地方税法により、総務大臣が定める固定資産評価基準に従って評価した資産価格を課税標準としております。市町村においては、軍用地に関しても一般の土地と同様に課税をしているところであります。

市町村税につきましては、税の公平性の確保や財政運営の観点なども踏まえながら、市町村条例に基づき減免等を行うことができることとなっております。ま

た、軍用地の相続税については国税となっておりますが、一般の土地と同様に資産価格に応じた課税をしているものと認識しております。

同じく基地問題に関連をして、軍用地の国の買い上げについてお答えします。

軍用地の売買等により、地権者数が著しく増加した場合、跡地利用についての合意形成に時間がかかるなどの影響が考えられます。県としましては、国による土地の買い上げは、公共用地の事前確保と基地返還後のスムーズな地権者の合意形成につながり、事業を円滑に推進する上で効果が高いと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての中、沖縄ウェルネス産業に係る取り組みと課題についての御質問にお答えします。

沖縄総合事務局が昨年取りまとめた「沖縄地域経済産業ビジョン」においては、沖縄独自の健康サービスを生かした「沖縄ウェルネス産業」の可能性は高いとされております。特に、国際医療交流の推進を重要な取り組みと位置づけ、「万国医療津梁」が提言されております。一方で、県においても、沖縄における医療ツーリズムのあり方を検討し、その実現戦略を構築するため、「医療ツーリズム促進事業」を実施しております。その中で、外国人に対応できる医療体制の構築や他地域との差別化、沖縄の医療ツーリズムの認知度向上等を課題として整理しております。このほか、沖縄エステティック・スパのブランド構築に向けた「沖縄スパブランド構築促進事業」を実施しており、課題としては、ブランド化に向けた認証制度の広報・普及や人材育成、観光関連事業者との連携による販路拡大などがあると認識しております。

同じく知事の政治姿勢の中で、福建・沖縄友好会館の運営状況と今後の展望についての御質問にお答えします。

福建・沖縄友好会館は、平成10年のオープン以降、財団法人沖縄県産業振興公社福州事務所が同会館の沖縄県使用部分の管理運営を行ってまいりました。開館から12年間で延べ22社の企業が入居しておりましたが、現在は3社が入居しております。このような中、平成22年3月に策定された「新沖縄県行財政改革プラン」において会館管理委託事業の廃止が位置づけられたため、民間のノウハウやネットワークを生かした管理方法について検討し、その結果、昨年12月に県内企業等を対象とした貸付先公募を行ったところでありま

す。当該公募には3件の応募があり、厳正な審査の結果、県産品の販売や旅行商品の企画、福建と沖縄のビジネスの交流を推進するコンサルティング業務等を提案した共同企業体が選定され、現在、契約に向けた最終の協議を行っているところであります。

県としましては、引き続き福建省と沖縄県の友好交流を進め、民間主導の経済交流の推進を支援していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、「万国津梁」人材育成事業についての御質問にお答えします。

本事業は、経済成長著しいアジア地域など、海外展開に積極的に取り組む県内企業等の人材育成を図るため、国の補助金を活用して平成23年度からおおむね7年間をめどに実施してまいります。具体的な取り組みとしては、海外展開に向けたセミナーの開催や海外企業等への実務研修派遣、大学院等への長期留学支援や海外からの専門家招聘に加え、当該事業に参加した企業及び人材のネットワークを構築することにより、産業の高度化・国際化に対応できる環境づくりに取り組んでまいります。また、アジア地域などの若者を沖縄に招聘し、県内の若者との研修や交流を通して、国際的な視野を持った人材育成を図ってまいります。なお、平成23年度につきましては、海外展開に向けた人材育成に関する調査検討、プログラム作成、セミナー等を実施し、あわせて平成24年度以降の海外派遣等に向けた取り組みを予定しております。

基地問題についての中、米軍基地における物品購入の状況と県内企業発注への取り組みについての御質問にお答えします。

米軍基地の物品購入や県内企業への発注状況については、全体の契約状況が公表されていないことから、把握しておりません。なお、県においては、平成19年度から、在日米軍沖縄地域調整官に対し、基地内の物品購入における県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に関して要請を行っているところであります。

米軍基地内の需要を県内企業に発注拡大していくことは重要であると認識しております。そのため、県においては、嘉手納空軍基地と沖縄県産業振興公社の共催により、2月15日に開催された基地内商談会をさらに充実したものにしていきたいと考えております。具体的には、次年度の箇所新規事業として予算計上している「販路開拓等フォローアップ支援事業」により、基地内における商談会の開催や、米軍との契約・取引の参入手法に関するセミナーを開催し、県内企業への受注拡大に向けた取り組みを強化していく考えであります。

雇用対策について、非正規雇用の正規化の対策と課題についての御質問にお答えします。

非正規雇用は、正規雇用と比べて、低所得層の割合が多いこと、能力開発機会の少なさや働き方に見合った処遇がなされていないことなどの指摘があります。そのため、正規雇用に向けての取り組みとして、国においては、年長フリーターや30代後半の不安定就労者の正規雇用を促進する「若年者等正規雇用化特別奨励金」や、企業の正規雇用転換制度等の導入を促進する「中小企業雇用安定化奨励金」の拡充などを図っております。県においては、企業ニーズを踏まえた職業訓練や人材育成の充実を図るとともに、沖縄労働局などの関係機関と連携して合同面接会を開催するなど、正規雇用の機会拡大に努めております。特に、正規雇用化を促進するためには、産業振興による企業の経営向上と雇用の安定に向けた経営者の意識改善などが課題であることから、「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして、関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく雇用対策について、国の雇用対策事業と雇用労働行政の各市町村との連携強化についての御質問にお答えします。

国の雇用対策の一つとして「地域雇用創造推進事業」があります。これは雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取り組みを支援する地域主導型の事業であります。現在、県と市町村で構成する広域型を含め、県内6地域の市町村において、それぞれの地域で雇用拡大を図る事業への支援や人材育成などを実施しております。また、現下の厳しい雇用情勢に対応するため、県と市町村において「緊急雇用創出事業臨時特例基金」など約200億円を活用し、各地域のニーズに応じた雇用対策事業を実施しております。さらに、「みんなでグッジョブ運動」では、新たに地域において産学官が連携した協議会を設置し、地域の雇用課題の共有と相互協力によりその解決に向けて取り組んでまいります。

沖縄県としては、地域の実情に合った雇用対策を推進していくため、引き続き国及び各市町村との連携を強化してまいります。

同じく雇用対策について、雇用労働行政の充実と国との連携強化についての御質問にお答えします。

沖縄県は、これまで「みんなでグッジョブ運動」を県民挙げて展開するとともに、さまざまな雇用対策に取り組んでおります。特に、現下の厳しい雇用情勢を改善するため、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」など約200億円を活用した事業を実施しております。ま

た、国においては、新規学卒者等を取り巻く厳しい雇用環境を踏まえ、「３年以内既卒者採用拡大奨励金」を創設するなど各種助成金の拡充が図られております。沖縄県はこれら国の助成金等の活用促進を図るため、総合的な相談窓口として「グジョブ相談ステーション」を設置しているところであります。さらに、新規学卒者の厳しい雇用情勢を踏まえ、沖縄労働局と連携し、県内外の求人開拓とあわせて合同企業面接会の開催に努めているところであります。

沖縄県としては、雇用に関する県民ニーズにきめ細かくこたえることができるよう、今後とも雇用対策の充実を図りつつ、国と連携していききたいと考えております。

産業振興について、海洋資源の発掘、活用の方策と産業創出の可能性についての御質問にお答えします。

県では、平成15年から平成17年までの学識経験者等で構成する検討委員会で、海洋資源の開発及び利用等に関する基本調査を行いました。その結果、本県周辺海域には石油、天然ガス、熱水鉱床等の海洋資源賦存の可能性が大きいということが示されております。また、平成21年３月に国が策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」では、海洋資源量の把握、海底熱水鉱床の発見調査、試掘調査や経済性評価等を平成30年度まで行うとする計画が示されております。現在、同計画に基づき、本県周辺海域においても、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人海洋研究開発機構により詳細な調査が行われており、今後も本県周辺海域で海洋資源調査が継続して行われることが予想されます。

県としましては、今後、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた海洋産業の振興に向けて、国が実施する調査の動向等を踏まえ、海洋産業の創出の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄版グリーンニューディールについてお答えいたします。

県では、環境対策を戦略的に推進することで、環境保全と雇用の創出、経済成長を目指す「沖縄版グリーンニューディール」計画の策定に取り組んでいるところであります。同計画では、本県の特性を生かし、環境、開発、観光をキーワードとして検討を進め、ちゅら島の環境と開発の調和、環境共生型の観光の推進、環境に優しいまちづくり、新たな環境産業・リサイク

ルの推進を４本の柱として進めることとしております。具体的には、河川・海岸などのインフラ整備を自然環境の保全・再生・創出する事業へ変革すること、観光関連施設の省エネ化に加え、レンタカーの電気自動車化やハイブリッドバスの導入を図ること、住宅の遮熱化や公共施設の省エネ改修などの建物のエコ化を図ること、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギーの導入促進を図ることとしております。

県としましては、今年度中に計画を取りまとめ、豊かな自然環境を保全しつつ、新たな経済活動、雇用の創出につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、旧軍飛行場用地問題の解決促進についてお答えいたします。

県では、県・市町村連絡調整会議において確認された取り組み方針及び解決指針を踏まえ、団体方式による地域振興事業として「特定地域特別振興事業」を実施することにより同問題の解決に取り組んでまいりました。平成21年度から那覇市の鏡水コミュニティセンター整備事業及び宮古島特定コミュニティ再構築活性化事業、平成22年度からは新たに読谷村産業連携地域活性化事業及び伊江島フェリー建造事業が実施されているところであり、同問題解決に向け、大きく進展したものと考えております。いまだ事業化に至っていない残り５つの地主会についても、振興計画の期間終了後３年間は事業実施できることになりましたので、引き続き事業実施を呼びかけ、問題解決の促進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、事件・事故や地位協定見直しに対する取り組みと課題についてお答えいたします。

県は、これまで軍転協や渉外知事会等とも連携し、訪米を含むあらゆる機会を通じて、事件・事故を初めとする基地負担の軽減を求めてまいりました。昨年９月には、沖縄政策協議会のもとに米軍基地負担軽減部会が設置され、沖縄の基地負担の軽減に向けた議論が行われているところであります。去る１月25日に開催された第２回基地負担軽減部会において事件・事故等再発防止対策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求めたところであります。

日米地位協定については、政府が「日米地位協定の改定を提起する」としていることから、早急の方針等を明示し、見直し作業に着手するよう求めたところで

あります。

県としましては、県民が実感できる負担軽減が図られるよう、今後とも基地負担軽減部会を含め、日米両政府に対し、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 基地問題についての御質問で、米軍基地の建設工事の状況と県内企業発注への取り組みについてお答えいたします。

米軍発注工事については、全体の契約状況が公表されていないことから、その市場規模や県内企業の受注状況を把握することは困難であります。また、在沖米軍にはこれまで2度にわたり、米軍発注工事におけるボンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行っております。その際、米国の法律との兼ね合いや、規模の利益が受けられないなどの理由で対応できないとの回答がありました。しかしながら、県では、県内建設業者の受注拡大に向け米軍の理解を深めていくためには、今後とも要請を継続して行っていく必要があると考えており、要請先についても検討していくこととしております。

同じく基地問題についての御質問で、ボンド支援制度創設の取り組み状況についてお答えいたします。

米軍発注工事の受注につきましては、関係部局で構成する「米軍発注工事ワーキンググループ」において、米軍発注機関や保険会社、金融機関、建設業界等に対するヒアリングを実施するなど、現状把握や課題整理を行ってきました。

米軍発注工事の受注拡大のためには、履行ボンドの確保、契約や工事に精通した人材の確保などの課題がありますが、最も大きな課題はボンド枠の確保と考えております。そのため、今回、新たな沖縄振興に向けて、ボンドの保証規模拡大を目的とした保証事業会社等によるボンド保証制度の創設を国に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 産業振興についての中で、農林水産業の6次産業化への取り組みについてお答えします。

国は、農林漁業者が加工・販売へ進出すること等により、農林漁業の振興を図るとともに、食料自給率の向上に寄与することなどを目的として、「地域資源を

活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」いわゆる6次産業化法を平成22年12月に制定しており、同法に基づき、農林漁業者の6次産業化に向けた取り組みや地域資源を活用した新産業の創出などを推進することとしております。県では、平成22年度より生産から加工、販売までの一貫した取り組みを促進するため、消費者ニーズを踏まえた商品開発等をテーマとした「農産物付加価値向上セミナー」の開催、県内食品メーカーと連携した学校給食及びリゾートホテル向けの試作品開発に向けた検討、県外主要メーカーに対する県産農産物のニーズ等のアンケート調査の実施などを行っているところであります。平成23年度は、「アグリチャレンジ6次産業化支援事業」等により、試作品開発や企業派遣研修など、加工技術習得のための支援、商品化に向けた加工機材等の整備の支援、外食産業等との意見交換の実施等による販路拡大の推進などに取り組むこととしております。

次に、耕作放棄地対策についてお答えいたします。

平成21年度における耕作放棄地面積は2693ヘクタールで、全耕地面積3万9100ヘクタールの6.9%となっております。県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、平成22年11月までに沖縄県耕作放棄地対策協議会や28市町村で地域協議会を設置しております。平成20年度から耕作放棄地対策事業により再生作業、土壌改良、営農定着等を支援し、平成21年度までに約73ヘクタールが再生されております。平成22年度は、地域協議会において耕作放棄地の出し手・受け手間の調整を図り、約110ヘクタールの再生作業のほか、土壌改良、営農定着等を支援する計画となっております。

今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に350ヘクタールの耕作放棄地の再生を行い、担い手への農地利用集積を進めていくこととしております。

次に、ＴＰＰによる県内農業への影響についてお答えいたします。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産業に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及を含めると1420億円の影響が出るものと試算されます。そのため、県では、国民の食料安全保障

の確保と国内農業への影響などの観点から、ＴＰＰ交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請したところであります。また、県内では、去る１月29日に「ＴＰＰ交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、ＪＡ沖縄中央会による「ＴＰＰ交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後ともＴＰＰ交渉等の動向や、国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、當間盛夫君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後４時６分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き當間盛夫君の再質問を行います。
當間盛夫君。

○當間 盛夫君 本当に丁寧な答弁ありがとうございました。

まず公益法人の検査と指導のあり方についてから行きますが、県生活衛生同業組合は公益法人でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） はい、そうです。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県が公益法人を検査して不適切な運営がなされている場合には、指導や改善策の提出を求めるのは当然だというふうにも思っています。しかし、県は当該の公益法人の改善を図る前に再調査をすること、その再調査をするのがまず先であって、改善策がどうなったかということをもまず示す中で、私はあり方があると思うんですけれども、マスコミがどういうふうにして先行になったんでしょう。これは皆さんがそういうマスコミに対しての公表をなされたんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今回の22年の検査につきましては、先ほど申し上げましたが１月20日に連合会の理事会の場で公表を行ったところです。公表の後、新聞記者のほうから取材がありましたので、理事会で説明した公表内容の範囲で、開示できる情報を

取材に応じ提供したものであります。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 改善がどういうふうになされたのか報告がない中でマスコミに対する公表というのは、普通、公益法人の検査の部分でなされるというのは総務部長、通常でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほどの福祉保健部長の答弁は、公表という形じゃなくて取材に応じたということですので、その都度検査して入ってマスコミに公表する等々ということは通常やるわけではございません。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは公表の前にもう琉球新報さんは、「土地売買重ね負債」だとか、公益事業の実態がないとか、研修所を民間に賃貸しているんだとか、基準に反して政治家を支援しているんだとか、もろもろそのことが出てくるわけですよ。どうしてそのことの公表がない中でマスコミからこのことが出てくるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 先ほど申し上げましたように、理事会で説明した公表内容の範囲で我々は情報を提供したものでありまして、そういう新聞の全体の内容についてはコメントできる立場にはございません。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんの改善事項を読ませてもらいました。この中では、答弁にもあるように公益事業をほとんど実施していないということでの答弁もあるんですけれども、この生活衛生同業組合に対して公的助成は何かあるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県からの助成はございません。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県からの助成がない中で公益事業をなさいと皆さんが言う公益事業とはどういうことなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 我々は、生活衛生同業組合連合会の定款の中に、まず目的が生活衛生組合の育成強化、営業の振興を図ることにより地域社会の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的と、この目的を達するために次の事業を行うということで、公衆衛生に関する情報、広報誌の発行とか、生活

衛生同業組合の育成指導等々がございます。我々の指摘は、この定款に基づく事業というのがほとんどなされていないという意味での指摘でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは皆さんは平成17年と平成20年にも同じように組合に対して検査を行っているんですけども、今度行った検査との違いは何だったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 基本的に検査の対象、考え方は一緒でございます。ただ、今回は平成20年度に立入検査を実施しておりまして、その際にも公益事業が実施されてないこと、それから事務局職員の配置がないことを指摘し改善を求めています。また、今回については旧民法34条の規定に基づいて設立された公益法人については、平成25年までに新しい法人へ移行する必要があるということで、その法人の目的、事業、財産など大幅な見直しが求められております。その連合会におきましては、公益事業がほとんど実施されてないことや、助成を建設された建物に係る負債等が存在するという大きな課題がございましたので、このような状況の中で新制度のもと同連合会が円滑に新しい法人へ移行できるよう、監査を実施したところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんの17年のものには、この事業はおおむねよしとなっているわけですよ。17年の結果の分はですよ。20年にしても定款にも事業が十分行われていないというだけの指摘なんですよ。今回のように皆さんが今度出しているものは、この公益事業がないと。またあろうことか特定個人の後援会の支援は行わないことというようなことを名指しでやってきているわけですよ。この特定個人の後援会等への支援を行わないことというのはどういう意味ですか。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 特定個人の後援会等への参加云々ということがございまして、その公益法人の設立許可指導監督基準の中には、公益法人として適当でないということの中に、後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするものは適当でないと

いうふうにございますので、そういう根拠に基づきましてこれは適切ではないという指摘をしたところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 総務部長、公益法人で選挙活動をしていない、公益法人はどこも選挙活動はしていないということの認識でいいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど福祉保健部長からも回答がございましたように、公益法人のこれは国の基準でございます。国の基準の中に公益法人の設立許可及び指導監督基準というのがございまして、その公益法人は積極的に不特定多数のものの利益の実現を目的とするものでなければならぬと。次のようなものは公益法人として適当でない。その中に先ほど申し上げましたように、後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするものというものについては適当でないという基準があるわけです。その政治的活動云々というのは、この公益法人の設立許可の基準に該当するかどうかというところに帰着すると思うんですけども、その政治的活動そのものを規制しているわけではございません。公益法人の目的の中に、そういった後援会等特定個人を支援を目的とするものは公益法人にはふさわしくないですよということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事選挙で皆さん出ている部分で介護連盟がやったんだとか、福祉の皆さんが活躍したんだとかという部分がある中で、皆さんの今回の答弁というのは僕はいかがなものかなというふうにも思っています。

もう一つは、この新聞の流れからすると、何か土地取引に問題があったようなニュアンスで出ているんですけども、何か土地取引に問題があったんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 土地取引につきましては、その土地取引検査の中で法令に抵触するかどうか、今回の検査の中では確認はできませんでした。ただ、土地については売却先からの代金支払いが約1年前から滞っており、適切に処理するよう指導したところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それと皆さんの今回の事項の中で、執行体制の見直しを含むということで、別のものからすると会長をかえたほうがいいんじゃないかという担当課長の指摘もあったようなんですが、皆さんそうい

う権限もあるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 執行体制の見直しという中の具体的な項目につきましては、理事会に参加しない理事がいること、それから理事会としての意思決定に関する詳細な議事録がないことなどから、法人の執行機関としての理事、理事会のあり方を改善することということで指摘したところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それも課長が会長をかえたほうがいいんだというようなことを言われていたと。これは新聞のコメントにも出ているわけですから、皆さんちゃんと調べてやらないとこの公益法人のあり方というのはもっとしっかりやるべきですよ、このことは。だれも緩くしなさいという話ではないわけですから、しかし今度の新聞辞令は何か天下りを受けない組合があって、そのものはこれは不正があったと。イコールその後ろには政治家がいたんだというようなマスコミのこの論調を、果たしてその連合会が何にもなかったら、皆さんとマスコミはどうするのかなというところをちょっと危惧されますので、これはもう終わります。

次に、ＪＴＡに移らせていただきます。

９月から、知事、スカイマークが５便宮古に就航するというような話なんですよ。このスカイマーク、格安航空ということで、知事、スカイマークが貨物は運ばないということは御存じでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私は知りませんが。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 格安なものですから、知事、貨物は運ばないんですよ。ですから、低利で運ぶことができる。しかし、今、ＪＴＡが宮古に８便、ＡＮＡさんが５便飛んでいるんですよ。今のＪＴＡはＪＡＬグループになっていますよね。このＪＡＬグループの中でＪＴＡの縛りがあると思うんですけれども、これ答弁願えませんか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ＪＴＡはＪＡＬグループにいたために、国土交通省航空局長が発出した文書により、ＪＡＬグループであるＪＴＡの運賃設定に一定の制約があるというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、日本航空に対する公的支援と公正な競争環境の確保についてということで、去年の２月に国土交通省から出されているわけですよ。その文では、簡潔に公的資金を投入された会社はむやみに

運賃の軽減をするなというものがあるわけですよ。その前に、平成１５年にはこれも同じ国土交通省の航空局長のほうから、新規参入する会社に対して既存のＪＡＬだとかＡＮＡさんだとかは、余りそこよりも運賃を下げたり、そこが下げるから一緒に下げるといようなことはやめなさいということの通達もあるわけですね。

ですから、今回例えば間違いなくスカイマークさんですので、格安で来ますよね。格安で来るとなってくると皆さんやはり５０００円の差になってくるとスカイマークに乗りますよ。ＪＴＡさんは何するか、どうなるかということ、その分での運賃の部分の軽減というのができないわけですから、そのことはやはり県としても国にこの２つの分が今のＪＡＬグループに対しての支援のあり方の部分と、１５年に出版されている既存の航空会社の運賃の問題と、この２つの運賃の規制があるわけですよ、そのことをやはり撤廃すべきだと。ＪＴＡはＪＡＬグループの中にもあるけれども、やはり沖縄がそのことを担う航空会社であるからしっかりとＪＴＡに関してのこの撤廃をお願いしたいということをお願いする必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今般、スカイマーク社の就航でどのような影響が出るのか、その辺ちょっとまだはっきりしないところがあるわけでございますけれども、これに対してまたＪＴＡ、そのＪＡＬグループはどういうふうな経営方針で行くのか、その辺の動きを県としては注視をしながら対応を考えていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ４社体制になって人が大量に運ばれるということは、私は決してそれを否定しているわけじゃなくて、やはり大量に運ばれることはいいことですよ。しかし、その競争自体はやはり一緒にさせてあげないと、せっかく県民の翼、今度ＪＡＬさんもＪＴＡに関しては５１％は自分で、４９％を県内の企業の皆さんにという、本来は６０％県内でやって４０％はＪＡＬが持っていてということで、我々がこのＪＴＡは沖縄の翼だということをしっかりとやっていけば、この２つの通達は当てはまらない。ＪＴＡに関してはそのことの対抗が私はできるものだと思うんですよ。

知事、先ほども言いましたが、スカイマークさんは荷物を運ばないというのがあるわけですので、じゃあ宮古・八重山の空輸する部分というのはやはりＪＴＡが担わないといけないわけですよ。物流コストの低減

化を今度の振興策でうたっているわけですから、それを担えない航空会社ということは果たしていいものかと思うんですが、スカイマークさんが来たときに、皆さん貨物もしっかりとやりなさいよということが県から要望できるんでしょうかね。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほどの答弁を繰り返す部分があるんですけども、スカイマークの参入によってどのような影響が出るのか、それに対してどういうふうな経営方針で対応していくのか、その辺の動きも見きわめる必要があると思います。

また、今、議員の御質問の趣旨にはＪＴＡとこのＪＡＬとの関係、県がどういうふうな形でそれにかかわっていくかというふうな話もあったかと思うんですけども、これについてはＪＴＡとＪＡＬグループとの関係、それからそのＪＴＡが今後どういう経営方針を持っていくのか、その辺のところをやはり注視をしていく必要があるというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 だから、運賃で競争できない状況がある。そして貨物をやらない状況で、知事、貨物をやらない分だけでその分で３名か４名体制でスカイマークはいいわけですよ。ところが、ＪＴＡさんは貨物をするものだから、７名だとか８名体制にやらないといけない。もうこれだけでコストがかかってしまっているわけですよ。やはりこのことはしっかりと県も認識していて、ただ来るからいいだろうということではなくて、スカイマークさん、やはり来てもうからなければ撤退ですよ。スカイマークさんが宮古の空港に今何を言っているかという、我々が来るから増築してくれということを言うわけですよ。はい、果たして増築しました。今の宮古空港というのは赤字だと思うんですけども、本当に増築してスカイマークさんがずっといるという保証も何もない中でのものがあるわけですから、やはり県もスカイマークさんが来ることは大変いいことではあるけれども、それに対抗できるような形の部分をやはりＪＴＡさんと、県が資本を持っているわけですから、しっかりとそのことの認識をしてもらいたいと思うんですけども、知事この考えどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の詳細を私フォローまだ十分にできてないんですが、議員のおっしゃることは一理ある——一理あると言ったら大変失礼ですが——理解はできます。ですから、このＪＴＡがフェアな運賃の競争もできるように、もう少し自由度を制約から

外してあげなさいというのは、利害は沖縄県民と一致すると思います。ですから、そこについてちょっと議論の整理を少しさせてください。なるべく早目に我々も対応してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県も今度振興策で、一国二制度的なということでやっているわけですから、我々、ＪＴＡはもう100%県内でもって格安航空にも対応できるような航空会社にしていくんだという気構えでぜひお願いをしたいと思います。

もう最後になりますが、沖縄の新たな振興策についてということでお伺いをしたいんですが、今回、一国二制度的な特別措置が必要であるということなんです。一国二制度、副知事、どうして必要になるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 一国二制度がどうして沖縄に必要なのかという趣旨の御質問ですよ。お答えいたします。

まずいろんな不利性があると思います。それをオール・ジャパンの46都道府県を対象にした制度・仕組みではなかなか厳しいだろうと。一方で、これから日本の先頭を切ってアジアに出て行くといったときにもやはり既存のものじゃだめだろうということで、不利性の克服、それから優位性の発揮、両方において必要じゃないかなというふうな認識です。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 アジアに向かおうということで、今度の新たな振興策をやっているわけですから、やはり一国二制度をとらないといけない。しかし、この一国二制度をとる基盤というのはやはり国の財政ですよ。国が結局、財政が縮小していく、その中で10年後また同じように我々は国に振興策の財源をくれという話ではなくて、今度の10年で一国二制度をしっかりとしたものをつくっていったら、10年後はもう国からの財政は必要なくて、我々はアジアに向かっていったらそのことが構築できているんだというものが私は根底にないといけないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員の言われることはもっともな部分があると思います。

復帰後40年間、3次の沖縄振興開発計画と沖縄振興計画の実施によって、やはり本県の経済社会は随分進展はしたと思います。そのことについては今回のビジョンのこの議論、そしてまた総点検の中でその成果

と、それからまたこれからの課題が明らかになったわけでございます。

この中で、この議会でも何度も申し上げているわけでございますけれども、やはり今後の課題は何なのか。それはひとつ大きく言えば離島県への不利性をどう克服していくか、この競争の条件をどうつくっていくのか、ここがひとつ大きなポイントになると思います。そしてまた、沖縄県が持っている大きな資源、自然環境、それから文化、そしてまた全国が人口減少に見舞われる中で若年比率が高い、そういう潜在力、そしてまた経済的にも台頭するアジアの中心にあるとそういうふうなものを最大限生かすような形の制度、それを構築をしていく必要があると思います。そのことで今回この45の制度提案をしております。それからまた、新しい計画の中でそういうことを盛り込んでいながらまた議論を重ねてまいりたいとこのように考えているところです。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひ一緒になって頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

公明党の金城です。

一般質問をさせていただきます。

先日、文教厚生委員会がフィンランドを視察した際に、私も委員外委員の一人としてオブザーバー参加をさせていただきました。文教厚生委員会としては、帰ってきてからその県民への報告会も催して多くの県民がはせ参じて大変な反響をもたらしたようでございます。

私も一緒に同行させていただいて学んだことは、高負担・高福祉が実施されていて、しかも国民の皆さん方がそれを積極的に受け入れて実施されていると。こういう実情を見たときに感じたことは、やはり政治と国民、そして政治家と国民との間の信頼関係が非常に強固にできているなど、そういう背景があったればこそああいう高負担、そして高福祉が実施されているのではないかという思いを強くいたしました。

そういう意味ではこの日本の政治状況を振り返って見たときに、大変厳しい状況を感じざるを得ません。1年半前に実現した政権交代が、わずか1年半でもうそのマニフェストがぼろぼろになってしまった。あるいはまた、政権運営も内憂外患、にっちもさっちもいかないという状況の中で、きょうの明け方、ようやく新年度の予算案が衆議院を通過した、こういう状況

でございます。それというのもやはり選挙至上主義で進めてきたその結果がこういう形をもたらしているのではないかと。あげくの果ては、つい最近まで敵対してきた人物をスカウトをして自分たちのそういう税と社会保障の一大改革の重要ポストに据える。こういうことがまかり通っている。誘うほうも誘うほう、行くほうも行くほう。「立ち上がれ日本」なんて叫んでおきながら、ぼんぼんと肩をたたかれたらよろよろと足元がふらつくように大臣席に座り込んでしまう。こういうことが起こっていること自体が日本の政治と、そして国民の間の信頼関係を大きく損ねている要因ではないかというふうに思います。ですからそういう意味でもやはりお互い政治の世界に身を置く者として、その国民と政治家、あるいはまた政治との信頼関係の回復というものには真摯に向き合って、しっかりとした議会活動、議員活動というものをやっていかななくてはならないなど。そういう意味では今の政権のあり方というものをしっかり他山の石としてとらえて、しっかり前を向いていきたいと、こういう思いをしてフィンランドのほうから帰ってまいりました。

では、一般質問に移ります。

まず1点目、観光商工部関連で、(1)、全日空と香港のファーストイースタン・インベストメントグループが共同出資する格安航空会社が本年秋から関西空港を拠点に運航開始を目指しているとの報道があります。外国人観光客の誘致も進めようとする本県として、那覇空港への誘致の働きかけが早急に必要だと思うのですが、県の具体的対応策を伺います。

(2)、第1回全国エイサー大会が昨年、沖縄市サブグラウンドで開催されました。昨年の実績と本年の計画について御説明をお願いします。

(3)、沖縄市の山里地域の再開発事業への県の支援について伺います。

本事業は平成4年から地域の関係者の皆さんが山里地区再開発世話人会を発足させ、再開発に向けて準備を進めてきた計画であります。長期間にわたる取り組みであります。昨平成22年3月に沖縄市中心市街地活性化基本計画が国から認定を受け、山里地区もその中に位置づけられたことをきっかけに、地域の皆さんが大変意欲を燃やしている事業でもあります。沖縄市も地元関係者の皆さんも国・県の支援を取りつけた上で事業を推進していく方針であります。同事業に対する県の支援方針をお聞かせいただきたいと思います。

(4)、北中城村の泡瀬ゴルフ場跡地の再開発事業が着々と進められております。周辺市町村からは大型

ショッピング施設が進出することによる交通混雑、騒音、住環境への影響など、懸念の声が出ております。県は都市計画上の広域調整について、都市計画ガイドラインを作成し、大規模集客施設に係る連絡調整会議を組織した上で関係市町村との意見交換をすることになっております。その進捗状況を御説明ください。

次に、土建部関連で質問します。

(1)、東部海浜開発事業再開について、再開に向けた今後の手順・手続きはいかがでしょうか。

(2)、中城湾港の物流拠点形成のための定期船就航実験事業について伺います。22年度の取り組みと新年度事業計画について伺います。中城湾港の位置づけは、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能・生産機能をあわせ持った流通加工港を整備することを目的となっております。その趣旨に合った事業推進をすべきだと考えますがいかがでしょうか。

(3)、IT津梁パークへの企業誘致強化策について、新年度の方針、計画を御説明ください。

次に、福祉保健部関連についてです。

(1)、待機児童問題の抜本的解消について、新たな振興法の制定も視野に入れてどのように取り組んでいくか伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、子供手当の地方負担のあり方について県の考え方を御説明ください。

4、教育委員会関連で、(1)、現在行われている小学校での英語教育の成果を御説明いただきたいと思います。

(2)、教育現場における教師の仕事が教科の指導以外に煩雑な仕事が多く、肝心な子供たちと向き合う時間がかかなり制約されているという声を聞きます。教師の負担軽減策について県教育委員会の考え方、方針を御説明いただきたいと思います。

(3)、教員の採用、受験資格年齢について伺います。現在の採用年齢はどうなっているか。また、採用年齢の引き上げ、あるいはまた撤廃等についてどう検討されておりますか。

5、文化環境部関連で伺います。

(1)、環境省が策定したガイドラインとして、中小企業向けの環境対策行動計画「エコアクション21」があります。安い経費で効果的な環境保護活動ができるとして注目を集めております。「エコアクション21」導入企業について、公共工事入札格付の際、加点の要望

がありますが、県の考え方を御説明ください。

(2)、「空手道会館」建設に向けて、新年度の事業予定の内容、また、伝統空手とスポーツ空手との整理の仕方をどのように考えていらっしゃいますか。

(3)、県立郷土劇場再建に向けて、新年度の予定の内容を御説明ください。

次に、代表質問との関連で伺います。

(1)、上原議員の代表質問に関連して、小中学校、特別支援学級設置要綱にある学級編制について、原則5人を下限とするという規定を設定した理由は何か。また、今後見直すことはどうか伺います。

次(2)、系洲代表の関連の質問でございます。

沖縄振興法について、これまでの振興計画、振興法というものは自立経済を目指してきたその目的とは違い、制度の不十分さから中途半端な結果になっております。そこで、これから求めていく新法の実効性あらしめるための政府との交渉、また意気込みについて伺います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、土建部関連で、東部海浜開発に関する御質問の中で、工事再開に向けた今後の手続きについての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区の埋立工事を再開するためには、港湾計画を変更する必要があります。同計画は、現在、変更手続中であります。昨年12月に沖縄県地方港湾審議会の答申を受け、去る1月に国土交通大臣へ提出し、現在、国において審査しているところであります。

県としましては、今年度中に港湾計画の変更を行い、その後、埋立免許等の変更手続を進め、来年度に工事再開できるよう努めてまいる考えでございます。

同じく土建部関連の御質問ですが、IT津梁パークへの企業誘致強化策の方針と計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄IT津梁パークにおきましては、現在、中核機能支援施設に9社、企業立地促進センターに2社が入居いたしております。IT津梁パークへの企業立地を促進するため、平成23年度におきましては引き続き良好な立地環境の整備に努めますとともに、企業誘致の重要な要件となっております人材育成と就労環境の整備に重点的に取り組んでまいる所存でございます。

具体的には、民間IT施設の整備を進めるほか、アジアIT研修センターを整備し、県内の高度なIT技

術者を育成するとともに、アジア企業と共同で行うOJT研修を通してアジアとのかけ橋となる人材を育成してまいる考えでございます。また、市町村と連携をして託児所などの利便施設の充実も図ってまいります。これらの取り組みによりまして、日本とアジアを結ぶ新たな情報通信関連産業の集積を図ってまいる所存でございます。

次に、福祉保健部関係の御質問ですが、待機児童問題の抜本的解消についての御質問にお答えいたします。

待機児童の解消につきましては、安心こども基金及び保育所入所待機児童対策特別事業基金を設置し、その解消に努めているところでございます。平成22年度は2つの基金を活用し29施設の保育所整備及び10施設の認可化で合わせて約1600人の定員増を図る予定でございます。平成23年度も引き続き25施設の保育所整備及び10施設の認可化で合わせて約1400人の定員増を図る計画となっております。

沖縄県といたしましては、今後とも国及び市町村や関係団体と連携をし、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、文化環境部関連の御質問で、県立郷土劇場再建に向けた新年度事業予定についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

伝統芸能拠点整備の取り組みにつきましては、平成23年度において関係団体、そして専門家等の意見を聞きながら、伝統芸能の拠点となります施設整備に向けた調査検討を行い、基本的なコンセプト、そして運営計画等を含めた基本構想の策定に取り組んでいきたいと考えております。また、伝統芸能公演や県外、そして海外派遣公演の開催実績の検証、そしてモニタリング調査の実施及び分析、そして県内外公立文化施設等の調査、さらに関係機関・団体等へのヒアリングなどを行ってまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光商工部関連の御質問の中で、全日空等の出資する格安航空会社の誘致についてお答えいたします。

全日空等の出資する格安航空会社は、関西空港から4時間圏内で運航可能な都市へ、国内・国際それぞれ4路線程度就航する計画であると聞いております。

県としましては、国内及び国際観光客の増加につな

がり観光産業の振興にも資することから、他の航空会社と同様、全日空等の出資する格安航空会社に対しても誘致活動を行っていきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、振興新法の政府との交渉、意気込みについてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定に向けて、12月27日に沖縄政策協議会の振興部会において、「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」を提出し、これに対し、官房長官よりその場で関係閣僚へ検討の指示が出されたところであります。このことを受け、現在、関係府省実務者連絡会議、沖縄政策協議会幹事会など事務レベルで要望内容の検討作業が進められているところであります。

沖縄県としては、政府に対して、離島県ゆへの不利性や子育て等における課題を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化・芸能、アジア・太平洋地域に近接する地理的特性を最大限発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度等の仕組みの構築が必要であることを十分説明してまいりたいと考えております。

県議会議員各位におかれても、御支援・御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工部関連についての中、全国エイサー大会の昨年の実績と本年の計画についての御質問にお答えします。

昨年10月に開催した「2010全国エイサー大会」には、県内外から約2万5000人が来場し、創作エイサーコンテストでは県外6団体を含む21団体の参加がありました。また、県内青年会の演舞の披露や沖縄市観光協会主催の「エイサー今昔物語」との連携などにより、地域のエイサー振興にも寄与したものと考えております。

ことしの大会については、10月に開催する「第5回世界のウチナーンチュ大会」と連携したプログラムを検討しているところであり、早期に大会概要を決定して県内外・海外からの参加団体を募集するとともに、旅行商品の造成や情報発信により県外からの集客を図りたいと考えております。

次に、文化環境部関連で、「空手道会館」の建設についての御質問にお答えします。

県では、「空手道会館」の建設に向けて次年度に調査を実施することとしており、世界的な空手愛好家の動向などの現状把握を行うとともに、他のスポーツ事

例の情報収集と整理を行い、建設に当たっての課題の抽出や解決の方向性を考察することとしております。また、空手の振興及び観光資源としての活用を推進するために必要な機能を検討した上で、そのあり方などを総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 観光商工部関連についての御質問で、沖縄市山里再開発事業への県の支援についてお答えいたします。

当該事業は、沖縄市が平成21年度に策定した「中心市街地活性化基本計画」の要素事業の一つとして位置づけられている事業であります。現在、沖縄市から県へ財政的支援等についての要請があり、その対応について調整を行っているところであります。

県としましては、今後の調整状況を踏まえ、必要な助言、協力等を行っていききたいと考えております。

同じく観光商工部関連についての御質問で、泡瀬ゴルフ場跡地の広域調整についてお答えいたします。

都市計画決定に係る広域調整につきましては、都市計画法に基づき平成19年11月に県で策定した「大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン」により行うこととしております。このガイドラインでは、1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地については、広域的観点から交通渋滞による周辺環境への影響等を評価し、関係市町村と連携して広域調整を行うこと、また、「既存の競合する店舗などとの競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないものとするべきである。」としております。

泡瀬ゴルフ場跡地につきましては、去る2月10日、県の関係機関及び近隣市町村で構成する連絡調整会議を開催したところであり、現在、同会議で関係機関から示された意見に対する方針を北中城村で検討しているところであります。

県としましては、今後とも関係市町村等と連携し、都市計画決定に係る広域調整を図っていききたいと考えております。

次に、土木建築部関連の御質問で、中城湾港の定期船就航実験事業についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は定期航路がなく、中部圏域の貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされており、物流効率化のため定期船の就航が重要と考えております。県では、その実現に向けて定期船就航実験を行うため、今年度、新港地区を含む背後圏の企業調査を行い港湾利用のニーズを把握し、実施計画を策定す

る予定であります。平成23年度は、実施計画を踏まえ就航実験を国へ要望していきたいと考えております。

次に、文化環境部関連についての御質問で、「エコアクション21」の採用についてお答えいたします。

「エコアクション21」については、平成23・24年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準で、ISO14000シリーズと同じく、環境対応に対する評価項目として加点評価することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部関連についての御質問の中の、子ども手当の地方負担のあり方についてお答えします。

平成23年度の子ども手当については、全国知事会を含む地方六団体において、全額国費負担を国に求めてきたところであります。しかしながら、平成22年度限りの暫定措置であった児童手当分の地方負担が継続して求められることになったことは遺憾であります。平成24年度以降の本格的な制度設計に当たっては、費用負担の問題も含め地方と十分協議を行うことを全国知事会と一体となって国に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育委員会関連についての御質問で、小学校英語教育の成果についてお答えいたします。

本県では、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指して小学校から外国語教育を積極的に推進し、平成21年度にはすべての小学校で5・6年生を対象に外国語活動を全国に先駆けて実施しております。また、那覇市や浦添市、宜野湾市、嘉手納町、南城市の教育課程特例校等においては、小学校1学年から6学年まで6年間を通して言語や文化について体験的に理解を図るとともに、外国語になれ親しみコミュニケーション能力の素地を養うことを目標として、外国語活動を実施しております。その成果として、外国語学習に関する興味・関心、意欲の高まりやリスニング力の向上などが報告されております。

県教育委員会としましては、これまでの成果を踏まえ、小学校外国語活動のさらなる充実を図るとともに、小学校では英語になれ親しみ、中学校では英語を聞き・話すことができる、高校では英語で発信するコミュニケーション能力を養うことを目指し、児童生徒

の発達段階に応じた英語力の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教師の負担軽減策についてお答えいたします。

教職員の負担軽減策につきましては、定時退校日やノ一部活動日等の設定、会議の精選、報告書の簡素化等を推進するとともに、働きやすい職場づくりを目指して全県立学校に負担軽減検討委員会等を設置し、業務の簡素化に向けて各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。さらに、今年度から2年間で全県立学校に負担軽減推進員を配置し、教職員の負担軽減に向けて負担軽減検討委員会等の活性化を図っているところであります。

各学校における具体的な取り組みとしましては、年休等の取得の奨励、勤務終了後の早期帰宅の奨励、情報のデータベース化による事務量の軽減、職員会議や職員朝会の効率化等を行っております。また、県教育委員会では、報告事項等の見直しや精選を行い、文書の簡素化や電子メールによる発送、指定研修の期間の縮減等を行っております。

今後とも教職員の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

次に、受験年齢制限の引き上げについてお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。今後、大幅な教員の採用が見込まれることから、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組みます。平成23年度実施の教員候補者選考試験においては、応募者数の大幅な増が見込まれることから、受験年齢制限を45歳まで引き上げ、受験年齢の撤廃につきましては、平成23年度の実施状況を踏まえ早目に判断していきたいと思っております。

幅広い年齢の受験者を見込むことにより、量及び質の両面ですぐれた教員や多様な人材、他の職業等で豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人、これまで長期間臨任をしている指導力のある教員などの確保を目指していきたいと思っております。

県教育委員会としましては、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組み、豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人を初め、臨時的任用の受験者が選考試験を受験できる機会を拡大し、本県の教育を担う専門的知識や技能、実践的指導力のある優秀な教員の確保に努めてまいります。

次に、文化環境部関連についての御質問で、伝統空

手とスポーツ空手についてお答えいたします。

沖縄の空手は、沖縄古来の「手（ティー）」と言われた武術と、中国から伝わった護身術とが融合し、沖縄独自の武道として発展してきました。現在、世界には4000万人を超える空手愛好者がいると言われていますが、伝統空手とスポーツ空手が混在し、一概に区別することは難しい状況にあります。

一般的に伝統空手とは「心身の鍛錬」、「空手に先手なし」などをその精神とし、型を中心とした古来から継承されてきたものであると考えております。一方、スポーツ空手は、世界空手道選手権大会や国民体育大会及び全国高等学校総合体育大会等において競技化されてきたものであると考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、特別支援学級の設置基準についてお答えいたします。

本県の「沖縄県公立小学校・中学校特別支援学級設置要綱」においては、特別支援学級を新設する場合には、原則として5人を下限としているところであります。また、地域の特別支援学級の設置状況、市町村教育委員会の特別支援学級設置計画、就学前の障害児児童数等を勘案しながら、5人未満での設置につきましても弾力的に対応することとしております。5人を下限とする理由につきましては、学級とは、生活集団と学習集団を一体とした教育指導の場であり、児童生徒が互いに学び合い、人間性・社会性をはぐむためには一定規模の児童生徒が必要であると考え、このような基準を設けているところであります。

県教育委員会としましては、特別支援学級の新設時に5人を下限とする設置基準について、全国の実施状況等を踏まえ、今後、見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 御答弁大変ありがとうございました。

まず、再質問の最初は、山里の再開発事業についてお伺いいたします。

部長の答弁は、沖縄市あるいはまた、その再開発の関係者の皆さんと調整をして助言等々進めていくということでありましたけれども、県が具体的に補助金を支援するという形になろうかと思っておりますけれども、その補助金の支援対象にする条件というのはありますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 再開発事業としての

一般的な補助の件でございますが、これは組合施行ということになっておりまして、補助対象になるのはいわゆる共益施設、例えばエレベーターでありますとかホールとか公の不特定多数の人が利用するところについての補助対象になっておりまして、これは3分の1は国からの補助がございます。それからあと3分の1は事業者が持つということ、それからあとの3分の1につきましては県あるいは市町村の地方自治体を持つということに基本的にはなっております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 この事業は、私も地元ですから場所もよくわかっているんですけども、県としても支援して、そして再開発を早急に進めたほうが大きなメリットが生まれてくるというふうに見ております。地域は低湿地地帯で、もう終戦直後からそのままで狭隘なそういう里道とか、そういうところで防災関係からしても非常に危ない地域、早急に建て直し再開発する必要があると。そして商業施設をこれから再開発することによって雇用効果ということも大きく見込めます。そして、この事業に携わるに当たって地元が主催、リードしていくことですから、県内業者を優先活用することもできる。そういうことでそういう無秩序な立地条件を改善して新しいまちづくり、そういうものができるわけですね。さらにまた、沖縄市の立場からすると去年の3月に国から認定を受けた沖縄市の中心市街地活性化基本計画、これの位置づけの一角にもなっているわけです。ですから、それをリードする意味でもこの再開発事業というものを県がサポートし具体的に推進することによって、沖縄市全体の中心市街地の活性化に向けた大きな起爆剤に位置づけることができると。そういうふうなことがあって、ぜひ国・県の支援というものを取りつきたい、お願いしたいということですけども、どうですか部長。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 当計画につきましては、沖縄市の中心市街地活性化基本計画に位置づけられていることも承知しております。また、都市計画の面からも現状が非常にスプロール化しているということございまして、これを高度化することによって快適な空間を目指すというまちづくりの観点からも重要な事業だというふうに認識をしております。

今、計画の中身を市のほうが検討しているところございまして、また事業認可につきましても県がかかわることになりますので、その辺は助言とか、それから財政的な面についても協力をするという方向で対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、泡瀬ゴルフ場跡地の件ですけれども、この都市計画ガイドラインに沿って、この連絡調整会議を発足させて2月10日に具体的に関係市町村の皆さんとの検討会議を行ったということでありますけれども、この大規模集客施設を見るときに、県としてこの連絡調整会議をするその目的、そして調整会議を行った上でどういう方向にその成果をあらわしていこうと考えているのか、御説明をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 調整会議においては、調整することの主なものをやっぱり都市計画の観点からこの大型施設が立地することによって周辺に与える環境、例えば交通環境ですね、渋滞とかそういったものとか、あるいは排気ガスの面であるとか下水道の整備とか負担とか、そういったものについて検討していくわけでございますが、この間の調整会議においては、特に渋滞、周辺道路に与える負荷が大きいということがありまして、これについてどういうふうに解決するのかということを北中城村のほうに会議の中の意見として出しております。現在、北中城村においてこの対応について検討しているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 報道されるところによると、敷地面積が5万坪、それから延べ床面積が3万坪、駐車場が当初は6000台だったのが4000台あたりまでというふうなそういうことになっているんですけども、南風原ジャスコと比べてみても3倍のそういう規模の施設になっているんですね。ですから、これはいろんな見方がありますけれども、そういう住環境に対する負荷、あるいはまた交通渋滞に対する課題等々、さらにはまた沖縄市側から意見がある中心市街地との兼ね合い等々、やはり先ほど玉城議員も強調しておりましたけれども、双方が相乗効果をもたらすようなそういう連絡調整会議であっていただきたい。単なるそういう北中の意向というもののだけを踏まえるということじゃなくして、やはりこれは沖縄市のみならず中部周辺市町村に大きく影響してくる規模になりますから、ですからそういう意味でもしっかりした県のそういう連絡調整会議での調整役の役割というのは非常に大きなものがあると思っておりますから、よろしくお願いいたします。

次に、「空手道会館」についてです。

この話は県立郷土劇場との兼ね合いがあるんですけども、箱物行政というふうな発言もあったりして非

常に私は遺憾に思うんですけれども、先ほど教育長がおっしゃったように、4000万人とも5000万人とも言われる空手人口が世界にあって、そしてその発祥の地という沖縄の存在というものが非常に注目を集めているわけですね。さきの空手道世界大会もあったように、関係者の皆さんは非常に「空手道会館」の建設に大きな期待を寄せて注目いたしております。ですから、そういうことをぜひ御理解をいただいて、しかも伝統空手とスポーツ空手のお互いの調整というのも非常に重要な要素だと思います。これはやっぱり立場が違うと評価の仕方、見方が全然違うんですね。伝統空手からするとスポーツ空手に対していろんな意見がある。一方、逆もあるようです。ですから、その辺のところをどうお互いに融合していい形の沖縄のそういう「空手道会館」というものを位置づけていくのか。単に武道場だけではなくして、伝統の空手の歴史とか、あるいはまたさまざまな展示物であるとか、人材育成のためのノウハウであるとかいろんなことが要求されてくると思うんですね。ですから、そういうことでぜひ立派なものをつくっていくためにもお互い調整をしながらいいものをつくっていただきたいということで、これは要望をいたしておきます。

次に、代表質問との関連で、まず県立・公立の小中学校の特別支援学級設置要綱について、教育長の答弁では、下限の5人という原則を見直しも検討しようということがありました。ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと思います。やはりそういう障害を持つ子供さん方というのは、個別に具体的にいろいろその個性やら、あるいはまた症状、そしていろんな個人差やらさまざまあるわけですから、集団学習とかそういうものにそぐわない場合が多々あるわけですね。ですから、そういう趣旨とはまた別の視点からのこの人数のあり方というものを検討しないと、やはり新設の場合、1人しかいない、2人しかいないから設置ができないとか、そういうケースも父兄からの声としてありますので、ぜひこれはそういう見直しの方向で検討していただきたい。再度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 先ほども申し上げましたけれども、県教育委員会としましては、特別支援学級の新設時に5人を下限とする設置基準については、全国の実施状況も踏まえ、今後見直しを検討してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 最後に、振興法のことについてお伺いいたします。

企画部長、これまでの4期にわたる振興計画、振興開発計画があったんですけれども、特に最近議論になっているこの自立に向けた振興法、振興計画があったけれども、なかなか結果に結びつけることができていると。さまざまなそういう制約なりいろんな条件が県が求める基準に満たない。その結果、そういう目標とする自立経済に向けての成果がなかなか効果としてあらわれていないと。そこをどう今回は突破するかというのが非常に問われる部分なんですけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほども少しお答えしましたけれども、この40年の沖縄振興の中で本県の経済社会はかなり進展はしてきたと思います。特にこの10年は初めて産業施策についてのさまざまな制度、地域指定制度、これは今回初めて取り入れられて、その結果としてやはり沖縄県はその地域資源を生かした観光・リゾート、そしてまた情報通信産業というほかの県には例を見ないような形の独自のまた展開を遂げてきたと、そう思っております。

しかしながら、現時点で大きな経済社会を見たときに、やはり所得の問題、そしてまた雇用の問題になお課題がある。さらにまた、離島の振興の問題、それから基地跡地の問題、さまざま課題はまだ残っているわけでございますけれども、今回の制度の要請に関しては、やはりこれまでの成果を踏まえて何を特徴として見ているかということ、やはり沖縄は陸路でつながっていないというふうな一点において、かなり本土全体の政策というふうなのがうまくつながってきてないんじゃないかという一つの視点を持っております。

例えば具体的に申し上げますと、リーマンショック以降、国が自公政権から民主党政権まで含めてエコポイントという、これは1兆2000億ぐらいつぎ込んだわけですが、こういうものというのは電子パーツだとかあるいは自動車の車体のそういう工場のあるところには非常に効果があるわけです。これは実は日本津々浦々そういう工場がある。ところがこれは沖縄にはなかなかない。したがって、そういうふうな政策がなかなか来ないというのが一つあります。

それからまた、もう一つは、所得補償制度で全国は米だということで、それをハードからソフトに転換するときに、なかなかうまく沖縄県はかみ合わない。さらにはまた、人口構成も全国とは随分違う中で、やはり子育ての問題というのは顕在化していく。そういう課題を整理をしながらしっかりと国と調整をしていきたいというふうに思います。そういうふうなことを一

一つ一つ積み上げることによって、次の新しい21世紀ビジョン、県民が求める5つの目標、それから4つの課題の解消につながっていくものというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私、懸念するのは、23年度いっぱいこれを法律をつくり、次への計画に結びつけていかなきゃいけないと。一方で今の国の状況というものを見たときに、非常に政局絡みで見通しが立たない。そういう中で去年の12月からその事務レベルでの検討会議がスタートしたということなんですけれども、事務レベルのそういう会議だけでこれが進められてしまうと、極めてまた同じようなそういう不十分な、中途半端な制度設計で押しつけられてしまうのではないかと、そういう懸念を強く持つわけです。ですからそういうタイムスケジュール、タイトな日程の中でなおかつ今までとは違う高度な制度設計、内容というものを求めているようにしている。ですから、そのところについての切り込み方、これはどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） タイムスケジュール的に申し上げますと、現行のこの法律、それから計画も来年の3月に切れるわけでございます。それから逆算をしていきますと、まずこの法律は次年度の通常国会に出していく。そうするとやはりこの7月ぐらいには法律の骨格を大体固めなきゃいけないと。これは国のほうとも今、そういうふうなスケジュールで確認をしているところでございますけれども、現時点で45の制度提言をいたしまして、さらにまた今般、この県議会のほうからも幾つかその要望があるものを加えながらも、これを3月いっぱいに取りまとめをして県の要望としてまとめていって、それを7月までに整理をしていくというふうなスケジュールになります。

この間、議員の言われるようなさまざまな国の政治上の動きもあるかと思いますが、県はやはりその求めるスタンスをしっかり腰を据えながら、そしてまた、その状況に合わせて粘り強く対応していく必要があると思います。その際にはやはり県議会議員の皆様方にもぜひ御支援・御協力をまたいただきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事、今、企画部長がお答えになったんですけれども、私はそういうスケジュールを聞くとおののこと、この振興新法というものの実効性というものを非常に心配するんですね。ですから、そういう意味でどういうふうに政治力を生かしながら、この

お互いが求める法律の中身というものを、制度の中身というものを実現できるのかと、知事の決意はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさしくそのところでして、実務的にはきちっと一応詰めておこうということで詰めます。ただし、おっしゃるように危惧されるのは、抑制がかかり過ぎてこれまで以上には出ないというようなことにならないように、政策協議会はこれは総理大臣以外の大臣で構成されていますから、一つはそういう政治的なというか、かなり上のほうからおろしていくという方向はぜひ維持していきたいと思っています。そして、この法律を成立させるための段取りというかタイミングは今、企画部長がある程度申し上げたとおりですが、まさしくこの政局の話はちょっと心配ではあるんですが、これはどうにもなりませんから、ぜひこれは国会と野党の政党もひとつぜひ我々は無論お願いし説明してまいりたいと思っています。特に公明党さんの場合は離島について、国境離島についての考え方などをいろんな形で出していきたいですし、自由民主党はほとんど同じような骨格・議論を沖縄振興委員会をつくっていただいてやっていただいていますし、あとこれから社民党さん、無論民主党さんは協議会というのを沖縄でお開きになるようですから、そういう政党各党を通じてまたこれはお願いしないと、まさにこれは一体だれと——ちょっと俗な表現で恐縮ですが——手を握るか、これは実際最後までいけるのか、いろいろ教えてください。我々もその変化を頭に置きながらまとめていきたいと思いますが、無論これは政治的な県議会の議員の皆さんとも、それから政党・会派ともよく相談し、東京のほうを攻めていかないと、かなり変化があり過ぎて、我々も今そのあたりをじっと見ながら、おくれないうように対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 まさに知事がおっしゃるように、これは本当に政党・会派を問わず、沖縄県のこれからの10年・20年のそういう振興のあり方というものが決定される内容が求められるわけです。ですから私、ぜひ知事がリーダーシップを発揮してお願いしたいのは、お互いの県議会はもとより、そして地元選出の国会議員はもとより、そして全国の各国会議員、党派を超えてこの沖縄振興のために協力してくれという議員連盟をつくって、そしてその議員連盟が政治力でもってこの新しい振興法というものを具体的に中身のあるものにしていく。そういうことをぜひ提案申し上げたいん

ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 非常にすばらしいあれだと思いますが、議員連盟をどうやってつくるかはまた県選出の議員の先生方とちょっと相談させてください。よろしくお願いします。

○金城 勉君 はい、ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 こんにちは。

疲れたような顔をしておりますけれども、どうぞ顔を上げてください。

3月8日は「三板の日」でありました。3月4日は何の日ですか。「三線の日」です。人間性豊かな環境文化村・読谷村でこの「三線の日」、11時半から夜の9時半までやっておりますので、どうぞ委員会が終わりましたら駆けつけてください。

読谷まつりで大演奏会、古典音楽やりますけれども、お互いが4・25やったあのステージで400名余りの方々が大演奏会をやります。これは大交易時代に活躍した泰期、これをたたえる一つのイベントの中でやりますけれども、伊是名村には金丸の像が喜如嘉を指していますけれども、読谷村の残波には泰期が中国の方向に指を指している像があります。その辺もどうぞお寄りのときはごらんになってください。

それはいいとして、質問の前にあと一つ申し上げたいと思います。

菅内閣、きょう267日、鳩山さんを追い越したようでありますけれども、あと何日わかりませんけれども、在任中は頑張っていたきたいというふうに思います。政権交代の前に、自民党は嫌いだが民主党には不安があるというふうな話がありました。そのとおりになったわけでありますけれども、今国民が一番不安を抱いているのが、民主党の政権の政権運営のあり方です。

今、自分の足元から小沢さんの問題がありましたし、さらに松木政務官がもう辞任をいたしましたし、16名が会派を離脱、さらに前原大臣が自分の会派の40名ぐらい集めてもうやがて選挙だよというふうなことで勉強会をやっているというふうなことからすると、もうこの家族の中でしかもリーダー的な方々がそういう動きをやるということは、近いというふうに思っております。どうぞ国会を目指す方は、もう一般質問どころじゃないですよ。早く帰ってその運動をされたほうがいいんじゃないかなと。先日、石破茂元防衛庁長官も最短で4月10日にあるというふうな話まで出るよ

うな状況がありましたし、それからすると今解散すると民主党は恐らく100前後だろうというふうなことがよく言われております。なれないことをして、大ぼらを吹いてあれだけの政権公約をしてことごとく破綻をするというふうな状況の中で、これはもう総理がいかに側近に3年ぐらいはさせてほしいというふうなことを頼んでも国民がもう許さないというふうに思います。ですから、もとの自公にまた近々戻るというふうに思っておりますので、やっぱり経験者が政治をやらなければいかんというふうに思っております。照屋守之さんも頑張ってください。

その程度にして質問に入りたいと思います。

まず知事訪米、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、知事は今日まで2回にわたって訪米し、今回、再選後初となる3回目の訪米を予定いたしておりますが、3回目の訪米時期と主要内容と要請先について伺います。

(2)、訪米の際は、県が普天間移設のためにアプローチする行動対象となる米政府に対して、今回作成されるアクションプログラムに伴う行動になるのか伺います。

(3)、普天間飛行場の代替施設建設計画の工法について、ことしの春の終わりごろまでに解決を米側が望んでいるとも言われるとき、今回の知事訪米は極めて重要な意味を持つものと思います。難題棚上げの菅総理に先んじて米国政府要人に対し直訴する必要があると思うが、次の点について伺います。

菅総理は6月をめどに訪米するとなっているが、普天間移設に関する協議はなく日米合意の確認になるというが、知事は訪米でオバマ大統領に普天間や負担過重な沖縄の実情を直訴する日程をぜひ入れるべきと思うがどうかお聞きいたします。

2番、基地問題について。

普天間飛行場を使用している米海兵隊第36海兵航空群が戦後間もない時期に日本本土から沖縄に移駐してきた経緯と、本県における海兵隊撤去の戦略について県の考えを伺います。

(2)番、米側が普天間移設とリンクだとする海兵隊8000人のグアム移転が、現地のインフラ整備のおくれから計画の14年に移設めどが立たず3年から5年後になるとのことだが、県は普天間移設とのリンク論をどのように乖離させていかれるのか伺います。

(3)、次年度事業で計画される総合的安全保障研究推進事業では、普天間移設実現のため対米国、対日本政府への効果的なアクションを起こすため、沖縄を取り

巻く地域の防衛・安全保障のほか、大規模災害や食料・エネルギー対策などの研究となっているが、人選案は知事の中にあるのか伺います。

(4)番、嘉手納以南の先行返還について、防衛・外務両大臣は一方的に米側の話を聞くだけで、積極的に進める姿勢が見えないが、県はどのように行動していかれるか伺います。

(5)、ゲーツ国防長官は1月13日の訪日の際に、前原外務大臣との会談の中で、昨年5月の日米合意にある施設・区域の返還先行も一定範囲で努力する意思を持っていると言っているが、県は一定範囲の内容を把握しているか伺います。

(6)、嘉手納飛行場の騒音軽減について、北澤防衛大臣はグアム移転で米側と合意しており、間違いなく軽減できると県に伝えているが、1月13日にゲーツ国防長官はあくまでも普天間移設とリンクだと言っている。普天間とは別だと言うがリンクの根拠は何と思うか伺います。

(7)、日米地位協定の改定について、岡田幹事長、菅総理ともに、みずからの政党がこじらせた普天間移設問題を進展させるまで米側と協議しないと。これもリンクする根拠のない話を盾に、協議拒否を明言しているが、県は今後どのように取り組むか伺います。

(8)番はもういいです。

3、建設行政について。

「聖域なき構造改革」を掲げた小泉改革から公共工事でも毎年3%程度削減され、2001年から2009年までにピーク時の約70%まで減少し、厳しい状況の中、政権交代で村の象徴のように扱われた公共工事予算は「コンクリートから人へ」という美名のもと、いきなり2010年度過去最高の18.3%削減され、次年度予算でも13.8%減額される予算編成が行われているが、抜本的な公共工事再編計画のないままに、毎年度予算削減することは地方における雇用や経済の下支えに混乱を来し、疲弊してしまうことになります。

次の点についてお聞きいたします。

(1)、県内建設業は、毎年大幅削減される国の公共工事予算のあおりを受け、経営基盤が根底から揺らいでいる。雇用の安定や県経済に及ぼす影響を考えると県としても対策が必要と思うが、県の考えを伺います。

(2)、県内建設業者5000社の経営持続のためには、県発注工事の優先発注はもとより、米軍発注工事のボンド制の見直しを米国と協議を重ねることと、国の出先機関を事務移譲し、県に移管して国発注工事を県が対応するしかないと思う。知事の考えとも合致していると思う。行動に移す時期だと思いますがどうか伺いま

す。

(3)、知事のマニフェストにある社会資本整備の中の西海岸道路の整備を今後地元と調整を重ね、早急に施工すべきと思うが、いつ完工の予定かお聞きします。

4、県の行財政についてであります。

アジア青年の家事業についてお聞きいたします。

アジアゲートウェイ構想は、アジアの成長と活力を日本に取り込み、新たな創造と成長を実現することを目的とし、2007年内閣官房に戦略会議が設置されました。日本本土、中国大陸、東南アジア諸国を結ぶ中心部にある沖縄の地理的優位性を生かしたアジア・太平洋諸国との人・物・情報等の交流ネットワークを形成していくことが国際物流拠点の形成や観光産業の成長に寄与するとして、幅広くアジア各国の高校生と沖縄を初めとする国内各地から参加して沖縄の文化体験などを行い、アジア各国との沖縄の人的ネットワークが築かれる流れができていたと思います。

次の点についてお聞きいたします。

(1)、これからの沖縄を担う多様な人材を育成し、アジアゲートウェイ構想の最重要項目として、平成20年から実施してきたアジアと沖縄を初め、国内の参加青年が沖縄を舞台に科学者等の講義や沖縄の文化体験を行い、将来を担う人材の育成、国際交流拠点としての沖縄の発展に資することを目的に開始したアジア青年の家事業だが、次年度から休止する理由は何か。

(2)、世界のウチナーンチュ大会は、世界各国で既に母県への思いと前回にまさるイベントを楽しみに多くの方々が結集を呼びかけているようだが、県としての取り組みや県下市町村との連携による万全な体制はできているのか伺います。

(3)、4次にわたる沖縄振興策の成果を県としては各分野でどのように評価し、次期計画の中にどのように生かしていかれるかを伺います。

5、教育行政について。

(1)、2009年から開始した秋田県教育委員会との教員交流事業について、現状と成果について伺います。

(2)、学力テスト、体力テストとも福井、秋田が3年連続トップを占め、知・徳・体のバランスがとれている結果が出ているが、本県の子供たちの体力テストの結果はどうか。また、体力向上に向け今後の県教委の取り組みについて伺います。

(3)、公立小中学校で新年度から導入される英語教育について伺います。

ア、2010年に先行実施され、ことし4月から完全導入される英語教育について、2年前まで53%の公立学校で導入に不安があるとアンケートで出ていたが、現

状はどうか。

イ、小学校英語では、必修化は成績をつける教科とせず、コミュニケーション能力の育成を重視する方針だと言われているが、他の教科と同じ取り扱いはいつから行われるのかお聞きします。

ウ、指導教員の研修や準備はできているのか伺います。

6、観光行政についてお聞きいたします。

(1)、外国人観光客100万人目標達成のために必要なインフラ整備をどのように進めているか伺います。

ア、国際線ターミナルの整備はどうなっているか。

イ、那覇空港第二滑走路の進捗状況は。完成までの工程を示してください。

ウ、交通網の整備はどうか。本島、離島で。

(2)、修学旅行客数の回復策をどのように取り組むか伺います。

ア、修学旅行の航空割引運賃（SE運賃）の引き下げについて、政府・国交省は県の要請に対し、勉強させてもらいたいと述べているが、実現の可能性はあるのか。各航空会社の感触はどうかお聞きいたします。

7、警察行政について。

新警察本部長が着任されまして、名実ともに美ら島沖縄を築いていくために、鉄道がなく車に頼らざるを得ない状況や、泡盛文化など酒に接する機会が多いなどで片づけることなく、官民一体となって断固とした対策を取り組んでいかないといけません。資料を調べると、罰則強化や取り締まり強化で飲酒事故が減少するということが数字にあらわれております。ぜひ、早目に対策を講じていただきたいと思います。

本県における飲酒運転と飲酒絡みの交通事故が21年ワーストとなり、脱却することができなかったが、県警本部長と県民一丸となって次年度に向けてワースト脱却の決意を新たにして取り組む必要があると思うが、村田本部長の決意を伺います。

(2)、深夜徘徊で補導される少年の数が今年度も増加し、他の重大犯罪に巻き込まれるおそれがある。夜遊びは非行につながり早期指導が必要であります。

次の点についてお伺いします。

深夜徘徊補導少年対策について、取り組みについてお聞きいたします。

本県に密輸入される覚せい剤の押収量が昨年大幅に増加し、巧妙な手口で航空機や地方港への密輸で持ち込まれる。100%摘発は厳しいと言われており、暴力団の資金源となり、社会規範が乱れ、心身をむしばむ薬物の取り締まりに税関と県警が連携をとって対処すべきと思うが、次の点についてお聞きいたします。

(3)、麻薬取り締まりの強化にもかかわらず、密輸入量の増加は深刻な問題であり、さらに徹底した対策が求められているが、現状と対策について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、訪米に関する御質問にお答えいたします。恐縮ですが、1の(1)と(3)が関連いたしておりますので一括して答弁いたします。

米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であります。来年度、効果的な訪米が実施できるよう検討していきたいと考えているところでございます。

なお、御提案がございましたオバマ大統領との面談につきましても、御提案を受けとめさせていただきたいと思っております。

次に、建設行政に係る御質問で、県内建設業支援のための県の対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、近年、厳しい経営環境にあります県内建設業の経営改善を図るため、経営基盤の強化や新分野進出による経営の多角化が必要であると考えております。このため、「ちゅらしま建設業相談窓口」を開設いたしております。そして相談対応や専門家派遣、さらには新分野進出セミナーなどを実施いたしております。また、国等が発注する公共工事の県内建設業への優先発注を促進するため平成20年度から毎年要請を行っております。さらには、県単融資制度や経営革新支援事業費補助等も行っており、今後とも建設業者の経営支援につきましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県の行財政に係る御質問の中で、ウチナンチュ大会における取り組みについて申し上げます。

第5回大会は、海外から約5000人の参加を見込んでおります。県民も含めた参加、そして交流を促進するイベントを現在検討しているところでございます。

具体的には、沖縄セルラースタジアム那覇や沖縄コンベンションセンターなど、屋外・屋内で県内最大規模の施設を使った各種式典プログラムを実施するほか、国際通りにおける前夜祭、そしてこの前夜祭のパレード、国立劇場おきなわや沖縄県立武道館等における伝統芸能、そして古武道などの鑑賞・交流会、さらに移民資料展、全国エイサー大会との連携など種々予

定をいたしております。

市町村との連携イベントといたしましては、大会開催期間中に、那覇市との共催によります「NHKのど自慢大会」などを実施することといたしております。

また実施体制といたしましては、大会実行委員会の副会長として、市長会の会長さんや町村会の会長さんに御就任をいただき、市町村との連携を図っているところでございます。

今後は、各市町村への説明会を実施するなど連携を強化し、大会を盛り上げていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、知事訪米における普天間飛行場移設問題への対応についてお答えいたします。

平成23年度に実施する予定の総合的安全保障研究推進事業では、普天間飛行場の県外移設に向けた効果的な施策や手法を研究・検討していくこととしており、訪米時における対応についても、今後、その中で検討してまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、海兵隊移駐の経緯と撤去の戦略についてお答えいたします。

在沖海兵隊については、1950年代の本土における米軍基地の整理縮小の流れを受けて、沖縄への海兵隊の移駐が進み、それが今日の沖縄の海兵隊を形成したとされております。

県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による沖縄県の過重な基地負担の軽減を求めてきております。とりわけ海兵隊については、構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えております。このため、米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減及び米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、リンクの解除と先行返還について、2の(2)と2の(4)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

県としましては、在沖海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等についてはパッ

ッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施される必要があると考えております。菅総理を初め関係閣僚が沖縄を訪れるたびにこのことについては知事から直接申し上げており、去る1月20日には文書にて北澤防衛大臣に要請を行いました。軍転協としましても、2月7日から9日にかけて日米両政府に対し要請したところであり、今後とも地元市町村と連携をとりながら、粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、総合的安全保障推進事業についてお答えをいたします。

米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があります。そのため、日米の国防・安全保障政策や、国際情勢等を踏まえ、沖縄の基地負担の軽減や普天間飛行場の県外移設に向けた理論構築を行い、米国政府への対応も含め、より一層の効果的な施策や手法を研究・検討してまいりたいと考えております。

組織のあり方や人選を含む具体的な内容については、今後県庁内に立ち上げる予定のプロジェクトチームにおいて検討してまいりたいと考えております。

次に、施設・区域の返還先行についてお答えいたします。

昨年5月の日米共同発表によれば、キャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドー及び牧港補給地区の一部が早期返還における優先分野とされております。現段階では、その具体的な内容は明らかにされておらず、引き続き日米両政府に対し説明を求めていきたいと考えております。

なお、インダストリアル・コリドーとは、政府によれば、キャンプ瑞慶覧の西側国道58号沿いの部分を米側が称しているものと説明しております。

次に、航空機訓練移転とパッケージについてお答えいたします。

昨年5月の日米共同発表によれば、嘉手納の騒音軽減で示された航空機訓練移転プログラムの拡充等、沖縄の基地負担軽減は、普天間飛行場の代替施設に係る進展に従い、具体的な措置がとられるとされております。

県としましては、嘉手納飛行場の騒音軽減は普天間飛行場移設問題にかかわりなく検討されるべきものであり、日米両政府に対し強力に取り組むよう要請しているところであります。

次に、リンク論を盾に地位協定改定の協議を否定する政府に対する今後の取り組みについてお答えいたし

ます。

政府は「日米地位協定の改定を提起する」としており、去る2月18日、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し、政府としては日米地位協定に係る問題と普天間飛行場移設問題をリンクさせたり、普天間飛行場問題が解決しない限り、日米地位協定に係る問題について対応しないといった考えは有していない旨答弁しております。

県としましては、日米地位協定の見直しにつきましては、普天間飛行場移設問題にかかわりなく検討されるべきものであると考えており、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携しながら、粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 建設行政についての御質問で、米軍発注工事のボンド制見直し及び国発注工事の対応についてお答えいたします。

在沖米軍に対し、これまで2度にわたり米軍発注工事におけるボンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行っております。その際、米国の法律との兼ね合いや規模の利益が得られないこととの理由で対応できないとの回答がありました。しかしながら、県では、県内建設業者の受注拡大に向け米軍の理解を求めていくためにも、要請は継続していく必要があると考えており、要請先についても検討していくこととしております。また、国の出先機関を事務移譲することについては、現在、国が行っている見直しの推移を見守っているところでありますが、国発注工事の県内企業の受注拡大については、今後ともあらゆる機会を通して要請を行っていききたいと考えております。

同じく建設行政についての御質問で、沖縄西海岸道路の完了についてにお答えいたします。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの地域高規格道路であり、現在、那覇西道路や浦添北道路など6区間で整備が進められております。そのうち、沈埋トンネルを含む那覇西道路については、ことし7月ごろの供用開始を予定しております。那覇から北向けについては、引き続き整備を促進し、臨港道路整備とあわせて平成28年ごろには糸満市から宜野湾市までの暫定供用を予定しているとのことであります。

今後とも交通渋滞の緩和と地域経済の活性化を図るため、沖縄西海岸道路の早期整備に向け、整備促進を図っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県の行財政についての中、アジア青年の家事業についての御質問にお答えします。

アジア青年の家事業は、日本とASEAN諸国などの若者が沖縄に集い、約3週間の共同生活の中で、地球環境問題や沖縄に関連するプログラムなどについて学習・討議を行う事業であり、国の主催により平成20年度から平成22年度まで実施されてきたところであります。その間、アジア15カ国から96名、県外から90名、県内から41名の高校生などが参加し、お互いの交流を通して友情をはぐくみ国際的な視野を広げるなど、大変意義深い事業であったと考えております。

本事業については、国の平成23年度予算案には計上されておりませんが、沖縄県ではこれまでの成果を踏まえ、新たに国の補助金を活用し、「万国津梁産業人材育成事業」を実施することとしております。その中で、アジア地域などの若者を沖縄に招聘し、県内の若者との研修や交流を行う事業を予定しており、本事業を通して国際的な視野を持った人材育成を図ってまいりたいと考えております。

観光行政について、修学旅行の航空割引運賃の引き下げ要請についての御質問にお答えします。

沖縄への修学旅行は、入域観光客の平準化やリピーター化の促進など沖縄観光の振興に寄与しております。しかしながら、沖縄への修学旅行は、航空運賃の値上げ等により3年連続減少傾向にあることから、去る1月及び2月に航空会社3社及び国など関係機関に航空運賃の引き下げの要請を行ったところであります。各航空会社からは、航空運賃引き下げに関する具体的な回答はありませんでしたが、要請を真摯に受けとめるとともに、沖縄への修学旅行について年間の平準化や機材の確保などに今後とも努力していききたいとの意向が示されております。

沖縄県としては、航空運賃の引き下げ実現に向けて引き続き努力していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県の行財政についての御質問の中で、4次にわたる沖縄振興策の各分野での評価と次期計画への反映についてお答えいたします。

3次にわたる沖縄振興開発計画、現行の沖縄振興計画に基づく諸施策により、交通基盤、医療・福祉、教

育施設などの社会資本整備が進み、県民の利便性は向上し、本土との格差も次第に縮小してきました。また、経済・産業分野では、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積などで一定の成果があらわれたほか、那覇空港貨物ターミナルの整備等により新たな産業展開の可能性が広がったと評価しています。しかしながら、高い輸送コストなど島嶼経済が抱える条件不利性を克服する手だては十分とは言えず、県民所得や失業率に示されるように、自立的発展に向けた取り組みは道半ばであります。さらに、医療・福祉・教育の充実、離島の振興、米軍基地の返還促進や跡地利用など、解決すべき多くの課題を抱えています。

次期計画では、こうした各分野での課題を着実に解決し、優位性を最大限に発揮できる施策を積極的に展開し、「沖縄21世紀ビジョン」実現につなげていきたいと考えております。

次に、観光行政についての御質問の中で、那覇空港国際線ターミナルの整備についてお答えいたします。

国際線旅客ターミナルについては、那覇空港ビルディング株式会社が国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、旧貨物ターミナル敷地に新施設を整備することになっております。同社は、現在、基本設計に取り組んでおり、次年度以降の3年間で実施設計及び建設工事を行った後、供用を開始する予定としております。

県としましては、同社及び国等の関係機関と緊密に連携をして施設整備の早期化を図るとともに、国際線ターミナルビルの利便性及び国際交流拠点としての機能を備えた施設の整備に取り組んでまいります。

同じく観光行政に関連をして、滑走路増設の進捗状況及び工程についてお答えいたします。

今年度より国は環境影響評価法に基づく方法書の手続に着手し、現在は冬季分の現地調査等を実施しております。事業着手までに実施される環境アセスメント等の関係手続は、今年度も含めおおむね3年程度要するとされ、滑走路増設の概算工期は約7年と見込まれております。

県としては一日も早い供用開始を目指し、国と連携・協力をして同事業を推進するとともに、引き続き必要な予算の確保及び工期の短縮等を要請していきたいと考えております。

同じく観光行政に関連をして、交通網の整備についてお答えします。

現在、那覇空港に定期就航している海外路線は、台北、ソウル、上海、香港の5社4路線であります。また、離島においては、石垣—台湾間のチャーター便が

2社就航しております。

県としましては、本島や宮古・八重山地域への外国人観光客の誘客を図る観点から、海外及び国内の航空会社に対して、引き続き関係市町村とも連携をしながら、路線の誘致活動を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、秋田県との人事交流の現状等についてお答えいたします。

本事業は、全国学力・学習状況調査において、常に全国の上位に位置する秋田県との人事交流を通して、本県教員の意識の高揚による授業の改善・充実を図るため平成21年度から推進しており、これまで相互に4名の教員が派遣されております。

本年度も秋田県から派遣された教師は、勤務校において、日常の授業づくりや校内研究の推進に積極的にかかわるとともに、講師として県内各地で授業を公開するとともに、授業づくりのポイント等について説明するなど本県教育の充実のために御尽力をいただいております。また、秋田県に派遣した教員は、本県の取り組みを学校行事に取り入れたり、教科研究会に積極的にかわり、みずからの授業実践について発表したりするなど、勤務校の校長からも高い評価を受けております。

なお、昨年度秋田県へ派遣し、本年度帰任した教員も秋田県と本県の取り組みの違いについて県内各地で報告を行っております。さらに、派遣先の両方の学校の教員、保護者、児童間の相互訪問を初め多様な交流へと広がっております。

県教育委員会としましては、過去2年間の取り組みを通して、本県教員の授業づくりへの意識が向上し、児童生徒の考えを引き出したり、それを書かせたりする指導などの授業の工夫・改善も図られるなど、本県教育の充実に貢献しているものと考えております。

次に、児童生徒体力テストの結果等についてお答えいたします。

文部科学省が平成22年に実施した全国体力・運動能力調査における本県の結果につきましては、小学校男子29位、女子36位、中学校男子21位、女子23位となっており、特に今回、中学校においては、男女とも全国平均を上回る結果となりました。種目別では、小中学校の投力、握力の数値は前年度の調査同様、全国トップレベルにあります。しかしながら、走力・持久力の種目については依然として下位の状況となっており、

その向上に向けた取り組みが重要であります。そのことから、各学校においては、朝の持久走、全校縄跳び検定、徒歩登校など、学校独自の体力向上に向けた「一校一事業」の取り組みを実施しております。

県教育委員会としましては、子供たちが日ごろの遊びの中で筋力や柔軟性、持久力を高めていくための「がんじゅうアッププログラム」等を作成、配布するとともに、指導者の資質向上に向けた各種研修会を開催し、児童生徒のさらなる体力向上に努めてまいりたいと思います。

次に、小学校英語教育の導入の状況についてお答えいたします。

本県では、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指して小学校から外国語教育を積極的に推進し、平成21年度には、すべての小学校で5・6年生を対象に外国語活動を全国に先駆けて実施しております。また、那覇市や浦添市、宜野湾市、嘉手納町、南城市の教育課程特例校においては、小学校1学年から6学年まで6年間を通して言語や文化について体験的に理解を図るとともに、外国語になれ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として外国語活動を実施しております。その成果として、外国語学習に関する興味・関心、意欲の高まりやリスニング力の向上などが報告されております。

次に、小学校英語教育の取り扱いについてお答えいたします。

平成23年度から完全実施される小学校学習指導要領では、外国語活動を教科ではなく、教科外として取り扱うこととしております。また、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続の観点から、国として各学校において共通に指導する内容が明示されております。文部科学省は、主たる教材として「英語ノート」を全国の小学校へ配布するとともに、評価については、学習したことを数値で評価するのではなく、コミュニケーション活動を通して、自国や外国の言語や文化に対する興味・関心の高まり等を文章により評価することとしております。

なお、外国語活動を教科として取り扱うかどうかについては、現在、国から明確な方向性が示されておられません。

県教育委員会としましては、今後、外国語活動に関する国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、指導教員の研修や準備についてお答えをいたします。

本県では、外国語活動の円滑な導入に向け、平成15

年度より、各教育事務所において小学校教諭を対象として、「小学校外国語活動研修会」を実施しており、これまでに延べ2400名が受講しております。また、平成21年度から県立総合教育センターで実施している「ICTを活用した小学校外国語講座」では、自分の都合のいい時間帯に何度でも受講できる新しい研修システムで、離島や北部地域などの遠隔地を含め、3年間で約1500名の教員が講座を受講しております。さらに、外国語活動アドバイザーを教育事務所に配置し、研修会の講師や学校の訪問指導、校内研修の支援を行い、外国語活動の指導力向上を図っております。

県教育委員会としましては、これまでの取り組みや成果を踏まえ、小学校外国語活動のさらなる充実を図るとともに、小学校では英語になれ親しみ、中学校では英語を聞き・話すことができる、高校では英語で発信するコミュニケーション能力を養い、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指し、児童生徒の発達の段階に応じた英語力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 警察行政に関する御質問の中で、まず飲酒絡みの人身事故ワーストワン脱却に向けた決意についてお答えいたします。

平成22年中、飲酒絡みの人身事故の発生件数は154件で、前年に比べ29件増加し、全人身事故に占める割合は2.37%で平成2年から21年連続して全国ワーストワンを更新しております。

飲酒運転の根絶は、一朝一夕になし得るものではなく、県民一人一人が飲酒運転の危険性や悲惨さを自分自身の問題として受けとめ、「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会規範を確立するための運動を粘り強く展開していくことが必要であります。そうすることにより、必ずや飲酒運転全国ワーストワンの汚名を返上できるものと考えております。

県警察といたしましては、飲酒運転の根絶と交通事故の抑止を活動重点として掲げ、取り組んでいるところでありますけれども、今後ともワーストワン脱却に向け、飲酒運転の徹底した取り締まりはもちろんのこと、自治体やボランティア等の関係機関・団体との連携を一層緊密にしてこれまでの対策を強化するとともに、創意工夫を凝らしたあらゆる取り組みを行い、飲酒運転のない安全・安心な沖縄県を実現するため、県民の皆様と一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、深夜徘徊補導少年対策についてお答えいたします。

平成22年中、深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為で補導された少年は4万1277人です。そのうち深夜徘徊で補導された少年は、補導総数の56.7%、2万3392人で、前年と比較しますと2838人増加しております。

深夜徘徊が増加した要因といたしましては、少年自身の社会のルールを守るという規範意識の欠如、学校や家庭に居場所を見出せず孤立化し孤独感を抱えていること、家庭における放任や黙認等保護者の観護能力の低下、地域社会のきずなの希薄化、携帯電話やインターネット普及により、簡単に見知らぬ者と出会える環境等のほか、県警察による街頭補導活動の強化が考えられます。

県警察におきましては、少年の深夜徘徊を防止するため、少年警察ボランティアや学校と連携し、深夜徘徊等不良行為を繰り返す少年に対する農業体験、エイサー、三線教室、学習支援などを通じた居場所づくりによる支援活動の実施、既に実施している児童生徒の規範意識を高めるための非行防止教室の拡充、早期発見・保護のための街頭補導活動の強化、これまで実施している「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」の継続等を行うとともに、家庭、地域に対し、家庭における子供の在宅確認、地域住民による注意指導や警察への積極的な通報等、協力要請を強化してまいります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し、県民挙げての深夜徘徊防止機運の醸成を図る所存であります。

子供は社会の宝であり、刑法犯に至らない早い段階で補導し、将来の沖縄県の行政や経済を支えていく人材育成の一助となる少年の健全育成に貢献してまいりたいと考えております。

次に、麻薬取り締まりの現状と対策についてお答えいたします。

薬物事犯の取り締まり状況は、平成22年中は検挙人員が75人で対前年比で27人の減少となっております。検挙の内訳につきましては、覚せい剤事犯が49人、大麻事犯が26人となっておりますが、そのうち暴力団構成員等による覚せい剤密売事犯などの検挙人員は11人となっております。また、暴力団関係者を密輸入事犯で逮捕した際に所持していた覚せい剤を大量に押収しております。

このように暴力団は、依然として覚せい剤を資金源としていることから、引き続き覚せい剤等薬物事犯に

対する徹底した取り締まりを推進しているところであります。

次に、薬物事犯取り締まりの対策についてお答えいたします。

薬物乱用は、心身をむしばむばかりか凶悪犯罪を引き起こすことにもつながることから、薬物根絶を図るための総合的な対策を進めているところであります。

対策の1つ目は、薬物供給の遮断であります。薬物根絶を図るためには、その供給ルートを遮断することが重要であることから、薬物に深く関与している暴力団等の密売組織の実体解明と徹底した取り締まりを実施しているところであります。また、本県は地理的に東南アジアの覚せい剤仕出し国と近距離にあり、常に覚せい剤の密輸入が懸念されていることから、第11管区海上保安本部、沖縄地区税関等関係機関と連携して、いわゆる水際での密輸入事犯の徹底検挙を図っているところであります。

2つ目は、薬物需要の根絶であります。

薬物の需要は、薬物犯罪組織の維持・拡大につながることでありますので、薬物の末端乱用者の徹底検挙を図っているところであります。また、薬物の需要を根絶し、薬物乱用を拒絶する規範意識を醸成するため、学校や関係機関・団体と連携し、県内の小・中・高校及び社会人を対象とした薬物乱用防止教室を開催しているほか、ポスターの掲示や小冊子の配付及び各種広報媒体を活用しての啓発活動などを推進しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 確認をさせていただきたいと思います。

総合事務局の事務移管につきましては、移管される場合には、当然公共工事も含めてという考え方でのよろしいですね。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そのとおりです。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 それでよろしいです。

ボンド制につきましては、これは米側の法律・規則があるわけですが、これについては県のほうとしては確認をされたんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 要請をした際に、米側のほうから国内法に基づいてやっているということをお返答として聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 10年ぐらい前までは、分割で発注されているんですよ。ですから、そのときまでは県の行政でも対応できるという状況がありました。その辺はさらに要請を重ねながら、その法律の改正に向けて県としてはじっくり取り組むという形をぜひとっていただきたいと思うんですが、知事、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） ボンドのほうにつきましては国内法ということで聞いておりますけれども、ただ分割発注につきましては、これは法律的なものではないんじゃないかという感想を受けました。ですから、今後とも——もともとは規模を小さくして発注していたようでございますので——また、それが再度できないかどうかということを今後要請をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 アジア青年の家事業でありますけれども、この重要性については県は引き続き認識をしているということで、これにほぼ同じような形でこの事業は継続されるという考え方でよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 予算の関係で規模はちょっと違いますけれども、継続していく考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 最初、150名という考え方でこれ進めたんですよ。ところが、最初から150名はできないからということで内閣府のほうで75名というふうな形になりました。それより減るといような形になると、この事業の重要性そのものが疑われるということになりますけれども、アジアゲートウェイという大きな構想を沖縄に引き込むという発想からすれば、これはもっと大きな視野で考えていかなければいけないというふうに思うんですけれども、上原副知事も担当されてきましたし、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） お答えいたします。

3年間国のほうでやってまいりました。23年度から県のほうで国から補助金を受けることで県で実施することになりますけれども、若干そういう引き継ぎ関係もありまして、23年度については、若干その規模等もあるかもしれませんが、将来的には今議員もおっしゃいましたように、アジアに通ずる人材を育てるために、事業については拡充の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 振興計画の中で、沖縄は産業基盤整備については飛躍的に発展をしてきたというふうな評価をされておりますけれども、沖縄の道路整備の状況も人口1000人当たりの道路延長も本土の63%、さらに車1台当たりの割合からすると56%しかされていないというふうなことからすると、これからやらなければならない仕事がたくさんあるんです。下水道も10%ぐらいのおくれがあるんですよ。沖縄は国道整備第7次から沖縄が第1次として加わっているんですから、相当のおくれがあります。ですから、この辺を十分整備されているという判断ですと、これからどんどん国からの補助金が減ってくる。そういう心配が懸念されますので、その辺はもっと数字を確かめて取り組んでいただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにおっしゃるように道路、その他まだまだ大分おくれがございます。ですから、ここの部分はしっかりと今公共事業から「コンクリートから人へ」という政権であります。沖縄が随分おくれて参加したということから言えば、おっしゃるようになんかのおくれが残っていますから、この部分もしっかりと確保してまいりたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後6時29分休憩

午後6時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 前の當山議員は「こんにちは」で始まりましたが、仲田弘毅は「こんばんは」であります。7時前であります。

きょうのしんがりになります、自由民主党の仲田でございます。

弥生3月、卒業と別れのシーズンであります。きょうは3月1日、県内の62校の高等学校1万4000名余の高校生が学びやを巣立っていきました。夢と希望を持っていち早く社会に出て就職をする子供たち、また、専門学校や大学等に進学する子供たち、悲喜こもごもまさに人生の岐路であります。

新規高等学校卒業者の就職内定率を考えると、本当に心が痛む思いであります。国際情勢の動向が注目され、我が国においても政局が混乱し、経済社会に不安を持って卒業という新たな旅立ちではありますけれども、子供たちは必ずや荒波を乗り越え、社会貢献が

できる若者になってくれることをかたく信じております。

通告に従い、一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、新沖縄振興計画について。

「沖縄21世紀ビジョン」の策定は、沖縄県の将来像を展望するまさに長期構想計画であり、この計画は本県が目指す自立型経済の構築に大きく寄与するものと期待しております。ポスト沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法に着手してきた県は、残りわずかとなった同振計、法案にかわる新法制定に全力を傾注し、最大限の努力をお願いしたいと考えております。

質問を行います。

ア、国は、一括交付金制度の導入と沖縄県に対して高率補助の配慮がなされている反面、対象事業の自由度に制限があるとされておりますが、知事の御見解を伺います。

イ、知事は、これまでの沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法にかわる新たな沖縄振興計画でどのような制度を具体的に要望していくのか、御所見を伺いたいと思います。

ウ、沖縄関連要求の実現は、新沖縄振興計画に基づく新たな制度づくりが必要不可欠であります。御見解を伺います。

(2)、県経済振興について。

ア、経済振興関連事業の中で、これから県を主導することが期待される外国人観光客誘客受入強化事業を初め、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業や文化観光戦略推進事業の概要説明と知事の決意のほどをお聞かせください。

2、環境問題について。

全国的に廃棄物処理施設の整備状況が厳しい中、沖縄県においては、地域住民の理解と協力を必要とする施設建設についてはいろいろな問題と課題を抱えており、現状を打開するため今後の取り組みが急がれております。

島嶼県としての沖縄において、県内での適正処理は循環型社会を構築するためにも大変重要であり、県は、これまでその処理と経済活動へ鋭意努力を重ねてきております。

そこで次のことについて質問を行います。

(1)、県内の産業廃棄物管理型最終処分場が何力所であり、何社あるのか。そして、その状況はどうなっているのかお伺いします。

(2)、沖縄市北部の管理型処分場は自主的に営業を停止し改善作業を行っているとのことですが、県

はどのように見守っていくのかお聞かせください。

(3)、公共関与による産業廃棄物最終処分場の設置に向けた進捗状況について伺いたい。

(4)、県内で最終処分場が不可能ということであれば、県外での処分も真剣に取り組む必要があると思いますが、当局の考え方を伺いたい。

3番、農林水産業の振興について。

(1)、農業基盤整備について。

復帰後、本格的に実施されてまいりました農業基盤整備事業は、基幹作物のさとうきび農業を初め野菜や花卉園芸等のブランド化を高めるため多目的農業を視野に入れ、今後さらに再整備が不可欠であります。現在、うるま市においては、沖縄県、うるま市、改良区などが連携し、兼箇段地区・与勝地区宮城島や伊計島などを中心に各種整備事業が実施され地域農業者から喜ばれております。しかし、地域によっては施設の老朽化に伴い再整備を望む声が多くあります。

次のことについて伺います。

ア、津堅島においては、地域住民、うるま市、沖縄県が連携し、耕作放棄地対策が実施されております。進捗状況はどうか伺います。

イ、津堅島では、農業者によるニンジン生産部会や芋生産部会などが組織され活動しておりますが、営農状況がどうか伺いたい。

ウ、アリモドキゾウムシやイモゾウムシの根絶対策の進捗状況はどうか伺います。

エ、津堅島において、今後の農業生産振興のためには水源施設、かんがい施設の整備は重要であると考えております。県の取り組み状況について伺いたい。

オ、うるま市において、耕作放棄地を活用し作物の生産や加工販売に取り組みたいとの建設業者からの声があります。その可能性と手続等について伺います。

カ、昨年2月の地震により崩落した宮城島の農道整備について伺います。

(2)、水産振興について。

ア、うるま市においては、モズク生産を中心とした水産業が盛んであります。漁港漁場の整備は最も重要であることは言うまでもありません。比嘉漁港の船揚げ場の整備要請があると聞いておりますが、県の取り組みはどうか伺いたい。

イ、うるま市の桃原漁港につながる航路に土砂が堆積し水深が浅くなり、漁船の航行に支障があるとの指摘があります。その対策について伺います。

(3)と(4)は取り下げたいと思います。資料集めから勉強会をしていただいた農林水産部の職員の皆さんにまづはおわびを申し上げたいと思います。

4 番、土木行政（港湾）について。

中城湾港新港地区の設置は、本県における物資の円滑な流通の確保と産業の振興や雇用機会の創出、県土の均衡ある発展に資するとされており、工業用地の整備等を初め流通機能や生産機能をあわせ持った流通加工港を整備することが目的であるとされております。特別貿易地域を支援し、経済の活性化を図る上でも港湾整備と企業誘致の促進が必要であることは言うまでもありません。

そこで伺います。

(1)、沖縄振興計画の中で中城湾港新港地区の整備状況と、これからの具体的な取り組みについて伺いたい。

(2)、港湾機能と制度設計等について、県の基本的な考え方を伺います。

(3)、定期船就航への取り組みが必要と考えておりますが、見解をお聞かせください。

(4)、流通加工港湾として発展していくためには、港湾施設の使用料の低減が必要不可欠であります。見解を伺います。

(5)、平成15年にリサイクルポートとして指定を受けている中城湾港の現状と課題について伺います。

(6)、自由貿易地域への支援策として減額制度や減額譲渡を導入実施してきておりますが、企業誘致の現状とこれからの展望について伺いたい。

5 番、日本・サウジアラビア沖縄共同プロジェクトについて。

従来から行われている国家石油備蓄事業と並ぶエネルギー安全保障政策の一環として、国主導によるサウジアラビア原油貯蔵共同プロジェクトがうるま市沖縄石油基地においてスタートいたしました。我が国の資源エネルギー庁とサウジアラビア国営石油会社サウジアラムコ社との共同事業であり、原油管理については、長年にわたり蓄積された技術力を持つ沖縄石油基地株式会社が担当するとのことであります。本事業は、2007年4月に当時の安倍総理がサウジアラビアを訪問した際、アブドラ国王への構想提案によるものであると言われております。

そこで伺います。

(1)、事業概要について御説明をお願いいたします。

(2)、県やうるま市にとってどのようなメリットがあるのか伺いたい。

(3)、国対国、サウジアラムコ社との石油天然ガス・金属鉱物資源機構、そして沖縄石油基地との共同プロジェクトに期待されるものは何か伺います。

6、地上デジタル放送について。

来る7月24日の完全デジタル化の期限まで残りわずかとなり、対策が急ピッチで進められていると聞いておりますが、一方でうるま市など一部地域のみが視聴できなくなることがないように万全な対策を講じる必要があることは言うまでもありません。また、当該地域において対策費用の過重な負担が生じてはならないと考えております。

そこで伺います。

(1)、新たな難視地区への対策について。

ア、県内の状況について、どうなっているのかお聞かせください。

イ、新たな難視地区への県の取り組みについて伺います。

ウ、うるま市における対策の進捗状況について伺いたい。

7、離島振興について。

知事は、本議会の知事提案理由説明の中で、同振興を図るため交通・医療・教育・文化等の総合的な振興策を展開する旨力強く述べていただきました。離島振興を推進していくためには、航路の確保及び運賃低減措置等の離島航路補助事業は必要不可欠であります。

そこで伺います。

(1)、平敷屋—津堅島間の航路の状況はどうなっているか伺います。

(2)、補助対象航路となるためにはどのような取り組みがなされているか伺いたい。

(3)、津堅島はうるま市で唯一の指定離島であり、船舶は島民の足としてなくてはならないライフラインであります。県は、離島航路にどのような支援を行っているかお聞かせください。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律における制度要望についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきますが、1の(1)のイと1の(1)のウが関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

21世紀ビジョンにおける議論や、そして沖縄振興計画総点検結果で示された成果と課題を踏まえまして離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、そして若年者の比率が高い潜在力、そして成長著しい東アジアの中心に位置する優位性を最大限発揮することにより、自立型経済の構築や

県民福祉の向上が図られる制度が必要と考えております。このため、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律には、競争力の高い税制優遇による経済特区、そして離島定住支援、さらに交通・物流コストの抜本的な軽減などの制度を盛り込むことを検討いたしております。

具体的には、「国際観光推進制度」、そして「国際物流経済特区」、さらには「離島医療サービス確保支援制度」、そして「交通コスト低減制度」、「新たな子育て支援制度」、そして「国際性に富む人材育成留学制度」などなどの創設を求めてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、外国人観光客受入強化事業、そして文化観光戦略推進事業の概要いかんという御質問にお答えいたします。

外国人観光客受入強化事業は、沖縄を訪れた外国人観光客に対して英語、中国語、そして韓国語によるスマートフォンを活用した情報発信を行うとともに、24時間対応のコールセンターを設置して、言葉の障壁をなくすサービスを全国で初めて実施しているところでございます。加えて、民間事業者などが実施いたします外国人を対象とした自然体験ツアーなどの着地型観光メニューを公募し経費の一部支援を行います。また、文化観光戦略推進事業は、沖縄の文化・芸能を活用しました観光戦略を構築するとともに、文化・芸能を活用した地域主体のイベントの開催に対して支援を行うことといたしております。今年度は、「肝高の阿麻和利」のバックステージツアーやストリートダンスのコンテストなどに支援を行っております。

県といたしましては、安心・安全、そして快適に沖縄観光を楽しんでもらえる受け入れ環境の充実を通してさらなる外国人観光客の誘致を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源を活用し、新たな沖縄観光の魅力づくりに取り組んでまいり所存でございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業の概要について御説明申し上げます。

この事業では、那覇空港を拠点に国内及びアジアの主要都市を結ぶ全日空の国際航空物流ハブを活用して、まず第1に、県産品の販路拡大、第2に、臨空型企業の誘致、第3に、海外航空会社の就航誘致、そして第4に、外国人観光客の誘客を一体的に進めるための各種事業を実施しております。

本事業により成長著しいアジアの活力を取り込み、農水産業、そして製造業及び観光・リゾート産業等の地域産業の振興を図りますとともに、新たな臨空・臨

港型産業の集積に向け誘致活動を展開し、沖縄県における雇用の拡大及び経済の発展を図っていききたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、一括交付金制度の導入と自由度についてお答えします。

沖縄県では、昨年5月以降、高率補助制度にかわるより自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に要望してきたところ、平成23年度政府予算案において約321億円の「沖縄振興自主戦略交付金」が創設されました。

同交付金の使途は、今回統合の対象となった5種類の補助金の範囲内で事業を選択することが可能となっております。このことは、これまでの補助金と比べ一定の前進をしたものと考えております。しかしながら、沖縄県としては、一層の使途の自由度の拡大が必要と考えており、引き続きこの点を政府に要望しているところであります。

今後、さらに平成24年度以降の新たな沖縄振興に係る施策の円滑な実施に必要な財源が確保され、さらに自由度を高めた「沖縄振興一括交付金（仮称）」を実現すべく、引き続き政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、地上デジタル放送についての御質問の中で、新たな難視地区の県内の状況についてお答えします。

本年1月に総務省が公表した「地上デジタル放送難視地区対策計画」によると、県内の新たな難視地区は55地区、約1900世帯とされております。そのうち対策方法が決まっているのは44地区、約1700世帯とされており、残りの11地区についても住民の意向等を踏まえて対策が検討されているところです。

同じく地上デジタル放送に関連をして、新たな難視地区への県の取り組みについてお答えします。

地上デジタル放送移行については、国、放送事業者を中心に対策が進められております。

県としては、新たな難視地区の住民に過重な負担が生じることがないように全国会議等を通して国、放送事業者に要望するとともに、関係市町村と連携して取り組んでおります。

同じく地上デジタル放送に関連をして、うるま市における対策の進捗状況についてお答えします。

うるま市の新たな難視地区は3地区、約140世帯と

されております。そのうち勝連字平敷屋及び与那城字池味の2地区については、市が事業主体となり対策が検討されています。残りの与那城字屋慶名については、国が暫定的に実施する難視対策衛星放送を利用し、その期間中に恒久的な対策を検討するとされています。

次に、離島振興についての御質問の中で、津堅航路の現況及び離島航路に対する支援策について、これは7の(1)、(2)、(3)を一括してお答えをさせていただきます。

県は、離島航路の維持・改善により離島地域の振興及び離島住民の民生の安定と向上を図るため、国・市町村と協調して欠損額に対し補助を行っております。平敷屋—津堅航路は、島民の交通手段として利用されているほか、夏場の観光客や津堅島ニンジンの出荷輸送でも利用されております。しかしながら、現在、補助対象航路とはなっておりません。同航路については、今後欠損が発生することが見込まれることから、うるま市が事務局となり国・県、市民代表等で構成する「平敷屋・津堅航路改善協議会」を設置し、今後の支援のあり方について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境問題について、県内の産業廃棄物管理型最終処分場の状況についてお答えいたします。

本県における産業廃棄物処理業者が設置している管理型最終処分場は、現在、沖縄市とうるま市にある3施設となっています。これらの施設の平成22年3月末時点の受け入れ可能な残余容量は3万2000立方メートルであり、平成21年度の埋立実績——これは8900立方メートルですけれども——をもとに算出した場合、残余年数は約4年となっております。

同じく環境問題について、最終処分場の改善作業に対する県の対応についてお答えいたします。

県では、平成19年7月より貯留廃棄物の改善に向けた会議を定期的で開催し、改善作業の進捗管理を行っております。同事業者においては、沖縄市からの借地である安定型区域の改善を加速させるため、自主的に本年2月1日から28日まで廃棄物の受け入れを停止したところであります。

県としては、今後とも改善作業の進捗管理を行い、早急に安定型区域の改善作業を終了させ、あわせて管理型区域についても本格的な作業に着手させたいと考

えております。

次に、公共関与と事業の進捗状況についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、地元の理解が得られるよう住民説明会を開催するなど鋭意取り組んでいるところであります。現在、関係者の先進地視察に向けて調整を進めているところであり、今後とも地域住民の理解と協力を得ながら、早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、県外処分についての県の考え方についてお答えいたします。

本県は、島嶼県という地理的特性から、産業廃棄物の県外処理は、輸送コストの面で排出事業者には大きな負担となり経済活動に支障が生ずるおそれがあります。そのため、産業廃棄物については、可能な限り県内での処理体制を確保する必要があると考えております。

県としては、排出事業者における排出抑制やリサイクルの推進を図るとともに、公共関与による管理型最終処分場の整備などより一層の取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、うるま市津堅島における耕作放棄地対策についてお答えします。

うるま市津堅島の耕作放棄地は、平成21年度の調査によりますと、約22ヘクタールとなっております。うるま市においては、市、農業委員会、農協、土地改良区等で構成する「うるま市地域耕作放棄地対策協議会」を平成20年度に設立し、津堅島を含めうるま市全体の耕作放棄地対策に取り組んでいるところであります。

津堅島においては、平成21年度から耕作放棄地対策事業の実施により約8ヘクタールを再生し、ニンジンや芋の営農が展開されております。また、平成22年度は約3ヘクタールの再生作業のほか、土壌改良、営農定着等を支援することとしております。

今後とも関係機関と連携し、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

次に、津堅島におけるニンジン、芋の営農状況についてお答えします。

平成21年度における津堅島のニンジンの生産状況は、農家戸数が43戸、栽培面積が25ヘクタール、出荷

量が約400トンとなっております。ニンジンについては、平成18年1月に拠点産地として認定され、平成20年度にニンジン洗浄・選別機を導入し、機械化による労働力の軽減を図るなど積極的に生産振興に取り組んでおります。その結果、平成22年度は、平成21年度に対して約180トン増の約580トンを見込んでおります。

芋の生産状況については、平成21年度の農家戸数は20戸、栽培面積は約6ヘクタール、出荷量は約72トンとなっております。平成21年3月にJA勝連津堅芋部会を設立し、増収のための技術実証圃の設置や無病健全種苗の導入等の検討を行い、拠点産地の認定に向けて市や出荷団体と調整を進めているところであります。

次に、津堅島におけるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶防除の進捗状況についてお答えします。

津堅島におけるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶防除については、平成19年11月に「津堅島イモゾウムシ等根絶事業推進会議」を設置し、寄主植物の除去と不妊虫放飼による根絶防除を実施しているところであります。その結果、アリモドキゾウムシについては、平成22年11月から発生がほぼゼロとなっております。また、イモゾウムシについても、平成23年2月現在、一部圃場で発生が見られるものの、それ以外のところでは良好な防除成果をおさめております。

今後とも両ゾウムシの根絶防除を実施し、発生がなければ国等と協議し根絶確認調査を実施することとしております。

次に、津堅島の水源施設等の整備についてお答えします。

津堅島の水源施設、かんがい施設については、土地改良総合整備事業等により昭和51年度から54年度にかけて整備を行っております。しかしながら、これらの施設については、老朽化が進んでいることから施設の更新が必要となっております。

県といたしましては、津堅島の水源施設及びかんがい施設整備事業の導入に向けて、うるま市等関係機関と調整をしているところでございます。

次に、建設業者等が耕作放棄地を活用する際の手続等についてお答えします。

建設業者等が耕作放棄地を借り入れ営農を行うためには、農地法等に基づく貸借の手続が必要となります。農地の借り入れに当たっては、農業生産法人となるか、または一般法人の場合は「解除条件付」の契約等により手続を行うこととなります。いずれの場合においても、市町村農業委員会を通じて手続を行うこととなります。また、耕作放棄地対策事業については、

5年以上営農を継続するものが補助対象となっております。建設業者等についても事業参加が可能となっております。うるま市の建設業者が当該事業による再生作業や土壌改良、加工品の試作等に対する支援を受けるには、「うるま市地域耕作放棄地対策協議会」を通して調整をすることとなります。

次に、宮城島農道整備の取り組みについてお答えします。

宮城島農道の整備については、平成23年度において県営通作条件整備事業として新規採択し、県が事業主体となり被災箇所及びその周辺の整備を行うこととしております。平成23年度においては、早期の全面開通に向け調査測量設計に引き続き工事に着手し、平成25年度までに事業を完了する予定であります。

次に、うるま市比嘉漁港の整備についてお答えします。

水産業の振興を図るためには、漁港の整備が重要であります。現行の比嘉漁港の船揚げ場については、漁船の大型化に伴い増設が必要であると考えております。

県といたしましては、うるま市等地元の要望を踏まえ整備に向けて支援してまいります。

次に、うるま市の桃原漁港につながる水路のしゅんせつについてお答えします。

うるま市の桃原漁港につながる水路については、土砂が堆積し、漁船の航行に支障があると聞いております。

県としても、うるま市と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政についての御質問で、中城湾港新港地区の整備状況についてお答えいたします。

中城湾港新港地区については、国・県において昭和56年度に事業着手しており、平成21年度末の進捗率は約88%となっております。西埠頭は、水深5.5から13メートルの岸壁7バースが平成6年度までに順次供用しております。東埠頭については、水深7.5から11メートルの岸壁7バースが概成しておりますが、供用するためには航路・泊地のしゅんせつが必要であり、国にその整備について要望しているところであります。

同じく土木建築行政についての御質問で、中城湾港新港地区の港湾機能についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、県土の均衡ある発展に資するため、那覇港との適切な機能分担を図り、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾に位置づけており、港湾施設と工業用地が一体となった整備を進めてきております。

同じく土木建築行政についての御質問で、定期船就航の取り組みについてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、定期航路がなく、中部圏域の貨物の多くが那覇港から搬出入を余儀なくされており、物流効率化のため定期船の就航が重要と考えております。

県では、その実現に向けて定期船就航実験を行うため、今年度、新港地区を含む背後圏の企業調査を行い、港湾利用のニーズを把握し実施計画を策定する予定であります。平成23年度は、実施計画を踏まえ、就航実験を国へ要望していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、港湾施設の使用料の低減についてお答えいたします。

中城湾港の物流活性化のために港湾施設使用料を低減することは有効であると認識しております。しかしながら、施設整備に要した起債の返還があること、また、県の財政状況が厳しい状況であることから、使用料の低減については慎重に検討する必要があると考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、リサイクルポートの現状と課題についてお答えいたします。

中城湾港は、沖縄県で唯一のリサイクルポート指定港であり、新港地区内で循環資源を取り扱っている企業が11社立地しております。

県では、円滑な循環資源の取り扱いを図るため、中城湾港リサイクルポート利用促進マニュアル（案）を試行しており、平成23年度から本格運用する予定であります。現在、中城湾港新港地区には先島や本土などへの定期航路がなく、リサイクルポートとしてのさらなる機能を発揮するためには定期船就航を図る必要があると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 土木建築行政についての中の、特別自由貿易地域における減額制度を活用した企業誘致の現状と展望についての御質問にお答えします。

特別自由貿易地域制度を活用した本県への企業誘致

の実績として、平成23年1月現在で製造業等の立地企業は27社、439名の雇用を創出しております。賃貸工場の使用料減額制度の実施により立地した企業は、平成23年1月現在で17社で、同制度実施前の9社から大幅に増加しております。平成19年から3年間の期限つきで実施している土地の減額制度につきましては、リーマンショックによる景気悪化等の影響もあり、同制度を活用した分譲実績はありません。しかし、この間、多くの企業から問い合わせがあり、特別自由貿易地域に対するPR効果は一部あったと考えられます。

今後は、輸送コスト支援事業の拡充や新たに国へ要望している国際物流経済特区制度を活用して企業誘致活動に取り組んでまいります。

次に、日本・サウジアラビア沖縄共同プロジェクトについての、日本・サウジアラビア共同プロジェクトの事業概要及び期待されるものについて、5の(1)と5の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

日本・サウジアラビア共同プロジェクトは、平成19年4月に日本国からサウジアラビア王国へ提案したものであり、昨年6月14日に資源エネルギー庁とサウジアラビア国営石油会社のサウジアラムコ社との間で基本的事項について合意したものであります。

その内容は、うるま市の沖縄石油基地株式会社にサウジアラムコ社が原油約60万キロリットルを貯蔵し、東アジア地域への原油供給拠点としてタンクを商業的に活用します。ただし、緊急時には日本国が原油の優先購入権を有することとなっており、我が国の石油の安定供給が確保されます。昨年12月に沖縄石油基地株式会社のタンクを賃借している独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構とサウジアラムコ社の間で契約が締結され、2月23日に第一船が入港しました。本プロジェクトを契機に、日本とサウジアラビア両国では自動車や建築関連などの産業協力事業が始まっております。

同じく日本・サウジアラビア沖縄共同プロジェクトについての中、県やうるま市のメリットについての御質問にお答えします。

日本・サウジアラビア共同プロジェクトの実施箇所には本県が選ばれたことは、アジア地域における沖縄の地理的優位性が評価されたものと思慮されます。このようなことから、本県のメリットとしましては、本プロジェクトの進展により、石油業界のみならず他の産業からも沖縄が物流におけるアジア地域のハブとして認知されることが期待されます。また、沖縄石油基地株式会社の所在するうるま市のメリットとしましては、原油を積載した船舶が入港することで特別とん讓

与税の増収が見込まれます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 まず知事、県を主導するということが期待される今度の3つの事業、これは知事から今じかに3つの説明がありましたが、その中の国際物流ハブに関する予算が約7億円余り組まれているわけですが、これは知事が昨年の8月に北京を含めて上海にトップセールスでお伺いした経緯があります。私たちは、前島議員を中心にして9名で有志会をつくって上海を視察してきたわけですが、その中において、アンテナショップの予定候補地も拝見させていただいて、知事がどういふうなトップセールスをしたということもお伺いをさせていただきました。

きのう、おとといのニュースで、貨物ハブのよさというか、沖縄がそれをしっかりやっているということの裏づけの報道があったわけです。ということは、本部のマグロが朝早く水揚げされて、それが午後12時前後に那覇空港に運ばれて、その日の夕方にはもう上海で食卓に上がると。これは47都道府県の中でも、生ものに関しては沖縄からだけしか入れないというお話がありました。まずそのことについて、そういった交渉がうまくいった経緯みたいなもの、これはもう知事のトップセールスだと思うんですが、それについてどういふうな流れで沖縄だけのものができたのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業の一環として、現在4つの項目で事業を展開しています。1つは、県産品の販路を拡大をすることが1点、そしてまた、臨空型産業の集積が2点目、それから外国人の観光客を誘客をする、そして4点目は、航空会社の就航誘致、これらを一体的に進めていくと、それで沖縄を売り出していくというふうなことをやっております。

その対象となる地域は、今、全日空が就航している海外5つの拠点をこれから順次開拓をしていく予定でございますけれども、上海に対しては、アンテナショップをこれから開設をする予定でございますけれども、主にマグロを中心にして扱いたいというふうな話がございまして、これについて試験的にこれまで幾つか運んで、その鮮度とかそういうふうなものも試しております。そういうふうな中で、それはかなりいいそうだというふうな感触を今得ております。せんだって、香港のほうで1周年の記念の事業がありまして、随分の方々がそのセミナーにも参加をしていただ

きました。

沖縄県としては、こういう物流ハブ活用推進事業をことしから含めて3年間実施をする予定でございますけれども、そういう中でマグロを初めとして県産品の海外への販路の拡大、そしてまた海外の方の誘客、そしてまた航空路線、ひいてはまた海外からの企業の誘致を含めてそれを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 上海での業者の皆さんのお話を聞いて、どうして沖縄の、あるいは日本製品ですかというお話を聞いたら、やはり日本製品の食に対する安全ですね、そのことを大変強調しておりまして、お互いのおきなわブランドの商品をやはり海外に販路を拡大していくためには、今の体制をしっかりとやっていただきたいなと思います。

それから下地部長、公共関与の産業廃棄物についてであります。これは候補地が県全体で3カ所に拳がってからもうしばらくになるわけですね。そういうふうな迷惑施設みたいな形で、総論は賛成けれども各論になったら反対だと。そのことについて、私はずっと以前にも岩手クリーンセンターみたいな国関与のすばらしい成功例がありますので、その地域を皆さんぜひ一度は見学したほうがいいんじゃないかというお話をしましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） おっしゃるとおり、特に管理型の最終処分場については、設置はやっぱり地域の住民の理解と協力が一番不可欠だと思っております。そういうこともありまして、住民説明会などをこれまで開こうということも提案しましたけれども、やっぱりなかなか厳しい面もあります。ただ、そういう中で、ある地域から少し提案がありまして、自分たちの地域から外して少し遠目に設置したらどうかというまた逆提案もありましたので、そういったいろんな提案も受けながら説明をしたところです。そういった説明の中で、先進事例も少し見てみたいという声も少し上がってきておりますので、ぜひともそういう形で協力と理解を得ていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 比嘉農林水産部長にお聞きしたいんですが、津堅島のニンジン生産部会、芋生産部会、一生懸命頑張っておりますけれども、知事が常日ごろから沖縄県の経済は自立型経済を目指さなくちゃいけないと。これは工業であろうがいかなる産業であろうが、農業もしかりだと思いませんか、今、TPPで盛

んに言われておりますが。本当にニンジン、芋で生計が立てられるような状況について、部長の私見でも構いませんが。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 現在、津堅においてはアリモドキゾウムシ、それからイモゾウムシの根絶のいい成果ができつつありますので、これからは生産出荷体制をしっかりとやるのが重要であるということで、現在、うるま市においては産地協議会が立ち上がっていますし、それから津堅についてはまた芋の部会も立ち上がっている。そういうことで、まず基本的にはしっかりいいものをつくる、そして安定したものをつくる、そしてやっぱり安全・安心ということができるような産地をまずつくることによって、値段的にも高く有利に販売できるような形をつくっていった農家所得を上げるというのが重要だと思います。

そのためには、先ほど議員からありましたように、やはり水が重要なポイントになるんじゃないかなということで、先ほど少し整備はしたけれども、まだ新たな整備が必要だということもありましたので、これについても答弁したとおりしっかりやりながら、その品質・反収も上げながら所得も上げるというような形で取り組むことが重要じゃないかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ両虫に関して、根絶事業推進協議会も立ち上げられていまして、部長の先ほどの答弁からは、アリモドキゾウムシに関してはもうほとんど完璧に近い状況で根絶、あとイモゾウムシがもうちょっとということですが、これが国とタイアップして根絶宣言ができた場合においては、生産がもっともっと拡大できると思うんです。その場合の供給体制あるいは出荷体制みたいなものについて、部長はどういうふうにお考えでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 出荷体制については、まず、今、うるま市においては拠点産地協議会を立ち上げていまして、そこで定時・定量・定質のものを出そうという仕組みづくりはできています。現在、うるま市から拠点産地の認定ということで申請が上がっていきまして、県としては、年度内には拠点産地の認定をしていこうかなと思っています。そうすると拠点産地の認定がされますと、出荷がしっかりできる体制づくりについても、県として集中的に支援をするというようなことになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ両方根絶して、本格的に生産に入ってまいりますと、どうしても野菜に関する水事情、これはどうしても命であります。今現在のビティシマ・津堅におけるかんがい施設は、もう三十三、四年ぐらい前の施設でありまして相当老朽化して、しかも雨が降っても水がたまらないような状況であります。ですから、今県が予定している新たな対策をちょっと前倒ししてでも、早目にイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの、本格的な生産とあわせてできるような体制づくりができないかどうか、まずその点。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 議員からお話がありました津堅島の水源施設あるいはかんがい施設については、やはりつくって長いもんですから老朽化しています。そういう意味で、やはり先ほどありましたようにニンジンとか、あるいは芋の生産拡大を図るためにはそういった施設整備が重要ということを考えています。それで現在、うるま市と調整を進めているところでございますけれども、25年度の採択で今検討してもらっているところでございます。しかしながら、受益農家の事業参加の合意形成が早くなれば、必ずしも25年ではなくて前倒して整備を進めたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 前向きな答弁ありがとうございます。

宮城島の農道整備についてであります。この農道は、農畜産農家だけのものではなくて、宮城島、伊計島の生活道路の一角になっております。しかも、観光立県を唱える本県の伊計ビーチとか、あるいは伊計リゾートホテル、そこは修学旅行団、あるいは伊計ビーチに関しては年間五、六万人の観光団がビーチに来るわけです。ですから、これが今現在、あれだけ崩落した片側通行で、しかも片側通行の反対側は大きながけっ縁になっていきますので、そのほうも早目にしていけないと、ことしの夏から、ないしは来年の夏の観光団に相当影響が出るんじゃないかなと大変心配しておりますが、そのほうもぜひ早目に前倒しでやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 宮城島の農道につきましては、1つは、被災箇所だけではなくて周辺まで整備をする必要があるというふうに考えています。先ほど答弁をいたしましたけれども、23年度に着工ということで、25年度完成ということをしており

ますけれども、先ほどお話がありましたように、やはりいろんな意味で利用されている状況がございますので、これにつきましても早期の整備ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 土建部の仲田部長にお伺いします。

中城湾港に関しまして定期就航の件、これは特別自由貿易地域そして一般の企業誘致で来られた業者の方々は、定期航路をつくっていただけるというそういうふうな思いでそこに企業が来ているわけです。今現在、ある業者なんかもそこに企業化して製品化してはいるんです、もう工場も稼働しているわけですが、那覇港に原料をおろしてそこから陸路運んで、そしてまた製品化して、目の前の港じゃなくてまた那覇港から本土出荷、東南アジアに出荷しなくちゃいけない。これはやはりどうしてもこの定期就航を早目にやること

が、今現在滞っている企業誘致あるいは特別自由貿易地域の活性化にも大きくかかわってくるというふうに考えております。

23年度から社会実験を開始するということですが、これもどんどんどんどん早目に定期船の就航ができるような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 3 月 2 日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成 23 年 3 月 2 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成23年 3 月 2 日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで（質疑）

第 3 乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計予算
- 甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第 5 号議案 平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第 6 号議案 平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第 8 号議案 平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 9 号議案 平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第21号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成23年度沖縄県下水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成23年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）
- 甲第25号議案 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第26号議案 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第27号議案 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第28号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 甲第29号議案 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第30号議案	平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
甲第31号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
甲第32号議案	平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第2号）
甲第33号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
甲第34号議案	平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第35号議案	平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
甲第36号議案	平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）
乙第1号議案	沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県新しい公共支援事業基金条例
乙第10号議案	沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例
乙第12号議案	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
乙第14号議案	沖縄県ワクチン接種促進基金条例
乙第15号議案	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
乙第19号議案	沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第22号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第23号議案	沖縄県暴力団排除条例
乙第24号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案	土地の処分について
乙第26号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案	交通事故に関する和解等について
乙第28号議案	交通事故に関する和解等について
乙第29号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第30号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第31号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第32号議案	訴えの提起について
乙第33号議案	訴えの提起について
乙第34号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第35号議案	副知事の選任について
乙第36号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第3 乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回の件

予算特別委員会の設置

予算特別委員会委員の選任

出席議員(48名)									
議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君						
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君						
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君						
2番	島袋大君	27番	照屋守之君						
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん						
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君						
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君						
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君						
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん						
8番	渡久地修君	33番	前田政明君						
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん						
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君						
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん						
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君						
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君						
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君						
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君						
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君						
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君						
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君						
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君						
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君						
21番	新垣清涼君	47番	嘉陽宗儀君						
23番	新垣安弘君	48番	大城一馬君						

説明のため出席した者の職、氏名									
知事	仲井眞弘多君	知事公室	饒平名知成君						
副知事	上原良幸君	秘書広報統括監							
知事公室長	又吉進君	総務部監	新垣郁男君						
総務部長	兼島規君	財政統括監	中野吉三郎君						
企画部長	川上好久君	教育委員会会長	金武正八郎君						
文化環境部長	下地寛君	教育長	翁長良盛君						
福祉保健部長	奥村啓子さん	公安委員会会長	村田隆君						
農林水産部長	比嘉俊昭君	公安委員会会長	平良宗秀君						
観光商工部長	勝目和夫君	警察本部長	岩井健一君						
土木建築部長	仲田文昭君	労働委員会会長	又吉春三君						
企業局長	宮城嗣三君	労務局長							
病院事業局長	伊江朝次君	人事委員会会長							
会計管理者	米蔵博美さん	代表監査委員							

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
次 長	新 城 博 君	主 査	仲宗根 章 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	平 田 善 則 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案から甲第 36 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 36 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

傍聴席の皆さん、おはようございます。

本日、傍聴席には豊見城市の豊寿大学の皆さん——豊見城の豊と寿と書いて——が傍聴に来ております。これが県議会でありますので、しっかりとまた見ていただきたいなと思っております。

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、鳩山前総理のインタビュー記事について取り上げたいと思います。

(1)、琉球新報の社説に、「万死に値する大罪」との見出しがありました。正直、内閣総理大臣経験者には申しわけありませんが、そのとおりだと思います。あいた口がふさがらないとはこのことを言うと思いますが、知事の率直な感想をお聞かせください。

(2)、私はここに至っては申しわけないけれども、政治家の資質の問題ではないかと思うのであります。政治家たる者、ましてや前内閣総理大臣であります。沖縄、日本、いや米国、東アジアの外交・安全保障政策に影響を与えることを自覚していないのではないかと。少なくとも自民党時代の総理経験者は、こんなことはいたしません。現内閣の後ろから撃つようなまねだけは絶対にしません。それをあの方はわかっていてやっているのでしょうか。わかっていなかったら余計にたちが悪いわけであります。

仲井眞知事、答えにくいと思いますが、この鳩山前総理の政治家の資質、指導者としての資質についてどう思われますか、伺います。

次、沖縄振興特別措置法と駐留軍跡地利用推進法に

ついてであります。

(1)、来年度で切れる沖縄振興特別措置法について、沖縄県の考え方、どのような新法にしたいのかお聞かせください。

(2)、駐留軍跡地推進についても県の独自案を出そうと研究されているようですが、私もそのことについては賛成であります。なぜその法案化が必要なのか、知事のお考えをお聞かせください。

3、平成 23 年度沖縄関連予算についてであります。

(1)、平成 23 年度沖縄関連予算について、政府案が提示され国会で議論をされておりますけれども、沖縄県の考え方がしっかりと反映されているのかお聞かせください。また、問題があるとしたらどの部分かお聞かせください。

(2)、平成 23 年度予算で、新規事業の「万国津梁」人材育成事業、そして農業関連予算が気になっております。どのような内容になっておりますか、お聞かせください。

4、J 規格のサッカー場整備・建設についてであります。

(1)、現在開催されている野球とサッカーのキャンプで県内が大変にぎわっておりますけれども、そのキャンプが県内の経済活性化にどのような影響を与えていると認識しているのかお聞かせください。

(2)、サッカーについてもキャンプ誘致について積極的に取り組むべきだと考えますが、そのお考えを伺います。

(3)、知事の公約である J リーグ規格のサッカー場建設についてはどのような見通しなのかをお聞かせください。

我が党の代表質問との関連についてであります。

座喜味県議の子育て支援についてであります。

(1)、特別保育事業について。

子育て支援センターは現在県内に何力所あるのか。新年度は何力所ふやす予定ですか。

次、新保育システムについて、沖縄県の現状を踏まえた場合、可能であるのか伺います。

(2)、待機児童対策について。

既存の認可保育園へのアンケート調査は行っている

のか伺います。

(3)、新たな沖縄振興計画の中で、保育の現場の声を取り入れると言っておりましたけれども、保育現場からの意見交換などヒアリングは行ったのか伺います。

次、保育士になるための環境づくりとして、保育士になるための基金を創設してはどうか伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

島袋大議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、鳩山総理の発言及び政治家としての資質についての御質問にお答えいたします。1の(1)と(2)が関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁いたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりだとすれば、「方便」という言葉は理解しがたい表現と言わざるを得ません。県は、政府に対しこれまで頭越しではなく、地元の理解・協力を得なければならないというようなことや、県民の納得のいく説明や解決策を示すよう繰り返し申し上げてまいりましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とは言いがたく、まことに遺憾であると考えております。

なお、政治家としての資質につきましては、鳩山さんも長年にわたり国会議員として国民の負託を受け、仕事をされ、そして党の代表もされた方であり、総理に就任されました。私からのコメントは差し控えさせていただきます。

第2に、沖縄振興特別措置法と駐留軍跡地利用推進法に係る御質問の中で、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律についての御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興の成果により社会資本の整備や産業振興の面で着実な進展が見られたと思います。その一方で、沖縄は種々の特殊事情から、県民所得及び雇用の問題、そして離島振興、基地の問題、交通体系など重要課題を今なお抱えております。したがって、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律におきましては、離島県ゆへの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、そして豊富な若年労働力、さらには東アジアの中心に位置する地理的な優位性を最大限発揮する施策を展開するため、国の責務において、全国一律とは異なる新たな法制度が必要であると考えております。このため、新たな法律には、競争力の高い税制優遇による経済特区、そして離島定住支援、交通・物流コストの抜本的な軽減などの制度を

盛り込むことを求めてまいりたいと考えております。

同じく沖縄振興に係る御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の御質問にお答えいたします。

現在、跡地利用に関する法律は沖振法第7章と軍転特措法の二本立てとなっております。一般的に理解しにくいものでもございます。また、これまでの跡地利用におきまして基地内立入調査の制限による埋蔵文化財調査等のおくれ、そして土地引き渡し後の不発弾や土壤汚染の発見、さらには給付金支給における地権者の不利益、跡地整備のための財源不足などさまざまな課題が明確になっております。このため、平成23年度末の沖振法と軍転特措法の失効にあわせ、2つの法律を一元化した上、課題の解決を図る新しい制度を盛り込んだ跡地利用に関する新たな法律の制定が必要であると考えております。

次に、「J規格のサッカー場整備に係る御質問の中で、野球、サッカーキャンプの県経済に与える影響についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、プロ野球やサッカーのキャンプは、沖縄県内各地域に直接的な経済効果とそしてメディアを通じた情報発信による大きなPR効果をもたらしていると認識をいたしております。民間調査機関によりますと、ことしのプロ野球春季キャンプにつきましては、約101億円の経済効果が予想されております。

サッカーにつきましては、今年度、県のスポーツ・ツーリズム推進事業で支援しております「美ら島サッカーキャンプ」により、国内外から7チームが参加いたしております。今後、その効果測定等を行っていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 平成23年度沖縄関連予算に関する質問のうち、予算は県の考え方が反映されているのか、問題点はないのかという趣旨の質問にお答えいたします。

平成23年度の内閣府沖縄関係予算案は、国の厳しい財政状況の中、前年度比で0.1%増、2301億円が確保されたところであります。

沖縄県の自立型経済の構築に向けて、「万国津梁」人材育成事業や沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業など、効果的な諸施策が盛り込まれたほか、内閣府沖縄関係予算の約8割を占める公共事業関係費等についても本県の基盤整備の推進を図るための配慮がなされた

ものと考えております。また、「沖縄振興自主戦略交付金」が創設されたことについては、意義のあることと考えております。しかしながら、同交付金については、用途が限定されたものとなっていることから、自由度の拡大を国に求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 平成23年度沖縄関連予算についての中、「万国津梁」人材育成事業についての御質問にお答えします。

本事業は、経済成長著しいアジア地域など、海外展開に積極的に取り組む県内企業等の人材育成を図るため、国の補助金を活用して平成23年度からおおむね7年間をめどに実施してまいります。

具体的な取り組みとしては、海外展開に向けたセミナーの開催や海外企業等への実務研修派遣、大学院等への長期留学支援や海外からの専門家招聘に加え、当該事業に参加した企業及び人材のネットワークを構築することにより、産業の高度化・国際化に対応できる環境づくりに取り組んでまいります。また、アジア地域などの若者を沖縄に招聘し、県内の若者との研修や交流を通して、国際的な視野を持った人材育成を図ってまいります。なお、平成23年度につきましては、海外展開に向けた人材育成に関する調査検討、プログラム作成、セミナー等を実施し、あわせて平成24年度以降の海外派遣等に向けた取り組みを予定しております。

次に、「J規格のサッカー場整備・建設について」の中、サッカーキャンプの誘致についての御質問にお答えします。

県では、今年度スポーツ・ツーリズム推進事業において「美ら島サッカーキャンプ」の開催を支援しております。国内外から7チームの誘致で今キャンプをしています。また、キャンプの実施要件を満たすサッカー場や練習場が限られていることから、市町村での整備を促進するための説明会を開催しております。

県としては、サッカーキャンプは、スポーツの振興や地域の活性化に大きく寄与することから、さらなる拡大を図るため、市町村や関係機関と連携しながら、誘致に積極的に取り組んでまいります。

同じく「J規格のサッカー場整備・建設について」の中、「Jリーグ規格サッカー場建設についての御質問にお答えします。

プロサッカーの公式戦が開催可能なサッカー場の整備については、現在、沖縄県総合運動公園陸上競技場

を「J2規格適合施設」とするための調査を実施中であり、改修に向けた取り組みを進めております。また、「J1規格に適合したサッカー場については、次年度、スポーツ振興や地域活性化の観点から、求められる機能や健全な運営を実現するために必要な施設のあり方について基礎的な調査検討を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 平成23年度沖縄関連予算の中で、平成23年度農林水産業関連予算についてお答えします。

平成23年度農林水産部の一般会計当初予算は、500億1967万9000円で、その内訳は、農林水産業費が483億1000万円、災害復旧費が17億967万9000円となっています。農林水産業費の内訳としては、県営畑地帯総合整備事業費などの農地費が269億5518万円、含みつ糖振興対策事業費などの農業費が96億7115万円、水産生産基盤整備事業などの水産業費が71億108万円、治山事業費などの林業費が23億9174万円、畜産担い手育成総合整備事業費などの畜産業費が21億9082万円となっています。なお、平成23年度の農林水産部の一般会計当初予算は、平成22年度に比べ1.1%の減となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 我が党の代表質問との関連についての御質問の中、子育て支援センターの箇所数等について、5の(1)のアとイは関連しますので一括してお答えいたします。

地域の子育て家庭に対して育児支援を行うための「地域子育て支援拠点施設」は、平成23年2月末現在、23市町村69カ所で設置されているところであります。県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の後期計画において、平成26年度までに91カ所にふやす目標を掲げているところであり、施設の設置が進むよう今後とも実施主体である市町村へ働きかけてまいります。

なお、当該事業の財源が次世代育成支援対策交付金となっていることから、県の予算の計上はありませんが、新年度の設置予定箇所につきましては、現在市町村へ照会しているところであります。

次に、新保育システムについてお答えいたします。

県としましては、「子ども・子育て新システム」の

制度設計に当たっては、子供の視点から保育のあり方の議論を進めるとともに、保育の質や財源の確保を図ることが重要であると考えております。また、本県の公立幼稚園はほとんどの小学校に付設され、5歳児保育において重要な役割を果たしているなどの特殊事情があり、全国一律の政策では十分な効果が期待できないものと考えております。

国においては、現行の保育所、幼稚園の一部を残す案を含め、さまざまな角度から制度設計に向けて検討中であり、今後とも国の動向を注視するとともに、本県に及ぼす影響について整理し、必要な対応をまいりたいと考えております。

次に、待機児童対策に係る認可保育園へのアンケート調査についてお答えします。

県におきましては、平成22年10月に県内で保育所のある34市町村を通して認可保育所にアンケート調査を行っております。その内容は、待機児童解消のために既存認可保育所において、児童福祉施設最低基準を満たした上で受け入れ枠のさらなる活用を図ることについての調査となっております。アンケートの集計結果では、さらなる受け入れが可能な児童数は、全体で約3500人となっております。

なお、この集計結果は、待機児童の有無や地域ごとの偏在の状況について精査をしていないことから、どの程度の活用が図られるかについては、今後、市町村とも協議をまいりたいと考えております。

次に、待機児童対策及び新たな振興策における保育関係者の意見聴取についてお答えします。

県では、保育行政を円滑に進めるため、日ごろから保育関係団体と意見交換等を行っているところであります。今回、国へ提案した新たな子育て支援制度については、県民意見の募集を行うとともに、保育関係団体へも意見照会を行っております。

次に、保育士になるための環境づくりとしての基金の創設についてお答えします。

保育の現場において保育士の人材確保が課題となっているものと認識しております。現在、保育団体において、保育士確保等の課題等についてのアンケート調査を実施し、現在取りまとめ中と伺っております。

県としましては、これらのアンケート調査の結果を踏まえ、課題となる事項について整理するとともに、御提案の保育士養成の基金の創設も含め、保育関係団体とともに必要な対策について検討をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それでは再質問をしたいと思いますけれども、まず鳩山前総理のインタビュー記事であります。やはり知事の答弁としても目いっぱいだなというふうな思いがあるんですけれども、私がなぜここまで言わせてもらうかというのは、知事も大体わかっていると思うんですけれども、我々自民党県連は2010年1月に行われた名護市長選挙の前に「県外」というふうにかじを切ったわけでありまして、なぜそれを切ったかというのは、我々は当時、辺野古への移設が早期の危険性除去の観点からベターなんだというふうに自民党はしっかりとそういうふうに考えておりました。しかし、それを最高権力者である内閣総理大臣が、「最低でも県外」と県民に約束したから、我々はかじを切ったのでありまして、それが今どういう状況になっているかというのが我々県民にとって非常に気になっている、もう悩んでいるところだと思うんですけれども、だから鳩山政権はダッチロールを繰り返したあげく、結局辺野古に回帰しているわけですよ。その辺野古に回帰した一番の理由が抑止力というふうに話をしたわけですよ。それが「方便」だったと、怒りを通り越して本当に先ほども言ったようにあいた口がふさがらないというふうになってくるわけですよ。

それと民主党県連の皆さんもいますけれども、この民主党の県議団としてもどう思っているか知りませんが、当時は鳩山さんが党首でありました。県外・国外を主張して2つの衆議院の選挙区を獲得したわけですよ。総選挙のときに勝った党首は鳩山さんでありました。だから、しっかりとこの民主党県連としてもこういう発言をさせたというのはいかなるものかというのはしっかり考えてもらわないといけないと思うんですよ。民主党に一般質問してもおかしい話でありますけれども、ですから民主党県連としても強くこの鳩山さんに抗議をしないと、やはり知事の意見としては、知事の思いというのは言いたいかもしれませんが、それを支えている地元の民主党県連から鳩山さんに対してこういう発言は何たることなんだと、おかしいだろうと言うのがこれが筋論だと思っていますから、その辺はまたしっかりと議会の休憩中でも言ってほしいなと思っておりますから、これはもう知事の答弁はいいです。

次に大きな関心があるのは、来年度で切れるこの沖縄振興特別措置法であります。

知事を初め企画部を中心に、次期沖縄振興をみずからの手でつくり上げるために一生懸命努力しているというのは高く評価をしております。その一方で、知

事、率直な感想を言わせていただきますと、まだ県側の次期沖縄振興に関するビジョンがなかなか見えないんじゃないかなというふうな思いがあります。説明がちょっと足りないんじゃないかなというのもあります。そして政府とこの調整ペースに間に合うかという不安があるわけですよ。だからこれは政府が悪いのか、あるいは県側の準備不足なのか、その辺の感想をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員のほうから御心配の話がありましたけれども、私どもは県議会を含めて実は過去この2カ年、次期沖縄振興に対する準備をやってきたんだと思っております。その1つは、まず21世紀ビジョンというふうなものを議論する中で、現状の沖縄のあり方というふうなものを議論しながらあるべき20年後の沖縄というものを我々は議論していく。そしてまた、去年は現沖縄振興計画の総点検というふうなものをしっかりと議論してきたというふうに思っております。その中でやはり出てきたものが、現在国のほうに要望しております45の制度提言というふうなことでございます。この制度提言の大きな枠組みでございませうけれども、過去40年の沖縄振興というふうなものの仕組みは、実はほとんど同じスキームだったというこのことをそのときの議論で承知をしていると思います。1つは、沖縄振興開発計画というものを国の計画として位置づけ、そしてまた財源措置として高率補助で措置をする。そして産業振興施策として、これは現在の沖縄振興計画からようやく始まったわけですが、特別自由貿易地域とか7つの地域指定制度、これが大きな枠組みになっているわけでありまう。今回、そういう制度を見直しをしながら、地域主権改革という大きな流れの中で県独自の計画をつくる。それを国に法律制度として支援をしてもらう。さらにまた、財源措置としては高率補助にかわる一括交付金制度、より自由度の高い沖縄の地域特性に合わせた施策の展開ができるような形の財源を確保してもらう。さらには、産業振興施策だけではなくて離島の総合対策、それからまた子育て、さらには交通・物流コストの低減とそういう21世紀ビジョン、そしてまた総点検の中で県民全体でも議論した内容のものが今盛り込まれて出てきていると思います。

このことについての制度が法律に間に合うかどうかということにつきましては、昨年12月27日に政策協議会の中で提案をして、その中で官房長官から各省庁に指示が出ております。これに基づいて現在事務的な詰めをしているわけでございますけれども、おおむね来

年の通常国会にその法律が提案できるような形で7月ぐらいをめどに法律の骨格を固めるべく今作業をしておりますので、そこのところは精いっぱい努力をしながら、また県議会の各位の皆様方の御支援もいただきながら頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 部長、まさしくそうだと思っております。だから、現在、政府と具体的にどのレベルまでしっかりと詰めていると、今いろんな説明がありましたけれども、8月の概算要求までには決めないといけませんよね。そういうことを考えれば、内閣府の振興局との調整なのか、あるいは各省庁との具体的な調整まで進んでいるのか、タイムスケジュールも含めて聞きたいんですけれども、気になるのは内閣府の振興局と各省庁とに若干の温度差があつて大変苦労しているのかとか、いろいろそういう思いがあるのかなと思っておりますから、その辺も含めて御説明をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 内閣がかかわったとか、やはり政権政党が1年半前にかかわったということ、それから政治主導というようなことで大臣は沖縄担当大臣3人かわられました。やはりこれまでの長い間の自公政権とのやりとりとは大分違っています。そして政治主導ということで、我々もまず政策協議会というつまり大臣が全部メンバーである、ここからスタートしているわけです。ある意味で事務方のほうからスタートしていません。ですから、そういう意味では事務方との詰めはこの間から始まったということです。ですから、それとかなり事務方の中でも事務次官に近い局長級からスタートしていますから、ある意味で実務的な詰めに行くにはかなり大急ぎでこれからお互いに詰めましよう、ということになっておるわけであり、さらに約40年経てきますとやはり沖縄のむしろよさといひますか、元気さだけがどうもヤマトでは目につくような感がなきにしもあらずです。ですから、実は政治的な面からのおろし方とさらに政府と党、そして事務方の分はぐつと課長クラスまでぐいぐいぐいぐいおろしていって、またこれを上げてくる。さらに、内閣府という取りまとめ機関がありますから、そういう過程は少しやはりおくれぎみだとは思ひ。ただこれは政府も御存じのような状況で、なかなか身を入れてできない状況にもあろうかという感じが実はないわけではありませう。ですから、これはこれからかなり急いで詰める状況にあることも確かです。

ですから、むしろ自由民主党さんもヤマトでは野党

におられますが、沖縄振興委員会もつくってやっていただいています。ですから、過去40年間は大体全会一致で国会もすべてこの沖縄の関係は大体通していただいているんで、いずれそういう方向に持っていきながら、具体的な中身の詰めというのはようやく始まったばかりであることも確かです。ですから、ある意味で不安を与えている感じがあるかもしれませんが、これはもうぐいぐいぐいぐい急いで詰めていくしかないと思っています。

ですから、もう一つだけ申し上げますと、やはりこの政権は枠組みを変えようというようなことでスタートし、一括交付金というのも民主党を中心とする政権でスタートさせました、マニフェスト。これは我々にとっても非常にいいからこれをやろう。それから出先機関の整理整頓ですね。もうこれは原則廃止というのを閣議で決めてやろうとしているのも今の政権です。これも我々にとってはちょうどタイミングがいい。ですが、まだこれは考え方を決めただけで、これを具体的にどうするかというかなり基本的なところも同時にやらないといけないという点でそういう印象を与えていると思いますが、ある意味で全国会議員一人一人回って最後をお願いして歩くことが必要になってくると思っています。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく今知事が言ったとおりだと思っています。

だから、知事なぜ私がこういうようなことを聞かなくと思うでしょうけれども、知事も御承知のとおり、我々自民党は党本部のほうで谷垣総裁肝いりで、この「沖縄振興に関する特別委員会」を立ち上げております。先般、沖縄振興に関する考え方の中間報告も党本部から出ていると思っています。

なぜ、この自民党本部自体が立ち上げたかといいますと、今おっしゃるように40年間しっかりと自民党はいろんな面で沖縄に対する問題をずっと歴代の議員の皆さん方はやってきたわけでありまして。しかし、現在、政府の対応が余りにも遅いんですね。特にこの与党・民主党の関心が僕はないと思っています。党の専門部会も最近しかでき上がっていないんですね。だから、そういうことを考えれば危機感があるからこそ、これは自民党本部としても政府へのプレッシャーを与えるためにもしっかりとやらないといけないんだなというふうにやっているわけでありまして。だから、県側との意見交換もしながらこの党委員会で沖縄振興特別措置法の議員立法に向けてかなり議論も進んでいると思っています。ですから、既に10回以

上も開催され我々県議団とも自民党本部ともいろんな面で意見交換しておりますから、これは自民党もしっかりと県からヒアリングを聞きながら、今の与党政府が遅ければ独自で我が党の沖縄に関する委員会の中で法案を出そうという気持ちがあるんですけれども、やはり本土の国会議員との温度差が若干あると思っております。ですから、今回、沖縄振興特別委員会の議員派遣でも9日ぐらいから行きますけれども、やはり与野党関係なしに沖縄選出の国会議員を集めて、県会議員が一々沖縄選出の国会議員の部屋まで行ってお願いしますというこういう時代じゃないと思っています。与野党全員一つの部屋に集めて県議会の思いをずばりと、逆に沖縄選出の国会議員を県議会議員がけつをたたく意味でもしっかりと議論をしないといけないと思っていますから、その辺は当銘委員長を中心に要請団もしっかりそういった形で一つの部屋に集めて、お互い腹を割って10年を見据えるためにもこういった形でみんなで頑張っていけないといけないんじゃないかと、きのう金城県議も言っておりましたけれども、私もまさしくそのとおりだと思っています。

そういう意味を込めて知事も当たっているよと、どんどんどんどんけつをたたいてくれという思いもありましたら、一言お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 島袋議員のお話、非常にありがたいことで、執行部としましても県議会の議員のこの間の決議というのは大変ありがたいんで、ひとつよろしくお願いします。

そして沖縄県選出の国会の先生方も無論、予算のときは我々も全員集まっていたいて、そして説明したりお願いをしたりはしています。集まりぐあいが最近少し鈍いところがあるんですが、それでもやはり県選出の先生方を中心に走り回ってはいただいておりますが、県議会の議員の先生方からもひとつぜひ檄を飛ばしていただければありがたいと思いますし、国会全員の500何十人の先生方、我々あれしように思っているんです。それをやらないとやはり一種の沖縄離れとは言いませんが、やはり40年たった結果というのは大分違っています。ですから、山中先生が一番初めに総理府の総務長官のときにおっしゃった「償いの心」というあの表現はもう全く消えています。ですから非常に展開の仕方が難しい時代に入っていることも確かですから、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしくこれは知事の本当に素直な

率直な思いだと思っておりますから、県議会としてもこの要請団の皆さんはもう鉢巻きしてでも言うてやるぞという気持ちになっていると思いますから、その辺もまたしっかりと我々も言うていきたいなと思っております。

次であります。

また、駐留軍跡地利用推進についても県は研究されていると思いますけれども、この案件も自民党本部のほうで「沖縄振興に関する特別委員会」で専門部会も立ち上げております。これも現行の沖縄振興特別措置法の7章、軍転法に書かれておりますけれども、それだけでは網がかけられないことが多いと思っております。ですから、次期沖振法と同時に駐留軍跡地利用推進についても法制化をするべきだと思っておりますけれども、担当部長のほうからやはりここが非常に気になっているんだというのがありましたら、ひとつ御意見をいただきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現行軍転特措法と沖振法の第7章でもって基地跡地についての整備を進めてきたわけでございますけれども、実際その現行の法律のもとで進められている跡地利用についてはいろんな問題点が出てきております。1つは、やはり基地内立入制限がどうしてもあると、事前の調査ができないような状況の中でそのことが結果的に跡地利用の作業に支障を来しているとか、あるいはまた給付金の制度についても今般の軍転特措法で3年間、それからまた沖振法の7章でそれに追加するような形の措置はとられたものの、現実の問題としてその跡地利用は最長で19年、おおむね10年かかる中で3年の給付金というのはなかなか厳しい、そういうふうな状況もございます。さらにまた、実際に引き渡しをしてさまざまな汚染物が出てくるようなそういうような状況の中で、十分な手当てができない。地主の負担、あるいは市町村の負担は大きい。また、不発弾にしても例えば新都心では6年間で6億かかったと言われております。それはほとんど最終的には地主の負担になっていくわけでございますけれども、そういうさまざまな問題を整理をしながら、今般新しい法律の中では軍転法とそれから沖振法の7章、これを一本化をするということと、それから今あるような課題を整理をしながら、まず大きくは国の責務としてやはりやっていただかなきゃいけない。もう一つは、やはりこれは特に中南部の広大な基地跡地が返ってくるということであれば、まさしくそれは沖縄の振興に資するような形でやはりやっていただかなきゃいけない。そういう基本的な考え方をベー

スにしながら、内容的には今申し上げました給付金制度の見直しだとか、その返還前の環境調査とか、それから引き渡し前の徹底した原状回復だとか、そういうふうなものを整理をしながら求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この件も自民党本部といろんな面ですり合わせていってるんな意味で意見交換を我々もしておりますので、しっかりとこの辺は法制化に向けて一生懸命お互い意見を出し合いながらやっていきたいなというふうに思っております。

次であります。

平成23年度沖縄関連の予算についてであります。

私もいろんな面で資料を見ましたけれども、気になるところが幾つありますけれども、もちろん一括交付金についてはいろんな面で議論されておりますので、この辺もしっかりと我々はこれからも詰めていきたいと思っておりますけれども、万国津梁の人材育成について聞きたいと思っております。

この新規事業として取り崩し基金として13億5000万円積んでおりますけれども、これは基金の取り崩しと聞いております。社会人の育成には大体7年で10億、高校生支援には5年で3億円というふうに聞いておりますけれども、21世紀ビジョンを反映された新規事業として評価できるんですが、この金額で満足できる支援ができるのか、部長としてのちょっとした意見をいただきたいなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） これから沖縄の新たな産業の方向性として、やはり発展するアジアをいかに取り込んでいくかというのは、一つの沖縄の産業の方向性だと思っております。その中で予算額13億5000万円が多いか少ないかいろいろ議論がありますけれども、やはりこの7年間まとまったお金で大体毎年1億ぐらいですから、非常に大きな我々は額だと一応認識しておりまして、これをいかに今後効率的に沖縄の経済界と一緒に使って使うかということだと思っておりますので、この件は非常に効率性というものを含めて我々も頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは大変すばらしい事業だと思っております。

ですから、私が一言だけ言わせていただければ、これから沖縄も人づくり、物づくり、しっかりとした人材育成をやっていただいて、それから金のなる木をどんどん育てていく。そうすることによって本土に負け

てたまるかという沖縄の自立経済に向けて走っていき
ると思っております。ですから、留学や国際交流の後
なんですよ。こういった形の人材育成をやるんです
けれども、その後が非常に気になってくるわけであり
ます。留学や国際交流を行えば沖縄の将来にとってよ
い人材が育つというのはそうかもしれませんがけれど
も、なかなか何年後ですからどうなるかというのが気
になるわけでありますよね。ですから、事業に参加し
たものの効果的な活用方法をこれから戦略的に考えな
ければ、そういう事業を受けた方々が本土に行ったほ
うがいいのか、アジアに発信したほうがいいのか、地
元沖縄に来てあるいは各部署にいろいろな企業に入る
なり県庁に入るなりしてそういう人材育成のアジアに
対する戦略も含めて沖縄はどんどんどんどんやるべき
じゃないかなということでありますから、予算は幾ら
あっても足りないと思っておりますから、そういうも
のをどんどんどんどん政府に要請していくべきだ
と思っております。その辺は答弁は要りません。一緒に
私も頑張る決意でありますからやっていきたいな
と思っております。

次に農水関連予算についてであります。

農水部長、23年度予算は非常に減額されております
けれども、これやはり中身を見ますと、結局米の戸別
補償にしても沖縄はほとんど恩恵がありません、基幹
作物はさとうきびでありますから。これを政府に部長
も強く要請しましたか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 22年の予算要求の中
で、減額が67億あって88%ということがございまし
て、これについて県・市町村、それから県議会の決議
もございまして、22年度予算については全体で2月の
補正予算も含めて57億を新たに予算要求をしており
まして、トータルとしては22年度については21年度に
対して98%が確保されているような状況でございます。

それから23年度につきましては、一括計上では4%
の増になっていますが、やはりそれでも引き続き21年
度に比べては足りないという状況がございまして、
これについては県・市町村、それから県議会を含めて
改めてまた要請をしていく必要があると考えており
ます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 非常にそういったいろんな面で汗を
かいているというのは非常にひしひしと感じており
ます。ですから、今の民主党政府・政権はこれからさ
とうきびの価格も下げていくわけですよ。TPPもぶ
ち上げております。だから、沖縄県の農業全体を考え

れば農業の所得者、これから農業を志す若者も第1次
産業の農業に関心がなくなるわけでありますよ。そう
することによって沖縄はこれだけの国土を守る意味で
もさとうきびは必要でありますから、そういうことを
考えれば非常に政府が考えていることと逆行している
わけでありますから、それを先ほど知事も言っていた
ように政府と対応するためには職員の知恵も必要であ
りますけれども、汗も必要であります。やはり政治的
ないろんな面でやっていけないといけないのがこれか
ら大きな比重がかかってくると思いますから、知事と
してまた農業政策に対しての問題について一言ないで
すか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、農林水産部長が答弁し
ましたけれども、確かにこれは民主党さんの農業に対
する政策は沖縄にとってはほとんど逆な感じがありま
す。ですから、霞が関でJAの皆さんともども悪態を
ついて実は言葉は悪いんですが、お許しいただいてつ
いて歩いているぐらい実は民主党さんにはかなり激し
く言いました。つまり、日本を北海道から沖縄まで見
ないと個性のあるところを十把一からげに米だけで処
理するというのはひどい話だということとか、さらに
畜産関係の基金なども吸い上げるとか、もう丸ごと実
は沖縄の個性を生かしていない。これは恐らく余り知
らないでやっておられるんだろうと好意的には思うん
ですが、ただし、さとうきびしかり、今度少しカット
されましたし、沖縄にとってはあなた方の農業政策は
全く逆だということはかなり強く言っています。それ
で今はどちらかというと、官邸預かりで実は最後JA
の皆さんともやってきたりしております。ですが、こ
れはもう一回抜本的に民主党政権のこの公約を変えて
もらわないと、これからも被害が多くなる可能性がな
いわけではありません。ぜひ政治的な力を与野党合わ
せて結集していただいて、沖縄の中もそれから沖縄外
も農業政策がしっかりと間違えないように個性を生か
した農業政策をしっかりとやってもらいたいというのを
言い続けて結果を出したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ありがとうございます。我々もしつ
かりとその知事の思いもよくわかっておりますから、
どんどんどんどん政府に対して要求もしていきたいな
というふうに思っております。

次であります。

次のサッカーについてでありますけれども、Jリー
グ規格のサッカー場整備・建設についてでありますけ
れども、このFC琉球が県のスポーツ・ツーリズム事

業を活用して県内の7チームのキャンプを誘致して、16試合のプレシーズンマッチを行う予定だそうですけれども、この「美ら島サッカーキャンプ」、これは知事は知っていると思っておりますし、いろんな面で視察も行ったと思っておりますけれども、韓国から2チーム、中国から1チーム非常にアジアの皆さんがいろんな面で、沖縄は気候がいいということでキャンプに来たいというふうに手を挙げているところが非常に多いというふうに聞いております。しかし、このサッカーに関する施設というのは陸上競技場の併設とかいろんな面で絡みがあってなかなか借りにくい状況もあるみたいであります。やはり先ほど101億円近くプロ野球の経済効果が出たということでありますから、サッカーに関してはまだまだ数字は出てきておりませんけれども、このサッカーに潜む可能性ですね、プロ野球と比べてどんどんどんどん手を挙げてキャンプしたいというところがあると思っておりますけれども、その可能性について、やはり県の経済効果も含めてどのような思いがあるかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） サッカーファンはやはり世界的に非常に多くて、我々が調べたところではトルコではヨーロッパリーグが1500チーム関係者がキャンプしているというぐらいに、やはり条件を整備すると暖かいところ、こういうところではキャンプが非常に盛んになると。お互い試合を組めるというメリットとかいろんなメリットがありますので、そのメリットをいち早く我々沖縄県としてはアジアにおけるキャンプ場として野球以上の効果をもたらすような取り組みをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、これですね、FC琉球の年間パスポートを僕も買ったんですよ。（資料を掲示）僕の体格から見たら、おまえサッカー興味ないだろうというふうな感じがすると思うんですけども、私は野球専門でありましたからサッカーに関しては余り詳しくはないんですが、やはり県内でこういった1チームを持てば、この沖縄を活気づける県民性からしてみたら、沖縄の地元のチームがあるということになりますと、プロ野球は沖縄にないですからサッカーチームが沖縄にあればどんどんどんどん観客をふやせば熱狂的なファンがわーっと県内じゅうが盛り上がってくると思っています。盛り上がれば人間は金を落としていくんですよ。

そういうことを考えれば、サッカー場の県の陸上競

技場を早急に整備することが大事であります。これはまず早急に整備をしていただきまして、また調査費もつけているように、これはJ2規格の改修工事でありますから、最終的にJ1規格のサッカー場の施設、箱物とかいろいろ話ありましたが、そうすることによって本当に起爆剤になるというふうに確信をしておりますから、陸上競技場との併設ではなくて、目の前でこの臨場感あふれるサッカーの観戦ができるような施設、これをまたセットに県立郷土劇場や空手道会館の三点セットでつくる一つの箱物、箱というのも僕は大事だと思っております。一つ一つを3つつくるんじゃないくて、一つにがんという形でつくれば非常にいいような経済効果が発信できると思いますが、その辺のお考えはないですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議会でもいろいろ御議論いただいて、文化観光スポーツ部というのもある意味でこれは文化という言葉そのものはかなり広い概念なんで我々も処理にちょっと難しい部分がなかったわけではありません。そういう意味で、スポーツとか文化というののも特に琉球舞踊とか芸能を中心としたもので、観光との接点があるところを当面注目して、そして必要な施設とかというのは可能な限り整えてやるべきではないか。もう少し遅いんですが、それでも今からでもまだまだ可能性があるからしっかりやっていきたいと。

そういう中でこのサッカーについてはまさに島袋議員のほうがよく知っておられますが、しっかりとした中身と計画をつくって展開していきたいなと。そしてその持つ産業面、プロサッカーですから、産業面の効果もしっかり出して観光ともお互いに相助け合っていく状況が早く生まれてくるように展開したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともよろしくお願ひしたいなと思っております。

次、我が党代表質問の関連についてであります。

この子育て支援についてでありますけれども、特別保育事業についてと新保育システムについて、これはセットでお答えになりましたけれども、この新保育システムというのは非常に沖縄にとって厳しいんじゃないかなというふうに私は思っております。これは低所得者の負担率で、沖縄は非常に低所得者であります。今回の新保育システムというのは、高所得には非常に有利なんですよ。低所得の皆さんにとっては非常に厳しい。自分たちが行かせたい保育を選ぶ。普通は保

育園の先生とかそういったのはやはり親が保育士の先生に感謝をして子供を預かってもらうというのが普通でありますよ。それを親がわーっと保育園を選んで、保育園同士が企業化みたいに子供の奪い合戦するようなシステムになってくるような感じがします。ですから、特別保育事業の子育て支援センター、これを91カ所つくると言っておりますけれども、これは保育に欠けない子供たちを受け入れるために——沖縄県は市町村立の幼稚園がありますから——幼稚園を子育て支援センターに併設してつくっていく。今ある保育園をしっかりと沖縄が今までやっているような保育事業をしていく。そうすることによって保育に欠ける子供たちと保育に欠けない子供たちのすみ分けが出てくるわけですよ。そういうものを独自のいろんな面で考えていくのも一つの案かなと私は思っているんですけれども、仲村未央議員も言っておりますけれども、やはり沖縄は子育て特区とか教育特区とか、そのビジョンが非常に全国に比べて一番重要だと思っているんですよ。だから、沖縄独自で考えるんだったらそういったものも含めてそういったお考えはないですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国において議論している新保育システムについて、実は議論の中でどんどん内容も変わってきていて、この全体像が見えないというのが一番課題かなというふうな理解もしておりますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、やはり沖縄の公立幼稚園の5歳児保育というのは全国と全然違った状況でございますので、その幼稚園をどんなふうな形で活用していくか。そしてそのシステムの中に組み入れられない部分であれば、じゃどういう形で新たな沖縄に特化した形の制度が仕組めるかというものを今回振興策で設けている新たな子育てのための支援制度との整合性も図りながら、やはりこれは早急に保育団体、幼稚園、それから行政、関係者を含めての議論もして、その中で一番子供にとってどういう施設がいいのかをやはり議論していく必要があると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともしっかりと議論をお願いしたいなと思っております。

次は、待機児童対策についてであります。

平成20年の10月に34市町村にアンケートをとったというふうに言っておりますけれども、約3500名受け入れるパイがあると言っておりますけれども、僕は豊見城市独自で園長の皆さん、園長会の皆さん集めて14園の認可保育園がありますけれども、こういう資料を

つくりました。（資料を掲示） これを見たらすばらしいですよ。自分たちはこういうふうにとできると、実施年度は25年にそういった定員の増の枠を上げるとか、もろもろ含めたら豊見城市には確実に待機児童はいなくなるシステムになるんですよ。だから、独自で各認可園の園長会とか含めて自分たちでしっかりできるんだというアンケートでデータも全部つくらせたらいいですよ。つくらせて、これは市町村の担当課、児童家庭課を使っているいろんな面でやるのもいいかもしれませんが、各市町村の園長会があると思っております。自分たちでできることはしっかりと自分たちで書かせる、計画をつくらせる。そうすることで県も待機児童を解消するというのが一番のメインテーマでありますから、そういうことを考えればいろんな面で仕事も効率的によくなると思っておりますから、これしっかりと各市町村におろして独自でこれをしっかりとつくらせる。つくらせたら責任を持ってしっかりとさせる。その意味でも早急に部長もおろして、そういうアンケートをしっかりと出すような形にできないか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今回の調査は市町村を通してですけれども、全認可保育所——公立も含めてですけれども——その中で調査している数字でございます。

保育団体からの調査によりますと、待機児童に関する認可保育士の団体のほうからのアンケートによっても、やはり既存の保育園においてさらなる受け入れができないかとか、それにはまた保育士の確保の課題があるとか、そういう意見も出ております。そういう意見を取り入れ、参考にしまして、今回先ほど答弁でも申し上げましたが、今回やった3500の数字は待機児童のいない部分とか、それから待機児童がいても広い地域だとしても入所が少ない部分と本当に必要な部分というのはかなり地域差もございますので、この辺を精査しながら保育園の意見も聞きながら、市町村に対してやはり待機児童解消のためのちゃんとした計画を具体的な形でどういうふうに関後やっていかも協議していきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 皆さん、おはようございます。

一般質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。

本当に内外、大変厳しい今政治環境でございます。特に沖縄県にとってみて、この我が国の今の政治環境がどうかと申しますと、先ほどからありますように、私も大変厳しい環境だと思っております。特に沖縄県においては、知事が2期目の再選を果たされました。いよいよ知事においてはこの4年間、知事自身が得意分野としてこられました経済の仲井眞の総仕上げの年だと私は思っております。そういう意味では県民も大変大きな期待をいたしております。しかしながら、国政を見てもと本当に混迷をし流動化が始まっております。

こういう中で沖縄県の基地問題をどう解決していくのか。さらに、ことし本当にオール沖縄で仕上げないといけな新しい振興計画を政治主導のもとで本来ならば私は決着をさせるべきだと思っておりますけれども、基地問題一点をとってみても、鳩山発言にありますように官僚の壁が大変厚い。新しい制度や新しい規制緩和を求めていくと、これも厳しい官僚の壁の中にあるということも事実でありますけれども、やはりこういうときに政治が主導していく中で新しい沖縄を建設していくための私は土台をつくっていく大変重要なことしは年になると思っております。知事におかれましても、そこは十分認識をしておいでになると思っておりますので、どうぞ知事の頑張りを期待をいたしております。特に、政治主導についての私自身は憂慮をしておりますので、ここもあわせて申し述べておきます。

そして、きょうの新聞報道を見てみますと、思いやり予算で外国人の50名の給与が支払われているという問題がございました。沖縄は今大変厳しい雇用環境にある中で、やはり沖縄の米軍基地で働く人々は沖縄県民の中から採用していくというのが私は基本的な考え方だろうと思っておりますし、ただ技術的な問題でクリアできない問題があれば、やはりこれは別途米軍の予算の中で対応すべきものだと思っておりますので、そこは知事に見解を求めたいと思っております。

それでは一般質問に移ります。

1、ポスト沖縄振興計画に向けた新たな沖縄振興計画について。

本県は、2011年度末に終了する沖縄振興計画にかかわる21世紀ビジョン基本計画の素案を3月までに取りまとめる。沖縄の将来像をみずからの手で行いたいとする理念のもとで、沖縄振興の骨格をつくる極めて重要な作業が国との協議を経ていよいよ佳境を迎えることになります。

ポスト振興計画は、これまでの4次の振興計画とは

異なり、国の関与を極力排し、県が主導権を発揮して同計画を立案し国に支援を求める形に改める構想であることから、制度の内容はもとより成果に大きな期待を持つものであります。計画の策定に当たっては、現行の高率補助から脱却し、本県の自立経済を確立する上で必要不可欠な制度設計を行い、沖縄特例基準や税制優遇、規制緩和等の一国二制度的な措置を国に求めることから、アジアにおけるグローバルな競争力にも立ち向かえるような制度設計にすることが重要であります。名実ともに沖縄を日本の中のアジアのクロスロードに位置づけることが国策として私は不可欠の必須要件であると、このように思っております。それだけにこれまでの沖縄振興計画の反省と総括に立って、沖縄の将来を決定づける総仕上げの振興計画と位置づけて、沖縄が持てるすべての政治力、構想力、実行力を結集し国との交渉に当たらなければなりません。まさに仲井眞県政の真価が試され、その決意が問われることになると私は思っております。一方で、交渉相手の国の壁は厚く、そう簡単に首を縦に振るとは思えませんので、不退転の決意を持って交渉に臨む覚悟が必要であります。

そこで伺います。

(1)、沖縄振興特別措置法にかわる新たな立法措置を国に求めるが、そのビジョンと新法の枠組み(恒久法)について伺います。

(2)、軍転特措法にかわる新たな跡地利用法を創設するコンセプトと形態をどう考えておられるのか伺います。

(3)、沖縄振興一括交付金は平成23年度の県要求額に満たず、政府の考え方と大きな隔たりがあります。国の抵抗も大きい。今後、制度化を目指して政府と相対することになりますが、見解を求めます。

(4)、企業誘致や投資を呼び込むための沖縄特例基準、税制上の優遇措置(法人税減税)を具体的に検討し政府に制度化を要求してはどうか。

(5)、グローバルな競争環境を整え一国二制度の支援及び規制緩和を求め、他のアジア諸国に劣後しない沖縄経済特区を創設してはどうか。

(6)、航空物流ハブ事業の拡大・拡充を図るため、税の減税や規制緩和策、立地企業に対する優遇措置等が適用される。国際物流特区の創設を国に求めておりますが、その後、国との協議は進展しておりますか伺います。

(7)、総合事務局の県移管に伴う県の課題とリスク、移管手続のスケジュールと実施年度について伺う。

(8)、沖縄の新たな振興策の実現は、政府とのタフな

交渉が想定される。これまでの感触と見通しについて所感を伺います。

2番、普天間飛行場移設問題について。

昨年5月、鳩山内閣によって締結された沖縄米軍にかかわる日米合意は、沖縄県民が求める普天間飛行場の県外移設要求とは相入れない名護市辺野古地先に決定されました。その後、沖縄県で施行された県知事選挙の最大の争点に普天間移設問題が取り上げられ、2候補者ともに県外移設を公約として県民の審判を仰いだ結果、総合力にまさる仲井眞知事が再選を果たし、普天間飛行場問題の解決に責任を持つことになりました。

以下、質問をいたします。

(1)、嘉手納飛行場以南の米軍基地返還をパッケージ条件から外して、政府に先行返還交渉を正式に求めているのか。手ごたえはあるのかお聞きいたします。

(2)、ゲーツ国防長官の辺野古代替施設の滑走路の形態を春までに決定したいとする発言を受け、政府に説明を求めたか。同時に県の見解を伺う。

(3)、鳩山前総理の「方便」発言で、日米合意による辺野古への移設根拠が失われたとも言われておりますが、知事の見解を伺います。

3番、スポーツアイランド事業について。

沖縄県は、株式会社沖縄ドリームファクトリーが運営するFC琉球のホームタウン受け入れを受託し、同クラブのJリーグ入りを目指す活動に支援をしていくことを表明されました。県がまとめた「沖縄21世紀ビジョン」によって示されているスポーツアイランドの形成に向けて、本県のスポーツ振興及び関連ビジネスの創出等に合致したホームタウン受託表明であったと思います。プロサッカークラブの活動は、ソーシャルビジネスとして公共財と位置づけられております。地域にもたらす経済効果や雇用拡大、自治体の知名度アップ等にとどまらず、若い世代への夢を与える等多くの効果があることから、ホームタウンの自治体や地域、そして地元企業から称賛の声が上がっております。

そこでお聞きいたします。

(1)、FC琉球のホームタウンを沖縄県が表明しJリーグ入りを目指す活動を支援することを受託されました。県の意気込みと支援の内容を伺います。

(2)、他県では県庁内に「Jリーグ支援班」を組織して強化しているが、沖縄県の対応を求めます。

次に4番目、道路行政について。

中心市街地の道路等に二輪車の違反駐車が多く、歩行者や障害者等の通行の安全性を著しく阻害して市民

から苦情が多く、また、町の景観や観光振興にもマイナス要因となっております。

そこで伺います。

(1)、二輪（オートバイ）駐輪場設置・整備計画について、整備の現状を伺います。

(2)、那覇市道に設置計画があるのか、市との協議状況を伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 翁長政俊議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、ポスト沖縄振興計画に係る御質問の中で、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律のビジョンと枠組みについての御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興の成果により社会資本の整備や産業振興の面で着実な進展が見られることも確かです。しかし一方、沖縄は種々の特殊事情から県民所得及び雇用の問題、離島振興、基地、交通体系などの重要課題を今なお抱えております。したがって、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律において、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊富な若年労働力、そして東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度が必要であると考えます。このため、新たな法律の制定に当たっては、県が策定する「沖縄21世紀ビジョン」基本計画への支援、そして自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設、これらの枠組みとともに、競争力の高い税制優遇による経済特区、離島定住支援、交通・物流コストの抜本的な軽減などの制度を盛り込むことを求めてまいりたいと考えております。

次に、ポスト沖縄振興計画に係る御質問の中で、総合事務局の県への移管の課題やスケジュールについての御質問にお答えいたします。

国の出先機関改革につきましては、昨年末に閣議で決定されました「アクション・プラン」に基づく推進委員会が去る2月17日に開催され、沖縄総合事務局の事務・権限の移譲に関する沖縄県の考えを述べたところであります。今後は、「アクション・プラン」に基づき、出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本として、平成23年夏ごろまでに基本的枠組みや移譲対象機関が決定され、平成24年通常国会への法案提出、そして平成26年度中の移譲を目指して作業が進められることとされております。

沖縄県といたしましても、市町村や関係団体の意見も踏まえながら国の作業状況に的確に対応して、県への移譲業務やこれに伴う財源・人員等に係る課題についても検討してまいりたいと考えております。

次に、普天間飛行場移設問題に係る御質問ですが、ゲーツ国防長官の発言についての御質問にお答えいたします。

ゲーツ国防長官の発言につきましては新聞報道等により承知いたしておりますが、枝野官房長官は2月17日の記者会見において、米国の希望は念頭に置かないといけませんが、沖縄の皆さんに理解をいただくためには、期限を区切ってお願ひするという事は考えていない旨の発言をしております。いずれにしても、県といたしましては、県内移設は事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう求めてまいります。

同じく普天間飛行場移設に係る御質問の中で、鳩山前総理の発言で辺野古移設の根拠が失われたことについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る2月16日の予算委員会において菅総理大臣は、沖縄の海兵隊を含む在日米軍の存在は、日本の安全にとってもアジア太平洋の安定にとっても必要だ、そういう認識のもとで日米合意を踏まえて対応していくとの見解を示しております。

県といたしましては、これらの発言いかにかわらず日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設に取り組むよう政府に強く求めているところでございますし、これは変わりません。

次に、スポーツアイランド事業に係る御質問の中で、ＦＣ琉球のＪリーグ加入への県の支援等についての御質問にお答えいたします。

プロ野球キャンプやＮＡＨＡマラソン等でも明らかのように、スポーツは県内各地域に相当の経済効果をもたらしております。サッカーにつきましては、今年度、県のスポーツ・ツーリズム推進事業で支援している「美ら島サッカーキャンプ」に、国内外から７チームが参加いたしております。

県といたしましては、沖縄でＪリーグチームが誕生することによりサッカーキャンプのさらなる拡大が図られるとともに、公式戦の開催を通じたスポーツ・ツーリズムの推進や、メディアを通じた沖縄のＰＲ機会の拡大、ひいてはスポーツの振興や地域の活性化に大きな効果をもたらすものと考えております。そのため、スタジアムの整備や県民を挙げて応援する機運の醸成などにより、ＦＣ琉球のＪリーグ加盟に向けた取

り組みを支援してまいりたいと考えております。

同じくスポーツアイランド事業に係る御質問の中で、ＦＣ琉球のＪリーグ加入を支援する県の体制についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、ことし4月に文化観光スポーツ部とスポーツ振興課を設置し、スポーツの振興とスポーツの産業化を一元的に推進する体制を整えることといたしております。この体制のもと、スポーツアイランドの形成に向け、サッカーの可能性が最大限発揮されるよう、関係市町村や経済団体等と連携をし、ＦＣ琉球の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ポスト沖縄振興計画に向けた新たな沖縄振興策についての御質問の中で、跡地利用法のコンセプトと形態についてお答えいたします。

県が国に求めている跡地利用に関する新たな法律におきましては、その基本スタンスを、跡地利用の推進は長年基地を提供してきた国の責務として行われるべきであること、基地の有効利用が沖縄県の自立的経済の発展につながるものとすべきであることの2つとし、新たな制度として、沖縄振興費と別枠での予算確保と行財政上のさまざまな制度・施策の実施、中南部都市圏の跡地における国の責務による事業実施主体の確立と国費による事業の実施、地主への給付金支給期間の延長、汚染等の原状回復措置の徹底などを盛り込んでおります。

法律の形態としましては、平成24年3月末の沖振法と軍転特措法の失効に合わせて、跡地利用に関する法の一元化を図るとともに、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法としております。

同じくポスト沖縄振興計画に関連をして、一括交付金の今後の見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、昨年5月以降、高率補助制度にかわるより自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に要望してきたところ、平成23年度政府予算案において約321億円の「沖縄振興自主戦略交付金」が創設されました。同交付金の使途は、今回統合の対象となった5種類の補助金の範囲内で事業を選択することが可能となっております。このことは、これまでの補助金と比べ一定の前進をしたものと考えております。しかしながら、沖縄県としては、一層の使途の自由度の拡大が必要と考えており、引き続きこの点

を政府に要望しているところであります。

今後、さらに平成24年度以降の新たな沖縄振興に係る施策の円滑な実施に必要な財源が確保され、さらに自由度を高めた「沖縄振興一括交付金（仮称）」を実現すべく、引き続き政府に求めてまいりたいと考えております。

同じくポスト沖縄振興計画に関連をして、企業誘致や投資促進、税制優遇措置の制度化及び沖縄経済特区の創設について、これは1の(4)、(5)を一括してお答えをさせていただきます。

沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律においては、県民所得及び雇用の確保、離島振興など本県が今なお抱える課題を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊富な若年労働力、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度が必要であると考えております。このことから、自立型経済の構築に向けて競争力の高い税制優遇による経済特区、離島定住支援、交通・物流コストの抜本軽減などの制度を盛り込むことを求めてまいります。また、科学技術や文化産業振興のための投資に対する優遇制度についても検討しているところであります。

同じくポスト沖縄振興計画に関連をして、国際物流経済特区創設に係る国との協議についてお答えいたします。

県では、地理的優位性や那覇空港の航空物流ハブ事業等を生かして、産業振興及び雇用拡大等を図ることを目的に、税制及び財政措置等の優遇制度を盛り込んだ国際物流経済特区の創設に向けて国との調整を進めているところであります。現在、制度内容等について関係省庁との調整を始めたところであり、県経済の発展に資する特区制度の創設を図ってまいりたいと考えております。

同じくポスト沖縄振興計画に関連をして、政府との交渉の感触と見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、昨年12月27日に開催された沖縄政策協議会の振興部会において、「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」を提出し、これに対し官房長官よりその場で関係閣僚へ新制度の検討を行うよう指示が出されたところであります。このことを受け、現在、関係府省実務者連絡会議、沖縄政策協議会幹事会など事務レベルで要望内容の検討作業が進められているところであります。

沖縄県としては、政府に対して、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文

化、豊富な若年労働力、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度等の仕組みの構築が必要であることを十分説明してまいります。しかしながら、本県の求める沖縄の地域事情に即した諸制度が既存の制度・仕組みと大きく異なり、あるいはそれを超える内容のものも多く、理解を求めているかなくてはならないと考えております。このため、県民各界各層、議会、市町村が一体となって国会や政府に強く働きかけていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題についての御質問の中の、嘉手納以南の先行返還についてお答えいたします。

県としましては、「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、パッケージ論にとらわれることなく実現可能なものから一つ一つ確実に実施される必要があると考えております。菅総理を初め関係閣僚が沖縄を訪れるたびに、このことについては知事から直接申し上げており、去る1月20日には文書にて北澤防衛大臣に要請を行いました。軍転協としましても、2月7日から9日にかけて日米両政府に対し要請をしたところであり、今後とも地元市町村と連携をとりながら粘り強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路行政についての御質問で、二輪駐輪場整備の現状についてお答えいたします。

二輪駐輪場整備については、これまで県民地下駐車場に20台、安里交差点高架下に30台、国際通り沿線的那覇市道に12台を整備しております。現在、県はモノレールの利用促進のため赤嶺駅、古島駅など4駅の交通広場等において二輪駐輪場設置のための実験を行っているところであります。

同じく道路行政についての御質問で、那覇市道設置計画の協議状況についてお答えいたします。

那覇市内における二輪駐車場の設置計画については、今年度、NPO法人沖縄モーターサイクル普及協会を事務局とし、沖縄県二輪車安全普及協会、沖縄県

道路管理課、都市計画・モノレール課、那覇市都市計画課をメンバーとするワーキンググループを立ち上げる予定であります。その中で、モノレール交通広場での実験や平成23年度に予定している那覇市道、県道での社会実験を踏まえて、施設整備や維持管理のあり方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 それではちょっと順番を変えますけれども、スポーツアイランド事業についてお伺いをさせていただきます。

先ほど私どもの会派の島袋大議員からハード部分についての質問がございました。私は、サッカーＪリーグ加入に向けてのソフト部分について質問させていただきます。

まず、これは知事が先頭に立って県民、さらには県内企業、自治体に支援の輪を広げていく必要があると思っています。特に県の出資、これは他府県のＪリーグ等の支援を見ても、これはほとんど広範囲に行われているんですよ。北海道を見ても、コンサドーレ札幌、ここは出資金で道が１億5000万、札幌市が１億5000万、このようにやっているんです。そして、沖縄県と大体同規模の徳島県についてはヴォルティス、これも県が１億円の出資を行っているんですよ。さらには、これはＪ２ですけども、ＪＦＬのガイナレ鳥取、ここも鳥取県が7000万の出資を行っているんですよ。ある意味ではハードの整備も必要ですけども、特にソフト面での支援策というのが私は重要になってくると思っています。そういう意味では、この沖縄でプロサッカーが根づいていくための支援策としてこういうことをしっかりと県のほうで、自治体にも呼びかけてやっていくという腹づもりがあるのかどうか、ここをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の件は大至急詰めます。ただ、これはおっしゃったように産業界も県民も一緒になって対応しないとなかなかＪ１に行く力が持たないということも聞いておりますし、少しそこら辺の段取りは大至急詰めて、おっしゃったように出資、その他も含めてぜひ前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 県にホームタウン宣言をしていただきましたので、私は、今プロサッカーを運営している運営団体にとっては大きな前進だろうと思っています。

す。特にこれは若い人たちに夢を与えるスポーツでもありますし、沖縄県においてもかなり多くのサッカー人口がおいでになるんですよ。そういう意味では、いわゆるプロサッカーを持つときには育成をする、いわゆるジュニアの育成というのがとても重要になってくるらしいんですよ。これはジュニアの育成についても、他府県においても助成金を出したり補助金を出したりしながら、若いジュニアを育てるということをやっているらしいんですけれども、そこは部長どうですか。答えられる範囲で答えていただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事からもお答えがありましたとおり、まず出資自体についてが県民の理解とかいろんな必要不可欠なもので、今後ＦＣ琉球のＪ２も含めて我々支援はしているところですけども、今後、具体的なそういう子供たちのチーム、教室などは他府県でやられている例などを参考に今後検討していきたいというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 当然こういった支援を行う以上、この運営団体はしっかりとした経営内容の透明化というのが前提になるわけですよ。これがきちっと確保された中でいわゆる公の県や自治体が支援をしていくという形になるだろうと思います。もっと東京近辺の大きな都道府県に行きますと、それはメジャーな企業がついていて、市町村や県が応援しなくてもできるようなクラブもありますけれども、ただ、地方都市になりますとやはり何といても県がそういった支援をしていかないことにはなかなか体力がついていかないというのが現実だと思います。そういうことも含めてしっかりと支援をお願いしたいと思っております。

もう一つ、スポーツ・ツーリズムで、この「美ら島サッカーキャンプ」で7チームが入ってきたと御答弁がございましたけれども、これは単年度事業で特別調整費を使ってやったと聞いておりますけれども、次年度においてもそういったことは計画されているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） サッカーを前提にした予算化はしておりませんが、文化観光スポーツ部としての設置と、その中にスポーツ振興課というものを設置していますので、やはりサッカーのみならずいろんなスポーツを振興していきたいというふうな取り組みはしていきたいというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 次に質問を変えます。

次に、振興策でございますけれども、この振興策の中でいわゆる振興計画、制度の設計、この２つの日程はどうなっていますか。どういう手順でこれが進められていきますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まず、法律のほうでございますけれども、これは先ほども少しお答えいたしましたけれども、来年の３月には法律が切れますので、それに合わせて来年の通常国会には提案をしようというふうなスケジュールになろうかと思えます。そのことを考えますと、おおむね７月、８月ぐらいには大体の骨格が決まっていて、概算要求あるいはまた税制改正に反映させるような形で制度の仕組みをつくっていく必要があるかと思えます。

それから計画でございますけれども、今、並行してその計画も策定をしている途中でございます。これにつきましては今月末、沖縄県振興審議会を開催いたしまして、その基本的な考え方というふうなものを提示をして議論をしていただくというふうに考えております。

これに基づきまして、その答申をいただきまして８月ぐらいにはそれに基づく計画づくりを本格化させる予定でございます。来年の３月末にはその計画を策定をするというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 計画は３月にいわゆる考え方をまとめる。制度については、これも３月に制度のいわゆる素案をまとめて、政府の政策協議会に出さぬといけなわけですよ。そういう意味で先ほど島袋大さんが言われたように、ややもすると県の作業がおくれているのではないのかという心配を実は私も持っているんです。制度設計というのは、この制度設計があって計画が立てられて、計画が立てられる中で法律ができ上がっていくわけですよ。ですから制度設計というのが根幹になるわけです。この根幹の部分のいわゆる県の素案というものがまだきちっと決まっていないということになれば、これはちょっと私は３月の最後ぐらいまでにはいわゆる政府の協議会に投げると言っておいでになりますから、そこはどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今のお話ですけれども、これは必ずしもおけているものではございません。過去４回の計画づくりのスケジュールからしても大体似たような、むしろ早目のスケジュールになっているかというふうに理解しています。

どうしても沖縄振興計画、それから沖縄振興特別措

置法というこの仕組みの中ではその法律をやはり先行させなきゃいけないような仕組みになってきておりました。それはなぜかといいますと、その法律の中でその計画を位置づけなければいけない。そういう意味ではその法律を成立させて、その中でその計画を国計画として決定をする。今回の場合は、その県計画に対して支援をさせるという仕組みをまず確定をさせなきゃいけないというのがございます。そういう意味ではそれを先行させなきゃいけないというそういう手順で、これまでもそういう形になっております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 制度設計が先なんです。制度設計ができ上がって、計画ができて、そして法律ができていくんだよ。私はそう見ているんです、進め方としてはですよ。ですから、そういう意味では、これはこれでいいでしょう。今度の制度設計の中で、沖縄県が持っている各種の特区構想がありますね。特区が現在もあるわけなんです、現行法で。これがなぜ思うように成果が上がらなかったんでしょうか。そのチェックはされておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現行の制度につきましては、これはこの間の総点検の中でしっかり議論を整理をしたというふうに理解をしております。現法律の中で７つの地域指定制度、観光振興地域制度とか、それから特別自由貿易地域制度、それについては個別にその原因については整理をしてきたというふうに考えております。この７つの制度について、やはりこれがうまく使われているもの、使われていないものございまして、例えば産業高度化地域制度などは割と税制の優遇措置は広く使われているというふうに理解をしています。ところが、情報通信産業特別地区だとか、あるいはまた金融業務特別地区、そこについては非常に要件、その分が厳しいとか、そういうふうな条件がございましてなかなか利用度は低い。その辺のことを分析をしながら、今回新しい制度要望の中では制度の条件の緩和とか拡充を図っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 日本における特区構想は、いわゆる沖縄が持っている各種の特区と、これまで構造改革特区というのがございましたね。これが国内のあちこちにあるわけですよ。そういう中において、いわゆる沖縄のこの特区がうまくいかなかった。こういったもろもろを受けて次年度から国が何をしようかと考えてい

ると、いわゆる総合特区というものを新たにつくろうという計画があるわけですよ。この総合特区は何かといいますと、国際戦略総合特区、もう一つは地域活性化総合特区、こういった新しい制度、これは従来型の構造特区とは違うんですよ。従来型のもは税制とか優遇措置、税の優遇措置とかいわゆる規制の緩和だけで限定されておりましたけれども、税制やそういったものに優遇措置がなかったんですよ。けれども、これも日本全国のオールジャパンの制度の中、特区制度の中に入れていこうという動きになっているわけですよ。そういうことになると、沖縄県がこれまでいわゆる日本全国の一步先に行って、パイロット事業としてやろうとしてきた特区が、成果の上がないうちにオールジャパンでこれが行われるという結果になるわけですよ。そうなってくると沖縄が先に走っているということが可能かどうかというものを検証されておられますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員が言われる視点は非常に重要な部分があるというふうに実は私も考えております。産業政策は基本的には沖縄県の場合だと税制、それから規制緩和、それから財政措置、その３点セットで進めてきていますし、これからもそうしようとしているわけですが、今般のこの総合特区制度はまさにこの沖縄県がこれまでやってきた制度を非常にまねるような形で今進みつつある。そういう意味ではそういうものがどんどんできていくと沖縄県の言ってみればインセンティブ、その部分がどうかというの懸念をしています。そういう意味では今回、そのことも頭に入れながらも、観光振興地域から、それから既存の産業高度化地域、この辺を見直しをしながら、さらに国際物流経済特区とか新たな沖縄の可能性を切り開けるようなそういうふうな経済特区を考えて提案をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 今言う国際物流特区もこれは日本全国展開、私はされると思いますよ。もっと新たな、大胆な制度の要求をやっていかないと、沖縄県が一步先に行くという制度を獲得することが今回大変厳しくなってくるのじゃないのかなという、私は実は憂慮をしているんですよ。そのためには、これは前の県政で出たんですけれども、全県経済特区、これは傾聴に値するような状況になってきたんです、環境がですよ。これをどうするかという検討をされたことがあるのかをお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは今回提言を出す前に関係部局ともいろいろ議論をする中で、一たん俎上に上せた話ではございますけれども、地域全体をどう特区として指定していくのか。ここはなかなか政府として検討しなきゃいけない課題が幾つかあるかと思えます。現行の地域指定制度も一般的に地域を指定することの意味は、第１に、その地域産業についての適正を有する地域に関連企業を集積をさせていく効果を持つというのがあります。それからまた２点目に、各地に分散した企業は逆に共倒れにならないような形のそういうふうな配慮があって地域指定制度というのは一つの考えに立っているわけではございますけれども、ただ、こういう事情が少ない分野、例えば現行の産業高度化地域制度なんかはそうではございますけれども、それは全県的に制度として適用できる。そういうふうな意味合いで今回の制度の中では観光振興地域とか情報、そして国際物流は一つの地域指定制度でございまして、産業振興地域にはこれは全県に拡大をすとか、そういうふうな整理をしております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 なぜ私がこういうことを言うかといいますと、沖縄県の今ある特区制度の中で、もうほとんど本島の全体に網がかぶっているんですよ。本島の全体に網がかぶっていて、これは幾つも地域があって制度の内容も違いますよ。制度の内容も違うけれども、ただ特区とか経済に関する規制緩和みたいなものは全部にかかっているものですから、全部にかかっているなら沖縄県の全体をいわゆる特区という形でくくってみて国に要求してみるという考えが沖縄県でどれぐらいのマイナス要素があって、プラス要素があるのかというものも検討しないといかぬ時期に入っていると思っているんですよ。そこはどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これも非常に傾聴に値する御意見だというふうに思っております。沖縄本島の中で中南部地域に人口が集積をして、そこにさまざまな商業機能も集積しているわけなんですけれども、沖縄本島の面積というのは実は470平方キロメートル、これは北九州市とほぼ一緒なんですね。そういう意味では地域指定制度というふうな概念でくくっても、結構大きくカバーできる。そしてまた、そのことが県経済全体に大きな効果を及ぼす可能性、いろんな考え方が整理できるかと思えます。議員の今の御提言は受けとめさせていただいて、検討をまたこれからさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 それともう一つ、沖縄にぜひともないといかぬもの、これは先日沖縄タイムスに記事が載りましたけれども、沖縄県に企業がインセンティブをもって入ってこない。その大きな要因は何かというアンケートが載っておりましてよ。これは物流コストの高コストですよ。それをなくすために何をするかということになると、カボタージュを入れない限りだめなんだよ。そこはずっと、先ほどから答弁されているように、物流コストに支援をしていく、補助金を出していくことが未来永劫に延々と続くかということになると、これは無理ですよ。だから制度的にどうするかという議論にもう入らないといかぬ時期にここも来ていると思うんですよ。ここはどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この部分につきましては、国際物流、経済特区の中で幾つか議論をして、また制度として要望しているわけでございますけれども、まず物流コストのこの提言というのは、これは今回の沖縄振興の新しい計画の中で大きなテーマだと我々はとらえております。これは数年前に観光商工部のほうで実は全国の製造業者にアンケート調査をしたことがございます。このときに、なぜ沖縄に投資をしないのか。そのことの回答は、実は38%がやはり物流コストという答えがございました。残り30数%が関連業種というふうなことがございましたが、似たような話だと思っています。そういう意味では、その物流コストをいかに低減するかというのは今後の産業振興の中で非常に大きなテーマだというふうに考えておまして、その流れの中で今回、この国際物流、経済特区の議論も整理をさせていただいております。

航空部門につきましては、例えば公租公課の低減措置だとか、それからまた関連企業への助成とか、それからまた、今議員が言われる港湾についても税の軽減だとか一部カボタージュに近いような形のそういう制度の要望もあわせてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 タックスヘイブンの問題が今盛んに言われているところではありますけれども、いずれにしろ一国二制度的なものを沖縄に入れるということが、いわゆる他府県にはないようなものをしっかり取っていく。このことが沖縄が今後アジアのクロスロードとして発展していくための一つのベースになりますから、ここはしっかりとやっていただきたいと思っております。

もう時間がありませんので、基地問題でゲーツ発言

なんですけれども、知事、政府は何を言っているかと申しますと、沖縄県には手厚く説明をしながらやっていくと言っているんですよ。しかしながら、ゲーツさんが春には滑走路を決めたいと言っているのに、知事が新聞の記事でそういうことを知りましたと言うんじゃない、私は政府は沖縄県に本気になってそういった問題について立ち向かっているかということになると、ここはちょっと違うんじゃないのかなという、今、温度差を実に感じているんですよ。そこはどう思われますか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 言ってみれば、ここは確かに政府とは完全にすれ違いにちょっとなっている感があります。去年の5月28日の日米両政府で決めた、そしてあとは内閣がかわって新しい総理大臣が確認をされた。ですが、5月28日から我々は極めて遺憾だと。そして事実上これは実行不能だよということで実はとまっているわけですね。ですから我々はこの中の協議に入っていないんです、実は。それで、ぐるっと鳩山さんが戻ってきたこの理由を納得いく説明をしないと県民がわかりませんよと。ですから、これが納得いく説明がない限りは、この細かいというか具体的な議論には我々は入らないと。それで9月になって、もうこれはそういう納得いく説明、解決策もないままであるなら、もう事実上不可能である限りこれは県外を求めるしかない、ということへ変わってきて、ただ政府は政府でどうも実行が不可能的なものをそのまままだ進めていこうということのようですが、しかし実行不可能なものは無理だと、だから県外へというのと、あとは負担軽減でグアム協定とか8000人の移転とかいろんなことが書いてある。これは切り離しておやりになる分は我々は別にあえて何も言いませんよと。こういう今、状態になっているわけです。そして、先ほどから答弁していますように、政府は枝野さん——沖縄担当大臣、官房長官としても、要するに期限を区切ってどうこうしようとは考えてないとは言っているんですが、私もこのゲーツ発言のあれから行くと、ここは日米両政府で説明が違っているというふうには感じておりますよ。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 知事、これは渡米したときに、これはもう政治的なトップに会うべきですよ。この前も出

たんですけれども、大統領に会ったらどうかということがありました。政府高官に会って打開策をやっている以上、どうもちぐはぐでうまくいってないんですよ。ここの部分はどうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御提案は一応受けとめさせていただきます。

○翁長 政俊君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 こんにちは。

私も鳩山さんについて一言言わせてください。

鳩山さんはいろいろと言われているけれども、平成7年のちょうど軍転法が成立したときに、鳩山さんは官房副長官で一生懸命頑張ったんですよ。それが一つ。

それからもう一つは、普天間問題については、鳩山さんはまたもとに戻ってきたんだけど、鳩山さんがいろいろ言ったおかげで、反対と不可能とはちょっと意見の違いがあるけれども、県外という意見については統一されたんじゃないのかなと。そういう意味があって、鳩山さん、今後総理としてどうなるのか、政治家としてどうなるかいろんな評価はありますけれども、政治家として頑張っていたいただければなと思っています。

私は、今回県がいわゆる沖振法の制定を目標にして21世紀ビジョンを作成をしたり、それから沖振法の総点検、沖縄振興計画の総点検をして、高率補助、かさ上げ分、これを各部局ごとに、あるいはまた市町村別に分析をして公表して、まさに沖振法40年の総括というべき問題点を明らかにしたのではないのかなと。また、県の今後の進むべき方向性、これも明確にしていることに対して、私は、仲井眞さんを支持してよかったと思っています。

それから、軍転特措法についてもこれまでにないような分析をして、一歩も二歩も進んだような解決策を示していることに高く評価をしたい、そう思っており

ます。

また、皆さん、議会事務局の「ありんくりん」を読んだこともあると思いますけれども、この「ありんくりん」の中におけるいわゆる基地の経済波及効果、これもすごいことをやったなと思っておりまして、議会事務局も調査機能を発揮しつつあるというふうに考えております。

そういうことからしますと、いよいよ全庁を挙げてこの沖振法それから軍転特措法の大きな山場に向かって対処しているということが非常にうかがえます。

県議会には、日本一の蔵書を誇る図書室があります。いわゆる知識の宝庫だと私は思っております。また、県庁職員は、知恵の泉であると思っています。そういう意味からすると、法律の制定が40年前復帰のときにいろんなことが打ち上げ花火に終わってしまった経験からしますと、今後はこの法律案の制定に向けて、打ち上げ花火ではなくて、少なくともトルストイの言う「おおきなかぶ」で終えていただきたいと。それはまた我々のジブン次第ではないかと私は思っております。

質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、軍転特措法・沖振法等が23年度に失効するが、新たな法律案策定に向けての知事の気概を聞きたい。

(2)、混迷する政局の中で、知事は各党に対して議員立法等を念頭に独自案を策定するよう要請する考えはないか。

(3)、世界のウチナーンチュ大会が開催されるが、知事はどのようなメッセージを世界のウチナーンチュに送るか伺います。

2、軍転特措法について。

(1)、軍転特措法の成立に復帰23年間も要しているが、その要因は何か。

(2)、国の責任が法律に明記されていないと考えるが、その原因は何か。今後どうあるべきか。

(3)、返還前の基地の立入調査が困難な原因は何か。

(4)、原状回復義務が不十分と思うが、問題点は何か。

(5)、使用収益が10年以上要するにもかかわらず、給付金支給を3年に限定していることと、借地料1000万円以上の地主もいるにもかかわらず、1000万円を上限としていることに対して県はどのように対処しているか、今後の対策について伺います。

(6)、原状回復期間とPCBなど土壤汚染等の処理期間も給付金支給期間に算入されていることは国の責任放棄であり、是正すべきであると思うがどうか。

(7)、都市計画法等を実施していない町村は、地主及び町村の財政負担が大きく、跡地利用が進んでいないのが現状であります。また、同法を実施している市町村でも財政負担が市町村財政を圧迫しております。このような状況を解決するには、沖振法を超える補助率の拡充と特区制度の導入が必要と考えるが、知事の見解を伺います。

(8)、基地を半永久的に確保しているにもかかわらず、5年間の時限立法とは不条理である。今後の対策を伺います。

3、沖振法の第7章について。

(1)、普天間基地の返還を想定してつくられた法律であり、県全体の跡地利用のための財政支援はなく有効に機能していないと考えるが、その内容と今後の対策を伺います。

(2)、大規模跡地と特定跡地等と基地の面積によって区別されており、跡地利用計画に支障がある。問題点と今後の対策を伺います。

(3)、国の「責務」と市町村の「責務」とあるが、内容の説明と責任を果たし機能しているか伺います。

4、跡地利用の事例について。

(1)、北谷町、那覇新都心、小禄地区の跡地利用計画は成功していると評価されているが、その要因について説明されたい。

(2)、恩納村の恩納通信所跡地は平成7年に返還されたが、跡地利用計画は進んでいない。その原因は何かを伺います。

5、新たな法律案の策定について。

(1)、新たな法律案については、軍転法と沖振法第7章を一本化すると同時に、嘉手納以南の基地返還及び着弾地等を含むあらゆる基地の返還を想定した方向性が望ましいと考えるが、知事の決意を伺います。

6、沖振法について。

(1)、新たな法律案策定について。

ア、米軍基地の過重な負担に対して特別地域交付税（仮称）制度を導入する考えはないか。

イ、地位協定によって免税措置が講じられているが、その代償措置を制度として導入する考えはないか。

ウ、隔遠地補正の交付税制度を見直し、計算の基点を鹿児島に置き、同時に県内市町村に交付できるように措置をすべきと考えるがどうか。

7、高率補助と一括交付金制度について今後の方針を伺います。

8、億首ダム建設の条件として県道104号線が億首ダム側に移設されました。そのことによって、県道

104号線越えの演習をしていた発射地が基地の中に入ることになっております。その結果、155ミリ、105ミリ砲の実弾射撃演習が可能になっております。今後とも、県は、米軍が日米間の合意事項を遵守するよう求めるべきだと思うがどうか。

9、移民資料館の建設について。

これまでの経緯と今後の方針について伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、新たな法律の策定に向けた気概についての御質問にお答えいたします。

復帰後40年にわたる沖縄振興は、社会資本の充実など成果を上げたものもございますが、県民所得や雇用、そして離島問題や基地跡地利用など今後も取り組むべき課題がかなり残されております。

一方、地域主権改革の進展により、地域振興の手法においては一括交付金や権限移譲による地域の主体的な取り組みが求められてきております。このような中、沖縄県では、県民が望む将来像を描く基本構想として「沖縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。この「沖縄21世紀ビジョン」を実現するため、沖縄県では、経済的自立や島嶼性の克服に向けまして取り組みますとともに、基地跡地の有効利用を沖縄県の自立的発展につなげて、そして我が国とアジア諸国との交流に貢献をし、我が国のさらなる発展に寄与する地域としての役割を積極的に担っていくべきものとも考えております。

このため、沖縄において、我が国の発展に資する各種施策の先行実施や地域独自の政策の実現が可能なような沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律及び今後の嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地を沖縄の発展につなげる駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の策定に向け、県民そして県議会、市町村と一体となって取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましても御協力いただくよう、この場をおかりしてお願いを申し上げる次第でございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、世界のウチナーンチュ大会に対するメッセージについての御質問にお答えいたします。

第5回世界のウチナーンチュ大会では、これまでのウチナーネットワークを持続的に発展させるととも

に、世界に向けた新たなネットワークの展開を目指し、「沖縄21世紀ビジョン」にうたわれる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現を目的とし開催いたします。

そのため、より多くの海外のウチナーンチュに参加していただき沖縄県民と交流することで、沖縄が培ってきました伝統や文化そして歴史、自然が世界的に価値のあるものであり、将来に引き継ぐべきものであると感じることのできるメッセージなどを考えております。

そして、沖縄を核にすべての世代が心を通わせ、ウチナーネットワークがさらに世界じゅうに広がっていくことを期待いたしております。

次に、新たな法律案の策定についての御質問の中で、すべての基地の返還を想定した法律についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県の考える跡地利用に関する新たな法制度は、軍転特措法と沖振法第7章を一元化するとともに、返還前の基地内立入調査や原状回復措置の徹底、そして給付金制度の見直し、公共事業費の全額国庫負担など、すべての跡地に対応が可能となるものとしているところであります。

県としましては、今後も国に対し、県の考える新たな制度を盛り込んだ新たな法律の制定を強く求めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、新たな法律の各党への要請についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法については、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ」という立法趣旨を各党に御理解いただき、これまで国会において政府提案を全会一致で議決していただいております。軍転特措法については議員立法であります。今回、沖振法の第7章と一元化した法律とすることを考えております。

新たな法律等につきましても、沖縄振興の趣旨及び基地跡地利用の重要性を踏まえて、政府提案を全会一致で議決していただくことを希望しております。

県議会議員各位におかれては、県内が一体となっ

てつくり上げた県案の実現に向け御協力いただきますようお願いいたします。

次に、軍転特措法についての御質問の中で、軍転特措法の成立に23年間も要したことについてお答えいた

します。

軍転特措法成立の経緯を見ますと、まず県は、昭和53年に軍転特措法県案要綱を作成し、関係省庁へ法律制定を要請しております。昭和55年、昭和57年、平成3年には議員立法として法案提出するも廃案となり、その後復帰から23年目の平成7年に議員立法により可決、成立したものであります。

法律制定に長期間を要した要因としては、広範かつ大規模な米軍基地が本県の振興の障害となっていること、本県の駐留軍用地が米軍統治下において民有地が強制的に接收されたものであることなどの問題点について、国民全体や国会議員等に理解が深まらなかったことがあったと考えられます。

同じく軍転特措法についての御質問の中で、国の責任の明記と今後のあり方についてお答えいたします。

軍転特措法では、原状回復措置や給付金の支給、調査測量のあっせんを行うなど国が取り組む条項がうたわれておりますが、国の責任については明記されてお

りません。一方、沖振法の第7章では国の責務が明記され、大規模跡地・特定跡地の指定などがうたわれております。

県におきましては、平成24年3月末の両法律の失効に合わせて跡地利用に関する新たな法律の制定を国に対して求めているところですが、跡地利用の推進は長

年基地を提供してきた国の責務であること、跡地の有効利用を県の自立的経済の発展につなげることの2つを基本理念として、軍転特措法と沖振法を一元化の上、新たな制度を盛り込んだものとしております。

同じく軍転特措法に関連をして、返還前の基地内立入調査についてお答えいたします。

これまでの事例で見ますと、文化財調査について、キャンプ桑江及び普天間飛行場では返還前の基地内立

ち入りにより試掘調査等を実施しておりますが、測量調査、自然環境調査については、現行の制度の運用において基地内の居住者の生活環境の維持などを理由として許可がおりない状況であります。

県としましては、跡地利用に関する新たな法律において返還前の基地内立入調査が確実に実施できる制度を求めているところであります。

同じく軍転特措法に関連をして、原状回復措置の問題点についてお答えいたします。

駐留軍用地の返還に当たっては、軍転特措法第6条、7条及び同法施行令に基づき、国の責任において汚染物質の調査及び除去等の原状回復措置を実施することとなっております。しかしながら、これまでの事例では地権者への引き渡し後にも汚染物質や不発弾の

発見が頻繁にあり、跡地利用に影響が出ている状況です。

県としては、国は、返還前の土地の使用履歴について徹底した調査を行い、地権者への土地の引き渡し前までに汚染等がないことが明らかな場合を除き跡地の全域において調査を実施するとともに、駐留軍に起因するか否かにかかわらず、国が汚染除去や不発弾撤去等の原状回復措置を徹底して行う制度に改めることを求めているところであります。

同じく軍転特措法に関連をして、給付金支給の3年限定と上限額についてお答えいたします。

現行の給付金制度としては、軍転特措法に規定された返還から3年間の支給と沖振法第7章に規定された大規模跡地及び特定跡地の指定による給付期間の延長があります。一般的なこれまでの跡地整備の事例では返還から整備完了までおおむね10年以上を要しておりますが、特定跡地指定による支給期間延長の実績と比較すると、現行の給付金制度では支給期間が不十分であると考えております。

県としましては、跡地利用に関する新たな法律において跡地の面積の大小により区分せず、公共事業による基盤整備を実施する跡地においては土地の使用収益まで、その他の跡地においては土地の引き渡しから3年間支給する制度を国に求めているところであります。また、給付金は補償的意味合いで支払われるべきものとの考えから、一の所有者に対し上限額を定めずに給付金を支給する制度を求めているところであります。

同じく軍転特措法に関連をして、土壌汚染等の処理期間が給付金支給期間に算入されたことについてお答えします。

現行制度では、国が実施する汚染物質の調査及び除去等の原状回復措置を行う期間は、特別管理期間として地料相当額の補償金が支払われており、給付金支給期間から控除することとなっております。

しかし、原状回復措置は、本来賃借契約期間内に済ませた上で土地を地権者へ引き渡すべきものであるとの考えから、県としては、引き渡しまでに国が汚染除去や不発弾撤去等を徹底して行った上で、引き渡しの日から給付金支給を開始する制度に改めることを国に求めているところであります。

同じく軍転特措法に関連をして、跡地利用における市町村の財政負担軽減策についてお答えいたします。

市町村が実施する跡地の整備は、土地区画整理法、土地改良法等を活用して公共事業を実施しているところですが、市町村財政負担の軽減が課題であります。

跡地利用に関する新たな法律においては、跡地の整備は国の責務であることを明確にし、市町村が跡地で整備を実施する場合にも全額国の負担で行うことができる制度を国に求めているところであります。

なお、中南部都市圏の跡地については、面積が大きく広域的な観点での整備が必要であることから、国の責務により事業実施主体を確立し、全額国庫負担により事業を実施するように求めているところであります。

同じく軍転特措法に関連をして、時限立法への対応についてお答えします。

現在の軍転特措法は、10年間の時限立法となっております。

県では、新たな法律においては、跡地利用に係る取り組みが今後長期にわたることが予想されることから、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とするよう国に求めているところであります。

次に、沖振法の第7章についての御質問の中で、沖振法の内容及び問題点と今後の対策についてお答えします。これは3の(1)、3の(2)は関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

現行の沖振法第7章には、平成8年のS A C Oで返還が合意された普天間飛行場を想定した大規模跡地指定など国の取り組みが定められていますが、その他の跡地については国の支援が十分とは言えないと考えております。

そのため、新たな法律では、中南部都市圏内のすべての跡地においては国の責務により事業実施主体を確立し、国費による事業実施を求めています。また、その他の跡地においても国による事業費の全額負担を求めているところであります。

また、現行の大規模跡地と特定跡地では給付金の支給算定期間が異なり、地権者間で不公平が生じているため、面積要件を廃止し、地権者に公平な支給となる給付金制度を求めているところであります。

沖振法の第7章に関連をして、国・市町村の責務の内容と機能についてお答えします。

現行沖振法では、国の責務としては、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること、県・市町村は、整備計画の策定等に努めることとされております。国による財政上の措置として、「大規模駐留軍用地跡地等利用推進費」により県や市町村の跡地利用計画策定に向けた各種調査が実施されており、一定の効果を上げております。

しかしながら、県としましては、用地先行取得や跡地整備等に要する財政支援が不十分であると考えてお

り、新たな法律においては、行財政上のさまざまな措置が実施できる仕組みを国に求めているところであります。

次に、跡地利用の事例についての御質問の中で、那覇新都心地区等の成功の要因についてお答えいたします。

北谷町北前地区、那覇新都心地区、小禄金城地区の3地区につきましては、それぞれ人口の集中する中南部都市圏の市街地に近く、国道などの幹線道路に接し、商業地や住宅地としてポテンシャルの高い地区であります。そのため、返還から事業完了までに相当の期間を要しましたが、市町村及び地権者等が跡地利用に積極的に取り組んだ結果、整備後の市街化が比較的順調に進み成功したものと考えております。

同じく跡地利用の事例に関連をして、恩納通信所跡地の利用計画のおくれについてお答えいたします。

恩納通信所跡地におきましては、平成10年に跡地利用計画が策定されましたが、同計画の中心施設であるゴルフ場について全地権者の合意が得られず、平成11年には進出予定の企業が撤退したことから、計画を断念した経緯があります。その後、跡地内の一部において、平成14年に国の沖縄亜熱帯計測技術センター、平成20年に恩納村のふれあい体験学習センターの建設が行われています。現在は、地主会と外資系企業により跡地開発に関する基本合意がなされ、複合型リゾート開発の計画が進められているところであると恩納村から聞いております。

次に、沖振法についての御質問の中で、特別地域交付税（仮称）制度についてお答えいたします。

基地の所在する市町村に対しては、そのことに伴う財政需要に対応するため、基地交付金や普通交付税における基地補正などの財政措置が行われているところです。しかしながら、県土が狭く、基地の占める割合が大きい本県においては、騒音被害や環境汚染など基地に起因する問題は多岐にわたっており、基地の所在しない市町村においても影響を受けている面があるものと考えられます。

県としましても、基地の所在しない市町村と連携を図りながら、財政需要の把握等とその拡充に向けて研究してまいりたいと考えております。

同じく沖振法に関連をして、隔遠地補正についてお答えいたします。

県庁所在地より遠方に所在する市町村においては、県との連絡調整に要する旅費、通信運搬費など県庁近隣の市町村より割高となる経費があります。隔遠地補正は、このような経費を地方交付税に的確に算入する

ため、県庁所在地を基点に距離に応じて需要額の割り増しを行うものとされています。したがって、隔遠地補正について鹿児島県を基点にすること及び全市町村を交付対象とすることについては、現行制度の趣旨から困難と考えられます。しかしながら、沖縄県は、他の都道府県と異なり、県域全体が海域で隔てられた離島県であり、行政経費の中には沖縄本島内の市町村であっても他の都道府県と比べ割高になっている部分もあるものと考えられます。

県としましては、このような経費を的確に把握することについて、関係市町村と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、高率補助と一括交付金制度についての御質問の中で、高率補助と一括交付金制度に関する今後の方針についてお答えいたします。

沖縄県では、県民が望む将来像を描く基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けて各種施策の展開を図ることとしております。このためには、沖縄振興一括交付金（仮称）を創設し、自由度の高い、現行の沖縄振興計画で措置された額と同等以上の財源を確保する必要があると考えております。

沖縄県においては、政府が一括交付金を導入するとしていることを踏まえ、昨年5月以降、高率補助制度にかわる沖縄振興一括交付金制度の創設を政府に繰り返し要望しております。

今後、引き続き沖縄政策協議会における議論や関係府省、市町村等との調整を進め、沖縄県の要望が実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 沖振法に関する質問のうち、地位協定による免税措置に対する代償措置についてお答えいたします。

日米地位協定第13条第1項の規定により、合衆国軍隊については租税を課税されないこととなっており、住民税や自動車税、固定資産税など地方税についても同様の取り扱いとなっております。一方、非課税とされている固定資産税の代替的性格、あるいは米軍に係る市町村民税の非課税措置等を考慮して、国からいわゆる基地交付金や調整交付金が基地所在市町村に対して交付されております。また、基地が所在することによる渉外関係事務等に係る行政経費に対し、県及び基地所在市町村に普通交付税による措置が講じられております。県では、合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税について、渉外知事会を通じて県民並

みの課税ができるよう毎年国に要請しているところがあります。

御提案のこれらの措置を沖縄のみの制度とすることにつきましては、全国の基地所在都道府県との差別化などの課題があり、困難であると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 日米間の合意事項の遵守について、県道104号線の移設による影響についてお答えいたします。

県道104号線の実弾射撃訓練は、S A C O合意に基づき、平成8年12月、日米合同委員会において同訓練の日本本土への移転が合意され、平成9年3月以来実施されておられません。当時、県道104号線の実弾射撃訓練については、1点目として、使用される155ミリりゅう弾砲の射程距離が訓練地域の規模をはるかに上回っていること、2点目に、着弾地から生じる騒音や振動が住民生活に悪影響を与えていたこと、3点目として、同演習場内でしばしば山火事が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていること等から、県として訓練の中止を求めたものであり、再開されることはあってはならないと考えております。

これについて沖縄防衛局に照会したところ、去る1月28日に公表された平成23年度の訓練計画においても、当該射撃訓練のキャンプ・ハンセンでの実施予定はない。今後も、キャンプ・ハンセンでの実施は、ないものと承知しているとの回答であり、再開されることはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 移民資料館の建設についての、これまでの概要や今後の方針についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、過去に国際交流情報センター（仮称）を建設し、その中で移民関係資料の展示を行う計画がありましたが、財政状況の悪化やインターネットの普及など社会環境の変化などにより、平成18年度に建設計画が廃止となった経緯があります。

移民関係資料の展示については、ことし10月に開催する第5回世界のウチナーンチュ大会におけるイベントの一つとして移民資料展を実施する予定としております。また、大会終了後においてもより充実した常設展示等が実施できるよう、関係機関と調整し検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 先ほどの県道104号線、これは1973年から大衆運動、僕が町長になったときにもそういう運動を通してこれを廃止させたわけだ。そうすると今の答弁みたいにきれいごとじゃ済まされないんだ、これ。嘉手納飛行場だってS A C Oで合意事項やったでしょう、読谷とかも伊江島にやるといって。それを嘉手納でやったでしょう、日米合同委員会。県道104号線はダム側に移設するわけだ、まだ移設していないけれども。県道104号線にガンポイントがいっぱいあるわけですよ、発射地点が。それをやらないと言ったって、要するに日米合意では、いろんな状況があったらやるかもしれないということを書いてあるわけですよ。それを簡単に答弁されたら、これは困るわけだよ。

1973年からの運動を通して、これ全部、不十分ながらも本土に移転させたという経過があるわけだから、そこはそういうことをやる時にはちゃんと協定書だとか覚書をつくって、それはやりませんよというもので確認しないと、アメリカは信用できないでしょう。もう一回、答弁。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員がおっしゃったように、県道104号線の射撃訓練の移転につきましては、これは地元の方々、あるいは県におきましても基地問題の非常に端的な問題として、大変地元の方々の御苦労、長い時間をかけて実現されたものと考えております。

今、議員御指摘のように、県道104号線が北側億首ダム側に移ることによって、従前のガンポイントとブート岳の間を走っていた104号線が頭越しでという形はなくなるわけですが、当時の平成8年8月の合同委員会におきましては、移転される訓練は、現在キャンプ・ハンセンで実施されている訓練と同質・同量の訓練とするということで日米間で合意がなされておりまして、県は、この日米合意をやはりしっかり遵守させると強い決意は持っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だからこの戦いは、いわゆる血のにじむような戦いをしているわけだよ、命がけで。そのことを県は、ただ単なる日米合意であったからと、現に伊江島の例もあるでしょう。要するに米軍は嘉手納でパラシュート訓練を強行したわけだよ、口頭とか何だかんだで。だから、そういうときにはもう一度再確認をして、これは日米で、あるいは沖縄県でもいいで

すよ、防衛局でもいいわけだよ。その返還をするときには、ちゃんと協定とか覚書をやればよっしゃとなるわけだよ。だから、そのところ、きょうはそこは余り議論はしたくないけれども、今後の方向性としてぜひやっていただきたいと思います。

それから移民資料館の建設について。

僕は、あのときは金武の町長だったから、移民100周年に向けて相当県とやり合ったことがあるわけ。それは我々もつくりたいと、移民の発祥地だから。そのときに島懇事業の中でつくりたいと言って、ある程度我々はやっていったわけだ。しかし、それは、いわゆる海外にいる移住地の皆さんが金武町に資料を上げますかと僕は各戸回りましたよ。そうしたら、いやいや、金武町がそれはできないんじゃないのかなと、県がやる計画があるから、自分たちはそこに資料を提供したいと、こういうことを移住地の皆さんは言っているわけだ。だから、我々は県と相談をして、何とか県と金武町でこういうのをできないかということをやってきたけれども、浦添にそういう計画があるので、我々としてはその計画を見守るんだということを答弁してきたわけだよ。なおかつそれを今みたいな18年に断念しました、それはわかりますよ。だけど移住地の皆さんは、何とかそういう常設機関をつくって、移民の自分たちの歴史を沖縄県民がぜひ評価していただきたい。また、あるいは今後の子供たちのためにもぜひそういうことをやってもらいたいというのを非常に念願しているわけだよ。それを県はつくりたいと。予算がないからと余りそういうことを言わないで、予算をいかにして捻出するかが皆さんの仕事だと僕は思っているから、そこをどうするかということ、やっぱりこれは知事からメッセージとして、何とか海外から来る皆さんに一つその方向性みたいなもの、夢を持たせるようなことを言ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がよく御存じのように、これまでもいろんな案が出て消え、出て消えしてきて、確かに今回の世界のウチナーンチュ大会でもまたいろんな方がお見えになるし、また、先輩たちで御苦労された方も大分年配になってこられたとかいろんなあれもありますから、ちょっと前の行きつ戻りつした事案はさておいても、確かにぼちぼちちゃんとした

資料館というか、この移民の歴史館というのは必要だと私も思います。

ただ、この箱物論の議論の中で一たん消えたことがあるもんですから、もう一回これは前向きに可能性を追求していきたいと考えます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ぜひ可能性を求めてください。

それから企画部長、軍転特措法について(1)から(8)、それから沖振法の第7章について問題提起したけれども、この問題提起したものを新たな法律を策定をして、それを政府に要求するという考えですか。

○企画部長（川上好久君） ちょっと済みません、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） この件につきましては、県は、この基地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え方というのを取りまとめて、昨年9月に国に要請をしております。その内容について、今、国と細部についてその協議を進めているところであるわけでございますけれども、今後の国での法制化作業に向けては、県としても要請した内容が新たな法律に反映できるように働きかけを行っていく必要があると思います。これを強力に行っていく必要があります。

県としても要綱案を策定をしながら、法律に盛り込むべき内容について県としての考え方を適宜示していくことも必要だというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 沖振法についても、大体要綱をつくって要請する考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 県の考え方を反映させるために、極力そういうふうなところまで作業を詰めていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 知事もよくわかると思いますけれども、法律案をつくるのは官僚の専売特許なんだよ、基本的には。だから、県とか自治体、あるいは議員が法律をつくることに非常にアレルギーを持っているわけですよ。だから、それについて私たちは非常に慎重であって、また、立派なものをつくって官僚と対峙をなくちゃいけない。そのためには、ぜひ要綱とか、あるいはある程度の法律案をつくって提案をして、初め

てそれが生かされると。だからこそ、私がさっき言ったように、各政党に議員立法できる気概というか、心構えというか、そういうことをやって、沖縄県がまた作成した要綱と対比させながらそれをつくって、議員立法という形でまた官僚と対峙させていくと、そういう手法が一番いいのではないかと私は思っているわけです。だからそういうところをもう一度企画部長、その辺の内容についてどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今議員が言われるような形で、極力県の考え方が反映できるような要綱というふうな形で取りまとめて国のほうに提示をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それで、私は今政党人じゃありませんから、各政党の所属する議員の皆さんにも、各政党がやっぱり基本的には議員立法をして、それを政府に提出して、そこで議論して国会の中で、そしてお互いに切磋琢磨しながら、より沖縄に適したような、沖縄の要請した事項に沿うような法律案をつくっていくということではなければ、また1972年のあの混乱期にさまざまな沖縄関連法の7法案が出てきましたよね、それを引きずっているわけですよ、基本的には。軍転特措法だって、本来はそのときにできるべきものが、復帰後23年してできたと、そういうことでしょう。それから今不発弾の処理であるとか、それから旧軍飛行場の跡地だとかいろんな戦後処理を引きずっているわけだ。本来ならば、1972年の時点において解決すべきものの、それが今でも引きずっていること自体が何だったのかなということだから。

ちょうど今、僕の発想からすれば、沖縄県民の——あの時は100万県民、今は140万県民になっているわけだから——総意で、第二の復帰闘争とは言わないまでも、やっぱり全員が一つの目標に向かって立ち向かっていくんだという気概がなかったら、とてもじゃないけれども、今の政局が混迷しているときに、混乱しているときに政治主導がなかなか発揮できない。だから、これは官僚がまた主導するよと、そういう可能性を危惧するものだから、ぜひ県でそういう法律案とか要綱をつくって、それで各党を回って、各党に議員立法をお願いをしながら切磋琢磨していくという発想でぜひやっていただきたい。知事、この辺どういったお

考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がおっしゃるとおりで、要綱といいますが、法律事項といいますが、本当に法案に近いイメージのものまで何とかつくり上げてやってみたいとは思いますが、たしか自由民主党さんでももう既に議員立法に近いようなことまで研究されているそうですから、各政党・会派でそういうところまでやっていただくと、話は非常に明快にはなってきますね。そういう気持ちで頑張ってまいります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは昭和53年12月の、軍転特措法の基礎となったものです。いわゆる地籍明確化法というのもやったんですが、これも沖縄県がある程度地籍明確化法の要綱をつくって、それを公用地暫定使用法と引っかけながら、この地籍明確化法ができて沖縄の地籍が確定したわけですよ。

そういうことがあるものだから、僕は冒頭で、いわゆる沖振法の分析、そして総点検、そして21世紀ビジョン、これを非常に僕は高く評価しています。それから軍転法のこれまでの分析、そしてその方向性を示したもの、これは相当評価しています。その評価を何とか法制化に結びつける、これが最も大事だと思うんですよ。だから、そのところをいかにして法制化に結びつけていくかというこの一点に絞って、ぜひ今後、県庁全員の力を結集していただきたいなと思っております。

それで、この軍転特措法の問題をいうと、要するに国の責任が明確になっていないんだよね、基本的には。例えば、沖振法なんかは明確化している。特に、沖振法の105条をちょっと見てください。これをちょっと説明してください、企画部長。沖振法については明確に国の責務を書いているわけだ。そのところをちょっと説明してください。

○企画部長（川上好久君） ちょっと今手元にないです、済みません。

○吉田 勝廣君 持ってない。上げようか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 105条には、「国の負担又は補助の割合の特例等」というようなことが定められておりまして、この中で沖振計画に基づく事業についての補助割合の特例等が定められているところでご

ざいます。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ちょうどこの特措法を制定したところにも、例えば、議員立法で出たときに、この軍転特措法の13条にそういう条項を入れようとしたわけだ、現に今みたいに国の責任でもっていろんな制度やりますよと。だけど、それは削除されたわけですよ。それを削除されて、軍転特措法のいわゆる解説書みたいなもの、それは基本的にないでしょう、国が、議員立法だからって。それぐらい官僚は議員立法にいいことになるわけですよ。今、軍転特措法の国の解説書ないでしょう、ありますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ちょっと国のほうにも確認をしないといけないんですけれども、県のほうの手元にはないです。国のほうは持っているかどうかかわからないですけれども、つくっているかわかりません。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） それは国のほうでつくって持っているかどうかちょっと定かではないんですけれども、今県のほうにはそれはなくて、県サイドでつくった解説書といいますか資料はございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは県がつくった資料ですね。国の資料があるのかなのか、そこだけはっきりしていただければいい。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 少なくとも、県のほうにはそれはございません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 じゃ、それは国にはありますか。県にはないけれども、国はありますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これはちょっと国のほうに再度照会しないと確認ができないんですけれども、今日まで出てきておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 この沖振法をめぐって、私もちょっとやり合ったことがあるんですよ、国から来た県庁職員と。それでいろいろやり合ってもそれはなかなか出てこないんですよ、沖振法の中でも。要するに、そういうことなんですよ。それだけ議員立法に対してのアレルギーがあるんですよということを僕は言いたいために、今その話をしているわけです。

だから、今後の沖振法と軍転特措法、一括交付金制度を含めて、これを策定していろいろするときには非常に困難が伴うなと思っておりますので、お互い十分勉強しながらやっていきたいものだと思っています。

それから特別地域交付税の導入について、皆さんちょっと勉強不足なんじゃないかな。我々はわかるわけだ、僕も行政をしていたから。いわゆるアメリカさんがつくった建物に対しても固定資産税をとっているとか、これはわかっていますよ。

平成9年につくった傾斜配分、これについてだれが答弁するのか。この傾斜配分について説明してくれますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 基地補正についてでございますけれども、これは普通交付税の算定上、米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要を算入したものというふうになっております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 じゃ、なぜこれができたんですか。

法律にはちゃんと理由がある、できる理由が。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この算定の基礎になっているのが、米軍の構成員とか軍属、そしてまた家族の数であるわけでございますけれども、これからすると、恐らく米軍が存在することによる税収、自治体が本来収入すべきそういう税収にかわるものとか、そういうふうなものを勘案したものというふうに理解をしております。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 法律じゃないという話もございましたけれども、これはあくまでも交付税の算定でございまして、従来米軍人口が国勢調査の対象外であるというふうなこととか、それから渉外事務だと

か防衛施設の維持管理の財政需要というふうなもの、その辺が勘案されたというふうなことでなっていると理解しております。

○吉田 勝廣君 副知事。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 普通交付税のいわゆる制度改正の中で、当時の梶山官房長官の指示がありまして、もちろんその前の平成8年度に、事件で沖縄問題が相当盛り上がってきて、それに対応するために、基地の所在する市町村だけ交付税を加算するのは普通は考えられないんですけども、しかしそれができたのはそういう理由で、基地に関する特例ということでした。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 一言で言うとかいうことですよ。いわゆる基地の中の建物には固定資産がついているのに、なぜ人間に金をかけんかと。地方交付税を算定するときに人間の数も必要でしょう人口が、面積とか。そういうことなんです。

だから、総務部長とか税制担当しているのは、揮発油税とか、とん税とかいろいろ免税をやっているじゃない。まずその免税が幾らかと計算してください。計算をして、じゃこれだけどうなるかということをもた今度理論的にやればいいわけであって、これは相当我々やりましたから、なぜ人間には課税しないかと。地方税の対象になるじゃないかと、そういうことをやりましたので、だから、そこはちゃんと知恵を出せばできるんじゃないかと思っています。どうですか、副知事。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） あのときに、私個人の考えですけども、よくもこんなのができたなというのが率直な考えです。逆に言えば、その間何でできなかったのかという、いわゆる事務方といいますか、県としてやっぱり勉強不足だったなという感、正直そのときありました。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そういう意味で、ぜひ勉強して計算をしてください。

それからもう一つ隔遠地補正額ですね。これの計算の仕方。例えば与論島、これ4億5000万円もらっているわけ。伊江島は2億6000万円しかもらっていない。この差は何なのか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは基点との距離だと理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そして復帰直後は、全島に隔遠地補正があったよね。それはいつ中止になったんですか。

○企画部長（川上好久君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 沖縄県は、特例措置として隔遠地が適用されていたわけですけども、沖縄本島内の市町村について、復帰から平成3年度までは離島市町村と同様の特例措置が適用されております。

隔遠地補正が措置されている制度の趣旨——先ほども答弁させていただきましたが——を踏まえて、平成4年度から普通交付税の算定方法の見直しを行って段階的に縮小を図るというふうなことで、平成13年度に特例措置の適用がなくなったというふうなことでなっております。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 隔遠地補正が、そもそも県庁所在地を基点として遠隔地に所在することにより割高となる経費を交付税で措置をするというふうな趣旨から、本島内というふうなものが見直しをされたというふうに理解をしております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから理解するのは結構ですけども、我がほうは理解できないんだよ。何でこれをやめさせるかということ、本来は頑張らんといけないんだよ、何でかと。向こうに言われたら、はい、そうですかで頭をなでられたらだめだと思うんだよ。だから、やる気出して頑張らんといけないよと。どうですか、それは。どうするか、今後は。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは、隔遠地補正という形でやるのかどうかというふうなものは別にしまして、やはり県全体が離島県であるという沖縄県の特質の中で、本島内にある市町村であってもやはり他県と異なる事情はたくさん出てくるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、どのような行政需要と

いうふうなのが割高になっているのかそこを研究しながら、地方交付税に反映させるような努力をしていく必要があるというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ちょっと時間がありませんけれども、伊平屋のごみ処理場の処理にかかる費用、これは調べたことがありますか。これはちょっと隔遠地とつながるもんだから。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今ちょっとそれは数字は持っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 さっき部長が言ったように、隔遠地というのはごみ処理に4000万円かかっているわけですよ、伊平屋は。そうしてくると、県庁所在地からといっても、こっちは離島県なんだから、その離島県を主張するためにはいろんな課題があって、その課題をどういうふうに解決するかなんですよ、これから離島振興をやるときに。

だから、皆さんの沖振法の中で一番おくれているのは離島振興だと思う、こういう今まであった法律をカットされたりと。これからどういう形でその離島振興のための法律をつくっていくのかと、交付税とかその措置を含めて、そのほか隔遠地でもいいですよ。そういうことをしなければ、恐らく離島はまた離島苦になっちゃうだろうと、沖縄が味わうように。沖縄もそうでしょう。沖縄も味わっているけれども、また離島も本島より味わっているわけだから。その辺をどうするかという話を沖振法の中でびしゃっとしたほうがいいと思う。一番おくれているような感じがします。副知事でも知事でもいいですから、どうぞ。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 隔遠地補正の趣旨というのは県庁所在地からの距離ですから、当然鹿児島との間のほうが距離が長いということでもありますけれども、それがなぜ廃止になったか。多分沖縄そのもの、那覇がかなり経済的にも向上してきたからということも背景にあるかと思いますが、これから我々は、そういう隔遠地補正みたいなこそくで小さな手段じゃなく、大きく離島をくくって勝負していきたいというふうに考えています。

○吉田 勝廣君 お互いに頑張りましょう。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 皆さん、こんにちは。

自民党の吉元義彦です。

一般質問を行います。

その前に所見を述べさせていただきたいと思います。

さて、プロ野球の沖縄キャンプも各球団が順調な仕上がりで、去る26日あるいは27日に各地においてオープン戦が展開され、私ども21世紀の森公園の名護市営球場でも両日熱戦が展開されました。間近に観戦するプロ選手のプレーに大きな声援を送り、大変な盛況でありました。遠くは南城市の嶺井光県議、あるいは読谷の仲宗根悟県議も応援に駆けつけ、観戦に訪れていただきました。ありがとうございました。

特にことしにおいては、日本のプロ球団10チーム、韓国のプロ球団4チームが我が沖縄県で春季キャンプを行っております。

これまで名護市でのキャンプの先鞭をつけていただきました当時の日本ハムファイターズの大沢監督や、あるいは名護市の商工会、観光協会の御尽力があったものだと思っております。大沢監督におかれては本当に心から感謝を申し上げ、また、心から御冥福をお祈りする次第であります。

また、各球団も沖縄にキャンプ地を移転するケースがふえた。この経緯は、温暖な気候が魅力であり、沖縄観光コンベンションビューローの関係者も春の観光客誘引として働きかけを行い、また、各自治体も可能な限り球場整備や室内練習場の整備をし環境が徐々に整う中、各球団へキャンプ誘致を働きかけ現在に至っているものだと思います。

このような中で、ことしはまた那覇市長を中心とする那覇市のセルラースタジアムでは読売ジャイアンツが初めてキャンプをするということで、全体の経済波及効果予測は151億円余と発表されております。先ほど午前中の島袋大県議からもありましたとおり、今後プロサッカー選手の誘致や、あるいはまたラグビー選手等の誘致にも生かしていただきたいものだと思っております。今後とも観光産業と連携していけるように期待を申し上げたいと思っております。今後は、また各地域の工夫がますます試されてくると思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目、北部振興についてお伺いをいたします。

来年度、沖縄振興特別措置法が期限切れとなり、県も新たな沖振法を独自で作成しているところであります。その中で、私が同様に関心が高いのは北部振興策でございます。御存じのとおり、北部振興策は民主党政権になって100億円から70億円の減額、補助率も10

分の9から10分の8となりました。この北部振興策が沖振法と同じ来年度で期限切れを迎えるのであります。仲井眞知事におかれましては、この北部振興策を継続するとお聞きしておりますが、政府に対し具体的に強く要望しているのかどうか。

そこでお伺いをいたします。

(1)、北部振興が沖縄振興特別措置法と同じ平成23年度末で期限切れを迎えるのでありますが、北部振興策について継続させることを県は具体的に政府に強く要望しているのかどうか伺います。

(2)、北部振興策の継続は、北部12市町村の強い要望であります。当初の年100億円、9割補助に戻し、ハードだけでなくソフト面にも使い勝手のいい事業にバージョンアップし、沖振法に落とし込む形で継続することを強く求めたいのでございますが、知事の決意をお伺いいたします。

2、7月の地上デジタル放送への移行について。

(1)、地上デジタル放送完全移行まであとわずかになりましたが、沖縄県の進捗状況について伺います。

(2)、国頭村安波、安田、楚洲の3区、約170世帯は、米軍北部訓練場内に新たなアンテナの設置をしなければローカル番組が視聴できない可能性が出ています。早急に県は国に対しアンテナを整備するよう対処すべきだと思いますが伺います。

3、保安林の維持管理について伺います。

(1)、台風による保安林の倒木や枝が飛び散る被害に対し、その管理責任について伺います。

(2)、現在まで市町村から被害の報告がないのかどうか伺います。特に高木化したモクマオウについては、立ち木の伐採（管理）について重機車両等を使用しなければできないので、土地管理者では厳しいと思いますが、県の所見を伺います。

4、名護市と今帰仁村を結ぶワルミ大橋関連に伴う県道整備について伺います。

名護市屋我地島と今帰仁村天底を結ぶワルミ大橋が去る12月18日に開通し、地域住民が待ちに待った念願がかなったものだと思っております。特に今帰仁村は、古宇利島へのアクセスが大変不便でありましたが、これが解消されて時間の短縮になり、今後は新たな北部の観光ルートとしての形成が期待されます。

そこで、ワルミ架橋、屋我地中央線道路整備促進期成会よりワルミ大橋整備計画の段階から要望が出されていた県道整備について伺います。

当初の計画では、ワルミ大橋の開通と県道屋我地バイパス線の供用開始も同時という話し合いがされていたとお聞きしておりますが、そのような観点から次の

点についてお伺いします。

(1)、県道屋我地バイパス線の起点と終点はどこで、その進捗状況について伺います。

(2)、物件補償や立ち木補償の状況について伺います。

(3)、今後の整備計画のスケジュールについて伺います。

(4)、既存の県道110号線の整備計画について。

屋我地金城商店前の急カーブの改善など、地元ワルミ架橋、屋我地中央線道路整備促進期成会からその他に整備する箇所などの要望が出ていていると思いますが、どうなっているか、その進捗について伺います。

(5)、県道屋我地仲宗根線の供用開始と同時に、今帰仁村は公安委員会へ県道屋我地仲宗根線と村道湧川運天港線との交差点信号機の設置要請を行ったが、その後の進捗状況について伺います。

5、羽地ダム建設工事残土で埋めた土砂が雨で流出した問題について。

名護市川上区の平区長によると、残土を埋めた際に整備した水路が4年ほど前に崩壊。大雨が降ると水があふれ、周辺の私道や里道から集落近辺に土砂が流出するようになり、昨年の台風では長さ800メートルにわたって崩壊した。この件について北部ダム事務所は、返還後の土地管理は地主の責任という覚書を交わしたことで地主へ責任を押しつける発言を報道で行っているが、地主で対応できるような状況ではなく、万が一集中豪雨やゲリラ雨などが発生すれば、土石流となって下方の集落約600人の生命財産に影響が出てくる可能性さえあります。

羽地ダム本体工事を行うことから起因したことであり、県としてもぜひ中に入ってこの問題を解決するよう沖縄総合事務局、北部ダム事務所、名護市、川上区と協議を早急に進めていくべきだと思いますが、所見を伺います。

6、我が党の代表質問との関連について。

池間淳議員の代表質問に関連して通告しました(1)、農林水産業の振興については取り下げをさせていただきます。答弁を準備しました職員の皆さんについては大変申しわけございません。また次の機会に質問をさせていただきたいと思っております。

(2)、金融業務特別地区を活用した企業誘致についてお伺いをいたします。

名護市は、平成14年7月に名護市全域を金融特区として指定を受け、世界に向かって発信する「きんゆうIT国際みらい都市」としてマルチメディア館、みらい1号館から3号館までオフィスビルを整備し、これ

までに進出企業28社、雇用で975名が創出されております。また、平成21年度、市全体の法人市民税の中に占める関連企業の割合は25%となっており、一定の成果があらわれ評価できるものだと思いますが、これまで特区認定を受けた企業は1件どまりとなっております。しかしながら、本社の都合でこれも本社のほうに収容されております。現在も名護市に進出を検討している企業が多数あるので、みらい4号館を整備し、さらに名護市と連携し、金融特区制度の要件を拡充・緩和をし、誘致活動を展開することが重要だと思いますが、県の取り組み状況について伺いをいたします。

御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉元義彦議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、北部振興策についてですが、北部振興事業の継続及び継続方法いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。この1の(1)と(2)が関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

北部振興事業につきましては、これまで国において平成12年度より10年間実施されたところであります。また、平成22年度以降の北部振興事業につきましては、沖縄県及び北部12市町村から国に対し継続実施の要望を行い、北部活性化事業として2年間継続されております。

沖縄県といたしましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降においても北部振興に関する事業の継続は必要であると考えております。北部12市町村の意向を踏まえ着実に実施できるよう、地元との連携のもと積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、名護市と今帰仁村を結ぶワルミ大橋関連の御質問についてお答えいたします。

県道110号線バイパスは、屋我地島を横断する道路で、平成17年に開通しました古宇利大橋と昨年12月に開通しましたワルミ大橋と一体となって、本部半島から国頭方面を結ぶ周遊ルートとして地域間の交流と観光振興を支援する道路でございます。

御質問の事業は、ワルミ大橋の延長線上で名護市運天原から屋我に至る約4キロメートルの区間においてバイパス道路を整備するものであります。平成22年度末の進捗率は約8割となっております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 7月のデジタル放送への移行についての御質問の中で、地上デジタル放送移行の県の進捗状況についてお答えいたします。

平成22年9月の沖縄県の地上デジタル放送受信機の世帯普及率は78.9%であり、前回3月調査時に比べ13ポイントの伸びを示しております。

県としては、住民税非課税世帯に対する受信機の購入支援を実施しており、地上デジタル放送移行までにテレビ放送が視聴可能となるよう、国、放送事業者とさらに連携して取り組んでまいります。

同じく地上デジタル放送に関連をして、国頭村の共同受信施設の米軍施設内への設置についてお答えいたします。

国頭村の一部地域において受信施設の移設が必要のため、NHKが主体となり対策が進められております。受信施設の移設先は米軍北部訓練場内となるため、地元区長が沖縄防衛局を通して米軍に許可を申請しておりますが、いまだ許可のめどが立たない状況にあります。そのため、国頭村議会は、早期の条件整備を行うことを求めて沖縄防衛局、沖縄総合通信事務所及びNHKに要請を行ったところであります。

県としても、地上デジタル放送に完全移行する本年7月までに対策が完了することが望ましいと考えており、関係機関の協議を見守りながら対応を検討したいと考えております。

次に、羽地ダム建設工事残土で埋めた土砂が雨で流出した問題についての御質問の中で、名護市川上区の土砂流出問題についてお答えいたします。

名護市川上区の土砂流出問題は、国が羽地ダム建設の際に私有地に造成した土捨て場から設置された排水溝が崩壊したことにより土砂が周辺集落に流出しているとするものであります。この土捨て場の整備については、当時、国と土地所有者との間で土捨て場の施行及び整備後の管理について確約書が交わされており、今回の問題については、ダム建設に直接起因するものではないことから、まず当事者において十分に協議していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 保安林の維持管理の中で、保安林内の被害木の管理責任と被害報告及び被害木の片づけについて、関連しますので一括してお答えします。

昨年8月に発生した台風7号による保安林の被害に

については、市町村等から13件の報告を受けております。台風等による保安林内の被害木の処理については、森林・林業基本法第9条において、森林の機能確保に関する所有者の努力義務が規定されており、立木竹が民法上の個人財産として森林所有者に帰属していることから、基本的には森林所有者がみずから適切に処理することとなっております。

今回の台風7号による保安林被害は、海岸防潮林を中心に高木のモクマオウ等の折損被害が多く、その処理に多額の費用を要することから、2月補正予算で対策費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 名護市と今帰仁村を結ぶワルミ大橋関連に伴う県道整備についての御質問で、物件補償や立ち木補償の状況及び今後のスケジュールについてお答えいたします。なお、4の(2)と4の(3)は関連しておりますので一括してお答えいたします。

県道110号線バイパス整備事業に係る用地約4万7000平方メートルのうち、約82%について用地を取得しております。残りの用地については、道路予定地に事業着手後に植えられた多数の樹木があり、その樹木補償の取り扱いから交渉が難航しております。現在、土地収用法に基づく用地取得の作業を進めているところであり、平成24年度の供用を目指して鋭意取り組んでいるところであります。

同じく名護市と今帰仁村を結ぶワルミ大橋関連に伴う県道整備についての御質問の中で、ワルミ大橋整備に関連する地元要望についてお答えいたします。

ワルミ大橋の整備に関連して、地元から県道110号線の線形改良や歩道整備の要望があります。

御質問の箇所の線形改良については、整備に向け用地交渉及び物件調査を実施しているところであり、歩道につきましては今年度に工事を完了しております。

次に、羽地ダム建設工事残土で埋めた土砂が雨で流出した問題についての御質問で、名護市川上区の土砂流出対策についてお答えいたします。

名護市川上区の土砂流出被害は、羽地ダム建設に関連するものであり、砂防事業等の一般的な防災事業による対応は困難であると考えております。したがって、被害防止対策については、これまでの経緯等を踏まえ別途対策を検討する必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 名護市と今帰仁村を結ぶワルミ大橋に関する御質問の中で、県道屋我地仲宗根線と村道湧川運天港線との交差点への信号機の設置要請に関して、その後の進捗状況についてお答えいたします。

御質問の交差点への信号機設置につきましては、本年1月17日に、今帰仁村から所轄の本部警察署へ要請がなされたものと承知しております。信号機など交通安全施設の設置につきましては、現場の道路構造を初め交通量や交通事故の発生状況、付近における信号機を初めとする交通安全施設の設置状況、地域住民に対する交通安全教育や道路管理者との連携など安全確保のためとり得る対策はもとより、付近一帯の交通安全と円滑全般について総合的に検討した上で設置しております。

今回、信号機の設置要請があった交差点につきましては、現在、所轄の本部警察署において一時停止違反などの指導取り締まりや道路管理者と連携した道路標示の設置及び交差点のカラー舗装などの安全対策を推進しているところであります。

県警察といたしましては、今後、ワルミ大橋の開通に伴う交通量の変化及び事故発生の危険性などを見きわめながら、地域住民の意見も踏まえつつ、信号機設置の必要性について総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 我が党の代表質問との関連の中で、金融特区の実績と制度要望についての御質問にお答えします。

金融特区には、平成23年1月末現在、金融関連企業の10社が進出し、569名の雇用が創出されております。進出企業では、オンライントレードによる株取引や為替取引などの新たな業務が展開されるなど、一定の評価ができる状況になったと考えております。

金融特区制度については、昨年5月に実施した制度改正に係る市町村意向調査を踏まえ、随時名護市と意見交換を行っており、現在進めております沖縄振興特別措置法にかわる新法の検討の中で企業ニーズに合わせた制度の拡充を国に要望しております。

また、金融特区においては、企業集積を図るために制度改正のほか、みらい4号館などのレンタルオフィスや通信環境の整備、人材育成などの課題もあることから、地元名護市と連携して解決に努めるとともに、

引き続き金融関連企業の集積に取り組んでまいります。

以上でございます

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 再質問をさせていただきたいなと思います。

まず、羽地ダムの件なんです、その前に、議長、ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○吉元 義彦君 先ほど答弁いただきましたが、これはやっぱり企画部長あるいは土木建築部長から答弁いただいているとおり、ダム事務所それから地主との覚書もいろいろありますが、しかし、このダム本体工事に関する覚書の中にこういうことがうたわれているんですね。第2条ですけれども、万一羽地ダム建設に起因する災害・被害が、建設中もしくは建設後に発生した場合は、甲は、全責任をもって速やかに補償等の措置を講じるというふうなことがうたわれているわけですね。これはまさしくこのダムをつくるために土砂を処理されているわけですので、これからそういった災害が徐々にですが起こってきているという問題であります。

知事、今私が写真を見せましたが、この排水処理の構造的欠陥も含めて、これはもちろんダム事務所のほうでしっかりと問題をとらえて話し合いをするようにやればいいんですが、報道の中身、あるいは、私、その後統合管理事務所の所長にもお会いしました。そのような中で、まだそういう話し合いをするような状況にないような状況でありましたので、これはやはり県のほうで、名護市・県、それからダム事務所、川上区含めて話し合いをやるべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、写真も見せていただきました、ちょっと初めて聞くような感じの話になってしまったんですけれども、実は、土砂流出問題については、詳細をまだ十分に把握をしてなかったところもございまして、今後その状況把握を少し進めていきたいなと思います。

ただ、土捨て場の整備については、これは国・県、それから名護市、羽地大川ダム対策委員会の4者で締結をした覚書の要望事項にはやっぱり該当しないのではないかなというふうな判断をしております。そういう

意味では、県としてもどういうふうな対応をとれるのかちょっと何とも言えないんですけれども、県としては、その当事者の協議の状況とか、あるいはまた名護市のほうから事情を少し情報を取ってきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 これは早急に話し合いをして措置をしなければ、写真でも見てわかるとおり、もうきょう3月2日ですか、あと雨季の時期に入ってくると、どんどんどんどん侵食されているこの土砂が一挙に流れていく想定をされるようなことを考えた場合、川上の区長は怖くて眠れないというふうなことまでおっしゃっているんですね。いわゆる土砂を埋めているところが急勾配でもあるし、また下の集落とも大変近いわけであります。また、この下のほうに行きますと、県管理だと思いますが、川上橋一帯は恐らく県が管理をして、堆積されている部分の土砂の除去もやらなければいけないような状況にもあろうかと思えます。そういったことも含めて現場を見ていると思いますので、部長、早急にこの堆積されている土砂を除去しなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 今の質問の箇所につきましては、羽地大川の支川の上流部になっておりまして、当然最終的に本川である羽地大川のほうに水は流れてくるわけでございまして、そのときに土砂も本川のほうまで流れ込んできている状況があるということは把握しておりまして、これはもう既に2回ほど土砂の撤去をしたということ土木事務所から聞いております。

この問題につきましては、もう少し当事者同士で話し合う必要があるんじゃないかと思っていますので、その辺のところを再度関係者のほうに私ども河川管理者としても話し合いをもう少し持てないかということ働きかけていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 早急にやはり打つべきところは手を打って、災害が人的災害につながらないようにやっていただきたいということを要望したいと思います。

それからワルミ大橋に関連する件につきましては、地元期成会等ともよく話し合いをされて、先ほどの答弁を聞いても、しっかりとやっているんじゃないかなという評価もお伺いできるようでありますので、ぜひ期成会のほうにも御報告したりやりとりをやっていた

だいて、また早目に110号線中央バイパスの開通もできるように努力をしていただきたいという御要望をしておきたいというふうに思っております。

それから保安林の件なのですが、やはり保安林については、これはしっかりと防潮あるいは台風時の保安の役目からはなければいけないわけありますので、これはおっしゃるとおりだと思います。しかし、この件についてもよく巡回をされて、今回の台風で倒木があって格納庫が壊れたり、こういう破損も実際起っているわけですね。やはりそういう問題が起こらないような巡回をできないものかどうかということをぜひお願いしたいと思います、部長。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほども答弁をしたんですけれども、基本的にはその財産を所有するところでありますけれども、やはり保安林という意味では県もいろんな形で対応していますので、保安林が倒れているとか、それについても関係者と一緒になって巡回するなり、また、被害に遭った場合はどうするかなど、関係者も入れているいろいろ検討していきたいと思えます。

○吉元 義彦君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉元義彦君。

○吉元 義彦君 金融特区の件もありました。ぜひ名護市から要望がある件について、部長、ぜひ連携をとっていただいて、撤廃できるものについては撤廃をして緩和していただいて、企業にどんどんどんどん入っていただいて雇用が生まれるように頑張っていたく御決意を聞いて終わりたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 名護市と連携して対応に頑張っていきたいと思えます。

○吉元 義彦君 ありがとうございます。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 こんにちは。

昨日は、本会議を欠席しました。

実は、コザ高校の卒業式に出席をしたんであります。もちろん欠席届をしっかりと出して行きました。私、PTA会長をしたものですから、卒業式に祝辞を述べる機会を得たので、さわやかな生徒たちにお祝い

をひとつ述べたい。これから魑魅魍魎の我々大人の世界に一步踏み込む彼らにエールを送ってまいりました。とてもいい卒業式でした。本当に感激をして感動した。今の子供たちというか、18歳にならんとする生徒たちのセンスのよさには本当に感心をしたところがあります。

そしてもう一点言わせてください。18歳の誕生日を待って、女子高生が誕生日と同日に自民党、我が沖縄県連に入党をしたんであります。（資料を掲示）これは全国紙にも報道されていまして——全国紙といっても自由民主党の機関紙であります——「沖縄に18歳党員誕生 日本が好き、ふるさと沖縄が好き。だから自民党」。そうしたしっかりした考えを持っているんですね。「日本の未来を見据え、着実に信頼できる政策を打ち出し、大衆迎合しない姿勢が信頼できる」自民党だからですと、大変感心をしたものです。

私が言いたいのは、自民党これから再生に向けてエールを送られたというか、勇気をもったということもありますが、こういったスポーツや文化で秀でているこの沖縄、それだけに限らず若い者が政治にもしっかりと関心を持っているのを我々プロの政治家も認識をして、身を引き締めて、気を引き締めて事に当たりたいということを申し上げたくて例に出したわけであります。

それではこれから大人の皆さんに一般質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

1、基地に絡む諸問題について。

(1)、軍用地返還跡地利用についてであります。21世紀ビジョンには先ほどからこの跡地利用における新たな制度・仕組みをつくろうと努力しているわけですが、その制度ということではなくて私がお伺いをしたいのは利用計画そのもの、それを遂行するに当たってどういう理念で基本的姿勢をお持ちなのかお伺いをしたいんであります。

ア、跡地利用計画をする基本理念についてお聞かせください。

(2)、北中城村泡瀬ゴルフ場返還跡地について。

ア、進捗状況とこれからのスケジュールを伺います。

イ、該自治体及び周辺自治体との連携はあるのかお伺いをいたします。

(3)、米軍用地売買に係る対策について。

ア、県の対処の方針をお聞かせください。

2、商店街の活性化について。

(1)、どのような支援策があるのか。

ア、その効果と実績を伺います。

イ、平成23年度の取り組みを伺いたいと思います。

昨年12月の定例議会において我が自民党の新垣良俊議員の代表質問において、泡瀬ゴルフ場跡地へのイオンモール進出に関する広域調整、中心市街地活性化について質問をしております。その答弁を踏まえて私はここで質問をしております。

ア、周辺地域の影響をシミュレーションしているのか伺います。

イ、沖縄商工会議所からの要請への対処方について伺いをいたします。

3、中小零細企業への支援について。

(1)、支援策を伺います。

(2)、信用保証協会の保証渋りはないのか、懸念があるので伺いをいたします。

4、消防行政について。

(1)、県の計画はどのようなものでしょうか。

(2)は重複しておりますので、取り下げます。

(3)、火災による死者が今年度に入ってもう昨年の2倍という報道がありました。2月には沖縄市泡瀬であり、浦添でもこの間死者が出ております。この火災報知器を設置していれば命からがら逃げ出すことができたのではないかという事例の典型的なものではないでしょうか。この住宅用火災警報器設置は6月から義務化されるわけですが、徹底的に100%の設置率を目指してしっかりと頑張っていくものだと、それだけ重要なものだと位置づけて私はおります。

ア、設置状況について伺いをいたします。

イ、県はどのような支援をするのか伺いをいたします。

5、国の構想「こども園」について。

(1)、この国の構想の目指すものについてお聞かせください。

(2)、県の考え方について伺いをいたします。

(3)、施設、園児、保護者のメリットについて伺いをいたします。

(4)、待機児童解消になり得るのか伺いをいたします。

6は取り下げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの桑江朝千夫君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の桑江朝千夫君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 桑江朝千夫議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、中小零細企業の支援に係る御質問の中で、中小零細企業への対策いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づきましてさまざまな施策を展開し、中小企業を支援いたしております。とりわけ、中小零細企業に対しましては、県融資制度におきまして小規模企業者を対象としました小規模企業対策資金や、さらに商工業関係組合及びその構成員を対象としました組織強化育成資金の金融支援を行うなど各種経営支援を行っております。さらに、商工会や商工会議所等が行う金融・税務・経理などの各種相談・指導事業や、中小企業団体中央会が行います中小企業組合の育成及び指導事業に対する助成を行っております。また、先月は県の担当者が中小企業関係者とともに先進地を視察をし、効果的な施策の実現に向けて意見交換等を行っております。

今後とも中小企業の支援につきましては、ニーズに応じたきめ細かい取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、国の構想であります「こども園」についての御質問で、「子ども・子育て新システム」についての御質問にお答えいたします。これは5の(1)と5の(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

国におきましては、すべての子供・子育て家庭を支援をし、幼保一体化を目指す「子ども・子育て新システム」について、現在、現行の保育所、幼稚園の一部を残す案を含め、さまざまな角度から制度設計に向けて検討がなされております。

沖縄県といたしましては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に当たっては、保育の質が確保されることが重要であると考えております。沖縄県にどのような影響を及ぼすのか、今後とも国の動向を注視し、必要な対応をやってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地に絡む諸問題についての御質問の中で、跡地利用計画における基本理念についてお答えします。

沖縄振興計画においては、駐留軍用地跡地はこれからの沖縄の振興を図る上で貴重な空間であり、良好な生活環境の確保、健全な都市形成、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生等、21世紀のまちづくり、田園づくり等のモデルとなるよう整備を進めるとしております。

同じく基地に絡む諸問題に関連をして、軍用地売買への対処方針についてお答えします。

基地返還後の跡地利用においては、地権者の理解と協力が不可欠であります。県では今後の大規模返還跡地における公共用地の確保という観点から、跡地利用に関する新たな法律において、国による用地の先行取得制度を求めているところであります。その制度活用により、軍用地売買による地権者数の増加を防止するとともに、跡地利用の促進が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 基地に絡む諸問題についての御質問で、北中城村泡瀬ゴルフ場跡地の進捗状況についてお答えいたします。

当該地区については、今年度中に沖縄防衛局の原状回復工事が着手される予定と聞いております。また、回復工事完了後の跡地整備につきましては、「北中城村アワセ土地区画整理組合設立準備会」と村が連携を図りながら土地区画整理事業の平成24年度新規事業化を目指し、準備を進めているところであります。

県としましては、都市計画上の手續に関する諸条件が整えば、事業採択に向けて国と調整を図っていききたいと考えております。

同じく基地に絡む諸問題についての御質問で、泡瀬ゴルフ場跡地の広域調整についてお答えいたします。

都市計画決定に係る広域調整につきましては、都市計画法に基づき、平成19年11月に県で策定した「大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン」により行うこととしております。このガイドラインでは、「1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地については、広域的観点から、交通渋滞による周辺環境への影響等を評価し、関係市町村と連携して広域調整を行う」こと、また、「既存の店舗等との競争を抑制するなど、需給調整や既得権擁護とならないものとす

べきである」としております。

泡瀬ゴルフ場跡地につきましては、去る2月10日、県の関係機関及び近隣市町村で構成する連絡調整会議を開催したところであり、現在、同会議で関係機関から示された意見に対する方針を北中城村で検討しているところであります。

県としましては、今後とも関係市町村等と連携し、都市計画決定に係る広域調整を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 商店街の活性化についての中、支援策の効果と実績及び平成23年度の取り組みについての御質問にお答えします。2の(1)のアと2の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

県では、商店街活性化を図っていくため、商店街振興組合指導事業により、セミナーの開催や派遣研修などによる商店街の組織強化や後継者の育成などを支援しております。平成21年度には6回のセミナーを開催し、69名の参加者が「人と組織の活性化」や「新たな商店街活性化方策」等を学んでおります。また、先進商店街の研修事業として、東京都などに商店街振興組合の役員等から10名を派遣し、商店街活性化のあり方を研修しております。

なお、平成23年度予算においては、アドバイザーを商店街へ派遣する事業を新規事業として計上しており、空き店舗活用や集客力強化等への指導助言を通して商店街の組織強化や後継者育成等への支援を強化していきたいと考えております。

同じく商店街の活性化について、泡瀬ゴルフ場跡地に進出する大型店舗の周辺地域への影響のシミュレーションについての御質問にお答えします。

県においては、泡瀬ゴルフ場跡地利用への大規模小売店舗出店に関する影響についてのシミュレーションは行っておりません。なお、大型ショッピングセンター進出による近隣市町村への影響については、一般的に当該ショッピングセンターが買い物を引き寄せることにより、既存小売業の売り上げが減少するなどのマイナスの影響の一方、近隣市町村における雇用機会の増加や広域から集客される買い物の近隣施設への立ち寄りなど、プラス効果もあると考えられます。

同じく商店街の活性化についての、泡瀬ゴルフ場跡地に進出する大型店舗に関しての沖縄商工会議所の要請への対処についての御質問にお答えします。

平成22年12月13日に沖縄商工会議所会頭から沖縄県知事あてに泡瀬ゴルフ場跡地利用へのイオンモール出店に関する広域調整及び計画的なゾーニングや商業まちづくり推進条例の制定等について要請を受けているところであります。

広域調整の実施については、大規模小売店舗立地法及び都市計画運用指針において、需給調整とならないよう措置する旨規定されており、現行の法体系のもとで店舗面積の調整など商業調整を行うことは困難であります。また、大規模集客施設の立地規制ゾーニングや県独自のまちづくり条例の制定については、基地の返還跡地や町の再開発などの土地利用のあり方に関して、関係市町村や地権者、住民など幅広い合意形成が不可欠であり、都市機能や産業振興、交通体系など総合的な観点から考慮する必要があることから、大規模集客施設の立地に特化したゾーニングや条例制定を行うことは適切でないと考えております。

中小零細企業への支援についての中、信用保証協会の保証渋りについての御質問にお答えします。

沖縄県信用保証協会は、中小企業者に対して適切な信用を与えることにより金融機関からの資金調達の円滑化を図るとともに、的確な相談・指導を実施することにより中小企業者の経営支援の強化に努めております。平成22年4月から平成23年1月末までの保証実績は、保証申し込み件数が4641件、うち保証承諾件数が4188件、保証承諾率にして90.2%となっております。

なお、保証承諾に至らなかった件数の主なものは、保証要件を満たさなかったことにより、信用保証協会と申込者等の同意の上取り下げたものが412件となっており、いわゆる保証渋りという案件はなく、適切に審査が行われているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 消防行政についての御質問の中で、県の消防広域化推進計画についてお答えいたします。

平成18年の消防組織法の改正により、消防広域化における都道府県の役割として、消防広域化推進計画の策定が定められました。これを受け、沖縄県では平成20年3月に「沖縄県消防広域化推進計画」を策定しております。同計画では、災害発生時における初動体制の強化、統一的な指揮のもとでの効果的な部隊運用、現場活動要員の増強、業務の高度化・専門化、財政規模の拡大、現場到着時間の短縮などの消防広域化におけるメリットを最大限に生かすことができる市町村の

組み合わせとして、県域を一つとする消防広域化を推進することとしております。

次に、住宅用火災警報器の設置について、4の(3)のアと4の(3)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

平成16年に消防法の改正が行われ、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅については、平成18年6月1日着工分から、既存住宅については、平成23年5月31日までに設置が義務づけられております。県内の住宅用火災警報器の設置状況は、平成22年12月現在で44.4%となっており、全国63.6%と比較すると低い状況にあります。

県としましては、住宅用火災警報器の普及啓発のため、ホームページや県広報誌への掲載、火災予防週間における県内新聞への掲載及びシンポジウムの開催などを行っているところです。また、消防本部などが行う戸別訪問や自治会等での説明に使用する資料の提供などの支援も行い、引き続き市町村とも連携して、住宅用火災警報器の設置率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国の構想「こども園」についての御質問の中、施設、園児、保護者のメリットについてお答えします。

幼保一体化に向けてパートタイムや夜間の就労などの入所の要件が緩和されれば、これらの家庭においても保育サービスを選択できることがメリットになると考えております。また、幼稚園と保育所の一体的な機能を持ち合わせることで、発達年齢に応じた一貫した方針に基づく教育・保育が可能になることや、年齢の異なる児童と一緒に過ごす教育的効果が得られることなどが考えられます。

次に、待機児童解消になり得るかについてお答えします。

国で検討されている「こども園」において、入所の要件が緩和されますと、入所の機会が拡大されることから、増大する保育サービスの受け皿の整備が必要となります。しかしながら、現在のところ、そのための具体的な財源確保策などが示されていないことから、待機児童解消につながるかどうか明らかなでないため、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 再質問は順不同でさせていただきます

ますことを御了解ください。

「こども園」の件ですけれども、午前中の島袋大議員への部長の答弁が全体像が見えてきていないという答弁であったんですが、あえてもう少しだけ聞かせていただきたいんですけれども、これは知事の答弁で幼保一元化を目指すものであろうということで、そして今後は幼保のサービス事業を提供できる、受け皿ができる、公的な幼保の施設、幼児教育というんですか公的なものがなくなるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） これは、今の国の構想の中では段階的に踏んでいくということでございますけれども、当面は幼稚園機能、保育園機能も残しながら、将来的には「こども園」ということですが、その全体の「こども園」になったときの考え方としては指定制度ということを考えておりまして、一定の基準を設けてそれに客観的な基準を満たした施設についてこれを財政措置をするということで、認可の有無にかかわらず同じ財政措置の対象とするというふうなそういうイメージでもって、この指定をどこがするかとかその辺はまだ明確なことは設計上出てはおりませんが、そういう指定に基づいて財政的な措置を国や県、それから地方公共団体、それから事業者それも含んだ一体となった特別会計みたいなものをつくって、そこから一括した交付金という形で財政措置をやっていこうという全体の像のイメージとしてはそういう形になっていきます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 そのイメージですが、保育園は厚労省いわゆる福祉、幼稚園は教育委員会、これが一元化になって一つのものになる、担当も一つのものになる。特別会計になって今後のシミュレーションとして先行きはまだ全体像はつかめないとやっているんですけれども、早目にこれは把握をして沖縄県の実態に合っているのかどうか、不満があればいち早くそれに意見を申し述べるべきじゃないでしょうか。ここら辺の対応を聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 確かにイメージが全体が見えないという部分はございますけれども、現在の保育所、それから特徴としては、一番公立幼稚園が全国と違う部分かなと思いますが、これがどうい

形で制度の中の位置づけにしていくか。それと財政支援を受けられる部分と受けられない部分というのが構想の中でも出てきますので、その中で現在ある認可外保育施設も含めてどういう形でこの支援の対象に持っていけるかという部分も含めて、教育関係も一緒になって行政、それから保育団体、それから当然実施主体である市町村はもちろんですけれども、外部のそういう学識経験者等も含めたどんなふうにあるべきかという議論を早急にやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 次に、進みます。

消防行政についてですが、県全体では住宅用火災報知器の設置状況は現在のところ44.4%ということですが、各市町村において一番普及率、設置率の高いところと、一番低いところ、その2点を教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 大変申しわけないんですが、今市町村の個別のデータというのは持ち合わせておりません。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 普及率、設置率のいい自治体がどういう取り組みをしているのか、そして設置率の低いところがどういう状況なのか、それは知らなければいけないんです。格差があるということがいけなじゃないか。それに対して中心としての県がしっかりと指導していくというか、そのお手伝いをしなきゃいけないと思っているんです。

そしてちょっと苦言を呈するようなんですけれども、先に質問取りにすればこんなこともできたんですよ。さっき一回の質問で答えるような状況ができるわけですよ。こんなふうに一回も来ないで、そして資料がありませんというのは、ここら辺が次に我々は進めないですよ。ぜひ反省してもらいたい。我々与党であり、知事を我々は一生懸命応援したんで、知事のこの公約を推進するのに我々も責任持っていますよ。だからこそ、我々もしっかりとした資料を欲しいんです。質問出したときには、そこら辺の連携をうまく我々ともとうじゃないですか。それは別に通告外ですから、いいですけれども。

次に進みます。

信用保証協会のところではありますが……。

議長、ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○桑江 朝千夫君 中小零細企業の支援であります
が、これは平成21年に緊急総合経済対策というのが
——そのときは自公政権だったんですが——立てられ
て、これ以来若干ですが少しずつは好影響が出てきた
のか、効果があらわれているのかなという感じもある
というような議案説明の中でもあったんですが、これ
は平成21年の緊急総合経済対策についてではないんで
すけれども、ただこのときの施策は信用保証協会を軸
としてやっているわけですね。現状を私は言ってい
るんです。90.2%の利用状況というんですか、しかし
保証をお願いしますと言って取り下げた412件に問題
があって、すべて受け入れなさい、保証してあげな
さいというつもりは毛頭ありません。ただ、これは今
グジョブ運動で、雇用をどう上げるか、そして景気
をよくするために設備投資を望んでいる。例えば運送
業者であればトラックをあと二、三台ふやしたい、ダ
ンプを四、五台ふやしたい。そういった設備投資、そ
れを普通であれば銀行で願います。だけど、銀行で
もっと大きなもの資金調達が必要だということで、部
長はこれはプロですからわかりでしょうけれども、
銀行のほうで信用保証協会に保証してもらったらどう
ですか、これぐらいで借りたいけどそれで大丈夫です
よと言って持っていても事前調査があるんですよ、
事前審査。それで無理やり取り下げさせているとい
う状況、これじゃないですか。もろもろの設備投資や
雇用にもかかわるので、私はもうしばらくこの保証協
会を軸とした対策を緩やかに銀行の貸し渋りというの
に目を光らせて欲しいんですが、保証渋りというのが
ないようにもう少し事業を広げたい、雇用をふやした
い、ふやさなければならぬという県の施策にも合致
しているのにその連携がとれてないような気がします
が、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 信用保証協会にお
ける審査業務は、県としては適切に行われているもの
と認識しております。しかし、一部の案件については、
やはり例えば過剰な金額、保証申し込みの金額が多
かったり、返済能力に問題があったり、保証対象業
務にもともと合致しないなど要件を満たしていない
申し込みなどがあって、そういうものを整理していると適切

に信用保証承諾といいますか、協会は受け取ると、審
査は適切に行われていると我々は認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 ですから、412件、取り下げたす
べてということじゃないんです。グレーゾーンがある
んですよ、グレーゾーン。もう少しですよ、審査パス
するのはという分を緩やかにしてくださいという要望
なんです。私だけじゃないです、経済、企業等いろん
なところから支援をもらっている我々ですから、いろ
んなところから苦情といいますか、困っているんだよ
と、なかなか保証してくれないと。銀行はいいと言っ
ているのに保証してくれないと、そんな苦情があるも
のですから、今回取り上げてみました。ぜひとも緩や
かに対処してもう少し経済に血を流すような、資金が
めぐるようなことをしていただきたい。県からも保証
協会にそう言ってはいかがでしょうか。

そして続けて行きます。

基地に絡む諸問題と商店街活性化、つまり泡瀬ゴル
フ場の跡地利用について一緒にたにして質問をさせて
いただきます。

観光商工部では少し冷たいといいますか、法的には
商店調査、需要の調整はできないということでした。
もう少し我が沖縄市への影響、北谷への影響、近隣市
町村商業に関する影響というものに気を使っていただ
きたいと思っております。

さて、土木建築部長からありました2月10日に行わ
れたこの広域調整会議においての資料を持っているん
ですが、北中城村自身の評価と県の評価が違うわけ
ですね。上位計画との整合性では県はC、北中自身は自
分のところですからAなんですね。交通機能による評
価も県はCが多い。そして北中自身はB、こういった
状況なんです、そのままの状況でCのままでこれが
次に進むということもあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 2月10日に広域調整
会議——第1回目ですね——やっております、それ
には各関係機関、それから関係近隣市町村がメンバ
ーになっておりまして、今その会議の結果を踏まえて各
関係機関のほうへ文書による意見の照会をしている段
階でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 跡地利用のところから行きますけ
れども、これはスケジュールでいわゆる環境アセスと
か、交通渋滞とか、そういったものの環境に及ぼす交
通渋滞、特にそれに及ぼす影響等をおかんがみて北中
のもので整合性を持たせる、動いていくわけですよ。こ

れは跡地利用のモデルケースとして県全体でとらえるかもしれませんが、「跡地利用施策の展開方策に関する検討委員会」においては、これは2月16日の資料を見ているんですが、その中でまちづくりや地元企業への影響、広域的な調整についても今後実務的な論点として示すべきであろうということです。この点から見てこの跡地利用計画、そしてそこでイオンモールが進出してくることによっての沖縄市近隣市町村への商業の影響と、この検討委員会で示された論点との関連、これはどう考えていきますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 調整ということなんですけれども、都市計画の面からも需給調整すべきじゃないという観点はそれははっきりしています。

ただ、私どものほうからは今の計画で言うと、交通渋滞とかそれから自然環境とか、こっちにどういう影響を与えるかという観点から、連絡会議でみんな議論をしてその中で意見をまとめてそのままでいいのか、あるいは見直すべきなのかということが示されていくんじゃないかと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 都市計画決定、北中が目指しているのはいつですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 北中城では24年度の新規事業としてやる意向でございますので、それまでは恐らく都市計画決定は終わっていく必要があるんじゃないかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 それまでにこの泡瀬地区広域調整において県が評価したCというランクからAにもっていかなきゃいけないわけですよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 基本的にといいますが、Cのままではそのままの計画のとおりやることはちょっと困難であると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 Aにならないといけないということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 基本的にはAにならないと——Bのほうの判断もありますけれども——私

どもはAのほうの評価を期待しているといいますが、基本的にはそういうことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 心配なのは、24年までがありきで、もうBでもしょうがないかというようなことにならないでしょうねという確約を取りたいんですけども。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） それは連絡調整会議の中で、関係者の意見も総合的に判断することになるものだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 知事に認識をしていただきたいんです。この進出するイオンモールの規模ですね、相当大きいですよ。どれだけ巨大か言いましょうね。サンエー那覇メインプレイス、これはテナントも含めての売り上げ目標額は180億です。そして進出するイオンモールの売り上げ規模は429億です。2.5倍以上ですよ。そして沖縄市の胡屋地区、年間の売り上げ目標が売り上げ規模が107億です。そしてシミュレーションすると、その胡屋地区から102億円はそこに流出するだろうと言われているんです。

僕は、知事は大変音楽が好きだというふうなことは知っています。しかも洋楽が好き、造詣が深い、いい趣味を持っておられると思います。沖縄市胡屋にはライブハウスとかいっぱいあるんです、小さいライブハウス。彼らはこの沖縄市で、コザで、コザの特色を出そうとして一生懸命なんです。今、彼らはもうけるためにやっているじゃなくて、基地経済からの脱却をしようとして努力をしているんですよ。外人相手じゃない、地元の人たち、那覇から人も来てもらいたい。我々の音楽を聞いて誘客をする努力をしているさなか、こんな巨大なのが来たら、102億円といったらどんな内容か想像にかたいでしょう。想像しやすいでしょう。ぜひともBではやらない。部長、Bでは進めないということをここで明言してもらいたい。

そして我々は撤退してくださいと要望しているんじゃないんですよ。沖縄市は、規模を縮小してもらいたい、4割か3割でも規模を縮小してもらいたいというお願いをしたいんです。それを仲介できるのは、知事です、県です。先進例はあるんですが、時間の配分を間違っていました。ぜひとも知事、この認識を持って我々の意向とするところを酌み取ってください。いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員の非常に熱意あふ

れるお話を承りました。きょうのところはこのお話を承らせてください。よくまた相談していきたいと考えています。

○桑江 朝千夫君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 こんにちは。

南城市の嶺井光でございます。

あさって3月4日、そして5日、6日の金・土・日、琉球ゴルフクラブで女子プロゴルフの開幕戦があります。ダイキンオーキッドレディスゴルフトーナメント。ぜひ県民の皆さんの多くの方々が観戦をして、県出身選手を応援していただきたいなと思っております。ことしも宮里藍さん、美香さん、そして諸見里しのぶさん、上原彩子さん、それにアマチュアからも4名、南城市出身の与那覇未来ちゃん、そのほか3名出ます。中でもことしは話題がありまして、このアマチュア4名の中の一人がうるま市の兼原小学校6年生の新垣比菜ちゃん、この子が決勝トーナメントに出ることになると、史上最年少というふうなことになるようであります。ぜひみんなで応援したいものであります。

それにしても、ほかの都道府県ではちょっと考えられないんじゃないかと思うのは、これだけ地元のトッププロが4名もいるということ、これはやはりこの道の人材育成がしっかり進んでいるなというあらわれだと思っております。私は常々、多様な人材育成、人づくりを基本にということでやってきておりますから、どうぞ知事あるいはまた教育長、人づくり、人材育成にはまた一段と、格段のお力添えをお願いしたいと思っております。

南城市に来たら、ぜひまた南城市の歴史・文化にも触れていただきたいし、あるいは南城市の特産品もぜひ味わっていただいて元気になっていただきたいと思っております。南城市にはかつての軽便鉄道が通っていた稲嶺地域に、「軽便駅かりゆし市」というのがありますね、農産物の直売所であります。あるいは「花野果村」、また奥武島に行くと奥武のウミンチュのイマイユがあるし、モズクてんぷらがあるし、モズクそばがあります。ぜひ南城市をお訪ねいただければありがたいなと思っております。

それでは通告の質問に入ってまいります。

まず、多様な人材の育成と文化の振興について。

学校教育の充実についてであります。

文部科学省は昨年、今後8年間で段階的に35人学級に移行する教職員定数改善計画を発表しております。

そして、学級編制基準の根拠である標準法を小学校1年生で35人学級とする改正を閣議決定しております。既に実施している本県においてどのような影響があるのか伺います。

次に、教育事務所の見直しの件であります。

学校教育は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、教職員の資質の向上、研修、指導体制の充実を図ることは行政の責務であります。県は、「新沖縄県行財政改革プラン」のもと、島尻教育事務所を廃止し那覇へ統合するとしております。教育事務所の統合が財政課題の犠牲になることが間違いであり、適切な教育環境を確保すべき立場から、将来に禍根を残すこととなります。本県が真に自立を目指すなら、優秀な人材をはぐくむことこそ重要な政策だと思っております。

島尻教育事務所の那覇教育事務所への統合で地域への説明、学校現場への説明をどのようになされているのか伺います。

(2)、スポーツの振興、青少年の健全育成について。

本県は、冬場のスポーツキャンプ地として定着し、プロ・アマを問わず多くの選手が冬場のトレーニングに励んでおります。このような中、サッカーのF C琉球がJリーグ昇格を目指しております。サッカーは人気スポーツであり、スポーツの振興はもとより、本県経済への波及効果も大きいものと考えております。さらに競技力の向上、青少年に夢を与えるものとしても大いに期待できます。

サッカーのF C琉球がJリーグに加盟を目指す課題に対し県の取り組みを伺います。

大きな2番、経済の振興について。

(1)、沖縄振興新法について。

本県は地理的・歴史的に特性があり、全国一律の画一的な制度では有益な発展を望めないものが多々あることはこれまでの経緯から強く感じてきたところであります。

本県が地域の優位性を生かした産業を構築し、経済自立するには新たな沖縄振興法で一国二制度の仕組みをつくることが重要だと考えるが、取り組みを伺います。

(2)、農林水産業の振興について。

南部振興会の家畜競り市場移転事業は、糸満への移設が進められており、その財源は現在の南部競り市場の売却費を財源としております。競り市場は、畜産振興はもとより本県経済の公益性からも大きく貢献しております。現競り市場の跡地利用については、都市計画法の面で課題があるようですが、本県経済の振興を図る観点からも関係者から大きな期待をされてお

ます。県の指導助言が必要ですが、次の点を伺います。

南部家畜競り市場の移転事業に対し、県はどのようにかかわっているか。また、どのような支援ができるか伺います。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）による本県の農林水産業等への影響について伺います。

（３）、沖縄ウェルネス産業について。

内閣府沖縄総合事務局が観光産業、ＩＴ産業に次ぐ新たな産業の一つとして提案している沖縄ウェルネス産業の可能性について、県の認識を伺います。

ウェルネス産業を支える基盤整備の構築として、浦添市において実施している「健康情報活用基盤構築実証事業」の現状はどうか伺います。

大きな３番、福祉政策について。

学童保育の現状と課題、県の支援策について伺います。

障害者の就労支援策について県の取り組みを伺います。

大きな４番、陸上交通網・道路事業について。

県道糸満与那原線の大里地域旧道部分の整備については、旧大里村の時代から大きな懸案事項でありました。特に大里中学校付近の未整備箇所は、学校用地の一部が個人所有地であることで交渉が難航した経緯があります。大里中学校は昭和23年の学制改革の際に、地権者と十分な用地交渉がないまま、学校用地として強制的に使用されてきたことから、個人用地のまま学校用地として使用してきたためであります。幾度となく対応を協議してきたようであるが、地権者の意向が受け入れられず、長年の課題となっております。

このような中、地権者においては、学校として使用されている現実や人材育成への観点から御英断され、御理解をしていただき、学校用地として移転登記に応じてもらえることとなりました。このことは道路整備の足かせになっていたことから、県としても道路整備は用地問題の解決が前提となっていたものであります。したがって、このたびの用地問題の解決によって、改良・整備ができる環境となったわけであります。

県道糸満与那原線（大里旧道地区）の整備促進について、今後の取り組みを伺います。

「沖縄のみち自転車道」の整備促進と進捗状況について伺います。

那覇都市圏の渋滞解消策は、自家用車依存を減らす施策が必要であると考えます。鉄軌道の再建敷設を戦後処理対策の一環として取り組むことについて見解を

伺います。

大きな５番、離島振興について。

小規模離島の航空運賃を割引する社会実験が実施されているが、定住条件等の改善策として船舶運賃についても低減化を図る新たな仕組みの構築が必要と考えるが、見解を伺います。

次に、渡嘉敷国立沖縄青少年交流の家の存続についてであります。

同施設は、沖縄戦における米軍の初上陸地でかつ集団自決が行われた地、平和学習の場、また、全国27施設の中の一つだが、唯一離島に立地しており、島周辺海域は世界でも有数の美しいサンゴ礁があり、ラムサール条約にも登録されております。風光明媚な景観と豊かな自然を生かしたキャンプ、海洋研修が体験でき、他の地域にはない離島の特殊性があります。したがって、全国画一的な見地から判断をすべきではないと考えます。国立沖縄青少年交流の家の存続について、県の取り組みを伺います。

我が党の代表質問との関連について。

座喜味一幸議員の観光振興についての中で、付加価値を高めるためのスポーツや文化などと連携した取り組みに関連して伺います。

キャンプ無料巡回バスの運行についてであります。

プロ野球キャンプも２月いっぱいで行われました。今回は巨人軍の初めての県内キャンプ、あるいは県内の選手を含め斎藤佑樹投手など人気選手の影響もあって、県内外から多くの野球ファン、報道陣が来県されました。そこで、キャンプ見学の無料バス運行がありました。キャンプを盛り上げる、あるいは誘客をするという面では積極的に取り組むことは結構ですが、反面、ほかの輸送関連の関係者からは、予算の使い方に疑問を指摘する声があります。

けさの新聞にもこの効果あるいは課題等もありましたけれども、効果として新たなファンの拡大、あるいは観光客の利便性の向上に寄与したというふうにあるんですけれども、私はあえてタクシーを使うという方法を考えるべきじゃないかなということを提案したいと思っております。というのは、タクシーだと運転手さんといろんなコミュニケーションがとれます。沖縄のこともいろんなお話ができる。沖縄の文化についての会話もできる。そういうことで沖縄をしっかりと理解してもらい、知ってもらうという意味でもやはりタクシー利用を何らかの形でできないものかということを考えていただきたいと思います。

そこで４点伺います。

無料バスを運行することとなった経緯について。

無料バスの乗車率と県内・県外利用者の割合はどうであったか。

バス借り上げ予算の総額は幾らか。

バス運行により影響を受けられるバス、タクシー、レンタカー等の反応はどうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、多様な人材育成に係る御質問の中で、ＦＣ琉球のＪリーグ加盟の課題等に係る御質問にお答えいたします。

ＦＣ琉球のＪリーグ加盟に関して、Ｊリーグから、スタジアム改修日程の明確化や地元との連携体制の確立などが課題として示されたと聞いております。改修日程につきましては、現在、沖縄県総合運動公園陸上競技場をＪ２規格適合施設とするための調査を実施中であり、早期に日程を示せるよう取り組んでいるところでございます。地元との連携につきましては、ＦＣ琉球や関係市町村、そして経済団体等との連携を強化していく考えであります。課題の解決に向け、県といたしましてもいろいろ取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、経済の振興に係る御質問の中で、一国二制度の仕組みへの取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興の成果により社会資本の整備や産業振興の面でかなりの進展を見ることができました。一方で、沖縄は種々の特殊事情から、県民所得及び雇用の問題、そして離島振興、基地、交通体系などの重要課題を今なお抱えております。このことから、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律においては、離島県ゆへの不利性を克服するとともに、一方で魅力ある自然環境や独自の文化、そして豊富な若年労働力、さらには東アジアの中心に位置する地理的優位性などを最大限発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度が必要であると考えております。

新たな法律の制定に当たりましては、自立型経済の構築に向けて競争力の高い税制優遇によります経済特区、そして離島定住支援、交通・物流コストの抜本的軽減などの制度を盛り込むことを求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは多様な人材の育成と文化の振興についての御質問で、少人数学級についてお答えいたします。

文部科学省においては、平成23年度から小学校１年生について35人学級を制度化することとしております。また、小学校の２年生から６年生及び中学校については、学級編制の標準を順次に改定することについて検討を行うこととしております。現在、本県の小学校１・２年生で加配定数を活用し30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。

今後の小学校、中学校の少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

次に、教育事務所の統合に関する説明についてお答えいたします。

教育事務所の見直し方針については、教育事務所長会や市町村教育委員会教育委員・教育長研修会等において説明を行ったところであります。教育事務所の統合については、事務事業の見直しの進捗状況を踏まえて検討することとしており、その実施に当たっては市町村教育委員会等への説明も行い、理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問で、国立沖縄青少年交流の家存続についてお答えいたします。

国立沖縄青少年交流の家は、国の施設として先導的プログラムや指導者養成事業を実施するなど、その果たしている役割は大きく、重要な施設であると認識しております。また、県内の小・中・高校生や大学、専門学校など多くの県民等に活用され、青少年の健全育成に大きく貢献しております。さらに、渡嘉敷村においても船舶の利用などの経済効果や研修参加者がリーダーとなるなど、同施設の存在は非常に大きいものがあります。平成19年12月の「独立行政法人整理合理化計画」により、稼働率の低い施設については地域の実情を考慮の上、廃止統合の対象とするの方針に対して、平成21年５月に県知事や渡嘉敷村長とともに総務大臣や文部科学大臣、沖縄担当大臣等に直接、存続の要請を行っております。また、平成21年11月の事業仕分けにおいて、「自治体・民間移管」とされたことに対し、平成22年３月に文部科学大臣、沖縄担当大臣、行政刷新担当大臣あて、知事名で国の施設として存続するよう文書で要請をしております。さらに、国立青少年教育施設の存続について、平成22年５月の九

州地方教育長協議会及び12月の全国教育長協議会において沖縄県教育委員会から強く要望した結果、決議がなされ国への要請を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも全国教育長協議会等や渡嘉敷村と連携して国立沖縄青少年交流の家の国の施設としての存続に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 経済の振興の中で、家畜競り市場に対する支援についてお答えします。

南部家畜市場につきましては、財団法人南部振興会が昭和47年に開設した家畜市場であります。当該家畜市場は、建築から39年が経過して老朽化が著しいことや、家畜取引頭数が増大し施設が手狭となっていることなどから整備が必要となっております。そのため、県では平成21年度から畜産担い手育成総合整備事業により移転整備を進めているところであり、平成23年7月に竣工の予定となっております。

次に、ＴＰＰによる本県の農林水産業等への影響についてお答えします。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においてもさとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点からＴＰＰ交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請したところであります。また、県内では去る1月29日に「ＴＰＰ交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、「ＪＡ沖縄中央会による「ＴＰＰ交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 経済の振興について

の中の、沖縄ウェルネス産業の可能性についての御質問にお答えします。

沖縄総合事務局が昨年取りまとめた「沖縄地域経済産業ビジョン」においては、沖縄独自の健康サービスを生かした沖縄ウェルネス産業の可能性は高いとされております。特に、国際医療交流の推進を重要な取り組みと位置づけ、「万国医療津梁」が提言されております。県においても、医療ツーリズムは本県の地域特性を生かせる高付加価値で長期滞在型の新たな観光メニューと認識しております。そのため、沖縄における医療ツーリズムのあり方を検討し、その実現戦略を構築するため「医療ツーリズム促進事業」を実施しております。このほか、健康ビジネスの具体的な事業化を図るため、沖縄エステティック・スパのブランド構築に向けた「沖縄スパブランド構築促進事業」などを実施し、沖縄ウェルネス関連産業の可能性に取り組んでいるところであります。

同じく経済の振興についての中、浦添市が実施している「健康情報活用基盤構築実証事業」についての御質問にお答えします。

「健康情報活用基盤構築実証事業」は、浦添市と総務省・厚生労働省・経済産業省の連携により平成20年度から22年度の3年間実施されている事業であります。同事業は、個人の健康情報をネットワークを介して電子的に活用するための基盤を構築し実証することを目的としております。同事業について浦添市に確認したところ、市民が家庭やフィットネスクラブなどで個人の健康情報を常に確認できることによる健康に対する意識の向上を初め、健康増進のための運動療法の浸透、円滑な医療機関等との連携などが成果として挙げられております。

県としまして、県民の健康志向の高まりなど健康サービス市場の拡大が期待できることから、健康サービスをオキナワ型産業の重点産業として位置づけているところであり、今後ともそのさらなる振興に努めてまいりたいと考えております。

我が党の代表質問との関連で、プロ野球キャンプ巡回バスの実施経緯についての御質問にお答えします。

プロ野球キャンプ巡回バスについては、12月補正予算の沖縄観光力強化緊急対策事業の一環として実施しております。県においては、新たなファンの拡大や観光客の利便性向上に寄与するものとして、プロ野球キャンプ観光全体を盛り上げることを目的に実施しております。

同じくキャンプ巡回バスの利用状況等についての御質問にお答えします。

プロ野球キャンプ巡回バスの利用状況については、2月27日までの集計で1万2949人が利用しており、乗車率に換算すると全体で約23%、本島では約29%となっております。利用者が一番多かったのは各地でオープン戦のあった2月13日の912人で、乗車率は約52%、本島では約65%となっております。利用者割合は、2月22日までのアンケート集計で、県外が約6割、県内が4割となっております。

同じく巡回バスの事業予算額についての御質問にお答えします。

県では、プロ野球キャンプ巡回バスの運行を含むプロ野球キャンプ訪問観光促進調査業務として、約7400万円を計上しております。同事業の委託先からは、事業費の見積もりとしてバスの運行やラッピング、案内所の運営経費として約5400万円が示されており、そのうち、バス運行経費については約1600万円となっております。そのほか、バスの運行情報等を含むウェブサイトの構築経費やアンケート等の経費となっております。

同じくタクシーや民間バス会社等の反応についての御質問にお答えします。

プロ野球キャンプ巡回バスについて、タクシー会社やバス会社への意見照会は行っておりませんが、タクシー運転手の方などから、バス運行によるタクシー利用者への影響等についての意見が上がってきております。県においては、新たなファンの拡大や観光客の利便性向上に寄与するものとして、プロ野球キャンプ観光全体を盛り上げることを目的に実施している旨を説明し理解を求めています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉政策についての御質問の中の、学童保育の現状と課題、県の支援策についてお答えします。

県内の平成22年度の補助対象児童クラブ数は、現在23市町村、215カ所となっております。放課後児童クラブに対するニーズは高まっており、希望する子供すべてが利用できないなどの多くの課題を抱えております。このため、「おきなわ子ども・子育てプラン」の後期計画においては、平成21年度のクラブ194カ所を平成26年度までに238カ所にふやす目標を掲げているところであり、希望する子供すべてがクラブを利用できるように市町村と連携し、クラブの設置を促進してまいります。また、沖縄県は全国と比べて民営のクラブが多いため、家賃等の負担により経営が厳しい

ことや、保育料が高いことなどが課題であると考えております。そのため、民営クラブへの家賃等の助成や税制優遇措置を初め、ひとり親家庭等への保育料減免等の「新たな子育て支援制度」を国へ提案しているところであります。

次に、障害者の就労支援策についてお答えします。

県においては、授産事業所などの福祉的就労収入の向上のため、「工賃倍増計画支援事業」や「工賃アップサポーター事業」を行うとともに、就業面及び生活面の相談等を通じて一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」を実施しております。また、就労移行支援事業所において一般企業への就労に向けた支援が実施されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 陸上交通網・道路事業についての御質問で、県道糸満与那原線大里地区の旧道整備促進についてお答えいたします。

糸満与那原線の大里中学校区間については、道路改良事業で整備を予定していましたが、地元の合意が得られず、また、公図訂正等が必要なことから事業を中止したものであります。現在は生活用道路、通学路として使用されておりますが、歩道がないため整備する必要性を十分認識しております。

県としましては、歩行者の安全を確保する必要性から、南城市や地元自治会と調整し適切な整備手法を検討していきたいと考えております。

同じく陸上交通網・道路事業についての御質問で、「沖縄のみち自転車道」の整備促進と進捗状況についてお答えいたします。

「沖縄のみち自転車道」は、玉城を起点に知念、佐敷、大里を経由し首里を終点とする延長25.1キロメートルであり、自転車交通の安全確保や地域活性化、観光振興等を目的に整備を行っております。平成2年度から整備に着手し、平成22年度末での完成予定延長は15.5キロメートル、進捗率は61.7%となっております。平成14年には玉城、佐敷地区の9.2キロメートルについて供用開始しており、残りの6.3キロメートルについて現在、供用開始の手続きを進めているところであります。

今後も、関係地権者や市町村、「沖縄のみち自転車道利用促進連絡会」等の協力を得ながら、早期完成と利用促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 陸上交通網・道路事業についての御質問の中で、鉄軌道導入への取り組みについてお答えいたします。

他の都道府県では、戦後間もなく焼失した鉄道が国により復旧されたにもかかわらず、沖縄戦で壊滅した沖縄県営鉄道は復旧が行われず、本県は基幹的な公共交通として鉄道を有さない唯一の県となっております。北部圏域を含めた沖縄本島の均衡ある発展のためには、鉄道等を含む基幹的な公共交通システムの整備が必要であります。その整備には膨大な費用が発生することから、特例的な制度の提言要望を行っているところであります。

次に、離島振興についての御質問の中で、船舶運賃低減化の新たな仕組みについてお答えします。

離島の定住条件を改善し振興を図るためには、離島住民の交通コストの軽減は重要な課題であると認識しており、現在、国に対して船賃及び航空運賃の低減に係る新たな制度の構築を要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 ちょっと順序を変えていきたいと思ひます。

まず土木建築部長、この県道系満与那原線、過去に改良事業を入れてやったんだけど地主の合意が得られなかった。これは先ほども申し上げましたように、いきさつがあつて地主さんの合意が得られなかったというのは理解しております。長年かけて地主の合意を得るために、南城市の合併前から大里村の担当者の皆さんが努力をしてきた。中には、地主の方で南米に住んでいらっしゃる方もいるんですよ。そういうところまで当時の職員が出向いてこのことを訴えて理解をしてもらつて御英断があつたということなんです。そういう意味ではちゃんとした改良の見通しをぜひ示してもらいたいという思いで今回取り上げておりますから、さっき答弁のありました適切な整備手法でというお話ですけども、もう少し具体的にどういう改良ができるのか示してもらいたいんですけども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） この地区につきましては、先ほど答弁しましたように、地主の皆さんの合意を得たということは承知しております。それで、今後の作業としまして公図の修正が必要になりますと。そのために我々は公図の修正が終われば用地買収をし

て事業に入るわけですけども、当該の今の道路状況、課題、今、そこは主に通学路になっているということもありまして、歩道がなくて子供たちの通学が危険であるという状況を聞いておりますので、また整備方法につきましては地元の南城市、それから当然地元の地区の皆さんとの意見交換といひますか、その意見を聞きながら整備手法について、どういう整備をすべきかということについて調整をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 前に改良工事を入れた、ところが地権者の合意が得られなくてできなかった。今回合意が得られた。この道路改良はもともと計画があつた。ということは、整備図面もあるはずなんですよ。そういう意味では、このもとやろうとしていた方向でまずは整備に臨んでいくという姿勢を県は持つべきじゃないかなと思うんですが、この辺はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路整備につきましては、この周辺の道路の整備状況、それからこの地区の課題、そういったものを踏まえて、整備のやり方について地元とよく相談しながらやっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 職員とちょっと調整はさせていただきました。なぜそこまで申し上げるかということ、やはり当初、計画をしていた道路構造に基づいた改良をぜひやってもらいたいというのが要望ですから、それを受けとめてぜひ部長には取り組んでもらいたいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） その以前にあつたものも含めて整備手法の一つとして、地元の皆さんと提案しながら相談して決めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 教育長に伺ひます。

島尻教育事務所、去年の6月、9月の定例会でも私、申し上げました。やはりきめ細かな教育指導、あるいは先生方の研修の場、こういうのを企画して島尻教育事務所は頑張っております。先生方もこういう企画に応じて資質の向上に取り組んで教育をやっている。この場所がなくなるというのは、島尻地域、あるいは県全体の教育の質の低下につながるというふうに危惧しているんですよ。だからぜひ存続してもらいたいと思ひておりますけれども、まずは地域の意

向をどのようにとらえているのか。さっきの答弁では、学校現場の意向もお願いしたんですが、これは答弁がありませんでした。学校現場はどういうふうに考え方をとらえるのか、これも含めてお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今、教育事務所の見直しにつきましては、教育事務所長会、それから市町村教育委員会教育委員、それから教育長研修会等で説明をしたところでございます。学校に対しては、必要に応じてまたこれから対応していきたいと思っております。

この教育事務所の見直しにつきましては、前にもお話ししましたけれども、地方分権の進展に伴って市町村の主体的な教育行政を推進していくためのものとして私たちは事務事業の見直しをしているところでございまして、その統合につきましては、事務事業の見直しの進捗状況を踏まえて検討していきたいと。今、島尻を那覇に統合するとか廃止をするとかいうものではなくて、そういう流れの中で島尻も那覇も地理的なものとか、それから那覇市が中核都市へ移行するなど、指導業務が那覇市は単独で行うとか、そういう状況を踏まえてそういう検討の一つに入るとことで、今、検討を進めているところでございます。

その実施に当たりましては、やはり市町村教育委員会、それから関係機関等に十分に説明を行って理解を得て進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 教育長、これは私は個人的にも各市町村の教育委員会を回ってきました。あるいは先生方もなるべく多くの方からこのことについてどうなのかということ聞いてきました。ところが、各市町村の皆さんのお話は、このことをまだよく知らないというふうなレベルなんです。これは去年の5月の時期に教育長決裁として教育事務所の見直しという方針が出た。私はたまたま手に入ったものだから、こんなこといかぬなと思って今、動いていますけれどもね。学校の先生方ももう9割9分、こんなことをしちやいかぬというふうな思いなんです。市町村の教育委員会の皆さんもほとんど同じです。これは行財政改革も必要ではありますけれども、やはり教育から手を引くというのは、私は絶対あってはならないというふうに考えておりますから、本当に慎重に扱っていただきたいというふうに思っております。これはぜひ知事にも御理解いただきたいと思っています。知事の県政運営の説明の中にもありました。沖縄の未来を担う多様な人材

育成、これに向けた教育の振興をしていくんだという知事のお話を聞いて、大変期待をしておりますけれども、そういう中でこういう教育事務所の統合というのは、知事の政策に逆行するものじゃないかというふうには私はとらえるんですね。やはり人材こそ最大の資源だという思いからしますと、ぜひ財政改革の波に教育がのまれることがないように知事の御配慮をお願いしたいんですけれども、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かにこの大きな流れで行財政改革というのはどうしても進めていかないと、新しい行政ニーズに対応が難しくなる。そして一方で我々はまた24年から始まる沖縄振興などなどの大きな流れの中で、やっぱり一つ一つ改革すべきは改革しというのはどうしても要と思うんです。それで、今の教育事務所の統合につきましては、少し教育委員会と、そして教育庁と意見交換をいまひとつやらせてください。きょうのところはこの答弁でひとつよろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 これは市町村教育委員会との協議というのは絶対的にやらないといけないと思っておりますから、ぜひお願いをしたいと思っております。

次に、離島振興の中で、国立沖縄青少年交流の家の存続についてなんですけれども、これは教育長から答弁いただきましたが、離島振興というところに私あえて入れたのは、所見で述べましたけれども、これは社会教育だけの問題ではなくて、やはり離島を存続させる意味でも大いに活用して発展させなくてはならない件だと思っているんですよ。

稼働率の問題で今こういう問題に直面しているわけですから、稼働率を野外活動、あるいはキャンプ場の使用とかこういうものも稼働率に入れるべきだと。というのは、宿泊しか稼働率に入っていないということを知りました。あえて離島地域にあるのは全国27ある施設の中でこの1軒だけですから、こういう特殊性というのもしっかり認識をしていただいて主張して、離島振興の面から教育委員会だけでなく、その立場からもぜひ頑張っていただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） この件も教育長と一緒に我々は文科省に既に何回か行ってまいりました。おっしゃったように宿泊日数の中にキャンプの日数、屋外活動を入れる・入れないというテクニカルな部分はありますが、これも確かに我々から見ても、こ

れは長い戦後というか日本復帰前後からの床次先生を初めとするいろんなこれは歴史があります。ちょっとこれも教育委員会といいますか教育長ともう少し意見交換させてください。私もこれはぜひ存続すべきであると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 無料バスの件なんですけれども、タクシーの関係者から指摘があるという答弁がありましたけれども、これは観光客を誘客するというのは結構なんですけれども、やはり経済効果という面では足まですんであげるということは、私はちょっとやり過ぎじゃないかなというふうに考えております。やはりタクシー、路線バス、あるいは高速バス等もありますから、こういう経済効果が発揮できるような方策をぜひ考えていただきたいと思います。来年に向けていかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今回は実験的に実施しておりまして、タクシー業界と十分詰めてなかったところがありまして、ただ、次年度は予算化してなくて今白紙状態です。ただ、今後、アンケートなどを一応っておりますので、その効果とかいろんな意見も踏まえて次回どうするかというのはいろんなところと御相談しながら詰めていきたいなというふうに思っております。

○嶺井 光君 やることはいいことですから続けてください。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、大変御苦労さまです。

自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しておりますが、その前に所見を述べて質問していきたいと思っております。

またしても、皆さん、きのうの卒業式、嘉手納基地周辺の騒音被害、爆音被害で地元の高校、また学校の卒業式に被害があったという、きょう琉球新報の新聞記事に出ていたとおりであります。

晴れやかな高校生の卒業の中で、こういった基地被害、騒音被害が起きました。少しばかり読ませていただきたいと思います。「嘉手納基地に駐留する原子力空母ジョージ・ワシントンの艦載機F A18スーパーホーネット5機が1日午前、地元の要請を無視し、卒業式の最中に相次いで滑走路を飛び立った。騒音は嘉手納高校など基地周辺の学校に鳴り響き、卒業式を妨害した。」。騒音は100デシベルを超していたそうで

す。「嘉手納基地では現在、有事を想定した即応訓練が行われている。（中略）嘉手納町は卒業式前日の2月28日に同基地に対して卒業式当日の航空機の発着の中止を申し入れていた」そうです。しかしながら、日ごろから言うよき隣人という米軍は、自分たちの任務を遂行し、地域の卒業式を全然気にしなかったということでもあります。

しかしながら、そういった厳しい状況の中でも嘉手納町教育委員会は、子供たちのために去る2月20日——少しばかり御紹介したいと思います——日曜日に、嘉手納町教育委員会では学力向上対策推進の一環として、児童生徒、保護者を対象に松岡修造氏の教育講演会を実施されました。今、子供たちのために何をすべきかを検討し、生涯スポーツを通して実践に基づいた体験談やその経験を生かし、子供たちの今後の活動、意識の高揚に役立てるための貴重な意見がいただける講演でした。

1995年のウィンブルドンでの日本人男子として62年ぶりとなるベスト8進出を果たすなど、日本を代表するトップテニスプレーヤーとして活躍、その後世界を目指すジュニアのためにトップジュニアキャンプを開催したり、子供から上級者まで楽しめるテニスクリニックを全国で展開しております。

嘉手納町の真喜屋教育長を初め教育委員会の皆さんや德里直樹PTA会長を中心に、1300名以上の会場あふれんばかりの熱気の中で教育講演が始まった。演題は「本気になればすべてが変わる」。高校受験を控えた中学3年生からの不安や悩みの相談、友達同士のけんかや親子の対立、部活での悩み、世界で活躍するための条件など会場から子供たちの意見がどんどん出て、一つ一つ丁寧に、悩んでいる子供たちのために、子供たちの目線で答える松岡修造講演、その講演には感動と感謝の気持ちでいっぱいでした。

ぜひ沖縄県教育委員会も子供たちの立場で、子供たちの目線で教育問題解決に取り組めるよう期待いたします。

それでは、一般質問に入ります。

1、米軍基地問題について。

2月16日午前10時30分ごろ、米空軍嘉手納基地第18航空団と第353特殊作戦群の兵士6人が、県や基地周辺自治体の中止要請を押し切り、4年ぶりに同基地内でパラシュート降下訓練を強行した。同訓練は、平成8年のS A C O（日米特別行動委員会）最終報告で、伊江島補助飛行場での実施が合意されている。防衛省や外務省によると、今回の訓練も伊江島補助飛行場で行うべき降下訓練が悪天候で制約され、例外的に実施

するという。平成19年に嘉手納基地で訓練を実施した際も、例外的措置と認めれば米軍の都合が優先され、同基地での訓練が通常化する、嘉手納町及び周辺自治体議会が強い反対の声を上げたにもかかわらず、再び強行に踏み切ったことは、地域住民の声を全く無視した姿勢・行為であり、断じて容認できない。

嘉手納基地は、通常でも航空機の訓練、離着陸及びエンジン調整のすさまじい爆音被害により住民の我慢は極度に達している。

最新鋭ステルス戦闘機F22Aラプターの通常化など外来機の訓練も激化するなど、米軍再編による負担軽減はされていません。逆に、嘉手納基地の機能は確実に強化されており、地域住民は怒りと不安に駆られています。

- (1)、基地の整理縮小・負担軽減について。
- (2)、米空軍嘉手納基地航空機騒音被害について。
- (3)、嘉手納基地内パラシュート降下訓練について。
- (4)、仲井眞知事は、嘉手納飛行場の基地被害はもちろん、沖縄県の基地問題をどのように解決していくのか。

- (5)、仲井眞知事訪米について。
- 2、米軍基地返還跡地プログラムについて。
 - (1)、基地返還後の跡利用、地主が使用できるまでの日数は。
 - (2)、課題と解決に向けての取り組みについて。
 - (3)、基地返還後の農地転用の件数及び農業委員会の取り組みについて。
 - (4)、返還後の農地の地目変更が自動的に原野または宅地として地主が利用できないか。

- 3、道路行政について。
- 道路は人々の生活に最も密接な社会資本であり、地域社会の生活基盤として非常に重要な役割を持っています。したがって、本県の道路行政においても県民からの要望や期待にこたえることは当然のことながら、村道、町道、県道、国道と地域住民の生活道路、一般道路など、今後整備すべき課題が山積しており、経済の自立を目指す上でも、地域振興を支援する基盤整備としても本県における道路整備は重要な課題であります。

- そこで質問いたします。
- (1)、中城村泊浜原線拡幅道路改良事業について。
 - (2)、国道329号を58号並みに整備し、中部地域の道路の質の向上をどう考えているか。
 - (3)、本年度の主な道路事業について伺いたい。
- 4、新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本整備について。

- (1)、西原町・中城村・北中城村は、本島中部地域の中で整備計画がおくれているように思われる。浦添西原線の道路の整備、西原町の小波津川（二級河川）の拡幅の進捗状況はどうか。

- (2)、県は、沖縄市東部地域との融合をどのように進めているのか。

- (3)、県の観光資源の整備で東部地域にスポーツイベント等の誘致が必要だと思うが、県の認識は。

- (4)、県のマリン・タウンのホテル用地にホテルを誘致するために、サッカー場やゴルフ場、マリンスポーツ、コンサート等の活用はどうか。

- (5)、県は、農業・工業の計画的立地と振興をどう推進しているのかお伺いします。

- 5、福祉行政について。
- (1)、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業について。

- (2)、子宮頸がんワクチンの予定件数、予算、今後の取り組みについて。

- 6、公安委員会について。
- (1)、防犯アドバイザー支援要員を配置し、防犯啓発活動（実績・成果）について。

- 7、公務員改革について。
- 市町村においては、職員採用に関する規則に基づき、第4条の職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、特別の考慮を必要とする場合は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験、選考方法による採用ができるとありますが、本県において、その選考を適用した採用があるのか。また、特別職員としての競争試験以外での採用はあるのかお伺いしたいと思います。

- (1)、県職員における選考採用の実績はあるか。
- (2)、警察官における選考採用または特別採用の実績はあるか。

- 8、教育行政について。
- (1)、学校教育現場における安心・安全の取り組みについて。

- (2)、通学路の街灯設置について県の見解は。
- 沖縄市東中学校の通学路付近において事件・事故が発生しております。また、沖縄市東中学に通う生徒においても深夜徘徊、喫煙問題などが多発しており、その多くがそういった街灯のない場所で行われており、生徒の非行化を拡大、助長させている。その実態があると思われますが、沖縄市東中学の通学路には街灯が極端に少なく、周囲一帯がさとうきび畑のため、子供たちの安全が守られていない。

こういった状況を改善しようと、PTAなどで夜間

見回り活動を行っているが、時間带的にも活動にも限界があり、残念なことに効果が思うように出ていません。学童の非行や学童の犯罪を防止し未然に防ぐために、県民・市民が安心・安全に暮らせる地域づくりを強力に推進するために教育委員会はどうに取り組むべきですか。

ア、沖縄市東中学校周辺地域における犯罪の発生状況について。

イ、沖縄市東中学校通学路への街灯設置について。

ウ、沖縄市東中学校周辺への監視カメラの設置について。

私は、資源も産業も少ない沖縄県に教育で人的資源をつくり、人材育成が将来の沖縄県の産業の活性化、豊かなまちづくりの基盤となる最も重要な施策として推進していかなければならないと思います。

沖縄県において次代を担う人材育成にあらゆる支援事業を展開しており、その成果が沖縄県の産業の発展、活性化に貢献されるものだとして期待しておりますが、その受け皿として教員、県職員としてのスポーツ枠の特別採用、選考採用ができないか質問いたします。

(3)、本県における教員採用試験について。

ア、一部試験免除者数の今後の取り組みについて。

イ、選考採用試験について。

ウ、スポーツ枠の中での採用は可能か。

9、我が党の代表質問との関連については質問いたしません。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川京貴議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、訪米についての御質問にお答えいたします。

私は、これまで2度の訪米を行い沖縄の実情を訴えてまいりましたが、平成21年9月以降の県内の諸状況、そして米軍基地負担軽減部会の開催、軍転協の要請などを踏まえまして、改めて訪米の時期及び活動内容につきまして検討することといたしております。

アメリカ政府や連邦議会などの関係機関に沖縄県の実情を訴え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であります。来年度、効果的な訪米が実施できるよう検討を進めていきたいと考えております。

次に、道路行政に係る御質問の中で、今年度の主な道路事業についての御質問にお答えいたします。

国直轄事業につきましては、沖縄西海岸道路などの整備を進めており、沈埋トンネルを含む那覇西道路はことし7月ごろの供用開始を予定いたしております。また、那覇空港自動車道小禄道路は、平成23年度の新規事業化が決定いたしております。

県事業につきましては、伊良部大橋の早期完成を目指すとともに、宜野湾北中城線などの整備を推進してまいります。また、南部東道路は平成23年度から本格的に事業着手をしてまいります。

今後とも交通渋滞の緩和と地域経済の活性化を図るため、幹線道路ネットワークの構築に鋭意取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、基地の整理縮小、負担軽減、基地問題の解決について、1の(1)と1の(4)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

県は、これまで軍転協や渉外知事会等とも連携し、訪米を含むあらゆる機会を通じて騒音を初めとする基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小を求めてきました。昨年9月には沖縄政策協議会のもとに米軍基地負担軽減部会が設置され、沖縄の基地負担の軽減に向けた議論が行われているところであります。また、今後取り組む総合的安全保障の研究の中で、基地問題の解決促進に向けた効果的な方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場でのパラシュート訓練についてお答えいたします。

県は、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、米軍を初め関係機関に対し嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を強く要請してきました。それにもかかわらず米軍が同訓練を実施したことは、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県としましては、パラシュート降下訓練はSACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 米軍基地問題につい

ての御質問の中で、嘉手納基地航空機騒音被害についてお答えいたします。

平成21年度の航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺測定局におきまして、環境基準の評価指標としているW値、いわゆるうるささ指数で見ますと、最高が北谷町砂辺局で87を示すなど、15測定局中9局で環境基準を超過しております。また、1日当たりの騒音発生回数も前年度と比較して15測定局中9局で増加しております。

このようなことから、嘉手納飛行場の航空機騒音に関しては、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 米軍基地返還跡地プログラムについての御質問の中で、跡地利用における事業期間及び課題についてお答えします。2の(1)と2の(2)は関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

返還から事業完了までの期間は、これまでの実績から約14年を要しております。事業期間はおおむね跡地面積に比例することから、今後返還が予定される普天間飛行場等の大規模な返還跡地についてはさらに事業期間の長期化が予測されること、また、それにより土地を使用できない期間を増大させ、地権者に不利益を与えることなどが課題となっております。そのため、県では、新たな法律においては、事業期間短縮のための返還前の基地内立入調査の確実な実施、汚染等に関する原状回復措置の徹底、さらに公共事業箇所では給付金支給期間を使用収益開始までとする制度などを求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 米軍基地返還跡地プログラムについての中で、基地返還後の農地転用の件数及び農業委員会の取り組み並びに農地の地目変更について、関連しますので一括してお答えします。

昭和36年から平成21年3月31日までに返還された軍用地は、1万2313ヘクタールとなっております。

基地返還後の農地転用件数については、転用された土地が申請書類上軍用地であったかどうか明らかなため、詳細を把握することは困難であります。

基地を返還する場合は、軍転特措法第7条の規定に基づき原状回復することとなっておりますが、現状と

して接收前の土地の状況にかかわらず、ほとんどが更地の状態で返還されています。

返還後の跡地利用については、地権者や地域住民の意向を踏まえ、市町村において都市計画区域や農用地域などとして利用計画を定めることとなっております。市町村の利用計画で農用地区域として設定された返還地の農地を宅地等に転用する場合には、一般の農地同様、農地法の規定が適用されることとなっております。このため、市町村農業委員会においては、農地法の転用基準に基づき審査や現地調査を行い、意見を付して県知事に進達し、県知事が許可をすることとなります。

また、転用許可後の地目の変更についても、一般の農地同様、許可指令書に示された条件に基づき変更の手続を行うこととなります。

次に、新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本整備についての中で、農林水産業の計画的な振興についてお答えします。

県では、農林水産業の振興を図るため、亜熱帯の地域特性を生かして農林水産業振興計画に基づき、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の育成によるおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対策の強化、経営感覚にすぐれた担い手の育成や新規就農者の育成・確保、省力化・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、農業用水源の確保やかんがい施設の整備など亜熱帯・島嶼性に適合した農林水産業の基盤整備など、7つの柱を基本として各種施策・事業に取り組んでいるところであります。

今後とも、農林水産業の振興を図るため諸施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路行政についての御質問で、泊浜原線道路改良事業についてお答えいたします。

中城村泊浜原線は、国道329号を起点として伊舎堂地区を通過する中城村道であり、中城村からことし1月に国庫補助事業としての整備が可能か相談を受けているところであります。

国庫補助事業として採択されるためには、中城村が策定する具体的な道路整備計画等の資料が必要であり、県としましては、村から計画等が提出された時点で内容を精査し、検討していきたいと考えております。

同じく道路行政についての御質問で、中部地域の国道329号の整備についてお答えいたします。

国道329号は、沖縄本島を南北に走り、はしご道路を構成する縦軸の幹線道路であり、中部地域では、石川バイパスの延長約8キロメートルが平成16年3月に供用されているとともに、現在、コザ十字路の拡幅整備が進められております。また、現在、南風原バイパスや与那原バイパスの延長約7キロメートルの整備が進められております。

県としましては、引き続き国と連携し、整備を促進してまいります。

次に、新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本整備についての御質問で、浦添西原線の進捗状況についてお答えいたします。

浦添西原線は、東海岸のマリン・タウン地区から坂田交差点を経由し、西海岸の浦添市港川へ至る主要幹線道路であります。事業区間の中で、マリン・タウン地区から国道329号までの区間の平成22年度末進捗率は95％であり、平成24年度の供用を目指しております。

国道329号から坂田交差点の区間については、平成21年度において事業化を図ったところであり、平成23年度からは、モノレール関連事業として浦添警察署前の1.5キロメートルの事業化を予定しております。

また、国道58号城間から沖縄西海岸道路浦添北道路までの港川道路の平成22年度末の進捗率は53％であり、平成26年度の供用を目指しております。

今後とも、浦添西原線は、はしご道路の横軸幹線として重要な役割を担っていることから、早期整備に向け鋭意取り組んでまいります。

同じく新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本整備についての御質問で、小波津川河川改修工事の進捗状況についてお答えいたします。

小波津川の整備につきましては、平成17年度から用地買収に着手し、平成20年度に浸水被害が多発している平園地区の暫定掘削を行っております。また、平成21年度は、国道329号から下流側の護岸整備と暫定掘削を行い、平成22年度は小波津川橋のかけかえ工事に着手したところであり、平成25年度までに河口部から国道329号までの整備をおおむね完了させる予定であります。

同じく新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本整備についての御質問で、西原町から沖縄市東部地域までの社会資本整備についてお答えいたします。

西原町から沖縄市東部までの本島東部地域については、産業拠点やレクリエーション拠点の形成が進めら

れており、東海岸と西海岸との人流・物流の効率化の観点から、浦添西原線や宜野湾北中城線等の東西幹線道路の整備を推進するとともに、地域のまちづくりと一体となった小波津川等の整備を推進しているところであります。

現在策定中の「沖縄21世紀ビジョン」基本計画においても、引き続き産業振興等を支援する道路の整備や多自然川づくりなどを推進していくこととしております。

同じく新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本整備についての御質問で、マリン・タウンへのホテル誘致のためのイベント等の活用についてお答えいたします。

マリン・タウン地区においては、多目的広場、ビーチ等が整備されており、これらの施設を利用したビーチバレー等のスポーツイベントや音楽コンサート等、多くの参加者が集う各種イベントが開催されております。

今後とも同地区内や近隣地域で開催されるイベント等に積極的に協力するとともに、マリーナ等の施設整備を行い、マリン・タウン地区の魅力を高め、ホテルの誘致につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本の整備についての中、東部地域のスポーツイベント誘致についての御質問にお答えします。

沖縄県としては、スポーツ観光について、本県の地域特性を生かせる長期滞在型の新たな観光メニューと認識しております。そのため、今年度、沖縄に適合したスポーツ観光のあり方について、公募による実証事業を行いながら調査検討しているところであります。

本島東部地域における実証事業としては、南城市でのサイクリングイベントや西原町でのビーチイベント、海中道路をコースに組み込んだサイクリングイベントを支援しております。

県としては、現在検討中の沖縄に適合したスポーツ観光のあり方調査の結果や各市町村の意向等も踏まえながら、本県の多様な地域でのスポーツ観光の振興を図っていきたいと考えております。

同じく新沖縄振興計画と本島東部地域の社会資本の整備についての中、工業の計画的立地と振興についての御質問にお答えします。

沖縄県では、本島中部地域の中城湾港新港地区を沖

縄県唯一の工業用地として174.9ヘクタールを整備し、立地している企業は127社、雇用者数は約2700人となっております。

現在、新たな工業用地のための整備計画はありませんが、中城湾港新港地区は、工業技術センターを中核として沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターやトロピカルテクノセンターが立地するなど沖縄県東部の工業拠点地域となっております。

沖縄県としては、今後とも中城湾港新港地区への企業立地を促進し、沖縄県の工業振興の拠点地域としての発展を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、子宮頸がんワクチン等についてお答えします。

国は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて定期接種化に向けた検討を行うこととしております。その間、これらの予防接種を促進するため、補正予算で「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」が措置されたところであります。

公費負担については、予防接種法の趣旨を踏まえ接種費用の9割を助成することとなっており、その負担割合は国2分の1、市町村2分の1で、市町村負担分については地方交付税措置されることとなっております。

県としては、同交付金により基金を設置し、基金が適切に執行できる体制づくりを図ることとしております。

次に、子宮頸がんワクチンの予定件数、予算、今後の取り組みについてお答えします。

平成22年11月の調査では、県内で子宮頸がんワクチンの接種対象者とされる中学1年生から高校1年の女子は、3万3685人です。

市町村に対して補助する同ワクチンの予算額は、約5億141万円です。県内の市町村においては、本年1月からは3市町が事業を開始しており、平成23年度からはすべての市町村で開始されることとなっております。

県としては、市町村及び医療機関との連携を図りながら、新聞広告やポスターにより県民に広く広報していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 公安委員会に関する御質問の中で、まず防犯アドバイザー支援要員の活動実績と成果についてお答えいたします。

県警察におきましては、犯罪を抑止して、安全で安心して暮らせる沖縄県を目指し、各種広報啓発活動や防犯パトロール活動を実施するために、「安全・安心推進事業」といたしまして、平成21年10月から1年間、延べ38名の女性を含む防犯アドバイザー支援要員50名を採用し、県内14警察署において配置、運用してきたところであります。

支援要員につきましては、自転車盗、オートバイ盗、車上ねらい等の街頭犯罪の抑止、子供・女性の安全確保、振り込め詐欺の防止等を図るため、街頭犯罪多発地域や通学路、公園付近における青色回転灯装着車両によるパトロール及び金融機関のATM機周辺での防犯呼びかけ、防犯チラシ配布等の活動を推進いたしました。

一方、平成22年中における刑法犯認知件数は1万2887件で、対前年比マイナス851件となり、8年連続で犯罪が減少しております。

特に、車上ねらいや自転車盗につきましては合わせて2170件の認知件数で、対前年比マイナス457件と減少率が高く、また、子供や女性を被害者とする強制わいせつ事案につきましても60件で、対前年比マイナス6件、振り込め詐欺については12件で、対前年比マイナス41件と大幅な減少が見られるなど、支援要員の活動が犯罪総量の抑止に大きく寄与したものと考えております。

したがいまして、支援要員の運用につきましては、新年度におきましても県警察の重点事業として推進していく所存であります。

次に、公務員改革に関する御質問の中で、警察官の選考採用または特別採用の採用実績についてお答えいたします。

まず初めに、選考採用についてであります。県警察では、専門的知識や技能を有している者を対象に選考採用を行っております。

過去5年間の採用実績は、平成19年度に警察用航空機の操縦士2名を、また、平成22年度には結婚、出産、介護等の理由によりやむなく警察官を退職した者を再び警察官として採用する再採用制度により1名を採用しており、計3名となっております。

次に、特別採用の採用実績についてお答えいたします。

県警察では、平成10年度から競争試験の中で、柔道

と剣道の取得段位や各種大会での成績等一定の条件を付した武道指導区分という特別採用を行っております。

これは、警察官は、現場において犯人の制圧・逮捕等の職務執行を行うことから、他の公務員に比べ気力・体力がより必要であるため、柔道や剣道の技能に秀でた人材を採用して武道指導者として育成し、その武道指導者が他のすべての警察官に柔道や剣道の指導を行うことにより、警察官の気力・体力を錬成するとともに、警察武道の技能水準を高めていくことを目的とした採用制度であります。

なお、過去５年間の採用実績は、柔道６名、剣道６名の計１２名となっております。

次に、教育行政に関する御質問の中で、沖縄東中学校周辺地域における犯罪の発生状況についてお答えいたします。

沖縄東中学校を管轄する沖縄警察署泡瀬交番管内の平成２２年中の刑法犯認知件数は３９４件で、前年に比べ２２件増加しております。また、沖縄東中学校から半径５００メートル以内の地域における刑法犯認知件数は３３件で、前年に比べ１０件増加となっております。

沖縄東中学校の周辺につきましては、平成８年の開校当時は、電照菊栽培が行われておりましたが、現在ではさとうきび畑が多くなり、夜間は暗く、人通りも少ない環境となっております。

このような環境は、女性や子供をねらった犯罪が発生しやすい傾向にあることから、県警察におきましては、地域の安全・安心の確保に向けパトロールカーでの警ら活動の強化を初め地域ボランティア団体、関係機関と連携を密にして犯罪の未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 公務員改革に関する質問のうち、県職員の選考採用の実績についてお答えいたします。

知事部局職員の選考採用につきましては、獣医師や保健師等、法令に定める資格を必要とする職を対象として行っているところであります。

今年度の実績は、平成２２年７月に獣医師及び保健師の選考試験を実施し、獣医師４名、保健師８名を合格者としたところであります。そのほかには、民間企業等で培われた経験やノウハウを持った意欲ある人材を確保するため、民間企業等経験者採用試験を平成１０年度から１４年度にかけて実施し、５年間で合計２６名を採

用した実績があります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、学校における安全の取り組みについてお答えいたします。

子供たちが安全・安心な環境で学校生活が送れるよう、学校における安全確保を図ることは極めて重要なことだと考えております。

各学校では、子供たちの安全対策として地域安全マップの作成、案内板の設置、教職員による声かけ対策や校内巡視等学校独自の危機管理マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制の整備等の充実を図っております。地域では、「地域の子は地域で守る」との観点から、ＰＴＡや地域ボランティア及び関係機関が連携し、「安全パトロール隊」や「スクールガード隊」を組織するとともに、県警による「子ども１１０番の家」の設置など児童生徒の安全確保に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後ともＰＴＡを初め地域や警察、関係機関等と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、街灯設置についてお答えいたします。

通学路における街灯の設置は、児童生徒及び地域住民の安全確保の上で必要なことだと考えております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会及び各学校へ安全確保のための通知文を発送し、通学路を含めた安全点検や地域の安全マップ作成等による児童生徒の危険予測、危機回避能力等の向上を図るなど事件・事故の未然防止に努めております。

なお、沖縄東中学校周辺における街灯設置については、児童生徒の安全を確保する上で沖縄市教育委員会と情報交換をしまいたいと考えております。

次に、監視カメラの設置についてお答えいたします。

監視カメラを設置することは、犯罪の抑止や早期解決、プライバシー侵害の問題等さまざまな意見があると認識しております。学校周辺への監視カメラの設置については、その必要性を含め、設置者である市町村等が中心となり検討されるものと考えております。

県教育委員会としましては、児童生徒が安全・安心な環境で学校生活が送れるよう、学校や地域における安全確保を図ることは極めて重要なことだと考えております。現在、沖縄市教育委員会から申し入れ等はあ

りませんが、今後、同教育委員会から要望等があれば、どのような対応ができるか情報交換をしてみたいと思います。

次に、一部試験免除者数の今後の取り組みと教員候補者選考試験について、8の(3)アと8の(3)イは関連しますので一括してお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。

今後、大幅な教員の採用が見込まれることから、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組みます。平成23年度実施の教員候補者選考試験においては、応募者数の大幅な増が見込まれることから、受験年齢制限を45歳まで引き上げ、受験年齢の撤廃につきましては、平成23年度の実施状況を踏まえ早目に判断していきたいと思います。幅広い年齢の受験者を見込むことにより、量及び質の両面ですぐれた教員や多様な人材、他の職業等で豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人、これまで長期間臨任をしている指導力のある教員などの確保を目指していきたいと思います。

それとともに、長期間にわたり臨任をしている指導力のある教員を確保するために設けられた「教職経験による選考」と、中学校の技術と高校の水産に限定した「社会人を対象とした選考」についての一部試験免除は、平成23年度から廃止いたします。「教職経験による選考」による一部試験免除の廃止については、推薦、選考基準が明確に示されていないと受験者や学校現場から不満があること、大幅な採用の増加で小学校において申請者全員が合格するなど教員の質の確保に問題があること、小・中・高校等の校種によって一部免除合格者の数の差が大きく、制度自体に不公平感が出ること、臨任経験者から免除よりも年齢撤廃の要望が多いことなどがあります。

「社会人を対象とした選考」による一部試験免除の廃止については、中学校の技術と高校の水産に限定した選考であるため、すべての校種や教科に拡大することが求められております。また、民間企業での豊富な経験等を有する幅広い人材の確保を目指すためであります。

県教育委員会としましては、教員候補者選考試験の受験年齢の制限の撤廃に向けて取り組み、豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人を初め臨時的任用の受験者が選考試験を受験できる機会を拡大し、本県の教育を担う専門的知識や技能、実践的指導力のある優秀な教員の確保に努めてまいります。

次に、スポーツ枠での採用についてお答えいたします。

本県の教員候補者選考試験においては、「スポーツ分野での技能や実績による選考」を設け、スポーツ・芸術分野で秀でた技能・実績を持つ者及び指導者の一部試験を免除することとなっております。「スポーツ分野」における一部試験免除対象者は、中・高校保健体育の受験者で秀でた技能・実績を持ち、大学等に在学中または社会人として国際的規模の競技会、オリンピック、世界選手権等に日本代表として出場した者及び指導者となっております。また、「芸術分野」における一部試験免除対象者は、音楽、美術の芸術分野において秀でた技能・実績を持ち、大学等に在学中または社会人として国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績をおさめた者及び指導者となっております。

なお、これまでに「スポーツ分野での技能や実績による選考」で一部試験を免除された人数は、平成21年度で2名、平成22年度で1名となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますので、時間の都合もありますので、中川京貴君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き中川京貴君の再質問を行います。
中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問したいと思います。

米軍基地問題について、知事、政府が言う沖縄県の基地負担軽減は名ばかりで、特に嘉手納基地の外来機による騒音被害が目立ち、基地負担の軽減が全くされていない。やはり知事が訪米をして、その爆音被害の状況また訓練のあり方について、地元の司令官ではやはり米軍本部からの任務であって、その訓練についても権限がないと思っております。ぜひ、知事がそういった理論武装をして、そして数字で被害の状況をアメリカ政府に要請してはいかかと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時30分休憩

午後6時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 確かに普天間それから嘉手納についての騒音というのはひどいというのは、我々

も認識いたしております。そして、これは政府の政策協議会の中の負担軽減部会でも、先日、これは1月の20何日かの日米合同委員会でも決めたようなんですが、防衛大臣からの説明で、訓練をある程度県外へ移す、外来機を入れないというような、ある部分、明らかに移したというのがわかるような形で騒音被害を減らすというのを実行に移すことに決めたと。これは横田の司令官も沖縄に見えたときに話しておりましたので、ある種の取り決めが最近できておりますが、これは我々のほうは結果を見ないとよくわからんということで申し上げております。

そういうことを一つ一つやってはいるんですが、おっしゃったように、この際アメリカへ行ったときに、司令官の担当範囲というのがあるんで、それを超える部分というのはどうにもならないというお話があるようですから、アメリカで直接説明したほうがいいんじゃないかという点は、ひとつお話として受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 この騒音問題は、前にも下地文化環境部長の答弁の中でも、基地所在市町村じゃない場所、例えば那覇でも35件、浦添でも5件、そしてほかの市町村に向けても騒音被害があったという答弁がありました。やはりそういった騒音被害は、もちろん知事が要請をしながら解決に向けるのが一番いいんですが、その前に知事、防音工事。自民党の時代は、昭和53年から56年そして58年、引き上げてきたんですよ。これも平成14年の1月17日まで自民党政権、公明党政権のときには引き上げて防音工事の措置がされております。しかしながら、民主党政権になってもこの防音工事の予算が何ひとつ出されていないんです。

ですから、ぜひ知事が政府に要請するときも、この平成14年の1月17日からできるように、防音工事の告示日の見直しを撤廃をしていただきたい。そして、もうほとんど14年の建物については防音工事は完了していると思うんです。14年以降の75デシベルの建物について防音工事ができますよと、該当しますよという建物については、新築並行で市街区分もできるように要請していただきたいと思います。知事、コメントをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県におきましては、今議員のおっしゃるとおり、現在対象地区外で騒音被害が起きているということをお大変重く見ておりまして、軍転協とも連携しながら、住宅防音工事の対象区域の拡大、それから区域指定告示後に建築された住宅も防

音工事の対象とするなど騒音対策の強化拡充を求めているところであります。

○中川 京貴君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時34分休憩

午後6時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 3番の道路行政において、中城村泊浜原線拡幅改良事業についての再質問をしたいと思っております。

まず質問する前に、土木建築部長、実は、この中城村の道路整備については、もう十数年中城村のほうで企業の皆さんが道路整備をしていただきたいという要請がありました、これはたしか平成11年から17年、20年と。知事のほうにもちょっと資料を提供してあるんですが、これがなかなか中城村の予算で整備ができなかったんです。その理由は、どうしてもこの道路整備については予算がかかるし、財政的にも厳しいと。1年前に中城の浜田村長とも相談しながら、県にはそういった予算ないですかということで、いろいろそのメニューを探しておりました。しかしながら、県もなかなかそういう予算がないということで、そして、ことしの1月でしたか、県の職員が、国土交通省の予算、ここにありますけれども、（資料を掲示）社会資本整備総合交付金——これは沖縄総合事務局が窓口なんです——で市町村の道路整備ができるというメニューを探して、これはことしからスタートしたんです。

そういった意味では、去年、おとしはそういった予算がありませんでしたので、このメニューで中城村の道路整備ができないかということなんです。ただ問題は、やはり中城村から地主、権利者のクリアしなければいけない問題がありますけれども、その問題をクリアしてきた場合、県の対応、今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 議員の質問の中にありましたが、これは確かに市町村の事業につきましては補助事業ということでありまして、各路線一本一本についてのビー・バイ・シーが問われておりました。しかし、これでありましてどうも地方道については非常に採択が難しいというのがありまして、先ほどありました社会資本整備交付金というのが、最近そういうメニューが出てまいりました。これは一本一本のビー・バイ・シーを問うんじゃなくて、パッケージと

して周辺の道路整備のいろいろ効果とか、そういったもので一つの固まり、パッケージとしてやれば採択できる、ハードルが低くなったといえますか、採択しやすくなっておりますので、中城村のほうからそういったもので相談があれば、私どもとしては適切に対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 これは御承知のように平成17年、中城村企業協力会、建築工業部会企業会からもう10年にわたってその要請があつて、私は、日ごろから埋立事業、いろんな区画整理事業をしながら企業を誘致し、雇用対策、失業対策するのでもいいんですけども、昔からそこで頑張っている企業の皆さん方の支援を県は取り組んでいただきたいと、これは要望申し上げておきたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時38分休憩

午後6時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○中川 京貴君 4番の(1)、今後の浦添西原線の道路整備を今部長のほうで答弁いただきました。ぜひこの小波津川も含めて平成25年までに整備を完了したいと、また、イベントとかそういったものも積極的に県も取り組んでいきたいという答弁でありましたので、それを進めていただきたいと思います。

7番目の公務員改革の(2)について再質問します。

警察官における特別採用の柔道、剣道に空手を加えることができないか。本部長、よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 警察官は、他の一般の公務員の方に比べて、気力・体力をより必要とされる職業でございます。したがって、学生のときにそういった気力・体力を培う各種スポーツをやった方というのは、採用ということに関しては、警察にとって大変有用であるというふうに考えております。実際、一般の警察官採用試験の実績を見ましても、空手や古武道といったものの有段者だけでも12名を過去5年間で採用しておりますほか、選抜高校野球の優勝メンバーでありますとか、あるいはウインドサーフィンのボードセーリングの全日本学生選手権の準優勝者といった各スポーツ界において素晴らしい成果を上げた学生も採用してきております。

私個人も沖縄に着任して以来、琉球空手のけいこを始めまして、日々その魅力に引き寄せられつつあると

いう状況でございますけれども、今議員から御質問のありました、特に空手を特別採用というふうにするにつきましては、現時点では、そのようなことをすぐに始めるということは考えておりません。考えておりませんけれども、空手を初めとするいろんな武道、そういったものは、やはり道のある程度きわめた者に自然と備わってくるさわやかな物腰でありますとか、あるいは明朗な受け答え、態度といったものは、警察官の一般の採用試験における面接のときにおきまして、警察官としての資質や適性、能力を見きわめる上で大いに参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 こんなすばらしい答弁を聞いたのは初めてであります。

本部長、ぜひ140万県民の生命と安全を守る立場、大変危険な厳しい業務ではあるんですが、しかしながら、犯人の逮捕に当たり警官みずから自分の命は自分で守らんといけないと。そういった意味では、逮捕術の中に柔道と剣道を入れて体を鍛えていると思います。ぜひ空手を入れて、県民の生命・安全を守っていただきたいと思います。本部長に要望を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

先ほど公安委員会の答弁の中でありましたが、防犯アドバイザー支援要員を配置した結果、8年連続で犯罪が減少したと。しかし、沖縄市東中学校周辺においては犯罪が増加しております。その対策について、教育長、先ほど市町村教育委員会とも相談しながら子供たちの安全対策を考えていきたいという答弁がありましたけれども、防犯灯ももちろんそうですが、この監視カメラについても、やはり教育長から沖縄市のほうに子供たちの安全対策の必要性がありますよという要望ができないかをお聞かせ願います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 児童生徒の安全を確保することは大変重要なことであると思いますので、監視カメラについても沖縄市教育委員会と——プライバシーとかいろいろありますけれども——情報交換をして、子供たちの安全確保について努めてまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 やはり子供たちの安全・安心を守るために、地域で犯罪が起きていると。沖縄市のほうにはその要請が出ているそうでありますから、ぜひ教育長、それに向けて教育委員会で取り組んでいただきたいと思います。

8の(3)、選考採用試験について、県の職員の採用試験についてお伺いしたいと思います。

先ほど選考採用についてありましたが、できたらその定義についてお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 県の試験というのは、原則として競争試験でございます。専門的な職の任用などか出てきますと、人事委員会の定める職というのがございまして、人事委員会の承認があった場合については選考で採用することができます。

選考採用というのは、例えば獣医師、保健師など、法令に定める資格を有する者を対象とするなど、受験資格者が少し限定されている点が競争試験と異なるものでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、今これは人事委員会の答弁をしておりましたが、この人事委員会の中で、私も資料を持っておりますが、選考により採用することができる職ということで36の項目があります。その項目の中で、恐らく選考採用をしているんだろうなと。

4月から文化観光スポーツ部が設置されスタートすると思いますが、その部も選考採用で部長を選任すると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） そのとおりでございます。

これは人事委員会の規則の別表にございますけれども、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、組織上の職が主査またはこれに相当する職以上の職、これについては選考で採用できるということになっております。その関係で今回、文化観光スポーツ部の新しい部長は、今のところ選考で採用する予定でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 教育委員会にもう一つ、公務員採用と一緒にです。

先ほど教育長、選考採用で学校の先生方も採用していると、今度臨時職員もいますので、ぜひその臨時職員の中からも、剣道、柔道、サッカー等スポーツにたけた臨時職員をされている方々も採用していただきたいと思いますが、教育長の見解をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 本県の教員候補者選考試験におきましては、スポーツ分野での技能や実績による選考を設けております。そこで、スポーツ等に秀でた技能・実績を持つ指導者を一部試験を免除すること

となっておりますので、それを活用していただいて、またはそれに基づいて優秀なスポーツにたけている方々を採用してまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ただいま答弁を聞いたとおり、警察官も教職も選考採用、もしくは特別枠というんですか、柔道、剣道、そういった採用があります。しかし、県職員においてはその選考採用しかない。そこにはスポーツの部分がありません。ぜひ副知事、この中に文化・観光・スポーツも入れた専門技術員ということで入れることができませんか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） お答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けて県民の総意、英知を結集しなきゃならない中で、時代を切り開くような、例えばそのスポーツ、文化も含めて、そういう才能・技能を持った人材をいかに確保するかというのが重要な課題になってくると思っております。

こういう人材をどういう形で県の職員として活用するのか、あるいはおっしゃいますように選考採用するのかにつきまして、整理すべき課題はありますものの、前向きに検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事は、これまで代表質問、一般質問で、スポーツは沖縄県においても大変経済効果があると、スポーツ観光を推進をしていかなければいけないということでありました。

そういった意味では、その受け皿をつくっていただきたい。例えば、今度野球のキャンプがありました。また、サッカーの試合からバスケット、その専門職を県の職員として採用をして、コーディネートをするような形、きのうでしたか玉城満議員が文化、いろんなイベントのお話をしていたように、県の職員にもそういったコーディネートができる専門職、スポーツも観光も含めたそういう受け皿をつくって採用していただきたいと思います。もう一度副知事、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 今御提案のありましたスポーツ専門家の選考採用につきましては、課題等を整理した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、こんばんは。

非常にやりづらいです。

最終質問者かつ一般質問の最終日でございますので、皆様のお顔を見ると言わずと知れず早く終わってほしい、執行部の皆様方もそういう思いだと思います。そういう空気を察知する佐喜真淳でございます。しかし、意を決して、孤立無援状態のこの一般質問を精いっぱい皆様方から与えられた65分使っていきたいということも申し上げながら、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、普天間飛行場返還・跡地利用計画、そして米軍施設についてでございますが、仲井眞弘多知事は、普天間飛行場の移設先は県外へと政府に対して明確に要求をなされました。この2月定例議会においても県外移設の方針を述べられました。しかし一方では、政府・民主党は、日米両政府で合意された辺野古移設の姿勢を変えることもなく、県と政府の双方の方針は平行線のままでございます。大きな乖離がございます。

また、2006年、安全保障協議委員会でのいわゆる2プラス2での確認で、「再編実施のための日米のロードマップ」では、普天間の返還は2014年と示されております。沖縄県と宜野湾市の共同で制作した普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画では、返還の最低でも3年から4年前に跡地利用計画を策定する必要があるとされております。それらすべてが順調に進んでいるのであれば、計画は既に作成されていなければなりません。

そこでお伺いいたします。

(1)、普天間返還の進捗状況と、返還ロードマップなど政府との協議で従前と変更された事項があるのかお伺いいたします。

(2)、普天間飛行場返還跡地計画の進捗状況と計画策定最終年度はどのようになっているのかお伺いいたします。

(3)、円滑な跡地利用を行うために国に対して新たな法制度を提案されているが、その実現見通しと課題・問題点は何かお伺いいたします。

(4)、瑞慶覧病院（海軍病院）の建築の進捗状況と同施設との連携事業はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、宜野湾市大山地域仮設避難港についてお伺いいたします。

(1)、仮設避難港の現状はどのようになっているのか。また、国とどのような協議がなされているのかお伺いいたします。

(2)、宜野湾市が同地域の開発を計画し、過去3回計画変更がなされました。現在、宜野湾市とどのような

調整をなされているのか御説明をお願いいたします。

次に、宜野湾高校への通信制導入についてお伺いいたします。

通信制導入は、学校関係者や保護者などのさらなる理解を得るため導入延期がなされました。しかし、教育委員会の担当部局は、関係者各位の理解を得るために今日までさまざまな努力をなされたと思います。

そこでお伺いいたします。

(1)、通信制との併設についての学校関係者、保護者、地域のコンセンサスは得ているのか。また、今後の取り組みとしてどのようなことを考えているのかお伺いいたします。

(2)、第二体育館建設の進捗状況と完成予定はいつになっているのかお伺いいたします。

続きまして、尖閣諸島問題についてお伺いいたします。

同問題を初めロシアとの北方領土の問題などが表面化し、主権国家としての日本の地位や信用などが急速に低下しております。

そもそも政府は、外交・防衛などしっかりとした国家戦略のもと、気概と信念を持って国民生活を守らなければなりません。しかし、現在の民主党政権は、むしろ国民に不安と不信を与えるだけではなく、このような大切な問題を置き去りにし、党内的な権力争いに終始していると言わざるを得ません。

尖閣の問題にしても、ビデオの公開、中国人船長の釈放・不起訴問題、石垣市長上陸拒否問題など、沖縄県民にとっても許しがたい政府の対応と言っても私は過言ではないと思っております。

そこで知事にお伺いいたします。

(1)、海上保安庁の元職員によるビデオの公開を沖縄県知事としてどう考えているのかお伺いいたします。

(2)、同問題が起こってから今日まで、県はどのような対応・対策を行ったのか。政府、海上保安庁、地元など具体的にお示しをいただきたいと思います。

(3)、石垣市の中山市長が、魚釣島へ固定資産税調査のための上陸を政府に対して要請いたしましたが、政府は市長の要請を認めなかった。沖縄県知事として政府の対応についてどのように考えているのか、所見を述べていただきたいと思います。

(4)、尖閣諸島を中国の領有権と主張する「世界華人保釣連盟」がことし1月2日に結成されました。ことし6月には、1000隻とも言われる船が尖閣諸島周辺を航行する計画があるという情報もございます。場合によっては上陸をするという可能性もございますので、私も心配をしております。県の対応をお伺いいた

します。

次に、新エネルギー導入の取り組み状況についてお伺いいたします。

(1)、太陽光発電の県内への普及率と他府県との比較はどのようになっているのかお伺いいたします。

(2)、政府の太陽光発電補助金制度が終了するが、さらなる普及に向けて県独自の取り組みをすべきと考えるが、県の方針はどのようになっているのかお伺いいたします。

(3)、E V車（電気自動車）レンタカーが昨年10月13日、全国で初めて導入され、ことしはさらに県内レンタカー3社が2月1日に220台導入いたしました。観光立県沖縄の構築に向けて明るい材料だと考えるが、今後の県の取り組みと展望をお伺いいたします。

6、福祉・医療政策についてお伺いいたします。

(1)、がん対策推進基本条例制定に向けての取り組みとして何が重要で、どのような手順をとる予定なのか。そしてまた、制定はいつごろに予定しているのかお伺いいたします。

(2)、患者・家族会が望む相談窓口の設置になっているのか、現状と活用状況をお伺いいたします。

(3)、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の効果についてお伺いし、また、今後の方針はどのようになっているのかお伺いいたします。

(4)、中部病院の7対1看護体制が実現することによっての病院職員と患者双方のメリットと、財政的な影響はどのようになっているのかお伺いいたします。

最後に、我が党の代表質問との関連で、池間淳議員の代表質問の中で、県経済の振興について、「沖縄21世紀ビジョン」についてお伺いいたします。おおむね2030年の沖縄のあるべき姿の沖縄像としてのビジョンと考えるが、普天間飛行場返還が2014年に返還という日米合意の返還がおくれた場合、その影響をどのようにとらえているのかお伺いいたします。

同じく池間淳議員の質問で、在沖米軍用地の県外在住者の購入について、当局は、県外あるいは外国人の実数をつかんでいるのか。また、今後、具体的な対策として制度が必要だと思うが、どう対応していくのかお伺いいたします。

新垣哲司議員の質問の中で、普天間飛行場移設問題の代表質問の中で、普天間周辺の学校移転について、宜野湾市とその件について協議をなされた経緯があるのか。なければ、今後そのような予定があるのか御説明のほどお願い申し上げます。

あと、事前に代表質問との関連で、観光振興について、座喜味一幸議員の医療ツーリズムについては、後

ほど海軍病院のところで質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

答弁によって再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真淳議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、普天間飛行場返還・跡地計画と米軍施設についてという御質問の中で、新たな法制度提案の実現見通しについてという御質問にお答えいたします。

跡地利用に関する新たな法律の制定につきましては、昨年9月に政府に対し要請を行いました。大臣等から前向きに検討したいとの回答をいただいたところでございます。現在、制度の詳細につきまして国との協議を行っているところでありますが、県の要請した内容が新たな法律に盛り込まれるよう鋭意取り組んでまいり所存でございます。

次に、尖閣諸島問題についての御質問の中で、海上保安庁元職員のビデオ公開についてという御質問についてお答えいたします。

尖閣周辺の中国漁船衝突事件に関する海上保安庁職員によるビデオ流出につきましては、報道を通して承知いたしております。

沖縄県といたしましては、国の職員による情報流出につきまして意見を申し上げる立場にはありませんが、情報については適切に管理を行う必要があり、公務員の守秘義務は当然に遵守されるべきものであると考えております。

同じく尖閣諸島問題に係る御質問の中で、これまでの県の対応いかんという御質問にお答えいたします。

中国漁船衝突事件を受けて沖縄県といたしましては、昨年10月2日に馬淵沖縄及び北方担当大臣に、そして10月14日に菅内閣総理大臣、仙谷内閣官房長官、そして前原外務大臣等に、さらにまた本年1月21日に枝野沖縄及び北方担当大臣へ、県民の生命財産や漁業を初めとする諸権利が侵害されることのないよう適切な対応を強く要望したところでございます。

また、海上保安庁に対しましては直接対応しておりませんが、本年1月14日に石垣市で行われました「尖閣諸島開拓の日」を定める条例制定記念式典へは、沖縄県としては八重山事務所長が出席をし祝辞を述べております。一方、中国との関係につきましては、長い交流の歴史があります。近年は中国から多くの観光客も訪れ交流が盛んになっております。

沖縄県といたしましては、中国との平和的な友好関

系の構築は極めて重要であるとも考えております。

次に、福祉・医療関係の御質問の中で、がん対策条例の制定に係る御質問にお答えいたします。

がんは、沖縄県の死因の1位となっております。がん対策を推進することは、健康・長寿おきなを維持する上で極めて重要なものと考えております。このことから沖縄県におきましては、がんの予防、早期発見、早期治療等のがん対策を県民全体で取り組んでいくため、がん対策条例を制定していきたいと考えているところでございます。

同条例につきましては、平成23年度中をめどに策定する方向で関係団体等と意見交換を行っていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場返還・跡地計画と米軍施設についての御質問の中で、普天間飛行場返還の進捗状況及びロードマップ等の変更についてお答えいたします。

日米両政府は、昨年5月の日米共同発表において、平成18年の「再編実施のための日米のロードマップ」に記された再編案を着実に実施していくことを再確認したとしております。また、普天間飛行場の代替施設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置するとし、代替施設の位置等についての検証及び確認を次回の日米安全保障協議委員会までに完了するとのことであります。

現在、昨年8月に公表された日米専門家検討会合報告書の検証及び確認が行われていると理解しておりますが、県としては、県内移設は事実上不可能であり、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう求めているところであります。

次に、海軍病院の進捗状況についてお答えいたします。

海軍病院移設の進捗状況を沖縄防衛局に照会したところ、移転先のキャンプ瑞慶覧普天間地区において、埋蔵文化財の発掘調査を進めており、調査が完了次第、逐次工事に着手する。病院本体部分については、平成21年5月、建設工事に着手した。関連施設部分については、当該調査を実施中であり、現段階で移転完了の時期は未定とのことであります。

また、移設される海軍病院は、内科、外科、神経外科、産婦人科、歯科等の診療科目及び病床数約80床を

有し、延べ床面積約3万9500平方メートル、鉄筋コンクリートづくりの地下1階、地上5階建ての総合病院とのことであります。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、日米合意に基づく基地の返還がおくれた場合のビジョンへの影響についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」は、2030年の沖縄のあるべき姿を示した基本構想であり、その中で、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。いわゆる「再編実施のための日米のロードマップ」について、現時点の状況を外務省へ照会したところ、普天間飛行場の移転については、昨年5月の日米合意を踏まえて取り組むと同時に、沖縄の負担軽減にも全力を挙げて取り組む。在沖縄海兵隊のグアム移転については、2014年の移転完了の目標について、変更はないとの説明を受けているとのことでありました。

県としましては、ビジョンで描く沖縄のあるべき姿の実現に向け、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の着実な実施を日米両政府に対し強く求めているところであります。

次に、普天間飛行場周辺学校の移転についてお答えいたします。

普天間飛行場周辺施設の移転については、地元宜野湾市から県に対する申し入れ等はなく、調整する状況にはありません。

県としましては、一日も早い普天間飛行場の危険性除去を図るため、あらゆる方策を検討することは必要と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 普天間飛行場返還・跡地計画と米軍施設についての御質問の中で、普天間飛行場跡地利用計画の進捗状況と計画策定年度についてお答えいたします。

普天間飛行場の跡地利用計画の策定については、大規模性や地理的位置などにより沖縄全体の振興に影響が及ぶものとの考えから、国・県、宜野湾市が連携して取り組んできたところであります。今年度は、平成19年5月に県と宜野湾市で共同策定した「跡地利用計画の策定に向けた行動計画」に基づき「跡地利用計画の中間取りまとめ（案）」を作成する予定です。

今後は、平成24年度を目途に「中間取りまとめ」を完了させた後、跡地利用計画の策定に向けて取り組んでいく考えであります。

次に、尖閣諸島問題についての御質問の中で、石垣市長からの上陸要請についてお答えいたします。

石垣市からの地方税法第408条に基づく固定資産税課税のための上陸要請に対し「上陸を認めない」とした国の検討結果については、これまで上陸調査をせずに課税してきたこと、島の現況にも変化がないことなどを総合的に判断した結果であると受けとめております。

県としましては、今後とも固定資産税の適正な課税が図られるよう、石垣市の動向など状況の把握に努めていきたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、米軍基地用地の県外在住者の購入の実数と対策についてお答えいたします。

県におきましては、米軍基地用地の県外在住者の購入について実数を把握しておりませんが、防衛省の資料によりますと、平成21年3月31日現在における本土在住の所有者数は約2000名、国外在住の所有者数は約200名となっております。

県では、今後の大規模返還跡地における公共用地の確保という観点から、跡地利用に関する新たな法律において、国による公共用地の先行取得制度を求めているところであります。その制度の活用により、県外在住の土地所有者数の増加の防止が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 普天間飛行場返還・跡地計画と米軍施設についての御質問の中の、海軍病院との連携についてお答えします。

海軍病院は米軍施設であることから、米軍関係者を対象に診療が行われており、現在、日本人の診療は行われておりません。そのような中で、海軍病院との連携については、県立病院と合同の症例検討会の開催、琉球大学医学部の研修医受け入れ等が行われております。海軍病院に問い合わせたところ、今後の研修受け入れの拡充や新たな連携プログラム等については予定していないということであります。

海軍病院の活用については、言語の違いなど大きな課題がありますが、可能性等について引き続き検討していきたいと考えております。

次に、福祉・医療政策についての御質問の中の、がん患者相談窓口についてお答えします。

本県の3カ所のがん診療連携拠点病院には相談支援センターが設置されており、平成21年度に580件の相

談がありました。また、がん診療連携拠点病院以外でがん治療を行っている病院では、がんに関する相談について地域医療連携室等で対応しております。

県におきましては、相談窓口について周知を図るため、がんに関連した相談窓口をまとめた「おきなわがんサポートハンドブック」を本年度中に作成し、次年度に患者の皆様へ配布することにしております。また、平成23年度には新規に地域統括相談支援センターを設置し、がん患者当事者等が相談員になれるようにピュアカウンセラーの育成等を行うこととなっております。

次に、肺炎球菌ワクチン接種についてお答えします。

厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会によりますと、我が国の研究においては、肺炎球菌ワクチンの接種により、75歳以上で肺炎による入院頻度が低下していると報告されております。

沖縄県後期高齢者医療広域連合では、平成23年度から市町村が実施する高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用に助成を行う予定となっており、県では広域連合と連携し、市町村に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 宜野湾市大山地域の仮設避難港についての御質問で、仮設避難港の現状と国との協議についてお答えいたします。

宜野湾市大山の仮設避難港及びその背後地については国土交通省所管の公共用財産となっており、法定受託事務として県が管理を行っております。同用地は、現在フェンス等による安全対策を図りながら、県事業において発生した土砂の仮置き場や宜野湾市発注工事の資材ヤードとして使用しているところであります。将来的な活用方策としては、宜野湾市において「仮設避難港周辺整備基本計画」が策定され、これまで同計画に沿った土地利用が可能となるよう国と調整を行ってきておりますが、護岸整備や棧橋撤去等の取り扱いにおいて調整が難航している状況にあります。

しかしながら、県としましても、同用地の活用は宜野湾市の西海岸開発に重要なものと認識しており、今後とも国と積極的な協議を重ねていきたいと考えております。

同じく、宜野湾市大山地域の仮設避難港についての御質問で、宜野湾市との調整についてお答えいたします。

仮設避難港の活用については、宜野湾市が策定した「仮設避難港周辺整備基本計画」の実現に向け、国と財産引き継ぎについて調整を行っております。

県としましては、引き続き宜野湾市とともに国へ財産引き継ぎの要件緩和を求めると同時に、道路用地の先行無償譲渡の進めなど、用地の有効活用が図られるよう対応していく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは宜野湾高等学校への通信制導入についての御質問で、地域のコンセンサス等についてお答えいたします。

通信制課程の設置については、学校関係者による設置準備委員会や保護者説明会等を十数回行い、意見交換を重ねてまいりました。昨年7月に行われた宜野湾高校PTA総会においては、宜野湾高校への通信制導入に賛成であるとの決議がなされ、PTAの同意を得たところであります。地域に対しては、去る2月5日に宜野湾高校において説明会を開催し、理解と協力をお願いいたしました。

また、平成24年度からの通信制課程開設について、中学校と高校の入試担当者会議や各地区の小中学校校長会等においても説明し、これから高校へ入学する生徒やその保護者への周知をお願いしているところであります。

次に、第二体育館の建設についてお答えいたします。

宜野湾高校へ通信制課程が設置されると、体育館の使用について、日曜日の全日制的部活動等と通信制のスクーリングの体育が競合することから、その対応策として第二体育館の建設を計画しております。第二体育館の建設費については、平成23年度当初予算に計上しているところであり、平成23年度末には完成する見込みであります。

今後は、平成24年度開設に向けて、通信教育の内容や運営方法及び施設・設備の整備等、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 尖閣諸島問題についての中で、「世界華人保釣連盟」の行動計画に対する県の対応についての御質問にお答えします。

「世界華人保釣連盟」の設立及び航海計画については報道を通して承知しております。仮に、尖閣諸島周

辺の我が国の領海内に不法に侵入した場合には、政府において適切に対処するものと考えております。

沖縄県としては、県民の生命財産及び漁業を初めとする諸権利が侵害されることのないよう政府に対し要望していく考えであります。

新エネルギー導入の取り組み状況についての中のもの、太陽光発電の県内普及率と他府県との比較及び太陽光発電導入支援に対する県の今後の方針について、(1)と(2)は関連しますので一括して答弁させていただきます。

統一された太陽光発電の普及率はありませんが、県で試算したところ、県内の普及率は0.74%となっており、全国も同程度の普及率となっております。

国の住宅用太陽光発電補助金制度につきましては、国民を対象にした住宅用太陽光補助金と地方自治体や民間事業者を対象にした新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金があります。国の平成23年度予算案においては、国民を対象とする補助金が措置されておりますが、地方自治体や民間事業者を対象とする補助金につきましては、新規採択分は措置されておられません。

県としましては、平成23年度予算案において、これまで同様1件当たり2万円の住宅用太陽光発電導入支援補助金を措置しており、県内における太陽光発電導入を引き続き促進してまいります。

同じく新エネルギー導入の取り組み状況についての中のもの、EVレンタカーの導入及び新エネルギー導入に係る今後の県の取り組みと展望についての御質問にお答えします。

本県の電気自動車の普及については、民間事業者による高速道路や商業施設での急速充電サービスが始まり、レンタカーを中心に250台余りが導入されております。

県では、環境と共生する観光地を形成するための取り組みとして、レンタカー及び観光タクシーに利用される電気自動車や宿泊施設等における普通充電器の導入に対する支援を実施しております。

また、平成22年7月に石油依存度の低減やエネルギーの供給源の多様化及びエネルギー自給率の向上を目標とした「沖縄県エネルギービジョン」を策定し、来年度から「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」を実施する予定です。本事業では、再生可能エネルギーの導入実証、既存のバスやタクシーの電気自動車への改造、省エネ住宅や省エネシステムの実証に取り組み、「沖縄県エネルギービジョン」の推進に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉・医療政策についての御質問の中で、7対1看護体制のメリットと財政的な影響についてお答えいたします。

中部病院においては、7対1看護体制を実施することにより、急性期の患者に対する看護の質の向上や患者家族への手厚い看護サービスの提供が図られること、看護師の負担軽減が図られること等の効果があると考えております。また、経営的にも診療報酬の加算取得等により増収となり、人件費など費用の増加を上回る収益増が見込まれております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 再質問させていただきますが、順不同でお願いしたいと思います。

仮設避難港ですが、今、部長に答弁いただきました。3回も事業計画をしながら今日まででき上がらなかったこの仮設避難港、大分時間がたってまいりました。今、知事にも新しい市長がどのような計画をされているのかというパンフレットをお見せしました。新しい県政とともにこの仮設避難港をしっかりと強力に進めていくという。護岸整備事業がかなり時間がかかるというお話があるというか、財政的に厳しいというお話ですが、どれぐらいの費用がかかるのか、まず部長、答弁いただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） この財産については国有財産でございまして、国に引き継ぐときの調整をしておりますけれども、その際に国のほうからは、現状のままでは引き取れないので、護岸整備をしてもらいたいということがあります。これについては、私も試算はしておりませんが、かなりの費用がかかるものだと私もは思っております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 かなりの費用という、かなりという額がどの程度かちょっとお聞きしたかったんですが、いずれにしてもこの地域においてはいろんな計画が立てられて今日まで放置された。しかしながら、護岸整備をしなければ国も引き取ってくれない。あるいはまた、新たな計画ができていいのかさっぱりわからない状況でございますので、ここはしっかりと宜野湾市と連携をとりながら早目に結論を出していただきながら、予算的な措置も含めてぜひ取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。いかがです

か。どうぞもう一度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） この件につきましてはもうかなり年月がたっております。それから宜野湾市においても、計画が立てられてからその後、最近ではほとんど調整していない状況でありますので、うちのほうから宜野湾市の意向確認を早目にして、早期にここの後をどうするかということの方針をまた再検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ぜひお願いいたします。

続きまして、尖閣諸島問題についてなんですが、知事、私、ビデオの公開について知事としてどう見ているかというのは、ああいう事件が我が沖縄海域で起こったんですね。まさに私はこういうことが頻繁に起こること自体を危惧するものなんです。公開されてからどうかではなくて、そういうことが二度と起こっては困るという視点からこの問題を取り上げたんですね。ですから、私は強い怒りを感じますし、当然あってはならない中国漁船の船長の行為だと見ています。その件につきまして、知事はどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時29分休憩

午後7時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 日本のもと沖縄の県域の中での、いわば固有の海域の中でのことは、無論これはあってはならないものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 知事、先ほど答弁の中で中国との関係が話されました。私、中国を怒っているわけではなくて、その海域で中国がやったから怒っているんです。例えば、ここがほかの国だろうと何だろうと、ここは領海を侵犯しているという結果なんですよ。だから、中国との関係をよくするのであれば、そこはしっかりと線を引くべきなんです。私はそう思います。

角度を変えてお話ししますが、中山石垣市長は上陸を希望されました。確かに固定資産税のお話もされました。しかし、それ以外に幾つかあるんです。その幾つかを皆様方は確認されていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時31分休憩

午後7時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 固定資産課税のための実地調査や自然環境・生態系現状把握のための視察、それから漁業従事者のための港の整備、海上保安庁巡視船増強配備のための石垣港の接岸バースの整備などの要望等が出ております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 先ほど質問の中で、政府に対して適切な対応を求めるといふ答弁がございました。幾度となく菅総理初め担当大臣の方々にも要望されたとはお聞きしますけれども、今現在、この尖閣の問題について政府が適切な対応をしているとお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時34分休憩

午後7時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 県のほうでは、県民の生活安全、漁業権の安全などを要望しているところですが、政府においては、2月16日に自民党の「領土に関する特命委員会」により国勢調査権に基づく実地調査の決議などをやっており、県としては、そういう国会議員の調査権の行使は尊重されるべきものだと考えております。

○佐喜真 淳君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時35分休憩

午後7時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは政府は対応しているかと聞かれても、実はこれは私の感じでしか答えようがなく、難しい御質問で、我々は、領海とかを侵犯したら、それはきちっと取り締まれ、そして我々の生命財産をきちっと守るよ、ということ強く政府に要請してきたわけです。それで一方で、やっぱり漁船がそこら辺を航行していますから、海上保安庁、水産庁を中心にいろんな動きをそれなりにやっていただいているものだと思いますが。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 そう思うのは多分よろしいと思うんですね。ただ、現実問題としてはそうではないと思うんです。中山石垣市長の上陸問題、固定資産税の調査あるいは生物の調査。これは第二次世界大戦でその海域で亡くなった方々の慰霊祭をやりたい、昭和45年以降48年間でなくなった。あるいは、その地域の良好

な漁場にもかかわらず、石垣、宮古、与那国の漁民の方々が行けなくなった。図らずもきょうの新聞にはよくなったという報道はされていますが、しかし、それとてこういう問題が起こって一時的かもしれない。そういう中で、やはり私は政府に強い形で要望もし、領海域、いわゆる県民の安心・安全を守るゆえからしてもしっかりと対応すべきだと、法律も含めて県から要望すべきだと思いますがいかがですか。新しい法律をつくるからこそ今やるべきじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時39分休憩

午後7時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真議員のほうがよく研究されておられるのでお答えがしにくいんですが、今のお話はちょっと我々はそこまで余り考えたことがなかったんで、遅まきながら今のような石垣市の思いというか、考えていることを県が受けて、県で政府に対する対応をやるべきか、すべきかを含めて、もう少し時間を下さい。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 石垣市というよりも、私はこう思うんですね。冒頭、いろんな方々から今議会で、文教厚生委員会の方々がフィンランドに行かれたという話をしました。そして、私はその足でフランスにまで行ってまいりました。そこで言われたことが、日本大丈夫かと。なかなか日本の問題というのは向こうまでニュースがないんですけれども、この尖閣の問題であれ、ロシアの北方領土の問題を含めて、我々の足元が、外交・防衛を含めて日本という主権国家が脅かされていると、フランスの方々はばかにするんですね。だから、石垣市ではなくて沖縄県として、あるいは日本国としてしっかりと対応すべき事案だと思います。であるならば、私は、既にこの通告もしながら、この所管はどこなんですかと。文化交流、いや文化交流はおかしいんじゃないかというお話もさせていただきました。だから、私は、この所管もしっかりと考えていただきながら対応すべきことだと思います。

そこで一つ提案がございます。沖縄振興特別措置法の中で、「指定離島」があるんです。そこに尖閣を入れるべきだと思います。今まで入っていないんですね。その件についてはどうですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時44分休憩

午後7時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現時点においては、尖閣諸島の島々は「指定離島」には入っておりません。

○佐喜真 淳君 いや、これはわかっている。入れるべきではないかと言っているんです。

○企画部長（川上好久君） 「指定離島」は、もう議員も御承知のようですけれども、これは考え方としましては、法律の中では一定の要件を満たしているところを「指定離島」として指定をすると。有人島であること、それからまた無人島で畜産業、水産業、農業等が営まれる、また観光レクリエーションの場として有人離島と一体として振興開発を図る必要があると認められる島。これはあくまでも内閣府の内部資料での考え方でございますけれども、法律上は、基本的には「沖縄島以外の島で宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島」というふうにうたわれております。そういうふうな意味合いにおいては、こういう条件を満たすところではないということで、今日まで「指定離島」に入っていなかったというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 皆さんは、今、新しいポスト振計を政府に求めている。同海域においては、地下資源を含めて、あるいは良好な漁場として沖縄県にとって必要不可欠な地域なんです。今は上陸もできない、ましてやそこに仮設避難港もつくることができない。今の部長の答弁は、我々としては、その条件が整っていないとできない。ネガティブなことばかりなんです。

しかし、昭和53年のころは15億円の漁獲高があった。そういうことからすると、尖閣諸島は私有地ですけれども、しっかりとそこは国が管理して、その管理のもと沖縄県が管理を委託してもらって、海底資源の開発を一緒にやるような形での前向きな発言、発想があってもいいんじゃないですか。本当に「指定離島」にしないつもりですか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど知事のほうからも尖閣に対する対応、しばらくどうすべきか考えていき

たいというふうなことがございましたけれども、現状におきましては、国において尖閣諸島への上陸を認めていないというふうな状況もございます。そういうふうなこともございまして、今、知事が言われたような形で、しばらく時間をいただきながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ぜひやはりそういうところを国に当たるときには、しっかりと自分たちのビジョンというものを持って、同海域をいかに活用していくか、我が海域、我が沖縄県のまさに東西1000キロ、南北400キロの海域の中の一つです。同海域を開発するいかんによっては、沖縄の新たな資源も開発されると思います。ですから、もう少し皆さんは、新法をつくる上でちゃんとしたビジョンの中でやっていただきたいと思います。

一つ苦言だけ。これは皆さんのホームページなんです。沖縄本島を含めて石垣、与那国まで入っています。尖閣は入っていないんですね。「指定離島」かどうか、これはわからないと。やらないというお話ですけども、しかし、ここは沖縄の国境離島の尖閣であります。我々は、地理的に言ったら非常に島嶼県として厳しい、あるいはアジアを見た場合には、地理的優位性はあるかもしれない。しかし、尖閣、与那国、北大東、南大東を含めて、そこは国境離島なんです。そういう視点からすると、しっかりと国境離島としての位置づけを考えていただきたいと思います。

もう残り時間が少ないですから、新しい新法の中でも国境離島の尖閣諸島を「指定離島」に盛り込まれるように頑張ってください。

続きまして、普天間飛行場問題の質問をいたします。

平成19年5月に沖縄県と宜野湾市が立てた行動計画、2014年の返還は変わらないというお話でございました。であるならば、私は既に計画はでき上がっていないんじゃないかと思います。それはなぜかというと、皆様方が既にここに最低でも返還の3年から4年前に計画を策定しなければならないと。先ほど24年までという、じゃ、最終的に計画ができ上がるのはいつと見込んでいるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ただいまのスケジュール、作業の状況でございますけれども、平成22年から全体計画の中間取りまとめを進めておりまして、24年までのその中間取りまとめを作成する予定でございます。これは基本構想みたいなものでございますけれど

も、それを踏まえておおむね25年には跡地利用計画の策定を予定をしております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 済みません、角度を変えて御質問させていただきますけれども、普天間の飛行場返還も含めてですけれども、パッケージ論にとらわれることなく返還ができるものは返還してほしいという要望が政府になされた。パッケージ論とは、一体全体どういうふうな位置づけで皆様はとらえていますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御承知のとおりですが、パッケージにつきましては、2006年5月1日の「再編実施のための日米のロードマップ」の中で3つございまして、「全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。」、「特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。」、「沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。」と、こういった記載がありまして、これをパッケージと呼んでいるわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 前提として普天間の移設、いわゆる嘉手納以南も含めてですが、代替施設の完成を含めてやると。一方では、グアムの移設整備事業をしなきゃいけない。2010年、2011年の米国側が持つグアムの環境整備、いわゆるインフラ整備なんです、どのようになっているのか。そして日本側が持つ真水の整備は、進捗状況はどうなっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時53分休憩

午後7時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 防衛省によりますと、日本側負担の真水事業として基盤整備事業や消防署、指令部庁舎、診療所の建設事業等で、平成21年度は約346億円、平成22年度は約468億円が成立し、執行については米側において実施するとのこととあります。

また、米側軍事建設事業としまして、空軍基地駐機場整備、同ユーティリティ整備、埠頭改修、アクセス道路改修等で、2010米会計年度は約3億ドル、309億2000万円、さらに2011米会計年度は1.07億ドル、100億6000万円が成立したとのこととございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 知事、怒らないで聞いてほしいんですけど、実はなぜそのような話をするかという、県庁内に日米安保を含めた研究会を設置するというお話もあります。私、冒頭に申し上げましたが、県がみずから県外移設へとかじを切った。そして、これからのハードルというのは物すごく高いと思うんですね。いろんな角度からの研究をしなきゃならない。ある意味、そういう材料をしっかりと入手しなきゃいけないということも含めて、私はあえてそういう質問をしたんです。

今、宜野湾市では、いつ返還ができるのか。大臣等々が過去において固定化ということもおわせた。SACO合意から15年近くがたって、現在、2014年に本当に返還できるのか、そういう懸念すらする。そういうことを含めて、やはり私は、県あるいはオール沖縄という形でもそういう材料をしっかりと把握しながら日米両国政府に対応しないといけないと思うんです。だからこそ、ある意味こういうところを含めて、あるいは尖閣の問題も含めてそうですが、しっかりと対応してほしいということを私はお願いしたいというわけでございます。これは要望として終わります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回の件を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井真知事。

〔議案の撤回について 巻末に掲載〕

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） ただいま議題となりました乙第32号議案及び甲第26号議案につきまして、撤回の理由を説明申し上げます。

平成23年2月15日に提出いたしました乙第32号議案「訴えの提起について」につきましては、沖縄県が貸し付けた中小企業高度化資金に係る連帯保証人の一部が自己の所有する財産を近親者に贈与したことから、沖縄県の債権保全のため訴えを提起するとしたところであります。

しかし、その後、当該連帯保証人の所有財産が原状に回復されたことにより「訴えの提起」の必要がなく

なったことから、同議案を撤回することとしたものでございます。

また、同議案の撤回に伴い、債権保全手続の経費を計上している補正予算が不要となることから、甲第26号議案「平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」をあわせて撤回することといたします。

以上、乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回理由につきまして御説明いたしました。

よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回の件は、承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

予算については、2月8日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、先ほど撤回が承認されました甲第26号議案を除く甲第1号議案から甲第25号議案まで及び甲第27号議案から甲第36号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） ただいま予算特別委員会に付託されました予算及び先ほど撤回が承認されました乙第32号議案を除く乙第1号議案から乙第31号議案まで及び乙第33号議案から乙第36号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時2分休憩

午後8時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3日から7日までの5日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明3日から7日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、8日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 3 月 8 日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 9 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 9 号）

平成 23 年 3 月 8 日（火曜日）午前 10 時 6 分開議

議 事 日 程 第 9 号

平成23年 3 月 8 日（火曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 2 乙第 9 号議案（土木文化環境委員長報告）
- 第 3 乙第25号議案（経済労働委員長報告）
- 第 4 乙第26号議案（土木文化環境委員長報告）
- 第 5 甲第24号議案、甲第25号議案及び甲第27号議案から甲第36号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第 6 陳情第18号、第37号、第38号の 2 及び第39号から第41号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程追加 議員提出議案第 5 号 ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対する抗議決議

日程第 1 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案

乙第10号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

乙第11号議案 沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例

乙第14号議案 沖縄県ワクチン接種促進基金条例

乙第17号議案 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

日程第 2 乙第 9 号議案

乙第 9 号議案 沖縄県新しい公共支援事業基金条例

日程第 3 乙第25号議案

乙第25号議案 土地の処分について

日程第 4 乙第26号議案

乙第26号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

日程第 5 甲第24号議案、甲第25号議案及び甲第27号議案から甲第36号議案まで

甲第24号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）

甲第25号議案 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第27号議案 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第28号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

甲第29号議案 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第30号議案 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第31号議案 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第32号議案 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第 2 号）

甲第33号議案 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第34号議案 平成22年度沖縄県中城湾港マリノ・タウン特別会計補正予算（第 1 号）

甲第35号議案 平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 2 号）

甲第36号議案 平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 陳情第18号、第37号、第38号の 2 及び第39号から第41号までの付託の件

陳情第18号 沖縄県への統合リゾート（カジノ）の誘致促進に関する陳情

陳情第37号 沖縄防衛局による「普天間飛行場代替施設の建設に係る現況調査」を不許可にすることを求める陳情

陳情第38号の2 離島地域の観光振興に関する陳情

陳情第39号 米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイの沖縄配備計画に反対し、日米両政府に対し計画撤回を求める県議会決議に関する陳情

陳情第40号 東村高江区における米軍ヘリパッド建設中止を求める陳情

陳情第41号 東村高江ヘリパッド建設反対、沖縄県内へのオスプレイ配備の反対等6項目の決議を求める陳情

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	新垣清涼君	47番	嘉陽宗儀君
23番	新垣安弘君	48番	大城一馬君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	龍野博基君	政務調査課長	城間正彦君
参事兼議事課長	新城博君	副参事	知念正治君
副参事兼佐	嘉陽安昭君	主幹	前田敦君
課長補佐	平田善則君	主幹	饒平名知徳君
主査	佐久田隆君	主幹	上原貴志君
主査	仲宗根章君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、池間淳君外8人から、議員提出議案第5号

「ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対する抗議決議」の提出がありました。

次に、3月2日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に當間盛夫君、副委員長に崎山嗣幸君を互選したとの報告がありました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第5号「ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対する抗議決議」を日程に追加し議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 議員提出議案第5号 ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対する抗議決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

池間 淳君。

〔議員提出議案第5号 巻末に掲載〕

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第5号につきましては、昨日の各派代表者会の議員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対し関係要路に要求するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対する抗議決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本案に関し、その趣旨を駐日米国大使に要請するため、議長及び去る2月24日の会議で可決された「新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書」の議員派遣団にあわせて要請を行わせることについて、昨日の各派代表者会において意見の一致を見っておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り

計らっていただきますようお願い申し上げます。

よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第5号「ケビン・メア米国務省日本部長の発言に対する抗議決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第5号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を駐日米国大使に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第5号のあて先のうち、駐日米国大使への要請につきましては、議長及び去る2月24日の会議において派遣決定がなされた「新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書」についての派遣議員をしてあわせて要請させることとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第10号議案、乙

第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の条例議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、高齢者等が安心して生活できる環境を整えるため基金の対象となる事業を拡充する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等の整備費補助及び地域支え合い体制づくり事業支援のための財源とする場合をそれぞれ追加することであるとの説明がありました。

本案に関し、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー設置の状況はどうか、今回の条例改正で整備の対象となる施設の数はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、県内には認知症高齢者グループホームが62施設あるが、このうち24施設については整備済みである。残りの38施設のうち市町村交付金で整備されない14施設が今回の対象となっており、今回の整備により62施設すべての認知症高齢者グループホームでスプリンクラー設置がなされることになるとの答弁がありました。

そのほか、認知症型以外の有料老人ホームの施設数とスプリンクラーの設置状況について質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例」は、配偶者等からの暴力被害者を支援するため新たに基金を創設するものである。

条例の主な内容は、配偶者等からの暴力の被害者を支援するため、県が行う事業の財源とする場合に基金

を処分することができることについて定め、平成25年3月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、条例が失効した後の配偶者等暴力相談体制はどうか、市町村における配偶者等暴力相談窓口の設置状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、条例失効後の配偶者等暴力相談体制については、今回、新たに配偶者等暴力相談窓口が設置される中部福祉保健所及び南部福祉保健所での相談状況を見ながら、沖縄女性相談所及び福祉保健所のあり方を含めて対応を検討していきたい。また、市町村の配偶者等暴力相談窓口については、現在県内9市で婦人相談員を配置しているが、残り2市と設置が義務づけられていない町村についても婦人相談員の配置をお願いしているところであるとの答弁がありました。

次に、裁判所からの保護命令の発令件数の状況はどうか、全国との比較はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された平成13年10月から平成22年3月までの間の本県における保護命令の発令件数は445件であり、人口10万人当たり27件となっている。全国の人口10万人当たりの平均保護命令件数は10.6件であり、本県の発令件数は全国平均の2.5倍となっているとの答弁がありました。

そのほか、配偶者等暴力相談件数と相談体制の状況、一時保護件数と一時保護所の設置状況、一時保護後の自立支援の状況、男性からの相談の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県ワクチン接種促進基金条例」は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン等接種事業を支援するため新たに基金を創設するものである。

条例の主な内容は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業費補助の財源とする場合に基金を処分することができることについて定め、平成24年3月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、子宮頸がん予防ワクチン接種の必要性についてどう考えるか、子宮頸がん予防ワクチン接種の対象年齢はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、本県は、子宮頸がんの割合が高い地域として知られている。子宮頸がんに対するワクチン効果は6割から8割であると言われており、市町村と協力して当該事業を推進していきたい。子宮頸がんは、

ヒトパピローマウイルスの感染によって発症する性行為感染症であり、国が予防接種後の抗体の有効性を勘案して中学１年生から高校１年生までを子宮頸がん予防ワクチン接種の対象年齢としているとの答弁がありました。

次に、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の保護者への周知の取り組みはどうなっているか、予防接種率を高める必要があるのではないかととの質疑がありました。

これに対し、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種については、各市町村における説明会、県及び市町村の広報誌、新聞広告や広報ポスターの掲示などを通して周知に努めていきたいとの答弁がありました。事業効果を高めるため、市町村に対して予防接種率の報告を求めるとともに、予防接種率が低い市町村に対しては情報を提供するなど指導していきたいとの答弁がありました。

そのほか、条例の失効理由、市町村における予防接種経費の負担状況などについて質疑がありました。

なお、ワクチン供給メーカーから全国的に２月、３月のワクチン供給量が不足するとの情報提供があり、国から詳細な情報が入り次第、速やかに県民、市町村及び医療機関に周知していきたいとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例」は、基金の原資である国の補助事業が延長されたことに伴い条例の執行期限を改めるものである。

主な改正内容は、条例の執行期限を平成23年３月31日から平成24年３月31日に改めることであるとの説明がありました。

本案に関し、基金事業の今後の継続の見通しはどうなっているか、妊婦健康診査の妊婦１人当たりの受診実績はどうなっているか、受診回数が減少している理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国から平成23年度分については明示されているが、平成24年度以降の見通しは立っていない。平成21年度の妊婦１人当たりの妊婦健康診査の受診実績は、14回診査で11.5回となっている。受診回数が減少した理由としては、早産や流産などが影響しているとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の４件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よ

ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第２ 乙第９号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木文化環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木文化環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木文化環境委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第９号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化環境部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第９号議案「沖縄県新しい公共支援事業基金条例」は、ＮＰＯ法人等の自律的活動を側面支援し、「新しい公共」を定着させていくための環境を整備するために必要な財源とするため新たな基金を設置することを目的に条例を制定するものである。

主な内容は、ＮＰＯ法人等の自律的な活動を支援するため、県・市町村が行う事業費の財源とする場合処分することができるものであり、平成25年３月31日限りで失効するとの説明がありました。

本案に関し、どのような団体が事業対象になるのか、事業の目的と具体的な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、事業の対象となる団体は、NPO法人を初め公益法人、社会福祉法人、学校法人、自治会、ボランティア団体などかなり幅広い団体が該当する。事業の目的は、NPO法人等の組織力の強化を図るものである。事業の具体的な内容は、県内のNPO法人等は財務基盤や事務体制の弱い団体が多いため、会計や税務等のノウハウを取得してもらうという観点から、税理士や法律の専門家による講習会を開催したり、アドバイザーを派遣して個別指導を行うことなどにより基盤の強化を図る事業の実施や、NPO法人等が県や市町村に対しモデル的に共同で事業を実施したいとの具体的な提案があった場合に連携して行うことにより組織の強化を図っていく事業などがあるとの答弁がありました。

次に、必要な事項は規則で定めるとあるが、当該規則は策定されているのか、県民への周知はどのように考えているか、事業を実施していく上でNPO法人等の活動内容のチェック方法はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業については、既に国から要領、ガイドライン等が示されており、これによって必要かつ十分に事業を実施できるものと判断していることから、今のところ規則の制定は考えていない。また、ガイドラインの概要版を作成したところであり、5月の初めごろには県民を初め各団体を対象に説明会を開き、周知を図っていきたいと考えている。今回の事業の中でNPO法人等の活動内容等をデータベース化するシステムを構築していく考えであり、それによってチェックできるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、2年間の事業費の総額、過去にNPO法人の認証を取り消された団体の数、緊急経済対策としての効果などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第25号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第25号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第25号議案「土地の処分について」は、農林水産部が所管する土地を処分するため、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

議案の内容は、物件の所在地石垣市字宮良ジャー原1番20及び石垣市字白保前原287番72の土地2筆、処分面積は6万3941平方メートル、処分予定価格は1億7900万8000円、契約の相手方は石垣市在の社会福祉法人であるとの説明がありました。

本案に関し、処分予定県有地の現在の地目や財産区分は何か、農用地などの用途制限はないかとの質疑がありました。

これに対し、処分予定地の地目は原野で普通財産である。農用地などの用途制限はないとの答弁がありました。

次に、処分予定地を保有した目的は何か、また、どのように活用されてきたのかとの質疑がありました。

これに対し、八重山圏域の畜産振興のため種畜育成牧場として確保し利用していた。現在は、畜産農家へ有料で提供する牧草の種苗を栽培しているとの答弁がありました。

次に、土地の処分単価はどのようにして決めたのか、適正価格による処分であるかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県の普通財産（土地）売払い事務要領に基づき不動産鑑定士による評価を依頼し、周辺取引事例なども勘案して処分価格を決定しており、適正価格による処分であるとの答弁がありました。

次に、大規模な県有地を売却処分した場合には、転売禁止期間の設定や目的外使用の禁止などの条件が契約に規定されているのかとの質疑がありました。

これに対し、契約条件の中に景観法に基づく「石垣市風景づくり条例」及び「石垣市風景計画」の規制があること、また、3000平方メートル以上の開発を行う場合には沖縄県知事の許可が必要であるとの規定があるとの答弁がありました。

そのほか、牧場や畜産関係用地の充足状況、売却先である社会福祉法人の事業内容及び当該処分地に隣接する土地への八重山家畜保健衛生所の新築移転による社会福祉施設への影響などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明と質疑の概要であります。採決の結果、乙第25号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第25号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木文化環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木文化環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木文化環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第26号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第26号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成20年第4回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

変更の主な内容は、不発弾磁気探査の実施及びそれに伴う工法の変更を行うものであり、契約金額を8億9874万7500円から10億3289万250円に変更することであるとの説明がありました。

本案に関し、本工事の目的と具体的な変更内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、本工事は国道330号古島インターチェンジ付近を横断している既設の安謝川ボックスカルバートの左岸側に新たなボックスカルバートを建設し、台風や大雨の際にたびたび浸水被害を受けてきた地域住民の生活環境を守ることを目的としている。具体的な変更内容は、不発弾による労働災害防止の観点からの磁気探査の追加や磁気探査で反応した磁気異常点を確認することなどに伴う合理的な工法への変更であるとの答弁がありました。

次に、既設ボックスと新設ボックスの断面積、流量、流速などはどう違うかとの質疑がありました。

これに対し、断面積は、既設ボックスが幅5メートル、高さ2.76メートルの13.8平方メートルで、新設ボックスが幅5.8メートル、高さ4.5メートルの26.1平方メートルとなる予定であり、既設ボックスの約2倍となる。また、流量、流速については、それぞれ既設ボックスが毎秒46トン、4メートルであり、新設ボックスが毎秒70トン、5メートルになる計算であるとの答弁がありました。

そのほか、安謝川全体の流域面積、社会福祉法人那

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第26号議案を議

覇学園に係る裁判の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第26号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第26号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第26号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 甲第24号議案、甲第25号議案及び甲第27号議案から甲第36号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 當間盛夫君登壇〕

○予算特別委員長（當間盛夫君） おはようございます。

ただいま議題となりました甲第24号議案、甲第25号議案及び甲第27号議案から甲第36号議案までの補正予算12件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、財政調整基金等主要3基金の積立額は幾らか、昨年度と比べて積立額はどうか、緊急経済対策に充てるべき予算が基金に積み立てられているということはないかとの質疑がありました。

これに対し、主要3基金の今回の補正に伴う積立額は、財政調整基金積立金が約63億円、減債基金積立金が約111億円、県有施設整備基金積立金が約1億円で、計約175億円となっている。昨年度の主要3基金の2月補正予算に伴う積立金総額が約50億円となっている。今回の2月補正予算における緊急経済対策関連経費は約140億円あり、基金への積立金は経済対策も行いながら、口蹄疫などの緊急な感染症対策や後年度の県債の償還金等に充てるため積み立てるものであるとの答弁がありました。

次に、地上デジタル放送の全国及び沖縄県の普及率は幾らか、県内の年収200万円未満世帯の普及率は幾らか、沖縄県における難視地区数及び世帯数は幾らか、難視地区住民の個人負担額は幾らか、個人負担額を軽減する対策はとられているか、昨年、全国市長会が地上デジタル放送の「受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な措置を講じること。」という提言を行ったが、これに対する県の見解はどうかとの質疑がありました。

これに対し、地上デジタル放送の普及率は、平成22年9月末で全国が90.3%、沖縄県が78.9%である。県内の年収200万円未満世帯の普及率は68.7%である。沖縄県における難視地区数及び世帯数は55地区、約1900世帯であるが、このうち44地区、1700世帯については解消対策方法が決定している。難視地区住民の個人負担額は、NHKに加入している世帯では7000円、それ以外の世帯については約3万5000円となっている。個人負担の軽減策としては、市町村が事業主体となって受信対策を行う場合は個人負担は生じないが、市町村には3分の1の裏負担が生じ、この分については沖縄県市町村振興資金貸付金から融資を受けることができる。全国市長会の提言については、そのような事態が生じないよう国や放送事業者、市町村とも連携をとって対策措置に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、保育所入所待機児童対策特別事業について、県内の保育所入所待機児童数は幾らか、県が把握している新定義による待機児童数が実際の待機児童数と一致していると認識しているのか、これから待機児童をすべて解消するためには、あと何力年で何力所の保育所の増設を図ればよいかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年10月1日現在の県が把握している保育所入所待機児童数は2695人となっている。新定義による待機児童数がすべてと考えているわけではなく、潜在的な待機児童数を把握することが必要だと

認識している。待機児童を解消するための保育所の必要設置数については、保育所の定員がまちまちなことから待機児童数でお答えすると、「沖縄県子ども・子育て応援プラン」の後期計画では4900人の待機児童を5カ年で解消すると計画していたが、県では現在の待機児童数を4100人程度と想定しており、今後の状況も見ながら毎年1000人程度の増員を図ることで、できるだけ前倒して4カ年計画で解消したいと考えているとの答弁がありました。

次に、保育所等運営費について、減額補正した理由は何か、国の補助、市町村の負担状況はどうなっているか、交付税措置の算定基準はどうなっているか、市町村の財政負担が重いという実態はないかとの質疑がありました。

これに対し、保育所等運営費について、減額補正した理由は、入所児童数が当初見込みより減ったことと保育単価が減ったこと、国庫補助単価が人事院勧告実施に伴い減ったことによるものである。国の補助、市町村の負担状況は、市町村が保育所を設置した後の運営費として国庫補助が2分の1、県と市町村が4分の1ずつ負担することになっている。この4分の1相当分について、保育単価及び入所児童数に応じて交付税措置がなされることとなっている。国の定める保育料徴収基準より市町村が保育料を下回って設定すると、その分が市町村の負担になるので、徴収基準の低減を国に対して求めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、畜産経営環境保全対策事業について、家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律などの施行に伴い、環境対策としてのおが粉養豚方式が導入されたと考えるが、おが粉養豚を行っている養豚農家は、何戸か、同方式で肥育されている豚は何頭か、また、おが粉養豚の課題と今後の方向性はどうなっているか、今回減額補正されたことによっておが粉養豚農家にどのような影響を与えるのかとの質疑がありました。

これに対し、おが粉養豚を行っている農家は県内で16戸である。同方式によって肥育されている豚は約1万2000頭である。おが粉養豚は、豚舎の床に15センチないし30センチのおが粉を敷いて豚を育て、環境保全に非常に効果があるが、おが粉には抗酸菌という常在菌があり、豚がおが粉を食べるため抗酸菌症に罹患してしまう。抗酸菌症にかかった豚肉は廃棄しなければならないため、殺菌方法の確立が課題となっている。抗酸菌の殺菌方法が確立できれば、県としても積極的におが粉養豚を推進していきたい。今回の減額補正

は、殺菌方法研究のための予算の国庫内示及び交付決定がおくれたことによるものであり、養豚農家への直接的な影響はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、自由貿易地域振興費について、今回一般会計から沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計に繰り入れを予定している額は幾らか、特別自由貿易地域の土地の売却状況はどうなっているか、そのうち民間が買い上げた分と県の一般会計が買い上げた分の面積と金額の内訳はどうなっているか、元利償還金の残額は幾らか、元利償還はいつまで続く予定か、仮に自由貿易地域振興費関係補正予算が県議会で修正削除された場合は、県はどう対応するかとの質疑がありました。

これに対し、今回一般会計から沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計に繰り入れを予定している額は3億882万円である。特別自由貿易地域の土地の売却状況は全体で14.2ヘクタール、金額にして37億7671万円で、そのうち一般会計買い上げ分が12.3ヘクタール、32億7347万円で、民間企業が購入した分が1.9ヘクタール、5億324万円である。元利償還金の残額は約184億円で、平成39年までの償還を予定している。仮に自由貿易地域振興費関係補正予算が県議会で修正削除された場合は、義務的経費となっているため再議に付さなければならないものと認識しているとの答弁がありました。

そのほか、県税の補正増の内容と例年との比較、文化芸術振興産業振興支援事業の内容、男女共同参画行政推進費の補正減の理由、県の管理職における女性登用率と全国との比較、消費者行政活性化事業の内容、周産期医療体制整備事業の内容と補正減の理由、老人福祉施設の整備率と全国との比較、老人福祉施設入所待機者の状況、待機児童対策特別事業基金及び安心子ども基金の残高、子宮頸がん予防ワクチン等接種事業の補正増の内容と平成22年度実績、介護給付費等負担事業の内容、医療施設耐震化整備事業の補正減の理由、国民健康保険負担等事業の補正増の内容、医学臨床研修事業の内容と補正減の理由、研修医の定着率及び倍率の状況、農林水産業費の減額補正された事業の内容、国営直轄事業の実施状況と県負担金の根拠、農林水産事業及び土木建築事業の繰り越し理由、含みつ糖振興対策事業費の内容、含みつ糖の在庫量の状況と活用方法、森林環境整備事業の内容、職業能力開発校に対する包括外部監査の指摘内容と今後のあり方、那覇自由貿易地域特別会計への一般会計からの繰り入れの状況、信用保証協会への損失補償の内容、緊急雇用

創出事業臨時特例基金活用事業による雇用実績、工芸技術支援センター運営費における備品購入の内容、沖縄都市モノレール株式会社の経営状況と累積赤字額、モノレール運賃の改定と経営状況改善の見通し、文化財保存整備費補正減の内容、年度末における基金の繰りかえ運用の取り組み状況、県立病院職員の中途退職者の状況、各県立病院の定員増要求の状況と増員予定、企業局補正予算と子ども手当の関連などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。甲第24号議案及び甲第31号議案については、採決に先立ち共産党所属委員から「特別自由貿易地域振興費」関係及び「中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業」関係の修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。修正案が否決されたことに伴い原案について採決した結果、甲第24号議案及び甲第31号議案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第25号議案、甲第27号議案から甲第30号議案まで及び甲第32号議案から甲第36号議案までの10件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第24号議案及び甲第31号議案に対しては、前田政明君外4人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

前田政明君

〔甲第24号議案及び甲第31号議案に対する修正案 巻末に掲載〕

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました平成23年第2回定例会甲第24号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」及び平成23年第2回定例会甲第31号議案「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」に対する修正

案を提案するものです。

最初に、甲第24号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」に対する修正案です。

「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」の一部を次のように修正するものです。皆さんのところに資料がいておきますので、よろしくお願いします。

最初に、「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」の一部を次のように修正するものです。

第1条中、264億3262万6000円を257億4231万6000円に、6548億3061万7000円を6541億4030万7000円に改めるものです。

以下、「第1表 歳入歳出予算補正」の一部に改める資料を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

続きまして、甲第31号議案「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」の一部を次のように修正するものです。

第1条中、4711万8000円を7億3742万8000円に、20億2045万1000円を13億3014万1000円に改めるものでございます。「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を次のように改める資料を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

修正の提案理由について述べます。

今回の補正予算の特別自由貿易地域対策事業6億9031万円のうち、中城湾港（新港地区）賃貸工場用地の土地購入費3億8490万円及び同地区土地造成事業の元利償還に係る繰出金3億8820万円の減額を求める修正案となっています。

当初の特別自由貿易地域の当局の資料によりますと、「特別自由貿易地域とは、沖縄における産業及び貿易の振興を図ることを目的に「沖縄振興特別措置法」で規定されている「特区」のことで、域内は関税法上の保税地域に該当し、立地企業に対しては特別な優遇措置が講じられるなど、我が国で唯一の一国二制度的な地域となっています。主な優遇措置としては、域内に立地した企業に対する法人税の35%所得控除や不動産取得税の免除など、税制上の優遇措置のほか、関税法上の優遇措置、若年者雇用に対する助成制度、投資に対する助成制度、立地企業の初期投資を大幅に軽減する賃貸工場の整備など、最も有利な投資環境が整備されています。」という趣旨の説明がありますが、これはこれまでも見てまいりましたように破綻しておりまして、日本共産党はその用途を変更すべきであるということをこれまでも提案してまいり

ました。特別自由貿易地域での需要予測の失敗、これに伴って土地が分譲できない場合は、今回のように2月定例会補正予算で特別自由貿易地区の土地購入のための一般会計からの繰り入れなどを行い、県財政を圧迫し、そのために県民の暮らしを守る福祉予算が削減されているやり方を改善していかなければなりません。

日本共産党は、このような立場でこの間も特別自由貿易地区事業の問題点を指摘し、用途の見直しを提案してまいりました。

今回の予算特別委員会の補正の質疑の中で、次のようなことが明らかになりました。1つ、特別自由貿易地域の分譲は全体で14.2ヘクタールで、分譲面積に比較して15.8%で37億7671万円となっている。平成21年度末までの実績で、一般会計での用地購入は12.3ヘクタールで32億7347万円、民間の購入は1.9ヘクタールで5億324万円、分譲面積の全体が15.8%で、一般会計での購入が全体の13.7%、民間購入が全体の2.1%、買い上げ全体の分譲分の一般会計が占める割合が86.6%で、民間の割合はわずか13.4%となっています。特別自由貿易地域の分譲されている土地のほとんどが県の購入の用地となっているということであります。

こういう中で当初計画には賃貸工場用地の購入はなかったのではないかという質疑に対して、当初の基本計画の中では、賃貸工場の用地の購入費とかそういうのは計上されておりませんとの趣旨の答弁でありました。それでも土地の分譲、賃貸工場を立てるんですけれども、皆さん御承知のように土地の分譲が計画どおり売却できない、そのために賃貸工場の借地による土地購入をしていくことになるわけです。その中で明らかになったのは、当初は賃貸工場の用地を借地をしていたわけです。公有財産使用承認書というのがあります。当局からもらいましたけれども、この賃貸工場を建てるための土地を借地するために、商工労働部企業立地推進課長殿として商工労働部企業立地推進課長から提出されております。そして、使用承認条件につきましては、商工労働部企業立地推進課長（または）商工労働部企業立地推進課長に対し、以下の条件を付すということで12項目の条件が付されておりますけれども、こういうようなやり方で最初は借地をしていたわけです。ところが、それでも分譲が進まないものですから、今回出ておりますように、当局の資料によりますと賃貸工場用地を売却をするということになりました。それで賃貸工場用地取得状況は、平成11年度6棟で敷地面積が2万7998平方メートル、取得費用が7億

4754万7000円、平成19年度が6棟で敷地面積が2万9940平方メートル、7億9939万8000円の取得費、平成20年度は7棟で敷地面積が3万1632平方メートル、購入費が8億4457万4000円、平成21年度は1棟で敷地面積が4769平方メートル、購入費が1億2733万2000円、平成22年度が3棟で敷地面積が1万4288平方メートル、購入費が3億8149万円で合計敷地面積が10万8627平方メートル、取得費が29億34万1000円となっております。

それと後は、今後の償還計画では、先ほど委員長報告にもありましたけれども、償還の残り分は184億円で平成39年度まで返還が続く、こういうことであります。詳しいことは削除いたします。

このように償還するために土地が売れなければ、沖縄県がいろいろな名目で土地を買わなければいけない。特別自由貿易地域の過大な需要予測による事業の失敗によって、こういう土地が売れない場合に2月議会補正で一般会計から繰り入れをするやり方が非常に県民生活、福祉の予算の削除とか県財政にも大きく圧迫しております。このような不条理なやり方はやめるべきであります。

これまでも当局の答弁は、見直しにつきまして分譲予定地89.6ヘクタールが計画どおりに売れない場合については、毎年売れなかったら必ずしも買うということではなくて——いわゆる債権ですね——起債に対する償還をしないとイケないと、これに向けて毎年特別自由貿易地域の用地を売っていくという努力をします。もし売れなかったらということですが、その場合には最悪、一般会計から協力をお願いするということになるかもしれません。県財政に負担が生じているという状況は、我々も厳しく受けとめております。また、特別自由貿易地域の用途変更などに対する提案に対しては、一般工業団地につきましては92%、もうほとんど売れております。それでその件も含めて特別自由貿易地域の計画も見直す場合、要するに企業誘致のために土地は必要です。一般工業団地はもうほとんど埋まりかけておりますので、今あわせていろんな検討をしております。分譲を促進して県財政に負担がないよう努力をしていきたいと思っているとの答弁でありました。

県財政を圧迫している現在の状況を改善することが必要です。用途を変更して一般的な工業団地にするなど、例えば県営住宅を建設するなどさまざまな対応が必要ではないでしょうか。特別自由貿易地域をどうするか、速やかにこの事態を打開することをともに考えていく必要があるのではないのでしょうか。

このような立場から、日本共産党県議団はただいま議題となりました平成23年第2回定例会甲第24号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」及び平成23年第2回定例会甲第31号議案「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」に対する修正案を提案するものです。

議員各位の御賛同を心から訴えるものです。
○議長（高嶺善伸君） これより修正案に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第24号議案及び甲第31号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

私は、日本共産党県議団を代表して、甲第24号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」及び甲第31号議案「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」の修正案に賛成し、原案に反対する討論を一括して行います。

今、県民は暮らしも雇用も壊されて出口のない閉塞感に包まれています。高校を卒業して仕事が決まっているのが1月末で55.6%、大学卒業は39.5%という状況、経済的理由で年間500人が大学を休学・退学するなど、若者に未来と希望が持てない状況になっています。

全日本民主医療機関連合会の調査で、病院の受診おくれで昨年71人が死亡、そのうち沖縄県は7人と全国で2番目に多いことが報道されました。高過ぎて払いたくても払えない国保税は、国保世帯のうち2割の約5万世帯が滞納し、75歳以上の後期高齢者保険料も約2割の5678人が滞納となっています。多くの県民は、医者にかかることもままならない、病気になってもぎりぎりまで我慢をして手おくれになるような状況にあります。

県政が緊急経済対策でやらなければならないのは、県民の暮らしを支え、福祉、医療、教育を手厚くし、中小業者、農林水産業などの経営を支えることであり

ます。

委員会審議において、総務部長の答弁では、今回の264億3262万6000円の補正予算は、緊急経済対策が主な理由ということでした。ところが、県は、財政調整基金積立金と減債基金積立金、県有施設整備基金積立金に総額175億4548万円余を積み立てています。昨年度は50億円ですから3.5倍の積立金になります。この積立額は、補正予算総額の66%にもなるもので、暮らしを支えてほしいと願う県民の切実な声にこたえるものとなっていません。生活が大変なときに、貯金に回す人がいるでしょうか。

緊急雇用臨時特例基金活用事業は、当初の予算を使い切れずに3億3322万円の減額をしています。仕事につくことができない県民の雇用を確保するための予算が十分に活用されないで減額されています。県民の生活実態を全く知らない県政だと指摘せざるを得ません。

補正予算の目的は、緊急経済対策です。その目的にかなった予算執行が見込まれないことに賛成することはできません。264億円余の66%を積立金に回すのではなく、緊急経済対策として使うべきです。中小企業を支援して賃金を時給1000円にすること、非正規雇用から正規雇用への転換、特別養護老人ホームの建設、認可保育所の増設、給食費未納世帯の助成、国保税の引き下げ、医療費の減免、子供の医療費を中学卒業まで無料にするなど、福祉、医療、介護、教育に支援をすることが補正予算の目的とする経済対策に合致するのではないのでしょうか。

次に、中城湾港の特別自由貿易地域の問題を指摘いたします。

沖縄県は、「平成22年度予算編成方針」において、平成22年度については、「埋立事業特別会計の土地売却の低迷による収支悪化等が大きな懸念材料となっており、本県財政はこれまでにない危機的な状況を迎えている。」と明記しています。バブルの時期に計画され、埋め立てられた土地が売却ができずに、中城湾港の周辺一帯に広がる雑木が生い茂った広大な土地のために県の財政が圧迫されています。

中城湾港特別自由貿易地域は、県が特別会計にして埋め立てを行うために総額555億1000万円の借金をして、利子の107億3000万円を合わせて昭和58年から返済を続けてきました。平成39年まであと17年間かけて約200億円の借金を返済しなければなりません。借金を返済するには土地を売却するしかありません。

ところが、税金の免除や優遇助成制度を行っても土地が売れない、当初の需要予測が間違っていたと当局

も認めざるを得ないものとなっています。毎年計画どおりに土地が売れなければ、県民の税金で一般会計からその穴埋めをし続けることになり、まさに税金の無駄遣いの埋立事業です。

96ヘクタールの土地を企業に売却する予定だったのが、企業に売却できたのは1.9ヘクタールで、売却予定面積のわずか2.1%にすぎません。その後、企業に売れない土地を県が買い取りを行ってきました。売却された土地の86.6%は県の買い取りであり、企業の買い取りは13.4%でしかありません。

県は、平成11年度から県がみずから土地を買い取って賃貸工場を建設するようになり、その結果、県が買い取った土地は32億円に上り、そこに賃貸工場を建設するためにさらに県民の税金が注ぎ込まれています。ところが、賃貸工場をつくっても入居する企業がない、そのため次は賃貸料を30%値下げして赤字に拍車をかけています。平成20年度から沖縄IT津梁パーク中核地区施設用地貸付制度を創設しています。これは、売却のできない土地を民間に貸し付けて借地料を収入にする計画のようですが、業者の参入がないため、土地の借地料を大幅に引き下げを行っています。1平方メートル当たり1320円から581円に引き下げて49億3050万円から21億6900万円に収入が激減となる、過大な需要予測に基づく埋立計画のずさんさが浮き彫りとなっています。

今度の補正予算においては、6億9031万円を赤字の特別会計につぎ込んでいます。福祉や教育の予算を削って県民の税金から赤字の穴埋めをしていく方法を根本的に見直しをすべきです。過大な需要予測を立てて、県民の血税で借金返済の穴埋めをしている特別自由貿易地域の失敗を何ら反省しない無責任なやり方です。

我が党は、一貫して税金の無駄遣いの埋立事業でなく、県民の暮らし、医療、教育、福祉などに県民の貴重な税金を使うことを求めてきました。企業の買い手がない特別自由貿易地域の土地を、2万戸足りない県営住宅の建設、特別養護老人ホームの建設など、県民の必要とする有効な土地利用ができないか改めて見直しを求めるものです。

以上、修正案に賛成し、原案に反対する討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

ただいま議題となっております甲第24号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」及び甲第

31号議案「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、賛成の立場から一括して討論を行います。

今回の補正予算は、人件費・扶助費等の義務的経費、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に伴う経費などの所要額を計上し、限りある財源によって、緊急かつ重要な施策への対応を図るものであります。

まず、経済対策関連の経費として、衛生費は、子宮頸がん等の予防接種対策や妊婦健康診査の拡充・支援に要する経費、教育費は、県立学校校舎の外壁補修や県立図書館の図書購入及び設備の更新に要する経費、土木費は、道路防護さくらの修繕や歩道の改良、河川浸水箇所における護岸の整備に要する経費、民生費は、老朽化したうるま婦人寮母子棟の改築に要する経費や、待機児童の解消に向けた保育所の整備等に係る基金への積立金、労働費は、医療・介護等の重点分野における雇用創造に係る基金への積立金などを計上しております。

これらの経費は、県民の生命財産を守り、福祉の向上と雇用の安定を図るため、速やかな予算措置を必要とするものと考えております。

次に、経済対策以外の経費として、民生費は、市町村の国民健康保険に係る財政基盤の安定や、児童養護施設の耐震化整備に要する経費、農林水産業は、黒糖をバイオエタノールなどの用途に活用するための経費、土木費は、沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化に向けた支援に要する経費などを計上しており、県民が地域で安心して暮らせる社会の構築に資するものと評価します。

商工費には、特別自由貿易地域内の賃貸工場用地の購入等に要する経費を、また、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計には、一般会計からの繰入金などを計上しています。これらは、同特別会計の借入金の償還を賄うために計上するものであり、必要不可欠な義務的経費として、不足を来さないよう予算措置を講じる必要があります。

現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、雇用の創出、子育て支援、医療・福祉の充実など、喫緊の課題に的確に対応し、県民生活の安定を図る観点から、本補正予算を原案のとおり決すべきものと考えます。

以上、甲第24号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」並びに甲第31号議案「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」の原案に賛成する立場から討論を行いました。

御賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより甲第24号議案、甲第25号議案及び甲第27号議案から甲第36号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第24号議案及び甲第31号議案を採決いたします。

まず、両案に対する前田政明君外4人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

両修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、両修正案は、否決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、両原案について採決いたします。

お諮りいたします。

両原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第24号議案及び甲第31号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、甲第25号議案、甲第27号議案から甲第30号議案まで及び甲第32号議案から甲第36号議案までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案、甲第27号議案から甲第30号議案まで及び甲第32号議案から甲第36号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 陳情第18号、第37号、第38号の2及び第39号から第41号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件のうち、陳情第37号及び第39号から第41号の4件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第18号及び第38号の2の2件については観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月9日から28日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月9日から28日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 3月29日

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 10 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

平成23年3月29日（火曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第10号

平成23年3月29日（火曜日）

午前10時開議

第 1 乙第1号議案から乙第8号議案まで及び乙第24号議案（総務企画委員長報告）

第 2 乙第18号議案及び乙第19号議案（経済労働委員長報告）

第 3 乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第22号議案（文教厚生委員長報告）

第 4 乙第20号議案及び乙第21号議案（土木文化環境委員長報告）

第 5 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

{	大城	一馬君	中川	京貴君	}	提出 議員提出議案第6号
	佐喜真	淳君	池間	淳君		
	新垣	哲司君	崎山	嗣幸君		
	新里	米吉君	渡久地	修君		
	嘉陽	宗儀君	前島	明男君		
	當間	盛夫君	新垣	安弘君		
	玉城	義和君	吉田	勝廣君		

第 6 乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案から乙第36号議案まで（総務企画委員長報告）

第 7 乙第28号議案（文教厚生委員長報告）

第 8 乙第33号議案（土木文化環境委員長報告）

第 9 甲第1号議案から甲第23号議案まで（予算特別委員長報告）

第10 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書

{	當間	盛夫君	島袋	大君	}	提出 議員提出議案第7号
	吉元	義彦君	照屋	守之君		
	浦崎	唯昭君	新里	米吉君		
	前田	政明君	金城	勉君		
	糸洲	朝則君	新垣	清涼君		
	上里	直司君	山内	末子さん		
	吉田	勝廣君				

第11 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議

{	當間	盛夫君	島袋	大君	}	提出 議員提出議案第8号
	吉元	義彦君	照屋	守之君		
	浦崎	唯昭君	新里	米吉君		
	前田	政明君	金城	勉君		
	糸洲	朝則君	新垣	清涼君		
	上里	直司君	山内	末子さん		
	吉田	勝廣君				

第12 北方領土問題の早期解決を求める意見書

{	當間	盛夫君	島袋	大君	}
	吉元	義彦君	照屋	守之君	

{	浦崎 唯昭君	新里 米吉君	
	前田 政明君	金城 勉君	提出 議員提出議案第9号
	糸洲 朝則君	新垣 清涼君	
	上里 直司君	山内 末子さん	
	吉田 勝廣君		

第13 離島の保全・支援等に関する意見書

{	當間 盛夫君	島袋 大君	
	吉元 義彦君	照屋 守之君	
	浦崎 唯昭君	新里 米吉君	
	前田 政明君	金城 勉君	提出 議員提出議案第10号
	糸洲 朝則君	新垣 清涼君	
	上里 直司君	山内 末子さん	
	吉田 勝廣君		

第14 嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書

{	渡嘉敷喜代子さん	桑江朝千夫君	
	吉元 義彦君	仲田 弘毅君	
	具志 孝助君	照屋 大河君	
	前田 政明君	上原 章君	提出 議員提出議案第11号
	新垣 清涼君	玉城 満君	
	玉城 義和君	吉田 勝廣君	
	新垣 安弘君		

第15 嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議

{	渡嘉敷喜代子さん	桑江朝千夫君	
	吉元 義彦君	仲田 弘毅君	
	具志 孝助君	照屋 大河君	
	前田 政明君	上原 章君	提出 議員提出議案第12号
	新垣 清涼君	玉城 満君	
	玉城 義和君	吉田 勝廣君	
	新垣 安弘君		

第16 陳情平成20年第175号、陳情第6号、第16号、第27号及び第49号（総務企画委員長報告）

第17 陳情第2号、第29号及び第30号（経済労働委員長報告）

第18 陳情平成22年第28号、同第29号、陳情第10号、第17号、第34号及び第36号（文教厚生委員長報告）

第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第8号議案まで及び乙第24号議案

- 乙第1号議案 沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

- 乙第24号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第18号議案及び乙第19号議案
- 乙第18号議案 沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
- 乙第19号議案 沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第22号議案
- 乙第12号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 乙第15号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第20号議案及び乙第21号議案
- 乙第20号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 日程第5 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案から乙第36号議案まで
- 乙第27号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第29号議案 配当異議請求事件の和解について
- 乙第30号議案 配当異議請求事件の和解について
- 乙第31号議案 配当異議請求事件の和解について
- 乙第34号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第35号議案 副知事の選任について
- 乙第36号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 日程第7 乙第28号議案
- 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
- 日程第8 乙第33号議案
- 乙第33号議案 訴えの提起について
- 日程第9 甲第1号議案から甲第23号議案まで
- 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第8号議案 平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第9号議案 平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

- 甲第20号議案 平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第21号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成23年度沖縄県工業用水道事業会計予算

日程第10 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書

日程第11 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議

日程第12 北方領土問題の早期解決を求める意見書

日程第13 離島の保全・支援等に関する意見書

日程第14 嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書

日程第15 嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議

日程第16 陳情平成20年第175号、陳情第6号、第16号、第27号及び第49号

陳情平成20年第175号 第58回婦人大会の宣言・決議の実現方に関する陳情

陳情第6号 第60回婦人大会宣言・決議の実現方に関する陳情

陳情第16号 物品等の購入、機器レンタルにおける地元企業優先発注に関する陳情

陳情第27号 那覇市内における悪質な客引き行為の防止に関する陳情

陳情第49号 沖縄県那覇警察署首里交番の移転先に関する陳情

日程第17 陳情第2号、第29号及び第30号

陳情第2号 泡瀬ゴルフ場跡地利用へのイオンモールの出店に関する広域調整（商圈調整・規模縮小）、計画的なゾーニング及び商業まちづくり推進条例の制定等に関する陳情

陳情第29号 県内企業への下請発注に関する陳情

陳情第30号 本県の伝統的しっくい赤がわら屋根施工に係る技能の保存・継承・発展の具体的施策の実施を求める陳情

日程第18 陳情平成22年第28号、同第29号、陳情第10号、第17号、第34号及び第36号

陳情平成22年第28号 子供にこたえる学校図書館を求める陳情

陳情平成22年第29号 子供にこたえる学校図書館を求める陳情

陳情第10号 「国立沖縄青少年交流の家」存続に関する陳情

陳情第17号 「福寿うちな～運動」への県民参加のための陳情

陳情第34号 新沖縄振興計画での「幼稚園教育の制度改善」に関する陳情

陳情第36号 「沖縄県がん対策推進条例」制定に関する陳情

日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	13番	當山眞市君
副議長	玉城義和君	14番	吉元義彦君
1番	上原章君	15番	座喜味一幸君
2番	島袋大君	16番	佐喜真淳君
3番	中川京貴君	17番	玉城満君
4番	桑江朝千夫君	18番	仲宗根悟君
5番	平良昭一君	19番	崎山嗣幸君
6番	仲村未央さん	20番	西銘純恵さん
7番	照屋大河君	21番	新垣清涼君
8番	渡久地修君	23番	新垣安弘君
9番	瑞慶覧功君	24番	前島明男君
10番	山内末子さん	25番	新垣良俊君
11番	上里直司君	26番	仲田弘毅君
12番	吉田勝廣君	27番	照屋守之君

28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

政 務 調 査 課 長 城 間 正 彦 君
 副 参 事 知 念 正 治 君
 主 幹 前 田 敦 君
 主 幹 饒平名 知 徳 君
 主 幹 上 原 貴 志 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

去る３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、宮城県を中心とする東北地方は想像を絶する壊滅的な被害をこうむりました。

本県議会は、今回の災害により亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表し、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧を念ずるものであります。

この際、このたびの大災害による犠牲者の方々の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

〔全員起立 黙禱〕

○議長（高嶺善伸君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（高嶺善伸君） 次に、報告いたします。

２月10日から３月14日にまでに受理いたしました請願１件及び陳情39件は、３月17日に配付いたしました請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、昨日、大城一馬君外13人から、議員提出議案第６号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条

例」、當間盛夫君外12人から、議員提出議案第７号「東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書」、議員提出議案第８号「東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議」、議員提出議案第９号「北方領土問題の早期解決を求める意見書」、議員提出議案第10号「離島の保全・支援等に関する意見書」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第11号「嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書」及び議員提出議案第12号「嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第１ 乙第１号議案から乙第８号議案まで及び乙第24号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第８号議案まで及び乙第24号議案の条例議案９件について、委員会における審査の経過及び結果を御

報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員が職員団体のための活動ができる特例について改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、職員が活動できる特例に「時間外勤務代休時間」を追加するとの説明がありました。

本案に関し、改正の具体的内容は何か、改正の対象となる職員の活動に政治的活動も含まれるかとの質疑がありました。

これに対し、地方公務員法では、職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のためその業務や活動をしてはならないとされているが、条例で定める場合はその活動ができることとなっている。今回の条例改正の内容は、代休をとるときにも職員団体のための活動ができるようにするための改正であるが、その場合の活動は職員団体の目的の範囲内で、例えば適法な団体交渉を行う場合等であり、政治的活動は含まれないものと認識しているとの答弁がありました。

次に、団体交渉事項には、どのようなものが対象となるかとの質疑がありました。

これに対し、団体交渉の対象事項は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し及びこれに附随する福利厚生の活動に係る事項であり、当局の管理運営事項は除くものと認識しているとの答弁がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、社会経済情勢の変化等を勘案し、特殊勤務手当の新設や支給対象等の見直しを行う必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、外国勤務手当を新設する。第2点目として、交通取り締まり等手当、社会福祉手当、潜水作業手当、浄化処理作業手当の内容を拡充するとの説明がありました。

本案に関し、今回外国勤務手当を新設する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、外国勤務手当を新設する理由は、公益的法人への派遣職員の給与を補助金という形で支給することは違法との最高裁判断が出たため、これまで海

外事務所に勤務する職員は沖縄県産業振興公社に休職・出向し、給与については公社への補助金という形で支出していたが、今後はそれができなくなるため、給与を直接県が支給できるようにするための措置であるとの答弁がありました。

次に、今後海外事務所勤務の職員の身分はどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、次年度からは休職・出向ではなく、県職員として海外事務所に派遣することになるとの答弁がありました。

そのほか、交通取り締まり等手当外3手当の改正理由、沖縄県行財政改革プランの方針と福建・沖縄友好会館の運営のあり方について質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、病院事業の経営改善を図るための7対1看護体制を県立中部病院に導入するとともに、病院事業局の職員定数の適正化を図るため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の85人の増員内容はどうか、増員の中には臨時的任用職員も含まれているのか、増員すると現在休床している病床はどうなるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の増員は、県立中部病院に7対1看護体制を導入するために看護師93人を増員するものであるが、それ以外に事務事業の見直しに伴う事務職等の減員が8人いるため、差し引き85人の定員増となっている。増員はすべて正職員であり、中部病院では現在52床が休床しており、増員後も現在の休床数はそのままであり、増員後はそれ以上の休床を行わないよう取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、今後の県立病院への7対1看護体制の導入計画はどうかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局としては、今後の7対1看護体制の導入については、今年度の南部医療センター・こども医療センターでの実施状況及び次年度の中部病院での実施状況を踏まえ、平成24年度は北部病院、平成25年度は宮古病院及び八重山病院への導入を検討していきたい。総務部としては、今後人件費の抑制にどう取り組むかも含め、病院経営に資するかどうかの観点からこれを判断していきたいとの答弁がありました。

そのほか、経営再建に向けての病院職員の意識改革のあり方、中部病院における4月1日からのスタート体制の状況、各病院からの増員要求の内容、公的医療のあり方、臨時的任用職員の数、育児休業職員の数な

どについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について、協議が整った市町村に対し権限を移譲するため条例を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、家庭用品品質表示法に基づく事務等が新たに移譲できる事務となること、第2点目として、墓地埋葬等に関する法律に基づく事務や旅券法に基づく事務ができる市町村を新たに追加するとの説明がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例」は、新たに「沖縄県公債管理特別会計」を設置するほか、所要の改正を行う必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、公債費に関する経理の明確化を図るため沖縄県公債管理特別会計を設置する、第2点目として、公共用地先行取得事業特別会計を廃止するとの説明がありました。

本案に関し、公債管理特別会計を設置する理由は何か、本特別会計を設置すると、起債制限にかかわらず借り入れができるようになるのか、市場公募債の発行は特別会計を設置しないとできないのかとの質疑がありました。

これに対し、公債管理特別会計を設置する理由は、1点目に、公債費の経理を明確化するため、2点目に、既に全国44都道府県で設置されており、全国標準との均衡を図るため、3点目に、民間資金の増加に伴い、本県においても近い将来市場公募債を発行せざるを得ない状況が想定されることから、その環境整備を行うためである。特別会計が設置されても起債制限制度の適用を受けることに変わりはない。市場公募債の発行は特別会計を設置しなくてもできるが、特別会計のほうが公債費の経理が明確になるので、投資家からは歓迎されることになるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、使用料及び手数料について、徴収項目の追加や適正な額に改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、工芸技術支援センターの使用料について、新たに回転装置付漆乾燥庫の使用料の徴収根拠を定める。第2点目として、小型漁船登録時の総トン数速度手数料について区分及び額を改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正に伴い使用料が上がることはないか、漁業関係者との調整はどうなっている

かとの質疑がありました。

これに対し、工芸技術支援センターの使用料については新たな設置である。小型漁船登録時の総トン数速度手数料については、これまで手数料の区分を船の長さでトン数で行っていたものをトン数だけに改めるものである。これにより区分によっては手数料が上がるものも出てくるが、過去に速度測定を行った漁船100隻のうち、78隻については手数料が下がることになる。今回の手数料の改定については漁業協同組合に説明を行ったが、特に異論は出ていないとの説明がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、平成27年度をめぐりとして検討を行うため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の改正に伴い行政財産の貸し付けが拡充されたことから、普通財産と同様に公益性の観点から減額貸し付けなどが行えることとするため条例を改正するものである。

主な改正内容は、行政財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けは、普通財産の場合に準ずるとの説明がありました。

本案に関し、新年度に具体的に貸し付けが予定されている事例はあるか、改正後は中部合同庁舎の駐車場の無料開放も可能となるかとの質疑がありました。

これに対し、現時点で新年度の行政財産の貸し付けは予定していない。ただし、学校施設などへの自動販売機設置の公募制導入等の際し、今後本制度の活用が期待できる。中部合同庁舎の駐車場の無料開放については、すべてに無償貸し付けができるのではなく、公共的な団体などの基準に基づいた対応となるとの答弁がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、都道府県警察官の定員基準を定める警察法施行令が改正されることに伴い条例を改正するものである。

改正の主な内容は、本県の警察官の定員を2575人から2578人に改めるとの説明がありました。

本案に関し、今回の増員の内訳はどうなっているか、検視官を増員する理由は何か、検視官には医師免許も必要かとの質疑がありました。

これに対し、今回の増員は検視官3人の増員である。検視官を増員する理由は、近年の変死体の増加に

伴い、検視体制を強化し、犯罪死体を見逃さないようにするためである。検視官は、大学等の法医学教室で実務研修を受けて検視官になるが、医師免許は必要ではないとの答弁がありました。

次に、沖縄県における米軍人・軍属の数やそれらにかかわる事件・事故等の発生件数は、警察官定員の算定基準に含まれているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県に米軍基地があることが全く考慮に入れられていないということはないと思われるが、具体的に警察官定員の算定基準に含まれているとは承知していないとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案から乙第8号議案まで及び乙第24号議案の9件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第3号議案については、附帯決議の提出があり、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第8号議案まで及び乙第24号議案の9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第8号議案まで及び乙第24号議案の9件は、原案のとおり可決されました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第18号議案及び乙第19号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第18号議案及び乙第19号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第18号議案「沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例」は、中山間地域等での農業を支援する「中山間地域等直接支払事業」について、国から単年度ごとに所要額が交付されることとなったため基金を廃止するものであるとの説明がありました。

本案に関し、中山間地域等直接支払事業基金を平成22年度に廃止した場合には、これにかわる新たな事業ができるのか、基金積立方式を廃止し、単年度ごとに予算措置を行い交付する方式に変更する理由は何か、農業者戸別所得補償制度の本格実施による本事業への影響はあるかとの質疑がありました。

これに対し、当該基金の廃止は、事業の廃止ではなく事業自体は存続されるものであり、基金積立金から支払っていたものを単年度予算からの支払いに変更するものである。基金積立方式を廃止する理由は、政府の行政刷新会議の事業仕分け等による指摘を受け、仕組みの見直しを行ったものである。また、平成23年度から本格実施される農業者戸別所得補償制度を適切に補完するため、知事特認の拡充や負担率のかさ上げなど制度全体の見直しを行っているとの答弁がありました。

そのほか、国の負担割合の状況、交付対象地域、人数及び金額、知事特認認定地域の範囲などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例」は、基金の対象となる事業を拡充するため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、産業の高度化及び国際化に対応できる人材の育成に必要な事業と将来の産業を担う若者の育成に必要な事業の2事業を実施可能とするためそれぞれを対象事業に加え、基金に処分することができる額を積み立てるため、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該基金の現在及び変更後の積立額は幾らか、その内訳はどうなるのか、また、運用益金は何に使われているかとの質疑がありました。

これに対し、現在の積立額は110億円である。今回の13億5000万円を加えると123億5000万円になる。そ

の内訳及び運用益金の使途は、まず産業振興基金100億円の運用益金は本県の産業振興に係る事業に、北部振興基金10億円の運用益金は北部振興に係る事業に、今回の13億5000万円の基金及び運用益金は新たな人材育成に係る事業に充てるものであるとの答弁がありました。

そのほか、当該基金の直近の運用益の額、基金設立からこれまでの運用益の中での最高額、運用型基金から取崩型基金への転換の検討の有無などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明と質疑の概要であります。採決の結果、乙第18号議案及び乙第19号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案及び乙第19号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第19号議案の2件は、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第22号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第22号議案

の条例議案5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、沖縄県青少年問題協議会を廃止し、同協議会の所掌事務である青少年の指導・育成等の調査・審議を沖縄県青少年保護育成審議会の所掌事務とする必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、知事は、必要に応じて沖縄県青少年保護育成審議会に青少年の健全な育成に関する重要事項を調査・審議させることができることにするため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」は、沖縄県青少年問題協議会を廃止し、同協議会の所掌事務である青少年の指導・育成等の調査・審議を沖縄県青少年保護育成審議会の所掌事務とする必要があることから沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止するとの説明がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、看護師の離職率が高い救急病院への人材確保を図るため、当該病院を看護師等修学資金の返還免除の対象施設に改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、返還免除の対象施設に救急病院を加えるものであるとの説明がありました。

本案に関し、12月定例会の本委員会で示した看護師等修学資金の平成23年度の予算額と異なる額を委員外議員に示したのは、委員会軽視ではないかとの質疑がありました。

これに対し、平成23年度の看護師等修学資金として9000万円を予算要求しているが、看護師確保を進める観点からさらなる看護師等修学資金の拡充を図りたいと12月定例会の本委員会において説明した。本委員会での議論を踏まえ、救急病院における7対1看護体制の導入など今後の看護師の増加を見越してさらなる看護師等修学資金の拡充額を委員外議員に提示したものであり、本委員会で説明した説明の範囲内であると認識しているとの答弁がありました。

これに対し、委員から委員会を超えることであり、改めて議会軽視であるとの指摘がありました。

次に、修学資金の貸与者の状況はどうか、どのような場合に修学資金の返済債務は免除されるか、修学資

金を借用する場合に連帯保証人が必要か、連帯保証人を付するという貸与条件を改善するべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、修学資金の貸与者は、平成22年度が144名であり、平成23年度は223名程度を予定している。修学資金の返済債務の免除は、第一種修学資金を受けた者が県内の免除対象施設で貸与期間の2倍に相当する期間、第二種修学資金を受けた者が県内の免除対象施設で貸与期間の3倍に相当する期間それぞれ勤務した場合、修学金の返還が免除される。修学資金を借用する場合は、県内に住所を有し、独立した生計を営む2名の連帯保証人が必要である。連帯保証人の2名を付するという貸与条件については、他の修学資金とのバランスを見ながら改善を検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県看護師等修学資金と他修学資金との併用の可否、修学資金の貸与額の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法の一部改正に伴い、基金の対象となる事業を拡充する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、国民健康保険事業の広域化等支援方針に定める施策の実施等に必要な費用の財源とする場合を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、国民健康保険事業の広域化に対する全国知事会の対応はどうか、国民健康保険の構造的な問題解決に向けての国の取り組みはどうなっているのか、国民健康保険事業の広域化に向けてどう取り組んでいくかとの質疑がありました。

これに対し、全国知事会は、事業の広域化で国民健康保険の構造的な問題は解決されないとして、国に対して国民健康保険の構造的な問題を議論すべきと要望している。昨年12月、国は、国民健康保険が抱える構造的な問題などに対応するため国民健康保険に関する国と地方の協議の場を設置しており、ことし2月に事務レベルのワーキンググループが開催された。今回の国民健康保険事業の広域化に向けては、システム改修などの準備作業を丁寧に行うとともに県民に対する周知を徹底して行い、混乱が生じないよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、市町村一般会計から国民健康保険会計への繰入額総額及び繰上充用金総額の状況はどうなっているか、国民健康保険事業の赤字分をどう解消する考えかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度の市町村一般会計からの繰

入額総額は約76億円、繰上充用金総額は約86億円となっている。国民健康保険は、低所得者や高齢者などの加入者が多く、全国的に市町村国民健康保険会計は赤字となっており、全国知事会を通して国に対して問題解決を要望しているところであるとの答弁がありました。

そのほか、国民健康保険加入者の1人当たり所得額の本県と全国平均との比較、被保険者証の未到達世帯の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により学校職員定数を改めるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、県内の小学校、中学校及び高等学校の職員定数の合計を1万5111名から1万5287名とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、職員定数が増加した理由は何か、今回の条例改正で臨時的任用教員の全教員に占める割合はどのように改善されるかとの質疑がありました。

これに対し、職員定数が増加した理由は、小学校1年生が40人学級から35人学級に見直されたこと、中学校の生徒数が増加したこと、臨時的任用教員を正教員にするための職員採用枠を広げたことなどである。今回の条例改正では臨時的任用教員を正教員にするための職員採用枠を広げたが、学校職員定数が増加したことから臨時的任用教員の全教員に占める割合は余り改善されていないとの答弁がありました。

次に、本採用を待つついいわゆる待機システムとは何か、どうして待機システムを行うのかとの質疑がありました。

これに対し、待機システムとは、教員採用試験に合格したが結果的に採用がない場合に、次年度に再度面接試験を行い、採用候補者名簿に登載させる本県独自のシステムである。本県は離島県であることから、中学校や高等学校の専門教科などにおける臨時的任用教員の確保が難しく、人材確保の観点から本システムを実施しているとの答弁がありました。

そのほか、特別支援学校教員免許状の保有状況、特別支援学級の設置と特別支援学校教育コーディネーターの配置状況、30人学級と35人学級の整合性などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決に先立ち乙第16号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第16号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙

第22号議案の4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第16号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 乙第16号議案の「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」に反対する討論を行います。

貧困と格差が広がる中、市町村国保の危機的状況がますます深刻化しています。しかし、政府はこうした事態に対して根本的な打開策を打たない一方で、後期高齢者医療制度とも連動させて医療保険の都道府県単位化を進めようとしています。

政府・厚生労働省は、去年12月20日に「高齢者のための新たな医療制度」の最終案を出しました。新医療制度について多くの都道府県が反対を表明し、全国知事会は、昨年12月20日に「市町村国保は、高齢化、低所得者層の増加により、十分な保険料収入が確保できず保険財政が恒常的に逼迫している。こうした構造的な問題について議論することなく、単に財政運営を都道府県に移行しても巨大赤字団体をつくるだけで、問題を先送りするだけである。」、「新制度に移行することについては反対であり、持続可能な国民健康保険制度の構築に向け国の財政責任を含めた本質的な検討を求める。」という談話を発表いたしました。

新医療制度は、第1段階で75歳以上の高齢者を対象に国保を広域化し、第2段階は、国保加入世帯の全年齢を対象にした広域化を進めようとするものであります。

新制度の基本は、都道府県に国保の広域化等支援方針を策定させることであります。この支援方針には、市町村国保の「財政改善」、「収納率向上」、「医療費適正化」などの目的が書き込まれ、都道府県がその実行を市町村に迫っていくことになります。

さらに重大な問題は、国保加入の高齢者が現役世代

と別勘定にされ、給付費増に応じて保険料負担も引き上がる仕組みになっていることであります。後期高齢者は、国保に戻った後も保険財政を現役世代と別建てにされ、高齢者の保険給付費の1割負担が保険料として課せられます。医療にお金がかかる高齢者だけを集め、財源の1割を高齢者の保険料で賄う、これでは後期高齢者医療制度と同じであります。

さらに厚労省は、各都道府県に「広域化等支援方針の策定について」という通達を出しました。その内容は、「一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること。」と明記されています。

市町村の一般会計財源の繰り入れをやめさせ、保険料値上げに転嫁させようとするものであります。広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば国保料はさらにふえ続け、しかも今後、医療費給付率がふえるのに応じて際限なく引き上がることになります。沖縄県の各市町村が国保会計に繰り入れをしている総額は、2009年度で75億4900万円、繰上充用額が85億5300万円となっており、これをやめれば保険料は4人家族で実に12万円、1人当たり3万円の引き上げになります。

県内市町村の国保財政状況は、全41保険者のうち40%に当たる17保険者が単年度赤字となっています。また、標準保険料が設定されておりますが、41保険者ごとに保険料が違う中で、県全体が保険料を標準化すれば低い保険料の市町村は保険料が引き上げられ、大きな負担となることは明らかであります。

さらに県は、支援方針で収納率目標設定をしていますが、厚労省の収納率割合より設定目標を引き上げております。より一層の収納率を強化しようとするものであり、高過ぎる国保税を払いたくても払えずに苦しんでいる県民を窮地に追い込むものであります。今でも高過ぎる国保税を払いたくても払えない世帯がふえ続け、国保手帳を切りかえることができずに手おくれで死亡する事態が起こっています。民医連の調査では、国保税を滞納して無保険状態になり医療費を払えずに受診がおくれ亡くなる人が、昨年、24都道府県で71人に上り、沖縄でも7人の人が亡くなっていることが明らかになっています。

失業者や非正規労働者が多く、国保料を払いたくても払えない人が急増している中において、県民に新たな負担を押しつけ、医療を受ける権利を奪う国保の広域化は到底認められません。

地方自治体の果たすべき役割、それは県民の命を守

り、暮らしを豊かにすることです。憲法25条の人間らしく生きる権利を保障する、その基盤である社会保障制度の拡充こそが必要であります。

今県がやるべきことは、新医療制度に反対し、国庫負担をもとの50％に戻すよう要求し、市町村への県独自の助成を実施し、国保税の引き下げを行うことであります。

よって、乙第16号議案の「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」に反対する立場を明らかにして討論を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 おはようございます。

ただいま議題となりました乙第16号議案「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論を行います。

本案は、国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するための県内の市町村に対する支援の方針を作成し、当該方針に定める施策を実施する必要があるため条例を改正するものであります。

国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでと言われており、国民生活に欠かすことのできない制度として国民の健康と命を守り、必要な医療を確保する上で重要な役割を果たしてきており、国民生活の基盤をなす国民健康保険制度の安定的運営を図ることは重要な課題であります。

市町村が運営する国民健康保険は、加入者の平均年齢が高く、所得が低いといった構造的な問題を抱えており、国・県においては必要な医療費にかかる国庫負担などの公費負担に加え、所得の低い加入者の保険料の軽減分に対し、公費による一定の負担を実施するなど国保財政の安定化を推進するための各種の財政支援を行っております。しかしながら、その効果は十分なものとはなっておらず、国保の財政運営は市町村がやむを得ず行っている一般会計からの多額の繰り入れによって運営されている状況にあります。このため、国は市町村国保の安定的運営、特に小規模保険者の財政基盤の安定化を図る観点から、国民健康保険事業の広域化を推進することとし、都道府県に対して広域化に向けた支援方針の策定を要請しておりました。これを受け、県においては、将来的な国保の広域化に対応するため平成22年12月に沖縄県国民健康保険広域化等支援方針を作成したところであります。

今回の条例改正については、国保に係る基金を活用

した事業の中に当該支援方針で定める施策の実施等を加えるものとなっており、厳しい財政運営の状況にある市町村国保を支援する観点から必要であると考えます。

以上の理由により、乙第16号議案「沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」について賛成するものであります。

議員諸侯の賛同をよろしくお願い申し上げて、討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第22号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案及び乙第22号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第16号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第20号議案及び乙第21号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木文化環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木文化環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木文化環境委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第20号議案「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」については、道路法施行令の一部が改正されたことを動議し、県管理道路の占用料の額を見直すため条例を改正するものである。

主な内容は、電柱、共架電線、地下電線ほかの道路占用料を改定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、道路占用料の徴収額を見直すことに伴う減収額はどれぐらいになるかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度における道路占用料の徴収実績が1億3600万円であるのに対し、今回の条例改正後の料金単価で試算すると年間約1億2100万円の徴収額となる見込みであり、約1500万円の減収になるとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例」については、屋外広告物法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、協議が整った市町村に対して権限移譲を行うため条例を改正するものである。

主な内容は、屋外広告物許可等の事務の権限移譲について、新たに粟国村、北大東村、伊平屋村を追加するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第20号議案及び乙第21号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案及び乙第21号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案及び乙第21号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 議員提出議案第6号 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大城一馬君。

〔議員提出議案第6号 巻末に掲載〕

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第6号について、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

文化観光及びスポーツに関する施策を総合的に実施するため、「文化観光スポーツ部」を設置するほか、環境施策を強化するために環境部門の部を再編すること等を内容とする条例が去る2月4日の臨時会において可決され、来る4月1日から施行されることに伴い、沖縄県議会委員会条例の一部を改正する必要があることから、本議案を提出した次第であります。

本委員会条例の改正箇所としては、第2条第2号に規定する経済労働委員会の所管事項中の「観光商工部」を「商工労働部、文化観光スポーツ部」に改め、また同条第4号に規定する「土木文化環境委員会」を「土木環境委員会」に、同委員会の所管事項中の「文化環境部」を「環境生活部」に改めるなど所要の改正を行い、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第6号「沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案から乙第36号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長 當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案の議決議案5件並びに乙第35号議案及び乙第36号議案の同意議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長及び総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第27号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に

関し、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要及び和解の内容は、駐車中の相手方の車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損したため、県は相手方に損害賠償金として7万4720円を支払ったことを確認するものであるとの説明がありました。

次に、乙第29号議案「配当異議請求事件の和解について」、乙第30号議案「配当異議請求事件の和解について」及び乙第31号議案「配当異議請求事件の和解について」の3件は、法人に対する県の租税債権に対して申し立てられている配当異議請求事件について、原告との間で和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解の主な内容は、差し押さえ物件の競売事件における県の配当額はすべて原告に属し、原告は県へ解決金を支払う。解決金の額は、乙第29号議案が2307円、乙第30号議案が2307円及び乙第31号議案が2308円であるとの説明がありました。

本案に関し、本議案の提出に当たって、旅客船は災害時の避難者の輸送手段にもなるが、離島の旅客航路の確保について総務部と企画部は協議をしたのかとの質疑がありました。

これに対し、議案提出に当たっての具体的な協議は行っていないが、離島航路の確保は重要な課題であり、今後も企画部を中心に検討されていくものと認識しているとの答弁がありました。

次に、乙第34号議案「包括外部監査契約の締結について」は、包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額は1022万6000円を上限とし、契約の相手方を公認会計士の田里友治氏とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、包括外部監査人を選ぶ基準は何か、契約期間は何年かとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査人を選ぶ基準は、従来、弁護士及び公認会計士から選任しているが、それぞれ弁護士会や公認会計士協会から推薦していただき選任している。契約期間は1年であるが、再任される場合もあるとの答弁がありました。

そのほか、契約金額を減額した理由について質疑がありました。

次に、乙第36号議案「副知事の選任について」は、安里副知事が平成23年2月19日で任期満了することに

伴い、その後任の副知事として与世田兼稔氏を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものである。

提案する与世田兼稔氏は、昭和55年に弁護士登録され、これまで法曹界で活躍されてきたが、平成16年には沖縄弁護士会会長を務め、司法制度改革へ取り組まれるとともに、沖縄県の包括外部監査人や各種審議会等の委員を務めた実績があり、その豊富な知識・経験から副知事として適任であり、議会の同意を得て副知事に選任いたしたく提案したとの説明がありました。

本案に関し、副知事の職務とは何かとの質疑がありました。

これに対し、副知事は知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任意務を監督するとともに、知事に事故あるときまたは欠けたときに知事の職務を代理する業務であるとの答弁がありました。

次に、安里前副知事の後任ということであるが、女性の登用については検討しなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、女性も含めて幅広く人選を行った結果、今回の提案ということになったとの答弁がありました。

そのほか、副知事の担任意務の変更について質疑がありました。

次に、乙第36号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人が平成23年3月31日で辞職し及び1人が平成23年4月4日で任期満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

提案する大城浩氏は、昭和55年4月から高等学校教諭として勤続し、平成14年4月からは教育行政に携わって現在、教育指導統括監である。教育現場における同氏への信頼は厚く、その教育行政手腕は高く評価されている。

安里政晃氏は、社会福祉法人の経営者として活躍するとともに、日本青年会議所沖縄地区協議会会長を務めるなど、社会活動に積極的に参画し、その実績は高く評価されている。

両氏は、これまでの豊富な知識・経験から教育委員として適任であり、議会の同意を得て任命いたしたく提案したとの説明がありました。

本案に関し、教育の政治的中立性について、総務部長はどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、教育の政治的中立性についてはしっか

りと保たなければならないものと認識しているとの答弁がありました。

次に、安里氏については、去る知事選挙に深く関わったとの情報があるが、そのことを承知した上での提案かとの質疑がありました。

これに対し、選挙のことは承知していない。安里氏を提案したのは、社会福祉法人の園長や日本青年会議所地区協議会の会長を務めるなど、地域社会活動に積極的に取り組んできた実績があるとの観点からであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案の5件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第35号議案については、採決に先立ち共産党所属委員から、反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第35号議案は、賛成多数をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

乙第36号議案については、採決に先立ち共産党及び社民・護憲ネット所属委員から、安里政晃君については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、大城浩君については、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。安里政晃君については、賛成多数をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案から乙第36号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第35号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第36号議案を採決いたします。

まず、大城浩君について採決いたします。

お諮りいたします。

大城浩君の教育委員会委員への任命について、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、大城浩君の教育委員会委員への任命について、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、安里政晃君について採決いたします。

お諮りいたします。

安里政晃君の教育委員会委員への任命について、これに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、安里政晃君の教育委員会委員への任命について、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 乙第28号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第28号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第28号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関して相手方との当該事故に関する和解及び賠償額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、駐車中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は相手に損害賠償金として8万1553円が支払われたことを確認したとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要であります。採決の結果、乙第28号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第28号議案を採決いたします

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 乙第33号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木文化環境委員長當山眞市君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木文化環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木文化環境委員長（富山眞市君）　ただいま議題となりました乙第33号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第33号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、「訴えの提起」を行うまでにどのような努力をしてきたか、当該議案が議決された後、直ちに強制執行するのか、平成22年第1回議会で議決した「訴えの提起」の対象者85件のうち強制執行に至ったものは何件か、指定管理者制度の導入による効果は認められるかとの質疑がありました。

これに対し、訴えの提起を起こすまでの間、文書、電話、訪問による督促の実施、指定管理者や県による面談の実施、連帯保証人への連帯保証債務履行請求書の送付などを行うとともに、状況に応じて最長18カ月間の分割納付の相談に応じているところであり、生活困窮者や多重債務者に対しては、生活保護等福祉制度の相談窓口や無料法律相談所等の窓口を紹介するなど、適宜アドバイスを行っているところである。

また、「訴えの提起」について議会の議決を経た後、対象者に対し提訴に至る状況を説明した上で最終催告書を送付するとともに、その後約1年間は対象者の状況を勘案しながら交渉を継続しているところであり、直ちに強制執行しているものではない。また、平成22年第1回議会で議決した「訴えの提起」の対象者85件については、現在、訴訟の準備を進めている段階であり、強制執行に至っているケースはない。最終的に強制執行に至る者は、判決を言い渡された者のうち2分の1から3分の1程度となっている。また、指定管理者制度の導入によりわずかながらあるが、導入前に比較して家賃の収納率は向上しており、効果は上がっているものと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、累積の収入未済額、年度ごとの不納欠損額、家賃減免申請が増加している理由などについて質

疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち乙第33号議案については、共産党所属委員から、本県の公営住宅の整備率が全国平均に比較してかなり低い状況にあることから、県は県民が安心して暮らせるような住環境の整備を最優先に考え、公営住宅の整備に一層努力すべきであるが、このような整備も十分でないまま、昨今の厳しい経済情勢の影響で収入減となった者に対しても退去を命じている状況があることには到底納得がいかないことから反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第33号議案については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君）　これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（高嶺善伸君）　再開いたします。

これより乙第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君）　起立多数であります。

よって、乙第33号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君）　日程第9　甲第1号議案から甲第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔予算特別委員長　當間盛夫君登壇〕

○予算特別委員長（當間盛夫君）　ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第23号議案までの予算議

案23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長を初め各部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、ケビン・メア氏の発言が報道された後、県としてどのような対応をとったか、メア発言に対する知事の見解はどうかとの質疑がありました。

これに対し、メア発言については、当初マスコミの報道しか情報がなかったため、直ちに日米両政府、とりわけアメリカ領事館に対して、事の真意を承知しているかということ、発言に対する米政府の見解について求めたところである。メア発言に対しては、メア氏が総領事をしていたときから警告を発しコメントしていた人物であるが、その発言には頭にき過ぎるくらいであるが、このような失礼きわまりない、品性も知性もない人物の発言にどこまで直截に反応すべきかという点では、少し抑制ぎみのほうがよいと考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄県への一括交付金の配分額は幾らか、平成23年度予算への計上はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興自主戦略交付金、いわゆる一括交付金は国全体で約5000億円であり、そのうち沖縄県への配分額が321億円である。県ではそのうち9割を平成23年度当初予算に計上し、1割を保留しているとの答弁がありました。

次に、一括交付金のうち1割を保留した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の一括交付金は、予算要求の積み上げ額の中から、継続事業の部分を取り出して321億円という形の内示になっており、その使途も農林水産事業、土木事業、文教施設関連事業、水道事業等に限られている。県としては、もっと自由度の高い一括交付金を求めている、その観点から今回の保留分の約31億円について、国にほかの事業にも使えるように要求しているところであり、認められれば改めて6月補正予算に計上するための保留であるとの答弁がありました。

次に、新たな沖縄振興計画においてはどのような分野が課題となると考えているか、策定に向けた今後のスケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、新たな沖縄振興計画においては、引き続き県民所得や雇用の問題が課題となるとともに、離

島振興をどうするか、子育てをどうするか、自然環境や伝統文化への対応、農業振興の課題等々さまざまな分野において新たな政策課題が出てきており、それぞれにしっかりと対応していく必要がある。計画策定に向けた今後のスケジュールとしては、現行の沖縄振興特別措置法及び振興計画は、来年平成24年3月には切れるため、まず法律について、政府としては来年1月の通常国会には提出したいとの方向性が出ている。そのためには8月の概算要求までには新法の骨格をあらあら固めたい。また、新計画については3月末に沖縄振興審議会を予定しており、新計画の基本的な考え方を提示していきながらさまざまな議論を喚起していきたいとの答弁がありました。

次に、公共関与による産業廃棄物最終処分場整備の進捗状況と今後の見通しはどうか、今後も3候補地に絞って選定作業を進めていく考えかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年3月に沖縄本島内の3カ所を最終立地候補地として選定したが、当初から地元自治体、住民等から一斉に反対の声が上がるなどの経緯等もあって、現在も地域の理解を得るには至っておらず、当該処分場の建設に着手できない状況である。このことから、今年度末には地元自治会の役員等に対し先進地を視察してもらうなど、引き続き地域の理解が得られるよう努力することとしており、早期に用地を決定した上で、平成24年度までには工事に着手したいと考えている。

現在、3候補地のうち1カ所については説明に対し聞く耳を持たない状況であること、候補地以外の地域から選定地を見直してはどうかとの提案もあることなどから、用地の決定に当たっては柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、本県は全国に比べて民間の放課後児童クラブが多いのはなぜか、県内の放課後児童クラブの設置状況はどうか、放課後児童クラブの長時間開設に伴う予算計上の状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、本県は全国に比べて公立幼稚園が多く、公立幼稚園終了時間後の児童を民間の放課後児童クラブが預かる受け皿となってきた。

県内の放課後児童クラブ数は、平成22年度が215件、平成23年度が231件であるが、放課後児童クラブに入り切れないなど潜在的な学童保育の実態があると聞いており、市町村のほうでニーズを把握し、必要な支援に努めていただきたいと考えている。

県としては、放課後児童クラブの長時間開設加算については、平成23年度に県単価を国基準単価に引き上

げ、それに係る分として4135万5000円を予算計上しているとの答弁がありました。

次に、環太平洋戦略的経済連携協定いわゆるＴＰＰ参加による沖縄県内農林水産業や基幹作物であるさとうきびに与える影響はどうかとの質疑がありました。

これに対し、ＴＰＰは原則すべての品目で関税を撤廃する協定であり、県内農林水産業に対しても大変大きな影響が出ると懸念されており、直接的生産額では580億円、関連産業を含めると1420億円、直接的雇用では2万3000人、関連産業を含めると2万9000人へ影響するという試算が出ている。また、さとうきび生産へは197億円の影響が出ると試算しており、ＴＰＰ参加により糖価調整制度も関税扱いとなる可能性が高いことから、離島の農業が壊滅的な打撃を受けるのではないかと懸念しているとの答弁がありました。

次に、入域観光客数及び観光収入の平成23年度の目標をどう設定しているか、昨年10月からの羽田空港の国際化や今回の東北地方太平洋沖地震の影響はあるかとの質疑がありました。

これに対し、平成23年度の入域観光客数の目標は、全体で650万人、うち外国人観光客は40万人である。観光収入の目標は、1人当たり7万円、全体で4550億円に設定している。羽田空港の国際化や円高の影響により近隣アジア諸国等への出国者がふえており、沖縄観光への影響もあると聞いている。今回の地震は東北地方から首都圏まで広範囲に及ぶことから、その影響の分析には時間がかかるとの答弁がありました。

次に、県内高等学校及び大学の新規卒業者の直近の就職内定率や全国平均は幾らか、雇用対策事業を実施した効果はどこにあらわれているかとの質疑がありました。

これに対し、平成23年1月末現在の就職内定率は、県内高卒者が55.6%、全国平均が70.6%、県内大卒者が39.5%、全国平均が68.8%となっている。厳しい経済環境の中で失業率は前年度と比較して大きく改善していないが、就業者数は4年前と比較して2万5000人増加している。今後とも既存産業の拡大、新規産業の創出及び企業誘致を推進し雇用の確保に努めるとの答弁がありました。

次に、東部海浜開発事業の進捗状況、今後の手続きはどのようなものか、港湾計画の一部変更に対し、環境省から国土交通省に対し埋立面積の縮小を求めるなどの意見が出されたがどう考えるか、沖縄県地方港湾審議会のメンバーに沖縄市長が入っているが問題はないかとの質疑がありました。

これに対し、県は沖縄市が作成した土地利用計画見

直し案をもとに港湾計画変更の原案を作成し、昨年12月に開催した沖縄県地方港湾審議会において原案のとおり適当であるとの答申を受け、さらに去る3月3日に開催された国土交通省交通政策審議会港湾分科会のおおむね適当であるとの答申を受けたことから、今後、埋立免許等の変更手続等を進め来年度に工事再開ができるよう努めていく考えである。

また、計画変更に伴う緑地は、海浜緑地、外周緑地、野鳥園など約39ヘクタールであり、これらは各種根拠資料に基づき敷地面積が算定されていることから、計画どおり進めていくことにしており、工事に際しては、環境監視委員会等による専門家の指導助言を受けながら、可能な限り環境への負荷を小さくしていく考えである。

昨年12月に開催された沖縄県地方港湾審議会は、東部海浜開発事業だけがテーマではなく、また沖縄市長は、沖縄県地方港湾審議会設置条例第3条に基づく関係市町村を代表する者として出席したところであり、問題はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、浄水場における運転管理業務を民間に委託する目的及び主な内容は何か、どのような効果を期待しているか、他都道府県はどのような状況か、民間委託によってライフラインとしての役割が果たせなくなる不安はないか、どのような対策を講じているかとの質疑がありました。

これに対し、民間委託の目的は、将来の厳しい経営環境を見据え、経営の効率化による経営基盤の強化を図るため、企業局が定めた中長期組織ビジョンに基づき、平成22年度から平成30年度にかけて浄水場の運転管理業務を委託する計画になっている。

主な内容は、浄水場における平日の夜間及び土・日、祝祭日の運転管理業務を委託するもので、水量調整の運転操作、浄水処理に必要な薬品配合調整及び注入操作、配水池への送水操作、水質の定期的なチェック等である。

委託による効果としては、運転管理に要するコストの低減、交替制勤務がなくなることによるワーク・ライフ・バランスの観点からの職員負担の軽減、民間の管理ノウハウの活用等が挙げられる。全国で本県と同様な企業体が23団体あるが、そのうちの約8割に当たる19団体が民間への委託を実施している。

委託の公募に当たり、配置する総括責任者は、一定の資格を有する技術者を配置することが応募資格の要件となっており、専門的知識を持った者が委託業務を行うこととなっている。

また、委託時間帯における災害等の緊急事態に対

し、企業局職員が迅速に対応できるような緊急連絡体制を構築しており、受託者に対しても業務習熟訓練等を行うことにより、緊急時においても適切な対応ができるよう対策を講じているところである。

仮に浄水場で事故があり、用水供給事業がストップしたとしても、12時間程度は水を供給できる貯水池を有していることから、万が一の危機に対しても十分に対応できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、平成22年4月1日から導入された県立南部医療センター・こども医療センターにおける7対1看護体制の効果はどうか、県立中部病院への7対1看護体制の導入に向けて何名の看護師が必要となるか、課題等はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、7対1看護体制の導入後、県立南部医療センター・こども医療センターでは、看護師の超過勤務時間の減少や、有給休暇の取得が容易になるなど労働環境が改善されたことから看護師離職率が前年度に比べて6.7%減少し、経営面では1億8000万円から2億5000万円程度の改善が見込まれている。

県立中部病院への7対1看護体制の導入に向けて、新たに93名の看護師を採用する必要があり、産前・産後休暇、育児休暇及び病気休暇に対応する代替看護師の補充の仕組みの確立が課題であるとの答弁がありました。

次に、県立病院のあり方が検討される中、県立病院経営改善計画の実施状況はどうなっているか、医師確保に向けて後期臨床研修医の任用のあり方の改善が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、県立病院としては、地方公営企業法の全部適用の中での県立病院の体質強化を図るため、しっかりと県立病院経営改善計画を推進していきたい。現在、後期臨床研修医を臨時的任用職員として雇用しているが、今後、医師確保の観点から経営改善状況を見ながら任用のあり方の改善に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、生きる力をはぐくむのが教育の根幹であり、東北地方太平洋沖地震の被災者の皆さんにメッセージを送るべきではないか、未曾有の被害を受けた今回の地震への対応はどうなっているか、県内中学校から被災地の高等学校に受験した生徒や被災地の高校、大学に進学した県出身者の状況を把握しているか、被災地の児童生徒の受け入れ体制を早急に整備すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、被災者の皆さんへのお見舞いと亡くなられた方へのお悔やみを申し上げるとともに、今後、いろんな形で激励のメッセージを届けていきたい。

地震発生後、緊急に市町村教育長協議会を開催し、支援策を集約して今後の取り組みを検討しているところである。各学校に対しては、全体集会を開催して被災者への哀悼の意をあらわすこと、生徒たちが話し合って被害の深刻さを共有すること、避難経路等津波への危機対策を見直すことなどを文書通知した。また、修学旅行中に今回の地震に遭遇した19校に対しては、今回の旅行先での体験を踏まえて災害に対する対応を検討してもらいたいことをあわせて通知した。県内中学校から被災地の高等学校に受験した生徒や、被災地の高校、大学に進学した県出身者の状況については早急に調査したい。被災地の児童生徒の受け入れについては、阪神・淡路大震災の際に69名の児童生徒を受け入れた実績があり、しっかりと対応していきたいとの答弁がありました。

そのほか、不発弾処理促進費の増額の内容、自主財源確保のための新税導入の検討状況、島しょ型ゼロエミッションエネルギーシステム構築事業の内容、島しょ地域循環資源活用促進事業の内容、県庁における女性管理職の登用状況と課題、ひとり親世帯の状況と医療費の現物給付の可能性、児童虐待の状況、DV被害の状況、特別養護老人ホームの民間運営の可能性、ハンセン病療養施設への県の対応、自殺の状況と対策の内容、農家戸別所得補償制度の県内対象農家数、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業の内容、無電柱化推進事業の進捗状況と今後の計画、公共施設における耐震基準の概要、新石垣空港整備事業の進捗状況、今後の県道等の除草作業への取り組み、本県の水道施設の特徴と現状、全国の水道料金との比較、県立病院経営改善計画の実施状況、各県立病院の運営状況、胃がん予防検診の実施状況、児童生徒の不登校の状況、スクールカウンセラーへの相談状況、高等学校の合否基準見直しと進級規定のあり方、老朽校舎の状況と県立学校用地の購入計画、人事委員会における臨時的任用職の承認実態などについての質疑がありました。

なお、各部局等への審査の過程で8人の委員から計11項目にわたる質疑の保留があり、協議の結果、6人の委員から8項目について、3月18日に知事に対する総括質疑が行われました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち甲第1号議案については、共産党所属委員から修正案が提出され、採決の結果、可否同数で委員長裁決をもって可決されました。

修正案が可決されたことに伴い、修正議決した部分を除く原案について採決した結果、修正議決した部分

を除く部分は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第22号議案については、社民・護憲ネット所属委員から修正案が提出され、採決の結果、賛成多数をもって可決されました。

修正案が可決されたことに伴い、修正議決した部分を除く原案について採決した結果、修正議決した部分を除く部分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第12号議案、甲第16号議案及び甲第19号議案の3件については、採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第12号議案、甲第16号議案及び甲第19号議案の3件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案の18件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第21号議案については、改革の会所属委員から附帯決議が提出され、採決の結果、賛成多数をもって可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 ただいま議題となりました甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計予算」原案に賛成する立場から討論を行います。

平成23年度は、沖縄振興計画の総仕上げの年であり、かつ仲井眞県政2期目のスタートとなる予算となることから、これまでの成果を踏まえ沖縄の将来像を展望しつつ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた県づくりを進める上で重要な年であります。仲井眞知事におかれては、沖縄振興計画の基本姿勢の

と、自立型経済の構築や県民福祉の向上を図るため各種施策を積極的に推進する必要があると考えます。また、このことが知事公約の実現にもつながるものであります。

このような観点から平成23年度一般会計予算を見ますと、産業の振興、雇用の創出、離島振興及び医療・福祉の拡充など、知事の公約実現、県政の重要施策の推進に向け意欲にあふれた予算であると高く評価するものであります。

具体的に申しますと、まず産業の振興に關してであります。IT津梁パーク内に研修センターを整備する事業や沖縄国際航空物流ハブの活用推進を図る事業、国際線のチャーター便等への支援や外国人観光客への受け入れ体制の強化、農林水産業の振興として、大消費地において県産農産物のトップセールスを行う事業など積極的な予算措置がなされております。

また、「雇用の創出」に係る施策では、職場訓練や合同就職面接会の開催、新規卒者への個別支援の実施など、「離島振興」の分野では、定住条件の整備として航空運賃を低減する社会実験を行う事業のほか、新石垣空港や伊良部架橋の建設の推進などについて予算が措置されております。

さらに、「医療・福祉の充実」に関しては、引き続き病院事業会計の経営再建を支援するほか、医師等の研修のためのシミュレーションセンターの整備、認可外保育施設の給食費等の支援拡充や保育所の整備などについて、必要な予算が措置されております。

このほか、文化振興、教育、国際交流、人材育成など、さまざまな分野において必要な予算がきめ細かく措置されております。

さて、中城湾港（泡瀬地区）埋立事業についてですが、昭和63年に沖縄市が策定した東部海浜開発計画を契機に、再三にわたり沖縄市議会において事業の早期開発等に関する意見書が全会一致で採択されるなど、地元からの強い要請に基づき国及び県により進められている事業であります。

また、本事業は中部東海岸地域の活性化を図り、県土の均衡ある発展に資するとともに、新たな雇用の場を創出し本県における観光振興にも寄与する重要な事業であります。

さらに、本事業は新港地区の港湾整備に伴うしゅんせつ土砂を有効利用する経済的かつ合理的な事業であり、新港地区の企業誘致を進める上でも早急に事業を進める必要があります。

本事業に係る土地利用計画については、沖縄市が見直し案を作成しており、昨年8月に沖縄市長が沖縄担

当大臣へ同案について説明を行い、了承を得ております。

市案の作成に当たっては、市は、平成20年度から平成22年度にかけて、市民の意見や専門家の指導助言を踏まえて見直し作業を行ってきております。特に、「100人ワークショップ」や「100人委員会土地利用計画見直し部会」といった市民参画のもとで進められてきたことは重要であり、多くの市民が参加したことから、市の抱える課題解決と活力に満ちたまちづくりのためにみずから知恵を出し合い、かかわっていきこうという市民の意欲と東部海浜開発事業に対する大きな期待がうかがわれます。

このような過程を経て作成された見直し案は、市の最も優位な資源であるスポーツや文化芸能を最大限活用し、スポーツを中心とした商業や宿泊、海洋レジャーなどを展開するという「スポーツコンベンション拠点の形成」を開発コンセプトとした計画となっており、市の抱える課題の解決を図るものであります。

また、同案については、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに需要予測や施設規模が算出されており、これらの算出方法は根拠をもって整理され、経済的合理性を有するものと考えております。

環境面においても当初計画の第 区域を取りやめて、約半分の面積の96ヘクタールの計画としたことで、干潟全体の約98%が残され、環境への影響が軽減されております。さらに、これまで工事の実施に当たっては、学識経験者等で構成される「環境監視委員会」等の指導助言を踏まえ、万全の対策を講じながら慎重に行われてきたところであります。

県は、港湾計画の変更手続を行ったところであり、今後は、埋立免許の変更等の必要な手続を行い、来年度において工事を再開できるよう努めていくとしております。

以上のことから、本事業は、中部東海岸地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展のため、また、地元の高い要請にこたえるためにも今後とも推進していく必要があります。

このように、平成23年度一般会計予算を見渡してみますと、限られた財源を緊急かつ重要な施策・事業に重点的に配分されており、自立型経済の構築、県民福祉の向上及び経済対策の推進に意欲的な予算であると認識しております。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき、予算原案に賛成していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは、ただいま議題となりました甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計予算」に係る中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業に関連する修正案に対し、賛成討論を行います。

中城湾港泡瀬沖合埋め立て（東部海浜開発事業）をめくり事業への公金差しとめを求めた控訴審判決でも「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては未だに調査・検討が全く行われていない」などと指摘し、一審に続いて知事、市長に対し公金支出の差しとめを命じる事実上の工事ストップの司法判断が出た。採算性よりも工事実施が目的化していることを指摘、費用対効果のない工事実施の執行停止を改めて明確にした判決であるといえます。

泡瀬干潟は、南西諸島の中で最大級の干潟であり、国際的に重要な湿地の基準を満たしており、その保全是沖縄県だけの課題にとどまらず、日本がラムサール条約締結国としての責務を果たす上で極めて重要な意義を有している。沖縄市はこの判決で示している公共事業や工事実施ありきの姿勢を改め、沖縄の持続的発展に向けた環境の保全を中心に据えた県土の保全と創造にかじを切るべきであります。

さて、無駄な事業の中止を主張していた就任当時の前原沖縄担当大臣は東門市長との面談で、「巨額の投資をペイできなければ住民負担としてのしかかる」と述べ、投資効果の再検証を求めていた。ところが、沖縄市から4カ月おくれで提出された「土地利用計画の見直し案」に対し埋立面積が減ったこと、従来より厳しい需要予測になっていることなどを理由に「見直し案」を了承し、工事再開へのゴーサインを出したとしています。

国において経済効果の検証や生物多様性の極めて高い世界的な価値を有する泡瀬を埋め立ててしまう損失を費用対効果の中でどれほど検証しているのか甚だ疑わしく、普天間問題とのリンクが見え隠れいたします。国は県民に対し、検証事案を明確にし、透明性を持って「経済的合理性」の説明をすべきであります。そのことは県や市も同様にその説明責任を負う。見直した「沖縄市案」については大きな疑問が残ります。

まず、見直し案が住民への丁寧な説明なしに国へ要請されていることであります。事業再開への経済的合理性をどう払拭したのか、住民に明らかにされておりません。民主的な手続を逸脱した手法であり、不透明な手続と言わなければなりません。

2つ目は提案理由にも述べられているように、沖縄

県地方港湾審議会において当該事業の当事者である沖縄市長や関係するうるま市長を審議委員として審査を行い、中城湾港計画書一部変更を適当であるとして議決していることであります。審査会には、審査会における公平性や透明性を担保するためには事業利害者、関係者を除斥することは必要不可欠なことであり、当然の理であります。しかし、同審査会のこのような運営は不当であり認められるものではありません。賛成・反対の世論がありながら「事業推進ありき」とする審査会委員の選考や運営については今後厳しく見直すべきであります。

次に、見直した市案の内容においても過大な需要予測と未知数、不透明に基づくつじつま合わせの計画がさまざまな視点から指摘をされております。中部地域入域観光客数、沖縄市への立ち寄り客数、沖縄市における宿泊需要予測、マリーナ・小型船だまりの需要予測、土地利用や土地売却、企業進出の不透明さや希望的想定に基づく土地利用計画は市民や県民の理解を得ることはできません。

特に指摘をしておきたいところは「市財政への影響」についてであります。宮古島市のコースタルリゾート計画について触れておきたい。宮古島市・旧平良市においても総合的な海洋性レクリエーション基地（コースタルリゾート）の整備を目指したものである。アリーナ、ホテル、人工ビーチそのほかの施設を合わせた総合的な開発が始められた。1991年に総事業費350億円、埋立規模35ヘクタール、平成12年にはすべての施設が完成すると発表された。起債を重ね当然のように市の財政に大きな影響を与えていく中で埋立事業は完了いたしますが、しかし景気の低迷などが続き、土地の売却が思うに任せず、公債費は膨れ上がる一方でありました。2005年度決算では361億円の地方債残高となり、連結で実質収支比率32.1となり「財政再生団体」への転落を予想する者も出るなど極めて厳しい財政運営を強いられた。土地売却に多大な労力と時間と資金が費やされ、ようやく2007年に土地の売却が実現をしたが、その後続く不況の波に、売却された土地は今でも事業に着手できないでおります。世界的不況の今日、このような土地造成事業で自治体財政や市民・県民生活にどのような影響があるのか、見直し案はそのような疑問に何ひとつ答えておりません。

そして今回の3・11東北関東大震災における想定をはるかに超えた巨大地震と沿岸部を深くえぐるような巨大津波。それがもたらした国土破壊と失った人命の数、いまだに死亡者や行方不明者すら確定できず瓦れきの前に立ち尽くす人々。東北地方の未曾有の惨状に

目を奪われている中、関東周辺の埋め立て造成地域などでは液状化により都市機能が麻痺し、災害が大きく広がった。今回の巨大災害はこれらの沿岸地域における津波や地震災害にどのように備え、防災をしていくべきかを問うている。そのような視点から海域の埋め立てによる土地造成事業は妥当性を持たないものと考えます。

沖縄県の「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」の中で、「海岸災害」について、「地形的にサンゴ礁幅が狭いところや、沿岸域を埋立て沖合に展開した海岸部では、沖波が直接押し寄せるため、津波、高潮、波浪等による海岸災害に対して危険である。」とも記しております。世界にも誇れる貴重な生物多様性の海域まで埋め立て、過大な見積もりで公共事業を推進しようとする手法は県民の理解を得ることはできません。ここは一たん立ちどまり、今後の干潟の活用について県民的議論を起こすべきではないでしょうか。

泡瀬干潟の埋め立てを中止した後、どうするのか。埋め立て中止の後、自然再生推進法に基づき干潟を再生をさせ、ラムサール条約登録湿地に指定をさせて、自然との共生の場、エコツーリズムの拠点として沖縄観光の目玉にしていく。再生推進法に基づいた自然再生協議会を設置し、泡瀬干潟再生プランを導入する。地元建設業が受注でき、かつ環境・景観に配慮した自然再生の事業を推進する。囲まれた護岸の一部を早急に撤去し、内部と外界の海水が入れかえできるようにすること。周辺陸側の護岸を親水性護岸につくりかえる。泡瀬干潟は海草藻場やサンゴ礁が極めて発達した場所でもあり、それらを観察するための小型船が発着できる桟橋を造成をする。周辺護岸近くに干潟や自然博物館、野鳥観察センターを建設をし、生物多様性にあふれる泡瀬干潟の魅力を多くの県民や観光客に観察し触れ合ってもらう空間として、また沖縄のエコツーリズムの拠点としてよみがえらせることができるのではないかと考えております。このことが自然環境を保全し、沖縄の持続的発展に資するものと考えます。

このような提案を加えて「平成23年度沖縄県一般会計予算」、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業に係る修正案についての賛成討論といたします。

議員の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 私は、日本共産党県議団を代表して、甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計予算」の修正案に賛成し、原案に反対する討論を行います。

県は、泡瀬干潟の埋立事業を再開しようとしていま

すが、本修正案は、泡瀬干潟の埋立事業の5億3000万円の予算を削除するものです。

泡瀬干潟の埋め立ては、巨額の税金をつぎ込む埋立事業の経済効果について、裁判で「埋立事業に経済的合理性はない。事業に公金は支出するな」と一審判決が出され、さらに2009年の控訴審判決では「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて相当程度に手がたい検証を必要とする」と指摘されました。

2010年7月の沖縄市の新たな土地利用見直し案は、前原前沖縄担当大臣が承認をして泡瀬埋立事業は再開されようとしています。昨年12月、我が党の追及に対して内閣府沖縄振興局は、「沖縄市の推計の仕方は、統計学的なレベルまで達していないかも知れないが、ひとつの指標になる」と回答しています。これは、「何度も検証して合理性がある」と言ってきた政府が、統計学的なレベルにはないと認めざるを得ないほどのずさんなものです。入域観光客数や宿泊需要の予測数も過大な推計を行い、埋め立てありきでつくられたもので見直しをすべきです。

沖縄県地方港湾審議会は、事業の当事者である沖縄市長やうるま市長を審議会の委員にして審議に参加させ、沖縄市の見直し案を適当と議決していることも不当であり、到底県民の納得は得られません。

また、泡瀬干潟は、ラムサール条約登録の世界的基準の4つを満たす国際的にも貴重な生物多様性の宝庫であり、2010年9月に環境省がラムサール条約登録の候補地に指定しました。昨年の生物多様性条約締約国会議では、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献する……」ことを使命として確認されています。沖縄県も泡瀬干潟には128種類の絶滅危惧種が生息していることを公表しているように、泡瀬干潟の埋立事業は世界に誇る生物多様性の宝庫を破壊してしまうものです。

我が党は一貫して泡瀬埋立事業を中止することを求めてきました。経済的合理性の根拠もない、環境破壊の無責任な埋立事業は中止し、5億3000万円の泡瀬埋め立てのための予算を削除して、暮らし、福祉に充てるべきです。

全国では、自然破壊の大型公共工事ではなく、壊された自然を再生する公共事業への転換が大きく前進し

ています。自然再生推進法のもと、環境省、国交省、農水省の3者による自然再生基本方針が策定され、2005年から4年間でも自然再生のための事業が全国21カ所で行われています。例えば、静岡県「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」は、地域のNPOなどの民間団体や行政を含む63団体が構成員となって再生事業に取り組んでいます。事業内容は、洪水防止対策として造成された麻機遊水地において、もとの麻機沼における植物の回復等自然環境を保全・再生する事業です。泡瀬干潟の埋め立てはきっぱりやめて自然再生のための新たな干潟の再生事業を行い、泡瀬干潟のラムサール条約への登録を目指すべきです。

次に、修正部分以外の原案について我が党の見解を述べます。

「平成23年度沖縄県一般会計予算」には、日本共産党県議団が求めてきた学校の臨時教員の本採用に向けて、小学校で141人増の250人、中学校で67人増の108人の採用と、採用試験の年齢制限を45歳に広げ、年齢撤廃を目指すことは前進であります。県立病院の7対1看護師定数の導入、国保税の滞納世帯で18歳まで国保証の交付、学童クラブの補助額を国基準に引き上げ、住宅リフォームの実施、学校給食での琉球漆器の活用など、県民要求の予算計上は前進面であり、さらなる拡充を求めるものです。

国の政治は、政権交代をした民主党政権が自民・公明政権と変わらない大企業や財界優遇の2兆円の法人税の引き下げと、その穴埋めを国民に押しつける増税と負担増、構造改革路線、米軍への思いやり予算を続けています。国の医療や介護の負担増、福祉切り捨ての政治から県民の暮らしを守り、福祉の増進を図るのが沖縄県政の役割です。ところが、一般会計予算は、福祉を削り、貧困と格差を広げる構造改革路線、税金の無駄遣いと環境破壊の大型埋立事業を継続し、県民の暮らし、福祉、医療、教育を重視した予算にはなっていません。

ことし4月から国民年金、厚生年金の引き下げ、児童扶養手当の引き下げ、協会健保の保険料率の引き上げ、電気、ガス、食品などが値上げされます。福祉も雇用も壊され、塗炭の苦しみにある県民の暮らしにさらに負担がのしかかってきます。

ことし3月に卒業して就職が内定している高校生は68.5%、大学生は43.9%、3400人の若者が学校を卒業してもすぐに仕事につけない状況にあり、経済的理由で年間500人が大学を休学・退学するなど、若者の希望をなくしてしまう耐えがたい現状です。

倒産、失業、低所得者が加入している全世帯の4

割、25万余の世帯が国保に加入しています。国保世帯の平均所得は全国75万5000円に比べ沖縄県では38万7000円です。国保世帯の2割、5万世帯が高過ぎる国保税を払えず滞納し、2万5556世帯が短期保険証さえも持っていません。75歳以上の後期高齢者保険料も約2割の5678人が滞納となっています。病気になっても医療費がなくぎりぎりまで我慢をして、医者に行くことができない、手おくれになる深刻な事態が起っています。

委員会質疑では、国保税を引き下げのための市町村への繰り入れを求めましたが、財政が厳しいからできないという答弁でした。政府は、市町村単位で行っている国保制度を都道府県単位の広域化をしようとしています。現在、県内の各市町村は一般会計から国保会計に75億円の繰り入れ、繰上充用金で85億円の合計161億円を補てんしています。厚労省が通知している国保の広域化は、1、保険料の引き上げ、2、収納率の向上、3、医療費適正化の推進で早期に赤字を解消するということものです。赤字分を保険料で徴収すると1人当たり約3万円、4人家族で12万円の増額となります。収納率向上のために強制差し押さえが強化され、医療費の適正化の名で病院の治療が制限されるおそれも危惧されます。広域化を強行すれば県民の医療を守ることはできません。24%まで減らしてきた国の負担金をもとの50%に引き上げることこそ求めるべきです。

100歳の長寿を祝う祝い金は昨年まで実施されてきました。廃止の撤回を求めても廃止方針は変わらないという答弁です。戦前・戦中の苦難を生き抜いて、戦後の沖縄の復興を支えてこられたお年寄りを敬い、長寿県の沖縄でこそ継続・拡充が求められます。

子供医療費を中学卒業まで入院費を無料にするのに那覇市が841万円で実施できたのだから、県の半額負担400万円で実施できます。全県で実施しても1600万円ぐらいで可能ではないかと提案してもすぐに実施をするという答弁はありませんでした。

待機児童の解消に10カ所の保育所増設では足りません。ことし2月時点で那覇市では876人、浦添市では1122人で、待機児童は4月時点の四、五倍に膨れ上がり、保育所増設計画はとても間に合いません。母子・父子家庭の医療費の窓口負担をなくして、子供が病気になってもお金の心配をしないで医者にかかるようにと要求してもできないと冷たい答弁でした。ほかにも福祉や教育で幾つも改善・拡充を求めましたが、財政が厳しいなどという答弁でした。

それでは、県政が重視して行っている事業は何で

しょうか。

1点目に、カジノに1288万8000円の調査予算を計上しています。これまで4288万4000円のカジノ予算を支出していますが、カジノは刑法で禁止されている賭博、ギャンブルです。違法行為のギャンブル調査でラスベガスの賭博場に行くのに県民の税金・公金を支出することができるのでしょうか。依存症も1%しか発症しないという答弁ですが、県の調査報告書に6%、韓国などアジア人は8%という調査結果もあります。県民を愚民にすると経済界の重鎮が発言し、世界の暴力団が入り込んでくるとや、性産業がはびこることも危惧されるカジノは、百害あって一利なしです。

中城湾港特別自由貿易地域には、特別会計において11億4692万1000円の土地売り払い収入が計上されています。ところが、民間の買い手がないことを想定して、一般会計の情報産業振興費として4億3387万5000円で県が土地を購入する予算となっています。総額555億1000万円の借金をして、利子の107億3000万円を合わせて昭和58年から返済を続け、平成39年まであと17年間かけて約200億円の借金を返済しなければなりません。民間に土地が売れなければ県が買い取っていくことを延々と続けていく、過大な需要予測を立てた埋立事業の破綻は明らかです。

那覇港国際ハブ港湾計画でもトランシップ貨物はゼロという無駄遣いの大型開発は見直しをすべきです。

県道港川道路の8億6000万の予算のうち、キャンプ・キンザー米軍基地内の2カ所のゲート建設などに沖縄県が3000万を支出しようとしています。河川事業費のうち、北谷町にある白比川の河川改修工事で、1000万円の工事予算となっていますが、米軍が一部返還地内の倉庫などの移転建設を要求して工事が進まないため、約500万円で設計の見直しを検討せざるを得ない状況となっています。米軍基地の一部の返還を求めたら、老朽化した施設などの移転建設を要求され、県は、国内法の補償と同じだといって米軍の要求に従おうとしています。米軍基地の負担軽減と言っている県が米軍の言うままに日米地位協定でも負担義務のない経費を負担しようとしています。日米地位協定では、米軍基地の返還のときは、基地内の既存の施設に日本国は何らの補償義務はないと規定しています。沖縄県が義務のない米軍施設建設に費用負担をすることは米軍への第二の思いやり予算であり、到底認められるものではありません。

米軍への思いやり予算をやめて東日本大震災の被災者の苦難に思いを寄せ、救援・復興に回すべきです。福祉と防災に強い都市づくりに財政配分すべきです。

日本共産党県議団は、県民の苦難軽減のための福祉、暮らしを守るために、経済的合理性のない税金の無駄遣いの泡瀬干潟などの埋立事業をやめ、県民の暮らし、医療、教育、福祉を守る予算にすることを求めて、修正案に賛成し、原案に反対する討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 討論の途中ではありますが、時間の都合もありますので、残りの討論は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き討論を続行いたします。

甲第22号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 私は、自由民主党を代表いたしまして甲第22号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」原案に賛成し、修正案に反対する立場から討論を行います。

水道事業は、県民生活の安定向上や経済活動の活性化を支える上で必要不可欠な事業で、ライフラインとして重要な役割を果たしております。

水道事業の運営に当たっては、安全で良質な水道水を安い価格で安定的に供給し、もって県民福祉の向上を図ることが肝要であり、平成23年度予算においてもこのような趣旨が反映されたものとなっております。

具体的には、まず、安定給水を図るための水源開発、水道施設の建設、老朽化施設の改良・修繕などの事業、次に、安全で良質な水道水を供給するための水質管理の充実や高度浄水処理施設の整備などの事業、そして、行財政改革を推進し経営基盤を強化することを目的とした新石川浄水場運転管理業務の民間委託などの事業が当初予算に盛り込まれております。

なお、先般、同僚議員とともに昨年度民間委託された名護浄水場の休日における運転管理業務の実施状況を視察してまいりましたが、そこで働く受託業者職員は運転管理業務に対し自信と誇りを持って働いております。また、受託業務を遂行するための資格の取得や運転管理業務に従事する職員の育成などについても会社として積極的に取り組んでいるとの説明がありました。

このような受託業者の頑張っている状況を見てもわ

かるように、名護浄水場では安心・安全な水道水の安定供給が適切に行われており、安全性・安定性が民間委託により何ら損なわれるものでないことは明らかであります。また、県内企業の育成、雇用創出にもつながることから、高く評価をするものであります。

これら事業は、まさに地方公営企業の経営の基本方針である企業の経済性の発揮と県民福祉の向上に基づいたものにほかなりません。

企業局では、行財政改革の推進を目的として第7次の経営健全化に取り組んだ結果、約10億円もの経費を節減しており、平成5年以降水道料金の値上げは行われておりません。

本来、地方公営企業である水道事業については、独立採算制での事業運営を基本として県民負担の抑制を図る観点からも不断の経営努力が最も求められており、行財政改革の推進が重要な課題となっております。平成23年度予算案も第8次沖縄県企業局経営計画に基づき、県民視点からの行財政改革の推進、すなわち県民負担をできるだけ抑制していくための施策が盛り込まれております。

このように「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」案は、行財政改革を積極的に実施し、企業局の経営の健全性を確保することにより、安全で良質な水を安い価格で安定的に供給するための施策を盛り込んだものとなっており、県民福祉の向上に資するものと考えております。

県民の福祉向上のために日夜、粉骨砕身頑張っている県議の皆さん、県民の負担となる水道料金を抑制するためにも県民の目線に立って、原案どおり可決していただきますようお願いを申し上げまして、原案に賛成、修正案に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 私は、甲第22号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」に対する修正案に賛成をし、原案に反対する立場で討論をいたします。

今、国民は東日本大震災に直面をし、被災者の支援・救援に当たっております。その中において、特に国民生活のライフラインとして人間の命に欠かせない大切な水道も大震災の影響で危機的な状況にあります。水道が寸断をされ、被災者に供給できない状況にあり、その上原発による放射能の汚染が遠く東京23区、茨城、千葉にも広がり深刻な事態となっております。

今こそ全国の水道事業管理者である自治体がみずか

らの供給体制を万全に確立をし、支援体制を整えることが緊急的な課題だと私は思います。

さて今回、企業局は、業務を民間委託しないと赤字経営になり水道料金を上げることになり、県民負担が大きくなると叫んでおります。

企業局の試算で全浄水場の5カ所を委託すると、69名の削減で1億2000万円の費用節減効果があると述べております。一方、企業局職員組合が1年かけて討議をしました組織再編強化プランでは、現在の直営を維持しながらも18名の職員の削減で1億3000万円の費用削減効果が出ると試算をしております。もちろん毎年の委託料の支出はありません。明らかに組合側の試算のほうが節減効果があり、企業局が掲げる民間委託による効率化の論理はもはや崩れます。組合の再編強化プランにも劣るような内容で料金値上げをちらつかされては、県民はたまったものではありません。

運転管理は、経験と技術が極めて重要だと言われております。緊急時の漏水事故は昼夜を問わず発生をし、おくれればおくれるほど事態は深刻に甚大な事故へとつながっていくと言われております。今回の業務委託時間は1日24時間のうち3分の2を占めます。これに土・日を含めると、年間業務総時間の76%を委託業者が請け負うことになるのであります。

このような中で、起こり得る危機管理について果たしてどれだけ議論をしたのか。委員会では、その危機の想定についての議論の経過が全く見えず、県民に何ら公開することなく公営水道の管理を外部にゆだねることが決められたのであります。

3年ごとに受注企業が変わることを想定をして、技術の継承がどのように確保できるのか、委託会社の従業員の身分、賃金、労働条件は、夜間・休日という過酷な業務に耐え得るような保障があるのか、委託すれば安上がりという考えでコスト計算をされ、競争入札を求められる中で、従業員が低賃金で働かされた場合、その定着率は当然悪くなり、安全・安定な水道供給体制に影響が出ないとも限りません。せめて公契約条例を制定をして、民間で働く労働者の雇用と身分を守っていくことが行政当局の果たすべき役割であり、それこそが真の意味で民間を育てるということではないでしょうか。

ある企業局の元職員から運転管理の安易な委託を危惧する声が寄せられております。この方は、戦後の水道、北部に水源が集中する沖縄の地勢とそのための水供給の難しさ、米軍による油の垂れ流し等を経験をし、県民の命の水を守り続けた人であります。県民の命の水、企業局職員が運転管理やメンテナンス、複数

の浄水処理場を経験をし、守り続けてきた技術の継承がまさに一朝一夕ではないことを強く訴え、話されておりました。

ことしの冒頭、片山総務大臣は、人件費削減、定数削減を大義名分とする民間委託、指定管理者制度が自治体で横行していることに触れ、コスト偏重主義は住民サービスを低下させると異例の発言をしました。

小泉構造改革路線は、国民に痛みを押しつけ我慢しろと、次々と社会保障費をなで切りにし、高齢者、弱者を切り捨てる政治を強行しました。そして、年収200万円以下の臨時・非常勤を大量に生み出し、日本の格差社会をつくり上げました。その中で、官庁も経営の効率化を名目に委託化、指定管理者制度を進め、特に医療、保育現場で定数削減、低賃金、劣悪な労働条件の臨時・非常勤職員の官製ワーキングプアを発生させました。そして、一義的であるはずの住民サービスを忘れたのであります。

私たちは、県政においてこの政治の誤りを正してくれと県民から託され、与野党逆転が起こったと理解をしております。しかし、なおこの仲井眞県政においては、自公の政治路線が遂行されていると言わざるを得ません。県民のライフライン、命の水である水道事業にまでこのようなコスト論を持ち出し、県民の安全をコストで片づけようとする姿勢は、県民の安全を軽視する態度と言わなければなりません。政権交代や県議会の与野党逆転の意義は何だったのか問われております。

期待したはずの政権の中で、政治の根幹をなす国民生活の安心・安全は遠のくばかりです。ここで初心に戻り、自公政治と明確に決別をし、国民・県民目線の政治に立脚することが政治の信頼を取り戻すことになると考えます。

したがって、安心・安全な水道を県民に提供するために、直営堅持の立場から修正案への賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 甲第22号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」について、原案に賛成し、修正案に反対する立場から討論を行います。

企業局水道事業は、県民に対して安全な水を安い価格で安定的に供給することが大きな使命であり、責任であります。その使命を果たすために企業局は、局長初め職員の協力のもと日々の仕事に努めております。

企業局は、その責任を果たすために経営健全化計画

を策定し、民間委託や事務事業見直し等による人件費の縮減を初め各種経費を削減し、県民の負担つまり料金の値上げ抑制にも努めてきました。このことは、当然のこととはいえ、企業局の経営が悪くなれば議会から追及され、さらに経営を改善しよくすれば別の視点から指摘を受ける。私は、企業局の頑張りに敬意と評価をするものでございます。

しかしながら、平成23年度予算につきましては、大保ダムや新石川浄水場などの施設整備の進展に伴う減価償却費やダム維持管理負担金の増大等により約5億円の赤字となっており、平成24年度以降も赤字が続くことが予想されます。

企業局では、このような厳しい経営状況に適切に対処し、県民に対し安全な水を安い価格で安定的に供給していくために引き続き民間委託や適正な定員管理などの経営効率化による経営基盤の強化を図るなど、できる限り料金値上げによる県民負担を抑制する施策を推進しているわけであります。

浄水場運転管理の委託につきましては、一定の経費節減が見込まれることから、全国的にも早い地域では昭和53年度から導入され、現在では19府県によって民間委託が進められております。

我が沖縄県の企業局においても長年にわたり各県の実況、成果を学び、そして企業局の経営の課題、施設整備の実況や職員の体制、さらには収支などさまざまな角度から検討がなされ、浄水場運転管理業務の民間委託の計画書をつくり、昨平成22年度、名護浄水場の民間委託がスタートしたわけであります。

昨年の名護浄水場の委託導入時には、今回のような民間委託の是非やあるいは予算の修正、そのような議論はなかったものと記憶しており、名護浄水場は、この1年間、特段問題もなく民間委託が行われており、この1年間に1600万円余りの経費の節減の実績をつくった今、なぜ民間委託の議論が取り上げられているのか非常に疑問であります。この問題は、本来であれば昨年の名護浄水場の民間委託のときに県議会でさまざまな議論があつてしかるべきでございました。

企業局は、特に民間委託については、経営改善による県民負担の軽減を主な目的とするもので、委託については、安全性や安定性の確保が最重要課題であり、委託業者に対し厳しい要件を設定する、施設整備等により水道システムを強化する、既に委託を実施している他府県において安全性や安定性に問題がないことなどから導入され、平成22年度から委託した名護浄水場においても成果をおさめているものであります。

企業局は、平成22年度に策定した「中長期組織ビジョン」に基づき計画的に浄水場運転業務の委託を実施することによる累積の経費節減効果は平成31年度に約8億1000万円になり、また、委託に伴い余剰となる職員の一部を維持管理業務に振り向けるなど管理体制の強化を図り、今後の重要課題である老朽化施設の修繕や改良、あるいは施設の耐震化、災害に強い施設づくりを強化していくこととしております。

平成31年度以降、毎年1億4800万円の経費が節減されることもこの民間委託の大きなメリットであり、県民負担を軽減するために企業局を挙げての取り組みも高く評価するものであります。

全水道沖縄県企業局水道労働組合も県企業局の組織再編・強化プランを示しており、組合としてみずから職場の改善に意欲を示していることについて評価するものであります。

ここで企業局と組合の経費節減効果を比較してみますと、企業局の「中長期組織ビジョン」は、削減職員数を69名とし、経費節減額は年間1億4800万円であるのに対し、組合のプランは結果的に削減職員数は7名、経費削減は5359万円にとどまり、かつ企業局のビジョンは職員を69名削減するものの、その分69名をそのまま民間に委託し結果的に人員を減らさず、職員の人件費と民間委託による人件費の差額で大幅にコストを削減する行財政改革であります。

組合の削減案では、次長廃止分4名、既に名護が委託されており、24時間企業局職員による運転管理にするためにはその分7名を増員する必要があるわけであります。

また、企業局は職員の一部を維持管理業務に振り向ける対応を行い、企業局全体の体制強化を図ることとしております。

安全性の問題について組合は、2007年北海道北見市の事例によって危惧をしておりますけれども、この北見市の事例の「北見市水道水の断水に関する原因技術調査委員会報告書」が手元にございます。これは、北海道の北見工業大学名誉教授を初め専門家の方々による事故の検証でありますけれども……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○照屋 守之君 組合の資料によりますと、浄化槽の運転管理委託のリスクについて、2007年6月23日に北海道の北見市において約5万9000世帯に影響を与えた

大規模断水事故が発生しました。北見市の水道事業は、事故の原因となった浄水場の運転管理は2002年から民間委託にされています。大規模断水事故と民間委託の関係を明確に証明することは難しいですが、ともあれこの事故は委託化してから起こったという事実は否定できないでしょうというくだりがございます。

あたかもこのような形で民間委託によってこのような事故が起こったというふうなニュアンスでとらえられておりますけれども、この事故調査報告書によりますと、主な水道の断水発生及び長期化した理由について、6月23日から始まった1回目の水道断水の主な発生原因は、局地的な豪雨に伴って複数の支川から本川に流出した泥流が本川水を異常に高濁化させ、それが長時間にわたって取水口に押し寄せたことであり自然災害であるとの説が一方ではあったようでございます。ところが、この委員会の報告書によりますと、真の原因は、今回高濁水の流入があることについては、あらかじめ認識していたため導入流量を絞るなどの対応をしていたものの、異常に高い濁度が急速に発生したため、また、給水停止についてはできる限り避けなければならないとの判断からそれを取水し導水したものである。その結果、やがて処理に破綻を来してしまい、取水停止、処理停止、配水及び送水停止、配水池が空になって断水。今回のような場合、適当なところで取水を停止して処理不能な高濁水が通過するのを待つべきであったというふうな報告書がございます。

さらにまた、濁水を浄水場へ引き込んだ原因として、原水濁度が上限値に達した時点、委託職員から連絡を受けた市の職員が浄水場へ駆けつけた時点で取水停止を判断したならば浄水場の汚染が食いとめられた。しかし、当時の状況が余りにも現実離れしており、市職員としてもプレッシャーと相まって冷静な判断ができなかったものと思われる。このような報告書があるわけであります。

つまり北見市の場合、川から原水を直接浄水場へ引き込み、浄水場できれいな水処理を行って供給するシステムをとっているわけでございます。ところが、このように大雨の災害等で川の水が汚れているにもかかわらず取水をやめることもできずに浄水場に入り、水処理もうまくいかずに結局水の供給停止、つまり断水に至ったわけであります。

ですから、この事故の要因は民間委託でも何でもなくて、この報告書によると1行も民間委託による云々というものはないわけでございます。つまり北見市の場合、原水調整池の整備やあるいは水道用水池の拡充、そのようなことが行われていればこのような非常

時にも対応できたわけでございます。

この報告書の中でも、課題及び提言の中で施設の拡充のテーマで「市としては、浄水前あるいは後の水を貯留する施設、いわゆる原水調整池や配水池の建設拡充を図るべき」と明確に記されているわけでございます。ですから、北見市の断水の要因は、民間委託が原因でないことは明らかでございます。その証拠に北見市では、現在でも民間委託による運転管理が行われているわけでございます。もし、北見市の断水が浄水場の民間委託の責任であれば、引き続き民間委託は行われないはずでございます。

私ども沖縄県の企業局は、このようなトラブル防止のために企業局全体で約16万立方メートルの原水の調整池があり、平成21年度1日平均給水量に対して約9時間分の原水を確保できることや、企業局全体で約36万立方メートルの配水池があり、平成21年度1日平均給水量に対して約21時間分の水道水を確保することができるわけでございます。また、各浄水場間で相互融通するための管路の整備など非常時における水道用水の安定供給体制が整備されております。私どもの企業局は、このように北見市の断水の要因もしっかりととらえて、非常時における原水や水道水の確保に万全の体制で取り組んでいることを改めて高く評価するものであります。

今回、民間委託を予定している新石川浄水場系統で約6万6000立方メートルの配水容量があり、平成21年度の石川浄水場1日平均給水量約12万立方メートルに対し約14時間分の水道水を確保できること、また、新石川浄水場と北谷浄水場との総合融通連絡管により北谷浄水場から1日当たり約4万立方メートルの応援給水が可能であることから、非常事態においても県民に安心・安全な水を供給できる体制になっております。このことは、企業局が絶えず県民の命のもとである水の供給に対してあらゆる角度から対応しているものであり、このことも評価するものであります。

全国の民間委託は、宮城県、埼玉県が平成2年度から運転管理及び維持管理など全面委託を行い、運転管理は栃木県、福井県、静岡県など11県が全日委託、そして土・日、夜間委託は群馬県、滋賀県、京都府、広島県、沖縄県が平成22年度からスタートしており、全国的にも大きな成果を上げており、引き続き経営改善、県民負担の軽減のためにも推進する必要があります。また、運転管理の民間委託は名護市、宜野座村、金武町、宮古島市、南部水道事業団など県内各市町村でも積極的に導入されているわけでございます。

さて、私は、これまで企業局の取り組みについて評

価も含めて述べてきましたけれども、企業局長初め職員が取り組んできた行財政改革の努力、成果を認め、評価し、むしろそのことを多くの県民に知らせるべきだと考えております。

冒頭にも申し上げましたけれども、企業局を取り巻く経営環境は厳しく、平成23年度当初予算は約5億円の赤字、そして平成24年度当初予算も赤字が見込まれるなどここ数年赤字が続くことになり、このままの状態が続くと平成25年度から水道料金値上げの議論を始める時期が予想されます。

今回、土・日や夜間業務を民間に委託することは、県職員を過重な負担業務から解放し、より高いレベルでの県民のための企業局の経営、そのために県職員にはその能力を大きく発揮していただきたいのでございます。

行財政改革による県民の負担軽減や県民サービスの財源づくりや行政運営は、今とめるわけにはいきません。このことは、県行政、そして企業局、そして我々県民の代表である県議会議員に課せられた大きな責任でもございます。そのことが真に県民から信頼される行政や議会につながっていくわけでございます。

以上、甲第22号議案について、予算原案に賛成し、修正案に反対する立場から討論を行いました。

御賛同よろしくをお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました甲第22号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」に対する修正案に賛成し、原案に反対する討論を行います。

東日本大震災の被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。亡くなられました方々には心より哀悼の意を表するものです。

さて、東日本大震災の現状は、水道は、国民生活のライフラインとして人間の命に欠かせない大切な公共事業であることが改めて認識されました。

地震と津波による原子力発電の被災状況とその後の対応は、民間企業に国民のライフラインの大切な事業を任せることの問題点、情報公開、企業利益を優先することの危険性を示しているのではないのでしょうか。

「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適切かつ合理的な使用」に努めなければならないと水道法は規定しております。そういう面で、大事な県民の命の水を

管理運営する水道事業は、公営で直営による運営で行われるべきであります。

地方自治体の本来の仕事は、地方自治法に明記されているように「住民の福祉の増進」にあります。仲井眞県政は、これまでの構造改革路線、市場万能主義路線をそのまま追従し、行財政改革の名のもとに、県民にとって大切な水道事業の管理運営の民間委託を強行することはやめるべきであります。

水道の根幹をなす上水道の夜間・休日の運転管理外部委託を初め水処理を行う浄水課と機械や施設の維持管理を行う施設管理課を統合し、新たに浄水管理班を設置するという水道局の計画では、それに伴い今後10年間で職員数を70名削減するという沖縄県企業局の組織・業務のあり方を根本から変える内容となっています。

浄水場運転管理の夜間・休日委託の内容は、平日、月曜日から金曜日は17時から朝9時までを夜間委託し、土曜日、日曜日、祝祭日の休日は24時間委託するというものです。ダム水や河川水を飲み水にするために、浄水場の運転管理は24時間絶え間なく機器管理や水質検査を行う必要があります、そのためには職員の技術力が不可欠であります。マニュアルを見てやればだれでもすぐにできるというものでは決してありません。水道事業は、安心・安全な事業の確保が必要です。水の化学分析ができる経験が蓄積された専門家は民間企業に何名いるでしょうか。現在の企業局でも水の化学分析のできる専門家が不足しているのではないのでしょうか。

県民へ24時間絶えず安全・安心に水を供給できるのは、職員が24時間3交代の勤務体制で浄水場の運転管理を行っているからであります。そこで働く職員のその自覚、直営による責任を負った対応が私どもは大変大事ではないかと考えております。

河川水・ダム水から飲み水をつくるためには相当の技術力が必要で、水道労働者はその技術を諸先輩方から継承されながら業務を行ってきております。浄水場の夜間・休日委託が進んでいくと、これまで蓄積してきた技術をしっかりと継承することに不安が出るおそれがあるのではないのでしょうか。民間委託の場合に企業が利益を出すためには、労働者の賃金を抑えて利益を上げるという仕組みが一般的ではないのでしょうか。運転管理業務の委託化が進むと労働者の働く状況、低賃金で働かされる労働者が生み出される場合は、これらの技術を定着することができずに不十分な形になるおそれもあるのではないのでしょうか。そういう面で、私どもは、そうなれば県民に対する安全で安定的

な水道水の供給体制を維持できなくなることが起こるのではないかと危惧するものであります。

本来上水道は、水道法第6条の定めにより経営単位は市町村ごと、経営主体は公営、経営手法は直営方式が原則であります。県民の命の水を安全・安心・安定的に供給している現在の直営による管理運営、浄水場の運転管理初め水道施設の運転管理は現在の直営体制で行うべきであり、民間委託は行うべきではありません。

ところで、東日本大震災の状況に示されるように、「官から民へ」という公的責任を放棄することにつながる地方自治体の住民の暮らしを守る公的な仕事を民間企業の利益の対象にした新自由主義的構造改革、三位一体改革路線は、自治体合併の強行、公務員の削減によって住民の命と暮らし、福祉を守る自治体の役割を困難にしています。

その自治体の直接的な公的な責任を放棄することになる民間委託や指定管理者制度などは、自治体の民営化を促進する新自由主義的構造改革路線は、2003年1月に財界で「活力と魅力溢れる日本をめざして」という提案が行われました。これは市場経済のグローバル化の進展のもとに、日本の財界が90年代に入って国内で生産したものを海外に輸出して利潤を蓄積していく輸出主導型から、日本の多国籍企業が世界各地で生産したものを全世界に売って利潤を蓄積していく多国籍企業主導型への構造転換にふさわしい政治・経済の構造改革を経団連は求めました。この財界要求にこたえるべく当時の小泉内閣は、国民に過酷な痛みを耐えることを求める新自由主義的構造改革路線を進めました。

新自由主義的構造改革は、さまざまな社会的不平等を是正するための保護と規制などによって、人間として最低限の文化的生活を保障しようとする日本国憲法第25条を基軸とする社会保障、労働者保護を目指した福祉国家・社会の構造を破壊・解体し、市場原理と能力主義的自由競争を基軸とする国家・社会にすることによって、強者と弱者との間の格差、不公正な社会関係を一層拡大してきました。

福祉や教育などの社会保障機能は、財源の手当のないまま地方に押しつける「三位一体の改革」という形で自治体を激しく翻弄してきました。国から責任だけを押しつけられた自治体は、勢い、コスト削減を第一にした自治体経営に走ることになりました。

不況と経済危機が進行する中、構造改革路線、弱肉強食の市場万能主義の路線が強行され、貧困と格差が広がり、国民の暮らしは耐えがたいものになり、また

安全も脅かされています。

構造改革の「三位一体の改革」による行政の民間委託、指定管理者制度の「官から民へ」の行政自治体の公的な役割と責任を放棄することにつながる手法は公的なサービスを保障することができないと、民間委託や指定管理者制度の見直しも行われてまいりました。先ほど他の議員からもありましたけれども、例えば指定管理者制度については政府から見直しの通達も出されています。

総務省は、「指定管理者制度の運用について」、地方自治体に対して2010年12月28日付で「様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、（中略）改めて制度の適切な運用に努められるよう、（中略）助言します。」とする通知を出しました。改めて指定管理者制度の廃止を含む抜本的な見直し「公の施設」の管理運営のあり方を地方自治体の本旨に立ち返って全面的に見直し、改善することが今緊急の課題となって求められています。

自公政権が小泉改革の「三位一体の改革」の新自由主義的構造改革路線の「官から民へ」のこの政策のもとで、「公の施設」の管理運営を営利企業に任せられるように2003年6月に地方自治法を改正し導入された制度です。水道の民間委託は2002年に法改正が行われておりますが、企業参入によって突然の撤退や経営破綻など施設の管理運営の安定性を犠牲にするだけでなく、公有財産の独占的利用で金もうけをし、公正性・公平性を犠牲にすること、コスト削減が優先され、指定期間及び公募原則によって労働者の有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからワーキングプアを生み出すこと、専門性が破壊され、施設の安全性や公共サービスの質の低下をもたらすことが明らかになってきております。

以上のように、大震災の状況も踏まえながら本当にライフラインとして必要なこの水道事業については、今県民が望んでいるのは安心・安全な水の供給を安定的に運営する水道事業、すなわち公営・直営の事業のあり方であります。

このような立場から、ただいま議題となっております甲第22号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」に対する修正案に賛成し、原案に反対する討論を終わります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 皆様、こんにちは。

甲第22号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計予

算」修正案に賛成の立場で討論を行います。

原案の新石川浄水場運転管理業務民間委託について、以下のことを指摘し当局へ再考を促すものです。

まず、拙速な運転管理、民間委託を実施することは、水道法の理念の、だれもがひとしく公共財としての水道水の供給を受ける権利を保障するものであり、県民に安全・安定・低廉な水道水を供給することという憲法第25条の基本理念を大きく崩していく危険性を持っています。

新石川浄水場は、計画から足かけ12年、ようやく完成の日の目を見るところまで来ました。この間、大過なく建設が進められましたことに、地元議員といたしましては関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

以下、県下16市町村への水の供給は県内供給約3分の1を担う、将来にわたっても重要な施設だと認識しております。その特色として、浄水池、原水調整池の上部を利用した多目的広場や水辺の広場としての親水護岸、ウォーキングや安らぎの場として地域住民、県民に広く開放される公共性高い施設となっています。風力発電、太陽光発電などクリーンエネルギー活用等時代の趨勢に応じた整備、金武湾を見おろす風光明媚な場所にもあり、周辺整備も含め最新技術の結集だと期待され、完成を待ちわびているところでもあります。

そういう中で、今回の民間委託は経営健全化の中で、水道事業の厳しい経営環境を見据え、県民の負担増となる水道料金抑圧のため民間委託による効率的な事業運営を図ることを目的としております。行財政改革、その重要性は皆目承知ですが、県民の命を守ることがまず第一に担保されなければなりません。

さきに新石川浄水場の特性を述べました。最新の機械設備、周辺整備すべてが一からの出発です。万全なる危機管理体制を構築せねばなりません。他県の民間委託の状況や名護浄水場の状況で、安全性を確保できていると説明がありますが、試運転もまだ行われていない中で、その安全性の担保はなきに等しいのではないのでしょうか。熟練した職員でも新たな環境に対応していくことは至難のわざであり、さらなる管理体制の強化を図るべきであり、また東日本大震災の教訓を受け、防災対策の見直し、強化も求められているところです。コストの低減を今ここで議論をする状況ではないと考えております。

また、調査の中で、建設にふぐあいが生じ、23年7月の供用開始の予定がおくれ、最悪の場合、年を越すという可能性もあるということが判明をいたしました。今日の時点でどのような結果になっているのか定

かではない状況があります。この予算を吟味、検討することにはとても無理があり、危険性が伴ってきます。見切り発車的な計画では県民の心身ともに安心・安全を確保できず、議会としての権能を果たせないと考えます。新浄水場と現浄水場との供用から本格稼働まで寸分たがわぬ作業をまず確保し、県民にしっかり安全を約束し、順調な稼働の後、慎重に慎重を重ねた上での民間委託の議論を始めるべきではないでしょうか。

また、赤字解消、行財政改革を訴えるとき、職員の削減、民間委託のほうに先に目が向けられています。組織のあり方を総合的に考える時期に来ていると思います。公営企業管理者、それは長く定年部長の受け皿になっております。県民に厳しく身内に甘い、職員や県民に負担を押しつける就任のこのあり方を見直し、みずからの組織のスリム化に向けて改善策など内部努力を徹底すべきであります。行財政改革を叫ぶとき、そういうところからメスを入れるべきではないでしょうか。県民への痛みとなる料金改定の議論などそれもその努力の先でなければならぬと考えます。今後の計画的な民間委託の実施に向けても、現場の声をトータル的な課題を整理をしながら検討されるべきだと考えます。

沖縄県の水道施設は、地理的状況や厳しい条件がゆえに給水人口や配水能力に比べて施設規模が膨大になっている現状、職員の配置は水の安定供給上、必要最低限の数であり、その働き、技術、努力が沖縄県の命の水の歴史だと思います。公営企業としてまず安心・安全な水の供給、それを素早い事故処理能力、品質課題対策などその責務を果たすことが重要です。採算性を強調することにより、技術の重要性を度外視することはとても危険なことだと考えます。

私たち新政クラブとして、民間委託、民間活力を全否定するものではありません。命にかかわる公営企業の役割を担う部署だからこそ多少でも危険性に疑義があれば、それを払拭する材料が提示されない限り認めることはできません。それが県民への責任だと考えます。県企業局の財政上の厳しさを勘案し、行財政改革は別の視点も加味しながら十分な検討を重ねていただきたい。

今回の民間委託の実施は、命の水を守る立場から時期尚早、いま一度立ちどまって県民の水の安定供給、安全性を優先して取り組んでいただくよう予算の見直し、修正案に賛成をいたします。

議員諸氏の御賛同を心よりお願い申し上げます。討論いたします。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 私は、改革の会を代表して、ただいま議題となった「平成23年度沖縄県水道事業会計予算」の修正案に賛成する立場で討論いたします。

既に多くの議員から、賛成、反対の立場で討論がなされてまいりました。私は、今回の議案でどうしても納得のいかない点があるので討論をさせていただきます。

知事や企業局長は、今回の提案理由として、1、運転管理に要するコストの低減、2、ワーク・ライフ・バランスの観点から職員負担の低減、3、民間の管理ノウハウの導入としています。

私は、民間企業のノウハウを高く評価していますし、自分自身も議員になる前は民間企業で勤めてまいりました。したがって、民間の能力をだれよりも評価をし、そして理解をしているという自負があります。しかしながら、すごく気になる点があります。それは県当局が民間委託をすればコストの低減につながると言い切ることです。それは同じ業務でありながら、民間なら低予算で活用できるということを平然と言いのけ、明らかに安い委託費で民間活用をしようとしていることにほかなりません。

企業局の業務は、県民のライフラインにつながる極めて重要な業務です。仮に民間委託をするにしても業務の継続性や職員のスキルの向上が求められてまいります。したがって、3年間の契約にした場合、果たして民間として安定的な経営に資することができるかが大きな課題であるとともに、職員の安定的な収入の確保及び身分が保障されるかも大きな課題であります。

改めて言いますが、私は民間企業のノウハウを高く評価しております。しかし、一番の問題はそこではありません。それは現在の企業局長がもともと総務部長でありました。企業局長が行財政改革を推進する必要性を強調し、現在の体制では水道料金の値上げになることに触れていることです。

私は声を大にして言いたい。あしき慣例として企業局長のポストが県の部長たちの天下りの受け皿になっていることそのものが行財政改革の最大の阻害要因であります。

その具体的な内容を申し上げます。知事部局長の退職金約3200万円あります。月給大体52万8400円掛ける52.28カ月、プラス60万円。そしてその退職金3200万円をもらって企業局長に就任をします。何と2年間就任をし、たった2年間で退職金も企業局から支払われます。それは500万円です。

皆さん、きょうは企業の皆さんもたくさん見えています。私は、先ほどから言っているように、民間の皆さんが非常に苦しい立場で今一生懸命沖縄経済を支えていることは重々承知しています。しかし、皆さんの企業で2年間働いて500万円の退職金を支給できる企業がありますか。私はこうした現状に対して、本当に憤りを感じております。2年間の勤めで退職金をもらえるなんて人生バラ色ではありませんか、やめられせんよ。

県民の皆さん、まだまだあるんです。企業局長を退職した前任者が何と500万円の退職金をもらって、次にトロピカルテクノセンター（TTC）の専務へ就任しております。もっと言うと、その前の局長さんは沖縄振興開発金融公庫に行っております。

皆さん、今回コスト論、行財政改革という意見がたくさん出てまいりました。私は、1期目からこの企業局長のポストは問題であるということを再三本会議でも訴えてまいりました。しかしながら、当時の仲里前副知事が、それは天下りではない、それは天上がりだよということをおちゃらけて答弁をしました。そういう答弁をした方が、今回、行財政改革のもとで財源が厳しいから、そしてそれを通さないと結果的に県民の水道料金の負担につながるということを言うことは私は説得力がないと思っております。県民が苦しんでいる中でこうした天下りで二重の退職金をもらっている局長の提案に説得力がありますか。私は県民の皆さんに問いたいと思っております。

最後に、民主党が政権交代を目指してきた目玉政策として、「天下り根絶」があります。それは多くの国民・県民から期待をされてまいりました。今回の議案はまさに天下りの温床となっている企業局において行財政改革という口実のもとで、県民の命の水をコスト論で片づけようとするものです。東北の震災でも見られますように、水はライフラインです。その水にコスト論を持ち出すことは県民の命を脅かす行為であり、民間移譲イコール低コストという県の姿勢そのものが民間企業をばかにしていると思います。

まずは企業局長人事や二重退職金の問題を整理してからコストの話をするべきであるということを強く指摘し、修正案への賛成の討論といたします。

以上です。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（高嶺善伸君） 傍聴人は静粛に願います。

次に、甲第12号議案、甲第16号議案及び甲第19号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

私は、日本共産党県議団を代表して、今議題になっております甲第12号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第16号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」、甲第19号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」の3議案に対する反対討論を一括して行います。

これらの議案は、沖縄市の東部海浜開発事業にかかわるものです。その地域は、無駄な公共工事の埋立事業であると、これまで自然保護団体から厳しく批判されてきたものであります。

もともと泡瀬干潟の埋め立ては、現在の米軍泡瀬通信基地を返還させ、その地域を中核としてもとの泡瀬を復活させるまちづくりとして出発しています。それで通信基地撤去と連動して埋め立てる計画でありました。ところが、米軍基地の撤去ができなくなり、出島方式に変更された経緯があります。ところが埋立土砂の確保が困難で頓挫していました。一方、新港地区は企業誘致を進める計画でありましたが、それもスムーズにはいかず切り札として特別自由貿易地域にしましたが、この事業も成功していません。東埠頭の航路をしゅんせつする計画を進めましたが、しゅんせつ土砂のヘドロの処分先がなく、その事業もストップしていました。もともとそのしゅんせつ土砂は、新港地区の埋め立てに使用する予定でありましたが、ヘドロであるために埋め立てには適さないという理由で新港地区のしゅんせつ工事にも使用できなかったものであります。

そういう状況の中で、沖縄市の泡瀬干潟を埋め立てたいという事業と、東埠頭の航路をしゅんせつしたいという事業が問題解決のキーワードとしてヘドロの処分場として現在の泡瀬干潟の埋立計画になったものです。新港地区の埋め立てには適さないしゅんせつ土砂が泡瀬干潟の埋め立てには適しているという道理は全くありません。その事業がそのまま進められても地震など自然災害には耐えられません。東日本の大震災では、埋立地域は液化化して建物が倒壊しています。このような状況でかけがえのない貴重な干潟が何の合理性もないまま埋立工事が強行されることは許されないことです。

そもそもこの中城湾港の埋立事業は、泡瀬干潟を守る住民訴訟も行われ、福岡高裁那覇支部において新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについて

は、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて相当程度に手がたい検証を必要とするとの指摘がなされ、従前の土地利用計画が定められてから9年が経過し、この間、その基礎となった経済的事情に大きな変化が生じている、従前の土地利用計画に抜本的な見直しを迫られていると相当程度に手がたい検証を必要とするとの指摘をされています。

ところが、事業計画書は埋立面積が従来の泡瀬地区が187ヘクタールから96ヘクタールに規模は縮小されましたけれども、経済的合理性がないと指摘された従前の計画内容と類似し、ほとんど改善はされていません。確定判決を全く無視する事業計画であります。政府に提出された事業計画書は全く経済的合理性に欠け、科学的な検証に耐えられないずさんなものになっています。

私は、これまで議会のたびにその問題点を具体的に指摘してきました。ところが、知事執行部は全く聞く耳を持たず、埋め立てありきの強引な態度で推進しています。全く許されるものではありません。

そこで、私は、事業計画の問題点について幾つか具体的に指摘します。

まず需要予測も手法も間違いだし、使われているデータも科学性がないものであるということ、それから産業経済効果を計算する産業連関表も恣意的に作成され、間違いもあり、結論ありきのものであるということ、それから経済の波及効果の算出も需要から行われるべきものが供給から行うなど、およそ手法として全く認められないものであります。

私は、ここに東部海浜開発事業計画書を持ってありますけれども、（資料を掲示）この中身を皆さんごらんになったでしょうか。これがもともと埋立事業が推進されるわけですから、この中身をしっかり沖縄県議会の議員の良識にかけてやはりぜひ一度これをきちっと分析するということが今求められていると思います。この中身が科学性もない、それから経済的なものもない、そういうずさんなものであるのにこの県議会ではフリーパスということになると、これは沖縄県議会の権威にもかかわる重大問題だと私は考えるんです。

それで例えば、この中で需要予測というのがありますが、それでも、「主な需要予測の考え方」ということで出されていますけれども、この計算の基礎は沖縄県の入域観光客の数から推計するということにしていますけれども、その推計の仕方がとんでもない乱暴なやり方で、沖縄県の推計は例えばこれは立ち寄り率ということをやっていますけれども、沖縄県がそれぞれの観

光地にどれだけの観光客が立ち寄るかということについての推計は、あくまで観光客に対して実施したアンケート、そのアンケートをもとにして立ち寄り率を沖縄県のほうは出していますけれども、泡瀬のほうはどうしたかといいますと、県のとった観光客からのアンケートでは沖縄市に立ち寄っているという回答を出したのは東南植物楽園、これとコザ「音市場」を含めてこれで15.3%、ここは県の統計でもアンケートの調査でも立ち寄るということになっていますけれども、それ以外の地域には沖縄市は見るものもない、買い物するものもない、観光客が立ち寄っていないんです。ところが、東部海浜開発事業を進めるためにはどうしても沖縄市に立ち寄ることにしなければならないというのが根拠なんです。それでやった小細工が何かといいますと、「沖縄市立寄率」がありますけれども、これは分子に東南植物楽園7.9%、それから胡屋通り、ミュージックタウンなどのほうに7.4%で合計15.3%が立ち寄るということになっています。これを分子にして、そして下のほうに伊計島、勝連城址、中城城址など含めてこれを分母にして計算したものが「沖縄市立寄率」ということになっているんです。「沖縄市立寄率」を基準にして何を計算しているかといいますと、すべて宿泊予測を含めてAになっていますけれども、大体科学的に数学的にも経済学的にも統計学的にも全く成り立たないような公式で、沖縄市に来るだろう、需要予測をするということというのは全く許されないと思うんです。

それで私は12月24日でしたか、赤嶺政賢衆議院議員と一緒に内閣府のほうに行きました。それでその審議官にこの問題を追及して、あなた方も前原大臣は専門家に十分に検証をさせた。それから繰り返し繰り返し検証したと言っているけれども、こういう需要予測で何が科学的に検査されたのかと、こういう計算が成り立つのかということで追及しましたら、内閣府の人は確かに経済学的には沖縄市のほうはまだ未熟ですねと、誤りを認めているんですよ。前原大臣はじゃだれが専門家かと、私も多少統計学は勉強している。この中身についても十分分析した。たくさん問題だらけだと。それについてぜひ問いただしたい、だれか専門家をということをやったら、専門家には見せられない。それがわかったんですよ、皆さん。

それから沖縄市の担当者でもこの問題で追及しましたら、結局はこれも観光客などの需要予測についても今言った問題については説明できない。それから経済の波及効果について使う産業連関表についても当然これは沖縄市独自につくるべきものを、都合のいいもの

の数値を使っていると。これも時間がありませんから省略しますけれども、そういうずさんな計算で需要予測をしています。しかも、平成30年度には沖縄県の1000万人構想に合わせて沖縄市では850万人来るということで予測していますけれども、そもそもスタートから私はこの需要予測は間違いであるということで具体的な指摘も議会でもやってまいりました。

例えばもう既に沖縄市の事業計画と、現実のギャップが大変大きなものになっています。沖縄市が出した、沖縄市に入域観光客数として出されたのは、平成22年度は653万人来る予定で計算されていますけれども、実際、県の出した発表は585万5000人しかない。実に68万人の開きが出ています。しかも、今皆さん、東日本の大震災で日本国民全体がうつになっているという状況で、観光どころじゃないと大騒ぎになっています。（「なってないよ」と呼ぶ者あり） そうなっています。それは私が思うんで、皆さん方がどう思うかは自由ですよ。ただ、そういう中で沖縄にまで観光に行くのかとかいうことになると、来ないですよ、ほとんどが。観光客はこっちの議会前にバスが大分とまっていましたけれども、今とまらなくなっていると守衛の方が言っていますよ。だから、このように沖縄への観光客の落ち込んでいる状況の中で、これで言う850万人来るというもとで推計されている今の経済の効率性の問題については全く道理が合わないということをはっきりさせておきたいと思います。

少なくとも経済的な問題について言えば、新港地区の総事業費は2197億円、特別自由貿易地域のところ——今議案の関係ですけれども——2197億円かけて393ヘクタールを埋め立て港湾整備を行い、一般工業用地112ヘクタール、特別自由貿易地域122.4ヘクタールとして沖縄県の産業振興を図るために事業を進められましたけれども、ところが用地を企業に売却して銀行から借金をして埋め立てたけれども、ところがそれがうまくいかない。用地売却が思うように進まず、県は714億円の借金を返済するために用地を大幅に値下げしてまで売却する努力をしてくれていますけれども、ところがそれもうまくいかずにこれが今県の一般会計を大きく圧迫するというような事態になっています。

皆さん、この泡瀬干潟の埋立問題は長いこと議論されていますけれども、需要予測も全くのでたらめ、経済の波及効果も全くのでたらめ、それから経済的効率性の問題でいろいろ言っていましたけれども、借金が設備段階で119億円の赤字、それから運営段階で39億円、毎年1億8000万円の赤字をこれを沖縄市が30年間払い続けなければならない。赤字を最初から覚悟で経

済的合理性云々というのはもってのほかでありますし、特に産業連関表の場合の予測の仕方は、普通は皆さん商売するときには幾ら買う人がいるだろうかということで当然需要予測が先になります。その後でお客さんに合わせて品物を仕入れるということが常套手段ですけれども、この事業計画書は需要予測も適当にやって、まずはたくさん品物を仕入れようというそういう供給から先に経済波及効果が計算されている、逆立ちしているんです。これは私議会でもやりましたけれども、内閣府の総務省もそういう話は、事業の初めのときには供給からやるということはありません、まずは需要からやるべきだということを明確に言っています。ところが、この埋立計画書は全く逆立ちしたもののとして計算もされています。

だから、皆さん、——激励の声もありますけれども終われという声もありますので、——問題はこういう泡瀬干潟の埋立問題が今の埋立事業計画そのものが全くずさんだということは議会ではっきりさせておいて、これでいいのかと。結局はこの予算をやって企業に売れなかったら、また我々の税金で埋め立てた土地も買うという、新港地区と同じような二の舞をするということまで中身ははっきりしているんです。だから、いよいよこれをやると沖縄県民のために使うべき財源が全くこのために使われてしまう、県民生活を守ろうにも守れないというのははっきりしています。（「もういいよ」と呼ぶ者あり） もういいよという話がありますので、もう一つだけ。今これが出てくるのは、あなた方は今埋め立てているぞ、あれどうするんだというのがありますが、これは先ほどから討論がありましたように、自然再生という全国的には立派な経験がやられています。そして泡瀬のほうもむしろ自然再生で活用したほうがもとの活気あるまちづくりができるというのは、非常にはっきりしています。埋め立てでヘドロが出て、地震になったら液状化して家が沈没する、ホテルが沈没するようなものを我々が認めるんじゃなくて、後世に喜ばれるようなそういうすばらしい泡瀬をつくりたいという思いから、この議案について討論をしました。

よろしくお願いします。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 皆さん、こんにちは。

私は、ただいま議題になっております甲第12号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、そして甲第16号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計

予算」、甲第19号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」について、予算原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

中城湾港の開発は、地元からの強い要請に基づき中部地区開発の起爆剤として国・県により事業が進められております。新港地区の整備は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾として中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計や、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計において整備が進められてきたところであります。その結果、港湾取扱貨物量は平成19年が77万トン、平成20年が93万トン、平成21年が96万トンであり、年々増加しております。

これまで当該地区には、120社を超える企業が立地し、約2700人の雇用場が創出されるなど地域経済に与える波及効果は大きなものがあります。また、平成13年3月に特別自由貿易地域に指定され、加工交易型産業の立地促進に向け、国内外で企業誘致活動が展開されているところであります。新年度は貨物の定期船就航に向けた実証実験事業も予定されており、いよいよ期待は高まっております。

このようなことから、中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため、引き続き中城湾港（新港地区）の整備を推進する必要があります。

次に、中城湾港（泡瀬地区）埋立事業は、昭和63年に沖縄市が策定した東部海浜開発計画を契機に、再三にわたり沖縄市議会において事業の早期開発等に関する意見書が全会一致で採択されるなど、地元からの強い要請に基づき国及び県により進められている事業であります。

また、本事業は、35%もの土地を米軍基地等に占められている沖縄市が海に活路を求め、中部地区東海岸地域の活性化を図るべく計画されたものであります。本事業は、県土の均衡ある発展に資するとともに、新たな雇用場を創出し本県における観光振興にも寄与する重要な事業であります。

さらに、新港地区の港湾整備に伴うしゅんせつ土砂を有効利用する経済的かつ合理的な事業であり、新港地区の企業誘致を進めるためにも早急に事業を推進しなければなりません。

本事業は、環境面においても干潟などに最大限の配慮をして計画されたものであります。当初、沖縄市の

計画案は陸続きで埋め立てをする方針でありました。しかし、干潟を愛し、自然を残すべきとの地元の人々の強い意向により沖合に出して埋め立てる出島方式に変更されたのであります。また、当初計画の第 区域を取りやめて約半分の96ヘクタールの計画に変更したことから、干潟全体の約98%が残され、環境に対する最新の配慮がなされているところであります。太平洋から上る朝日は神々しく、事業完了の暁には西海岸とは一味違ういやしを国内外から訪れる人々に提供することでしょう。地域の活性化と自然環境保護の両面を考慮に入れた計画であり、一日も早い工事の再開が待たれているところであります。

さらに、工事の施工に当たっては、学識経験者等で構成される環境監視委員会等の指導助言を踏まえ、環境対策に万全を期して実施されております。万一、本事業が中止になり、現状のまま放置された場合は、逆に自然環境への多大な悪影響が懸念されるところであります。

県は、沖縄県地方港湾審議会設置条例に基づいた審議会を経て港湾計画の変更手続を行ったものであり、今後は埋立免許の変更等の必要な手続を行い、新年度から工事を再開できるよう努めていくとしております。

なお、平成23年度の中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算については、義務的経費である公債費のみ計上されております。

中部地区東海岸地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展のため、また地元の強い要請にこたえるためにも中城湾港の開発は強力に推進していかねばなりません。

したがって、甲第12号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、甲第16号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」、甲第19号議案「平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」、以上に御賛同いただくようよろしくお願い申し上げます。（拍手する者あり、発言する者あり）

○議長（高嶺善伸君） 静粛に願います。

次に、甲第21号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、甲第21号議案「平成23年度沖縄県病院事業会計予算」案に賛成の立場で討論を行います。

病院事業局におかれては、地方公営企業法全部適用の中で、平成21年度からの3年間の経営再建計画を着実に進め、早くも単年度黒字を達成するなど経営改善の途上にあります。特に、当該予算案に係る23年度は同再建計画の最終年度であり、県民への最善の医療提供を引き続き安定的に確保するための足場づくりへさらなる取り組みが求められており、県立病院を担う事業局の役割と責任はますます重大です。

そんな中、今回の予算審議の中で問われたのは、病院を運営するに当たっての人員の確保とその配置が適切かどうかということでした。業務応援臨任と称する80名余りの臨時職員の存在が明るみとなり、常時必要であるにもかかわらず、常時不足している人員を脱法的な臨時任用の配置で補ってきたことが発覚しました。無理な解釈によって臨時任用を続け、365日、24時間どうにか人をつながざるを得ないという実態を抱える中で浮き彫りとなったのは深刻な職員定数枠の不足です。定数が足りず、正規で雇うことができないために、医師も看護師も理学療法士や作業療法士などのコメディカルスタッフもいつも不足し、臨時や嘱託で雇わざるを得ない状況が続いています。

民間の同規模の総合病院、急性期病院がとくに7対1看護を導入する中で、県立病院では定数が20年以上も据え置かれ、10対1体制のままとどまらざるを得なかったために取り残され、労働環境、待遇面においても競争力を失い、結果、人材を流失させ、現状の病床閉鎖を余儀なくされています。この人員不足は、手厚い人員配置に対して加算が見込まれる診療報酬体系の中にあってみすみすその加算を逃してしまっているという点で、経営的にも決定的な損失を与えています。

安定確保が叫ばれる特に医師などは、離島勤務のときだけ定数内の職員として身分を保障されるものの、離島から帰ってきたら定数外に置かれるため臨時が嘱託でしか働くことができず、キャリアを積んで戻ってきたら待遇を落とされるという情けないありさまです。しかし、そんな環境を背景にしながらも公的医療を担う使命感を強く持ち、頑張っている沖縄の県立病院が客観的にも高く評価されました。DPCという請求体系を取り入れている病院——これは民間のほとんどの急性期病院が採用している形態です。その比較の中で、昨年、県立中部病院は全国2位の機能性の高い病院として評価されています。さらに、日経新聞の去る12月のランキングでも実力ある病院、決して患者を断らない病院、地域医療への貢献度が高い病院などの評価指標の中で、民間・公立合わせ全国ベスト59の中

に入ったのは九州で6つだけで、うち沖縄からランクインした3つに中部病院、南部医療センターの県立病院が浦添総合病院とともに入っているのです。

県民の命のとりでとして離島医療、救急医療、不採算医療も含め、その役割をしっかりと認識し、志高く働く職員は県民の財産です。その県立病院の持続的運営のためにも、病院事業局にはこれ以上現場を疲弊させることがないようにしっかりとその経営環境を整えていくことが求められます。24年度の北部病院の7対1看護体制導入に向けた作業を初め、医師、看護師、コメディカルなど県立病院全体に必要な人員をきちんと確保するための定数改正条例を23年度において引き続き行うことが必ず必要です。あわせて経営改善の課題の一つであった病院事業局、事務職員の専門化、プロパー化も図り、医療現場との意思疎通を密にし、複雑な診療報酬体系や請求体系に機敏に対応できる体制づくりも図らなければなりません。

予算特別委員会において、同議案に続いて提案された附帯決議には、これら現状を踏まえなすべき人員確保、定数拡大への対応が示され賛成多数で可決されました。病院事業当局におかれては、次年度の病院事業の執行に当たり、この附帯決議の内容をしっかりと生かしていくよう求めます。

県民の命を預かる知事におかれてももちろん独法化ありきではなく、島嶼県沖縄のどの島に暮らす県民にも安心の医療が安定的に確実に提供される体制づくりにも万全を期すよう強く望み、以上、社民・護憲ネットを代表しての賛成討論といたします。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 私は、改革の会を代表して、ただいま議題となった「平成23年度沖縄県病院事業会計予算」の予算案に賛成する立場で討論をいたします。

県立病院が将来にわたって持続可能な医療提供体制の確保を図ることは、県民を初め県議会、県知事共通の願いであると思います。また、きょうは沖縄市議会の多くの議員の皆さんが見えております。

中部病院について先ほど説明がありました。私は、特にその中部病院の今の体制が非常に全国から注目されておりますし、ぜひとも皆さんも現場に行っていたいて激励をしていただきたいと思います。それは、特に沖縄県民のみならず、特に沖縄市、うるま市あたりの皆さんにとって極めて大事な役割を果たしているということを改めてまた御理解いただきたいと思います。

仲井真知事は、県立病院の再建のために3年間で毎

年約85億円の予算を投入し、南部医療センターの7対1看護の実現、そして今度は中部病院の7対1看護に向けて93名の増員を決意いたしました。私は、純粋にそして素直にこの行為に対して高く敬意を表しているところでございます。そして、県立病院の現場の職員の皆様には並々ならぬ努力で県民の命を守りながら、単年度黒字に転換を果たしたことも高く評価されるべきであると思います。

県立病院、そしてそこで必死に働いている職員は、我々県民の財産であります。これまで県議会において何度も議論になってきたことは、職員の定数の問題であります。知事部局は、職員数を無秩序にふやしていくことは人件費が増大し、今後の病院経営に影響を与えと言っております。私もそのとおりだと思っております。しかし、これまで私たちが無秩序に職員をふやしてほしいと言ったことは一度もありません。昨今の医療業界の医師、看護師不足は、病院経営に大きな支障を来しております。病院経営に資するという方針をとらえるならば、例えば南部医療センターで66床のベッドが閉鎖され、1年間に何と8億円から9億円の診療報酬の減になっているという点を考えると、早急に医師、看護師等のスタッフを増員すべきであると考えます。

予算特別委員会での総括質疑の中で、経営を考えるならばむしろ休床になっている現状を打開すべきとの指摘がありました。さらに、予算特別委員会における知事への質疑で、病院では多くの女性が働いており、産休・育休で常時四、五十人ぐらいの休職者を出している状況であり、その人数を定数に加える必要性を問われた仲井真知事の答弁は、これは少し具体的過ぎて私には正確な知識がないのですが、と答弁しております。県立病院の最高責任者である知事がこのような大事な実態を把握していないことは、大変大きな問題であると言わざるを得ません。もし、野党議員が職員数の定数増を求めているのは、組合職員のためだと思っているならそれは大きな勘違いであります。さらに、与党の県議の皆さん、皆さんもそう思っているならぜひとも病院現場に行ってください。私は、今月も先月も県立病院に何度も行ってまいりました。これまで県立病院に出向いて暇そうにしているスタッフを見たのは一回もありません。

県立病院の存続のために先日の予算特別委員会において、1、医師、看護師、コメディカル等医療スタッフの定数については、7対1看護診療体制と診療報酬体系に即した配置となるよう、平成23年度中に沖縄県の定数条例を改正し必要な増員を図ること、2、医師

の安定確保のため、身分を臨時・嘱託扱いではなく正規職員として採用すること、３、臨時的任用職員については、職員の育児休業に伴う臨時的任用職員の配置等、医療現場の実情を踏まえた柔軟な任用を図ることの３点の附帯決議をさせていただきました。残念ながら全会一致ではなかったんですけども、どうしても現場を今助けなければならないというそのような思いで多数決で踏み切ったわけでございます。

経営に資することも考慮し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を確保することを目的に、私たちはこの附帯決議をさせていただいているところでございます。

知事が本気で県立病院を守る決意があるなら、最高責任者としてもっと現場を知り、病院事業局長に経営の責任と権限を与えるべきであります。現場主義を主張している知事が純粋な目で現場を視察し、経営安定のための職員体制の構築を図っていただくことを切に希望し、私の賛成討論いたします。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時５８分休憩

午後２時５８分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第２３号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。お諮りいたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、委員会の修正案は、否決されました。

○崎山 嗣幸君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時５９分休憩

午後３時０分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時１分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次に、甲第２２号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、委員会の修正案は、否決されました。

○仲宗根 悟君 議長、休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時３分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第２２号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時４分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次に、甲第１２号議案及び甲第１６号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第１２号議案及び甲第１６号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、甲第１９号議案を採決い

たします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、甲第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案の18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案18件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第10 議員提出議案第7号 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書及び日程第11 議員提出議案第8号 東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔議員提出議案第7号及び第8号 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 ただいま議題となりました議員提出議案第7号及び第8号の2件につきましては、3月23日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第7号につきましては、東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等について関係要路に要請するためであり、議員提出議

案第8号につきましては、東北地方太平洋沖地震被災に対し、心からお見舞いを申し上げるとともに一日も早い復興を願い支援を行うことについて宣言するためであります。

それでは議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第8号を朗読いたします。

〔東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号及び第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第7号「東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書」及び議員提出議案第8号「東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号及び第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第12 議員提出議案第9号 北方領土問題の早期解決を求める意見書及び日程第13 議員提出議案第10号 離島の保全・支援等に関する意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當間盛夫君。

〔議員提出議案第9号及び第10号 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 ただいま議題となりました議員提出議案第9号及び第10号の2件につきましては、3月23日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第9号につきましては、北方領土問題の早期解決について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第10号につきましては、離島の保全・支援等について関係要路に要請するためあります。

それでは議員提出議案第9号を朗読いたします。

〔北方領土問題の早期解決を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第10号を朗読いたします。

〔離島の保全・支援等に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第9号及び第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第9号「北方領土問題の早期解決を求める意見書」及び議員提出議案第10号「離島の保全・支援等に関する意見書」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第9号及び第10号は、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第14 議員提出議案第11号 嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書及び日程第15 議員提出議案第12号 嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第11号及び第12号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいま議題となりました議員提出議案第11号及び第12号の2件につきましては、米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第11号を朗読いたします。

〔嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書朗読〕

次に、決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第11号及び第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第11号「嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書」及び議員提出議案第12号「嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第11号及び第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 陳情5件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のと

おり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第17 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第18 陳情6件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情6件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情6件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・・・・・・・・

○議長（高嶺善伸君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

・・・・・・・・

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

・・・・・・・・

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員

長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

・・・・・・・・

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第2回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後3時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子